大分市地域防災計画

資　　料　　編

令和６年３月

資料編

目次

（総則　資料）

1　大分市地形分類図 …… P.　1
2　市域内の幹線河川 …… P.　2
3　市域内の水系別支線河川 …… P.　2
4　大分市地質図 …… P.　4
5　大分市の気象 …… P.　5
6　大分市に災害を起こした主な台風の記録とその被害 …… P.　6
7　主な火災発生状況 …… P.　１３
8　年別火災発生状況 …… P.　１９
9　火災原因別発生状況 …… P.　２０

（災害予防計画　資料）

10　がけ崩れに関する注意事項 …… P.　２１
11　崩壊等防止工事採択一覧表 …… P.　２２
12　土石流危険渓流標識板 …… P.　２４
13　災害危険予想箇所等
（１）法令等による指定区域
①　砂防指定地 …… P.　２５
②　地すべり防止区域 …… P.　２７
③　地すべり危険箇所 …… P.　２８
④　土石流危険渓流Ⅰ …… P.　３０
⑤　土石流危険渓流Ⅱ …… P.　３９
⑥　土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ …… P.　４３
⑦　急傾斜地崩壊危険区域 …… P.　４４
⑧　山地災害危険地区 …… P.　４９
⑨　土砂災害警戒区域と警戒避難体制 …… P.　５０
ア　土石流 …… P.　５０
イ　急傾斜地 …… P.　６８
ウ　地滑り …… P.　１５８
⑩　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等 …… P.　１５９
（２）令和５年度　大分市災害危険予想地域 …… P.　１６１
（３）重要水防箇所等
①　重要水防箇所（国土交通省管理河川） …… P.　１６９
②　重要水防区域（大分県管理河川） …… P.　１７４
③　水防区域（大分県管理河川） …… P.　１７５
④　重要浸水区域（大分県管理河川） …… P.　１７６
⑤　大分川・大野川水系　危険箇所調書 …… P.　１７７
⑥　洪水浸水想定区域の指定状況 …… P.　１７８
⑦　洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設等 …… P.　１７９
⑧　高潮浸水想定区域の指定状況 …… P.　１９０
⑨　高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設等 …… P.　１９１
14　自主防災組織規約 …… P.　１９７
15　自主防災組織防災計画 …… P.　１９９
16　自主防災組織結成状況 …… P.　２００
17　防災士協議会規約 …… P.　２１３
18　消防車両等現有台数 …… P.　２１７
19　消防水利現有数 …… P.　２１７
20　救助器具配置状況 …… P.　２１８
21　第１次水防倉庫資材（消防団備蓄分） …… P.　２１９
22　第２次水防倉庫資材（大分市消防局関係） …… P.　２２０

23　第３次水防倉庫資材（市関係分）　…… Ｐ．２２１
24　大野川防災センター水防資材一覧　…… Ｐ．２２２
25（１）大分川緊急用河川敷道路（緊急用船着場含む）　…… Ｐ．２２３
（２）大分川緊急用河川敷道路（緊急用船着場含む）　…… Ｐ．２２４
26　第６次地震防災緊急事業五箇年計画　…… Ｐ．２２５
27　住環境整備事業一覧表等　…… Ｐ．２２５
28　大分市内の道路啓開ルート　…… Ｐ．２２６
29　大分市災害時多言語コールセンター資料　…… Ｐ．２２９

（災害応急対策計画　資料）

30　大分市災害警戒本部組織表　…… Ｐ．２３０
31　大分市災害対策本部組織表　…… Ｐ．２３１
32（１）大分市災害対策本部事務分掌表　…… Ｐ．２３４
（２）大分市災害対策本部・警戒本部設置図　…… Ｐ．２４０
33　応援要請書　…… Ｐ．２４１
34（１）動員報告書　…… Ｐ．２４１
（２）参集途上情報報告書　…… Ｐ．２４２
35　特別警報発表基準一覧表　…… Ｐ．２４４
36　警報・注意報発表基準一覧表　…… Ｐ．２４５
37　洪水予報区域並びに洪水予報の種類と基準等　…… Ｐ．２４６
38（１）洪水予報文　…… Ｐ．２４７
（２）土砂災害警戒情報文　…… Ｐ．２５０
39　水防警報を行う指定河川海岸一覧表　…… Ｐ．２５１
40　避難判断水位情報の通知及び周知を行う指定河川一覧表　…… Ｐ．２５４
41　気象警報等の伝達系統図　…… Ｐ．２５５
42（１）大分川、七瀬川、大野川水系洪水予報伝達系統図（大分市関係分）　…… Ｐ．２５６
（２）浸水想定区域内の要配慮者利用施設等に対する洪水予報等の伝達系統図　Ｐ．２５７
（３）水防警報及び避難判断水位情報の伝達系統図　…… Ｐ．２５８
43　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等に対する土砂災害警戒情報等の伝達系統図　Ｐ．２５９
44　火災警報伝達系統図　…… Ｐ．２６０
45　消防信号　…… Ｐ．２６１
46　水防信号　…… Ｐ．２６２
47　津波予報区分図　…… Ｐ．２６３
48（１）気象庁震度階級関連解説表　…… Ｐ．２６４
（２）地震及び津波に関する情報用語の解説　…… Ｐ．２６９
49　津波注意報標識・津波警報標識　…… Ｐ．２７１
50　大津波警報・津波警報・津波注意報、地震・津波に関する情報の伝達系統図　Ｐ．２７２
51　代表電話　…… Ｐ．２７３
52　ダイヤルイン番号表　…… Ｐ．２７４
53（１）大分市防災無線等通信系統図　…… Ｐ．２７７
（２）大分市ＩＰ無線呼出番号表　…… Ｐ．２７８
（３）衛星携帯電話番号表　…… Ｐ．２８１
54　大分市消防救急無線通信系統図　…… Ｐ．２８２
55　大分県防災情報システム（ネットワーク網）　…… Ｐ．２８４
56　災害対策（警戒）本部処理票　…… Ｐ．２８５
57　世帯別被害等調査票　…… Ｐ．２８６
58　被害状況速報　…… Ｐ．２８８
59　被害内訳表　…… Ｐ．２８９
60　罹災証明申請書　…… Ｐ．２９０

61 （１）大分県災害放送要請取扱要領 …… Ｐ．２９１
（２）災害時の放送要請に関する取扱要領 …… Ｐ．２９７
62 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達系統図 …… Ｐ．３０２
63 （１）大分市指定緊急避難場所一覧表 …… Ｐ．３０３
（２）大分市指定避難所一覧表 …… Ｐ．３０５
（３）協定福祉避難所一覧表 …… Ｐ．３０８
（４）津波避難ビル指定状況一覧表 …… Ｐ．３１０
（５）津波避難場所指定状況一覧表 …… Ｐ．３２２
（６）大分市公園一覧表 …… Ｐ．３２４
64 避難所代替施設 …… Ｐ．３４１
65 災害救助基準 …… Ｐ．３４３
66 （１）大分市備蓄計画・大分市における非常食関係、
生活必需品、資機材関係備蓄状況 …… Ｐ．３４８
（２） 非常用電源設備等一覧 …… Ｐ．３４９
67 主食（米・パン等）製造協力依頼業者及び供給能力 …… Ｐ．３５１
68 大分市給食調理場の状況 …… Ｐ．３５２
69 近隣市町村等共同調理場設置状況及び近隣市町村給食業者の状況 …… Ｐ．３５２
70 大分市災害時市民開放井戸登録制度事務取扱要領 …… Ｐ．３５３
71 大分市災害時市民開放井戸登録一覧表 …… Ｐ．３５８
72 大分市の文化財一覧 …… Ｐ．３６５
73 防疫活動状況報告書 …… Ｐ．３７１
74 防疫医薬品等の調達予定先 …… Ｐ．３７２
75 本市の所有するごみ収集車両台数 …… Ｐ．３７３
76 市が保有するマンホールトイレ数 …… Ｐ．３７３
77 市内業者のタイプ別仮設トイレ保有状況 …… Ｐ．３７３
78 市内仮設トイレリース業者 …… Ｐ．３７３
79 緊急輸送車両協力要請機関連絡先 …… Ｐ．３７４
80 官公庁船舶保有数 …… Ｐ．３７４
81 災害対策基本法に基づく車両通行止の標示 …… Ｐ．３７５
82 緊急通行車両の標章及び緊急通行車両確認証明書 …… Ｐ．３７５
83 大分市水防機構図 …… Ｐ．３７７
84 水門等操作に伴う指示及び情報の伝達系統図 …… Ｐ．３７８
85 自衛隊災害派遣要請書 …… Ｐ．３８０
86 ヘリポートの設定 …… Ｐ．３８１
87 自衛隊撤収要請書 …… Ｐ．３８４
88 警察連絡体制 …… Ｐ．３８５
89 災害時における九州電力送配電㈱大分配電事業所
・九州電力㈱大分営業センター組織図 …… Ｐ．３８６

（災害復旧計画　資料）

90 災害復旧事業に関する国の財政援助 …… Ｐ．３８７
91 国、県、その他関係機関が行う被災者支援に関する各種制度の概要 …… Ｐ．３８９

（南海トラフ地震防災対策推進計画　資料）

92 避難指示の対象自治区（南海トラフ） …… Ｐ．４１０

（応援協定等）

93　災害時応援協定等一覧 …… Ｐ．４１４
（１）九州市長会における災害時相互支援プラン …… Ｐ．４１６
（１）－２　大規模災害時の広域応援・受援に関する覚書 …… Ｐ．４１８
（２）中核市災害相互応援協定 …… Ｐ．４１９
（２）－２　中核市災害相互応援協定実施細目 …… Ｐ．４２１
（３）大分県及び市町村相互間の災害時応援協定 …… Ｐ．４２３
（３）－２　大分県及び市町村相互間の災害時応援協定実施要領 …… Ｐ．４２４
（４）大分市における大規模な災害時の応援に関する協定
（国土交通省九州地方整備局） …… Ｐ．４２５
（５）石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定 …… Ｐ．４２６
（６）大分市と宝塚市との災害相互応援に関する協定 …… Ｐ．４３１
（７）災害時における一時的な滞在施設に関する協定
（レンブラントホテル大分） …… Ｐ．４３２
（８）飯田市及び大分市の災害時相互応援に関する協定 …… Ｐ．４３３
（９）災害時におけるＬＰガスの供給等に関する協定 …… Ｐ．４３４
(10) 特設公衆電話の設置等に関する協定（西日本電信電話株式会社） Ｐ．４３５
(11) 災害に係る協力体制に関する協定（大分大学） …… Ｐ．４３６
(12) 災害に係る協力体制に関する協定（日本文理大学） …… Ｐ．４３７
(13) 災害に係る協力体制に関する協定（大分工業高等専門学校） …… Ｐ．４３８
(14) 災害時における災害救助犬の出動に関する協定（九州救助犬協会） Ｐ．４３９
(14) －２　災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目 …… Ｐ．４４０
(15) 災害に係る情報発信等に関する協定 …… Ｐ．４４３
(16) 災害発生時における大分市と大分市関係郵便局の協力に関する協定 …… Ｐ．４４４
(17) 電気自動車を軸とした地域課題解決に関する包括連携協定 …… Ｐ．４４５
(18) 電気自動車を軸とした地域課題解決に関する包括連携協定覚書 …… Ｐ．４４６
(19) 災害時における地域支援のための協力に関する協定 …… Ｐ．４４９
(20) 災害時における給電車両等の貸与に関する協定 …… Ｐ．４５０
(21) 災害時等における施設の駐車場の一時使用に関する協定（大分市遊技業防犯組合　外3組合）
…… Ｐ．４５２
(22) 災害時等における施設の駐車場の一時使用に関する協定（株式会社トキハ） Ｐ．４５４
(23) 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定（㈱ナガワ） …… Ｐ．４５６
(24) 災害時における天幕等資機材の供給に関する協定（太陽工業株式会社） Ｐ．４５７
(25) 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定 …… Ｐ．４５８
(26) 災害時における物資輸送等に関する協定 …… Ｐ．４５９
(27) 大分市とイオン株式会社との地域貢献協定 …… Ｐ．４６０
(28) 大分市とＫＤＤＩ株式会社との地域活性化を目的とした連携に関する協定 Ｐ．４６１
(29) 大分市と大塚製薬株式会社との包括連携協定 …… Ｐ．４６２
(30) 災害時における緊急放送の要請に関する協定（ケーブル各社） …… Ｐ．４６３
(31) 災害時における緊急放送の要請に関する協定（エフエム大分） …… Ｐ．４６４
(32) 災害時における大分市鶴崎行政センターの使用に関する協定 …… Ｐ．４６５
(33) 災害時における大分市鶴崎市民行政センターの使用に関する覚書 …… Ｐ．４６６
(34) 災害時における救援物資提供に関する協定 …… Ｐ．４６８
(35) 災害時に要配慮者の避難施設として
民間社会福祉施設等に受入れることに関する協定 …… Ｐ．４６９
(36) 災害時に要配慮者等の避難施設として受入れることに関する協定
（大分センチュリーホテル） …… Ｐ．４７０
(37) 大分市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定
（大分市社会福祉協議会） …… Ｐ．４７１
(38) 集団災害時における医薬品等の調達に関する協定（県医薬品卸業協会） Ｐ．４７２
(39) 集団災害時における医療機器等の調達に関する協定（県医療機器協会） Ｐ．４７２
(40) 災害時の医療救護活動に関する協定（大分市連合医師会） …… Ｐ．４７３
(41) 災害時の医療救護活動に関する協定（大分市歯科医療関係協議会） Ｐ．４７４

（42）災害時の医療救護活動に関する協定（大分市薬剤師会） …… Ｐ．４７５
（43）災害時の医療救護活動に関する協定（大分県看護協会） …… Ｐ．４７６
（44）集団災害時における救急医療体制図 …… Ｐ．４７７
（45）「大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定」に関する実施細目（県産業廃棄物協会） Ｐ．４７８
（46）災害時における大分市佐野清掃センターの使用に関する協定（東警察署） Ｐ．４７９
（47）災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（県民生協） Ｐ．４８０
（48）災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定（企業４社） Ｐ．４８１
（49）災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定（県漁協） …… Ｐ．４８２
（50）災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定（九州乳業） Ｐ．４８３
（51）災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定（農協） …… Ｐ．４８４
（52）災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定
（赤帽大分県軽自動車運送協同組合） …… Ｐ．４８５
（53）災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定（パン協同組合） Ｐ．４８６
（54）災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（コメリ災害対策センター） Ｐ．４８７
（55）災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（新鮮マーケット） …… Ｐ．４８９
（56）災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（ナフコ） …… Ｐ．４９１
（57）災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（王子コンテナー） Ｐ．４９３
（58）災害並びに事故発生時における支援活動に関する協定（県漁協） Ｐ．４９５
（59）災害並びに事故発生時における支援活動等に関する協定（県漁港建設協会） Ｐ．４９６
（60）農業集落排水施設災害対策応援に関する協定 …… Ｐ．４９７
（61）災害時における大分市農業集落排水管路施設の復旧支援協力に関する協定 Ｐ．５００
（62）災害支援等に関する協定 …… Ｐ．５０１
（63）集団災害時における応急復旧工事等についての協定（県建設業協会） Ｐ．５０３
（64）集団災害時における応急復旧工事等に関する協定（県造園建設業協会） Ｐ．５０４
（65）非常災害時の電力復旧に必要な道路啓開に関する覚書（九州電力送配電） Ｐ．５０５
（66）災害時の応急対策に関する協定（大分市電気工事協同組合） …… Ｐ．５０６
（67）豪雨時における仮設ポンプ設置業務に関する協定（企業46社） …… Ｐ．５０７
（68）災害時におけるシェアサイクルの使用等に関する協定 …… Ｐ．５０８
（69）災害時における帰宅困難者の一時的な滞在施設及び被災建築物応急
危険度判定士等の活動拠点としての提供に関する協定 …… Ｐ．５０９
（70）日本水道協会大分県支部水道災害等応援要綱 …… Ｐ．５１１
（71）水道における給水異常や災害発生時の給水支援等に関する協定 …… Ｐ．５１３
（72）大分市水道局と大分市管工事協同組合との
災害時の応急活動の協力に関する協定 …… Ｐ．５１４
（73）災害時等の応援業務に関する協定（ヴェオリア・ジェネッツ株式会社） Ｐ．５１５
（74）九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール …… Ｐ．５１６
（75）災害時における下水道管路施設及び排水設備の復旧に関する協定
（大分市管工事協同組合） …… Ｐ．５１８
（76）災害時における大分市上下水道管路台帳総合システムの復旧に関する協定
（国際航業株式会社大分営業所） …… Ｐ．５１９
（77）大分市上下水道局・日本下水道事業団災害支援協定 …… Ｐ．５２０
（78）大分市下水道管路施設保全災害支援協定（企業５社） …… Ｐ．５２２
（79）自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定
（日本下水道施設業協会） …… Ｐ．５２４
（79）－２ 自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事の請負に関する協定
（企業14社） …… Ｐ．５２４
（80）災害時における大分市下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定
（日本下水道管路管理業協会） …… Ｐ．５２５
（81）災害時における大分市下水道施設の技術支援協力に関する協定
（全国上下水道コンサルタント協会九州支部） …… Ｐ．５２６

（82）災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定
（日本下水道施設管理業協会） …… Ｐ．５２７
（83）災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定（企業３社） …… Ｐ．５２８
（84）日本水道協会九州地方支部　災害時における相互応援に関する協定 …… Ｐ．５２９
（85）大分川水系治水協定 …… Ｐ．５３２
（86）大分県常備消防相互応援協定（県内市町村） …… Ｐ．５３５
（87）大分海上保安部と大分市消防局との船舶火災に関する業務協定 …… Ｐ．５３６
（88）大分県防災ヘリコプター応援協定 …… Ｐ．５３８
（89）高速自動車道等における消防相互応援協定（県内高速道路所在市等） Ｐ．５３９
（90）大分県消防団相互応援協定（県内市町村） …… Ｐ．５４０
（91）災害時における道路情報等の提供の要請に関する協定（大分市タクシー協会）Ｐ．５４２
（92）災害時における消防用水及び生活用水の供給に関する協定
（大分中央生コンクリート協同組合） …… Ｐ．５４３
（93）災害時における消防活動の協力に関する協定 …… Ｐ．５４４
（94）災害時等における無人機による情報収集活動等に関する協定 …… Ｐ．５４５
（95）災害時における水上バイク等の協力に関する協定
（ウォーターリスクマネジメント協会大分支部） …… Ｐ．５４６
（96）災害時における水上バイク等の協力に関する協定（マリーナ大分） …… Ｐ．５４７

（参考資料）

94　大分市防災会議条例 …… Ｐ．５４８
95　大分市防災会議運営要綱 …… Ｐ．５５０
96　大分市防災会議委員 …… Ｐ．５５２
97　大分市災害対策本部条例 …… Ｐ．５５４
98　大分市災害対策本部規程 …… Ｐ．５５５
99　防災関係機関一覧表 …… Ｐ．５５８
100　大分市同報系防災行政無線管理運用規程 …… Ｐ．５６２
101　大分市IP無線管理運用規程 …… Ｐ．５６８

総則　資料

1　　大分市地形分類図

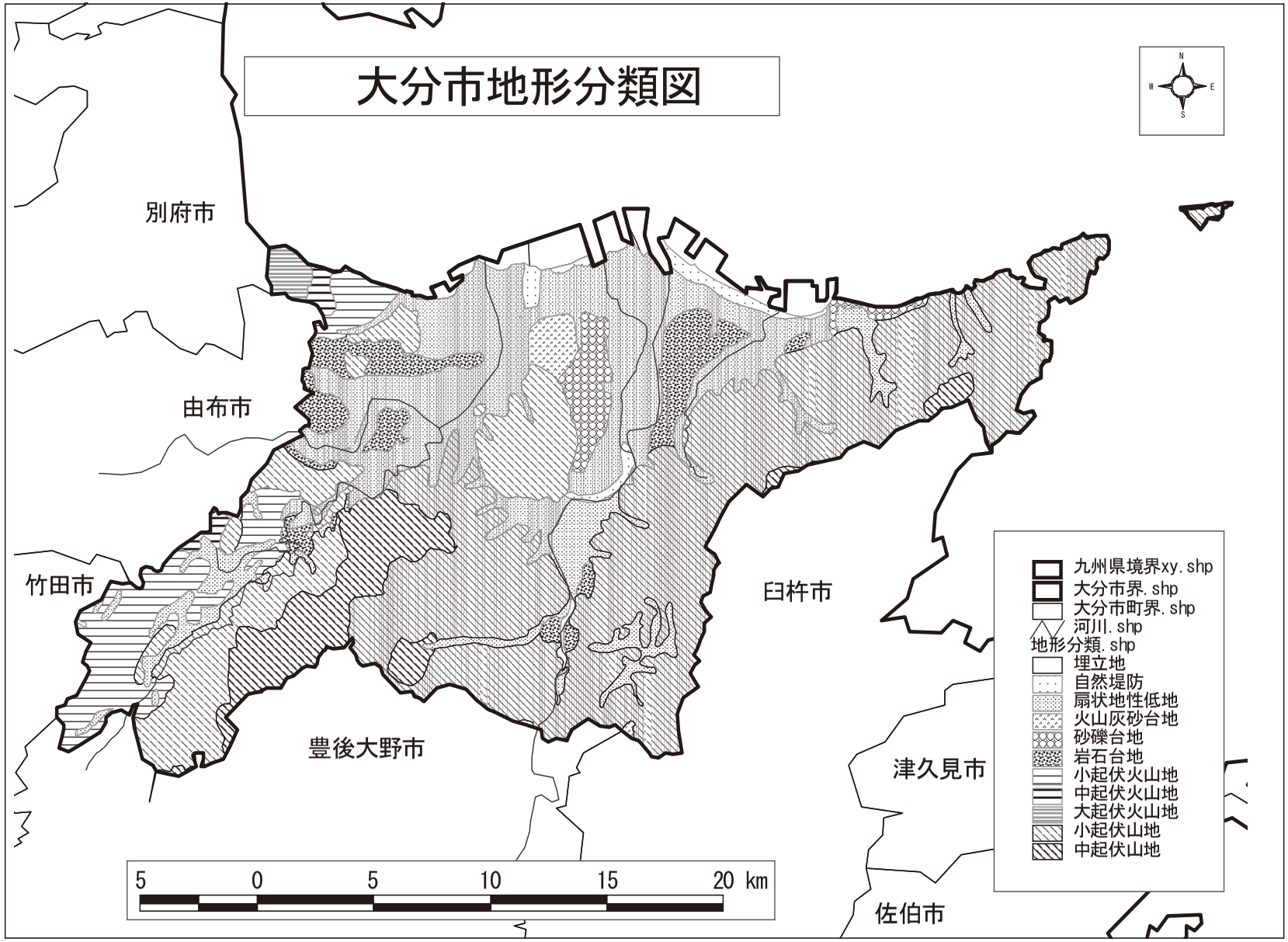
大分市地形分類図
N
W
E
S
別府市
由布市
竹田市
豊後大野市
臼杵市
津久見市
佐伯市
5　0　5　10　15　20 km
九州県境界xy. shp
大分市界. shp
大分市町界. shp
河川. shp
地形分類. shp
埋立地
自然堤防
扇状地性低地
火山灰砂台地
砂礫台地
岩石台地
小起伏火山地
中起伏火山地
大起伏火山地
小起伏山地
中起伏山地

２　　市域内の幹線河川

等級別	河　川　名	河川延長 (m)	河川面積 (ha)
１級	大　分　川	16,400	1162.75
	大　野　川	24,850	2255.33
２級	祓　　川	5,250	4.47
	住　吉　川	7,160	6.65
	日美天川	2,600	0.6
	旧日美天川	5,000	—
	本　田　川	2,800	2.32
	丹　生　川	10,250	54.76
	金　道　川	4,050	2.6
	江　　川	2,400	1.68
	小　猫　川	4,891	—
	湊　　川	2,575	—
	志生木川	3,891	—

３　　市域内の水系別支線河川

水系・等級別	河　川　名	河川延長(m)
大分川水系　１級	裏　　川	4,472
〃	七　歩　川	2,300
〃	米　良　川	4,270
〃	一の瀬川	2,750
〃	寒　田　川	4,500
〃	鴛　野　川	500
〃	敷　戸　川	3,350
〃	田　尻　川	2,000
〃	園　田　川	1,500
〃	横　瀬　川	1,220
〃	尼ヶ瀬川	3,050
〃	餅　田　川	466
〃	赤　　川	800
〃	七　瀬　川	17,227
〃	賀　来　川	3,000
〃	鬼　崎　川	1,500
大野川水系　１級	大　谷　川	3,600
〃	宮　谷　川	1,500
〃	大　内　川	2,000
〃	戸次古川	4,300
〃	佐　柳　川	1,200
〃	小筒井川	2,850
〃	吉　野　川	4,000
〃	花　鶴　川	500

水系・等級別	河　川　名	河川延長(m)
大野川水系　１級	稲　積　川	2,300
〃	河　原　内　川	10,200
〃	黒　仁　田　川	3,000
〃	佐　渡　川	2,000
〃	中　竹　中　川	700
〃	玉　泉　寺　川	3,000
〃	内　浦　川	1,400
〃	長　谷　川	2,500
〃	立　小　野　川	2,700
〃	判　田　川	4,309
〃	高　江　川	2,000
乙津川水系　１級	乙　津　川	10,900
〃	原　川	4,800
〃	今　堤　川	2,500
〃	挟　間　川	1,650
〃	清　水　川	1,320
〃	北　鼻　川	3,600
日美天川水系　２級	大　在　川	1,420
丹生川水系　２級	尾　田　川	4,725
〃	下　久　所　川	710
〃	炭　屋　川	750
〃	屋　山　川	3,400
〃	久　土　川	2,820
〃	佐　野　川	4,170
小猫川水系　２級	轟　川	1,649
〃	赤　井　川	1,835

4　　大分市地質図

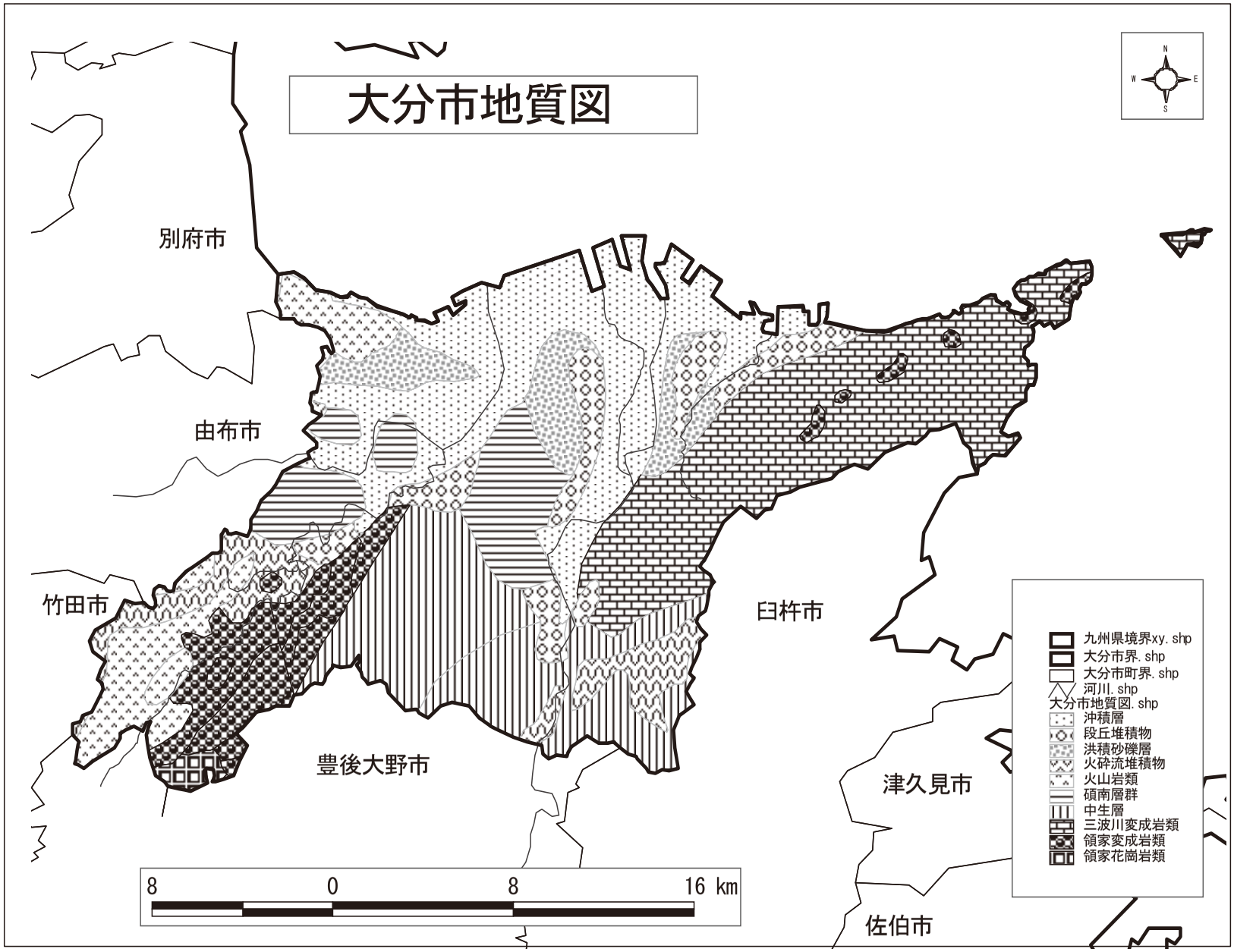
大分市地質図
N
W
E
S
別府市
由布市
竹田市
豊後大野市
臼杵市
津久見市
佐伯市
8
0
8
16 km
九州県境界xy. shp
大分市界. shp
大分市町界. shp
河川. shp
大分市地質図. shp
沖積層
段丘堆積物
洪積砂礫層
火砕流堆積物
火山岩類
碩南層群
中生層
三波川変成岩類
領家変成岩類
領家花崗岩類

５　大分市の気象

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年	統計期間
平均気温	6.5	7.2	10.2	14.8	19.3	22.6	26.8	27.7	24.2	19.1	13.8	8.7	16.8	1991-2020
日最高気温の平均値	10.7	11.5	14.6	19.7	24.1	26.5	30.9	32.2	28.2	23.3	18.1	13.0	21.1	〃
日最低気温の平均値	2.6	3.0	5.9	10.3	15.0	19.3	23.5	24.3	20.9	15.2	9.5	4.6	12.8	〃
平均相対湿度	62	63	65	65	68	77	77	75	74	70	69	64	69	〃
平均雲量	5.7 @	5.9 @	6.2 @	6.3 @	6.9 @	8.2 @	7.2 @	6.5 @	7.0 @	6.0 @	5.6 @	5.5 @	6.4 @	〃
最多風向	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	〃
平均風速	2.9	2.8	2.8	2.6	2.5	2.2	2.3	2.5	2.5	2.6	2.6	2.9	2.6	〃
降水量	49.8	64.1	99.2	119.7	133.6	313.6	261.3	165.7	255.2	144.8	72.9	47.1	1727.0※	〃
日照時間	149.4	149.1	175.0	190.1	194.6	135.7	180.8	202.8	151.5	164.2	148.2	151.2	1992.4※	〃
日最低気温＜0℃の日数（冬日）	5.7	4.3	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	12.2※	〃
日最高気温＜0℃の日数（真冬日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0※	〃
日最低気温≧25℃の日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	6.7	11.6	0.8	0.0	0.0	0.0	19.5※	〃
日最高気温≧25℃の日数（夏日）	0.0	0.0	0.2	2.1	12.7	21.1	29.6	30.6	25.6	8.9	0.2	0.0	131.1※	〃

（注）「@」の付いた値は参考値.　※印は年合計.

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年	統計期間
日最高気温≧30℃の日数（真夏日）	0.0	0.0	0.0	0.1	0.5	3.7	20.2	24.6	8.9	0.4	0.0	0.0	58.4※	1991-2020
日最高気温≧35℃の日数（猛暑日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	1.7	3.8	0.2	0.0	0.0	0.0	5.8※	〃
日最大風速≧10m/sの日数	0.2	0.2	0.3	0.4	0.1	0.2	0.6	0.7	0.8	0.2	0.1	0.3	4.1※	〃
日最大風速≧15m/sの日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.4※	〃
日降水量≧1mmの日数	4.8	6.8	9.0	8.7	8.6	13.0	11.0	9.2	10.2	6.5	5.8	4.7	98.4※	〃
日降水量≧50mmの日数	0.1	0.0	0.1	0.2	0.5	1.8	1.6	0.9	1.2	0.8	0.2	0.1	7.4※	〃
日降水量≧100mmの日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.2	0.4	0.2	0.0	0.0	1.6※	〃
積雪≧0cmの日数	0.5 @	0.3 @	0.1 @	0.0 @	0.0 @	0.0 @	0.0 @	0.0 @	0.0 @	0.0 @	0.0 @	0.1 @	1.1 @※	〃
積雪≧10cmの日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 ※	〃
不照日数	3.4	3.6	5.1	4.8	4.6	7.3	4.0	2.2	4.5	4.5	4.0	2.5	50.5※	〃
雪（降雪）日数	6.4	4.6	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	4.6	17.3※	〃
霧日数	0.2 @	0.2 @	0.5 @	1.1 @	0.8 @	0.8 @	0.6 @	0.0 @	0.1 @	0.1 @	0.1 @	0.2 @	4.6 @※	〃
雷日数	0.0 @	0.1 @	0.3 @	1.1 @	1.0 @	2.3 @	5.8 @	5.3 @	3.3 @	0.4 @	0.4 @	0.1 @	20.3 @※	〃

（注）「@」の付いた値は参考値.　※印は年合計.

6　大分市に災害を起こした主な台風の記録とその被害

台風襲来 年 月 日	台風番号	最低気圧		最大風速			最大瞬間風速			総降水量 mm	台風の経路	市内の主な被害
		示度 hPa	起時	風速 m/s	風向	起時	風速 m/s	風向	起時			
S38. 8. 9	6309号	979.9	9.17.06	17.2	NE	9.14.00	23.3	ENE	9.14.22	223.3	宮崎県境に上陸、北西進し三重町の西を通過	家屋全壊2棟、家屋半壊5棟、家屋床上浸水6戸、床下浸水170戸
S41. 9. 8 ～ 9	6619号	991.8	9.14.15	14.7	N	9.12.30	23.6	N	9.12.17	249.7	豊後水道北上	家屋全壊5棟、家屋半壊15棟、床上浸水983戸、床下浸水5,673戸、農業用水路破損13箇所、道路決壊5箇所、土木関係、河川12箇所、道路決壊48箇所、河川26箇所、砂防4箇所、道路決壊6箇所、橋梁１
S43. 9. 24 ～25	6816号	1002.8	25.05.00	17.3	NE	24. 21.20	25.3	NE	24. 21.21	176.5	鹿児島県西岸を北上、熊本県北部から長崎県に入って衰える	家屋1部破損1棟、床上浸水14戸、床下浸水30戸、河川15箇所、道路破損30箇所、水田流失埋没3箇所
S46. 8. 4 ～ 5	7119号	976.7	5. 11.17	19.2	SE	5. 09.30	31.5	SE	5. 09.30	223.0	島原半島に上陸、九州西部を北上	家屋半壊15棟、床下浸水122戸、被害額30万円
S46. 8. 29 ～30	7123号	985.1	30. 12.10	17.7	E	30. 03.00	26.5	E	30. 01.20	248.0	佐田岬に上陸、日向灘を北東進し、四国北東部に上陸	家屋全壊2棟、半壊1棟、床下浸水6戸、床下浸水185戸、被害額422万円
S47. 7. 23 ～24	7209号	979.4	23.21.11	20.3	NNE	23. 20.40	25.2	NNE	23. 20.35	133.5	大分・宮崎県境に上陸、大分市付近を通過	家屋半壊1棟、床下浸水230戸、被害額107万円
S48. 7. 25 ～26	7306号	1006.1	26. 03.41	8.5	N	26. 05.10	13.8	N	26. 05.02	109.0	熊本県宇土半島上陸、大分県南部横断	浸水27戸、道路破損6箇所、がけ崩れ１箇所
S48. 8. 14 ～17	7310号	1004.8	15. 18.10	9.7	SSE	17. 13.30	14.9	SSE	17.16.17	107.0	東シナ海中部北上	家屋半壊1棟、道路破損3箇所、がけ崩れ3箇所、鉄道被害1箇所
S49. 7. 5 ～ 7	7408号	997.0	6. 17.50	10.5	SSE	6. 17.30	17.2	SSE	6. 19.34	58.5	東シナ海北上	家屋全壊1棟、床上浸水75戸、床下浸水224戸、田畑かん水32ha
S49. 9. 7 ～ 9	7418号	1001.3	9. 02.10	13.5	NE	8. 23.10	22.1	NE	8. 23.08	208.5	枕崎市上陸、県南部から豊後水道に抜けた	死者2名、負傷者3名、家屋全壊27棟、半壊21棟、床上浸水1355棟、床下浸水4,917棟、道路損壊273箇所、地すべり372箇所、河川112箇所

台風襲来 年 月 日	台風番号	最低気圧		最大風速			最大瞬間風速			総降水量	台風の経路	市内の主な被害
		示度 hPa	起時	風速 m/s	風向	起時	風速 m/s	風向	起時	mm		
S51. 9. 7 ～13	7617号	983. 7	13. 05. 24	16. 1	SSE	13. 03. 50	29. 8	SSE	13. 03. 40	428. 5	九州南海上で12日午前中まで停滞、12日午後から北北東に進み13日長崎市付近に上陸	死者2名、負傷者6名、家屋全壊4棟、半壊5棟,床上浸水1,102棟、床下浸水5,078棟、道路破損130箇所、地すべり18箇所、河川107箇所
S52. 8. 24	7707号	989. 4	24. 13. 43	7. 7	ENE	24. 08. 30	12. 1	ENE	24. 08. 22	166. 5	川内市付近に上陸、九州を横断し太平洋に抜ける	床上浸水6戸、床下浸水251戸、道路17箇所農道13箇所、農業用水路8箇所、河川6箇所
S54. 9. 3 ～ 4	7912号	995. 6	4. 03. 20	11. 8	N	4. 03. 20	20. 5	NNE	4. 02. 50	236. 0	志布志町付近に上陸、蒲江町の南を北東進し、四国宇和島付近に再上陸	家屋半壊7棟、床上浸水47戸、床下浸水1,364戸、農作物4,900万円、用水路49箇所道路112箇所、河川50箇所
S54. 9. 28 ～30	7916号	991. 4	30. 16. 00	9. 1	NW	30. 19. 00	16. 4	NW	30. 19. 20	191. 0	日向灘を北東進し、室戸市付近に上陸	床上浸水1戸、床下浸水3戸、用水路7箇所、農道15箇所、道路7箇所
S54. 10. 17 ～19	7920号	987. 5	19. 05. 30	11. 5	NNE	18. 19. 50	18. 8	NW	19. 05. 50	261. 0	日向灘沖合いを北東進、和歌山県白浜付近に上陸	溜池破壊1箇所、農道12箇所、道路33箇所、河川35箇所、用水路4箇所
S55. 9. 10 ～11	8013号	972. 4	11. 12. 30	15. 6	SSW	11. 14. 50	25. 6	SW	11. 14. 40	214. 0	大隈半島に上陸、九州縦断、日本海に抜ける	道路破壊37箇所、農道9箇所、農作物20,409万円負傷者1名、床上浸水19戸、床下浸水112戸
S55. 10. 13 ～14	8019号	999. 9	14. 04. 40	12. 1	N	14. 04. 40	20. 5	N	14. 04. 40	289. 0	種子島を通り九州南部をかすめて太平洋に抜ける	
S57. 8. 25 ～27	8213号	966. 1	27. 07. 30	16. 1	E	27. 04. 20	30. 5	ENE	27. 04. 50	228. 0	宮崎県都井岬に上陸、九州を北上	床上浸水1棟、床下浸水12棟、橋梁3箇所、道路69箇所、橋梁3箇所、被害総額32,424万円
S57. 9. 24 ～25	8219号	987. 8	25. 02. 40	8. 9	NW	25. 00. 30	18. 5	NW	25. 02. 30	341. 0	日向灘を北上、宇和島市に上陸し北上	負傷3名、全壊2棟、半壊6棟、床上浸水107棟床下浸水1,039棟、農作物9,119万円、道路410箇所、橋梁4箇所、被害総額173,484万円
S58. 9. 26 ～28	8310号	987. 8	28. 12. 00	10. 5	NW	28. 18. 10	18. 0	NW	28. 18. 05	117. 0	東シナ海から長崎市に上陸、九州中部を横断して宿毛市に東進	道路7箇所、河川9箇所

台風襲来 年 月 日	台風番号	最低気圧		最大風速			最大瞬間風速			総降水量 ㎜	台風の経路	市内の主な被害
		示度 hPa	起時	風速 m/s	風向	起時	風速 m/s	風向	起時			
S62.10.16 ～17	8719号	994.2	16. 22.10	10.6	NW	16. 23.10	24.5	NW	16.22.40	184.0	大分県南東海上から高知県室戸市に上陸	床下浸水11棟、農道28箇所、道路43箇所、河川20箇所、農作物7,080万円
H元. 9. 19	8922号	1001.0	19.17.20	8.9	NNE	19. 16.50	17.3	NNW	19.16.57	87.0	大隈半島南部に上陸後、四国沖を経て北東進した	床下浸水13棟、農道7箇所、道路29箇所、河川13箇所、被害総額25,178万円
H2.9.17	9019号	994.0	19. 13.49	12.1	NE	19.03.50	22.0	NE	19.02.57	172.5	沖縄付近を北上し、日向灘を通って四国沖に抜けた	水田流失、埋没20箇所、農道3箇所、道路5箇所農作物被害2,319万円
H2.10.6 ～8	9021号	997.5	8. 04.54	8.6	NE	6.23.00	17.8	NW	8.10.47	276.0	沖縄付近を北上し、大隈海峡を通って日向灘に抜けた	水田流失、埋没2箇所、農道10箇所、林道8箇所河川4箇所、道路10箇所、農作物2,319万円
H3.9.13 ～14	9117号	992.6	14. 07.43	14.7	SSW	14. 09.40	28.8	SSE	14.07.47	68.0	東シナ海を北上後、長崎市付近に上陸、九州北部を通って山陰沿岸を北東進	農作物1,290万円、共同・非共同利用施設2,546万円、被害総額24,261万円
H3.9.26 ～27	9119号	973.0	27. 17.43	18.3	SSW	27. 18.50	38.3	SSE	27.17.14	66.5	九州西方海上から佐世保市付近に上陸、九州北部を通って山陰沖へ進んだ	全壊2棟、半壊1棟、床上浸水1棟、床下浸水5棟農作物277,281万円造林190,029万円、道路51箇所、都市施設148箇所、農道3箇所、被害総額1,251,026万円
H4.8.7 ～8	9210号	979.4	8. 10.45	15.5	SE	8.10.30	31.0	ESE	8.09.50	126.5	熊本県玉名市付近に上陸し福岡・大分県境を北東進し周防灘に抜ける	1部破損11棟、床下浸水1棟、農作物10,240万円共同・非共同利用施設7,165万円、都市施設76箇所、林道17箇所、被害総額30,446万円
H5.7.26 ～27	9305号	989.8	27. 15.50	14.0	SSW	27.16.00	27.0	SE	27.15.32	162.5	大隈半島に上陸、大分市付近を通り周防灘に進む	農作物697万円、共同・非共同利用施設2,237万円、農道36箇所、道路10箇所、被害総額16,652万円
H5.7.29 ～30	9306号	994.9	30.01.58	10.9	SSE	30.01.40	21.2	SE	30.01.38	36.5	九州西海上を北上、長崎市付近に上陸後玄海灘に抜ける	
H5.8.9 ～10	9307号	983.0	10. 06.46	13.7	ESE	10. 03.10	30.5	ESE	10.01.38	68.5	九州西海上を北上、平戸市付近を通り対馬海峡へ進む	農作物459万円、共同・非共同利用施設738万円農道3箇所、都市施設89箇所、被害総額14,534万円

台風襲来 年 月 日	台風番号	最低気圧		最大風速			最大瞬間風速			総降水量	台風の経路	市内の主な被害
		示度 hPa	起時	風速 m/s	風向	起時	風速 m/s	風向	起時	mm		
H5.9.2 ～4	9313号	973.8	3. 21.18	18.7	NNE	3. 19.50	37.6	NNE	3.20.51	422.0	薩摩半島に上陸、佐伯市付近を通り豊後水道に抜ける	死者1名、負傷者9名、全壊6棟、半壊38棟、床上浸水901棟、床下侵水2,713棟、農作物45,929万円、共同・非共同利用施設1,751万円、農道98箇所、道路235箇所、林道117箇所、橋梁9箇所、水田流失・埋没372箇所、被害総額627,546万円
H7.9.23 ～24	9514号	986.8	24. 02.31	17.5	S	24. 03.00	33.4	S	24.02.51	161.5	鹿児島西部に上陸後、県下を通過し国東半島から周防灘に抜ける	農作物11,545万円、共同・非共同利用施設2,475万円、都市施設53箇所5,585万円、文教施設29箇所296万円、河川5箇所1,100万円、水田流失1箇所70万円、倒木20箇所568万円、被害総額21,639万円
H8.8.13 ～14	9612号	972.2	14.12.09	16.6	SE	14.11.50	30.1	SE	14.11.44	67.0	熊本市付近に上陸後、北東へ進み県西部から北部を通過した	文教施設302万円(20施設)、農作物(4,375万円)、共同・非共同利用施設379万円(40施設)都市施設3.418万円(70箇所)、被害総額8.474万円
H9.6.27 ～28	9708号	979.8	28.12.50	10.1	SSE	28.08.10	19.9	W	28.15.40	70.5	長崎県西彼杵半島に上陸後、北東へ進み県西部から北部を通過した	農道2.070万円(2箇所)、農作物69万円、農地100万円(1箇所)、林道560万円(5箇所)、都市施設57万円(1箇所)、被害総額2,856万円
H9.9.15 ～16	9719号	984.1	16. 15.47	12.9	E	16. 14.20	25.7	E	16.13.44	267.5	枕崎市付近に上陸後、熊本県から大分県を通過した	床上浸水100棟、床下侵水139棟、文教施設9,000万円(10施設)、共同・非共同施設12,335万円(59箇所)、農作物17,257万円、農地2,770万円(27箇所)、林道880万円(44箇所)、河川8,750万円、道路12,730万円、被害総額647,744万円
H10.10.15 ～18	9810号	986.1	17.20.00	9.4	NNE	17.20.00	19.4	NNE	17.19.50	296.0	枕崎市付近に上陸後、日向市付近を通り日向灘に抜ける	床上浸水19棟、床下浸水73棟、下水道1,828(45施設)、共同利用施設6,631万円(97施設)、農作物12,167万円、農地3,374万円(55箇所)、耕地2,417万円(1箇所)、林道13,089万円(111箇所)、河川16,264万円(50箇所)、道路17,400万円(181箇所)、被害総額99,783万円

台風襲来 年 月 日	台風番号	最低気圧		最大風速			最大瞬間風速			総降 水量 mm	台風の経路	市内の主な被害
		示度 hPa	起時	風速 m/s	風向	起時	風速 m/s	風向	起時			
H11.9.22 ～24	9918号	974.7	24. 07.00	22.7	SE	24. 06.40	44.3	SSE	24.07.00	117.5	熊本県北部に上陸後、福岡県、大分県境を通過した	負傷者19名、半壊3棟、一部損壊11棟、文教施設4,500万円(169施設)、農作物32,935万円、共同・非共同利用施設15,483万円(125施設)、道路4,790万円(195箇所)、都市施設46,880万円(225箇所)、被害総額117,162万円
H14.8.29 ～9.1	0215号	994.4	31. 05.35	10.4	SE	31. 13.30	20.5	SE	31. 09.51	49.5	屋久島の西南西海上に進んだ後、東シナ海を北上し朝鮮半島に上陸した	
H16.8.28 ～30	0416号	965.8	30. 14.22	20.6	ESE	30. 10.00	36.3	E	30. 09.58	142.0	鹿児島県串木野市付近に上陸、北北東へ進み日田市付近を通り周防灘に抜けた	半壊6棟、一部損壊41棟、床下1棟、公共文教施設280万円、農林水産業施設15,548万円、公共土木施設2,196万円、その他公共施設2,804万円、農産被害3,276万円、文化財被害170万円、被害総額24,274万円
H16.9.5 ～7	0418号	971.9	7. 11.04	19.4	SSE	07. 11.00	38.4	SE	7. 11.04	107.5	長崎市付近に上陸、北東進し響灘を通り日本海に抜けた	負傷者3名、半壊8棟、一部損壊30棟、公共文教施設2,424万円、農林水産業施設9,337万円、その他公共施設2,998万円、農産被害13,147万円、被害総額27,906万円
H16.9.28 ～29	0421号	994.7	29. 12.19	11.8	NW	29. 13.50	27.7	NNW	29. 14.01	168.5	鹿児島県串木野市付近に上陸後、宮崎県北部から日向灘を抜け高知県に再上陸した	全壊1棟、半壊1棟、一部損壊5棟、床上浸水1棟、床下浸水30棟、農林水産業施設7,385万円、公共土木施設4,951万円、その他公共施設336万円、農産被害10,882万円、畜産被害48万円、被害総額23,601万円
H16.10.18 ～20	0423号	983.4	20. 12.19	14.1	N	20. 10.20	30.0	NE	20. 09.24	400.5	種子島の東海上を通り高知県土佐清水市付近に上陸し大阪府泉佐野市付近に再上陸した	負傷者1名、半壊3棟、一部損壊11棟、床上浸水45棟、床下浸水155棟、公共文教施設530万円、農林水産業施設55,534万円、公共土木施設38,835万円、その他公共施設10,253万円、農産被害8,540万円、文化財被害118万円、被害総額113,810万円

台風襲来 年 月 日	台風番号	最低気圧		最大風速			最大瞬間風速			総降 水量 ㎜	台風の経路	市内の主な被害
		示度 hPa	起時	風速 m/s	風向	起時	風速 m/s	風向	起時			
H17.9.5 ～6	0514号	974.4	6. 17.10	17.5	ESE	6. 10.20	37.5	ESE	6. 10.24	375.0	屋久島の西海上から九州の西岸に沿い天草付近を通過し長崎の諫早市付近に上陸し、玄海灘に抜けた	負傷者4名、半壊4棟、一部損壊88棟、床上浸水126棟、床下浸水375棟、上水道施設370万円、下水道施設21万円、公共文教施設371万円、社会教育施設4,605万円、文化財被害199万円、農作物被害23,075万円、農林水産業施設32,463万円、土木関係被害21,193万円、その他被害14,019万円、被害総額96,316万円
H18.8.17 ～19	0610号	988.0	18. 17.49	12.7	NE	18. 04.30	24.2	NE	18. 05.41	180.5	宮崎市付近に上陸、熊本市付近で停滞後、福岡県を通過した	負傷者1名、床下浸水2棟、農林水産業施設5,687万円、公共土木施設1,473万円、農産被害106万円、被害総額7,266万円
H18.9.15 ～18	0613号	981.9	17. 19.59	17.2	SSE	17. 19.50	33.3	SSE	17. 20.15	57.0	東シナ海を北上し、佐世保付近に上陸後、佐賀県、福岡県を通過した	負傷者2名、全壊1棟、一部損壊51棟、農林水産業施設447万円、農産被害7,276万円、被害総額7,723万円
H19.7.13 ～15	0704号	977.0	14. 19.05	14.1	NE	14. 17.40	27.9	NE	14. 17.51	113.5	大隅半島に上陸した後、日向灘へ抜け、四国沖から太平洋沿岸を東北東に進んだ。	水道施設10万円（1箇所）、農作物被害722万円、農林水産業施設4,662万円（58箇所）、土木関係被害1,725万円（39箇所）、その他の被害60万円被害総額7,179万円
H19.8.2 ～3	0705号	983.1	2. 20.40	15.7	NNE	2. 18.00	29.7	NNE	2. 16.56	157.5	宮崎県日向市付近に上陸し、その後も北北西に進み、県下を縦断して周防灘に抜けた。	負傷者3名（重傷2、軽傷1）、一部損壊4棟、床下浸水14棟、下水道施設981万円（2施設）、農作物被害803万円、農林水産業施設43,513万円（487箇所）、土木関係被害21,841万円（159箇所）被害総額67,138万円
H29.9.16 ～17	1718号	986.3	17. 14.28	11.9	N	17. 13.48	20.5	NNW	17. 16.31	313.5	鹿児島県垂水市付近に上陸後、宮崎県を通過し、日向灘へ抜け、高知県に再上陸した。	負傷者3名（重傷2、軽傷1）、半壊7棟、床上浸水55棟、床下浸水187棟、一部損壊29棟、土木関係被害3,180万円（137箇所）、公共文教施設124万円（4施設）、社会教育施設13,196万円（12施設）、農作物被害4,289万円（50箇所）、農業生産施設被害13,265万円（22箇所）、被害総額34,054万円

台風襲来 年 月 日	台風番号	最低気圧		最大風速			最大瞬間風速			総降 水量 ㎜	台風の経路	市内の主な被害
		示度 ｈPa	起時	風速 m/s	風向	起時	風速 m/s	風向	起時			
H30.9.29 ～30	1824号	982	30. 14.30	12.4	NW	30. 17.37	23.5	NNW	30. 17.35	282.5	屋久島付近を通過し日向灘を北上後、和歌山県田辺市付近に上陸した。	一部損壊18棟、床下浸水11棟、道路崩壊3箇所 公共土木施設14,772万円、被害総額14,772万円
R02.9.6 ～7	2010号	985.5	7.04. 28	14.3	SSE	7.04.29	27.1	SSE	7.03.55	100.5	屋久島の西海上付近から五島付近を通過し、朝鮮半島に上陸した。	負傷者1名（軽傷1）、一部損壊34棟、農林水産業施設1，697万円

7　主な火災発生状況

※　全……全焼　　部……部分焼
　　死……死者　　負……負傷者

出火月日	出火時分	種別	用途	出火場所	出火原因	焼損面積	損害額	備考
S38. 4. 5	3:02	建　物	幼稚園	今津留大空団地22	不明	㎡ 445	千円　5,146	
6.17	4:07	〃	印刷工事	上野北2組	〃	363	8486	
39. 2.10	21:00	〃	製材工場	東生石2組	〃	376	6,032	
2.27	15:33	航空機	航空機	花津留新町	墜落により発火		85,101	死 20 負 24
11.14	23:50	建　物	共同住宅	浜808	電気コンロの加熱	1,842	7,220	全 8 部 1
40. 4. 6	1:10	〃	酒造工事・事務所	森町825	火鉢の不始末	887	16,900	全 5
10.15	13:20	〃	縄工場	中萩原11組	ベアリングの加熱	571	5,231	全 6 部 1
41. 8. 27	4:40	〃	店舗	府内町3丁目5番	ガスコンロの加熱	686	37,353	死 1 負 23
42. 2. 13	10:45	〃	住家	宮河内新田	子供の火遊び	671	3,236	全 16 部 1
2.21	2:00	〃	飲食店	鶴崎元新町	放火	676	8,923	
3.23	8:11	〃	共同住宅	上野東6－6	不明	2,082	19,028	
8. 8	3:25	〃	倉庫	大道町1丁目	〃	543	32,215	死 3 負 6
9.18	2:50	〃	キャバレー	中央町2丁目	〃	562	18,045	
9.24	11:00	林　野	山林	宮河内	たばこのなげすて	アール 1,494	7,396	
10. 9	0:06	建　物	作業場	中島西3丁目	煙突の火の粉	524	12,739	
10.30	23:50	〃	学校	小中島1859－1	電気アイロン不始末	561	6,804	
43. 5.18	4:15	〃	木工事	顕徳町1丁目	不明	991	29,901	全 8 部 1
6.19	2:25	〃	学校	上野丘2丁目	〃			
9.11	15:00	〃	パン工場	中島東6丁目	重油バーナー加熱	522	27,946	全 4 部 6
10.22	18:30	〃	製菓工場	大道町3丁目	煙道の破損	981	20,303	全 4 部 1
44. 3. 4	20:55	〃	倉庫、住家	大道町2丁目	煙突の火の粉	573	18,990	全 4 部 1
44. 3.15	20:45	建　物	ストアー	東春日町13	コンロの不始末	㎡ 493	千円　14,798	
4. 8	1:40	〃	倉庫	千代町2丁目	不明	745	12,193	全 5 部 2

出火月日	出火時分	種別	用途	出火場所	出火原因	焼損面積	損害額	備考
5.16	2:33	〃	〃	都町1丁目	〃	373	10,234	
11.26	14:30	〃	住家	王子南町	石油ストーブ	320	7,983	
45. 2. 1	14:40	〃	車庫	賀来1524－1	〃	264	6,142	全 3 部 2
2. 8	1:55	〃	旅館	廻栖野314	ガスコンロの加熱	363	7,665	
2.13	15:35	〃	店舗	乙津161－4	石油ストーブ	73	12,157	
12.29	0:30	〃	倉庫	東大道町2丁目	たきびの不始末	953	6,353	
46. 2.11	9:35	〃	学校	牧687	不明	921	10,138	
47. 6. 3	7:50	〃	作業場	大道町4丁目	〃	158	11,857	
8.24	1:37	〃	倉庫	牧445－3	〃	1,416	29,268	
10. 4	19:40	〃	製造所	中の州3番地	加熱炉	0	15,000	
48. 3. 5	10:15	〃	事務所	西の州1番地	電気熔接器	1,102	7,412	
8.12	22:49	〃	農薬倉庫	鶴崎2200番地	不明	5,209	660,909	
12.29	4:50	〃	製菓工場	鴛野378番地	電気コンロ	4,800	191,310	
49.11.22	14:53	〃	製油所	一の州1の1	エアーバルブ折損	0	115,943	
12.12	15:12	〃	共同住宅	碩田町3丁目	煙突の加熱	323	11,168	
50. 2.19	20:21	〃	寺院	森町549	不明	935	193,122	
3.10	3:10	〃	店舗	中央町3丁目	〃	337	34,379	
7. 3	18:15	〃	共同住宅	浜808	煙突の加熱	747	21,719	
51. 1.28	23:50	〃	美容院	府内町1丁目	たばこの不始末	463	21,496	
2.25	1:17	〃	店舗	府内町2丁目	不明	440	20,490	
7.16	23:05	〃	寮	向原東2丁目	〃	374	26,403	
51.10.25	2:05	建物	倉庫	下郡1710	不明	㎡ 519	千円11,030	
52. 1.21	17:20	〃	住家	森418	石油ストーブ	342	12,949	全 6 部 1

出火月日	出火時分	種別	用途	出火場所	出火原因	焼損面積	損害額	備考
4.21	1:10	〃	〃	横尾4043－2	不明	195	10,536	死 5
8.15	1:52	〃	〃	上宗方1625－9	〃	145	12,935	死 2 負 2
53. 2. 6	0:42	〃	倉庫	王子中町1－6	たばこの不始末	307	27,363	
4.23	13:17	〃	店舗	中央町2丁目	不明	150	15,128	
8.23	0:35	〃	寺院	坂ノ市1504	蚊取線香の不始末	302	45,132	
12. 9	3:00	〃	店舗	中央町2丁目	不明	457	17,887	
12.15	10:00	〃	共同住宅	東鶴崎2丁目	風呂かまど	235	21,093	
54. 4.10	19:28	〃	店舗	中央町2丁目	ガスコンロの不始末	272	17,095	
11.16	1:32	〃	共同住宅	高松7組	石油ストーブ	300	21,034	
55.4.12	20:21	〃	幼稚園	大道町2丁目	放火	504	24,334	
4.29	13:46	〃	店舗・倉庫	南王子町2丁目	子供の火遊び	897	112,362	
12.16	0:04	〃	〃	向原東1丁目	たばこの不始末	390	46,145	
56. 1.14	19:30	〃	店舗	横尾763	不明	399	12,785	
3.29	1:40	〃	工場・倉庫・事務所	新川西3組	〃	1,317	41,622	
6. 3	14:02	〃	倉庫	中央町3丁目	子供の火遊び	192	10,610	
6. 7	4:44	〃	〃	岩田町3丁目	ガスストーブ不始末	235	41,495	
6.29	15:07	〃	住家	宮河内4381	たばこの不始末	203	2,627	全 6 死 2
7.17	2:53	〃	店舗・倉庫	向原西1丁目	不明	446	98,870	
10. 2	2:32	〃	倉庫	古国府326	〃	824	67,629	全 8
10.20	10:10	〃	工場・事務所	西の州 1番地	バーナーの火が引火	0	8	死 2 負 2
10.24	12:31	〃	倉庫	元町4組	焼却炉の火の粉	317	41,070	
56.11.16	6:20	建物	店舗	中央町2丁目	放火	㎡ 1,468	千円 246,313	
12.19	1:33	〃	建具工場	大州浜1丁目	モーターの加熱	193	26,275	

出火月日	出火時分	種別	用途	出火場所	出火原因	焼損面積	損害額	備考
57. 1. 7	4:27	〃	店舗	都町2丁目	不明	406	39,069	
4.21	14:49	〃	製綿工場・事務所	西萩原9組	製綿機の火花	115	16,295	
5. 7	3:38	〃	店舗	舞鶴町 1丁目	不明	226	38,438	
5.16	7:08	〃	作業所	賀来1307－1	〃	347	39,788	
5.29	2:35	〃	共同住宅	東大道 1丁目	放火の疑い	332	11,115	
8.12	10:37	〃	不燃物処理場	横瀬3321	破砕機の火花	149	84,234	
58. 1.24	5:26	〃	工場・事務所	下郡	不明	344	14,998	
6.29	9:35	〃	寺院	永興10組	ローソクの不始末	130	15,587	
59. 1. 2	12:25	〃	共同住宅	末広町2丁目	ガス爆発	164	20,249	
3.10	16:28	〃	〃	浜808	不明	978	13,805	全 5 部 2
60. 1.13	1:20	〃	事務所倉庫	上田町4組の2	放火	920	51,318	
9.27	3:23	〃	店舗	大字上宗方649の1	不明	339	37,989	
11. 3	19:41	〃	作業所事務所・倉庫	寺崎町2丁目3－4	放火の疑い	100	30,994	
11.17	11:03	〃	作業所	大字小野鶴1985	たばこの不始末	574	8,348	
61. 2. 8	12:05	〃	共同住宅	東大道2丁目3－8	不明	933	8,411	
2.23	22:25	〃	倉庫作業所	上野六坊北17組	焼却炉の火の粉	1,042	12,616	
8.15	不明	〃	粗大ごみ処理場	大字佐野3400－10	〃	69	95,006	
11. 2	19:30	〃	倉庫	乙津港町 1丁目4－4	〃	1,319	32,708	
62. 1.21	14:20	〃	住宅	舞鶴町3丁目2－9	煙突の火の粉	655	16,588	全 10 部 6
4.29	15:40	〃	空家	八幡安供田39－1	火遊び	552	34,931	
8. 2	0:20	〃	住宅倉庫・馬房	下郡542番地	不明	742	19,790	
63.2.15	1:30	建物	店舗	府内町2丁目6－14	放火の疑い	㎡ 270	千円 37,052	
4.27	1:07	〃	住家	上志津留字長畑2846	七厘こんろ	88	919	死 2 負 1

出火月日	出火時分	種別	用途	出火場所	出火原因	焼損面積	損害額	備考
H元11.18	19:04	〃	倉庫	向原西 1丁目 6－37	不明	400	75,049	半 1
2. 1. 1	1:07	〃	店、共住	南春日町11番35号	〃	84	18,745	死 2
1.18	5:14	〃	作・事・倉	椎迫5組－3	放火の疑い	141	46,572	
6.13	11:35	〃	共住	中島西 1丁目 8－12	子供の火遊び	88	12,058	死 2
H3. 1. 6	15:58	〃	倉庫	都町2－3－20	〃	534	19,901	
4. 1	19:30	〃	住宅	下戸次5009	不明	329	90,615	
10. 7	19:03	〃	事・住・店	大津町 1－1－31	〃	275	35,440	
4. 8.31	20:05	〃	工場・事務所	乙津港町1－6－29	〃	1,124	20,162	
11. 4	9:13	〃	店舗	城東町9－8	〃	250	35,333	
5. 3.13	13:20	〃	病院	永興149－3	〃	462	92,612	
4.11	9:47	〃	住宅	東原4組県営1P	〃	46	4,238	死 2
4.19	5:33	〃	工場・事務所	生石961	〃	0	38,132	
7.12	6:25	〃	工場・事務所	志村2560	電気ヒーターの加熱	5	39,757	
6. 7. 7	1:50	〃	店・倉・住	末広町2丁目 4－16	放火	717	55,715	負 1
8. 3. 8	2:40	〃	その他(プラント)	中ノ洲 2番地	摩擦による静電気	35	105,050	
5.28	8:52	〃	倉庫・事	向原沖 1丁目 1－13	不明	426	80,231	負 5
9.24	10:45	〃	工場	西の洲 1番地	不明	2,200	1,818,998	
11.20	3:55	※爆発	工場	鶴崎2200番地	不明	破損	73,000	負 1
10. 3.12	8:30	建物	事・住	日岡 3丁目6－14	コンロ	358	53,551	
11. 5	20:02	〃	共住	日岡 2丁目4－16	不明	608	15,302	
12. 2	11:27	〃	複合ビル	千代町3丁目2－8	火遊び	57	4,661	死2負1
10.12.14	18:00	建物	専用住宅	下戸次772番地	コンロ	㎡ 175	千円 9,848	死 2
11. 5.18	12:45	〃	工場	曲410の2番地	石油バーナー	2,429	35,826	負 1
11.11.11	00.23	〃	専用住宅	坂ノ市1815番地の1	不明	230	39,329	

出火月日	出火時分	種別	用途	出火場所	出火原因	焼損面積	損害額	備考
11.12.22	10:07	〃	〃	勢家3丁目4－3	電気ストーブ	99	1,959	
12.05.02	06:19	〃	〃	片島8組の1	不明	189	7,973	
13.11.13	01:10	〃	事務所	佐野3452－2	〃	644	218,918	
13.11.22	07:31	〃	店舗	宮崎760番地	鑑賞魚用ヒーター	170	67,138	
13.12.05	15:05	〃	遊技場	東明野1682－83	放火	1,472	575,427	
14.07.05	22:00	その他		下郡	放火(自損)		2	死者2名
15.05.02	18:00	建物	併用住宅	永興	不明	549	68,623	
5.11	10:45	〃	プレハブ	坂ノ市	火遊び	907	24,286	
11.28	23:00	〃	作業場	大字三佐	自然発火	1,040	68,916	
16.02.04	05:04	〃	住宅	生石湊町	たばこ	533	10,603	
17.07.26	04:10	〃	病院(建設中)	大字市	放火の疑い	398	85,432	
18.12.27	18:30	〃	住宅	千代町3丁目	石油ストーブ	110	1,742	死者2名
19.5.30	14:40	〃	工場	大字福宗	金属接触火花	132	31,934	
21.4.3	12:55	〃	専用住宅	西鶴崎	たき火	507	11,420	
21.8.14	19:20	〃	共同住宅	大字田尻	ガステーブル	481	62,622	
22.1.11	9:02	〃	寺院	大字鶴崎	屋内配線	556	98,433	
22.2.24	20:07	〃	住宅	大字鴛野	放火	24	489	死　者2 負傷者2
22.2.25	20:05	〃	住宅	大石町五丁目	不明	152	2,241	死　者2
22.6.6	0:30	〃	住宅	角子原二丁目	不明	103	18,536	死　者2 負傷者4
22.10.10	4:50	〃	住宅	明野高尾四丁目	不明	151	6,387	死　者2
23.1.2	13:00	〃	飲食店	都町二丁目	不明	307	50,101	
23.2.3	2:00	〃	住宅	大字勢家	不明	410	5,137	全8 部4
24.1.7	2:45	〃	工場	佐賀関	溶融金属	337	202,590	
25.6.27	20:27	車両	乗用車	大分流通業務団地三丁目市道上	放火(自損)		130	死者2名
28.8.22	22:00	その他		旦野原字茶ガヤ本1390番地	不明		131,122	
29.1.5	1:30	建物	工場	西ノ洲1番地	〃	5,100	2,060,000	
29.7.31	8:25	建物	住宅	金谷迫965番地の2	ガステーブル	279	33,585	
1.7.1	20:00	〃	〃	中戸次3558番地	不明	563	6,774	死者1名
3.5.1	0:40	〃	非特定	小野鶴14番129号	不明	5,551	160,293	全6 負1

次のいずれかの事項に該当する火災を記載した

1. 死者2名以上を生じた火災
2. 焼損延面積500㎡以上の火災
3. 損害額　500万円以上(昭和49年以前)
   1,000万円以上(昭和50年～59年)
   3,000万円以上(昭和60年以後)の火災
4. 焼損棟数　全焼 5棟以上

8　年別火災発生状況

項目／年	出火件数							焼損面積		死傷者		り災世帯数	り災人員	損害額
	建物	林野	船舶	車両	その他	爆発	合計	建物（㎡）	林野（a）	死者	負傷者			（千円）
55	105	3		11	12		131	5,518	112	4	15	106	384	313,628
56	122	14		18	14		168	7,568	805	6	28	111	360	736,377
57	112	9		10	18		149	5,388	188	4	18	114	373	342,800
58	123	9	1	12	7		152	3,777	211	5	12	119	360	210,180
59	105	12		12	11		140	4,220	706	4	23	97	310	245,416
60	85	7	1	7	7		107	7,480	1,013	4	25	92	295	443,862
61	100	6		10	6		122	6,250	306	3	17	90	266	310,740
62	86	10		19	1		116	5,341	338	4	17	103	311	345,238
63	86	8	1	11	1		110	3,848	116	6	17	80	246	291,201
元	75	6	1	15	7		104	2,781	77	3	14	62	181	208,279
2	98	4	1	9	11		123	4,194	53	13	20	107	348	317,319
3	73	3		10	6		92	3,321	60	2	10	57	193	318,416
4	92	2		12	18		124	4,063	110	5	19	75	265	230,058
5	113	4		12	13		142	4,526	43	3	21	82	262	398,318
6	91	3		23	10		127	5,060	39	5	22	75	255	309,505
7	65	4		24	9		102	1,463	284	3	14	51	172	112,738
8	101	5		25	6	1	138	5,357	551	8	26	87	240	2,349,563
9	94	2		18	7	1	122	3,872	130	5	14	80	202	218,151
10	95(2)	2	1	17	17		132(2)	4,121	12	9	15	100	246	407,861
11	84	4		20	6		114	4,829	633	3	14	80	119	232,878
12	83(1)	3	1	31	33		151(1)	1,422	6	4	20	54	149	118,878
13	84	5		19	46		154	6,058	9	9	15	63	152	997,342
14	116	15		24	68		223	2,573	342	8	25	113	306	216,638
15	100	14		24	50		188	4,205	81	6	20	57	157	275,885
16	87	12	2	22	49		172	3,624	59	5	21	74	210	174,755
17	108	6		31	35		180	3,640	15	8	21	95	262	246,498
18	90	9	1	21	30		151	3,083	7	5	21	103	261	247,077
19	90(1)	13		21	39	1	163	2,045	90	3	18	85	228	139,613
20	81	7		17(1)	42(1)	1	147(2)	1,438	19	5	30	75	206	85,931
21	82(1)	10		9	30		131(1)	2,408	75	4	21	72	195	174,125
22	77	13		6	35		131	3,144	306	12	26	89	231	233,562
23	70(2)	17		13	30(1)		130(3)	3,213	216	7	15	70	152	196,172
24	73(1)	9		13	28	1	123(1)	2,894	30	3	22	48	112	329,770
25	67(1)	6	1	15	47	1	136(1)	3,227	147	7	17	72	167	142,356
26	63	7	3	12	33		118	924	22	3	16	47	95	46,082
27	71	7	2	7	38		125	2,026	40	2	16	38	81	80,724
28	61	4	1	19	35		120	1,262	31	3	20	43	99	213,187
29	86			16	45		147	8,039	5	1	24	70	148	2,213,663
30	50	5	1	4	47		107	1,043	4		11	31	69	48,544
元	55			8	37		100	1,982		3	13	39	75	110,763
2	59	1		11	49		120	2,369	40	3	10	99	239	132,329
3	50	1	2	13	41		107	7,223	24	2	11	53	114	263,655
4	57	2		20	46		125	2,352	10	9	19	60	113	130,142
5	57			12	62		131	1,640	2	2	21	55	99	75,623

※平成7年から爆発（焼きの伴わない破損のみ）は火災として取り扱い。

※（　　）内は爆発火災の内数。

9　火災原因別発生状況

（件数）

原因／年	たばこ	ガス器具	たき火及び焼却火	電気器具	石油器具	煙突・煙道	風呂かまど（まき）	火遊び	放火	その他	不明	合計
55	16	21	15	7	6		6	12	11	31	6	131
56	27	18	15	4	6	2	3	17	20	40	16	168
57	12	26	5	5	6	4	4	14	24	26	23	149
58	15	28	5	13	2	2	4	10	17	21	35	152
59	15	18	7	16	10	4	3	13	18	15	21	140
60	16	13	3	7	3	1	1	11	17	16	19	107
61	13	21	12	3	3	4	3	8	12	24	19	122
62	16	18	5	3	8	3		7	13	28	15	116
63	13	18	7	6	5	2	3	9	15	17	15	110
元	6	17	4	1	4	1	2	5	13	26	25	104
2	13	18	3	6	3	3	2	7	24	22	22	123
3	7	16	4	5	2	1	1	4	6	33	13	92
4	11	20	4	3	7	3	1	8	24	17	26	124
5	13	33	10	12	8		1	6	21	17	21	142
6	14	19	12	4	8	1	4	9	22	21	13	127
7	8	23	9	7	8		2	3	5	19	18	102
8	16	25	14	9	5	2	4	3	24	20	16	138
9	4	33	13	10	5		2	4	17	22	12	122
10	18	32	6	13	2		1	6	14	20	20	132
11	14	18	1	12	6	1		6	12	29	15	114
12	21	21	11	5	3	1	3	13	28	33	12	151
13	22	29	8	4	2	0	0	10	18	43	18	154
14	29	32	21	17	5	3	1	10	49	45	11	223
15	34	25	14	12	5	1	3	9	47	32	6	188
16	27	15	17	16	6	2	1	14	32	37	5	172
17	24	31	16	17	6	1	1	11	30	38	5	180
18	14	23	8	12	7	1	2	7	19	47	11	151
19	22	20	19	18	6	0	2	14	13	39	10	163
20	16	24	16	6	0	0	0	10	27	30	18	147
21	9	17	24	21	5	0	2	7	19	11	16	131
22	11	11	16	13	3	1	1	13	9	32	21	131
23	15	5	15	10	1	0	1	6	15	41	21	130
24	13	8	14	15	2	0	2	1	15	40	13	123
25	5	5	23	13	0	0	0	8	17	43	22	136
26	7	10	13	12	2	0	0	5	27	31	11	118
27	12	11	15	13	1	0	3	6	22	25	17	125
28	8	11	19	18	0	0	0	2	10	36	16	120
29	9	14	18	20	0	0	0	5	16	47	18	147
30	10	7	15	11	0	0	0	3	17	32	12	107
元	12	5	9	13	6	0	0	0	18	29	8	100
2	8	7	20	23	2	0	0	0	22	29	9	120
3	4	12	19	19	1	0	0	3	13	19	17	107
4	14	13	26	17	1	0	0	0	18	22	14	125
5	9	7	37	18	3	0	0	1	11	30	15	131

災害予防計画　資料

10　がけ崩れに関する注意事項

（1）次のようながけは、がけ崩れが生じやすい。

ア　がけの傾斜が30°を超えるがけ

イ　5メートル以上のがけ

ウ　がけの傾斜にデコボコがあるがけ

エ　がけの上部がおおいかぶさっているがけ

オ　湧き水があったり豪雨の水が集まるがけ

カ　擁壁や地盤に割れ目があるがけ

キ　昔、近くで崩れたことのあるがけ

ク　人の手を加えているがけ

ケ　表土の厚いがけ

コ　岩が土のようにボロボロになっているがけ

サ　かたい岩でも割れ目の多いがけ

（2）次のような行為は、がけ崩れ防止のため行ってはならない。

ア　がけ下を切ったり、がけの上に土を盛るなど、がけに手を加えること

イ　水をたれ流したり、がけの上に水をためたりすること

ウ　がけに構造物をつくること

エ　危険ながけのそばに家を新築したり、増改築をすること

（3）がけ崩れ防止のための予防措置

ア　水路の掃除や、雨水ががけに流れないようにする

イ　不安定な土壌を切りとり、ビニール等で地肌を覆い雨水の浸透を防ぐ

ウ　風で地盤をゆさぶる樹木は短く切る

エ　木や板の柵や石積をする

オ　構造物の異常は修理補強する

11　崩壊等防止工事採択一覧表

法律名	目的	事業主体	負担区分	地域指定	採択基準	制限行為	その他
地すべり防止法（地すべり対策事業）	国土の保全、民生の安定。	都道府県	県… $\frac{1}{2}$ 国… $\frac{1}{2}$	主務大臣は目的達成のため必要と認めるとき関係都道府県知事の意見を聞き指定する。（地すべりを助長誘発のきわめて大きいもの）	多量の崩土が渓流又は河川に流入し、被害を及ぼすおそれのあるもの。道路、公共施設、人家10戸以上、農地10ha以上。総事業費１億円以上。	地下水を誘致し、停滞し増加させる行為、地下水排水施設の機能を阻害する行為又は地下水を阻害する地表水を放流し、停滞し浸透するを助長する行為。ため池、用排水水路、地すべり防止施設以外の施設工作物で新設改良により地すべり防止を阻害し、又は助長誘発する行為。	県は指定地域の指定を受けた時、関係市町村の意見を聞き、地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、主務大臣に提出すること。
砂防法（通常砂防事業、火山砂防事業）	国土の保全公共の安全を保持し、福祉の増進、民生の安定。	都道府県	通常砂防事業 県… $\frac{5}{10}$ 国… $\frac{5}{10}$ 火山砂防事業 県… $\frac{4.5}{10}$ 国… $\frac{5.5}{10}$	砂防設備を要する土地。	流域内の荒廃面積が流域の1割を超え、公共施設や人家50戸、耕作面積30ha以上。総事業費１億円以上。	主務大臣の指定した土地に於て都道府県知事は治水上砂防のため一定の行為を禁止制限する。	砂防設備とは主務大臣の指定したる土地に於て治水上砂防のため施設するものを謂う。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	国民の生命を保護し、民生の安定と国土の保全。	都道府県	市… $\frac{2}{10}$ のとき 県… $\frac{4}{10}$ 国… $\frac{4}{10}$ 市… $\frac{1}{10}$ のとき 県… $\frac{4.5}{10}$ 国… $\frac{4.5}{10}$ 市… $\frac{1}{20}$ のとき 県… $\frac{9.5}{20}$ 国… $\frac{9.5}{20}$	都道府県知事は目的達成のために必要があると認めるとき、関係市町村長の意見を聞き知事が指定することにより効力生ず。県が公示すると共に関係市町村長へ通知する。	傾斜度－30度以上。がけの高さ－10m以上。人家おおむね10戸以上（公共的建設を含む）。総工費7000万円以上。自然がけ。	水を放水、停滞、浸透を助長する、のり切り、切土、盛土立木竹の伐採。竹木の滑下地剥による搬出、土石の採取、集積、その他崩壊を助長誘発する行為。建築基準法第39条第1項の規定災害危険区域としての指定。	

法律名	目的	事業主体	負担区分	地域指定	採択基準	制限行為	その他
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	国民の生命を保護し、民生の安定と国土の保全。	(県単事業)	市… 2/10 のとき 県… 8/10 市… 1/10 のとき 県… 9/10 市… 1/20 のとき 県… 19/20	同上	傾斜度－30度以上。がけの高さ－5m以上。人家5戸以上（公共的建物を含む。）著しく危険にさらされて放置できないもの。	同上	
林地崩壊防止	林地の崩壊で人命財産の被害を防ぎ民生安定を図る。	市町村	県… 2.5/10 国… 5/10 市… 1.5/10 受益者… 1/10	保安林、保安施設でなければいけない。	激甚災害に伴い発生拡大した林地崩壊で放置することの出来ないもので、人家2戸以上被害及びその恐れのあるものと認めたもので、1ヶ所の工事費200万円以上で総事業費300万円以上のもの。	３ヶ年以内工事実施	林地崩壊防止事業計画概要書、 －県知事提出
県単治山事業	山地の災害を防止し、民生の安定を図る。	(県単事業)	県… 10/10				
県単補助治山事業	山地の災害を防止し、民生の安定を図る。	市町村	県… 5.0/10 市… 3.0/10 受益者… 2.0/10		人家 2戸以上。 1ヶ所の事業費100万円以上。		

12　土石流危険渓流標識板

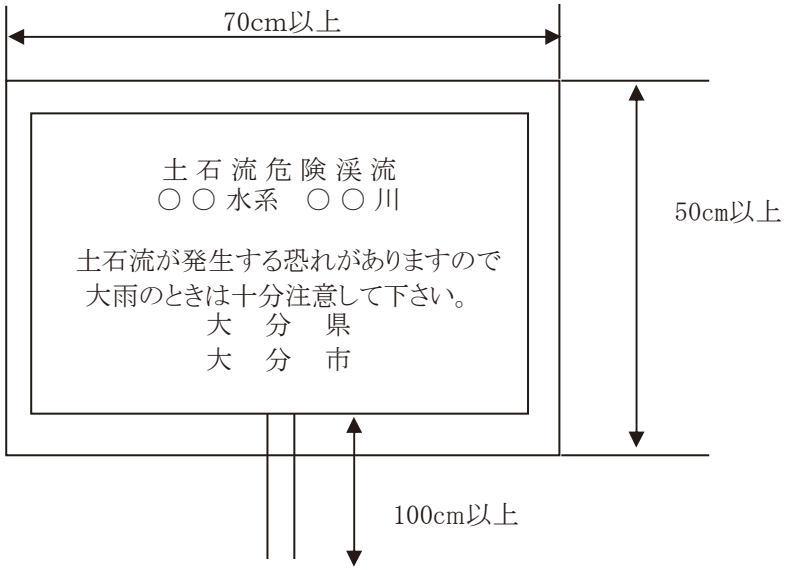

13　災害危険予想箇所等

(1)　法令等による指定区域

①　砂防指定地(令和4年3月1日現在)

番号	水系名	幹川名	渓流番号	渓流名	種別	指定延長(m)	指定面積(ha)	内面指定(ha)	ﾀﾞﾑ敷・堆砂敷	告示年月日	告示番号
1	大野川		68	河原内川	一	10,200	－			S 23 9 11	76
2	大野川		68	河原内川	一	5,800	34.80			S 34 9 16	1,757
3	大野川		68	河原内川	一	－	8.20	8.20		S 47 2 8	174
4	大野川	河原内川	69	黒仁田川	一	700	－			S 23 9 11	76
5	大野川		70	大内川	一	3,800	－			S 23 9 11	76
6	大野川		70	大内川	一	－	15.90	15.90		S 47 2 8	174
7	大野川		70	大内川	一	240	1.20			S 59 12 26	1,735
8	大野川	河原内川	90	佐渡川	一	2,000	－			S 26 12 15	1,037
9	大野川	河原内川	90	佐渡川	一	－	0.09			S 30 11 7	1,262
10	志生木川		101	志生木川	二	2,000	4.00			S 27 8 6	1,103
11	大野川	判田川	130	立小野川	一	4,300	2.13			S 31 12 11	1,966
12	祓　川		165	祓川	二	1,200	3.70			S 36 2 22	220
13	祓　川		165	祓川	二	3,100	8.90			S 56 1 14	24
14	大野川		186	玉泉寺川	一	3,000	15.00			S 38 3 12	510
15	大野川		187	長谷川	一	2,500	12.50			S 38 3 12	511
16	丹生川		195	尾田川	二	6,000	23.20			S 38 3 12	511
17	大分川	七瀬川	197	今畑川	普	800	2.00			S 38 9 3	2,293
18	大野川	乙津川	228	原川	一	3,500	6.80			S 39 9 21	2,723
19	大分川		239	永興川	普	748	1.00			S 40 2 6	330
20	大分川	大分川	239	永興川	普	285	0.38			H 18 10 27	1,261
21	大野川	乙津川	324	挟間川	一	2,400	7.20			S 41 6 6	1,789
22	大野川	河原内川	436	判田川	一	2,400	5.40			S 42 3 31	978
23	大野川	河原内川	437	平原川	普	750	1.80			S 42 3 31	978
24	大分川	寒田川	483	敷戸川	一	3,000	8.10			S 43 2 10	156
25	大分川	寒田川	484	一の瀬川	一	－	6.75			S 43 2 10	156
26	大分川	寒田川	484	一の瀬川	一	2,388	1.61			S 60 3 25	657
27	大野川		489	花鶴川	一	500	1.30			S 43 11 7	3,341
28	大野川		490	内浦川	一	400	1.04			S 43 11 7	3,341
29	小志生木川		523	小志生木川	普	2,600	12.20			S 45 10 12	1,501
30	一尺屋川		524	一尺屋川	普	1,600	5.00			S 45 10 12	1,501
31	一尺屋川		524	一尺屋川	普	482	1.39		1.95	H 23 4 28	438
32	一尺屋川		524	一尺屋川	普	-175	-0.63			H 23 10 21	1,612
33	大野川		525	小筒井川	一	3,000	14.10			S 45 10 12	1,501
34	大野川	河原内川	535	平原川及び大平原川	普	－	22.60			S 46 12 20	2,060
35	大分川	賀来川	536	東院川	普	2,500	11.56			S 46 12 20	2,060
36	白木川		537	白木川	普	1,600	7.14			S 46 12 20	2,060
37	大野川		543	深迫川	普	1,300	5.21			S 47 2 8	174
38	大分川		572	七瀬川	一	13,500	95.00			S 47 11 22	1,966
39	大分川	鬼崎川	573	飛塚川	普	2,700	12.55			S 47 11 22	1,966
40	大分川		605	米良川	一	1,240	5.70			S 49 3 30	513

番号	水系名	幹川名	渓流番号	渓流名	種別	指定延長(m)	指定面積(ha)	内面指定	ﾀﾞﾑ敷・堆砂敷	告示年月日	告示番号
41	江　川		606	江川	二	2,154	11.60			S 49 3 30	513
42	大野川		607	上の原川	普	1,400	6.44			S 49 3 30	513
43	大野川	判田川	639	高江川	一	1,139	5.23			S 50 5 27	899
44	大野川	戸次古川	657	戸次古川	一	1,800	15.30			S 51 5 12	842
45	大野川	戸次古川	662	佐柳川	一	3,050	40.40			S 51 12 20	1,625
46	大野川	立小野川	663	山田川	普	2,290	10.30			S 51 12 20	1,625
47	大野川	立小野川	663	山田川	普	150	0.42			H 6 2 9	215
48	大分川		664	寒田川	一	2,440	12.20			S 51 12 20	1,625
49	大分川		664	寒田川	一	450	2.90			S 59 2 24	220
50	大分川		709	鬼崎川	一	1,550	13.90			S 56 5 29	1,087
51	大分川		733	天神谷川	普	120	0.30			S 59 1 28	85
52	大野川	大内川	734	上大内川	普	190	0.70			S 59 2 24	220
53	祓　川		745	上坂本川	普	305	9.50			S 59 12 26	1,735
54	大分川		768	井手ノ上川	普	453	2.40			S 61 10 23	1,694
55	大分川	七瀬川	769	安友川	普	600	1.38			S 61 10 23	1,694
56	大分川	七瀬川	769	安友川	普	113	1.38			S 62 3 28	835
57	大分川	七瀬川	769	安友川	普	－	1.56			H 4 3 25	793
58	大野川		793	仲村川	普	114	0.68			S 63 10 8	1,974
59	大分川	七瀬川	800	平野川	普	215	0.89			S 63 10 8	1,974
60	一尺屋川		819	中尾谷川	普	245	1.11			H 1 10 11	1,733
61	一尺屋川		819	中尾谷川	普	77	0.20			H 23 4 28	438
62	大分川	尼ヶ瀬川	829	餅田川	普	819	4.01			H 2 2 17	339
63	丹生川	尾田川	838	木田南部川	普	－	13.96	13.96		H 3 3 15	577
64	大分川	七瀬川	866	内稙田川	普	－	4.35	4.35		H 4 3 25	793
65	一尺屋川		867	樋の口川	普	250	1.58			H 4 3 25	793
66	一尺屋川		867	樋の口川	普	246	1.07			H 23 4 28	438
67	大野川	大内川	932	岩戸川	普	170	0.26			H 6 11 10	2,171
68	祓　川		986	大久保川	普	190	0.68			H 7 2 22	276
69	大分川	賀来川	993	廻栖川	普	927	5.72			H 8 4 11	1,204
70	大野川		1,056	王惣川	普	146	0.43	0.43	0.13	H 9 3 13	559
71			1,085	下白木川	普	330	1.93	1.93	0.40	H 10 3 17	648
72	丹生川	尾田川	1,124	木田南部川3	普	320	1.91	1.33	0.22	H 12 5 16	1,332
73	大分川	七瀬川	1,151	朝海川	普	345	5.04			H 15 3 28	298
74	大分川	七瀬川	1,151	朝海川	普	210	－	4.31	0.80	H 21 7 21	769
75	第3田ノ浦川	第3田ノ浦川	1,165	第3田ノ浦川	普	260	1.31	1.31		H 15 3 28	298
76	大野川	河原内川	1,182	中無礼川	普	280	1.38			H 18 10 27	1,261
77	丹生川	丹生川	1,228	広内川	普	260			0.72	H 19 4 25	520
78	丹生川	丹生川	1,228	広内川	普	52	－	0.04		H 22 7 14	755
79	一尺屋川		1,266	瓦崎川	普	319	1.15			H 27 11 9	1,112
80		第二田ノ浦川	1,270	第二田ノ浦川		155	0.52			H 27 12 16	1,194
81		田ノ浦川	1,283	第一田ノ浦川	普	360	1.53			H 28 11 22	1,359

※　番号23の告示657号は一部重複

※　今畑川は市町村合併の際、普通河川ではなくなった。

② 地すべり防止区域 （令和4年3月1日現在）

番号	区域名	渓流名	指定面積(ha)	告示年月日	告示番号
1	徳野尾	河原内川	5.60	S 34 4 7	961
2	黒仁田	黒仁田川	6.30	S 34 4 7	961
3	黒仁田	黒仁田川	19.00	S 63 3 18	846
4	日平	大内川	15.90	S 34 4 7	961
5	石塚	河原内川	8.20	S 36 5 19	1072
6	影平	大内川	27.30	S 38 6 28	1450
7	影平	大内川	4.00	S 58 3 31	908
8	中無礼	平原川	22.60	S 43 1 29	72
9	大河内	尾田川	6.30	S 48 2 28	389
10	畑	金道川	9.80	S 48 2 28	389
11	宮河内	大谷川	8.60	S 52 9 26	1305
12	横江	佐柳川	21.20	S 52 9 26	1305
13	平野	七瀬川	11.25	H 10 2 17	208
14	辛幸		5.40	S 46 10 21	1767
15	辛幸		9.50	S 61 3 25	788
16	玉井	玉井川	7.40	H 7 7 24	1396
17	石合	七瀬川	5.60	S 48 1 5	11
18	山峰	日方川	9.60	H 10 2 17	208
19	山峰	日方川	1.91	H 14 1 25	30
20	山峰	日方川	2.17	H 15 10 27	1421
21	吉野原	大丸川	7.60	H 15 3 28	301
22	大平	大平川	5.09	H 14 5 24	459
23	2号辛幸	辛幸川	7.40	H 14 5 24	459
24	2号辛幸	辛幸川	11.95	H 21 11 13	1211
25	中山	小猫川	7.75	H 15 3 28	301
26	奥	七瀬川	19.80	H 18 12 5	1445

③　地すべり危険箇所

（注）A…危険度大　B…危険度中　C…危険度小

番号	箇所名	河川名			位置	面積	区域内の保全対象			
		水系名	幹川名	渓流名	大字	(ha)	河川への影響(㎥)	人家戸数	耕地(ha)	公共施設の種類及び数
1	大内	大野川			大内	－	276,000	3	2.2	県道　400
2	平野	大分川	七瀬川	平野川	平野	11.25		21	1.0	市道　500 公民館　1
3	黒岩	大野川	河原内川		弓立	－	495,000	5	13.6	県道　900 市道　200
4	石塚	大野川	河原内川		弓立	8.20	410,000	43	7.1	県道　150 市道　4,000
5	弓立	大野川	河原内川		弓立	－	875,000	13	11.0	県道　1,000 市道　4,000 公民館　1
6	徳ノ尾	大野川	河原内川		徳ノ尾	5.60	325,000	10	8.0	市道　850
7	平原	大野川	河原内川		河原内	－	345,000	9	3.9	市道　1,050
8	中無礼	大野川	河原内川	平原川	河原内	22.60	723,000	24	16.4	県道　250 市道　2,000 学校　1
9	的場	大野川	河原内川		河原内	－	400,000	15	38.0	市道　1,550
10	黒仁田	大野川	河原内川	黒仁田川	黒仁田	25.30	315,000	6	10.0	市道　3,030 公民館　1
11	影平	大野川	大内川		下戸次	31.30	780,000	10	22.7	市道　1,550
12	横江	大野川	戸次古川	佐柳川	中戸次	21.20	45,000	10	4.5	市道　1,900
13	日平	大野川	大内川		下戸次	15.90	1,800,000	10	16.0	市道　1,900
14	木工代	大野川	河原内川		河原内	－	640,000	0	2.0	
15	御所峠	丹生川	尾田川		大河内	－	486,000	0	0.0	県道　900
16	戸保ノ木	子猫川	轟川		戸保ノ木	－	375,000	2	4.8	県道　250
17	大河内	丹生川	尾田川		木田	6.30	495,000	27	9.0	県道　1,170 学校　1
18	天神原	丹生川	尾田川		天神原	―	417,000	32	5.7	県道　850 市道　200 公民館　1

番号	箇所名	河川名			位置	面積	区域内の保全対象			
		水系名	幹川名	渓流名	大字	(ha)	河川への影響(㎥)	人家戸数	耕地(ha)	公共施設の種類及び数
19	畑(大分)	金道川			東上野	9.80	438,000	12	10.7	市道 1,450
20	折立	本田川			東上野	―	498,000	15	11.0	市道 950 公民館 1
21	宮河内	大野川	大谷川		宮河内	8.60	150,000	49	5.9	県道 460 市道 600
22	放生池	祓川			八幡	―	300,000	7	4.5	市道 550
23	賀来	大分川	尼ケ瀬川		賀来	―	100,000	22	1.0	市道 350
24	羽原	大分川	七瀬川		入蔵	―	1,500,000	3	9.0	市道 500
25	日方	大分川	七瀬川		入蔵	―	1,200,000	10	9.0	市道 700 公民館 1
26	山峰	大分川	七瀬川		沢田	9.60	1,100,000	9	7.0	林道 850
27	朝海	大分川	七瀬川	朝海川	沢田	―	400,000	2	4.0	市道 650
28	辛幸				志生木	14.90	20,000	90	3.0	国道 1,180 市道 200 官庁 2
29	玉井				白木	7.50	70,000	54	2.9	国道 317 公民館 1
30	田之浦				田之浦	―	600,000	45	2.0	国道 400 市道 300

④　土石流危険渓流Ⅰ　（人家戸数:5戸以上）

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地(字)	流域概要		人家戸数(戸)	左記以外の公共施設等	砂防指定の有無
					渓流長(km)	流域面積(km2)			
04-201Ⅰ-001	細八丸川	細八丸川	細八丸川②	細八丸	0.35	0.04	7	JR日豊本線:0.05km	
04-201Ⅰ-002	細八丸川	細八丸川	細八丸川①	細八丸	0.33	0.09	15	八丸公民館老人憩いの家　JR日豊本線:0.11km	
04-201Ⅰ-003	本田川	本田川	折立川②	折立	0.15	0.01	5		
04-201Ⅰ-004	金道川	金道川	道尻川	道尻	0.20	0.03	5		
04-201Ⅰ-005	尾田川	尾田川	平野川①	平野	0.24	0.04	5		
04-201Ⅰ-006	尾田川	尾田川	平野川②	平野	0.24	0.04	3	市尾下公民館 県道臼杵坂ノ市線:0.11km	
04-201Ⅰ-007	尾田川	尾田川	畑分川①	畑分	0.35	0.07	5	県道臼杵坂ノ市線:0.08km	
04-201Ⅰ-008	尾田川	尾田川	畑分川②	畑分	0.32	0.10	7	県道臼杵坂ノ市線:0.10km	
04-201Ⅰ-009	尾田川	尾田川	江子川②	江子	0.17	0.02	5	県道臼杵坂ノ市線:0.07km	
04-201Ⅰ-010	尾田川	尾田川	天神原川③	天神原	0.10	0.01	2	市尾上公民館 県道臼杵坂ノ市線:0.07km	
04-201Ⅰ-011	尾田川	尾田川	天神原川②	天神原	0.22	0.06	2	市尾上公民館 集会施設1 県道臼杵坂ノ市線:	
04-201Ⅰ-012	尾田川	尾田川	木田南部川⑤	木田南部	0.25	0.04	5	県道臼杵坂ノ市線:0.07km	
04-201Ⅰ-013	尾田川	尾田川	木田南部川④	木田南部	0.43	0.06	7	県道臼杵坂ノ市線:0.05km	
04-201Ⅰ-014	尾田川	尾田川	木田南部川③	木田南部	0.14	0.03	0		
04-201Ⅰ-015	尾田川	尾田川	木田南部川①	木田南部	0.47	0.11	10		有
04-201Ⅰ-016	尾田川	尾田川	木田南部川	木田南部	0.53	0.15	11		有
04-201Ⅰ-017	尾田川	尾田川	木田南部川②	木田南部	0.14	0.02	6		有
04-201Ⅰ-018	尾田川	尾田川	天神原川①	天神原	0.26	0.05	6	臼杵坂ノ市有料道路:0.04km	
04-201Ⅰ-019	尾田川	尾田川	堤原川	堤原	0.18	0.02	2	臼杵坂ノ市有料道路管理事務所 臼杵坂ノ市有料道	
04-201Ⅰ-020	丹生川	尾山川	尾山川①	尾山	0.15	0.04	12		

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地(字)	流域概要		人家戸数(戸)	左記以外の公共施設等	砂防指定の有無
					渓流長(km)	流域面積(km2)			
04-201Ⅰ-021	佐野川	佐野川	畑川	畑	0.28	0.04	6		
04-201Ⅰ-022	丹生川	丹生川	広内川③	広内	0.20	0.02	5		
04-201Ⅰ-023	丹生川	丹生川	広内川①	広内	0.53	0.34	24	広内公民館，第三部消防団詰所	
04-201Ⅰ-024	丹生川	丹生川	広内川⑦	広内	0.65	0.24	24	広内公民館，第三部消防団詰所	
04-201Ⅰ-025	丹生川	丹生川	広内川②	広内	0.50	0.12	21	広内公民館，第三部消防団詰所	
04-201Ⅰ-026	大野川	大野川	上志村川	上志村	0.22	0.03	10		
04-201Ⅰ-027	大野川	迫川	迫谷川①	迫谷	0.07	0.01	11		
04-201Ⅰ-028	大野川	大野川	徳平川④	徳平	0.20	0.04	16		
04-201Ⅰ-029	大野川	大野川	徳平川③	徳平	0.17	0.01	14		
04-201Ⅰ-030	大野川	大野川	徳平川②	徳平	0.08	0.01	12		
04-201Ⅰ-031	大野川	迫川	迫谷川②	迫谷	0.08	0.01	15		
04-201Ⅰ-032	大野川	大野川	百堂川②	百堂	0.15	0.02	2	磐津地神社 県道川添志村線:0.07km	
04-201Ⅰ-033	大野川	大谷川	金谷川③	金谷	0.11	0.01	12		
04-201Ⅰ-034	大野川	大谷川	金谷川②	金谷	0.25	0.06	12		
04-201Ⅰ-035	大野川	大谷川	金谷川①	金谷	0.13	0.04	7		
04-201Ⅰ-036	大野川	大谷川	迫阿蘇入川	迫阿蘇入	0.15	0.02	9	県道坂ノ市中戸次線:0.10km	
04-201Ⅰ-037	大野川	大谷川	阿蘇入川①	阿蘇入	0.14	0.02	5		
04-201Ⅰ-038	大野川	大谷川	阿蘇入川②	阿蘇入	0.15	0.02	6		
04-201Ⅰ-039	大野川	大谷川	宮河内川	宮河内	0.35	0.05	22		
04-201Ⅰ-040	大野川	大谷川	杵河内川②	杵河内	0.33	0.05	4	杵河内公民館	
04-201Ⅰ-041	大野川	大内川	仲村川	仲村	0.15	0.04	6	消防庫	有

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地(字)	流域概要		人家戸数(戸)	左記以外の公共施設等	砂防指定の有無
					渓流長(km)	流域面積(km2)			
04-201Ⅰ-042	大野川	大内川	仲村川②	仲村	0.17	0.02	7		
04-201Ⅰ-043	大野川	上大内川	上大内川	上大内	0.95	1.15	5		有
04-201Ⅰ-044	大野川	戸次古川	仲村川③	仲村	0.40	0.04	10	県道坂ノ市中戸次線:0.06km	
04-201Ⅰ-045	大野川	戸次古川	尾津留川	尾津留	0.15	0.02	9	県道坂ノ市中戸次線:0.07km	
04-201Ⅰ-046	大野川	大野川	利光川②	利光	0.31	0.12	9	国道10号線:0.15km	
04-201Ⅰ-047	大野川	大野川	利光川①	利光	0.15	0.02	9	成大寺　国道10号線:0.10km	
04-201Ⅰ-048	大野川	大野川	上り尾川	上り尾	0.85	0.14	8	国道10号線:0.06km	
04-201Ⅰ-049	大野川	大野川	川原川	川原	0.42	0.14	2	川原公民館　国道10号線:0.06km	
04-201Ⅰ-050	臼杵川	中臼杵川	馬〆川②	馬〆	0.10	0.01	9		
04-201Ⅰ-051	中臼杵川	中臼杵川	馬〆川	馬〆	0.80	0.31	10		
04-201Ⅰ-052	大野川	河原内川	中無礼川①	中無礼	0.30	0.06	3	川原内くすのきホール	
04-201Ⅰ-053	大野川	河原内川	中原川②	中原	0.17	0.01	6	NTT戸次電話交換局川原内分局 県道弓立上戸次	
04-201Ⅰ-054	大野川	河原内川	中竹中川	中竹中	0.10	0.01	4	中竹中公民館 県道弓立上戸次線:0.04km	
04-201Ⅰ-055	大野川	高江川	大興寺川	大興寺	0.26	0.03	22		
04-201Ⅰ-056	大野川	大野川	菰田川	菰田	0.18	0.02	10	浄雲寺	
04-201Ⅰ-057	大野川	大野川	菰田川①	菰田	0.10	0.02	7	菰田公民館	
04-201Ⅰ-058	大分川	裏川	牧上川①	牧上	0.17	0.02	57		
04-201Ⅰ-059	大分川	裏川	牧上川③	牧上	0.22	0.04	62		
04-201Ⅰ-060	大分川	裏川	牧上川②	牧上	0.48	0.07	61		
04-201Ⅰ-061	大分川	裏川	南下部郡川③	南下部	0.14	0.02	25		
04-201Ⅰ-062	大分川	裏川	南下部郡川②	南下部	0.16	0.05	48	豊栄山専光院	

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地(字)	流域概要		人家戸数(戸)	左記以外の公共施設等	砂防指定の有無
					渓流長(km)	流域面積(km2)			
04-201Ⅰ-063	大分川	米良川	米良川②	米良	0.51	0.23	14	消防庫	
04-201Ⅰ-064	大分川	一の瀬川	芳川原川②	芳川原	0.10	0.01	5		
04-201Ⅰ-065	大分川	一の瀬川	芳川原川①	芳川原	0.20	0.05	5		
04-201Ⅰ-066	大分川	寒田川	旦野原川	旦野原	0.11	0.01	0	体育研修施設，体育館，武道場	
04-201Ⅰ-067	大分川	寒田川	上石川川	上石川	0.83	0.57	3	上石川公民館	有
04-201Ⅰ-068	大分川	七瀬川	岡川②	岡	1.69	0.46	10	岡公民館	有
04-201Ⅰ-069	大分川	七瀬川	岡川①	岡	0.82	0.12	10	岡公民館	
04-201Ⅰ-070	大分川	七瀬川	平野川	平野	0.77	0.19	6		有
04-201Ⅰ-071	大分川	七瀬川	内稙田川②	内稙田	0.70	0.01	6		
04-201Ⅰ-072	大分川	七瀬川	内稙田川①	内稙田	0.80	0.23	8		
04-201Ⅰ-073	大分川	七瀬川	内稙田川③	内稙田	0.14	0.03	11	内稙田公民館	
04-201Ⅰ-074	大分川	七瀬川	塚野川	塚野	0.19	0.04	0	福来屋，真屋旅館，山水壮	
04-201Ⅰ-075	大分川	賀来川	中村川②	中村	0.15	0.02	6	県道小挟間大分線:0.07km	
04-201Ⅰ-076	大分川	賀来川	餅田川	餅田	0.28	0.18	23	県道小挟間大分線:0.11km	
04-201Ⅰ-077	大分川	尼ヶ瀬川	上片面川①	上片面	0.15	0.02	6	上片面公民館	
04-201Ⅰ-078	大分川	尼ヶ瀬川	上片面川	上片面	0.15	0.03	11	下片面公民館	
04-201Ⅰ-079	大分川	尼ヶ瀬川	深河内川③	深河内	0.20	0.05	23		
04-201Ⅰ-080	大分川	尼ヶ瀬川	深河内川④	深河内	0.08	0.01	10		
04-201Ⅰ-081	大分川	尼ヶ瀬川	深河内川①	深河内	0.49	0.23	59	県道小挟間大分線:0.08km，JR久大本線:0.10km	
04-201Ⅰ-082	大分川	尼ヶ瀬川	深河内川②	深河内	0.10	0.06	13	県道小挟間大分線:0.07km	
04-201Ⅰ-083	大分川	永興川	永興川	永興	0.10	0.02	11		有

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地(字)	流域概要		人家戸数(戸)	左記以外の公共施設等	砂防指定の有無
					渓流長(km)	流域面積(km2)			
04-201Ⅰ-084	大分川	大分川	南大平寺川	南大平寺	0.12	0.02	13	JR久大本線:0.04km	
04-201Ⅰ-085	住吉川	住吉川	志手川	志手	0.20	0.03	6		
04-201Ⅰ-086	金谷川	金谷川	南生石川①	南生石	0.17	0.03	6		
04-201Ⅰ-087	祓川	祓川	南生石川②	御幸	0.25	0.04	6		
04-201Ⅰ-088	祓川	祓川	南生石川③	御幸	0.46	0.07	5		
04-201Ⅰ-089	祓川	祓川	東八幡川⑥	東八幡	0.18	0.04	15		
04-201Ⅰ-090	祓川	祓川	東八幡川②	東八幡	0.42	0.08	43		
04-201Ⅰ-091	祓川	祓川	上坂本川	東八幡	0.60	0.38	29		
04-201Ⅰ-092	祓川	祓川	下八幡川②	下八幡	0.16	0.05	10	県道高崎大分線:0.04km	
04-201Ⅰ-093	祓川	祓川	下八幡川	下八幡	0.48	0.19	7	県道高崎大分線:0.05km	
04-201Ⅰ-094	祓川	祓川	東八幡川③	東八幡	0.19	0.03	5	大久保簡易郵便局 県道高崎大分線:0.06km	
04-201Ⅰ-095	祓川	祓川	東八幡川④	東八幡	0.29	0.05	14	県道高崎大分線:0.04km	
04-201Ⅰ-096	祓川	祓川	大久保川	大久保	0.19	0.04	9	八幡小学校, 八幡公民館, 県道高崎大分線:0.03km	有
04-201Ⅰ-097	下白木川	下白木川	下白木川⑥	下白木	0.23	0.03	5	国道10号線:0.06km, JR日豊本線:0.05km	
04-201Ⅰ-098	白木川	白木川	下白木川①	下白木	0.29	0.07	14	国道10号線:0.10km, JR日豊本線:0.07km	
04-201Ⅰ-099	白木川	白木川	下白木川②	下白木	0.38	0.07	23	国道10号線:0.10km, JR日豊本線:0.07km	
04-201Ⅰ-100	白木川	白木川	白木川	下白木	0.52	0.55	24	国道10号線:0.10km, JR日豊本線:0.07km	
04-201Ⅰ-101	白木川	白木川	下白木川⑦	下白木	0.09	0.01	16	国道10号線:0.08km, JR日豊本線:0.07km	
04-201Ⅰ-102	下白木川	下白木川	下白木川③	下白木	0.14	0.02	5	国道10号線:0.06km, JR日豊本線:0.05km	
04-201Ⅰ-103	田ノ浦川	田ノ浦川	田ノ浦川④	田ノ浦	0.26	0.08	9	国道10号線:0.10km, JR日豊本線:0.09km	
04-201Ⅰ-104	第四田ノ浦川	第四田ノ浦川	田ノ浦川⑥	田ノ浦	0.63	0.13	10	国道10号線:0.11km, JR日豊本線:0.09km	

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地(字)	流域概要		人家戸数(戸)	左記以外の公共施設等	砂防指定の有無
					渓流長(km)	流域面積(km2)			
04-201Ⅰ-105	第四田ノ浦川	第四田ノ浦川	田ノ浦川⑦	田ノ浦	0.96	0.43	8	国道10号線:0.11km, JR日豊本線:0.10km	
04-201Ⅰ-106	第三田ノ浦川	第三田ノ浦川	田ノ浦川⑤	田ノ浦	0.57	0.37	6	国道10号線:0.08km, JR日豊本線:0.06km	
04-201Ⅰ-107	第二田ノ浦川	第二田ノ浦川	田ノ浦川①	田ノ浦	0.67	0.19	5	国道10号線:0.09km, JR日豊本線:0.05km	
04-201Ⅰ-108	第一田ノ浦川	第一田ノ浦川	田ノ浦川③	田ノ浦	0.97	0.54	12	国道10号線:0.10km, JR日豊本線:0.09km	
04-201Ⅰ-109	田ノ浦川	田ノ浦川	田ノ浦川②	田ノ浦	0.57	0.21	7	国道10号線:0.08km, JR日豊本線:0.08km	有
04-201Ⅰ-110	田ノ浦川	田ノ浦川	田ノ浦川⑧	田ノ浦	0.72	0.44	5	国道10号線:0.16km, JR日豊本線:0.14km	
04-361Ⅰ-001	大分川	七瀬川	廻栖川	廻栖野	0.50	0.07	5	岡倉公民館	
04-361Ⅰ-002	大分川	七瀬川	上詰川①	上詰	0.20	0.08	7	国道442号線:0.11km	
04-361Ⅰ-003	大分川	芹川	羽原川	羽原	0.25	0.04	2	摺公民館	
04-361Ⅰ-004	大分川	七瀬川	今畑川②	今畑	0.67	0.13	5	今畑公民館 県道湛水挟間線:0.08km	
04-361Ⅰ-005	大分川	七瀬川	今畑川③	今畑	0.15	0.02	5	県道湛水挟間線:0.05km	
04-361Ⅰ-006	大分川	七瀬川	平野川①	平野	0.23	0.13	9		
04-361Ⅰ-007	大分川	七瀬川	平野川②	平野	0.24	0.04	5		
05-381Ⅰ-001	－	－	相浜川	中尾	0.32	0.08	7	国道217号線:62m	無
05-381Ⅰ-002	－	－	下浦川2	下浦	0.11	0.02	37	国道217号線:58m, 市道:207m	無
05-381Ⅰ-003	－	－	下浦川	下浦	0.17	0.05	26	市道:70m	無
05-381Ⅰ-004	－	－	下浦川3	下浦	0.17	0.02	6		無
05-381Ⅰ-005	－	－	下浦川4	下浦	0.12	0.01	8	市道:225m	無
05-381Ⅰ-006	－	－	上浦川3	上浦	0.14	0.04	5	市道:114m	無
05-381Ⅰ-007	－	－	上浦川2	上浦	0.21	0.03	31	市道:490m	無
05-381Ⅰ-008	－	－	上浦川1	上浦	1.39	0.45	12	一尺屋郵便局、市道:167m	無

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地(字)	流域概要		人家戸数(戸)	左記以外の公共施設等	砂防指定の有無
					渓流長(km)	流域面積(km2)			
05-381Ⅰ-009	－	－	一尺屋川4	上浦	1.19	0.74	11	市道:385m	有
05-381Ⅰ-010	－	－	一尺屋川3	上浦	1.03	0.44	11	市道:385m(0m)	有
05-381Ⅰ-011	－	－	一尺屋川2	上浦	1.13	0.51	29	寺, 国道217号線:72m, 市道:486m	有
05-381Ⅰ-012	－	－	一尺屋川1	上浦	0.24	0.04	29	寺, 国道217号線:72m(0m), 市道:486m(0m)	無
05-381Ⅰ-013	－	－	田之浦川2,3	田之浦	1.00	0.82	24	田ノ浦老人憩の家, 生活改善センター, 国道217号	無
05-381Ⅰ-014	－	－	田之浦川1	田之浦	0.57	0.14	29	田ノ浦老人憩の家, 生活改善センター, 国道217号	無
05-381Ⅰ-015	－	－	田之浦川4	田之浦	0.12	0.01	31	田ノ浦老人憩の家, 生活改善センター, 国道217号	無
05-381Ⅰ-016	－	－	室生川2	室生	0.45	0.26	8	民宿, 国道217号線 117m, 市道:400m	無
05-381Ⅰ-017	－	－	玉井川3	玉井	0.19	0.02	9	国道217号線:85m	無
05-381Ⅰ-018	－	－	玉井川2	玉井	0.15	0.05	9	国道217号線:85m(0m)	無
05-381Ⅰ-019	－	－	玉井川1	玉井	0.39	0.14	35	玉井地区集会所, 国道217号線:107m(62m), 市	無
05-381Ⅰ-020	－	－	白木奥川6	白木奥	0.19	0.04	23	白木老人憩の家 市道:422m	無
05-381Ⅰ-021	－	－	白木奥川5	白木奥	0.54	0.17	23	白木老人憩の家 市道:388m(80m)	無
05-381Ⅰ-022	－	－	白木奥川4	白木奥	0.45	0.29	20	白木老人憩の家 市道:300m(30m)	無
05-381Ⅰ-023	－	－	白木奥川	白木奥	0.28	0.09	15	白木老人憩の家 市道:292m(0m)	無
05-381Ⅰ-024	－	－	白木浜川2	白木浜	0.19	0.03	5	市道:80m	無
05-381Ⅰ-025	－	－	白木浜川1	白木浜	0.35	0.07	11	市道:33m	無
05-381Ⅰ-026	－	－	白木浜川4	白木浜	0.22	0.04	6	国道217号線:73m	無
05-381Ⅰ-027	－	－	秋ノ江川	秋ノ江	0.36	0.09	52	秋ノ江第2団地集会所, 市道:155m	無
05-381Ⅰ-028	－	－	秋ノ江川2	秋ノ江	0.31	0.11	53	秋ノ江第2団地集会所, 市道:187m(32m)	無
05-381Ⅰ-029	－	－	幸ノ浦川	幸ノ浦	0.33	0.06	35	幸ノ浦公民館 市道:485m	無

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地(字)	流域概要		人家戸数(戸)	左記以外の公共施設等	砂防指定の有無
					渓流長(km)	流域面積(km2)			
05-381Ⅰ-030	－	－	小黒川2	小黒	0.44	0.08	54	県道635号線:90m 市道:396m	無
05-381Ⅰ-031	－	－	小黒川	小黒	0.37	0.08	54	県道635号線:90m(0m)，市道:419m(23m)	無
05-381Ⅰ-032	－	－	大黒川	大黒	0.47	0.16	6	県道635号線:130m　市道:95m	無
05-381Ⅰ-033	－	－	福水川2	福水	0.62	0.16	8	市道:86m	無
05-381Ⅰ-034	－	－	福水川1	福水	0.26	0.04	5	市道:104m(84m)	無
05-381Ⅰ-035	－	－	上浦川	関	0.43	0.08	6		無
05-381Ⅰ-036	－	－	上浦川2	関	0.13	0.03	7		無
05-381Ⅰ-037	－	－	上浦川3	関	0.24	0.06	7		無
05-381Ⅰ-038	－	－	金山川	金山	0.20	0.05	0	市道:250m	無
05-381Ⅰ-039	－	－	東古宮川	古宮	0.20	0.05	46		無
05-381Ⅰ-040	－	－	古宮川3	古宮	0.18	0.04	8	市道:38m	無
05-381Ⅰ-041	－	－	古宮川2	古宮	0.18	0.04	12	市道:40m	無
05-381Ⅰ-042	－	－	古宮川1	古宮	0.29	0.08	0	佐賀関変電所, 市道:105m	無
05-381Ⅰ-043	－	－	古宮川10	古宮	0.35	0.07	7	市道:76m	無
05-381Ⅰ-044	－	－	古宮川4	古宮	0.33	0.06	11	市道:210m	無
05-381Ⅰ-045	－	－	古宮川5	古宮	0.30	0.09	12	市道:210m(0m)	無
05-381Ⅰ-046	－	－	古宮川6	古宮	0.18	0.07	13	西古宮クラブ 町道:245m	無
05-381Ⅰ-047	－	－	古宮川7,8	古宮	0.24	0.06	4	佐賀関中学校 市道:20m	無
05-381Ⅰ-048	－	－	辛幸川1	辛幸	0.41	0.21	6	市道:250m	無
05-381Ⅰ-049	－	－	辛幸川2	辛幸	0.33	0.05	10	辛幸一区自治公民館,辛幸老人憩の家,市道:120m	無
05-381Ⅰ-050	－	－	小志生木川	小志生木	0.24	0.04	6	市道:82m	無

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地(字)	流域概要		人家戸数(戸)	左記以外の公共施設等	砂防指定の有無
					渓流長(km)	流域面積(km2)			
05-381Ⅰ-051	－	志生木川	江の脇川	江の脇	0.24	0.05	14	市道:170m	無
05-381Ⅰ-052	－	志生木川	岡田川	岡田	0.25	0.03	14	市道:187m	無
05-381Ⅰ-053	－	志生木川	志生木川3	十谷	0.40	0.15	5	市道:185m	無
05-381Ⅰ-054	－	志生木川	志生木川4	五区	0.42	0.11	7	大志生木第2老人憩の家 市道:140m	無
05-381Ⅰ-055	－	志生木川	志生木川1	大志生木	0.22	0.03	6	市道:55m	無
05-381Ⅰ-056	－	志生木川	志生木川9	志生木下	0.29	0.05	22	志生木青年団集会所,老人憩の家, 市道:198m	無
05-381Ⅰ-057	－	志生木川	志生木川2	志生木下	0.18	0.06	46	町道 420m(350m)	無
05-381Ⅰ-058	－	志生木川	志生木下川	志生木下	0.21	0.05	24	町道 260m(90m)	無
05-381Ⅰ-059	－	志生木川	志生木川	浜	0.20	0.05	8	町道 60m(60m)	無
05-381Ⅰ-060	－	－	大平川	東谷	0.35	0.08	0	大平老人憩の家, 国道197号線: 35m,市道:75m	無
05-381Ⅰ-061	－	－	大平川2	中谷	0.14	0.02	19	国道197号線: 178m市道:295m	無
05-381Ⅰ-062	－	－	中の原川	中ノ原	0.15	0.02	5	市道:48m	無
05-381Ⅰ-063	－	湊川	河内川	河内	0.22	0.04	7	市道:72m	無
05-381Ⅰ-064	－	小猫川	駅川3	駅区	0.14	0.02	9	県道715号線:38m	無
05-381Ⅰ-065	－	小猫川	関座川	関田	0.31	0.08	6		無
05-381Ⅰ-066	－	小猫川	那知棚川	那知棚	0.16	0.02	5	市道:234m	無
05-381Ⅰ-067	－	小猫川	那知棚川3	那知棚	0.20	0.04	5	市道:95m	無
05-381Ⅰ-068	－	小猫川	那知棚川4	中山	0.23	0.05	5	市道:110m	無

⑤　土石流危険渓流Ⅱ　（人家戸数:1～4戸以上）

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地(字)	流域概要		人家戸数	左記以外の公共施設等
					渓流長 (km)	流域面積 (km2)	(戸)	
04-201Ⅱ-001	本田川	本田川	折立川①	折立	0.15	0.01	2	
04-201Ⅱ-002	金道川	金道川	道尻川①	道尻	0.05	0.005	2	
04-201Ⅱ-003	金道川	金道川	道尻川②	道尻	0.06	0.004	2	
04-201Ⅱ-004	金道川	金道川	道尻川③	道尻	0.05	0.01	2	
04-201Ⅱ-005	尾田川	尾田川	平野川③	平野	0.15	0.02	1	
04-201Ⅱ-006	尾田川	尾田川	五両川	五両	0.08	0.01	2	
04-201Ⅱ-007	尾田川	尾田川	由ヶ迫川	由ヶ迫	0.09	0.01	2	県道臼杵坂ノ市線:0.05km
04-201Ⅱ-008	尾田川	尾田川	江子川①	江子	0.05	0.01	1	県道臼杵坂ノ市線:0.04km
04-201Ⅱ-009	尾田川	尾田川	上ノ坊川①	上ノ坊	0.06	0.01	1	
04-201Ⅱ-010	尾田川	尾田川	上ノ坊川②	上ノ坊	0.1	0.01	1	
04-201Ⅱ-011	丹生川	尾山川	尾山川②	尾山	0.25	0.03	1	
04-201Ⅱ-012	丹生川	久土川	小野川	小野	0.1	0.01	1	
04-201Ⅱ-013	丹生川	丹生川	広内川④	広内	0.1	0.01	1	県道大分臼杵線:0.02km
04-201Ⅱ-014	丹生川	丹生川	広内川⑤	広内	0.13	0.02	1	県道大分臼杵線:0.03km
04-201Ⅱ-015	丹生川	丹生川	広内川⑥	広内	0.17	0.05	1	
04-201Ⅱ-016	丹生川	丹生川	善福寺川	善福寺	0.11	0.01	3	
04-201Ⅱ-017	内無川	内無川	一木川	一木	0.11	0.01	2	
04-201Ⅱ-018	大野川	大野川	種具川	種具	0.14	0.02	4	県道川添志村線:0.07km
04-201Ⅱ-019	大野川	大野川	勝ヶ平川	勝ヶ平	0.1	0.02	3	県道川添志村線:0.06km
04-201Ⅱ-020	大野川	大野川	百堂川①	百堂	0.14	0.01	2	県道川添志村線:0.05km
04-201Ⅱ-021	大野川	大谷川	杵河内川①	杵河内	0.3	0.09	4	
04-201Ⅱ-022	大野川	大谷川	杵河内川③	杵河内	0.1	0.02	4	
04-201Ⅱ-023	大野川	大野川	山崎川	山崎	0.08	0.02	3	
04-201Ⅱ-024	大野川	宮谷川	宮谷川①	宮谷	0.09	0.02	3	
04-201Ⅱ-025	大野川	宮谷川	宮谷川②	宮谷	0.16	0.03	1	
04-201Ⅱ-026	大野川	宮谷川	宮谷川③	宮谷	0.18	0.02	1	
04-201Ⅱ-027	大野川	宮谷川	宮谷川④	宮谷	0.11	0.01	1	
04-201Ⅱ-028	大野川	宮谷川	火振川①	火振	0.14	0.02	1	県道坂ノ市中戸次線:0.11km
04-201Ⅱ-029	大野川	大野川	火振川	火振	0.27	0.04	1	県道坂ノ市中戸次線:0.06km
04-201Ⅱ-030	大野川	大野川	火振川②	火振	0.1	0.02	1	県道坂ノ市中戸次線:0.04km
04-201Ⅱ-031	大野川	大野川	深迫川③	深迫	0.5	0.003	2	県道坂ノ市中戸次線:0.07km
04-201Ⅱ-032	大野川	大野川	深迫川①	深迫	0.25	0.04	1	県道坂ノ市中戸次線:0.05km
04-201Ⅱ-033	大野川	大野川	深迫川②	深迫	0.15	0.02	1	県道坂ノ市中戸次線:0.07km
04-201Ⅱ-034	大野川	大内川	仲村川①	仲村	0.15	0.02	3	
04-201Ⅱ-035	大野川	大内川	上大内川①	上大内	0.2	0.06	1	
04-201Ⅱ-036	大野川	大野川	上大内川③	上大内	0.16	0.01	1	
04-201Ⅱ-037	大野川	大内川	上大内川④	上大内	0.12	0.01	1	

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地(字)	流域概要		人家戸数	左記以外の公共施設等
					渓流長 (km)	流域面積 (km2)	(戸)	
04-201Ⅱ-038	大野川	大内川	影平川	影平	0.25	0.05	2	
04-201Ⅱ-039	大野川	大野川	利光川③	利光	0.3	0.06	2	国道10号線:0.07km
04-201Ⅱ-040	大野川	大野川	利光川④	利光	0.19	0.02	2	国道10号線:0.06km
04-201Ⅱ-041	大野川	小筒井川	山口川	山口	0.08	0.02	1	
04-201Ⅱ-042	大野川	吉野川	長畑川	長畑	0.15	0.02	1	
04-201Ⅱ-043	臼杵川	中臼杵川	馬〆川③	馬〆	0.05	0.01	2	
04-201Ⅱ-044	臼杵川	中臼杵川	馬〆川④	馬〆	0.09	0.1	2	
04-201Ⅱ-045	大野川	花鶴川	伊与床川	伊与床	0.65	0.16	1	
04-201Ⅱ-046	大野川	稲積川	柿ノ木川①	柿ノ木	0.07	0.01	2	
04-201Ⅱ-047	大野川	稲積川	柿ノ木川②	柿ノ木	0.1	0.01	1	
04-201Ⅱ-048	大野川	稲積川	田原川①	田原	0.2	0.03	1	
04-201Ⅱ-049	大野川	稲積川	田原川②	田原	0.1	0.01	1	
04-201Ⅱ-050	大野川	稲積川	田原川③	田原	0.06	0.01	2	
04-201Ⅱ-051	大野川	大野川	花香川	花香	0.15	0.02	2	県道中判田犬飼線:0.07km, JR豊肥本線:0.07km
04-201Ⅱ-052	大野川	河原内川	佐渡川	佐渡川	0.22	0.03	1	県道弓立上戸次線:0.04km
04-201Ⅱ-053	大野川	河原内川	的場川	的場	0.58	0.31	1	県道弓立上戸次線:0.04km
04-201Ⅱ-054	大野川	河原内川	中野川③	中野	0.33	0.06	1	県道弓立上戸次線:0.05km
04-201Ⅱ-055	大野川	河原内川	中野川④	中野	0.18	0.03	3	県道弓立上戸次線:0.04km
04-201Ⅱ-056	大野川	河原内川	中無礼川	中無礼	0.3	0.03	3	県道弓立上戸次線:0.03km
04-201Ⅱ-057	大野川	河原内川	平原川	平原	0.08	0.01	1	県道弓立上戸次線:0.05km
04-201Ⅱ-058	大野川	河原内川	中無礼川②	中無礼	0.23	0.03	1	県道弓立上戸次線:0.04km
04-201Ⅱ-059	大野川	河原内川	八木合川	八木合	0.1	0.01	1	県道弓立上戸次線:0.04km
04-201Ⅱ-060	大野川	河原内川	黒岩川①	黒岩	0.3	0.07	1	
04-201Ⅱ-061	大野川	河原内川	黒岩川	黒岩	0.91	0.29	3	県道大分大野線:0.07km
04-201Ⅱ-062	大野川	河原内川	中野川②	中野	0.13	0.02	2	
04-201Ⅱ-063	大野川	河原内川	大津川	大津	0.12	0.02	4	
04-201Ⅱ-064	大野川	河原内川	吉間川	吉間	0.32	0.06	1	
04-201Ⅱ-065	大野川	河原内川	中原川①	中原	0.55	0.09	4	県道弓立上戸次線:0.06km
04-201Ⅱ-066	大野川	大野川	下冬田川	下冬田	0.23	0.02	3	県道中判田犬飼線:0.05km
04-201Ⅱ-067	大野川	判田川	安田川	安田	1.06	0.24	2	
04-201Ⅱ-068	大野川	高江川	笹越川	笹越	0.08	0.01	3	国道10号線:0.06km, JR豊肥本線:0.06km
04-201Ⅱ-069	大野川	高江川	小中田川	小中田	0.15	0.02	2	国道10号線:0.06km, JR豊肥本線:0.06km
04-201Ⅱ-070	大分川	寒田川	下石川川	下石川	0.07	0.01	2	
04-201Ⅱ-071	大野川	寒田川	上石川川③	上石川	0.07	0.02	1	
04-201Ⅱ-072	大分川	七瀬川	平野川②	平野	1.43	0.37	1	
04-201Ⅱ-073	大分川	七瀬川	平野川③	平野	0.7	0.16	1	
04-201Ⅱ-074	大分川	七瀬川	赤仁田川①	赤仁田	0.75	0.49	1	

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地(字)	流域概要		人家戸数(戸)	左記以外の公共施設等
					渓流長(km)	流域面積(km2)		
04-201Ⅱ-075	大分川	大分川	小野鶴川	小野鶴	0.1	0.01	2	
04-201Ⅱ-076	大分川	賀来川	中村川①	中村	0.13	0.01	2	
04-201Ⅱ-077	大分川	尼ヶ瀬川	餅田川①	餅田	0.09	0.01	4	
04-201Ⅱ-078	大分川	尼ヶ瀬川	下片面川	下片面	0.1	0.02	2	
04-201Ⅱ-079	祓川	祓川	下八幡川①	下八幡	0.2	0.02	1	
04-201Ⅱ-080	祓川	祓川	下八幡川③	下八幡	0.08	0.01	2	県道高崎大分線:0.06km
04-201Ⅱ-081	牛ヶ谷川	牛ヶ谷川	下白木川④	下白木	0.7	0.31	2	国道10号線:0.06km, JR日豊本線:0.06km
04-201Ⅱ-082	下白木川	下白木川	下白木川⑤	下白木	0.1	0.02	1	国道10号線:0.05km, JR日豊本線:0.04km
04-201Ⅱ-083	神崎川	神崎川	神崎川	神崎	0.2	0.02	1	JR日豊本線:0.08km
04-361Ⅱ-001	大分川	七瀬川	岡倉川	岡倉	0.56	0.08	1	
04-361Ⅱ-002	大分川	七瀬川	岡倉川①	岡倉	0.07	0.01	1	
04-361Ⅱ-003	大分川	七瀬川	朝海川	朝海	0.15	0.03	1	
04-361Ⅱ-004	大分川	七瀬川	石合川①	石合	0.62	0.17	2	国道442号線:0.03km
04-361Ⅱ-005	大分川	七瀬川	石合川②	石合	0.45	0.44	3	国道442号線:0.03km, 県道三重野津原線:0.07km
04-361Ⅱ-006	大分川	七瀬川	石合川③	石合	0.6	0.1	3	国道442号線:0.75km, 県道三重野津原線:0.09km
04-361Ⅱ-007	大分川	七瀬川	石合川④	石合	0.31	0.06	2	国道442号線:0.45km, 県道三重野津原線:0.05km
04-361Ⅱ-008	大分川	七瀬川	山中川	山中	0.25	0.09	3	国道442号線:0.06km
04-361Ⅱ-009	大分川	七瀬川	山中川①	山中	0.24	0.1	2	国道442号線:0.03km
04-361Ⅱ-010	大分川	七瀬川	上詰川②	上詰	0.23	0.04	1	国道442号線:0.04km
04-361Ⅱ-011	大分川	七瀬川	裏谷川①	裏谷	0.15	0.04	2	
04-361Ⅱ-012	大分川	七瀬川	芝原川①	芝原	0.4	0.13	2	
04-361Ⅱ-013	大分川	七瀬川	芝原川	芝原	0.7	0.14	3	
04-361Ⅱ-014	大分川	七瀬川	芝原川②	芝原	0.15	0.02	3	
04-361Ⅱ-015	大分川	七瀬川	湛水川	湛水	0.09	0.01	3	県道湛水挟間線:0.05km
04-361Ⅱ-016	大分川	芹川	桁口川	桁口	0.2	0.03	2	
04-361Ⅱ-017	大分川	芹川	摺川	摺	0.3	0.05	3	
04-361Ⅱ-018	大分川	芹川	摺川①	摺	0.24	0.05	2	
04-361Ⅱ-019	大分川	芹川	下次郎川①	下次郎	0.31	0.09	1	
04-361Ⅱ-020	大分川	芹川	下次郎川	下次郎	0.26	0.03	4	
04-361Ⅱ-021	大分川	芹川	練ケ迫川	練ケ迫	0.35	0.06	3	
04-361Ⅱ-022	大分川	七瀬川	今畑川①	今畑	0.27	0.03	1	県道湛水挟間線:0.08km
04-361Ⅱ-023	大分川	七瀬川	福宗川	福宗	0.12	0.02	2	
05-381Ⅱ-001	－	－	相浜川2	相浜	0.59	0.15	1	国道217号線:17m(17m)
05-381Ⅱ-002	－	－	上浦川4	上浦	0.14	0.01	1	市道:65m(48m)
05-381Ⅱ-003	－	－	上浦川5	上浦	0.22	0.04	1	国道217号線:45m(45m) 市道:48m(48m)

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地(字)	流域概要		人家戸数	左記以外の公共施設等
					渓流長 (km)	流域面積 (km2)	(戸)	
05-381Ⅱ-004	－	－	室生川3	室生	0.29	0.11	2	国道217号線:90m(0m) 市道:77m(77m)
05-381Ⅱ-005	－	－	白ヶ浜川	白ヶ浜	0.14	0.04	1	県道635号線:60m(60m)
05-381Ⅱ-006	－	－	上浦川5	関	0.09	0.03	1	
05-381Ⅱ-007	－	－	上浦川4	関	0.19	0.05	1	
05-381Ⅱ-008	－	－	上浦川7	関	0.15	0.02	2	
05-381Ⅱ-009	－	－	上浦川8	関	0.19	0.06	1	
05-381Ⅱ-010	－	－	上浦川6	関	0.41	0.14	2	市道:65m(65m)
05-381Ⅱ-011	－	－	黒砂川	黒砂	0.11	0.02	1	
05-381Ⅱ-012	－	－	古宮川11	古宮	0.19	0.03	3	
05-381Ⅱ-013	－	－	辛幸川3	辛幸	0.28	0.03	3	国道197号線:55m(55m)
05-381Ⅱ-014	－	志生木川	志生木川5	児蔵堂	0.28	0.08	1	市道:120m(120m)
05-381Ⅱ-015	－	志生木川	志生木川10	十谷	0.13	0.01	2	
05-381Ⅱ-016	－	志生木川	志生木川6	十谷	0.68	0.35	1	
05-381Ⅱ-017	－	志生木川	志生木川7	五区	0.31	0.04	1	市道:25m(25m)
05-381Ⅱ-018	－	志生木川	志生木川8	鍵山	0.49	0.14	4	
05-381Ⅱ-019	－	－	関鯵台川2	関鯵台	0.13	0.02	1	国道197号線:38m(38m)
05-381Ⅱ-020	－	－	関鯵台川	関鯵台	0.15	0.04	4	国道197号線:52m(52m)
05-381Ⅱ-021	－	－	中の原川	中の原川	0.19	0.03	4	
05-381Ⅱ-022	－	湊川	湊川支川	湊	0.14	0.02	1	
05-381Ⅱ-023	－	湊川	河内川2	河内	0.19	0.05	2	市道:77m(77m)
05-381Ⅱ-024	－	湊川	河内川3	河内	0.27	0.04	1	
05-381Ⅱ-025	－	小猫川	駅川2	駅区	0.15	0.02	1	県道715号線:36m(36m)
05-381Ⅱ-026	－	小猫川	駅川4	駅区	0.18	0.02	3	県道715号線:50m(50m)
05-381Ⅱ-027	－	小猫川	駅川5	駅区	0.14	0.01	1	県道715号線:55m(15m)
05-381Ⅱ-028	－	小猫川	駅川	駅区	0.18	0.02	1	県道715号線:50m(6m)
05-381Ⅱ-029	－	小猫川	岡川	岡	0.17	0.03	3	市道:175m(175m)
05-381Ⅱ-030	－	小猫川	大原川	大原	0.15	0.02	1	
05-381Ⅱ-031	－	小猫川	青石川	青石	0.15	0.02	1	市道:113m(113m)
05-381Ⅱ-032	－	轟川	轟川支川	轟	0.20	0.02	1	市道:48m(48m)
05-381Ⅱ-033	－	小猫川	那知梛川1	那知梛	0.30	0.22	3	

⑥　土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ　（人家戸数なし）

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地（字）	流域概要		人家戸数（戸）	左記以外の公共施設等
					渓流長（km）	流域面積（km2）		
05-381Ⅲ-01	－	－	白木浜川3	白木浜	0.4	0.13		国道217号線:22m(22m)
05-381Ⅲ-02	－	－	田中川2	田中	0.09	0.02		市道:35m(35m)
05-381Ⅲ-03	－	－	田中川	田中	0.5	0.14		市道:50m(50m)
05-381Ⅲ-04	－	－	白ヶ浜川2	白ヶ浜	0.29	0.06		県道635号線:40m(40m)
05-381Ⅲ-05	－	－	白ヶ浜川3	白ヶ浜	0.3	0.08		県道635号線:30m(30m)
05-381Ⅲ-06	－	－	白ヶ浜川4	白ヶ浜	0.32	0.08		県道635号線:40m(40m)
05-381Ⅲ-07	－	－	大黒川2	大黒	0.28	0.08		県道635号線:25m(25m)
05-381Ⅲ-08	－	－	大黒川3	大黒	0.14	0.02		市道:25m(0m)
05-381Ⅲ-09	－	－	山神川	関	0.18	0.03		
05-381Ⅲ-10	－	－	古宮川9	古宮	0.4	0.21		

⑦　急傾斜地崩壊危険区域(令和4年3月1日現在)

番号	区域名	面積(a)	告示年月日	告示番号	備考
1	桜ヶ丘	67	S 45 3 1	154	
2	桜ヶ丘	1	S 48 2 2	66	
3	上野西	36	S 46 3 30	263	
4	神崎	280	S 47 2 8	90	
5	白木	350	S 47 2 8	90	
6	白木	60	S 47 8 29	609	
7	白木	7	S 48 10 2	667	
8	白木	88	H 7 3 3	206	
9	2号上野丘西	90	S 47 2 8	90	
10	生石	320	S 47 2 8	90	
11	生石	150	S 47 6 13	436	
12	長水	280	S 47 2 8	90	
13	長水		H 11 8 10	654	一部解除
14	駄ノ原	80	S 47 6 13	436	
15	下白木	20	S 47 6 13	436	
16	大内	3	S 47 6 13	436	
17	元町	240	S 48 2 2	67	
18	2号長水	43	S 48 10 2	668	
19	2号長水	15	H 28 9 30	516	
20	旭町	16	S 51 2 27	193	
21	旭町	15	S 54 3 9	242	
22	八幡	60	S 51 2 27	193	
23	辰口	25	S 51 2 27	193	
24	大興寺	40	S 51 2 27	193	
25	大柳	15	S 51 2 27	193	
26	角前	135	S 51 2 27	193	
27	角前	5	S 53 1 13	28	
28	御幸	10	S 51 2 27	193	
29	里	15	S 51 2 27	193	
	里		H 22 3 26	282	指定解除
30	中判田	22	S 51 2 27	193	
31	中判田	78	S 62 11 13	1,363	
32	永興	143	S 51 5 25	516	
33	片面	320	S 53 2 21	174	
34	竹中	350	S 53 2 21	174	
35	大久保	50	S 54 3 9	242	

番号	区域名	面積(a)	告示年月日	告示番号	備考
36	大久保	22	H 7 3 3	206	
37	大道	30	S 54 3 9	242	
38	城南	52	S 55 5 13	575	
39	金谷	55	S 55 5 13	575	
40	道円	18	S 55 5 13	575	
41	判田	35	S 55 5 13	575	
42	前田	22	S 55 5 13	575	
43	餅田	81	S 56 1 27	115	
44	上野丘	54	S 57 2 12	172	
45	2号大久保	48	S 58 3 29	378	
46	2号大道	11	S 58 3 29	378	
47	庄屋村	43	S 58 3 29	378	
48	曲	15	S 58 3 29	378	
49	和田	220	S 59 6 26	734	
50	道尻	77	S 59 6 26	734	
51	塚野	150	S 60 2 8	138	
52	倉本	60	S 60 2 8	138	
53	辻	35	S 61 10 21	1,316	
54	尾津留	255	S 62 10 30	1,304	
55	牧	60	S 63 1 16	44	
56	二号永興	10	S 63 4 19	687	
57	二号永興	43	H 10 3 3	167	
58	広内	106	S 63 6 7	808	
59	広内	40	H 2 3 6	234	
60	浄土寺	160	S 63 8 12	1,028	
61	2号下白木	31	H 1 2 14	168	
62	天神原	250	H 2 3 13	270	
63	徳平	115	H 2 3 13	270	
64	雄城	59	H 3 4 9	594	
65	南太平寺	29	H 3 5 14	670	
66	3号大久保	12	H 3 5 14	670	
67	前田	140	H 4 9 1	893	
68	奥道尻	122	H 5 3 31	327	
69	五両	170	H 7 3 3	207	
70	五両	227	H 10 4 21	423	

番号	区域名	面積(a)	告示年月日	告示番号	備考
71	南生石	45	H 7 3 3	206	
72	井ノ谷	163	H 7 3 3	206	
73	井ノ谷	31	H 11 9 24	739	
74	井ノ谷	149	H 12 4 4	370	
75	深河内	88	H 7 3 3	206	
76	二号尾津留	82	H 7 3 3	206	
77	畑	35	H 7 3 3	206	
78	廻栖	184	H 8 3 29	310	
79	百堂	63	H 11 9 24	739	
80	江子	200	H 15 4 4	417	
81	吉野原	116	H 15 4 4	417	
82	雄城台	140	H 15 4 4	418	
83	雄城台	165	H 21 12 22	889	
84	馬場	122	S 45 3 31	270	
85	下浦	150	S 45 3 31	270	
86	関	179	S 45 3 31	270	
87	関	36	H 1 1 10	15	
88	一尺屋	60	S 50 7 29	894	
89	西脇	27	S 52 6 28	587	
90	早出	46	S 53 3 7	228	
91	下浦西	47	S 53 3 7	228	
92	下浦西	10	S 60 2 8	138	
93	下浦西	18	S 62 1 21	68	
94	西町	1	S 53 10 3	985	
95	土穴	25	S 55 2 8	151	
96	白木	26	S 56 3 3	253	
97	田尻	14	S 57 3 30	412	
98	田尻	47	S 60 12 13	1,558	
99	前田	33	S 58 3 31	401	
100	徳應寺	13	S 60 2 8	138	
101	白木	150	S 60 2 8	138	
102	幸ノ浦	20	S 61 2 14	189	
103	木佐上北	50	S 61 2 14	189	
104	井出迫	64	S 62 1 21	68	
105	田の浦	190	S 63 3 4	320	

番号	区域名	面積(a)	告示年月日	告示番号	備考
106	田の浦	98	H 7 3 3	207	
107	玉井	60	S 63 3 4	320	
108	玉井	20	H 2 10 9	1,176	
109	幸ノ浦二号	67	H 2 3 6	237	
110	小黒	162	H 2 3 6	237	
111	秋ノ江	92	H 4 5 1	609	
112	1号下浦	81	H 4 5 1	609	
113	1号下浦	58	H 7 3 3	207	
114	2号下浦	46	H 7 3 3	207	
115	室生	103	H 7 3 3	207	
116	小黒二号	130	H 7 3 3	207	
117	二号上浦	133	H 9 7 4	647	
118	二号上浦	11	H 14 3 15	274	
119	幸ノ浦	76	H 9 7 4	647	
120	辛幸	104	H 12 11 24	837	
121	東河内	100	H 15 4 4	417	
122	関鯵台	52	H 15 4 4	417	
123	3号秋ノ江	77	H 15 4 4	417	
124	東上野道尻	170	H 17 3 31	491	
125	永興狩野	18	H 17 3 31	491	
126	東上野奥道尻	44	H 17 3 31	491	
127	鮮浜	17	H 17 3 31	491	
128	宮谷北側	169	H 18 2 21	174	
129	平横瀬	129	H 18 2 28	190-2	
130	上高江	153	H 18 2 28	190-2	
131	角の前2	147	H 18 2 28	190-2	
132	守岡	35	H 18 2 28	190-2	
133	下八幡	22	H 18 2 28	190-2	
134	馬場	43	H 18 2 28	190-2	
135	北町	102	H 18 3 28	347	
136	古宮	179	H 18 6 6	638	
137	田代	200	H 20 4 4	263	
138	幸ノ浦	29	H 20 5 9	354	
139	田中	52	H 20 5 9	354	
140	河原田	147	H 20 5 9	354	

番号	区域名	面積(a)	告示年月日	告示番号	備考
141	河原田	41	H 23 3 4	177	
142	宮谷北側	43	H 20 9 12	644	
143	東八幡	25	H 20 9 12	644	
144	田原	120	H 21 3 17	212	
145	下八幡	101	H 21 6 19	504	
146	1号下浦	111	H 21 6 19	504	
147	4号秋ノ江	5	H 22 3 19	261	
148	小浜	8	H 22 3 19	261	
149	岡	65	H 23 1 28	77	
150	5号秋ノ江	6	H 24 3 9	171	
151	摺	66	H 24 3 9	171	
152	上浦	106	H 24 3 23	203	
153	下迫南	47	H 28 9 30	516	
154	国分新町	515	H 28 11 18	598	
155	宮尾	157	R 3 6 1	400	
156	大園C	53	R 3 11 16	647	
157	谷ヶ迫	72	R 3 11 16	647	

⑧　山地災害危険地区（令和4年3月31日現在）

番号	保安林等	地すべり防止区域	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置		公共施設等						被災危険度	荒廃発生源				崩壊土砂流出区間								危険度崩壊土砂	備考
								大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸以上	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路		火山	山腹	地すべり	地質の種別又は区分	転石の混入割合	の渓床勾配発生源直下	渓流延長		渓床勾配平均	点数計	補正加算点	総点数		
																	点数	点数	点数		点数	点数	m	点数	点数					
1	水かん	無		無	B	1.62	一部概成		塚野					0	県	c2		56	0	第4類	5	27	900	37	24	149	0	149	a1	

⑨土砂災害警戒区域と警戒避難体制

ア　土石流

No. 1

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字荏隈	深河内川③	平成18年3月31日 大分県告示第370号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	深河内自治委員	城南中学校
大字荏隈	深河内川④	平成18年3月31日 大分県告示第370号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	深河内自治委員	城南中学校
大字荏隈	深河内川① (A)	平成18年3月31日 大分県告示第370号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	庄の原自治委員	城南中学校
大字荏隈	深河内川① (B)	平成18年3月31日 大分県告示第370号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	庄の原自治委員	城南中学校
大字荏隈	深河内川②	平成18年3月31日 大分県告示第370号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	深河内自治委員 竹の上自治委員	城南中学校
大字神崎	東八幡川④	平成19年3月30日 大分県告示第1815号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	大久保自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	下白木川①	平成19年3月30日 大分県告示第1851号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	下白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	下白木川②	平成19年3月30日 大分県告示第1851号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	下白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	下白木川⑦	平成19年3月30日 大分県告示第1851号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	下白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	田ノ浦川⑥	平成19年3月30日 大分県告示第1851号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	田ノ浦自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	田ノ浦川③	平成19年3月30日 大分県告示第1851号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	田ノ浦自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字下判田	大興寺川	平成27年3月13日 大分県告示第155号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	片野・大興寺・居村 自治委員	判田小学校 判田中学校
大字牧	牧上川①	平成27年3月13日 大分県告示第155号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	牧上自治委員	城東中学校
大字牧	牧上川③	平成27年3月13日 大分県告示第155号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	牧上自治委員	城東中学校
大字牧	牧上川②(B)	平成27年3月13日 大分県告示第155号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	牧上自治委員 桜坂自治委員	城東中学校
大字高瀬	岡川②(A)	平成27年3月13日 大分県告示第155号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	岡自治委員 秋岡自治委員	稙田公民館 稙田小学校
大字高瀬	岡川②(B)	平成27年3月13日 大分県告示第155号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	岡自治委員	稙田公民館 稙田小学校
大字高瀬	岡川①	平成27年3月13日 大分県告示第155号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	岡自治委員	稙田公民館 稙田小学校
大字賀来	餅田川(A)	平成27年3月13日 大分県告示第155号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	餅田自治委員	賀来中学校
大字賀来	餅田川(B)	平成27年3月13日 大分県告示第155号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	餅田自治委員	賀来中学校
大字賀来	上片面川	平成27年3月13日 大分県告示第155号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	下片面自治委員	賀来中学校 城南中学校
大字木田	天神原川②	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	木田東部自治委員 市尾上自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字木田	木田南部川 ⑤	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	木田東部自治委員 市尾上自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字木田	木田南部川 ④	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	木田東部自治委員 市尾上自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校

ア　土石流

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字木田	木田南部川①(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田南部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字木田	木田南部川①(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田南部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字屋山	屋山川①(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	屋山自治委員	小佐井小学校 久土公民館
大字屋山	屋山川①(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	屋山自治委員	小佐井小学校 久土公民館
大字広内	広内川①	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	広内自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字広内	広内川⑦	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	広内自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字広内	広内川②	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	広内自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字志村	上志村川	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志村自治委員 角子原自治委員	大在西小学校
大字宮河内	金谷川③	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金谷自治委員 延命寺自治委員	延命寺公民館 宮河内ハイランド公民館
大字宮河内	金谷川②(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金谷自治委員 延命寺自治委員	延命寺公民館 宮河内ハイランド公民館
大字宮河内	金谷川②(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金谷自治委員 延命寺自治委員	延命寺公民館 宮河内ハイランド公民館
大字宮河内	金谷川①	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金谷自治委員 延命寺自治委員	延命寺公民館 宮河内ハイランド公民館
大字宮河内	宮河内川	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮河内ハイランド東 自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字福良	馬〆川②	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福良自治委員	吉野小学校
大字福良	馬〆川	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福良自治委員	吉野小学校
大字下部	南下郡川③	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	加納自治委員	下郡小学校
大字下部	南下郡川②	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南下郡東自治委員	下郡小学校
大字木上	内植田川③	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	内植田自治委員	植田小学校
大字駄原	東八幡川⑥	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東八幡自治委員 大久保自治委員	大分西中学校
大字駄原	東八幡川②	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東八幡自治委員 金谷迫自治委員	大分西中学校
大字一尺屋	上浦川2	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	江川自治委員 中江川自治委員	佐賀関公民館
大字一尺屋	上浦川1	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	笠方自治委員	佐賀関公民館
大字志生木	志生木川	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木 1自治委員 大志生木 2自治委員	こうざき小学校
大字河原内	中無礼川①	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員 中野自治委員	竹中小学校

ア　土石流

No. 3

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字中判田	小中田川	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田小学校 判田中学校
大字上判田	安田川	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良自治委員	判田米良公民館
大字上判田	赤仁田川①(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	百木自治委員	判田米良公民館 田尻小学校
大字上判田	赤仁田川①(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	百木自治委員	判田米良公民館 田尻小学校
大字木田	木田南部川③	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田南部自治委員 木田東部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字一尺屋	上浦川4	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	笠方自治委員 下河原自治委員 中上自治委員 中江川自治委員	佐賀関公民館
大字種具	種具川	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	種具自治委員	延命寺公民館 川添小学校 高田小学校
大字種具	勝ヶ平川	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	種具自治委員	延命寺公民館 川添小学校 高田小学校
大字種具	百堂川①(A)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	種具自治委員	延命寺公民館 川添小学校 高田小学校
大字種具	百堂川①(B)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	種具自治委員	延命寺公民館 川添小学校 高田小学校
大字種具	百堂川①(C)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	種具自治委員	延命寺公民館 川添小学校 高田小学校
大字種具	百堂川②	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	種具自治委員	延命寺公民館 川添小学校 高田小学校
大字木佐上	関座川	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上5自治委員	こうざき小学校
大字木佐上	那知椰川3	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上5自治委員	こうざき小学校
大字木佐上	岡川	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上5自治委員	こうざき小学校
大字木佐上	木田南部川③	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田南部自治委員	坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字木佐上	木田南部川②	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田南部自治委員	坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字佐賀関	金山川	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金山自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	東古宮川	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	日鉱住宅自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮川3	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮川2	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮川1	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮川9	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館

ア　土石流

No. 4

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字佐賀関	古宮川4	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮川5	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮川6	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮川7	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮川10	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮川8	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	幸ノ浦川	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	幸ノ浦自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	小黒川2(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小黒自治委員	佐賀関公民館 JX金属関崎みらい海星館
大字佐賀関	小黒川2 (B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小黒自治委員	佐賀関公民館 JX金属関崎みらい海星館
大字佐賀関	小黒川	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小黒自治委員	佐賀関公民館 JX金属関崎みらい海星館
大字佐賀関	大黒川	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大黒自治委員	佐賀関公民館 JX金属関崎みらい海星館
大字佐賀関	福水川2(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福水自治委員	佐賀関公民館 JX金属関崎みらい海星館
大字佐賀関	福水川2 (B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福水自治委員	佐賀関公民館 JX金属関崎みらい海星館
大字佐賀関	福水川1	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福水自治委員	佐賀関公民館 JX金属関崎みらい海星館
大字白木	秋ノ江川	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	秋ノ江自治委員 金山自治委員	佐賀関公民館
大字白木	秋ノ江川2	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	秋ノ江自治委員 金山自治委員	佐賀関公民館
大字白木	白木奥川6	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木奥自治委員 白木浜自治委員	佐賀関公民館
大字白木	白木奥川5	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木奥自治委員 白木浜自治委員 見尾自治委員	佐賀関公民館
大字白木	白木奥川4 (A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木奥自治委員	佐賀関公民館
大字白木	白木奥川4 (B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木奥自治委員 白木浜自治委員	佐賀関公民館
大字白木	白木奥川4 (C)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木奥自治委員 白木浜自治委員	佐賀関公民館
大字白木	白木奥川4 (D)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木奥自治委員	佐賀関公民館
大字白木	白木奥川	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木奥自治委員	佐賀関公民館
大字白木	白木浜川2	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木浜自治委員	佐賀関公民館

ア　土石流

No. 5

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字白木	白木浜川1	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木浜自治委員	佐賀関公民館
大字白木	白木浜川3 (A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木浜自治委員	佐賀関公民館
大字白木	白木浜川3 (B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木浜自治委員	佐賀関公民館
大字白木	白木浜川4	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木浜自治委員	佐賀関公民館
大字白木	玉井川3	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	玉井自治委員	佐賀関公民館
大字白木	玉井川2	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	玉井自治委員	佐賀関公民館
大字白木	玉井川1	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	玉井自治委員	佐賀関公民館
大字白木	室生川2(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	室生自治委員	佐賀関公民館
大字白木	室生川2 (B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	室生自治委員	佐賀関公民館
大字白木	室生川2(C)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	室生自治委員	佐賀関公民館
大字白木	室生川3(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	室生自治委員	佐賀関公民館
大字白木	室生川3 (B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	室生自治委員	佐賀関公民館
大字一尺屋	田之浦川(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田ノ浦西自治委員	佐賀関公民館
大字一尺屋	田之浦川(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田ノ浦西自治委員	佐賀関公民館
大字一尺屋	田之浦川(C)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田ノ浦西自治委員	佐賀関公民館
大字一尺屋	田之浦川2	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田ノ浦西自治委員	佐賀関公民館
大字一尺屋	田之浦川3	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田ノ浦西自治委員	佐賀関公民館
大字木佐上	那知椰川	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上1自治委員 木佐上5自治委員	こうざき小学校
大字木佐上	那知椰川2	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上1自治委員	こうざき小学校
大字牧	牧上川②(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	明野西町自治委員	下郡小学校 明野北小学校 城東中学校
大字曲	芳河原川②	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	芳河原自治委員	鴛野小学校
大字曲	芳河原川①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	芳河原自治委員	鴛野小学校
大字杉原	山口川	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	梅が丘西町自治委員	吉野小学校
大字志津留	長畑川	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志津留自治委員	吉野小学校

ア　土石流

No. 6

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字福良	馬ノ川③	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福良自治委員	吉野小学校
大字福良	馬ノ川④	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福良自治委員	吉野小学校
大字志生木	小志生木川	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小志生木自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	江の脇川	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木1自治委員 大志生木2自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	岡田川	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木4自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	志生木川3	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木5自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	志生木川4	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木5自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	志生木川1	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木4自治委員 大志生木3自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	志生木川9	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木3自治委員 大志生木2自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	志生木川2	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木2自治委員 大志生木3自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	志生木下川	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木2自治委員 大志生木3自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	志生木川5	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木5自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	志生木川10	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木5自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	志生木川6(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木5自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	志生木川6(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木5自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	志生木川7	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木5自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	志生木川8(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木4自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	志生木川8(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木4自治委員 大志生木5自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	志生木川8(C)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木4自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字大平	関鯵台川2	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大平自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字河原内	中原川②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高城(竹中)自治委員	竹中小学校
大字竹中	中竹中川	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中竹中自治委員	竹中小学校
大字端登	佐渡川	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐渡川自治委員	竹中小学校
大字河原内	的場川	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中野自治委員	竹中小学校

ア　土石流　　No. 7

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字河原内	中野川③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中野自治委員	竹中小学校
大字河原内	中野川④	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中野自治委員	竹中小学校
大字河原内	中無礼川③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中野自治委員 中無礼自治委員	竹中小学校
大字河原内	平原川	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中野自治委員 中無礼自治委員	竹中小学校
大字河原内	中無礼川②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校
大字河原内	黒岩川	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	弓立・黒岩自治委員	竹中小学校
大字河原内	中野川②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中野自治委員	竹中小学校
大字河原内	大津川	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中野自治委員 高城(竹中)自治委員	竹中小学校
大字河原内	吉間川	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高城(竹中)自治委員	竹中小学校
大字河原内	中原川①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高城(竹中)自治委員	竹中小学校
大字竹中	下冬田川	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	冬田自治委員	判田小学校 判田中学校
大字細	細八丸川②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	細八丸自治委員	こうざき小学校 細公民館
大字細	細八丸川①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	細八丸自治委員	こうざき小学校 細公民館
大字東上野	折立川②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東上野東部自治委員	坂ノ市小学校 細公民館
大字木田	道尻川	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東上野西部自治委員 木田東部自治委員	坂ノ市小学校 坂ノ市中学校
大字木田	平野川①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田西部自治委員	坂ノ市中学校 坂ノ市公民館
大字木田	平野川②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	市尾下自治委員 木田西部自治委員	坂ノ市中学校 坂ノ市公民館
大字木田	畑分川①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	市尾下自治委員 木田西部自治委員	坂ノ市中学校 坂ノ市公民館
大字木田	畑分川②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田西部自治委員	坂ノ市中学校 坂ノ市公民館
大字東上野	折立川①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東上野東部自治委員	坂ノ市小学校 細公民館
大字木田	平野川③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田西部自治委員	坂ノ市中学校 坂ノ市公民館
大字木田	五両川	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田西部自治委員	坂ノ市中学校 坂ノ市公民館
大字木田	由ヶ迫川	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	市尾下自治委員 木田西部自治委員	坂ノ市中学校 坂ノ市公民館
大字下戸次	仲村川	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	松岡小学校 戸次中学校

ア 土石流

No. 8

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字下戸次	仲村川②(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	松岡小学校 戸次中学校
大字下戸次	仲村川②(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	松岡小学校 戸次中学校
大字下戸次	上大内川(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	松岡小学校 戸次中学校
大字下戸次	上大内川(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	松岡小学校 戸次中学校
大字下戸次	仲村川③	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員 尾津留自治委員	松岡小学校 戸次中学校
大字上戸次	利光川②	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	利光自治委員	竹中小学校 大塔公民館
大字上戸次	利光川①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	利光自治委員	竹中小学校 大塔公民館
大字下戸次	深追川①(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	松岡小学校 戸次中学校
大字下戸次	深追川①(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	松岡小学校 戸次中学校
大字下戸次	深追川②	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	松岡小学校 戸次中学校
大字下戸次	仲村川①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	松岡小学校 戸次中学校
大字下戸次	上大内川③	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	松岡小学校 戸次中学校
大字下戸次	上大内川④	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	松岡小学校 戸次中学校
大字下戸次	影平川	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	松岡小学校 戸次中学校
大字上戸次	利光川③	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	利光自治委員	大塔公民館 竹中小学校
大字上戸次	利光川④	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	利光自治委員	大塔公民館 竹中小学校
大字八幡	下八幡川④	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員 東八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	東八幡川③	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東八幡自治委員 下八幡自治委員 大久保自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	下八幡川①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員 東八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	下八幡川③	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員 金谷迫自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字木田	江子川②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	市尾上自治委員 木田西部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字木田	天神原川③	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	市尾上自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字市尾	天神原川①	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	市尾上自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字市尾	堤原川	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	市尾上自治委員 木田西部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校

ア 土石流

No. 9

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字広内	広内川③	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	広内自治委員	宮河内ハイランド公民館 延命寺公民館
大字迫	迫谷川①	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	陽光台自治委員	川添小学校 鶴崎公民館 丹生小学校
大字迫	徳平川④	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	陽光台自治委員 迫自治委員	川添小学校 鶴崎公民館 丹生小学校
大字迫	徳平川③	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	陽光台自治委員 迫自治委員	川添小学校 鶴崎公民館 丹生小学校
大字迫	徳平川②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	陽光台自治委員 迫自治委員	川添小学校 鶴崎公民館 丹生小学校
大字迫	迫谷川②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	陽光台自治委員 迫自治委員	川添小学校 鶴崎公民館 丹生小学校
大字宮河内	迫阿蘇入川	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	迫阿蘇入自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字宮河内	阿蘇入川①	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	迫阿蘇入自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字宮河内	阿蘇入川②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	迫阿蘇入自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字宮河内	杵河内川②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	杵河内自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字木田	江子川①	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	市尾上自治委員 木田西部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字市尾	上ノ坊川①	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	市尾下自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字市尾	上ノ坊川②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	市尾下自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字屋山	屋山川②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	屋山自治委員	小佐井小学校 久土公民館
大字広内	広内川⑤	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	広内自治委員	宮河内ハイランド公民館 延命寺公民館
大字広内	広内川⑥	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	広内自治委員	宮河内ハイランド公民館 延命寺公民館
大字宮河内	杵河内川①	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	杵河内自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字宮河内	杵河内川③	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	杵河内自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字宮河内	山崎川	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	杵河内自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字宮河内	宮谷川①	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮谷自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字宮河内	宮谷川②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮谷自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字宮河内	宮谷川③	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮谷自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字宮河内	宮谷川④	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮谷自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字宮河内	火振川①	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮谷自治委員	宮河内ハイランド公民館

ア 土石流

No. 10

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字宮河内	火振川	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮谷自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字宮河内	火振川②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮谷自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字上戸次	上り尾川	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上り尾自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字上戸次	川原川	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	川原自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	伊与床川	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	伊与床自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	柿ノ木川①	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	伊与床自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	柿ノ木川②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	伊与床自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	田原川①	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	伊与床自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	田原川②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	伊与床自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字松岡	菰田川	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	菰田自治委員	松岡小学校
大字上詰	上詰川①	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上詰自治委員	今市健康増進センター (旧)野津原中部小学校
大字上詰	上詰川②	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上詰自治委員	今市健康増進センター (旧)野津原中部小学校
大字下戸次	上大内川①	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校 松岡小学校
大字端登	花香川	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	花香自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字河原内	八木合川	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字安藤	黒岩川①	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	弓立・黒岩自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字野津原	平野川④	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	恵良自治委員	野津原小学校
大字野津原	平野川⑤	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	恵良自治委員	野津原小学校
大字一尺屋	相浜川	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	西下自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字一尺屋	下浦川2	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	西上自治委員　西下自治委員 中下自治委員　東上(一尺	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字一尺屋	下浦川	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中上自治委員 東上(一尺屋)自治委員 東下(一尺屋)自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字一尺屋	下浦川3	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東下(一尺屋)自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字一尺屋	下浦川4	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東下(一尺屋)自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字一尺屋	上浦川3	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	江川自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館

ア 土石流

No. 11

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字一尺屋	一尺屋川	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	早出自治委員 笠方自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字一尺屋	樋の口川	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	早出自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字一尺屋	一尺屋川1	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	早出自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	辛幸川1	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸1自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	辛幸川2	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸1自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字大平	大平川	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大平自治委員	こうざき小学校
大字大平	大平川2	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大平自治委員	こうざき小学校
大字本神崎	中の原川①	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中の原自治委員	こうざき小学校
大字本神崎	河内川	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	河内自治委員	こうざき小学校
大字本神崎	駅川3	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	駅自治委員	こうざき小学校 細公民館
大字馬場	那知椰川4	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	駅自治委員 中山自治委員 木佐上1自治委員	こうざき小学校 細公民館
大字一尺屋	相浜川2	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	西下自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字一尺屋	上浦川5	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	早出自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字佐賀関	白ヶ浜川	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	幸の浦自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	辛幸川3	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸1自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字大平	関鯵台川	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大平自治委員	こうざき小学校
大字本神崎	中の原川②	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中の原自治委員	こうざき小学校
大字本神崎	湊川支川	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	湊自治委員 中の原自治委員	こうざき小学校
大字本神崎	河内川2	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	河内自治委員	こうざき小学校
大字本神崎	河内川3	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	河内自治委員	こうざき小学校
大字本神崎	駅川2	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	駅自治委員	こうざき小学校 細公民館
大字本神崎	駅川4	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	駅自治委員	こうざき小学校 細公民館
大字本神崎	駅川5	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	駅自治委員	こうざき小学校 細公民館
大字本神崎	駅川	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	駅自治委員	こうざき小学校 細公民館

ア　土石流

No. 12

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字佐賀関	田中川2	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	田中2自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字佐賀関	田中川	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	田中2自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字佐賀関	大黒川3	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	大黒自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館 JX金属関崎みらい海星館
大字生石 大字駄原	南生石石川②	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	御幸自治委員 南生石西自治委員 東八幡自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字生石 大字駄原	南生石川③	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	御幸自治委員 東八幡自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字八幡	上坂本川	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	東八幡自治委員	大分西中学校
大字八幡	大久保川	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	御幸自治委員 大久保自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	下白木川④	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	下白木自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字小野鶴	小野鶴川	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	下小野鶴自治委員	賀来中学校 稙田西中学校
大字神崎	下白木川⑥	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	下白木自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	白木川	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	下白木自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	下白木川③	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	下白木自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	田ノ浦川④	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	田ノ浦自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	田ノ浦川⑦	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	田ノ浦自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	第三田ノ浦川	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	田ノ浦自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	田ノ浦川①	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	田ノ浦自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	第二田ノ浦川	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	田ノ浦自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	田ノ浦川⑧	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	田ノ浦自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	下白木川⑤	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	下白木自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	神崎川	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	下白木自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字口戸	平野川	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	平野自治委員	稙田小学校
大字木上	内稙田川②	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	内稙田自治委員	稙田小学校
大字木上	内稙田川①	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	内稙田自治委員	稙田小学校
大字廻栖野	塚野川	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	胡麻鶴自治委員	稙田小学校 横瀬小学校 野津原小学校

ア 土石流

No. 13

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字口戸	平野川⑥	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	平野自治委員	稙田小学校
大字木上	平野川⑦	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	内稙田自治委員	稙田小学校
大字辻原	岡倉川	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	岡倉自治委員	上詰公民館
大字今市	羽原川	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	摺自治委員	今市健康増進センター 上詰公民館
大字太田	今畑川②	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	今畑自治委員 太田自治委員	上詰公民館
大字辻原	岡倉川②	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	岡倉自治委員	上詰公民館
大字辻原	弓ノ木谷川	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	岡倉自治委員 矢ノ原自治委員	上詰公民館
大字沢田	朝海川	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	沢田自治委員	(旧)野津原中部小学校 上詰公民館
大字今市	石合川①	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	石合自治委員	今市健康増進センター
大字今市	石合川②	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	石合自治委員	今市健康増進センター
大字今市	石合川③	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	石合自治委員 山中自治委員	今市健康増進センター
大字今市	石合川④	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	石合自治委員 山中自治委員	今市健康増進センター
大字下原	裏谷川①	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	原村自治委員	(旧)野津原中部小学校 上詰公民館
大字太田	芝原川①	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	太田自治委員	(旧)野津原中部小学校
大字太田	芝原川	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	太田自治委員	(旧)野津原中部小学校
大字太田	芝原川②	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	太田自治委員	(旧)野津原中部小学校
大字今市	桁口川	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	摺自治委員	今市健康増進センター 上詰公民館
大字今市	摺川	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	摺自治委員 今市町自治委員	今市健康増進センター 上詰公民館
大字今市	摺川①	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	摺自治委員 今市町自治委員	今市健康増進センター 上詰公民館
大字今市	下次郎川①	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	摺自治委員	今市健康増進センター 上詰公民館
大字今市	下次郎川	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	摺自治委員	今市健康増進センター 上詰公民館
大字今市	練ケ迫川	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	練ヶ迫自治委員	今市健康増進センター 上詰公民館
大字太田	今畑川①	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	今畑自治委員 太田自治委員	上詰公民館
大分市大字宮苑	中村川②	令和元年1月31日 大分県告示第59号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮苑自治委員	賀来中学校

ア　土石流

No. 14

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市大字賀来	上片面川①	令和元年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上片面自治委員 下片面自治委員	賀来中学校 城南中学校
大分市大字宮苑	中村川①	令和元年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮苑自治委員(GISなし)	賀来中学校
大分市大字賀来	餅田川①	令和元年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	餅田自治委員	賀来中学校 城南中学校
大分市大字賀来・大分市大字荏隈・大分市賀来北1丁目	下片面川	令和元年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下片面自治委員 賀来新川自治委員	城南中学校
大分市大字岡川・大分市大字上判田	上石川川	令和元年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	石川自治委員	田尻小学校
大分市大字岡川・大分市大字上判田	下石川川	令和元年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	石川自治委員	田尻小学校
大分市大字岡川・大分市大字上判田	上石川川③	令和元年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	石川自治委員	田尻小学校
大分市大字旦野原	旦野原川	令和元年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大分大学区自治委員	稙田東中学校
大分市大字佐野	畑川	令和元年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐野上自治委員	丹生小学校 久土公民館 延命寺公民館
大分市大字久土	小野川	令和元年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	久土自治委員	久土公民館
大分市大字一木	一木川	令和元年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	一木自治委員	大在小学校
大分市大字中判田	笹越川	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田中学校
大分市大字佐賀関	上浦川	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大分市大字佐賀関	上浦川2②	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大分市大字佐賀関	上浦川3②	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大分市大字佐賀関	上浦川5②	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大分市大字佐賀関	上浦川4②	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大分市大字佐賀関	上浦川7	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大分市大字佐賀関	上浦川8	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員 福水自治委員	佐賀関公民館
大分市大字佐賀関	上浦川6	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大分市大字木佐上	大原川	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上3自治委員	旧木佐上小学校
大分市大字木佐上	轟川支川	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上2自治委員	旧木佐上小学校
大分市大字大平	西谷東	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大平自治委員	旧大志生木小学校
大分市大字廻栖野	吉原(A)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	塚野自治委員	胡麻鶴公民館

ア　土石流

No. 15

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市大字廻栖野	吉原(B)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	百木自治委員	竹中中学校
大分市大字河原内	産寝	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中中学校
大分市大字河原内	立野(A)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中中学校
大分市大字河原内	大渕	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高城(竹中)自治委員	竹中中学校
大分市大字竹中	藤助	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上竹中自治委員	竹中中学校
大分市大字瑞登	萱場	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	伊与床自治委員	大塔公民館
大分市大字志生木	小辛幸	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸1自治委員	佐賀関中学校
大分市大字市尾	諸本	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	市尾上自治委員	小佐井小学校
大分市大字木佐上	赤井(A)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上4自治委員	旧木佐上小学校
大分市大字永興	天神谷川	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	旭町自治委員 三ヶ田町自治委員 南太平寺自治委員	城南小学校
大分市大字志手	志手川	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	志手自治委員 王子山の手自治委員	西の台小学校 大分西高等学校
大分市大字三芳	福原谷	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	椎迫自治委員	西の台小学校
大分市大字野津原	舟ヶ平	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	舟ヶ平自治委員	野津原小学校
大分市大字入蔵	亀ノ上	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	恵良自治委員	野津原小学校
大分市大字入蔵	山際谷(B)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	入蔵自治委員	野津原小学校 野津原中学校 野津原公民館
大分市大字高原	高沢	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高沢自治委員	今市健康増進センター
大分市大字荷尾杵	杵ヶ原(B)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	杵ヶ原自治委員	今市健康増進センター
大分市大字神崎 別府市両群橋	鳴川(A)	令和4年度5月31日 大分県告示第255号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	鳴川自治委員	神崎小学校
大分市大字神崎 別府市赤松	鳴川(C)	令和4年度5月31日 大分県告示第255号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	鳴川自治委員	神崎小学校
大分市大字神崎	田ノ浦川③	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田ノ浦自治委員	神崎小学校
大分市大字金谷迫 大分市大字八幡	金谷迫川①	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金谷迫自治委員	大分西中学校
大分市大字八幡	金谷迫川②	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金谷迫自治委員	大分西中学校
大分市大字駄原	東八幡川⑦	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東八幡自治委員	八幡小学校 大分西中学校
大分市大字木上	内稙田川④	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6118	内稙田自治委員	稙田小学校 稙田公民館

ア　土石流

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市大字下戸次	影平川②	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	大内自治委員	大南公民館
大分市大字佐賀関	古宮川11	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	古宮自治委員	佐賀関中学校 佐賀関公民館
大分市大字佐賀関	田中川3	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	田中2自治委員 田中3自治委員	佐賀関公民館
大分市大字宮苑	中村川③	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	宮苑自治委員	賀来中学校 城南小学校
大分市大字宮苑	中村川④(A)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	宮苑自治委員	賀来中学校 城南小学校
大分市大字宮苑	中村川④(B)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	宮苑自治委員	賀来中学校 城南小学校
大分市大字政所	上の原川①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	政所自治委員	大在中学校
大分市大字政所	上の原川②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	政所自治委員	大在中学校
大分市大字宮河内	金谷川④	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	金谷自治委員	川添小学校 延命寺公民館
大分市大字丹川	上久所川	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	上久所自治委員	延命寺公民館
大分市大字宮河内 大分市大字丹川	宮河内川①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	広内自治委員	宮河内ハイランド公民館
大分市大字宮河内 大分市大字丹川 大分市大字広内	宮河内川②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	広内自治委員	宮河内ハイランド公民館
大分市大字宮河内 大分市大字広内	宮河内川③	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	広内自治委員	宮河内ハイランド公民館
大分市大字佐野	佐野川	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	佐野上自治委員	丹生小学校
大分市大字久土	小野川②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	久土自治委員	久土公民館
大分市大字久土	久土川	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	久土自治委員	久土公民館
大分市大字屋山	屋山川③	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	屋山自治委員	小佐井小学校
大分市大字屋山	屋山川④	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	屋山自治委員	小佐井小学校
大分市大字屋山	屋山川⑤	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	屋山自治委員	小佐井小学校
大分市大字市尾	畑分川③	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	市尾下自治委員	坂ノ市中学校 坂ノ市公民館 小佐井小学校
大分市大字市尾	畑分川④	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	市尾下自治委員	坂ノ市中学校 坂ノ市公民館 小佐井小学校
大分市大字市尾	木田南部川⑥	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	市尾上自治委員	坂ノ市中学校 坂ノ市公民館 小佐井小学校
大分市大字市尾 大分市大字木田	木田南部川⑦	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	市尾上自治委員	坂ノ市中学校 坂ノ市公民館 小佐井小学校
大分市大字木田	木田南部川⑧	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	木田南部自治委員	坂ノ市中学校 坂ノ市公民館 小佐井小学校

ア　土石流

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市大字木田	戸保ノ木川	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	木田南部自治委員	坂ノ市中学校 坂ノ市公民館 小佐井小学校
大分市大字東上野	折立川③	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	東上野東部自治委員	坂ノ市小学校
大分市大字東上野	せえるし川	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	東上野西部自治委員	坂ノ市小学校
大分市大字東上野	本田川①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	東上野東部自治委員	坂ノ市小学校
大分市大字東上野	本田川②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	東上野東部自治委員	坂ノ市小学校
大分市大字高瀬	岡谷川①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	岡(東稙田)自治委員	田尻小学校
大分市大字高瀬 大分市大字市	岡谷川②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	岡(東稙田)自治委員	田尻小学校
大分市大字高瀬 大分市大字市	岡谷川③	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	岡(東稙田)自治委員	田尻小学校
大分市大字高瀬	岡谷川④	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	高城(東稙田)自治委員 中村自治委員	田尻小学校
大分市大字旦野原	旦野原川①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	大分大学	稙田東中学校 鴛野小学校
大分市大字旦野原	旦野原川②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	大分大学	稙田東中学校 鴛野小学校
大分市大字旦野原	旦野原川④	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	高江ハイツ自治委員	稙田東中学校 鴛野小学校
大分市大字下判田 大分市大字中判田	つつじヶ丘川	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	つつじヶ丘自治委員	判田中学校 判田小学校
大分市高江西2丁目 大分市大字上判田	高江川支川	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	高江南3丁目自治委員	大分南高等学校 判田中学校
大分市大字岡川 大分市大字上判田	寒田川	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	石川自治委員	田尻小学校
大分市大字上判田	百木川	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	百木自治委員	判田中学校
大分市大字安藤	谷川②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	弓立・黒岩自治委員	竹中小学校 竹中中学校
大分市大字安藤	山の口川	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	弓立・黒岩自治委員	竹中小学校 竹中中学校
大分市大字安藤	黒岩川②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	弓立・黒岩自治委員	竹中小学校 竹中中学校
大分市大字河原内	中無礼川④	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校 竹中中学校
大分市大字河原内	小中尾川①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校 竹中中学校
大分市大字河原内	小中尾川②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校 竹中中学校
大分市大字河原内	中野川⑤	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	中野自治委員	竹中小学校 竹中中学校
大分市大字河原内	中野川⑥	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	中野自治委員	竹中小学校 竹中中学校

ア　土石流

No. 18

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市大字河原内	高城川	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	高城(竹中)自治委員	竹中小学校 竹中中学校
大分市大字竹中	藤助川	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	上竹中自治委員	竹中小学校 竹中中学校
大分市大字上戸次	脇津留川	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	利光自治委員	戸次中学校 大塔公民館
大分市大字萩尾	萩尾川	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	萩尾自治委員	吉野小学校
大分市大字福良	福良川5	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	福良自治委員	吉野小学校
大分市大字佐賀関	日鉱住宅川①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大分市大字佐賀関	日鉱住宅川②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大分市大字佐賀関	黒砂川①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	御幸(関)自治委員	佐賀関公民館
大分市大字佐賀関	黒砂川②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	御幸(関)自治委員	佐賀関公民館
大分市大字東上野 大分市大字細	本田川③	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	御幸(関)自治委員	佐賀関公民館
大分市大字野津原	平野川⑧	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	恵良自治委員	野津原小学校
大分市大字大平	大平川②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡　534－6111	大平自治委員	こうざき小学校 (旧)大志生木小学校

イ 急傾斜地

No. 1

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市 大字荏隈	小深河内	平成18年3月31日 大分県告示第370号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	深河内自治委員 城南団地西自治委員 竹の上自治委員	城南小学校
大分市 大字荏隈	竹の上 1組の1	平成18年3月31日 大分県告示第370号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	竹の上自治委員 深河内自治委員 城南団地南自治委員	城南小学校
大分市 大字荏隈	深河内 1組の1	平成18年3月31日 大分県告示第370号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	深河内自治委員	城南中学校
大分市 大字荏隈	深河内 6組の1	平成18年3月31日 大分県告示第370号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	深河内自治委員	城南中学校
大分市 大字荏隈	深河内 5組の2	平成18年3月31日 大分県告示第370号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	深河内自治委員 庄の原自治委員	城南中学校
大分市 大字荏隈	深河内 6組の2	平成18年3月31日 大分県告示第370号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	深河内自治委員	城南中学校
大分市 大字八幡	下八幡 三−二組	平成19年3月30日 大分県告示第1851号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校
大分市 大字八幡	下八幡 四−一組	平成19年3月30日 大分県告示第1851号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校
大分市 大字八幡	東八幡 六丁目	平成19年3月30日 大分県告示第1851号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東八幡自治委員 金谷迫自治委員	大分西中学校
大分市 大字駄ノ原	東八幡 五丁目 一−二組(A)	平成19年3月30日 大分県告示第1851号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東八幡自治委員	大分西中学校
大分市 大字駄ノ原	東八幡 五丁目 一−二組(B)	平成19年3月30日 大分県告示第1851号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東八幡自治委員	大分西中学校
大分市高崎	高崎四丁目	平成19年3月30日 大分県告示第1851号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金谷迫自治委員 高崎自治委員	大分西中学校
大分市 大字駄ノ原	東八幡 二丁目二組	平成19年3月30日 大分県告示第1851号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東八幡自治委員 大久保自治委員 御幸自治委員	生石保育所 大分西中学校
大分市 大字駄ノ原	東八幡 三丁目二組 (A)	平成19年3月30日 大分県告示第1851号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東八幡自治委員	生石保育所 大分西中学校
大分市 大字駄ノ原	東八幡 三丁目二組 (B)	平成19年3月30日 大分県告示第1851号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東八幡自治委員	生石保育所 大分西中学校
大分市 大字駄ノ原	東八幡 三丁目二組 (C)	平成19年3月30日 大分県告示第1851号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東八幡自治委員	生石保育所 大分西中学校
大分市 大字駄ノ原	東八幡 三丁目一組	平成19年3月30日 大分県告示第1851号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東八幡自治委員	生石保育所 大分西中学校
大分市 大字三芳	椎迫 二−一組	平成19年3月30日 大分県告示第1851号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	椎迫自治委員	西の台小学校
大分市 大字三芳	城南北町 二十八組	平成19年3月30日 大分県告示第1851号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	椎迫自治委員 城南団地北自治委員	城南小学校
大分市 大字角子原	西角子原	平成22年1月22日 大分県告示第79号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	角子原自治委員	大在西小学校
大分市 大字中戸次	前田	平成22年1月22日 大分県告示第79号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員 門前自治委員	戸次中学校
大分市 大字下戸次	尾津留	平成22年1月22日 大分県告示第79号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	尾津留自治委員	戸次中学校
大分市 大字宮河内	宮谷北側	平成22年1月22日 大分県告示第79号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮谷自治委員	宮河内ハイランド公民館

イ 急傾斜地

No. 2

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市 大字宮河内	山崎	平成22年1月22日 大分県告示第79号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	杵河内自治委員	宮河内ハイランド公民館
大分市 大字葛木	向	平成22年1月22日 大分県告示第79号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	葛木自治委員 森住宅団地自治委員	明治北小学校 明治小学校 学校法人上東学園・
大分市 大字千歳	千歳 五-一組(A)	平成22年1月22日 大分県告示第79号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	千歳自治委員	桃園小学校
大分市 大字千歳	千歳 五-一組(B)	平成22年1月22日 大分県告示第79号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	千歳自治委員 山津自治委員	桃園小学校
大分市 大字千歳	仲西町 一丁目	平成22年1月22日 大分県告示第79号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	仲西自治委員 山津自治委員 池ノ平自治委員	桃園小学校 明治北小学校 明野北小学校
大分市 大字小池原	池の内	平成22年1月22日 大分県告示第79号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	池ノ平自治委員 小池原自治委員	桃園小学校 明治北小学校 明野北小学校
大分市 大字千歳	岡1	平成27年3月13日 大分県告示第155号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	岡自治委員 高城団地自治委員	城東中学校 大分東部公民館
大分市 明野東 2丁目	明野東 2丁目	平成27年3月13日 大分県告示第155号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	明野旭町自治委員	明野東小学校 明治明野公民館
大分市 大字牧	明野西 2(3)	平成27年3月13日 大分県告示第155号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	明野西町自治委員	明野西小学校
大分市 東明野	明野北町 朝日台(B)	平成27年3月13日 大分県告示第155号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	明野北町自治委員 天然町自治委員	明治明野公民館 明野北小学校
大分市 大字上八幡	上八幡(A)	平成27年3月13日 大分県告示第155号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大分市 大字上八幡	上八幡(B)	平成27年3月13日 大分県告示第155号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大分市 東明野	則小池	平成27年3月13日 大分県告示第155号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高城台自治委員 則小池自治委員	明野北小学校 明治明野公民館
大分市 大字政所	立岩	平成27年3月13日 大分県告示第155号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	政所自治委員	大在中学校
大分市 大字にじが丘 2丁目	にじが丘 2丁目(B)	平成27年3月13日 大分県告示第155号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	椎迫自治委員	西の台小学校
大分市 大字荏隈	庄の原(A)	平成27年3月13日 大分県告示第155号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	庄の原自治委員	西の台小学校 城南小学校
大分市 大字荏隈	庄の原(B)	平成27年3月13日 大分県告示第155号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	城南団地西自治委員 庄の原自治委員	西の台小学校 城南小学校
大分市 大字大道 6丁目	大道6丁目 (A)	平成27年3月13日 大分県告示第155号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大道6丁目自治委員 太平町自治委員	豊府小学校 南大分中学校
大分市 大字大道 6丁目	大道6丁目 (B)	平成27年3月13日 大分県告示第155号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大道6丁目自治委員 太平町自治委員	豊府小学校 南大分中学校
大分市 大字宮河内	迫阿蘇入	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	迫阿蘇入自治委員	宮河内ハイランド公民館
大分市 大字宮河内	阿蘇入	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	迫阿蘇入自治委員 竹河内自治委員	宮河内ハイランド公民館
大分市 大字小池原	池の平	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	池の平自治委員	桃園小学校 原川中学校 城東中学校
大分市 山津町1丁目	山津町1丁目	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	山津自治委員	桃園小学校 原川中学校

イ 急傾斜地

No. 3

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市 大字千歳	千歳	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	桃園団地自治委員	桃園小学校 明治北小学校
大分市 大字政所	久保田	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	政所自治委員	大在中学校
大分市 大字迫	迫	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	迫治委員	川添小学校 鶴崎公民館 丹生小学校
大分市 大字宮河内 ﾊｲﾗﾝﾄﾞ	宮河内	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮河内ハイランド東自治委員	宮河内ハイランド公民館
大分市 大字牧	加納2(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	加納自治委員 桜坂自治委員	城東中学校 下郡小学校
大分市 大字牧	加納2(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	加納自治委員 桜坂自治委員	城東中学校 下郡小学校
大分市 大字牧	加納2(C)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	加納自治委員 桜坂自治委員	城東中学校 下郡小学校
大分市 大字志村	谷ヶ迫(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志村自治委員	大在西小学校 鶴崎公民館 鶴崎小学校
大分市 大字志村	谷ヶ迫(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志村自治委員	大在西小学校 鶴崎公民館 鶴崎小学校
大分市 明野南1丁目	明野南1 (下)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	明野南町自治委員	明野中学校 明野西小学校
大分市 明野北 4丁目	明野北町 朝日台(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	明野北町自治委員	明野北小学校 明治明野公民館
大分市 大字小池原	小池原 1039-47	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	池ノ平自治委員 小池原自治委員	明治北小学校 明野北小学校 明治明野公民館
大分市 大字千歳	小池原 1249-8	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	池ノ平自治委員 高城台自治委員	明治北小学校 桃園小学校
大分市 大字下郡	南下郡 14組の1	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南下郡東自治委員	下郡小学校 明野西小学校
大分市 大字駄原	駄原(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南生石東自治委員 高崎山荘通り自治委員	大在西中学校 大分西部公民館
大分市 大字駄原	駄原(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南生石東自治委員 高崎山荘通り自治委員	大在西中学校 大分西部公民館
大分市 大字下郡	下郡(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	加納自治委員 南下郡下自治委員 南下郡東自治委員	下郡小学校
大分市 大字下郡	下郡(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南下郡東自治委員	下郡小学校
大分市 大字屋山	上(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	屋山自治委員	小佐井小学校 久土公民館
大分市 大字屋山	上(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	屋山自治委員	小佐井小学校 久土公民館
大分市 大字久土	小野	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	久土自治委員	久土公民館
大分市 大字木田	木田南部	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田南部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館
大分市 大字駄原	南生石東 7組	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南生石自治委員	大在西中学校 大分西部公民館
大分市 大字下郡	南下郡東 14-3組の1	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南下郡東自治委員	下郡小学校 明野西小学校

イ 急傾斜地

No. 4

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市 大字一尺屋	2号上浦(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	江川自治委員	佐賀関公民館
大分市 大字一尺屋	2号上浦(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	江川自治委員	佐賀関公民館
大分市 大字一尺屋	一尺屋上浦	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	江川自治委員 中江川自治委員	佐賀関公民館
大分市 大字中判田	上高江(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田中学校 判田小学校
大分市 大字中判田	上高江(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田中学校 判田小学校
大分市 大字中判田	下高江	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田中学校 判田小学校
大分市 大字中判田	中判田(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員 つつじヶ丘自治委員	判田中学校 判田小学校
大分市 大字中判田	中判田(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員 つつじヶ丘自治委員	判田中学校 判田小学校
大分市 大字下判田	下判田	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	つつじヶ丘自治委員 昆布刈自治委員	判田中学校 判田小学校
大分市 大字下判田	大道 つつじヶ丘 1(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	つつじヶ丘自治委員	判田中学校 判田小学校
大分市大字下判田	大道 つつじヶ丘 1(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	つつじヶ丘自治委員	判田中学校 判田小学校
大分市 大字下判田	大道 つつじヶ丘 1(C)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	光永・戸無瀬 自治委員	判田中学校 判田小学校
大分市 大字下判田	大道 つつじヶ丘 1(D)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	光永・戸無瀬 自治委員	判田中学校 判田小学校
大分市 大字中判田	大道 つつじヶ丘 2(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	つつじヶ丘自治委員	判田中学校 判田小学校
大分市 大字中判田	大道 つつじヶ丘2 (B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	つつじヶ丘自治委員	判田中学校 判田小学校
大分市 大字中判田	中判田2 (A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	昆布刈自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大分市 大字中判田	中判田2 (B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	昆布刈自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大分市 大字中判田	中判田2 (C)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	昆布刈自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大分市 大字中判田	中判田2 (D)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	昆布刈自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大分市 大字中判田	中判田3	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	昆布刈自治委員 米良自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大分市 大字中判田	中判田4 (A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	昆布刈自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大分市 大字中判田	中判田4 (B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	昆布刈自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大分市 大字上判田	安田(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良自治委員	大分南高等学校 判田米良公民館
大分市 大字上判田	安田(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良自治委員	大分南高等学校 判田米良公民館

イ 急傾斜地

No. 5

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市 大字上判田	安田(C)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良自治委員	大分南高等学校 判田米良公民館
大分市 大字上判田	安田(D)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良自治委員	大分南高等学校 判田米良公民館
大分市 大字中判田	笹越(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大分市 大字中判田	笹越(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大分市 大字中判田	中判田1	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員 米良自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大分市 大字上判田	庵ノ平1	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良自治委員	大分南高等学校 判田米良公民館
大分市 大字上判田	くぬぎ原	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良自治委員	大分南高等学校 判田米良公民館
大分市 大字中判田	殿村(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大分市 大字中判田	殿村(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大分市 大字中判田	殿村(C)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大分市大字中判田	殿村(D)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大分市 大字中判田	殿村(E)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大分市 大字中判田	片峯(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大分市 大字中判田	片峯(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大分市 大字中判田	片峯(C)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大分市 大字中判田	片峯(D)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大分市 大字中判田	上高江2	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大分市 大字上判田	上判田2 (A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員 米良自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大分市 大字上判田	上判田2 (B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大分市 大字中判田	中判田5	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員 米良自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大分市 大字中判田	中判田6	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良自治委員 庄屋村自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大分市 大字中判田	上高江3	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大分市 大字中判田	大ノ平	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大分市 大字上判田	下米良(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員 米良自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校

イ 急傾斜地

No. 6

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字上判田	下米良(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大字上判田	下米良(C)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江中央1丁目 自治委員 米良自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大字上判田	下米良(D)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江南1丁目自治委員 高江中央1丁目自治委員 米良自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大字上判田	庵ノ平2	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校
大字上判田	米良1	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校
大字上判田	米良2	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校
大字下判田	宮ノ原1	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮の原・中の原自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大字下判田	宮ノ原2	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮の原・中の原自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大字上判田	下米良2 (A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江南1丁目自治委員 高江中央1丁目自治委員 米良自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大字上判田	下米良2 (B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大字上判田	米良3	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校
大字下判田	志田原	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮の原・中の原自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大字中判田	中判田7	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	判田台南自治委員 宮の原・中の原自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大字下判田	宮ノ原3	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮の原・中の原自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大字上判田	上判田3	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良自治委員 板山・小岳自治委員	判田中学校 判田小学校 大分南高等学校
大字佐賀関	徳応寺(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辻自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	徳応寺(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辻自治委員 小浜自治委員 田尻自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	徳応寺(C)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古屋敷西町自治委員 辻自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	徳応寺(D)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辻自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	徳応寺(E)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	本町自治委員 辻自治委員 田尻自治委員	佐賀関公民館
大字宮崎	北町(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮崎自治委員 寒田北町自治委員	寒田小学校 東植田小学校 大分南部公民館
大字宮崎	北町(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮崎自治委員	寒田小学校 東植田小学校 大分南部公民館
大字宮崎	北町(C)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮崎自治委員 宮崎台自治委員	寒田小学校 東植田小学校 大分南部公民館
大字宮崎	北町(D)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮崎自治委員 宮崎台自治委員	寒田小学校 東植田小学校 大分南部公民館

イ 急傾斜地

No. 7

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字宮崎	北町(E)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮崎自治委員	寒田小学校 東植田小学校 大分南部公民館
大字曲	曲(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	芳河原自治委員	鴛野小学校
大字曲	曲(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	芳河原自治委員 星和台自治委員	鴛野小学校
大字曲	曲(C)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	芳河原自治委員	鴛野小学校
大字竹中	上竹中	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上竹中自治委員	竹中小学校
大字辻	下津留1	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辻自治委員	吉野小学校
大字辻	下津留2	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辻自治委員	吉野小学校
大字佐賀関	古宮1	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字鴛野	鴛野	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	敷戸自治委員 板詰自治委員	鴛野小学校
大字葛木	北ノ崎	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	皆春自治委員 葛木自治委員 森町西自治委員	明治北小学校
大字下郡	南下郡東	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南下郡東自治委員	下郡小学校
大字種具	百堂	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	種具自治委員	高田小学校
大字曲	曲2	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	曲上自治委員	森岡小学校 大分南部公民館
大字佐賀関	田尻	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田尻自治委員	佐賀関公民館
大字迫	迫谷(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	若葉台自治委員 野間自治委員	延命寺公民館
大字迫	迫谷(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	若葉台自治委員 野間自治委員 種具自治委員	延命寺公民館
大字駄原	駄ノ原	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	王子山の手自治委員 南生石東自治委員	大分西部公民館
大字駄原	長水1	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	王子山の手自治委員	大分西部公民館
大字駄原	長水2	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	王子山の手自治委員	大分西部公民館
大字志生木	大志生木 (A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木1自治委員 大志生木2自治委員	樅の木会館
大字志生木	大志生木 (B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木1自治委員	樅の木会館
大字佐賀関	古宮2	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字下判田	ひばりヶ丘 4丁目(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	光永・戸無瀬 自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	ひばりヶ丘 4丁目(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	光永・戸無瀬自治委員 ひばりヶ丘自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校

イ 急傾斜地

No. 8

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字下判田	ひばりヶ丘4丁目(C)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	光永・戸無瀬自治委員 ひばりヶ丘自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	二本木1	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	ひばりヶ丘自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	二本木2	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	ひばりヶ丘自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	ひばりヶ丘1丁目	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	ひばりヶ丘自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	辻の原(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	光永・戸無瀬自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	辻の原(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	光永・戸無瀬自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	戸無瀬①	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	光永・戸無瀬自治委員 ひばりヶ丘自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	戸無瀬②	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	光永・戸無瀬自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	戸無瀬③(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	光永・戸無瀬自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	戸無瀬③(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	光永・戸無瀬自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	大興寺1(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	片野・大興寺・居村自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	大興寺1(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	片野・大興寺・居村自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	向ノヨチ(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	片野・大興寺・居村自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	向ノヨチ(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	片野・大興寺・居村自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	大興寺(3)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	片野・大興寺・居村自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	片野①	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	片野・大興寺・居村自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	片野②	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	片野・大興寺・居村自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	片野③	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	片野・大興寺・居村自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	辰口	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辰口自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	大興寺(2)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	片野・大興寺・居村自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	東新川①	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辰口自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	東新川②	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辰口自治委員 東新川自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	東新川③	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辰口自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字中判田	釜本(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	豊田自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校

イ 急傾斜地

No. 9

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字中判田	釜本(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	豊田自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字中判田	釜本(C)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	豊田自治委員 昆布刈自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	豊田①	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	豊田自治委員 判田台北東自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	下判田①	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	豊田自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	下判田②	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	豊田自治委員 東新川自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	東新川④	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東新川自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	東新川⑤	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東新川自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字中判田	栗矢田	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員 昆布刈自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字中判田	判田台北 1丁目①	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	庄屋村自治委員 判田台北東自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字中判田	判田台北 1丁目②	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	庄屋村自治委員 判田台北東自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字中判田	判田台南 4丁目(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	判田台南自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字中判田	判田台南 4丁目(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	判田台南自治委員 板山・小岳自治委員 米良自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字中判田	判田台南 1丁目①	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	判田台南自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	豊田② (A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	豊田自治委員 判田台南自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田	豊田② (B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	豊田自治委員 判田台南自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字中判田	庄屋村	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	庄屋村自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字上判田	平原①	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良自治委員	判田米良公民館
大字上判田	平原②	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良自治委員	判田米良公民館
大字上判田	平原③	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良自治委員	判田米良公民館
大字上判田	大原	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良自治委員 高江南1丁目自治委員 高江南2丁目自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
高江中央1丁目	高江中央 1丁目①(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江中央1丁目自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
高江中央1丁目	高江中央 1丁目①(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江中央2丁目自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
高江中央1丁目	高江中央 1丁目③(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江中央1丁目自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
高江中央1丁目	高江中央 1丁目③(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江中央1丁目自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校

イ 急傾斜地

No. 10

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
国分新町	国分新町	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	国分新町自治委員 国分一自治委員	賀来小学校
大字上判田	上判田(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	住床自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字上判田	上判田(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	住床自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字上判田	上判田(C)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	住床自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字上判田	上判田(D)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	住床自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字上判田	井上	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	住床自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字上判田	堂ノ平(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	住床自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字上判田	堂ノ平(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	住床自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字上判田	竹ノ戸(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	住床自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字上判田	竹ノ戸(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	住床自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字片島	明野高尾 3丁目① (A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	パークシティ明野自治委員	明野中学校
大字片島	明野高尾 3丁目①(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	パークシティ明野自治委員	明野中学校
明野高尾3丁目	明野高尾 3丁目②	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	パークシティ明野自治委員	明野中学校
大字高瀬	北(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	仲村自治委員 田尻グリーンハイツ北自治委員	植田公民館 植田小学校
大字高瀬	北(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	仲村自治委員 田尻グリーンハイツ北自治委員	植田公民館 植田小学校
大字高瀬	北(C)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	仲村自治委員 田尻グリーンハイツ北自治委員	植田公民館 植田小学校
高江西1丁目	高江西 1丁目	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江中央2丁目 自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
高江北1丁目	高江北 1丁目①	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江北自治委員 旦野原ハイツ西自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
高江北1丁目	高江北 1丁目③ (A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江北自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
高江北1丁目	高江北 1丁目③ (B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江北自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
高江北2丁目	住床① (A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江北自治委員 住床自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
高江北2丁目	住床① (B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江北自治委員 大分大学区自治委員 住床自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
高江北1丁目	住床① (C)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江北自治委員 大分大学区自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字旦野原	住床②	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	美し野自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校

イ 急傾斜地

No. 11

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字旦野原	住床③	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大分大学区自治委員 美し野自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字生石	生石1(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南生石東自治委員 南生石西自治委員	生石保育所
大字生石	生石1(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南生石東自治委員	生石保育所
大字生石	生石1(C)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南生石東自治委員	生石保育所
大字生石	生石2	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南生石西自治委員 三幸自治委員	生石保育所
大字佐賀関	古宮西(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮西(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	金山	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田尻自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	関(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田中3自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	関(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田中3自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	小黒(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小黒自治委員	JX金属関崎みらい海星館 佐賀関公民館
大字佐賀関	小黒(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小黒自治委員	JX金属関崎みらい海星館 佐賀関公民館
大字河原内	原(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校
大字河原内	原(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校
大字河原内	原(C)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校
大字河原内	原(D)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校
大字河原内	立野(A)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中野自治委員	竹中小学校
大字河原内	立野(B)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中野自治委員	竹中小学校
大字河原内	立野(C)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中野自治委員	竹中小学校
大字河原内	立野(D)	平成27年7月31日 大分県告示第482号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中野自治委員	竹中小学校
大字一尺屋	一尺屋上浦	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	笠方自治委員 中上自治委員	佐賀関公民館
大字永興	坂奥(A)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	永興自治委員	城南小学校
大字永興	坂奥(B)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	永興自治委員	城南小学校
大字永興	坂奥(C)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	永興自治委員	城南小学校

イ 急傾斜地

No. 12

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字永興	坂奥(D)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	永興自治委員	城南小学校
大字永興	倉本	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	永興自治委員 城南団地東自治委員	城南小学校
大字永興	城南(A)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	城南団地南自治委員 竹の上自治委員	城南小学校
大字永興	城南(B)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	竹の上自治委員	城南小学校
大字永興	城南(C)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	城南団地南自治委員 竹の上自治委員	城南小学校
大字高城西町	高城下(B)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白滝自治委員 高城自治委員(東植田)	城東中学校
大字曲	森岡	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	曲上自治委員	大分南部公民館 森岡小学校
大字馬場	馬場	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	馬場自治委員 細東部自治委員	こうざき小学校 細公民館
明野西1丁目	明野西 1(A)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	明野緑町自治委員	明野西小学校 明野北小学校
明野西1丁目	明野西 1(B)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	明野緑町自治委員 明野西町自治委員	明野西小学校 明野北小学校
明野西1丁目	明野西 1(C)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	明野緑町自治委員 明野西町自治委員	明野西小学校 明野北小学校
明野西1丁目	明野西 1(D)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	明野緑町自治委員	明野西小学校 明野北小学校
大字曲	平田(A)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	曲上自治委員	大分南部公民館 森岡小学校
大字曲	平田(B)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	曲上自治委員	大分南部公民館 森岡小学校
大字曲	平田(C)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	曲上自治委員	大分南部公民館 森岡小学校
大字曲	曲(A)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	曲上自治委員	大分南部公民館 森岡小学校
大字曲	曲(B)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	曲上自治委員	大分南部公民館 森岡小学校
大字曲	曲(C)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	曲上自治委員	大分南部公民館 森岡小学校
大字曲	曲(D)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	曲上自治委員 曲下自治委員	大分南部公民館 森岡小学校
大字津守	富岡1組 (A)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	富岡自治委員 津守上自治委員	森岡小学校
大字津守	富岡1組 (B)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	富岡自治委員	森岡小学校
大字津守	富岡1組 (C)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	富岡自治委員	森岡小学校
大字津守	守岡	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	富岡自治委員	大分南部公民館 森岡小学校
大字曲	曲	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	曲上自治委員	大分南部公民館 森岡小学校

イ 急傾斜地

No. 13

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字馬場	馬場下(A)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	馬場自治委員	こうざき小学校 細公民館
大字馬場	馬場下(B)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	馬場自治委員	こうざき小学校 細公民館
大字馬場	馬場下(C)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	馬場自治委員	こうざき小学校 細公民館
大字馬場	馬場下(D)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	細東部自治委員 馬場自治委員	こうざき小学校 細公民館
大字中判田	立小野①	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮ノ原・中ノ原自治委員 立小野自治委員	大分南高等学校 判田小学校 判田中学校
大字中判田	立小野②	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	立小野自治委員	大分南高等学校 判田小学校 判田中学校
大字中判田	立小野③	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	立小野自治委員	大分南高等学校 判田小学校 判田中学校
大字上判田	地吉(A)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	百木自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校 判田中学校・判田小学校
大字上判田	地吉(B)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	百木自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校 判田中学校・判田小学校
大字上判田	百木①	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	百木自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校 判田中学校・判田小学校
大字上判田	赤仁田	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	百木自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校 判田中学校・判田小学校
大字上判田	百木④	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	百木自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校 判田中学校・判田小学校
大字上判田	百木⑤ (A)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	百木自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校 判田中学校・判田小学校
大字上判田	百木⑤ (B)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	百木自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校 判田中学校・判田小学校
大字上判田	百木⑤ (C)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	百木自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校 判田中学校・判田小学校
大字上判田	実原① (A)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	百木自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校 判田中学校・判田小学校
大字上判田	実原① (B)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	百木自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校 判田中学校・判田小学校
大字上判田	実原②	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	百木自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校 判田中学校・判田小学校
大字上判田	実原③	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	百木自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校 判田中学校・判田小学校
大字上判田	前畑(A)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	板山・小岳自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校 判田中学校・判田小学校
大字上判田	前畑(B)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	板山・小岳自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校 判田中学校・判田小学校
大字上判田	前畑(C)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	板山・小岳自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校 判田中学校・判田小学校
大字上判田	亀の甲(A)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	板山・小岳自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校 判田中学校・判田小学校
大字上判田	亀の甲(B)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	板山・小岳自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校 判田中学校・判田小学校

イ 急傾斜地

No. 14

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字上判田	亀の甲(C)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	板山・小岳自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校 判田中学校・判田小学校
大字中判田	板山①	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	板山・小岳自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校 判田中学校・判田小学校
大字中判田	板山②	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	板山・小岳自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校 判田中学校・判田小学校
大字上判田	小浜①	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	板山・小岳自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校 判田中学校・判田小学校
大字上判田	小浜② (A)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	板山・小岳自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校 判田中学校・判田小学校
大字上判田	小浜② (B)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	板山・小岳自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校 判田中学校・判田小学校
大字上判田	小浜③	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	板山・小岳自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校 判田中学校・判田小学校
大字上判田	百木⑥	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	百木自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校 判田中学校・判田小学校
にじが丘2丁目	にじが丘 2丁目(A)	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	にじが丘自治委員 椎迫自治委員	西の台小学校
大字迫	迫谷	平成27年10月30日 大分県告示第623号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	陽光台自治委員 迫自治委員	延命寺公民館
大字種具	勝ヶ平	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	種具自治委員	延命寺公民館 川添小学校 高田小学校
大字種具	百堂辻(A)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	種具自治委員	延命寺公民館 川添小学校 高田小学校
大字種具	百堂辻(B)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	種具自治委員	延命寺公民館 川添小学校 高田小学校
大字種具	百堂辻(C)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	種具自治委員	延命寺公民館 川添小学校 高田小学校
大字種具	百堂辻(D)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	種具自治委員	延命寺公民館 川添小学校 高田小学校
大字種具	百堂① (A)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	種具自治委員	延命寺公民館 川添小学校 高田小学校
大字種具	百堂① (B)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	種具自治委員	延命寺公民館 川添小学校 高田小学校
大字種具	百堂② (A)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	種具自治委員	延命寺公民館 川添小学校 高田小学校
大字種具	百堂② (B)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	種具自治委員	延命寺公民館 川添小学校 高田小学校
大字宮河内	浄土寺①(A)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	浄土寺自治委員	宮河内ﾊｲﾗﾝﾄﾞ公民館 延命寺公民館
大字宮河内	浄土寺①(B)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	浄土寺自治委員	宮河内ﾊｲﾗﾝﾄﾞ公民館 延命寺公民館
大字宮河内	浄土寺①(C)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	浄土寺自治委員	宮河内ﾊｲﾗﾝﾄﾞ公民館 延命寺公民館
大字宮河内	浄土寺①(D)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	浄土寺自治委員	宮河内ﾊｲﾗﾝﾄﾞ公民館 延命寺公民館
大字宮河内	浄土寺②	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	浄土寺自治委員 迫阿蘇入自治委員	宮河内ﾊｲﾗﾝﾄﾞ公民館 延命寺公民館

イ 急傾斜地

No. 15

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字宮河内	浄土寺③	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮河内ﾊｲﾗﾝﾄﾞ北自治委員 金谷自治委員	宮河内ﾊｲﾗﾝﾄﾞ公民館 延命寺公民館
大字宮河内	宮河内①	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮河内ﾊｲﾗﾝﾄﾞ西自治委員 迫阿蘇入自治委員	宮河内ﾊｲﾗﾝﾄﾞ公民館
大字宮河内	宮河内②(A)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮河内ﾊｲﾗﾝﾄﾞ西自治委員 迫阿蘇入自治委員	宮河内ﾊｲﾗﾝﾄﾞ公民館
大字宮河内	宮河内②(B)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮河内ﾊｲﾗﾝﾄﾞ西自治委員 宮河内ﾊｲﾗﾝﾄﾞ南自治委員 迫阿蘇入自治委員	宮河内ﾊｲﾗﾝﾄﾞ公民館
大字宮河内	宮河内②(C)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮河内ﾊｲﾗﾝﾄﾞ南自治委員 迫阿蘇入自治委員	宮河内ﾊｲﾗﾝﾄﾞ公民館
大字宮河内	宮河内(B)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮河内ﾊｲﾗﾝﾄﾞ東自治委員	宮河内ﾊｲﾗﾝﾄﾞ公民館
大字丹川	丹川	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮河内ﾊｲﾗﾝﾄﾞ東自治委員	延命寺公民館 宮河内ﾊｲﾗﾝﾄﾞ公民館
大字千歳	桃園団地 4－7(A)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	千歳自治委員 桃園団地自治委員	桃園小学校
大字千歳	桃園団地 4－7(B)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	千歳自治委員	桃園小学校
大字千歳	中2組①	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	桃園団地自治委員 千歳自治委員	桃園小学校
大字里	里中①	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	里中自治委員	坂ノ市公民館 大在公民館
大字里	里中②	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	里中自治委員	坂ノ市公民館 大在公民館
大字里	里中③	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	里中自治委員	坂ノ市公民館 大在公民館
大字馬場	土穴①	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	馬場自治委員 細八丸自治委員	細公民館 こうざき公民館
大字馬場	土穴②	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	細東部自治委員	細公民館 こうざき公民館
大字木佐上	那知椰②(A)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上1自治委員	こうざき小学校
大字木佐上	那知椰②(B)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上1自治委員	こうざき小学校
大字木佐上	那知椰②(C)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上1自治委員	こうざき小学校
大字木佐上	関田(A)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上5自治委員	こうざき小学校
大字木佐上	関田(B)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上5自治委員	こうざき小学校
大字木佐上	庄屋原①	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上5自治委員	こうざき小学校
大字木佐上	庄屋原②	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上5自治委員	こうざき小学校
大字木佐上	宝蔵寺	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上5自治委員	こうざき小学校
大字木佐上	1号宝蔵寺	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上5自治委員	こうざき小学校

イ 急傾斜地

No. 16

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字木佐上	岡	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上5自治委員	こうざき小学校
大字木田	大河内1	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田南部自治委員	坂ノ市小学校 坂ノ市公民館
大字木田	大河内2(A)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田南部自治委員	坂ノ市小学校 坂ノ市公民館
大字木田	大河内2 (B)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田南部自治委員	坂ノ市小学校 坂ノ市公民館
大字木田	大河内2(C)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田南部自治委員	坂ノ市小学校 坂ノ市公民館
大字木田	大河内2(D)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田南部自治委員	坂ノ市小学校 坂ノ市公民館
大字木田	大河内2(E)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田南部自治委員	坂ノ市小学校 坂ノ市公民館
大字木田	木田南部①	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田南部自治委員	坂ノ市小学校 坂ノ市公民館
大字木田	木田南部②	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田南部自治委員	坂ノ市小学校 坂ノ市公民館
大字木田	木田南部③ (A)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田南部自治委員	坂ノ市小学校 坂ノ市公民館
大字木田	木田南部③ (B)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田南部自治委員	坂ノ市小学校 坂ノ市公民館
大字木田	木田南部④	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田南部自治委員	坂ノ市小学校 坂ノ市公民館
大字木田	木田南部⑤	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田南部自治委員	坂ノ市小学校 坂ノ市公民館
大字佐賀関	西古宮(A)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	西古宮(B)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	西古宮(C)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮④(A)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮④(B)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮④(C)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮④(D)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮⑤(A)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮⑤(B)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮⑤(C)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮⑤(D)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館

イ 急傾斜地

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字佐賀関	古宮⑦(A)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮⑦(B)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮⑦(C)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮⑦(D)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮⑦(E)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮⑥	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮⑧	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	辛幸(A)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	辛幸(B)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮③(A)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮③(B)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮③(C)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮⑨	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字八幡	水ガイ(A)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	水ガイ(B)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	水ガイ(C)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	水ガイ(D)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	水ガイ(E)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	上八幡①(A)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	上八幡①(B)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	上八幡①(C)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	上八幡①(D)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	上八幡①(E)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字千歳	仲西町一丁目①(A)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	山津自治委員 仲西自治委員	桃園小学校

イ 急傾斜地

No. 18

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字千歳	仲西町一丁目①(B)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小池原自治委員 山津自治委員	桃園小学校
大字千歳	仲西町一丁目①(C)	平成28年6月28日 大分県告示第365号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	山津自治委員 小池原自治委員	桃園小学校
大字田尻	畑ヶ田(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田尻自治委員	東植田小学校 田尻小学校
大字田尻	畑ヶ田(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田尻自治委員	東植田小学校 田尻小学校
大字田尻	畑ヶ田(C)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田尻自治委員	東植田小学校 田尻小学校
大字田尻	畑ヶ田(D)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田尻自治委員	東植田小学校 田尻小学校
大字田尻	畑ヶ田(E)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田尻自治委員	東植田小学校 田尻小学校
大字田尻	上田尻(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田尻自治委員	東植田小学校 田尻小学校
大字田尻	上田尻(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田尻自治委員	東植田小学校 田尻小学校
大字田尻	上田尻(C)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田尻自治委員	東植田小学校 田尻小学校
大字田尻	上田尻(D)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田尻自治委員	東植田小学校 田尻小学校
大字田尻	上田尻(E)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田尻自治委員	東植田小学校 田尻小学校
大字田尻	上田尻(F)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田尻自治委員	東植田小学校 田尻小学校
大字田尻	上田尻(G)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田尻自治委員	東植田小学校 田尻小学校
大字田尻	井ノ本(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田尻自治委員 田尻グリーンハイツ東自治委員	田尻小学校
大字田尻	井ノ本(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田尻自治委員	田尻小学校
大字田尻	高瀬(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	仲村自治委員 田尻グリーンハイツ東自治委員 高城自治委員(東植田)	田尻小学校 植田公民館
大字田尻	高瀬(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	仲村自治委員	田尻小学校 植田公民館
大字田尻	高瀬(C)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高城自治委員(東植田) 仲村自治委員	田尻小学校 植田公民館
大字田尻	南	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	蕨野自治委員 田尻グリーンハイツ東自治委員 田尻南1丁目自治委員	田尻小学校
大字田尻	田尻②(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田尻自治委員	田尻小学校
大字田尻	田尻②(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田尻自治委員	田尻小学校
大字八幡	野稲田①	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	野稲田②	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所

イ 急傾斜地

No. 19

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字八幡	上八幡②	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	上八幡③(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	上八幡③(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	上八幡④	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字田尻	田尻④(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田尻自治委員	東稙田小学校 田尻小学校
大字田尻	田尻④(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田尻自治委員	東稙田小学校 田尻小学校
大字田尻	田尻④(C)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田尻自治委員	東稙田小学校 田尻小学校
大字佐賀関	金山②(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金山自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	金山②(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金山自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	金山②(C)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金山自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	金山②(D)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金山自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	金山②(E)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金山自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	金山②(F)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金山自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	金山②(G)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金山自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	金山②(H)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金山自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	黒砂①(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	黒砂①(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	黒砂②(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	黒砂②(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	須賀	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	御幸自治委員 鮮浜自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	鮮浜(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	鮮浜自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	鮮浜(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	鮮浜自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	迫②	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	迫自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	迫③(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	迫自治委員	佐賀関公民館

イ 急傾斜地

No. 20

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字佐賀関	迫③(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	迫自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	本町(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	本町自治委員 鮮浜自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	本町(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	本町自治委員 鮮浜自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	本町(C)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	本町自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	本町(D)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	本町自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	上浦(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	迫自治委員 古屋敷自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	上浦(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	迫自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	西町(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	迫　自治委員 神山東自治委員 東町自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	西町(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	神山東自治委員 東町自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	西町(C)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	神山東自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	西脇(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	西脇自治委員 小浜自治委員 辻　自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	西脇(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	西脇自治委員 辻　自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	田中①(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田中2自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	田中①(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田中2自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	田中①(C)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田中2自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	田中①(D)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田中2自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	田中②(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田中3自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	田中②(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田中3自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	田中③(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田中3自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	田中③(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田中3自治委員 幸ノ浦自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	幸ノ浦二(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	幸ノ浦自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	幸ノ浦二(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	幸ノ浦自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	幸ノ浦二(C)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	幸ノ浦自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	幸ノ浦①	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	幸ノ浦自治委員	佐賀関公民館

イ 急傾斜地

No. 21

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字佐賀関	幸ノ浦三(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	幸ノ浦自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	幸ノ浦三(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	幸ノ浦自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	幸ノ浦三(C)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	幸ノ浦自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	幸ノ浦三(D)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	幸ノ浦自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	幸ノ浦②(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	幸ノ浦自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	幸ノ浦②(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	幸ノ浦自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	幸ノ浦②(C)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	幸ノ浦自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	幸ノ浦②(D)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	幸ノ浦自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	2号小黒(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小黒自治委員	JX金属関崎みらい海星館 佐賀関公民館
大字佐賀関	2号小黒(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小黒自治委員	JX金属関崎みらい海星館 佐賀関公民館
大字佐賀関	2号小黒(C)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小黒自治委員	JX金属関崎みらい海星館 佐賀関公民館
大字佐賀関	大黒(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大黒自治委員	JX金属関崎みらい海星館 佐賀関公民館
大字佐賀関	大黒(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大黒自治委員	JX金属関崎みらい海星館 佐賀関公民館
大字佐賀関	大黒(C)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大黒自治委員	JX金属関崎みらい海星館 佐賀関公民館
大字佐賀関	福水①(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福水自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	福水①(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福水自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	福水①(C)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福水自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	福水②(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福水自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	福水②(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福水自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	福水④(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福水自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	福水④(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福水自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	福水⑤(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福水自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	福水⑤(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福水自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	福水⑥	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福水自治委員	佐賀関公民館

イ 急傾斜地

No. 22

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字佐賀関	古宮④(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	日鉱住宅自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮④(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	日鉱住宅自治委員 金山自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮④(C)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	日鉱住宅自治委員 古宮自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	古宮④(D)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古宮自治委員	佐賀関公民館
大字白木	小浜(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	秋の江自治委員 小浜自治委員	佐賀関公民館
大字白木	小浜(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小浜自治委員	佐賀関公民館
大字白木	小浜(C)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小浜自治委員 秋の江自治委員	佐賀関公民館
大字白木	秋ノ江①	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	秋の江自治委員	佐賀関公民館
大字白木	3号秋ノ江 (A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	秋の江自治委員	佐賀関公民館
大字白木	3号秋ノ江 (B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	秋の江自治委員	佐賀関公民館
大字白木	3号秋ノ江 (C)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	秋の江自治委員 小浜自治委員 田尻自治委員	佐賀関公民館
大字白木	2号秋ノ江 (A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	秋の江自治委員	佐賀関公民館
大字白木	2号秋ノ江 (B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	秋の江自治委員	佐賀関公民館
大字白木	秋ノ江②(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	秋の江自治委員	佐賀関公民館
大字白木	秋ノ江②(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	秋の江自治委員	佐賀関公民館
大字白木	秋ノ江②(C)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	秋の江自治委員	佐賀関公民館
大字白木	白木浜①	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木浜自治委員	佐賀関公民館
大字白木	祝口	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木浜自治委員	佐賀関公民館
大字白木	2号祝口(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木浜自治委員	佐賀関公民館
大字白木	2号祝口(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木浜自治委員	佐賀関公民館
大字白木	白木	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木浜自治委員	佐賀関公民館
大字白木	白木奥①(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木浜自治委員 白木奥自治委員	佐賀関公民館
大字白木	白木奥①(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木浜自治委員	佐賀関公民館
大字白木	本谷	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木奥自治委員	佐賀関公民館

イ 急傾斜地

No. 23

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字白木	白木浜②(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木浜自治委員	佐賀関公民館
大字白木	白木浜②(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木浜自治委員	佐賀関公民館
大字白木	白木奥②	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木奥自治委員	佐賀関公民館
大字白木	白木浜③	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木浜自治委員 白木奥自治委員	佐賀関公民館
大字白木	白木奥③	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木奥自治委員	佐賀関公民館
大字白木	白木浜④	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木浜自治委員	佐賀関公民館
大字白木	白木浜⑤	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木浜自治委員	佐賀関公民館
大字白木	白木奥④	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木奥自治委員	佐賀関公民館
大字白木	白木奥⑤	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木奥自治委員	佐賀関公民館
大字白木	玉井①	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	玉井自治委員	佐賀関公民館
大字白木	玉井②	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	玉井自治委員	佐賀関公民館
大字白木	2号玉井(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	玉井自治委員	佐賀関公民館
大字白木	2号玉井(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	玉井自治委員	佐賀関公民館
大字白木	室生①(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	室生自治委員	佐賀関公民館
大字白木	室生①(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	室生自治委員	佐賀関公民館
大字白木	室生①(C)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	室生自治委員	佐賀関公民館
大字白木	室生①(D)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	室生自治委員	佐賀関公民館
大字白木	室生①(E)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	室生自治委員	佐賀関公民館
大字白木	室生②	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	室生自治委員	佐賀関公民館
大字白木	室生③(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	室生自治委員	佐賀関公民館
大字白木	室生③(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	室生自治委員	佐賀関公民館
大字白木	室生③(C)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	室生自治委員	佐賀関公民館
大字白木	室生③(D)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	室生自治委員	佐賀関公民館
大字白木	室生④	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	室生自治委員	佐賀関公民館

イ 急傾斜地

No. 24

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字白木	見尾①	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	見尾自治委員	佐賀関公民館
大字白木	見尾②	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	見尾自治委員	佐賀関公民館
大字一尺屋	田の浦(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田の浦東自治委員 田の浦西自治委員	佐賀関公民館
大字一尺屋	田の浦(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田の浦東自治委員	佐賀関公民館
大字一尺屋	田の浦(C)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田の浦西自治委員 田の浦東自治委員	佐賀関公民館
大字一尺屋	田の浦(D)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田の浦東自治委員	佐賀関公民館
大字一尺屋	田の浦(E)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田の浦西自治委員	佐賀関公民館
大字一尺屋	田の浦(F)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田の浦東自治委員	佐賀関公民館
大字一尺屋	田の浦(G)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田の浦東自治委員	佐賀関公民館
大字一尺屋	田の浦(H)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田の浦東自治委員	佐賀関公民館
大字一尺屋	田の浦(Ⅰ)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田の浦東自治委員	佐賀関公民館
大字一尺屋	田の浦(J)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田の浦東自治委員	佐賀関公民館
大字一尺屋	田の浦(K)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田の浦東自治委員	佐賀関公民館
大字一尺屋	田の浦(L)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田の浦東自治委員	佐賀関公民館
大字一尺屋	田の浦(M)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田の浦東自治委員	佐賀関公民館
大字一尺屋	一尺屋	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田の浦西自治委員 田の浦東自治委員	佐賀関公民館
大字一尺屋	3号田の浦(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田の浦西自治委員	佐賀関公民館
大字一尺屋	3号田の浦(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田の浦西自治委員	佐賀関公民館
大字一尺屋	3号田の浦(C)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田の浦西自治委員	佐賀関公民館
大字一尺屋	田の浦①	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田の浦西自治委員	佐賀関公民館
大字一尺屋	田の浦②	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田の浦西自治委員	佐賀関公民館
大字木佐上	前田(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上1自治委員	こうざき小学校
大字木佐上	前田(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上1自治委員	こうざき小学校
大字木佐上	前田(C)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上2自治委員	こうざき小学校

イ 急傾斜地

No. 25

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字木佐上	那知椰(A)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上1自治委員	こうざき小学校
大字木佐上	那知椰(B)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上1自治委員	こうざき小学校
大字木佐上	那知椰(C)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上1自治委員	こうざき小学校
大字木佐上	峰松葉①	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上1自治委員	こうざき小学校
大字木佐上	峰松葉②	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上1自治委員	こうざき小学校
大字木佐上	峰松葉③	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上1自治委員	こうざき小学校
大字下郡	明野西2(1)	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	桜坂自治委員 明野西町自治委員	明野北小学校 明治明野公民館 明野西小学校
大字横瀬	富士見が丘 ﾆｭｰﾀｳﾝ①	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下横瀬自治委員 富士見が丘東2丁目自治委員	横瀬小学校 植田小学校 植田西中学校
大字下判田	宮ノ原	平成28年7月29日 大分県告示第433号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮ノ原・中ノ原自治委員	大分南高等学校
芳河原台	芳河原台 ①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	鴛野自治委員 芳河原台自治委員	鷺野小学校 大分南部公民館
大字鴛野	芳河原台 ②(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	鴛野自治委員	鷺野小学校 大分南部公民館
芳河原台	芳河原台 ②(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	鴛野自治委員 芳河原台自治委員	鷺野小学校 大分南部公民館
大字鴛野	芳河原台 ②(C)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	鴛野自治委員	鷺野小学校 大分南部公民館
大字鴛野	芳河原台 ②(D)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	鴛野自治委員	鷺野小学校 大分南部公民館
大字鴛野	芳河原台 ②(E)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	鴛野自治委員	鷺野小学校 大分南部公民館
大字鴛野	芳河原台 ②(F)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	鴛野自治委員	鷺野小学校 大分南部公民館
敷戸北町	敷戸北町 ①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	敷戸北自治委員	鷺野小学校 大分南部公民館
敷戸台2丁目	敷戸台 2丁目(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	敷戸台自治委員 星和台自治委員	鷺野小学校 大分南部公民館
敷戸台2丁目	敷戸台 2丁目(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	敷戸台自治委員 星和台自治委員	鷺野小学校 大分南部公民館
敷戸西町	敷戸台 2丁目(C)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	敷戸西自治委員 星和台自治委員	鷺野小学校 大分南部公民館
敷戸新町	敷戸2町	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	敷戸新町1区自治委員	鷺野小学校 大分南部公民館
敷戸北町	敷戸北町 ②(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	敷戸北自治委員	鷺野小学校 大分南部公民館
星和台2丁目	敷戸北町 ②(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	星和台自治委員 敷戸北自治委員	鷺野小学校 大分南部公民館
敷戸台2丁目	敷戸西町	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	敷戸台自治委員 敷戸西自治委員	鷺野小学校 大分南部公民館

イ 急傾斜地

No. 26

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
敷戸東町	敷戸東町③	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	敷戸東自治委員	鷺野小学校 大分南部公民館
敷戸北町	敷戸北町③	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	敷戸北自治委員	鷺野小学校 大分南部公民館
大字辻	辻①(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辻自治委員	吉野小学校
大字辻	辻①(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辻自治委員	吉野小学校
大字辻	辻①(C)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辻自治委員	吉野小学校
大字宮尾	平田①(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮尾自治委員	吉野小学校
大字辻	平田①(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮尾自治委員	吉野小学校
大字吉野原	西河内①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	吉野原自治委員	吉野小学校
大字福良	キサケクボ(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福良自治委員	吉野小学校
大字福良	キサケクボ(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福良自治委員	吉野小学校
大字福良	キサケクボ(C)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福良自治委員	吉野小学校
大字福良	キサケクボ(D)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福良自治委員	吉野小学校
大字福良	馬メ津留	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福良自治委員	吉野小学校
大字宮尾	儀徳①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮尾自治委員	吉野小学校
大字杉原	梅が丘 1丁目①(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	梅が丘西町自治委員	吉野小学校
大字杉原	梅が丘 1丁目①(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	梅が丘西町自治委員	吉野小学校
大字杉原	ロングヒル 中央	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	ロングヒル中央自治委員	吉野小学校
大字吉野原	峠①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	吉野原自治委員	吉野小学校
大字吉野原	峠②	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	吉野原自治委員	吉野小学校
大字吉野原	西河内②	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	吉野原自治委員	吉野小学校
大字宮尾	儀徳②	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	吉野原自治委員	吉野小学校
大字宮尾	儀徳③	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	吉野原自治委員	吉野小学校
大字福良	馬メ①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福良自治委員	吉野小学校
大字福良	馬メ②	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福良自治委員	吉野小学校

イ 急傾斜地

No. 27

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字福良	成川	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福良自治委員	吉野小学校
大字杉原	梅が丘 1丁目③	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	梅が丘西町自治委員	吉野小学校
大字杉原	山口①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	杉原自治委員	吉野小学校
大字萩尾	萩尾①(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	萩尾自治委員	吉野小学校
大字萩尾	萩尾①(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	萩尾自治委員	吉野小学校
大字萩尾	萩尾①(C)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	萩尾自治委員	吉野小学校
大字萩尾	萩尾①(D)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	萩尾自治委員	吉野小学校
大字萩尾	萩尾②	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	萩尾自治委員	吉野小学校
大字萩尾	萩尾③	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	萩尾自治委員	吉野小学校
大字萩尾	萩尾④	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	萩尾自治委員	吉野小学校
大字萩尾	萩尾⑤	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	萩尾自治委員	吉野小学校
大字萩尾	萩尾⑥	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	萩尾自治委員	吉野小学校
大字宮尾	小野①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮尾自治委員	吉野小学校
大字杉原	碇尾①(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	杉原自治委員	吉野小学校
大字杉原	碇尾①(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	杉原自治委員	吉野小学校
大字辻	下津留①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辻自治委員	吉野小学校
大字杉原	中小野	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	杉原自治委員	吉野小学校
大字杉原	碇尾②	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	杉原自治委員 吉野原自治委員	吉野小学校
大字吉野原	辻②	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	吉野原自治委員	吉野小学校
大字辻	下津留②	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辻自治委員	吉野小学校
大字月形	原田川①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	月形自治委員	吉野小学校
大字月形	原田川②	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	月形自治委員	吉野小学校
大字月形	石川野	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	月形自治委員	吉野小学校
大字月形	亀ノ甲	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	月形自治委員	吉野小学校

イ 急傾斜地

No. 28

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字志津留	高須	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下志津留自治委員	吉野小学校
大字志津留	安位①(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下志津留自治委員	吉野小学校
大字志津留	安位①(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下志津留自治委員	吉野小学校
大字志津留	屋形川①(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下志津留自治委員	吉野小学校
大字志津留	屋形川①(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下志津留自治委員	吉野小学校
大字志津留	安位②	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下志津留自治委員	吉野小学校
大字志津留	屋形川②	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下志津留自治委員	吉野小学校
大字志津留	越木原	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下志津留自治委員	吉野小学校
大字志津留	屋形川③	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志津留自治委員 下志津留自治委員	吉野小学校
大字辻	下津留④	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下志津留自治委員	吉野小学校
大字志津留	西浦	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志津留自治委員	吉野小学校
大字志津留	木戸浦①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志津留自治委員	吉野小学校
大字志津留	木戸浦②	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志津留自治委員	吉野小学校
大字志津留	木戸浦③(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志津留自治委員	吉野小学校
大字志津留	木戸浦③(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志津留自治委員	吉野小学校
大字志津留	角石①(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志津留自治委員	吉野小学校
大字志津留	角石①(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志津留自治委員	吉野小学校
大字志津留	角石②(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志津留自治委員	吉野小学校
大字志津留	角石②(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志津留自治委員	吉野小学校
大字志津留	角石③(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志津留自治委員	吉野小学校
大字志津留	角石③(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志津留自治委員	吉野小学校
大字志津留	角石③(C)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志津留自治委員	吉野小学校
大字志津留	角石④	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志津留自治委員	吉野小学校
大字志津留	木戸浦④(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志津留自治委員	吉野小学校

イ 急傾斜地

No. 29

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字志津留	木戸浦④(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志津留自治委員	吉野小学校
大字志津留	中畑①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志津留自治委員	吉野小学校
大字志津留	中畑②(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志津留自治委員	吉野小学校
大字志津留	中畑②(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志津留自治委員	吉野小学校
大字宮尾	宮尾	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮尾自治委員	吉野小学校
大字吉野原	峠④	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	吉野原自治委員	吉野小学校
大字福良	馬メ④	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福良自治委員	吉野小学校
大字福良	馬メ⑤	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福良自治委員	吉野小学校
大字牧	明野西2(2)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	明野西町自治委員	明野西小学校 明野中学校
明野南2丁目	明野南 1 (上)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	明野南町自治委員	明野西小学校 明野中学校
大字下郡	下郡②	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南下郡東自治委員	明野西小学校
明野南2丁目	2丁目①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	明野南町自治委員	明野西小学校 明野中学校
明野南3丁目	2丁目②	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	明野南町自治委員	明野西小学校 明野中学校
大字下郡	長谷町10組 (A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	長谷町自治委員	滝尾小学校
大字下郡	長谷町10組 (B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	長谷町自治委員	滝尾小学校
藤の台	藤の台	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	羽田東自治委員 藤の台自治委員	滝尾小学校
大字羽田	羽田①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	羽田上自治委員 羽田東自治委員	滝尾小学校
大字下郡	下郡③(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	明野高尾自治委員	明野中学校 明野西小学校
大字下郡	下郡③(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	明野高尾自治委員	明野中学校 明野西小学校
大字下郡	下郡③(C)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	明野高尾自治委員	明野中学校 明野西小学校
大字下郡	下郡③(D)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	明野高尾自治委員	明野中学校 明野西小学校
大字下郡	下郡③(E)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	明野高尾自治委員	明野中学校 明野西小学校
大字下郡	下郡③(F)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	明野高尾自治委員	明野中学校 明野西小学校
大字下郡	下郡④	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	パークシティー明野の先 自治ナシ	明野中学校

イ 急傾斜地

No. 30

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字下郡	ゆめが丘(2)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	ゆめが丘自治委員	滝尾小学校
大字下郡	下郡⑤	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	明野高尾自治委員	明野中学校 明野西小学校
明野高尾2丁目	明野高尾 2丁目5番	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	明野高尾自治委員 ゆめが丘自治委員	明野中学校 明野西小学校
明野高尾2丁目	明野高尾 2丁目8番	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	明野高尾自治委員	明野中学校 明野西小学校
大字片島	米良下	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	ﾊﾟｰｸｼﾃｨｰ明野自治委員	明野中学校
大字片島	片島(4)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良下自治委員	滝尾小学校
大字片島	米良上⑥(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良上自治委員	滝尾小学校
大字片島	米良上⑥(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良上自治委員	滝尾小学校
大字片島	米良上③(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良上自治委員	滝尾小学校
大字片島	米良上③(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良上自治委員	滝尾小学校
大字片島	米良上③(C)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良上自治委員	滝尾小学校
大字片島	米良上④(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良上自治委員	滝尾小学校
大字片島	米良上④(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良上自治委員	滝尾小学校
大字片島	米良上④(C)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良上自治委員	滝尾小学校
大字片島	米良上⑤(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良上自治委員	滝尾小学校
大字片島	米良上⑤(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良上自治委員	滝尾小学校
大字片島	米良上②(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良上自治委員	滝尾小学校
大字片島	米良上②(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良上自治委員	滝尾小学校
大字片島	米良上②(C)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良上自治委員	滝尾小学校
大字片島	米良上②(D)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良上自治委員	滝尾小学校
大字片島	米良上①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良上自治委員	滝尾小学校
大字片島	長塚	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良上自治委員	滝尾小学校
大字津守	津守①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	富岡自治委員	森岡小学校 大分南部公民館
大字津守	津守②	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	津守上自治委員	森岡校区公民館 森岡小学校

イ 急傾斜地

No. 31

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字津守	雄城田	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	津守上自治委員 津守下自治委員	森岡校区公民館 森岡小学校
大字旦野原	旦野原①(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	旦野原ハイツ東自治委員	判田中学校 判田小学校
大字旦野原	旦野原①(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員 旦野原ハイツ東自治委員	判田中学校 判田小学校
大字旦野原	旦野原①(C)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員 旦野原ハイツ東自治委員	判田中学校 判田小学校
大字旦野原	旦野原①(D)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員 旦野原ハイツ東自治委員	判田中学校 判田小学校
大字旦野原	旦野原①(E)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員 旦野原ハイツ東自治委員	判田中学校 判田小学校
大字旦野原	旦野原①(F)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	旦野原ハイツ東自治委員	判田中学校 判田小学校
大字大平	関鯵台①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大平自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	大志生木①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木2自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	志生木下(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木2自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	志生木下(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木2自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	山崎①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木2自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	大志生木 ④(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木3自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	大志生木 ④(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木2自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	大志生木 ⑤(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木3自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	大志生木 ⑤(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木3自治委員 大志生木4自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	小志生木 ③(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小志生木自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	小志生木 ③(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小志生木自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	上小志生木 (A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小志生木自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	上小志生木 (B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小志生木自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	上小志生木 (C)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小志生木自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	上小志生木 (D)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小志生木自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	小志生木①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小志生木自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	小志生木 ⑤(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小志生木自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館

イ 急傾斜地

No. 32

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字志生木	小志生木⑤(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小志生木自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	小志生木②	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小志生木自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	小志生木④	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小志生木自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	西小志生木(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小志生木自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	西小志生木(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小志生木自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	西小志生木(C)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小志生木自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	大志生木②(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木1自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	大志生木②(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木2自治委員 大志生木1自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	大志生木②(C)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木1自治委員 小志生木自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	江ノ脇(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木2自治委員 大志生木3自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	江ノ脇(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木2自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	汪ノ脇(C)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木3自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	北岡田	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木4自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	岡田②(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木4自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	岡田②(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木4自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	岡田②(C)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木4自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	岡田②(D)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木4自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	岡田③	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木4自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	岡田①(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木4自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	岡田①(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木4自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	児蔵堂	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木5自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	大志生木⑥	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木5自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	十谷①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木5自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	猪谷③	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木5自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館

イ 急傾斜地

No. 33

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字本神崎	南十谷	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木5自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字本神崎	猪谷④	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木5自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字本神崎	猪谷⑤	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木5自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字本神崎	猪谷①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木5自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字本神崎	猪谷②(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木5自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字本神崎	猪谷②(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木5自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字本神崎	猪谷⑥	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木5自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字本神崎	十谷②	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木5自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	十谷④(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木5自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	十谷④(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木5自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	十谷③(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木5自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	十谷③(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木5自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	十谷③(C)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木5自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字城原	城原①(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	城原自治委員	大在公民館 大在中学校
大字城原	城原①(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	城原自治委員	大在公民館 大在中学校
大字城原	城原①(C)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	城原自治委員	大在公民館 大在中学校
大字政所	政所①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	政所自治委員 角子原自治委員	大在公民館 大在中学校
大字城原	城原②(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	城原自治委員 平野自治委員	大在公民館 大在中学校
大字城原	城原②(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	城原自治委員	大在公民館 大在中学校
曙台3丁目	曙台3丁目①	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	城原自治委員	大在公民館 大在中学校
曙台3丁目	曙台3丁目②	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	城原自治委員	大在公民館 大在中学校
大字政所	政所②(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	政所自治委員	大在公民館 大在中学校
大字政所	政所②(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	政所自治委員	大在公民館 大在中学校
大字政所	政所③	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	政所自治委員	大在公民館 大在中学校

イ 急傾斜地

No. 34

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字城原	城原④(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	城原自治委員	大在公民館 大在中学校
大字城原	城原④(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	城原自治委員	大在公民館 大在中学校
曙台3丁目	城原⑤	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	城原自治委員	大在公民館 大在中学校
大字政所	政所⑥(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	政所自治委員	大在公民館 大在中学校
大字政所	政所⑥(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	政所自治委員	大在公民館 大在中学校
大字政所	政所⑦	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	政所自治委員	大在公民館 大在中学校
大字城原	城原⑧(A)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	城原自治委員	大在公民館 大在中学校
大字城原	城原⑧(B)	平成29年8月22日 大分県告示第502号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	城原自治委員	大在公民館 大在中学校
大字竹中	竹中(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中竹中自治委員	竹中小学校
大字竹中	竹中(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中竹中自治委員	竹中小学校
大字竹中	竹中(C)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中竹中自治委員	竹中小学校
大字竹中	竹中(D)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中竹中自治委員	竹中小学校
大字竹中	竹中(E)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中竹中自治委員	竹中小学校
大字竹中	竹中(F)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中竹中自治委員	竹中小学校
大字河原内	髙城①(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	髙城(竹中)自治委員	竹中小学校
大字河原内	髙城①(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	髙城(竹中)自治委員	竹中小学校
大字河原内	髙城①(C)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	髙城(竹中)自治委員	竹中小学校
大字河原内	中野①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中野自治委員	竹中小学校
大字河原内	神向(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中野自治委員	竹中小学校
大字河原内	神向(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中野自治委員	竹中小学校
大字河原内	広瀬(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校
大字河原内	広瀬(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校
大字河原内	広瀬(C)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校
大字河原内	広瀬(D)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校

イ 急傾斜地

No. 35

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字河原内	大園(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校
大字河原内	大園(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校
大字河原内	大園(C)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校
大字河原内	大園(D)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校
大字河原内	大園(E)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校
大字河原内	大園(F)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校
大字河原内	大津①(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高城(竹中)自治委員	竹中小学校
大字河原内	大津①(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高城(竹中)自治委員	竹中小学校
大字河原内	吉間(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高城(竹中)自治委員	竹中小学校
大字河原内	吉間(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高城(竹中)自治委員	竹中小学校
大字河原内	吉間(C)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高城(竹中)自治委員	竹中小学校
大字河原内	樫原①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	樫原自治委員	竹中小学校
大字河原内	樫原②(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	樫原自治委員	竹中小学校
大字河原内	樫原②(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	樫原自治委員	竹中小学校
大字端登	河原①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上竹中自治委員	竹中小学校
大字竹中	下冬田①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辰口自治委員 冬田自治委員	大分南高等学校 竹中小学校
大字竹中	下冬田②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	冬田自治委員	大分南高等学校 竹中小学校
大字竹中	仁田原①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	冬田自治委員	大分南高等学校 竹中小学校
大字竹中	仁田原②(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	冬田自治委員 宮ノ原・中ノ原自治委員	大分南高等学校 竹中小学校
大字竹中	仁田原②(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	冬田自治委員	大分南高等学校 竹中小学校
大字竹中	仁田原③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	冬田自治委員	大分南高等学校 竹中小学校
大字竹中	仁田原④	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	冬田自治委員	大分南高等学校 竹中小学校
大字竹中	中冬田	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	冬田自治委員	大分南高等学校 竹中小学校
大字竹中	玉泉寺(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上冬田自治委員	大分南高等学校 竹中小学校

イ 急傾斜地

No. 36

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字竹中	玉泉寺(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上冬田自治委員	大分南高等学校 竹中小学校
大字竹中	玉泉寺(C)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上冬田自治委員	大分南高等学校 竹中小学校
大字竹中	上冬田	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上冬田自治委員	大分南高等学校 竹中小学校
大字河原内	樫原③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	樫原自治委員	竹中小学校
大字河原内	樫原④	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	樫原自治委員	竹中小学校
大字河原内	樫原⑤	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	樫原自治委員	竹中小学校
大字河原内	樫原⑥	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	樫原自治委員	竹中小学校
大字河原内	梶原⑦(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	樫原自治委員	竹中小学校
大字河原内	樫原⑦(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	樫原自治委員	竹中小学校
大字河原内	黒仁田①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒仁田自治委員	竹中小学校
大字河原内	黒仁田②(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒仁田自治委員	竹中小学校
大字河原内	黒仁田②(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒仁田自治委員	竹中小学校
大字河原内	黒仁田②(C)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒仁田自治委員	竹中小学校
大字河原内	黒仁田③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒仁田自治委員	竹中小学校
大字竹中	藤助①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上竹中自治委員	竹中小学校
大字竹中	藤助②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上竹中自治委員	竹中小学校
大字竹中	藤助④	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上竹中自治委員	竹中小学校
大字竹中	上竹中②(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上竹中自治委員	竹中小学校
大字竹中	上竹中②(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上竹中自治委員	竹中小学校
大字竹中	新田	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上竹中自治委員	竹中小学校
大字竹中	中竹中③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上竹中自治委員 下竹中自治委員	竹中小学校
大字安藤	黒岩①(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	弓立・黒岩自治委員	竹中小学校
大字安藤	黒岩①(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	弓立・黒岩自治委員	竹中小学校
大字安藤	黒岩①(C)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	弓立・黒岩自治委員	竹中小学校

イ 急傾斜地

No. 37

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字安藤	黒岩①(D)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	弓立・黒岩自治委員	竹中小学校
大字安藤	黒岩①(E)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	弓立・黒岩自治委員	竹中小学校
大字河原内	弓立①(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	弓立・黒岩自治委員	竹中小学校
大字河原内	弓立①(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	弓立・黒岩自治委員	竹中小学校
大字安藤	黒岩②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	弓立・黒岩自治委員	竹中小学校
大字安藤	黒岩③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	弓立・黒岩自治委員	竹中小学校
大字安藤	黒岩④(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	弓立・黒岩自治委員	竹中小学校
大字安藤	黒岩④(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	弓立・黒岩自治委員	竹中小学校
大字河原内	弓立③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	弓立・黒岩自治委員	竹中小学校
大字河原内	弓立④	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	弓立・黒岩自治委員	竹中小学校
大字河原内	弓立⑤	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	弓立・黒岩自治委員	竹中小学校
大字河原内	弓立⑥	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	弓立・黒岩自治委員	竹中小学校
大字河原内	弓立⑦	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	弓立・黒岩自治委員	竹中小学校
大字河原内	弓立⑧	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	弓立・黒岩自治委員	竹中小学校
大字河原内	弓立⑨	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	弓立・黒岩自治委員	竹中小学校
大字河原内	徳野尾②(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校
大字河原内	徳野尾②(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校
大字河原内	徳野尾②(C)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校
大字河原内	徳野尾③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校
大字河原内	中無礼①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校
大字河原内	中無礼③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校
大字河原内	中野②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校
大字河原内	中無礼⑤	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校
大字端登	佐渡川①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐渡川自治委員	竹中小学校

イ 急傾斜地

No. 38

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字河原内	大津②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高城(竹中)自治委員	竹中小学校
大字河原内	髙城③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高城(竹中)自治委員	竹中小学校
大字河原内	髙城④(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高城(竹中)自治委員	竹中小学校
大字河原内	髙城④(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高城(竹中)自治委員	竹中小学校
大字端登	佐渡川③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高城(竹中)自治委員	竹中小学校
大字河原内	髙城⑤	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高城(竹中)自治委員	竹中小学校
大字竹中	藤助⑤(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上竹中自治委員	竹中小学校
大字竹中	藤助⑤(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上竹中自治委員	竹中小学校
大字河原内	八木合②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校
大字安藤	黒岩⑤	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	弓立・黒岩自治委員	竹中小学校
大字河原内	黒仁田④	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒仁田自治委員	竹中小学校
大字河原内	弓立⑩	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	弓立・黒岩自治委員	竹中小学校
大字河原内	大津③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高城(竹中)自治委員	竹中小学校
大字竹中	仁田原⑤	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	冬田自治委員	大分南高等学校 竹中小学校
大字河原内	中無礼⑦	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中無礼自治委員	竹中小学校
大字河原内	中野③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中野自治委員	竹中小学校
大字河原内	大津④	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高城(竹中)自治委員	竹中小学校
大字河原内	大津⑤	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高城(竹中)自治委員	竹中小学校
大字端登	佐渡川⑤	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐渡川自治委員 川原自治委員	竹中小学校
大字河原内	中原③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高城(竹中)自治委員	竹中小学校
大字木田	平野(五両)① (A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田西部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字木田	平野(五両)① (B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田西部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字木田	道尻①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田西部自治委員 東上野西部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字東上野	奥道尻①(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東上野西部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校

イ 急傾斜地

No. 39

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字東上野	奥道尻①(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東上野西部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字東上野	奥道尻①(C)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東上野西部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字東上野	折立①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東上野東部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字細	西八丸①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	細八丸自治委員	細公民館
大字 久原・東上野	土岐屋①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	久原内久原自治委員 東上野中央自治委員	坂ノ市小学校 細公民館
大字東上野	折立②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東上野中央自治委員	坂ノ市小学校 細公民館
大字久原	内久原①(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	久原上津自治委員 東上野中央自治委員	坂ノ市小学校 細公民館
大字久原	内久原①(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東上野中央自治委員 久原上津自治委員	坂ノ市小学校 細公民館
大字久原	内久原②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東上野中央自治委員 久原内久原自治委員	坂ノ市小学校 細公民館
大字大原	内久原③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	久原内久原自治委員 東上野中央自治委員	坂ノ市小学校 細公民館
大字紬	南②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	細東部自治委員	細公民館
大字紬	東八丸①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	細八丸自治委員	細公民館
大字紬	浜屋敷①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	細東部自治委員	細公民館
大字東上野	中尾④	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東上野西部自治委員	坂ノ市小学校 細公民館
大字東上野	道尻②(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東上野西部自治委員	坂ノ市小学校 細公民館
大字東上野	道尻②(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東上野西部自治委員	坂ノ市小学校 細公民館
大字東上野	中尾⑥	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東上野西部自治委員	坂ノ市小学校 細公民館
大字東上野	道尻③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東上野西部自治委員	坂ノ市小学校 細公民館
大字東上野	猿喰①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東上野東部自治委員	坂ノ市小学校 細公民館
大字東上野	八ヶ久保①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東上野中央自治委員 東上野東部自治委員	坂ノ市小学校 細公民館
大字東上野	八ヶ久保② (A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東上野東部自治委員	坂ノ市小学校 細公民館
大字東上野	八ヶ久保② (B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東上野東部自治委員	坂ノ市小学校 細公民館
大字東上野	八ヶ久保② (C)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東上野東部自治委員	坂ノ市小学校 細公民館
大字東上野	八ヶ久保③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東上野東部自治委員 東上野中央自治委員	坂ノ市小学校 細公民館

イ 急傾斜地

No. 40

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字東上野	折立③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東上野東部自治委員	坂ノ市小学校 細公民館
大字東上野	折立④	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東上野東部自治委員	坂ノ市小学校 細公民館
大字木田	平野①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田西部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字木田	東部①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田東部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字東上野	道尻④	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東上野西部自治委員 木田東部自治委員	坂ノ市小学校 細公民館
大字木田	東部②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田東部自治委員 東上野西部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字東上野	折立⑤	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東上野東部自治委員 東上野中央自治委員	坂ノ市小学校 細公民館
大字木田	由ヶ迫②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田西部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字木田	本村①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田東部自治委員 尾田自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字木田	東部③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田東部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字東上野	折立⑥	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田東部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字東上野	折立⑦	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田東部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字東上野	折立⑧	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田東部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字東上野	折立⑨	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田東部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字東上野	折立⑩	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田東部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字下戸次	大内①(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字下戸次	大内①(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字下戸次	大内①(C)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字下戸次	仲村	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字下戸次	田代①(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字下戸次	田代①(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字下戸次	上大内①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字下戸次	堤(尾津留)(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	尾津留自治委員	戸次中学校
大字下戸次	堤(尾津留)(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	尾津留自治委員	戸次中学校

イ 急傾斜地

No. 41

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字下戸次	堤(尾津留)(C)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	尾津留自治委員	戸次中学校
大字下戸次	堤(尾津留)(D)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	尾津留自治委員	戸次中学校
大字下戸次	東和田1	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	楠木生自治委員	戸次中学校
大字下戸次	東和田2(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	尾津留自治委員	戸次中学校
大字下戸次	東和田2(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	尾津留自治委員	戸次中学校
大字中戸次	潮音寺(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	戸次中学校
大字中戸次	潮音寺(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	戸次中学校
大字下戸次	岩戸	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字下戸次	深迫	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字下戸次	大内②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	尾津留自治委員	戸次中学校
大字下戸次	尾津留①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	尾津留自治委員	戸次中学校
けやき台1丁目	けやき台 1丁目①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	けやき台1丁目自治委員 楠木生自治委員 佐柳自治委員	戸次中学校
けやき台2丁目	けやき台 2丁目①(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	けやき台2丁目自治委員 けやき台4丁目自治委員	戸次中学校
けやき台2丁目	けやき台 2丁目①(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	けやき台1丁目自治委員 佐柳自治委員	戸次中学校
けやき台4丁目	けやき台 2丁目②(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	けやき台4丁目自治委員	戸次中学校
けやき台4丁目	けやき台 2丁目②(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	けやき台4丁目自治委員 けやき台2丁目自治委員	戸次中学校
けやき台3丁目	けやき台 2丁目②(D)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	けやき台3丁目自治委員 けやき台1丁目自治委員	戸次中学校
大字宮河内	火振	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大平自治委員	戸次中学校
大字下戸次	平原④(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字下戸次	平原④(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字下戸次	平原④(C)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字下戸次	田代②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字下戸次	大内③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	尾津留自治委員	戸次中学校
大字下戸次	中尾①(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	楠木生自治委員	戸次中学校

イ 急傾斜地

No. 42

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字下戸次	中尾①(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	楠木生自治委員	戸次中学校
大字下戸次	中尾②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	楠木生自治委員	戸次中学校
大字下戸次	中尾③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	楠木生自治委員	戸次中学校
大字中戸次	けやき台 2丁目③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員 けやき台1丁目自治委員	戸次中学校
大字下戸次	中尾⑤	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	楠木生自治委員	戸次中学校
大字下戸次	日平	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字下戸次	上大内②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字中戸次	仁田原	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	戸次中学校
大字下戸次	平原⑤(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字下戸次	平原⑤(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字下戸次	京ノ畑①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
けやき台1丁目	けやき台 1丁目②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	楠木生自治委員	戸次中学校
けやき台1丁目	けやき台 1丁目③(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	楠木生自治委員	戸次中学校
けやき台1丁目	けやき 台1丁目③(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	楠木生自治委員	戸次中学校
大字下戸次	京ノ畑②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字下戸次	大内④	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字下戸次	上大内⑤(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字下戸次	上大内⑤(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字下戸次	上大内⑥(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字下戸次	上大内⑥(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字中戸次	上大内⑦	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字中戸次	横江①(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	戸次中学校
大字中戸次	横江①(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	戸次中学校
大字中戸次	横江①(C)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	戸次中学校

イ 急傾斜地

No. 43

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字中戸次	横江②(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	戸次中学校
大字中戸次	横江②(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	戸次中学校
大字中戸次	佐柳	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	戸次中学校
大字中戸次	日平①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字下戸次	影平①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字下戸次	影平②(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字下戸次	影平②(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字下戸次	影平②(C)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字下戸次	影平③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字中戸次	竹ノ尾①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	戸次中学校
大字中戸次	横江③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	戸次中学校
大字中戸次	中戸次	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	戸次中学校
大字中戸次	竹ノ尾②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	戸次中学校
大字下戸次	日平②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校
大字中戸次	仁田原②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	戸次中学校
大字中戸次	仁田原⑥	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	戸次中学校
大字中戸次	佐柳②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	戸次中学校
大字中戸次	佐柳③(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	戸次中学校
大字中戸次	佐柳③(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	戸次中学校
大字中戸次	佐柳③(C)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	戸次中学校
大字中戸次	佐柳③(D)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	戸次中学校
大字中戸次	佐柳③(E)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	戸次中学校
大字中戸次	佐柳④	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	戸次中学校
大字中戸次	潮音寺①(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	戸次中学校

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字中戸次	潮音寺①(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	戸次中学校
大字中戸次	谷(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	門前自治委員	戸次中学校
大字中戸次	谷(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	門前自治委員	戸次中学校
大字上戸次	嶺(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	嶺自治委員	戸次中学校 竹中小学校
大字上戸次	嶺(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	嶺自治委員	戸次中学校 竹中小学校
大字中戸次	般若寺	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	戸次中学校
大字中戸次	谷②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	門前自治委員	戸次中学校
大字中戸次	谷③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	門前自治委員	戸次中学校
大字上戸次	嶺②	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	利光自治委員	戸次中学校 竹中小学校
大字上戸次	利光	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	利光自治委員	戸次中学校 竹中小学校
大字八幡	下八幡①(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	下八幡①(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	下八幡⑤	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	下八幡⑦(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	下八幡⑦(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	下八幡⑦(C)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	下八幡⑧(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	下八幡⑧(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	下八幡⑧(C)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	下八幡⑧(D)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	下八幡⑧(E)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	下八幡⑨(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	下八幡⑨(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	下八幡⑨(C)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所

イ 急傾斜地

No. 45

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字八幡	下八幡⑩(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	下八幡⑩(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	下八幡⑪	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	下八幡⑫	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	下八幡⑬(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	下八幡⑬(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	道円	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	大久保①	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大久保自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	長尾(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	長尾(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	上白木①(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	上白木②(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	上白木②(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	野稲田③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	上白木③(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	上白木③(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	上白木③(C)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	上白木③(D)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	下八幡③	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	下八幡④	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	下八幡⑥(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	下八幡⑥(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	下八幡⑥(C)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	上白木④(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上白木自治委員	大分西中学校 生石保育所

イ 急傾斜地

No. 46

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字神崎	上白木④(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	大久保②(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	大久保②(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大久保自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	大久保②(C)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	大久保②(D)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	大久保②(E)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	大久保②(F)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	大久保②(G)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	大久保②(H)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	大久保③(A)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字八幡	大久保③(B)	平成29年11月21日 大分県告示第640号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字迫	徳平	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	迫自治委員	川添小学校 鶴崎公民館 丹生小学校
大字宮河内	金屋1(A)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金谷自治委員	延命寺公民館 宮河内ハイランド公民館 高田小学校
大字宮河内	金屋1(B)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金谷自治委員	延命寺公民館 宮河内ハイランド公民館 高田小学校
大字宮河内	宮河内③(A)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金谷自治委員	延命寺公民館 宮河内ハイランド公民館 高田小学校
大字宮河内	宮河内③(B)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金谷自治委員	延命寺公民館 宮河内ハイランド公民館 高田小学校
大字宮河内	迫ノ平(A)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	浄土寺自治委員 迫阿蘇入自治委員	宮河内ハイランド公民館 延命寺公民館
大字宮河内	迫ノ平(B)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	迫阿蘇入自治委員	宮河内ハイランド公民館 延命寺公民館
大字宮河内	迫ノ平(C)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	迫阿蘇入自治委員	宮河内ハイランド公民館 延命寺公民館
大字広内	広内①(A)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	広内自治委員	宮河内ハイランド公民館 延命寺公民館
大字広内	広内①(B)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	広内自治委員	宮河内ハイランド公民館 延命寺公民館
大字木田	江子(A)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田西部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字木田	江子(B)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田西部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字市尾	天神原①(A)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	市尾上自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校

イ 急傾斜地

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字市尾	天神原①(B)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	市尾上自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字市尾	天神原①(C)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	市尾上自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字里	王ノ瀬	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	里中自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字宮河内	浄土寺1(A)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	浄土寺自治委員	宮河内ハイランド公民館 延命寺公民館
大字宮河内	浄土寺1(B)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	浄土寺自治委員	宮河内ハイランド公民館 延命寺公民館
大字松岡	池ノ上	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	池ノ上自治委員	松岡小学校
大字迫	下迫南(A)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	迫自治委員	川添小学校 鶴崎公民館 丹生小学校
大字迫	下迫南(B)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	迫自治委員	川添小学校 鶴崎公民館 丹生小学校
大字迫	下迫①(A)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	迫自治委員	川添小学校 鶴崎公民館 丹生小学校
大字迫	下迫①(B)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	迫自治委員	川添小学校 鶴崎公民館 丹生小学校
大字屋山	屋山①	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	屋山自治委員	小佐井小学校
大字屋山	鋤崎①	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	屋山自治委員 市尾下自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字屋山	上②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	屋山自治委員	小佐井小学校
大字毛井	清水①	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	毛井自治委員	松岡小学校
大字宮河内	金谷①	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	金谷自治委員	延命寺公民館 宮河内ハイランド公民館 高田小学校
大字宮河内	杵河内①	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	迫阿蘇入自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字宮河内	杵河内②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	杵河内自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字宮河内	杵河内③	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	迫阿蘇入自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字宮河内	山崎②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	杵河内自治委員 宮谷自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字松岡	和田①	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	池ノ上自治委員	松岡小学校
大字迫	下迫②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	陽光台自治委員	川添小学校 鶴崎公民館 丹生小学校
大字	迫谷③	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	陽光台自治委員	川添小学校 鶴崎公民館 丹生小学校
京が丘南2丁目	京が丘南(3)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	京が丘自治委員	判田小学校
京が丘南2丁目	京が丘南(4)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	京が丘自治委員	判田小学校

イ 急傾斜地

No. 48

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字屋山	屋山②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	屋山自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字屋山	屋山③	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	屋山自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字屋山	屋山④	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	屋山自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字木田	本村②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	尾田自治委員 木田東部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字木田	平野③	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	市尾下自治委員	小佐井小学校
大字木田	平野②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木田西部自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字屋山	上③	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	屋山自治委員	小佐井小学校
大字松岡	清水②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	尾崎自治委員 毛井自治委員	松岡小学校
大字宮河内	金谷③	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金谷自治委員	延命寺公民館 宮河内ハイランド公民館 高田小学校
大字宮河内	金谷④	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金谷自治委員	延命寺公民館 宮河内ハイランド公民館 高田小学校
大字宮河内	金谷⑤	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金谷自治委員	延命寺公民館 宮河内ハイランド公民館 高田小学校
大字宮河内	浄土寺④(A)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	浄土寺自治委員	宮河内ハイランド公民館 延命寺公民館
大字宮河内	浄土寺④(B)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	浄土寺自治委員	宮河内ハイランド公民館 延命寺公民館
大字宮河内	金谷⑦	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金谷自治委員	延命寺公民館 宮河内ハイランド公民館 高田小学校
大字市尾	炭屋①	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	市尾上自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字松岡	片峯	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	真萱自治委員	松岡小学校
大字宮河内	杵河内④	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	杵河内自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字宮河内	杵河内⑤	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	杵河内自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字宮河内	火振①	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮谷自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字宮河内	火振②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮谷自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字宮河内	宮谷	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮谷自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字宮河内	杵河内⑥	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	杵河内自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字宮河内	宮河内④	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	広内自治委員	宮河内ハイランド公民館 延命寺公民館
大字広内	広内③	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	広内自治委員	宮河内ハイランド公民館 延命寺公民館

イ 急傾斜地

No. 49

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字広内	広内⑤	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	広内自治委員	宮河内ハイランド公民館 延命寺公民館
大字広内	広内⑥	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	広内自治委員	宮河内ハイランド公民館 延命寺公民館
大字広内	広内⑦	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	広内自治委員	宮河内ハイランド公民館 延命寺公民館
大字広内	広内⑧	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	広内自治委員	宮河内ハイランド公民館 延命寺公民館
大字広内	広内⑨	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	広内自治委員	宮河内ハイランド公民館 延命寺公民館
大字広内	広内⑪	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	広内自治委員	宮河内ハイランド公民館 延命寺公民館
大字市尾	奥村①	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	市尾上自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字屋山	鋤崎②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	屋山自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字屋山	上⑥	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	屋山自治委員	小佐井小学校 久土公民館
大字屋山	上⑦	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	屋山自治委員	小佐井小学校 久土公民館
大字市尾	畑分③	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	市尾下自治委員	小佐井小学校 坂ノ市公民館 坂ノ市中学校
大字端登	川平	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	岩上自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	田原①	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	伊与床自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字上戸次	大塔①	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大塔自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字上戸次	上り尾①	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上り尾自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字上戸次	上り尾②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上り尾自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	伊与床①	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	伊与床自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字上戸次	川原①	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	川原自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	岩上①	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	岩上自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字上戸次	大塔②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大塔自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字上戸次	大塔③	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	影ノ木自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字上戸次	大塔④	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大塔自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	岩上②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	岩上自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	岩上③	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	岩上自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館

イ 急傾斜地

No. 50

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字上戸次	大塔⑥	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大塔自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字上戸次	大塔⑦	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大塔自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	伊与床②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	伊与床自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	岩屋金①	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	舟戸自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	伊与床③	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	伊与床自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	伊与床④	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	伊与床自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	伊与床⑤	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	伊与床自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字上戸次	大塔⑧	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	影ノ木自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字上戸次	上り尾③	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	影ノ木自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字上戸次	影ノ木①	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	影ノ木自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字上戸次	影ノ木②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	影ノ木自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字上戸次	影ノ木③	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	影ノ木自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	岩屋金②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	舟戸自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	岩屋金③	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	舟戸自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	岩屋金④(A)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	舟戸自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	岩屋金④(B)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	舟戸自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	岩屋金⑤	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	舟戸自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字上戸次	大塔⑨	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	影ノ木自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字上戸次	大塔⑩(A)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	影ノ木自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字上戸次	大塔⑩(B)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	影ノ木自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字上戸次	影ノ木④	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	影ノ木自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	岩屋金⑦	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	舟戸自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	岩屋金⑧	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	舟戸自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	岩屋金⑨	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	舟戸自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館

イ 急傾斜地

No. 51

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字端登	伊与床⑥	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	伊与床自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	伊与床⑦	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	伊与床自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	田原②	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	伊与床自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	伊与床⑧	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	伊与床自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	鳥巣(A)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	舟戸自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	鳥巣(B)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	舟戸自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字上戸次	川原③	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	川原自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字上戸次	川原④	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	川原自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字上戸次	上大原(A)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大塔自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字上戸次	上大原(B)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大塔自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字上戸次	大塔⑪	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	影ノ木自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字宮河内	宮谷北側(A)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮谷自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字宮河内	宮谷北側(B)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮谷自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字森	森	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	森自治委員	大東中学校 明治小学校
大字葛木	東上(A)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	葛城自治委員 葛城団地自治委員 森自治委員	もりまち幼稚園 明治小学校
大字葛木	東上(B)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	葛城自治委員 葛城団地自治委員 森自治委員	もりまち幼稚園 明治小学校 大東中学校
大字千歳 高城西町	高城下(A)	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白滝自治委員 高城(東大分)自治委員 岡自治委員	城東中学校
大字三芳	田平	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	志手自治委員 椎迫自治委員	西の台小学校 大分西高等学校
大字三芳	椎迫	平成30年6月29日 大分県告示第423号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	志手自治委員 椎迫自治委員 季の坂自治委員	西の台小学校 大分西高等学校
大字廻栖野	溝①(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	廻栖自治委員	野津原小学校 植田小学校 横瀬小学校
大字廻栖野	溝①(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	廻栖自治委員 胡麻鶴自治委員	野津原小学校 植田小学校 横瀬小学校
大字廻栖野	溝①(C)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	廻栖自治委員 胡麻鶴自治委員	野津原小学校 植田小学校 横瀬小学校
大字廻栖野	溝①(D)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	廻栖自治委員	野津原小学校 植田小学校 横瀬小学校
大字野津原	赤坂鶴①(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	新町自治委員	野津原公民館

イ 急傾斜地

No. 52

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字野津原	赤坂鶴①(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	新町自治委員	野津原公民館
大字下原	雨川①	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	原村自治委員	(旧)野津原中部小学校
大字上詰	河原田①(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上詰自治委員	今市健康増進センター (旧)野津原中部小学校
大字上詰	河原田①(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上詰自治委員	今市健康増進センター (旧)野津原中部小学校
大字上詰	河原田①(C)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上詰自治委員	今市健康増進センター (旧)野津原中部小学校
大字福宗	舟ヶ平①(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	舟ヶ平自治委員	野津原小学校 野津原公民館
大字福宗	舟ヶ平①(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	舟ヶ平自治委員	野津原小学校 野津原公民館
大字福宗	舟ヶ平①(C)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	舟ヶ平自治委員	野津原小学校 野津原公民館
大字福宗	舟ヶ平①(D)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	舟ヶ平自治委員	野津原小学校 野津原公民館
大字福宗	舟ヶ平①(E)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	舟ヶ平自治委員	野津原小学校 野津原公民館
大字上詰	糸棚①	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上詰自治委員	今市健康増進センター (旧)野津原中部小学校
大字上詰	奥①(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上詰自治委員	今市健康増進センター (旧)野津原中部小学校
大字上詰	奥①(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上詰自治委員	今市健康増進センター (旧)野津原中部小学校
大字上詰	奥①(C)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上詰自治委員	今市健康増進センター (旧)野津原中部小学校
大字野津原	上鶴①	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	新町自治委員	野津原公民館
大字野津原	柿野①	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	柿野自治委員	野津原中学校
大字野津原	愛宕①(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	愛宕自治委員	野津原小学校 野津原公民館
大字野津原	愛宕①(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	愛宕自治委員	野津原小学校 野津原公民館
大字野津原	愛宕①(C)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	愛宕自治委員	野津原小学校 野津原公民館
大字上詰	湛水①(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	湛水自治委員	今市健康増進センター (旧)野津原中部小学校
大字上詰	湛水①(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	湛水自治委員	今市健康増進センター (旧)野津原中部小学校
大字上詰	湛水①(C)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	湛水自治委員	今市健康増進センター (旧)野津原中部小学校
大字上詰	湛水①(D)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	湛水自治委員	今市健康増進センター (旧)野津原中部小学校
大字上詰	湛水①(E)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	湛水自治委員	今市健康増進センター (旧)野津原中部小学校

イ 急傾斜地

No. 53

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字上詰	湛水①(F)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	湛水自治委員	今市健康増進センター (旧)野津原中部小学校
大字上詰	湛水①(G)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	湛水自治委員	今市健康増進センター (旧)野津原中部小学校
大字上詰	糸棚②	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上詰自治委員	今市健康増進センター (旧)野津原中部小学校
大字福宗	舟ヶ平②(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	舟ヶ平自治委員	横瀬西小学校 野津原小学校 野津原公民館
大字福宗	舟ヶ平②(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	舟ヶ平自治委員	横瀬西小学校 野津原小学校 野津原公民館
大字福宗	岩下①	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福宗一自治委員	野津原中学校 野津原公民館
大字福宗	岩下②	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福宗一自治委員	野津原中学校 野津原公民館
大字廻栖野	廻栖③	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	廻栖自治委員	野津原小学校 稙田小学校 横瀬小学校
大字福宗	龍ノ台①	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福宗二自治委員	野津原中学校 野津原公民館
大字福宗	迫①(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福宗一自治委員	野津原中学校 野津原公民館
大字福宗	迫①(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福宗一自治委員	野津原中学校 野津原公民館
大字福宗	迫①(C)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福宗一自治委員	野津原中学校 野津原公民館
大字福宗	迫①(D)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	福宗一自治委員	野津原中学校 野津原公民館
大字辻原	辻原①	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辻原自治委員	(旧)野津原中部小学校 野津原中学校
大字入蔵	上ノ原①	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	入蔵自治委員	野津原小学校 野津原公民館
大字入蔵	吉熊①(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	吉熊自治委員	(旧)野津原中部小学校 野津原中学校
大字入蔵	吉熊①(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	吉熊自治委員	(旧)野津原中部小学校 野津原中学校
大字上詰	奥②(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上詰自治委員	今市健康増進センター (旧)野津原中部小学校
大字上詰	奥②(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上詰自治委員	今市健康増進センター (旧)野津原中部小学校
大字下原	塩手野①	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	原村自治委員	(旧)野津原中部小学校
大字下原	塩手野②(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下詰自治委員	今市健康増進センター (旧)野津原中部小学校
大字下原	塩手野②(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下詰自治委員	今市健康増進センター (旧)野津原中部小学校
大字下原	河津原①	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下詰自治委員	今市健康増進センター (旧)野津原中部小学校
大字下原	河津原②	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下詰自治委員	今市健康増進センター (旧)野津原中部小学校

イ 急傾斜地

No. 54

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字下原	河津原③	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下詰自治委員	今市健康増進センター (旧)野津原中部小学校
大字下原	真萱①(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下詰自治委員	今市健康増進センター (旧)野津原中部小学校
大字下原	真萱①(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下詰自治委員	今市健康増進センター (旧)野津原中部小学校
大字端登	花香①	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	花香自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字竹中	竹中	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大分市葬祭場 (自治区は冬田)	大分南高等学校 判田小学校 竹中小学校
大字河原内	黒仁田	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒仁田自治委員	大塔公民館 竹中小学校 大分南高等学校
大字端登	花香②	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	花香自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字政所	政所⑧	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	政所自治委員	大在公民館 大在中学校
大字東上野	折立	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東上野東部自治委員	坂ノ市小学校 坂ノ市中学校 細公民館
大字下戸次	影平④(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校 松岡小学校
大字下戸次	影平④(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	戸次中学校 松岡小学校
大字中戸次	竹ノ尾③	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	戸次中学校 松岡小学校
大字中戸次	竹ノ尾④	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	戸次中学校 松岡小学校
大字上戸次	嶺	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	利光自治委員	竹中小学校 戸次中学校 大塔公民館
大字中戸次	谷④	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	嶺自治委員 門前自治委員	竹中小学校 戸次中学校
大字河原内	高城	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高城(竹中)自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字竹中	中畑(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上竹中自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字竹中	中畑(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上竹中自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字上戸次	利光①	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	利光自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字上戸次	大塔	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大塔自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	花香③(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	花香自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	花香③(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	花香自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	船戸①	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	花香自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字端登	船戸②	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	花香自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館

イ 急傾斜地

No. 55

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字端登	花香④	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	花香自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字中戸次	中戸次①	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	嶺自治委員	竹中小学校 竹中中学校 大塔公民館
大字廻栖野	廻洲	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	廻栖自治委員 廻栖住宅自治委員	野津原小学校 植田小学校 横瀬小学校
大字野津原	小屋鶴①(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小屋鶴自治委員	野津原小学校 野津原公民館
大字野津原	小屋鶴①(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小屋鶴自治委員	野津原小学校 野津原公民館
大字野津原	小屋鶴①(C)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	舟ヶ平自治委員	野津原小学校 野津原公民館
大字野津原	小屋鶴①(D)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	舟ヶ平自治委員	野津原小学校 野津原公民館
大字野津原	小屋鶴①(E)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	舟ヶ平自治委員	野津原小学校 野津原公民館
大字廻栖野	廻栖①	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	廻栖自治委員	野津原小学校 野津原公民館 横瀬小学校
大字廻栖野	廻栖②(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	廻栖自治委員	野津原小学校 野津原公民館 横瀬小学校
大字廻栖野	廻栖②(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	廻栖自治委員	野津原小学校 野津原公民館 横瀬小学校
大字野津原	小屋鶴②	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小屋鶴自治委員	野津原小学校 野津原公民館
大字野津原	平野	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	恵良自治委員	野津原小学校
大字宮崎	宮崎	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮崎自治委員	大分南部公民館 東植田小学校
大字寒田	寒田南町1丁目①(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	寒田南町自治委員 寒田南町3丁目自治委員	東植田小学校 植田東中学校 鴛野小学校
大字寒田	寒田南町1丁目①(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	寒田南町自治委員 大分大学寒田宿舎自治委員	東植田小学校 植田東中学校 鴛野小学校
大字寒田	寒田南町1丁目①(C)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	寒田南町自治委員 寒田南町1丁目自治委員	東植田小学校 植田東中学校 鴛野小学校
大字寒田	寒田南町1丁目①(D)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小原自治委員	東植田小学校 植田東中学校 鴛野小学校
大字寒田	下寒田①	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	サントピア藤美園自治委員	植田東中学校 鴛野小学校
大字寒田	寒田(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	寒田ささむた苑自治委員	植田東中学校 鴛野小学校 田尻小学校
大字旦野原	寒田(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	旦野原自治委員	植田東中学校 鴛野小学校
大字寒田	寒田(C)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	寒田ささむた苑自治委員	植田東中学校 鴛野小学校 田尻小学校
大字宮崎	寒田北町4丁目①(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小原自治委員	東植田小学校 植田東中学校 鴛野小学校
大字寒田	寒田北町4丁目①(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮崎台自治委員 寒田北町自治委員 寒田北町4丁目自治委員 スカイタウン寒田自治委員	東植田小学校 植田東中学校 鴛野小学校

イ 急傾斜地

No. 56

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字寒田	寒田北町4丁目①(C)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮崎台自治委員 スカイタウン寒田自治委員	東稙田小学校 稙田東中学校 鴛野小学校
大字寒田	寒田北町4丁目①(D)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮崎台自治委員 スカイタウン寒田自治委員	東稙田小学校 稙田東中学校 鴛野小学校
大字旦野原	美し野(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	美し野自治委員	稙田東中学校 鴛野小学校 田尻小学校
大字旦野原	美し野(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	美し野自治委員	稙田東中学校 鴛野小学校 田尻小学校
大字寒田	寒田2	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	寒田自治委員	稙田東中学校 鴛野小学校 田尻小学校
大字光吉	小原(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小原自治委員	東稙田小学校 稙田東中学校 鴛野小学校
大字光吉	小原(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小原自治委員	東稙田小学校 稙田東中学校 鴛野小学校
大字宮崎	小原(C)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小原自治委員	東稙田小学校 稙田東中学校 鴛野小学校
大字光吉	小原(D)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小原自治委員	東稙田小学校 稙田東中学校 鴛野小学校
大字宮崎	小原(E)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小原自治委員	東稙田小学校 稙田東中学校 鴛野小学校
大字宮崎	小原(F)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小原自治委員 寒田西町自治委員	東稙田小学校 稙田東中学校 鴛野小学校
大字寒田	寒田北町4丁目②(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	寒田西町自治委員	東稙田小学校 稙田東中学校 鴛野小学校
大字寒田	寒田北町4丁目②(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	寒田北町4丁目自治委員 寒田北町自治委員	東稙田小学校 稙田東中学校 鴛野小学校
大字寒田	下寒田②	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	サントピア藤美園自治委員	稙田東中学校 鴛野小学校
大字旦野原	旦野原①	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	美し野自治委員	稙田東中学校 鴛野小学校 田尻小学校
大字寒田	中寒田②	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	寒田自治委員	稙田東中学校 鴛野小学校 田尻小学校
大字旦野原	旦野原②	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	美し野自治委員	稙田東中学校 鴛野小学校 田尻小学校
大字千歳 高城南町	岡2	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高城南町自治委員 岡自治委員 池ノ平自治委員	城東中学校 桃園小学校 大分東部公民館
大字千歳	岡①	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高城団地自治委員	城東中学校 桃園小学校 大分東部公民館
大字千歳	岡②	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	岡自治委員 高城団地自治委員	城東中学校 桃園小学校 大分東部公民館
大字千歳	中2組	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	千歳自治委員	桃園小学校 原川中学校 明治北小学校
公園通り5丁目	公園通り(2)(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	公園通り1丁目自治委員 公園通り5丁目自治委員	松岡小学校
公園通り5丁目	公園通り(2)(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	公園通り5丁目自治委員	松岡小学校
公園通り5丁目	公園通り(2)(C)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	公園通り5丁目自治委員	松岡小学校

イ 急傾斜地

No. 57

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字曲	曲①	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	芳河原自治委員	鴛野小学校 大分南部公民館
大字千歳	岡③(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	岡自治委員 高城団地自治委員	城東中学校 桃園小学校 大分東部公民館
大字千歳	岡③(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	岡自治委員 岡新町自治委員	城東中学校 桃園小学校 大分東部公民館
大字葛木	井ノ谷(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	葛城自治委員	もりまち幼稚園 明治小学校
大字葛木	井ノ谷(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	葛城自治委員 森町団地自治委員	もりまち幼稚園 明治小学校
大字葛木	向①	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	葛城自治委員	もりまち幼稚園 明治小学校
大字猪野	松原①(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	猪野中自治委員 猪野下自治委員 浜田団地自治委員	明治北小学校 明治明野公民館 明野北小学校
大字猪野	松原①(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	猪野中自治委員	明治北小学校 明治明野公民館 明野北小学校
大字猪野	松原②	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	葛城自治委員	明治北小学校 明治明野公民館 明野北小学校
大字猪野	松原③	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	猪野下自治委員	明治北小学校 明治明野公民館 明野北小学校
大字猪野	松原④	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	ひまわり団地自治委員 浜田団地自治委員	明治北小学校 明治明野公民館 明野北小学校
大字猪野	松原⑤(A)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	浜田団地自治委員 葛城自治委員	明治北小学校 明治明野公民館 明野北小学校
大字猪野	松原⑤(B)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	猪野中自治委員 葛城自治委員	明治北小学校 明治明野公民館 明野北小学校
大字猪野	松原⑤(C)	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	猪野中自治委員 葛城自治委員	明治北小学校 明治明野公民館 明野北小学校
大字小池原	小池原	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	池ノ平自治委員	明治明野公民館 明野北小学校
大字葛木	北崎	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	葛城自治委員	明治北小学校
大字小池原	北門	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小池原自治委員	桃園小学校 原川中学校 明治北小学校
大字猪野 法勝台3丁目	天然町	平成30年11月9日 大分県告示第656号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	猪野二自治委員 池の平自治委員 法勝台自治委員	明治北小学校 明治明野公民館 明野北小学校
大字本神崎	神崎①(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	駅自治委員	こうざき小学校 細公民館
大字本神崎	神崎①(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	駅自治委員	こうざき小学校 細公民館
大字本神崎	神崎①(C)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	駅自治委員	こうざき小学校 細公民館
大字一尺屋	東河内①	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	西下自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字大平	西大平	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大平自治委員	こうざき小学校
大字大平	東大平(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大平自治委員	こうざき小学校

イ 急傾斜地

No. 58

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字大平	東大平(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大平自治委員	こうざき小学校
大字志生木	3号辛幸(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸1自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	3号辛幸(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸1自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	1号辛幸(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸1自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	1号辛幸(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸1自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	2号辛幸(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸1自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	2号辛幸(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸1自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	2号辛幸(C)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸1自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	辛幸奥(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸2自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	辛幸奥(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸2自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	辛幸奥(C)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸2自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字一尺屋	早出(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	早出自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字一尺屋	早出(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	早出自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字一尺屋	上浦①(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	笠方自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字一尺屋	上浦①(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	笠方自治委員 早出自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字一尺屋	井手ヶ迫	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東下(一尺屋)自治委員 東上(一尺屋)自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字一尺屋	1号下浦(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	西上自治委員 中下自治委員 中上自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字一尺屋	1号下浦(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中上自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字一尺屋	1号下浦(C)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中上自治委員 東上(一尺屋)自治委員 笠方自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字一尺屋	下浦西(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	西上自治委員 西下自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字一尺屋	下浦西(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	西上自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	7号辛幸(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸1自治委員 辛幸2自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	7号辛幸(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸2自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	7号辛幸(C)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸1自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館

イ 急傾斜地

No. 59

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字志生木	辛幸①	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸1自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字本神崎	中ノ原	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	湊自治委員 中の原自治委員	こうざき小学校
大字本神崎	湊	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	湊自治委員 河内自治委員	こうざき小学校
大字本神崎	中原①	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中の原自治委員	こうざき小学校
大字大平	西谷①	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大平自治委員	こうざき小学校
大字大平	東谷①(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大平自治委員	こうざき小学校
大字大平	東谷①(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大平自治委員	こうざき小学校
大字大平	東谷①(C)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大平自治委員	こうざき小学校
大字大平	東谷①(D)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大平自治委員	こうざき小学校
大字志生木	辛幸②(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	緑ケ丘自治委員 辛幸1自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	辛幸②(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸1自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	辛幸③(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	緑ケ丘自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	辛幸③(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	緑ケ丘自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	辛幸④	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	緑ケ丘自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字一尺屋	一尺屋上浦 ①(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	江川自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字一尺屋	一尺屋上浦 ①(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	江川自治委員 東下(一尺屋)自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字本神崎	大志生木③	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中自治委員	こうざき小学校
大字馬場	中山①(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中山自治委員	こうざき小学校 細公民館
大字馬場	中山①(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中山自治委員	こうざき小学校 細公民館
大字大平	関鯵台(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大平自治委員	こうざき小学校
大字大平	関鯵台(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大平自治委員	こうざき小学校
大字大平	関鯵台(C)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大平自治委員	こうざき小学校
大字大平	関鯵台(D)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大平自治委員	こうざき小学校
大字志生木	4号辛幸	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸1自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館

イ 急傾斜地

No. 60

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字志生木	6号辛幸	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸1自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	辛幸⑦(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸2自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	辛幸⑦(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸2自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	辛幸⑧(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸1自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	辛幸⑧(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸1自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	辛幸⑧(C)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸1自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	辛幸⑨	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸1自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字志生木	辛幸⑩	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸1自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館
大字佐賀関	大黒②(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大黒自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館 JX金属関崎みらい海星館
大字佐賀関	大黒②(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大黒自治委員	こうざき小学校 佐賀関公民館 JX金属関崎みらい海星館
大字本神崎	河内②	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	河内自治委員	こうざき小学校
大字本神崎	中原④	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中の原自治委員	こうざき小学校
大字大平	西谷④(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大平自治委員	こうざき小学校
大字大平	西谷④(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大平自治委員	こうざき小学校
大字大平	東谷②(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大平自治委員	こうざき小学校
大字大平	東谷②(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大平自治委員	こうざき小学校
大字本神崎	河内③	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	河内自治委員	こうざき小学校
大字本神崎	河内④	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	河内自治委員	こうざき小学校
大字神崎	下白木①	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下白木自治委員 上白木自治委員 御幸自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字生石	御幸1	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上白木自治委員 御幸自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字生石	御幸2	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	御幸自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字八幡	大久保④(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大久保自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字八幡	大久保④(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大久保自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字八幡	2号大久保	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大久保自治委員 上白木自治委員 御幸自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校

イ 急傾斜地

No. 61

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字八幡	八幡①(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東八幡自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字駄原	八幡①(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東八幡自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字八幡	下八幡⑭(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大久保自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字八幡	下八幡⑭(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大久保自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字八幡	東八幡①(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東八幡自治委員	大分西中学校 西の台小学校 大分西高等学校
大字八幡	東八幡①(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東八幡自治委員	大分西中学校 西の台小学校 大分西高等学校
大字生石	生石③(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	御幸自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字生石	生石③(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	御幸自治委員 南生石西自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	下白木②(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下白木自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	下白木②(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下白木自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	下白木②(C)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下白木自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	下白木③	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下白木自治委員 上白木自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	下白木④	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下白木自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字金谷迫	金谷迫①	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金谷迫自治委員	大分西中学校 西の台小学校 大分西高等学校
大字八幡	下八幡⑮(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校 西の台小学校 大分西高等学校
大字八幡	下八幡⑮(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	大分西中学校 西の台小学校 大分西高等学校
大字駄原	東八幡②	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東八幡自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字駄原	南生石東(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南生石東自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字駄原	南生石東(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南生石東自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字金谷迫	金谷迫②	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金谷迫自治委員	大分西中学校 西の台小学校 大分西高等学校
大字神崎	下白木⑥	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下白木自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字駄原	東八幡1丁目(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東八幡自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字駄原	東八幡1丁目(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東八幡自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字金谷迫	金谷迫④	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金谷迫自治委員	大分西中学校 西の台小学校 大分西高等学校

イ 急傾斜地

No. 62

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字上宗方	雄城台(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上宗方自治委員 雄城台団地自治委員	植田小学校 植田公民館
大字上宗方	雄城台(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上宗方自治委員	植田小学校 植田公民館
大字小野鶴	松が丘ニュータウン①(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下小野鶴自治委員	賀来中学校 植田西中学校
松が丘4丁目	松が丘ニュータウン①(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	松が丘四区自治委員 下小野鶴自治委員	賀来中学校 植田西中学校
松が丘3丁目	松が丘ニュータウン②	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	松が丘三区自治委員	賀来中学校 植田西中学校
大字上宗方	椿ヶ丘①	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	椿ヶ丘自治委員	植田公民館 植田西中学校
大字小野鶴	松が丘ニュータウン③(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下小野鶴自治委員	賀来中学校 植田西中学校
松が丘3丁目	松が丘ニュータウン③(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	松が丘四区自治委員	植田西中学校
大字上宗方	上宗方①	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上宗方自治委員 宗方台自治委員	植田公民館 宗方小学校
大字上宗方	二豊団地	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	雄城台住宅地自治委員	植田公民館 宗方小学校
大字上宗方	上宗方⑥(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上宗方自治委員 松が丘一区自治委員	植田公民館 宗方小学校
大字上宗方	上宗方⑥(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上宗方自治委員 松が丘一区自治委員	植田公民館 宗方小学校
大字上宗方	宗方台西	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	椿ケ丘自治委員 二豊自治委員 宗方台自治委員	植田公民館 宗方小学校
松が丘3丁目	松が丘ニュータウン④	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	松が丘四区自治委員	植田公民館 宗方小学校
大字小野鶴	小野鶴②	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下小野鶴自治委員	賀来中学校 植田西中学校
大字小野鶴	小野鶴③	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上小野鶴自治委員	賀来中学校 植田西中学校
大字上宗方	上宗方③	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上宗方自治委員	植田公民館 宗方小学校
大字上宗方	上宗方④	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上宗方自治委員	植田公民館 宗方小学校
大字神崎	通羅谷(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田ノ浦自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	通羅谷(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田ノ浦自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	所畑	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田ノ浦自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	大間	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田ノ浦自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	鯨崎(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下白木自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	鯨崎(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下白木自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校

イ 急傾斜地

No. 63

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字神崎	白木②(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	白木②(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	白木②(C)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	白木②(D)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	白木②(E)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	白木②(F)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	白木②(G)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	神崎(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	神崎(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	神崎(C)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	神崎(D)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	神崎(E)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	神崎(F)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	神崎(G)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下白木自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	田ノ浦③	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田ノ浦自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	田ノ浦④	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田ノ浦自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	田ノ浦⑤	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田ノ浦自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	田ノ浦⑥	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田ノ浦自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	田ノ浦⑦(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田ノ浦自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	田ノ浦⑦(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田ノ浦自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	田ノ浦⑨	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田ノ浦自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	田ノ浦⑩(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田ノ浦自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	田ノ浦⑩(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田ノ浦自治委員	大分西中学校 生石保育所
大字神崎	田ノ浦⑪	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田ノ浦自治委員	大分西中学校 生石保育所

イ 急傾斜地

No. 64

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字神崎	田ノ浦⑫	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	田ノ浦自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	田ノ浦⑮	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	田ノ浦自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	田ノ浦⑯	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	田ノ浦自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	田ノ浦⑰(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	田ノ浦自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	田ノ浦⑰(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	田ノ浦自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	下白木⑦	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	下白木自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	鳴川(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	鳴川自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	鳴川(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	鳴川自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	田ノ浦⑱	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	田ノ浦自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	田ノ浦⑲	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	田ノ浦自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字神崎	田ノ浦⑳	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	田ノ浦自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大字木上	上芹(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	上芹自治委員	植田小学校 植田公民館
大字木上	上芹(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	上芹自治委員	植田小学校 植田公民館
大字木上	大柳①	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	大柳自治委員 木上団地自治委員	植田小学校
大字木上	門	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	木上自治委員 木上新町自治委員	植田小学校
大字木上	木上団地1(A)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	木上団地自治委員	植田小学校
大字木上	木上団地1(B)	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	木上自治委員	植田小学校
大字田原	木上団地2	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	田原自治委員 大柳自治委員	植田小学校
大字木上	木上①	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	上芹自治委員	植田小学校 植田公民館
大字木上	木上②	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	口戸自治委員 木上新町自治委員	植田小学校
大字木上	行平	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	木上新町自治委員	植田小学校
大字木上	木上③	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	上芹自治委員	植田小学校 植田公民館
大字木上	木上④	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	上芹自治委員	植田小学校 植田公民館
大字木上	木上⑤	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	上芹自治委員	植田小学校 植田公民館

イ 急傾斜地

No. 65

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字木上	大柳②	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大柳自治委員	植田小学校
大字上宗方	世利越	平成30年11月16日 大分県告示第668号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上宗方自治委員 雄城自治委員 雄城台団地自治委員	植田公民館 植田小学校 宗方小学校
大字玉沢	表畑	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	雄城自治委員	植田公民館 植田小学校
大字玉沢	雄城(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	雄城自治委員	植田公民館 植田小学校
大字玉沢	雄城(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	雄城自治委員 上宗方自治委員	植田公民館 植田小学校
大字玉沢	玉沢	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	雄城自治委員	植田公民館 植田小学校
大字木上	中島	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	胡麻鶴自治委員 内植田自治委員	植田小学校 横瀬小学校 野津原小学校
大字廻栖野	塚野①(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	胡麻鶴自治委員	植田小学校 横瀬小学校 野津原小学校
大字廻栖野	塚野①(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	胡麻鶴自治委員	植田小学校 横瀬小学校 野津原小学校
大字廻栖野	廻栖野①	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	胡麻鶴自治委員	植田小学校 横瀬小学校 野津原小学校
大字廻栖野	塚野②(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	塚野自治委員	植田小学校 横瀬小学校 野津原小学校
大字廻栖野	塚野②(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	塚野自治委員	植田小学校 横瀬小学校 野津原小学校
大字廻栖野	塚野②(C)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	塚野自治委員	植田小学校 横瀬小学校 野津原小学校
大字廻栖野	塚野③	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	塚野自治委員	植田小学校 横瀬小学校 野津原小学校
大字廻栖野	廻栖野②	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	廻栖自治委員 塚野自治委員	植田小学校 横瀬小学校 野津原小学校
大字廻栖野	廻栖野③	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	胡麻鶴自治委員	植田小学校 横瀬小学校 野津原小学校
大字廻栖野	塚野④(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	塚野自治委員	植田小学校 横瀬小学校 野津原小学校
大字廻栖野	塚野④(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	塚野自治委員	植田小学校 横瀬小学校 野津原小学校
大字廻栖野	塚野⑤	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	塚野自治委員	植田小学校 横瀬小学校 野津原小学校
大字廻栖野	塚野⑥	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	塚野自治委員	植田小学校 横瀬小学校 野津原小学校
大字田原	深田	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小野鶴新町自治委員 田原自治委員	植田西中学校 植田小学校 植田公民館
大字口戸	平野①	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	口戸自治委員	植田小学校
大字口戸	平野②	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	平野自治委員	植田小学校
大字口戸	平野③	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	平野自治委員	植田小学校

イ 急傾斜地

No. 66

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字口戸	平野④	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	平野自治委員	稙田小学校
大字口戸	露	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	露自治委員	稙田小学校 稙田公民館 田尻小学校
大字口戸	平野⑤(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	平野自治委員	稙田小学校
大字口戸	平野⑤(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	平野自治委員	稙田小学校
大字木上	内稙田①(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	内稙田自治委員	稙田小学校
大字木上	内稙田①(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	内稙田自治委員	稙田小学校
大字木上	内稙田②	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	内稙田自治委員	稙田小学校
大字木上	内稙田③	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	内稙田自治委員	稙田小学校
大字志村	志村①(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志村自治委員 角子原自治委員	大在西小学校 大在小学校
大字志村	志村①(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志村自治委員	大在西小学校 大在小学校
大字志村	志村①(C)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志村自治委員	大在西小学校 大在小学校
大字志村	志村①(D)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	角子原自治委員	大在西小学校 大在小学校
大字志村	上志村(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志村自治委員	大在西小学校 大在中学校
大字志村	上志村(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志村自治委員 迫自治委員	大在西小学校 大在中学校
大字志村	志村②(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志村自治委員	大在西小学校 大在小学校
大字志村	志村②(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志村自治委員	大在西小学校 大在小学校
大字志村	志村③	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志村自治委員	大在西小学校 大在小学校
庄境	庄境(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志村自治委員	大在西小学校 大在小学校
庄境	庄境(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上志村自治委員	大在西小学校 大在小学校
	下原2(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	長尾台自治委員 原村自治委員	(旧)野津原中部小学校
大字下原	下原2(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	長尾台自治委員	(旧)野津原中部小学校
大字下原	砂浦①	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	原村自治委員	(旧)野津原中部小学校 上詰公民館
大字下原	砂原	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	原村自治委員 太田自治委員	(旧)野津原中部小学校
大字下原	雨川①(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	原村自治委員	(旧)野津原中部小学校 上詰公民館

イ 急傾斜地

No. 67

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字下原	雨川①(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	原村自治委員	(旧)野津原中部小学校 上詰公民館
大字下原	雨川②	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	原村自治委員	(旧)野津原中部小学校 上詰公民館
大字下原	雨川③	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	原村自治委員	(旧)野津原中部小学校 上詰公民館
大字下原	砂浦②	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	太田自治委員	上詰公民館
大字太田	前田②	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	太田自治委員	上詰公民館
大字太田	鏡ノ尾(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	今畑自治委員	上詰公民館
大字太田	鏡ノ尾(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	今畑自治委員	上詰公民館
大字太田	鏡ノ尾(C)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	今畑自治委員	上詰公民館
大字太田	田ノ口	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田ノ口自治委員	上詰公民館
大字太田	迫谷①	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	太田自治委員	上詰公民館
大字太田	迫谷②	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	太田自治委員	上詰公民館
大字竹矢	迫谷③(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	矢ノ原自治委員	上詰公民館
大字竹矢	迫谷③(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	矢ノ原自治委員	上詰公民館
大字太田	鶴迫(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	太田自治委員	上詰公民館
大字太田	鶴迫(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	太田自治委員	上詰公民館
大字太田	鶴迫(C)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	太田自治委員	上詰公民館
大字竹矢	矢貫①	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	竹の内自治委員	野津原中学校 野津原公民館
大字竹矢	岡①	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	矢ノ原自治委員	(旧)野津原中部小学校
大字竹矢	矢貫②	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	竹の内自治委員	野津原中学校 野津原公民館
大字辻原	岡倉②	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	岡倉自治委員	(旧)野津原中部小学校
大字辻原	岡倉③(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	岡倉自治委員	(旧)野津原中部小学校
大字辻原	岡倉③(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	岡倉自治委員	(旧)野津原中部小学校
大字辻原	岡倉③(C)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	岡倉自治委員	(旧)野津原中部小学校
大字竹矢	岡②	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	竹の内自治委員	(旧)野津原中部小学校 野津原中学校

イ 急傾斜地

No. 68

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字辻原	岡倉①(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	岡倉自治委員	(旧)野津原中部小学校
大字辻原	岡倉①(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	岡倉自治委員	(旧)野津原中部小学校
大字入蔵	羽原②	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	日方・羽原自治委員	(旧)野津原中部小学校 野津原中学校
大字入蔵	日方(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	日方・羽原自治委員	(旧)野津原中部小学校 野津原中学校
大字入蔵	日方(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	日方・羽原自治委員	(旧)野津原中部小学校 野津原中学校
大字今市	西(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	山中自治委員	今市健康増進センター 上詰公民館
大字今市	西(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	山中自治委員	今市健康増進センター 上詰公民館
大字今市	西(C)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	山中自治委員	今市健康増進センター 上詰公民館
大字今市	西(D)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	山中自治委員	今市健康増進センター 上詰公民館
大字今市	羽原①(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	摺自治委員	今市健康増進センター 上詰公民館
大字今市	羽原①(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	摺自治委員	今市健康増進センター 上詰公民館
大字今市	羽原①(C)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	摺自治委員	今市健康増進センター 上詰公民館
大字今市	羽原①(D)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	摺自治委員	今市健康増進センター 上詰公民館
大字今市	下次郎(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	摺自治委員	今市健康増進センター 上詰公民館
大字今市	下次郎(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	摺自治委員	今市健康増進センター 上詰公民館
大字今市	摺	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	摺自治委員	今市健康増進センター 上詰公民館
大字今市	平連石(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白家自治委員	今市健康増進センター
大字今市	平連石(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白家自治委員	今市健康増進センター
大字今市	平連石(C)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白家自治委員	今市健康増進センター
大字今市	石合①	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	石合自治委員	今市健康増進センター
大字今市	石合②	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	石合自治委員	今市健康増進センター
大字今市	山中	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	山中自治委員	今市健康増進センター 上詰公民館
大字荷尾杵	杵ヶ原①(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	杵ヶ原自治委員	今市健康増進センター 上詰公民館
大字荷尾杵	杵ヶ原①(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	杵ヶ原自治委員	今市健康増進センター 上詰公民館

イ 急傾斜地

No. 69

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字荷尾杵	杵ヶ原①(C)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	杵ヶ原自治委員	今市健康増進センター 上詰公民館
大字荷尾杵	杵ヶ原②	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	杵ヶ原自治委員	今市健康増進センター 上詰公民館
大字荷尾杵	杵ヶ原③(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	杵ヶ原自治委員	今市健康増進センター 上詰公民館
大字荷尾杵	杵ヶ原③(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	杵ヶ原自治委員	今市健康増進センター 上詰公民館
大字高原	高沢①	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高沢自治委員	今市健康増進センター
大字高原	高沢②	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高沢自治委員	今市健康増進センター
大字高原	小原③(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高沢自治委員	今市健康増進センター
大字高原	小原③(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高沢自治委員	今市健康増進センター
明野北1丁目	明野北	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	明野本町自治委員	明野北小学校 明治明野公民館
大字千歳	東原コモンライフ高城	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東原自治委員	城東中学校
大字牧	東原2組	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東原自治委員	城東中学校 明野北小学校
大字千歳	岡	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東原自治委員	城東中学校 明野北小学校
大字下郡	加納1	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	加納自治委員	明野西小学校 下郡小学校
大字下郡	加納①	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	加納自治委員	明野西小学校 下郡小学校
大字下郡	加納②	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	加納自治委員	明野西小学校 下郡小学校
大字下郡	加納③	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	加納自治委員	明野西小学校 下郡小学校
大字下郡	下郡⑥(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	加納自治委員	明野西小学校 下郡小学校
大字下郡	下郡⑥(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	加納自治委員	明野西小学校 下郡小学校
大字下郡	下郡⑦	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	赤坂タウン自治委員(南下郡東自治委員)	明野西小学校 明野中学校
大字下郡	下郡⑧(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	該当自治区なし (南下郡東自治委員)	明野西小学校 明野中学校
大字下郡	下郡⑧(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	該当自治区なし (南下郡東自治委員)	明野西小学校 明野中学校
大字下郡	下郡⑨	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	該当自治区なし (南下郡東自治委員)	明野西小学校 明野中学校
大字牧	大谷迫(牧)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	牧上自治委員	城東中学校 下郡小学校
大字牧	牧1156-10(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	牧上自治委員	城東中学校 下郡小学校

イ 急傾斜地

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字牧	牧1156-10 (B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	牧上自治委員	城東中学校 下郡小学校
大字牧	牧上町17-2	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	牧上自治委員	城東中学校 下郡小学校
大字千歳	見晴台	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	岡自治委員 高城東自治委員	城東中学校 大分東部公民館
大字牧	牧①	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	該当自治区なし (牧上自治委員)	城東中学校
大字牧	牧②(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	桜坂自治委員	明野西小学校 下郡小学校
大字牧	牧②(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	桜坂自治委員	明野西小学校 下郡小学校
大字光吉	光吉①	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	光吉台自治委員	東植田小学校 寒田小学校
大字横瀬 緑が丘2丁目	緑が丘5丁目 ①(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	緑が丘一自治委員	横瀬西小学校
大字横瀬 緑が丘5丁目	緑が丘5丁目 ①(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	緑が丘三自治委員 鬼崎自治委員	横瀬西小学校
大字横瀬 緑が丘2丁目	緑が丘5丁目 ②(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	緑が丘三自治委員	横瀬西小学校
大字横瀬 緑が丘5丁目	緑が丘5丁目 ②(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	緑が丘三自治委員	横瀬西小学校
大字横瀬 緑が丘5丁目	緑が丘5丁目 ③	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	緑が丘三自治委員	横瀬西小学校
大字横瀬 富士見が丘東2丁目	富士見が丘 ニュータウン ③	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	富士見が丘東2丁目 自治委員	横瀬小学校 植田小学校
大字光吉	光吉②(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	光吉台自治委員 ｸﾞﾗﾝﾋﾞｭｰ光吉自治委員	東植田小学校
大字光吉	光吉②(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	光吉台自治委員	東植田小学校
大字光吉	光吉②(C)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	光吉台自治委員	東植田小学校
大字光吉	光吉③	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	光吉台自治委員 ｸﾞﾗﾝﾋﾞｭｰ光吉自治委員	東植田小学校
大字光吉	小原②	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小原自治委員 光吉新町自治委員	東植田小学校 寒田小学校
大字横瀬 緑が丘3丁目	緑が丘3丁目 ①	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	緑が丘二自治委員	横瀬小学校 横瀬西小学校
大字横瀬 緑が丘3丁目 緑が丘4丁目	緑が丘5丁目 ⑤	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	緑が丘二自治委員 緑が丘三自治委員	横瀬小学校 横瀬西小学校
富士見が丘東1丁目 富士見が丘東3丁目	富士見が丘 ニュータウン ⑤	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	富士見が丘東 1丁目・2丁目・3丁目 自治委員	横瀬小学校 植田小学校
大字廻栖野 大字横瀬 富士見が丘東3丁目	富士見が丘 ニュータウン ⑥(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	富士見が丘東 1丁目・3丁目 自治委員	横瀬小学校 植田小学校
富士見が丘東3丁目	富士見が丘 ニュータウン ⑥(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	富士見が丘東3丁目 自治委員	横瀬小学校 植田小学校
大字廻栖野 大字横瀬 富士見が丘東3丁目	富士見が丘 ニュータウン ⑥(C)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	富士見が丘東 3丁目・4丁目 自治委員	横瀬小学校 植田小学校

イ 急傾斜地

No. 71

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字廻栖野 大字横瀬 富士見が丘西4丁目	富士見が丘ニュータウン⑥(D)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	富士見が丘西 2丁目・4丁目自治委員 廻栖自治委員	横瀬小学校 野津原小学校
富士見が丘東1丁目	富士見が丘ニュータウン⑦	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	富士見が丘東1丁目 自治委員	横瀬小学校 植田小学校
大字光吉	光吉④	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	光吉台自治委員	東植田小学校 寒田小学校
富士見が丘西4丁目	富士見が丘ニュータウン⑧	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	富士見が丘西4丁目 自治委員	横瀬小学校 野津原小学校
大字光吉	光吉⑤(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小原団地自治委員 寒田南町自治委員	寒田小学校
大字光吉	光吉⑤(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小原団地自治委員	寒田小学校
大字光吉	光吉⑤(C)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小原自治委員	寒田小学校
大字寒田	寒田南町	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	寒田南町自治委員 寒田南町3丁目自治委員 ふじが丘東・南自治委員	寒田小学校 田尻小学校
大字光吉	光吉⑦	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	光吉自治委員	東植田小学校 寒田小学校
緑が丘1丁目	緑が丘1丁目②	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	緑が丘一自治委員	横瀬西小学校
緑が丘1丁目	緑が丘1丁目③	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	緑が丘一自治委員	横瀬西小学校
大字横瀬	上横瀬	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上横瀬自治委員	横瀬小学校
大字横瀬	横瀬(A)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上横瀬自治委員	横瀬小学校
大字横瀬	横瀬(B)	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上横瀬自治委員	横瀬小学校
緑が丘2丁目	緑が丘2丁目	令和元年9月20日 大分県告示第190号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	緑が丘一自治委員	横瀬西小学校
大分市大字賀来	片面(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下片面自治委員	城南中学校
大分市大字賀来	片面(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下片面自治委員	城南中学校
大分市大字賀来	餅田①	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	餅田自治委員	城南中学校 賀来中学校
大分市大字宮苑	角ノ前①(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮苑自治委員	賀来中学校 城南中学校
大分市大字宮苑	角ノ前①(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮苑自治委員 餅田自治委員	賀来中学校 城南中学校
大分市大字宮苑	角ノ前②(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮苑自治委員	賀来中学校 城南中学校
大分市大字宮苑	角ノ前②(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮苑自治委員	賀来中学校 城南中学校
大分市大字宮苑	角ノ前②(C)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮苑自治委員	賀来中学校 城南中学校
大分市大字宮苑	角前(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	餅田自治委員	賀来中学校 城南中学校

イ 急傾斜地

No. 72

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市大字宮苑	角前(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	餅田自治委員	賀来中学校 城南中学校
大分市大字平横瀬	平横瀬①	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	平横瀬自治委員	植田西中学校
大分市大字国分	田向	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	国分台自治委員 国分一自治委員	賀来中学校
大分市東野台2丁目	東野台2丁目 ①	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東野台自治委員	賀来中学校
大分市東野台2丁目	東野台2丁目 ②	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東野台自治委員	賀来中学校
大分市東野台2丁目	東野台2丁目 ③	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東野台自治委員	賀来中学校
大分市東野台2丁目	東野台2丁目 ④(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東野台自治委員 中尾自治委員	賀来中学校
大分市東野台2丁目	東野台2丁目 ④(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東野台自治委員 中尾自治委員	賀来中学校
大分市国分新町	国分新町① (A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	国分新町自治委員	植田西中学校
大分市国分新町	国分新町① (B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	国分新町自治委員 平横瀬自治委員	植田西中学校
大分市大字中尾	中尾	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中尾自治委員	賀来中学校
大分市大字東院	新屋敷	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東院自治委員	賀来中学校
大分市大字東院	猫山①	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東院自治委員	賀来中学校
大分市大字東院	猫山②	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東院自治委員	賀来中学校
大分市大字東院	古賀①	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東院自治委員	賀来中学校
大分市大字東院	都原	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東院自治委員	賀来中学校
大分市大字賀来	餅田②(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	餅田自治委員	城南中学校 賀来中学校
大分市大字賀来	餅田②(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	餅田自治委員	城南中学校 賀来中学校
大分市大字賀来	餅田③	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	餅田自治委員	城南中学校 賀来中学校
大分市大字賀来	上片面②	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上片面自治委員	城南中学校
大分市大字賀来	賀来①	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中尾自治委員	賀来中学校
大分市大字賀来	餅田④	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	餅田自治委員	城南中学校 賀来中学校
大分市大字賀来	上片面③	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上片面自治委員	城南中学校
大分市大字賀来	餅田⑤	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上片面自治委員	城南中学校 賀来中学校

イ 急傾斜地

No. 73

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市大字平横瀬	平横瀬②	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	平横瀬自治委員	稙田西中学校
大分市大字賀来・大分市大字荏隈	下片面(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下片面自治委員	城南中学校
大分市大字荏隈	下片面(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	深河内自治委員	城南中学校
大分市大字岡川	上石川①	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	石川自治委員	田尻小学校
大分市大字岡川	仁田尾(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	石川自治委員	田尻小学校
大分市大字岡川	仁田尾(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	石川自治委員	田尻小学校
大分市大字岡川	仁田尾(C)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	石川自治委員	田尻小学校
大分市ふじが丘西区	西区	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	ふじが丘西自治委員	田尻小学校 東稙田小学校 寒田小学校
大分市ふじが丘南区・大分市大字田尻	南区(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田尻自治委員 ふじが丘南自治委員	田尻小学校
大分市ふじが丘南区・大分市大字田尻	南区(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田尻自治委員 ふじが丘西自治委員	田尻小学校
大分市ふじが丘山手区	ふじが丘ニュータウン①	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	ふじが丘山手区自治委員	田尻小学校
大分市大字岡川・大分市大字上判田	下石川①(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	石川自治委員	田尻小学校
大分市大字上判田	下石川①(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	石川自治委員	田尻小学校
大分市大字上判田	下石川①(C)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	石川自治委員	田尻小学校
大分市田尻グリーンハイツ西・大分市大字高瀬	西	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	仲村自治委員	田尻小学校
大分市ふじが丘山手区・大分市大字岡川	ふじが丘ニュータウン②	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	石川自治委員 ふじが丘山手区自治委員	田尻小学校
大分市大字田尻・大分市ふじが丘西区	上田尻①(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田尻自治区 ふじが丘西自治委員	田尻小学校
大分市ふじが丘西区	上田尻①(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	ふじが丘西自治委員	田尻小学校
大分市大字高瀬	高瀬①	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	岡自治委員	田尻小学校
大分市大字高瀬	岡④	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	岡自治委員	田尻小学校
大分市大字岡川	岡川③	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	石川自治委員	田尻小学校
大分市大字岡川	下石川②	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	石川自治委員	田尻小学校
大分市大字岡川	下石川③	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	石川自治委員	田尻小学校
大分市大字岡川	岡川④	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	蕨野自治委員	田尻小学校

イ 急傾斜地

No. 74

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市大字岡川	蕨野②	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	蕨野自治委員	田尻小学校
大分市大字岡川	蕨野③	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	蕨野自治委員	田尻小学校
大分市大字岡川	蕨野④	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	蕨野自治委員	田尻小学校
大分市大字岡川	下石川④	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	石川自治委員	田尻小学校
大分市大字岡川	蕨野⑤	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	蕨野自治委員	田尻小学校
大分市大字岡川	上石川②	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	石川自治委員	田尻小学校
大分市大字岡川	上石川③	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	石川自治委員	田尻小学校
大分市大字高瀬	岡⑤	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	岡自治委員	田尻小学校
大分市大字田尻	田尻⑤	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	石川自治委員	田尻小学校
大分市大字鴛野	恵良③(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	敷戸自治委員	鴛野小学校
大分市大字鴛野	恵良③(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	敷戸自治委員	鴛野小学校
大分市大字鴛野	下寒田(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	敷戸自治委員 坂詰自治委員	鴛野小学校
大分市大字寒田	下寒田(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	サントピア藤美園自治委員 坂詰自治委員	鴛野小学校
大分市大字鴛野	鴛野①	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	敷戸自治委員 鴛野自治委員	植田東中学校
大分市大字旦野原	旦野原⑬	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大分大学区自治委員	植田東中学校
大分市大字旦野原	旦野原③	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大分大学区自治委員	植田東中学校
大分市大字旦野原	旦野原④	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大分大学区自治委員	植田東中学校
大分市大字旦野原	旦野原⑤	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江ハイツ自治委員	判田中学校
大分市大字旦野原	旦野原⑥	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江ハイツ自治委員	判田中学校
大分市大字鴛野	鴛野②(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	敷戸自治委員	植田東中学校
大分市大字鴛野	鴛野②(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	敷戸自治委員	植田東中学校
大分市大字鴛野	鴛野③	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	はなの木坂自治委員 旦野原自治委員	植田東中学校
大分市大字旦野原	旦野原⑦	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大分大学区自治委員	植田東中学校
大分市大字鴛野	鴛野④	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	敷戸自治委員	鴛野小学校 植田東小学校

イ 急傾斜地

No. 75

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市大字鴛野	鴛野⑤	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	敷戸自治委員	稙田東小学校
大分市大字鴛野	鴛野⑥	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	敷戸自治委員	鴛野小学校 稙田東小学校
大分市大字旦野原	旦野原⑨(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大分大学区自治委員	稙田東中学校
大分市大字旦野原	旦野原⑨(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大分大学区自治委員	稙田東中学校
大分市大字旦野原	旦野原⑩	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大分大学区自治委員	稙田東中学校
大分市大字旦野原・ 大分市大字中判田	旦野原⑪	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江ハイツ自治委員 高江自治委員	ひばりが丘公民館
大分市大字旦野原・ 大分市大字中判田	旦野原⑫	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江ハイツ自治委員 高江自治委員	ひばりが丘公民館
大分市大字駄原	駄原①	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	王子山の手自治委員	大分西部公民館 大分西高等学校
大分市大字駄原	駄原②(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南生石東自治委員	大分西中学校 大分西部公民館
大分市大字駄原	駄原②(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南生石東自治委員	大分西中学校 大分西部公民館
大分市大字駄原	南生石西③	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南生石東自治委員	大分西中学校 大分西部公民館
大分市大字駄原	王子山の手町①(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	王子山の手自治委員	大分西部公民館
大分市大字駄原	王子山の手町①(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	王子山の手自治委員	大分西部公民館
大分市大字駄原	王子山の手町②	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	王子山の手自治委員	大分西部公民館
大分市大字駄原	南生石西④	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南生石東自治委員	八幡西中学校 生石保育所
大分市大字佐野	仲村①(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐野上自治委員	丹生小学校
大分市大字佐野	仲村①(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐野自治委員	丹生小学校
大分市大字久土	西谷②	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	久土自治委員	久土公民館
大分市大字佐野	畑④	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐野上自治委員	丹生小学校 久土公民館 延命寺公民館
大分市大字一木	中原⑤	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	一木自治委員	大在中学校
大分市大字一木	田尾①	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	一木自治委員	大在中学校
大分市大字丹生	岡③	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	丹生自治委員	丹生小学校
大分市大字丹生	中下①(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	丹生自治委員	丹生小学校
大分市大字丹生	中下①(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	丹生自治委員	丹生小学校

イ 急傾斜地

No. 76

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市大字丹生	中下②	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	丹生自治委員	丹生小学校
大分市大字佐野・大分市大分流通業務団地1丁目	久保④	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐野上自治委員	丹生小学校
大分市大字丹生	中下③	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	丹生自治委員	丹生小学校
大分市大字丹生	誓願寺①	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	丹生自治委員	丹生小学校
大分市大字丹生	誓願寺②	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	丹生自治委員	丹生小学校
大分市大字佐野	久保⑤	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐野自治委員	丹生小学校
大分市大字久土	城①	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	久土自治委員	小佐井小学校 久土公民館
大分市大字久土	城②	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	久土自治委員	小佐井小学校 久土公民館
大分市大字久土	城④	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	久土自治委員	久土公民館
大分市大字久土	小野⑦	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	久土自治委員	久土公民館
大分市大字久土	小野②	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	久土自治委員	久土公民館
大分市大字久土	小野③	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	久土自治委員	久土公民館
大分市大字佐野	畑⑤	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐野上自治委員	丹生小学校 久土公民館
大分市大字丹川	延命寺①	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	延命寺自治委員	延命寺公民館
大分市大字丹川	延命寺②	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	延命寺自治委員	延命寺公民館
大分市大字佐野	畑⑥	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐野上自治委員	丹生小学校 久土公民館
大分市大字佐野	畑⑦	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐野上自治委員	丹生小学校 久土公民館
大分市大字久土	小野⑥	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	久土自治委員	久土公民館
大分市大字久土	西谷④	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	久土自治委員	久土公民館
大分市大字丹川	丹川③	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	延命寺自治委員	延命寺公民館
大分市桜ヶ丘	桜ヶ丘2(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	桜ヶ丘自治委員	県立聲学校
大分市桜ヶ丘	桜ヶ丘2(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	桜ヶ丘自治委員	県立聲学校
大分市上野丘1丁目	上野丘(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上野丘1丁目自治委員	上野ヶ丘中学校
大分市上野丘1丁目	上野丘(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上野丘1丁目自治委員	上野ヶ丘中学校

イ 急傾斜地

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市上野丘1丁目	上野丘(C)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上野丘1丁目自治委員	上野ヶ丘中学校
大分市上野丘西	2号上野丘西	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上野丘西自治委員	大分上野丘高等学校
大分市上野丘西	上野丘西	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上野丘西自治委員	大分上野丘高等学校
大分市大字元町	元町(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	元町自治委員 上野丘東自治委員	大分上野丘高等学校
大分市大字元町	元町(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	元町自治委員	大分上野丘高等学校
大分市大字元町	元町(C)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	元町自治委員 上野丘東自治委員	大分上野丘高等学校
大分市大字元町	元町(D)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	元町自治委員	大分上野丘高等学校
大分市大字古国府	岩屋寺(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古国府自治委員	大分上野丘高等学校
大分市大字元町 ・大分市大字古国府	岩屋寺(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	古国府自治委員 上野丘東自治委員 広瀬町自治委員	大分上野丘高等学校
大分市桜ヶ丘	桜ヶ丘1(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	桜ヶ丘自治委員	県立聲学校
大分市桜ヶ丘	桜ヶ丘1(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	桜ヶ丘自治委員	県立聲学校
大分市桜ヶ丘	桜ヶ丘1(C)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	桜ヶ丘自治委員	県立聲学校
大分市大字上野	上野丘2丁目	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上野丘2丁目自治委員	大分上野丘高等学校
大分市上野丘2丁目	上野岡2丁目 (A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上野丘2丁目自治委員 古国府自治委員	大分上野丘高等学校
大分市上野丘2丁目	上野岡2丁目 (B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上野丘2丁目自治委員	大分上野丘高等学校
大分市上野丘2丁目	上野岡2丁目 (C)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上野丘2丁目自治委員	大分上野丘高等学校
大分市大字三芳	大道1	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大道町6丁目自治委員	県立聲学校 大分上野丘高等学校 豊府小学校
大分市大字三芳	大道2(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大道町6丁目自治委員	県立聲学校 大分上野丘高等学校 豊府小学校
大分市大字三芳	大道2(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大道町6丁目自治委員	県立聲学校 大分上野丘高等学校 豊府小学校
大分市大字永興	南太平寺(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南大平寺自治委員	豊府小学校
大分市大字永興	南太平寺(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南大平寺自治委員	豊府小学校
大分市大字三芳	太平町7組	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	太平町自治委員	県立聲学校 大分上野丘高等学校 豊府小学校
大分市大字三芳	太平町6組	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	太平町自治委員	県立聲学校 大分上野丘高等学校 豊府小学校
大分市大字三芳	深迫②	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	太平町自治委員	県立聲学校

イ 急傾斜地

No. 78

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市大字三芳	大道6丁目①	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大道町6丁目自治委員	城南小学校
大分市大字永興	永興①(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南大平寺自治委員	県立聲学校 大分上野丘高等学校 豊府小学校
大分市大字永興	永興①(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南大平寺自治委員	県立聲学校 大分上野丘高等学校 豊府小学校
大分市大字永興	永興①(C)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南大平寺自治委員	県立聲学校 大分上野丘高等学校 豊府小学校
大分市大字三芳	太平町	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	太平町自治委員	県立聲学校 大分上野丘高等学校 豊府小学校
大分市大字永興	永興②(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大道町6丁目自治委員 旭町自治委員	城南小学校 南大分小学校 豊府小学校
大分市大字永興	永興②(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	旭町自治委員	城南小学校 南大分小学校 豊府小学校
大分市大字荏隈	竹の上1組(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	竹の上自治委員	城南中学校
大分市大字荏隈	竹の上1組(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	竹の上自治委員	城南中学校
大分市大字荏隈	竹の上1組(C)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	永興自治委員	城南中学校
大分市大字荏隈	竹の上4組(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	竹の上自治委員	城南小学校 城南中学校
大分市大字荏隈	竹の上4組(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	竹の上自治委員	城南小学校 城南中学校
大分市大字荏隈	竹の上4組(C)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	竹の上自治委員	城南小学校 城南中学校
大分市大字永興	城南東町① (A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	永興自治委員 城南団地東自治委員	城南小学校
大分市大字永興	城南東町① (B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	永興自治委員	城南小学校
大分市大字永興	城南東町① (C)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	城南団地東自治委員	城南小学校
大分市大字永興	狩野(A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	永興自治委員	城南小学校
大分市大字永興	狩野(B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	永興自治委員	城南小学校
大分市大字永興	狩野(C)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	永興自治委員	城南小学校
大分市大字永興	城南東町② (A)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	永興自治委員	城南小学校
大分市大字永興	城南東町② (B)	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	永興自治委員	城南小学校
大分市大字永興	永興5組の1	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南大平寺	県立聲学校 大分上野丘高等学校 豊府小学校
大分市大字中判田	上高江②(A)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田中学校
大分市大字中判田	上高江②(B)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田中学校

イ 急傾斜地

No. 79

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市大字中判田	上高江②(C)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田中学校
大分市大字中判田	上高江②(D)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田中学校
大分市大字中判田	上高江③	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田中学校
大分市大字中判田	上高江④(A)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田中学校
大分市大字中判田	上高江④(B)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田中学校
大分市大字中判田	上高江⑤	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江自治委員	判田中学校
大分市大字高崎	高崎4丁目	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高崎自治委員 金谷迫自治委員	大分西中学校
大分市大字細	大分市細八丸(A)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	細八丸自治委員	細公民館 こうざき小学校
大分市大字細	大分市細八丸(B)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	細八丸自治委員	細公民館 こうざき小学校
大分市大字神崎	河内(B)(A)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	河内自治委員	こうざき小学校
大分市大字神崎	河内(B)(B)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	河内自治委員	こうざき小学校
大分市大字神崎	河内(B)(C)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	河内自治委員	こうざき小学校
大分市大字上判田	浦山(A)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良自治委員 高江南2丁目自治委員	判田米良公民館
大分市大字上判田	浦山(B)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良自治委員	判田米良公民館
大分市大字上判田	浦山(C)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良自治委員 高江南2丁目自治委員	判田米良公民館
大分市大字上判田	浦山(D)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良自治委員	判田米良公民館
大分市大字上判田	浦山(E)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良自治委員	判田米良公民館
大分市大字宮河内	火振(A)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮谷自治委員	宮川内ハイランド公民館 松岡小学校
大分市大字宮河内	火振(B)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮谷自治委員	宮川内ハイランド公民館 松岡小学校
大分市大字宮河内	火振(C)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮谷自治委員	宮川内ハイランド公民館 松岡小学校
大分市大字永興	永興5組の1(B)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南大平寺自治委員	大分上野丘高等学校 豊府小学校
大分市大字永興	永興5組の1(C)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南大平寺自治委員	大分上野丘高等学校 豊府小学校
大分市大字市	萌葱台(A)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	萌葱台自治委員	稙田西中学校 稙田公民館
大分市大字市	萌葱台(B)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	萌葱台自治委員	稙田西中学校 稙田公民館

イ 急傾斜地

No. 80

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市大字永興	旭町	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	旭町自治委員	城南小学校 南大分中学校
大分市にじが丘1丁目	にじが丘1丁目	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	椎迫自治委員	西の台小学校
大分市大字佐賀関	藤生①(A)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大分市大字佐賀関	藤生①(B)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大分市大字佐賀関	藤生①(C)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大分市大字佐賀関	黒砂①	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大分市大字佐賀関	藤生③	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大分市大字佐賀関	藤生④	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大分市大字佐賀関	藤生⑤	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大分市大字佐賀関	藤生⑥(A)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大分市大字佐賀関	藤生⑥(B)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大分市大字佐賀関	藤生⑥(C)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大分市大字佐賀関	黒砂②	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大分市大字木佐上	木佐上北	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上2自治委員	旧木佐上小学校
大分市大字木佐上	青石(A)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上3自治委員	旧木佐上小学校
大分市大字木佐上	青石(B)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上2自治委員	旧木佐上小学校
大分市大字木佐上	大原②	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上3自治委員	旧木佐上小学校
大分市大字木佐上	赤井②	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上4自治委員	旧木佐上小学校
大分市大字旦野原	旦野原⑤(B)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高江ハイツ自治委員	稙田東中学校 判田中学校
大分市大字竹谷	塩ノ本	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	原村自治委員 岡倉自治委員	旧野津原中部小学校
大分市大字今市	井ノ上	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	石合自治委員	今市健康増進センター
大分市大字下原	下詰①	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	原村自治委員	旧野津原中部小学校 上詰公民館
大分市大字生石	南生石西①(A)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	八幡自治委員 南生石西自治委員	八幡小学校 生石保育所
大分市大字生石	南生石西①(B)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南生石西自治委員	八幡小学校 生石保育所

イ 急傾斜地

No. 81

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市大字下郡	南下郡東②	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	南下郡東自治委員 赤坂タウン自治委員	明野西小学校
大分市大字千歳	横原	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	高城台自治委員	大東中学校 明治北小学校
大分市大字森	森①	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	久保山自治委員	大東中学校
大分市大字森	森②	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	森自治委員	大東中学校 明治小学校
大分市大字八幡	上白木⑤	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	上白木自治委員 大久保自治委員	八幡小学校
大分市大字片島	米良上⑦	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	米良自治委員	滝尾中学校 森岡校区公民館 大分南部公民館
大分市大字岡川	徳尾	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	秋岡自治委員	田尻小学校
大字葛木	東上②	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	葛木団地自治委員	明治小学校
大字森・大分市大字横尾	森①	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	久保山自治委員	大東中学校 明治小学校
大字横尾	小原③	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	中筋自治委員	大東中学校 岡原公民館
大字横尾	岡原①	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	岡原自治委員	岡原公民館
大字横尾	鴨園	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	岡原自治委員	岡原公民館
大字横尾	岡原②	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	岡原自治委員	岡原公民館
大字佐賀関	高島(A)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	大黒自治委員	JX金属関崎みらい海星館
大字佐賀関	高島(B)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	大黒自治委員	JX金属関崎みらい海星館
大字佐賀関	高島(C)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	大黒自治委員	JX金属関崎みらい海星館
大字佐賀関	藤生⑦(A)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	藤生⑦(B)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	藤生⑦(C)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	藤生⑦(D)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	藤生⑦(E)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	藤生⑦(F)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	藤生⑦(G)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	藤生⑦(H)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館

イ 急傾斜地

No. 82

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大字佐賀関	藤生⑦(I)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	藤生⑦(J)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	藤生⑦(K)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	藤生⑦(L)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	藤生⑦(M)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	藤生⑦(N)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	黒砂自治委員	佐賀関公民館
大字佐賀関	白浜(A)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	幸の浦自治委員	佐賀関小学校 佐賀関公民館
大字佐賀関	白浜(B)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	幸の浦自治委員	佐賀関小学校 佐賀関公民館
大字志生木	岡田④	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大志生木4自治委員	旧大志生木小学校
大字種具	勝ヶ平②(A)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	種具自治委員	川添小学校
大字種具	勝ヶ平②(B)	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	種具自治委員	川添小学校
大字広内	広内⑫	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	広内自治委員	宮河内ハイランド公民館
大字下判田 ひばりヶ丘4・5丁目	二本木1	令和2年11月27日 大分県告示第669号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	ひばりヶ丘自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大字下判田 ひばりヶ丘3・5丁目	二本木2	令和2年11月27日 大分県告示第669号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	ひばりヶ丘自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大分市大字駄原	駄原②(B)	令和2年11月27日 大分県告示第669号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南生石東自治委員	大分西中学校 大分西部公民館
大分市上野丘西	2号上野丘西	令和2年11月27日 大分県告示第669号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上野丘西自治委員	大分上野丘高等学校
大分市大字河原内	中野⑤(A)	令和3年9月28日 大分県告示第575号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中野自治委員	竹中中学校
大分市大字下戸次	仲村②	令和3年9月28日 大分県告示第575号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大内自治委員	大南公民館
大分市大字神崎	田ノ浦21	令和3年9月28日 大分県告示第575号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田ノ浦自治委員	神崎小学校
大分市大字牧	東原①	令和3年9月28日 大分県告示第575号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東原自治委員	城東中学校
大分市大字牧	東原②	令和3年9月28日 大分県告示第575号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東原自治委員	城東中学校
大分市大字賀来	餅田⑥	令和3年9月28日 大分県告示第575号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	餅田自治委員	西の台小学校 城南中学校
大分市大字中判田	立小野④	令和3年9月28日 大分県告示第575号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	立小野自治委員	大分南高等学校 判田米良公民館
大分市大字下戸次	日平③	令和3年9月28日 大分県告示第575号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課)	大内自治委員	大南公民館

イ 急傾斜地

No. 83

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市大字河原内	高城⑥	令和3年9月28日 大分県告示第575号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高城(竹中)自治委員	竹中中学校
大分市大字今市	柿木(B)	令和3年9月28日 大分県告示第575号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	練ヶ迫自治委員	上詰公民館 今市健康増進センター
大分市大字今市	柿木(C)	令和3年9月28日 大分県告示第575号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	練ヶ迫自治委員	上詰公民館 今市健康増進センター
大分市大字今市	柿木(D)	令和3年9月28日 大分県告示第575号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	練ヶ迫自治委員	上詰公民館 今市健康増進センター
大分市大字今市	摺(B)	令和3年9月28日 大分県告示第575号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	摺自治委員	上詰公民館 今市健康増進センター
大分市大字沢田	朝海(B)	令和3年9月28日 大分県告示第575号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	沢田自治委員	上詰公民館 今市健康増進センター
大分市大字沢田	山峰	令和3年9月28日 大分県告示第575号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	沢田自治委員	上詰公民館 今市健康増進センター
大分市大字荷尾杵	杵ヶ原(B)	令和3年9月28日 大分県告示第575号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	杵ヶ原自治委員	上詰公民館 今市健康増進センター
大分市大字一尺屋	早出(C)	令和3年9月28日 大分県告示第575号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	早出自治委員	(旧)一尺屋小学校
大分市大字生石 大分市大字駄原	生石1(A)	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南生石西自治委員 南生石東自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大分市大字生石 大分市大字駄原	生石2	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南生石西自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大分市国分新町 大分市大字国分	国分新町	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	国分新町自治委員	賀来中学校
大分市緑が丘3丁目 大分市大字横瀬	緑ヶ丘3丁目 ①	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	緑が丘二自治委員	横瀬西小学校
大分市大字津守	富岡1組(C)	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	富岡自治委員	森岡小学校 大分南部公民館
大分市大字迫	下迫南(B)	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	迫(川添)自治委員	川添小学校 鶴崎小学校
大分市大字光吉 大分市ふじが丘	ふじが丘東	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	ふじが丘東自治委員	東稙田小学校 寒田小学校
大分市大字神崎	田ノ浦22	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田ノ浦自治委員	神崎小学校
大分市大字神崎	田ノ浦23	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田ノ浦自治委員	神崎小学校
大分市大字神崎	田ノ浦24	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田ノ浦自治委員	神崎小学校
大分市大字神崎	下白木⑧	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下白木自治委員	神崎小学校
大分市大字神崎	上白木⑥	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上白木自治委員	八幡小学校 大分西中学校
大分市大字神崎	上白木⑦	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上白木自治委員	八幡小学校 大分西中学校
大分市大字神崎	上白木⑧	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上白木自治委員	八幡小学校 大分西中学校
大分市大字神崎	御幸3	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	御幸(八幡)自治委員	八幡小学校・大分西中学校 生石保育所・大分西部公民館

イ 急傾斜地

No. 84

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市大字八幡 大分市大字金谷迫	上八幡⑤	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上八幡自治委員	八幡小学校
大分市大字八幡	大久保⑤	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大久保自治委員	八幡小学校 大分西中学校 生石保育所
大分市大字八幡	大久保⑥	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大久保自治委員	八幡小学校 大分西中学校 生石保育所
大分市大字宮苑	宮苑①	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮苑自治委員	城南小学校 賀来中学校
大分市大字宮苑	宮苑②	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	宮苑自治委員	城南小学校 賀来中学校
大分市大字賀来	片面②	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下片面自治委員	城南中学校 城南小学校 賀来中学校
大分市大字金谷迫	金谷迫⑥	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金谷迫自治委員	大分西中学校
大分市青葉台1丁目	青葉台	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	青葉台自治委員	大分西中学校
大分市大字駄原	東八幡③	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	東八幡自治委員	八幡小学校 大分西中学校
大分市大字駄原	南生石東②	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南生石東自治委員	生石保育所 大分西部公民館 大分西中学校
大分市大字駄原 大分市高崎2丁目	高崎①	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高崎自治委員	大分西中学校
大分市大字駄原 大分市高崎2丁目	高崎②	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	高崎自治委員	大分西中学校
大分市大字駄原	志手①	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	志手自治委員	大分西高等学校 西の台小学校
大分市にじが丘3丁目 大分市大字駄原	にじが丘①	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	にじが丘自治委員	西の台小学校
大分市にじが丘1丁目 大分市大字三芳	にじが丘②	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	にじが丘自治委員	西の台小学校
大分市大字三芳	志手②	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	志手自治委員	大分西高等学校 西の台小学校
大分市大字三芳 大分市にじが丘2丁目	にじが丘2丁目②	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	椎迫自治委員	西の台小学校
大分市大字中戸次	左柳⑤	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	佐柳自治委員	大南公民館
大分市大字久土	西谷⑤	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	久土自治委員	久土公民館 丹生小学校
大分市大字久土	西谷⑥	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	久土自治委員	久土公民館 丹生小学校
大分市大字下郡 大分市下郡山の手	赤坂タウン	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	赤坂タウン自治委員	明野西小学校
大分市大字森	森④	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	森自治委員	大東中学校 明治小学校 学校法人上東学園もりまち幼稚園
大分市下郡山の手	南下郡東③	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	南下郡東自治委員	下郡小学校
大分市希望が丘2丁目	桜坂①	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	桜坂自治委員	下郡小学校

イ 急傾斜地

No. 85

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警特戒別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市希望が丘2丁目	桜坂②	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	桜坂自治委員	下郡小学校
大分市大字白木	白木奥⑥	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木奥自治委員	佐賀関公民館 佐賀関小学校
大分市大字白木	玉井③	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	玉井自治委員	佐賀関小学校
大分市大字白木	汐見	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	秋の江自治委員	佐賀関公民館 佐賀関小学校
大分市大字佐賀関	小黒②	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小黒自治委員	佐賀関公民館 佐賀関小学校 JX金属関崎みらい海星館
大分市大字佐賀関	田尻⑥	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	小浜自治委員 田尻(関)自治委員	佐賀関公民館 佐賀関小学校
大分市大字吉野原	峠⑤	令和4年度11月22日 大分県告示第459号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	吉野原自治委員	吉野小学校
大分市大字金谷迫	金谷迫④	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	金谷迫自治委員	大分西中学校
大分市大字八幡	下八幡⑯	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下八幡自治委員	八幡小学校 大分西中学校
大分市大字野津原	小屋鶴③	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	恵良自治委員 小屋鶴自治委員	野津原小学校 野津原公民館
大分市大字三芳	椎迫①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	椎迫自治委員	西の台小学校
大分市大字三芳	椎迫②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	椎迫自治委員	西の台小学校
大分市大字三芳	椎迫③	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	椎迫自治委員	西の台小学校
大分市大字三芳	大道町6丁目②(A)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大道町6丁目自治委員	大道小学校
大分市大字三芳	大道町6丁目②(B)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大道町6丁目自治委員	大道小学校
大分市大字三芳	大道町6丁目③	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大道町6丁目自治委員	大道小学校
大分市大字三芳	太平町①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	太平町自治委員	大道小学校
大分市桜ケ丘 大分市大字上野	桜ケ丘①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	桜ケ丘自治委員	J:COMホルトホール大分
大分市桜ケ丘	桜ケ丘②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	桜ケ丘自治委員	J:COMホルトホール大分
大分市上野丘1丁目	上野丘1丁目①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上野丘2丁目自治委員	大分上野丘高等学校
大分市大字上野 大分市大字永興	上野南①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上野丘2丁目自治委員	大分上野丘高等学校
大分市大字上野	上野南②(A)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上野丘2丁目自治委員	大分上野丘高等学校
大分市大字上野 大分市大字永興	上野南②(B)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上野丘2丁目自治委員	大分上野丘高等学校
大分市上野1丁目	上野丘1丁目②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上野丘1丁目自治委員	大分上野丘高等学校 上野ヶ丘中学校

イ 急傾斜地

No. 86

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市大字永興 大分市大字上野	上野南③	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	上野丘1丁目自治委員	大分上野丘高等学校 上野ヶ丘中学校
大分市大字永興	上野南④	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	上野丘2丁目自治委員	大分上野丘高等学校 上野ヶ丘中学校
大分市大字永興 大分市南太平寺1丁目	南太平寺1丁目①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	南太平寺自治委員	豊府小学校
大分市大字永興 大分市南太平寺1丁目	南太平寺1丁目②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	南太平寺自治委員	豊府小学校
大分市南太平寺1丁目	南太平寺1丁目③	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	南太平寺自治委員	豊府小学校
大分市大字三芳 大分市旭町 大分市南太平寺1丁目	大道町6丁目④	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	大道町6丁目自治委員	大道小学校
大分市大字永興 大分市旭町	旭町①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	旭町自治委員	南大分小学校
大分市大字永興 大分市永興1丁目	永興1丁目①(A)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	永興自治委員	南大分小学校 城南小学校
大分市大字永興 大分市旭町	永興1丁目①(B)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	永興自治委員	南大分小学校 城南小学校
大分市旭町 大分市永興1丁目	永興2丁目①(A)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	永興自治委員	南大分小学校 城南小学校
大分市永興2丁目	永興2丁目①(B)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	永興自治委員	南大分小学校 城南小学校
大分市大字永興 大分市大字荏隈	城南西町①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	城南団地西自治委員	城南小学校
大分市大字国分	国分①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	国分二自治委員	賀来中学校
大分市大字国分	国分②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	国分一自治委員	賀来中学校
大分市大字国分	国分③	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	森ノ木自治委員	賀来中学校
大分市大字上宗方	上宗方⑦	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	上宗方自治委員	宗方小学校 植田公民館
大分市大字上宗方	上宗方西①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	上宗方自治委員	宗方小学校 植田公民館
大分市大字上宗方	上宗方西②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	上宗方自治委員	宗方小学校 植田公民館
大分市大字上宗方	上宗方西③	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	上宗方自治委員	宗方小学校 植田公民館
大分市大字上宗方	宗方台東①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	宗方台自治委員	宗方小学校 植田公民館
大分市大字上宗方	上宗方⑧	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	上宗方自治委員 宗方台自治委員	宗方小学校 植田公民館
大分市雄城台 大分市大字上宗方	雄城台①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	雄城台自治委員	植田公民館
大分市大字市	下芹①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	下芹自治委員	植田公民館
大分市雄城台中央2丁目 大分市大字市	下芹②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	下芹自治委員 雄城台中央自治委員	植田公民館

イ 急傾斜地

No. 87

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市大字木上	大柳③	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大柳自治委員	稙田小学校
大分市大字口戸	口戸①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	口戸自治委員	稙田小学校
大分市大字下原	下詰②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	下詰自治委員	上詰公民館 (旧)野津原中部小学校
大分市大字上判田	亀の甲①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	板山・小岳自治委員	判田米良公民館 大分南高等学校 判田中学校
大分市大字中判田	立小野⑤	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	立小野自治委員	大分南高等学校
大分市大字判田台東1丁目	判田台東1丁目①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	昆布刈自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大分市大字中判田	つつじケ丘①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	つつじヶ丘自治委員 高江自治委員	判田小学校 判田中学校 大分南高等学校
大分市大字旦野原	旦野原⑭	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大分大学	稙田東中学校 鴛野小学校
大分市大字寒田	寒田③	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	寒田自治委員	寒田小学校
大分市大字寒田	下寒田③	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	寒田自治委員	稙田東中学校
大分市大字鴛野	鴛野⑦	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	坂詰自治委員	稙田東中学校 鴛野小学校
大分市大字鴛野	鴛野⑧(A)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	敷戸自治委員	稙田東中学校
大分市大字鴛野	鴛野⑧(B)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	敷戸自治委員	稙田東中学校
大分市大字鴛野	鴛野⑨	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	敷戸自治委員	稙田東中学校
大分市大字鴛野	鴛野⑩	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	敷戸自治委員	稙田東中学校
大分市大字鴛野	鴛野⑪(A)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	敷戸自治委員	鴛野小学校
大分市大字鴛野	鴛野⑪(B)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	敷戸自治委員	鴛野小学校
大分市大字曲 大分市敷戸北町	敷戸北町⑤	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	芳河原自治委員	敷戸小学校 大分南部公民館
大分市大字曲	曲④	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	芳河原自治委員	敷戸小学校
大分市大字曲	曲⑤(A)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	曲下自治委員	大分南部公民館
大分市大字曲	曲⑤(B)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	曲下自治委員	大分南部公民館
大分市大字曲	曲⑥	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	曲下自治委員	大分南部公民館
大分市大字津守	津守③	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	片島下自治委員	滝尾小学校
大分市大字羽田	羽田②(A)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	羽田上自治委員	滝尾小学校

イ 急傾斜地

No. 88

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市大字羽田	羽田②(B)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	羽田上自治委員	滝尾小学校
大分市大字下郡	加納④	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	加納自治委員	下郡小学校
大分市大字下郡 大分市希望が丘	加納⑤	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	加納自治委員	下郡小学校
大分市東原一丁目	東原一丁目(A)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	東原自治委員	城東中学校 明野北小学校
大分市東原一丁目	東原一丁目(B)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	東原自治委員	城東中学校 明野北小学校
大分市大字千歳	岡④	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	岡(桃園)自治委員 高城団地自治委員	城東中学校 明野北小学校
大分市大字小池原	小池原②(A)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	小池原自治委員 池ノ平自治委員	明治北小学校 明野北小学校 明治明野公民館
大分市大字小池原	小池原②(B)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	池ノ平自治委員	明治北小学校 明野北小学校 明治明野公民館
大分市大字小池原	池の平②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	池ノ平自治委員	桃園小学校 明治北小学校
大分市大字千歳	千歳5-1組②(A)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	千歳自治委員	桃園小学校
大分市大字千歳	千歳5-1組②(B)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	千歳自治委員	桃園小学校
大分市大字猪野	松原⑥	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	小池原自治委員	明治北小学校
大分市大字森	森⑤	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	森自治委員	明治小学校 大東中学校 学校法人上東学園森町幼稚園
大分市大字横尾	岡原③	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	岡原自治委員	大東中学校
大分市大字松岡	和田②(A)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	池ノ上自治委員	松岡小学校
大分市大字松岡	和田②(B)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	池ノ上自治委員	松岡小学校
大分市大字竹中	中冬田②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	冬田自治委員	竹中小学校 竹中中学校
大分市大字竹中	上竹中③	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	上竹中自治委員	竹中小学校 竹中中学校
大分市大字端登	岩屋金⑪(A)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	舟戸自治委員	竹中小学校 大塔公民館
大分市大字端登	岩屋金⑪(B)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	舟戸自治委員	竹中小学校 大塔公民館
大分市大字辻	下津留⑤	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	辻(吉野)自治委員	吉野中学校 吉野小学校
大分市大字梅が丘1丁目 大分市大字杉原	山口②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	梅が丘自治委員	吉野小学校
大分市大字梅が丘2丁目 大分市大字杉原	梅が丘2丁目	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	梅が丘自治委員	吉野小学校
大分市大字下戸次	上大内⑧	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	大内自治委員	大南公民館

イ 急傾斜地

No. 89

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市大字久土	葛籠	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	久土自治委員	久土公民館
大分市大字屋山	屋山⑤(A)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	屋山自治委員	小佐井小学校
大分市大字屋山	屋山⑤(B)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	屋山自治委員	小佐井小学校
大分市大字屋山	上⑧	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	屋山自治委員	小佐井小学校
大分市大字角子原 大分市庄境	庄境②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	角子原自治委員 上志村自治委員	大在西小学校
大分市大字角子原	西角子原②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	角子原自治委員	大在西小学校
大分市大字角子原	大越	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	角子原自治委員 希みが丘自治委員	大在西小学校
大分市大字政所	久保田②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	政所自治委員	大在中学校
大分市大字一木	中原⑥	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	一木自治委員	大在中学校
大分市大字一木	中原⑦	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	一木自治委員	大在中学校
大分市大字一木	田尾②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	一木自治委員	大在中学校
大分市大字城原	城原⑨	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	城原自治委員	大在東小学校
大分市大字里	里中④	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	里中自治委員	和光こども園 坂ノ市公民館
大分市大字木田	江子②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	市尾上自治委員	坂ノ市中学校 坂ノ市公民館 小佐井小学校
大分市曙台1丁目 大分市大字城原	曙台1丁目①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	曙台自治委員 城原自治委員	大在中学校
大分市大字木田	平野③	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	木田西部自治委員	坂ノ市中学校 坂ノ市公民館 小佐井小学校
大分市大字木田	木田南部⑥	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	木田南部自治委員	坂ノ市中学校 坂ノ市公民館 小佐井小学校
大分市大字東上野	中尾⑦	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	東上野中央自治委員	坂ノ市小学校
大分市大字東上野	中尾⑧(A)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	東上野中央自治委員	坂ノ市小学校
大分市大字東上野	中尾⑧(B)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	東上野中央自治委員	坂ノ市小学校
大分市大字東上野	中尾⑩	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	東上野中央自治委員	坂ノ市小学校
大分市大字上詰	河原田②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	上詰自治委員	上詰公民館
大分市大字上詰	糸棚③	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	上詰自治委員	上詰公民館
大分市大字今市	栗林⑥	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	練ヶ迫自治委員	今市健康増進センター

イ 急傾斜地

No. 90

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市大字今市	長井野①(A)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	今市町自治委員	今市健康増進センター
大分市大字今市	長井野①(B)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	今市町自治委員	今市健康増進センター
大分市大字今市	今市①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	石合原自治委員	今市健康増進センター
大分市大字今市	白家①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	白家自治委員	今市健康増進センター
大分市大字今市	屋形木(A)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	上石合自治委員	今市健康増進センター
大分市大字今市	屋形木(B)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	上石合自治委員	今市健康増進センター
大分市大字今市	片草①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	上石合自治委員	今市健康増進センター
大分市大字今市	片草②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	上石合自治委員	今市健康増進センター
大分市大字今市	片草③	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	上石合自治委員	今市健康増進センター
大分市大字高原	高原①	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	小原(今市)自治委員	今市健康増進センター 上詰公民館
大分市大字高原	高原②	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	小原(今市)自治委員	今市健康増進センター 上詰公民館
大分市大字高原	高原③(A)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	高沢自治委員	今市健康増進センター
大分市大字高原	高原③(B)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	高沢自治委員	今市健康増進センター
大分市大字高原	高原③(C)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	高沢自治委員	今市健康増進センター
大分市大字高原	高原④(A)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	高沢自治委員	今市健康増進センター
大分市大字高原	高原④(B)	令和5年度5月30日 大分県告示第413号	○	○	大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534−6111	高沢自治委員	今市健康増進センター

ウ 地滑り

No. 1

所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
	警戒区域名 箇所番号	告示年月日 告示番号	警戒	警戒特別	行政機関 連絡責任者	指定区域情報 連絡協力者	指定避難所
大分市大字志生木	2号辛幸	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	辛幸1自治委員 辛幸2自治委員	佐賀関中学校
大分市大字大平	大平	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大平自治委員	旧大志生木小学校
大分市大字馬場・大分市大字本神崎	中山	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	中山自治委員 駅自治委員	こうざき小学校
大分市大字吉野原	吉野原	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	吉野原自治委員	吉野小学校
大分市大字上詰	奥	令和2年1月31日 大分県告示第59号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	上詰自治委員	上詰公民館
大分市上判田平原	平原	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	米良(安田)自治委員 板山・小岳自治委員	判田米良公民館
大分市佐賀関大黒	大黒	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	大黒自治委員	JX金属関崎みらい海星館
大分市木佐上宝蔵寺	宝蔵寺	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上5自治委員	旧木佐上小学校
大分市志生木中河内	中河内	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	木佐上4自治委員	旧木佐上小学校
大分市本谷	本谷	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	白木奥自治委員	佐賀関小学校 佐賀関中学校
大分市白木室生	室生	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	実尾自治委員 室生自治委員	佐賀関小学校 佐賀関中学校
大分市一尺屋塩矢倉	塩矢倉	令和2年11月13日 大分県告示第648号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	田ノ浦西自治委員 田ノ浦東自治委員	佐賀関小学校 佐賀関中学校
大分市大字神崎・別府市赤松 別府市山家・別府市両群橋	赤松	令和4年5月31日 大分県告示第255号	○		大分市役所 (防災危機管理課) (河川・みなと振興課) ℡ 534－6111	鳴川自治委員	神崎小学校

⑩　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等

ア 老人福祉施設等

番号	設置者	施設名	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域箇所名
1	社会福祉法人仁愛会	柞原の里指定通所介護事業所	大分市大字八幡320-1	097-535-2388	上八幡(A)
2	社会福祉法人一志会	清静園指定通所介護事業所	大分市大字竹中5268番地	097-597-4363	上竹中
3	社会福祉法人松山会	緑風苑デイサービスセンターＢ型	大分市下郡山の手2番17号	097-567-3733	南下郡東③
4	社会福祉法人穂燈舎	百華苑デイサービスセンター	大分市東上野1800番地	097-592-3775	中尾⑩
5	社会福祉法人報徳会	滝尾デイサービスセンター	大分市大字下郡941番地の3	097-567-2258	南下郡東
6	医療法人展寿会	デイサービスセンター浮き雲	大分市大字田尻字中ノ尾1100番地の165	097-568-8898	南区(Ａ)
7	社会福祉法人龍和会	寿志の里デイサービスセンター	大分市中判田1342番地の3	097-548-8201	上判田2(A)・上判田2(B)
8	社会福祉法人清流共生会	デイサービスセンター明治清流苑	大分市猪野729番地1	097-524-3330	松原⑥
9	社会福祉法人展寿会	デイサービスセンター風雅	大分市三芳288番地1	097-535-8900	太平町６組・太平町７組
10	株式会社寿雲	はなまるデイサービス	大分市小野鶴字原437番地1	097-541-3232	小野鶴川
11	株式会社ななみ	デイサービスななみ	大分市政所3158番26	097-592-7731	上の原川②
12	有限会社恵の会	デイサービスセンターアザレア	大分市下判田205番地の8	097-597-6520	大道つつじヶ丘２（A）・つ
13	有限会社藤の会	しきどデイサービスセンター	大分市曲595番地	097-560-0381	敷戸北町⑤
14	株式会社ドゥーハピット	デイサービスよもぎ	大分市松岡字平ノ迫537番地の2	097-574-6894	和田①
15	社会福祉法人一心会	デイサービスセンター天神ヴィラ	大分市大字駄原字天神平1670番地1	097-535-9080	志手川
16	株式会社ラヴィング	デイサービスおおるり	大分市高江中央1丁目1304番1	097-535-7115	下米良（C）・下米良（D）
17	株式会社セファイドシステム	デイサービスセンターメモリー三芳	大分市三芳笹原1065-1	097-546-5005	福原谷
18	社会福祉法人大翔会	菜の花デイサービス	大分市佐賀関３３５番地	097-575-0007	古宮川4
19	一般社団法人スマイル	デイサービススマイル	大分市賀来２０８５番地の１	097-535-7670	上片面川①
20	社会福祉法人親愛会	光明園デイサービスセンター	大分市大字志生木字西岡145番地の9	097-574-0634	志生木川
21	医療法人ライフサポート	医療法人ライフサポート明和記念病院	大分市明野北1丁目2番17号	097-573-1000	明野北
22	社会医療法人敬和会	大分リハビリテーション病院通所リハビリテーション事業所	大分市志村字谷ヶ迫765番地	097-503-5000	庄境(Ｂ)
23	医療法人社団親和会	えとう内科病院通所リハビリテーション	大分市中判田1428番地の1	097-597-6150	中判田５
24	社会福祉法人一志会	清静園指定短期入所生活介護事業所	大分市竹中5268番地	097-597-3189	上竹中・上竹中②(A)上竹中
25	社会福祉法人仁愛会	柞原の里指定短期入所生活介護事業所	大分市大字八幡320-1	097-535-2377	上八幡(A)
26	社会福祉法人松山会	緑風苑指定短期入所生活介護施設	大分市下郡山の手２番１７号	097-567-3733	南下郡東③
27	社会福祉法人大分福祉会	特別養護老人ホームアルメイダメモリアルホーム	大分市大字宮崎1509番地	097-568-2561	北町（A）
28	社会福祉法人穂燈舎	百華苑短期入所サービス	大分市大字東上野1800番地	097-592-1513	中尾⑩
29	社会福祉法人龍和会	寿志の里ショートステイサービス	大分市中判田1342番地の3	097-548-8201	上判田2(A)・上判田2(B)
30	社会福祉法人展寿会	ショートステイ風雅	大分市三芳288番地１	097-535-8900	太平町６組・太平町７組
31	社会医療法人関愛会	短期入所生活介護せきの郷	大分市大字一尺屋2357番地	097-575-8800	上浦川1・一尺屋上浦
32	社会福祉法人親愛会	光明園ショートステイ支援ホーム	大分市志生木西岡１４５番地の９	097-574-0634	志生木川
33	社会福祉法人一志会	清静園指定認知症対応型共同生活介護事業所	大分市大字竹中5268番地	097-597-3296	上竹中・上竹中②(A)・上竹
34	社会福祉法人報徳会	グループホーム日々庵きづな	大分市大字下郡941番地の3	097-567-5566	南下郡東
35	医療法人泰山会	グループホームみよしファミリー園	大分市森町西１丁目４番８号	097-523-5500	北ノ崎
36	社会医療法人敬和会	グループホームおおざい憩いの苑	大分市志村字谷ヶ迫587番地１	097-523-6666	上志村川
37	有限会社アテネ	グループホームはなみずき	大分市鴛野1183番地1	097-574-7183	鴛野
38	社会福祉法人龍和会	グループホーム高江の里	大分市中判田１３４２番地の３	097-535-8203	上判田2(A)・上判田2(B)
39	社会福祉法人大翔会	グループホーム菜の花関	大分市佐賀関335番地	097-575-0006	古宮川４
40	社会福祉法人大翔会	グループホーム菜の花関２	大分市佐賀関335番地	097-575-0006	古宮川４
41	株式会社ビジュアルビジョン	けあビジョンホーム大分	大分市東上野字深田２６７４番１	097-592-0001	本田川②・本田川③
42	社会福祉法人一志会	特別養護老人ホーム清静園	大分市竹中5268番地	097-597-3189	上竹中・上竹中②(A)・上竹
43	社会福祉法人穂燈舎	特別養護老人ホーム百華苑	大分市東上野1800番地	097-592-1513	中尾⑩
44	社会福祉法人仁愛会	特別養護老人ホーム柞原の里	大分市大字八幡320番地の1	097-535-2377	上八幡（A）
45	社会福祉法人松山会	特別養護老人ホーム緑風苑	大分市下郡山の手２番１７号	097-567-3733	南下郡東③
46	社会福祉法人龍和会	特別養護老人ホーム寿志の里	大分市中判田1342番地の3	097-548-8201	上判田2(A)・上判田2(B)
47	社会福祉法人親愛会	特別養護老人ホーム光明園	大分市志生木字西岡145番地の9	097-574-0634	志生木川
48	医療法人社団親和会	介護老人保健施設親和園	大分市中判田1428番地の1	097-597-3635	中判田５
49	社会医療法人関愛会	介護老人保健施設せきの郷	大分市大字一尺屋2357番地	097-575-8800	上浦川1・一尺屋上浦
50	社会福祉法人松山会	特別養護老人ホーム緑風苑（小規模生活単位型）	大分市下郡山の手２番１７号	097-567-3733	南下郡東③
51	社会福祉法人親愛会	地域密着型特別養護老人ホーム光明園	大分市志生木字西岡145番地の9	097-574-0634	志生木川
52	社会福祉法人展寿会	特別養護老人ホーム風雅の里上野	大分市三芳288番地1	097-535-8900	太平町６組・太平町７組
53	社会福祉法人松山会	緑風苑デイサービスセンターＥ型	大分市下郡山の手2番17号	097-567-3733	南下郡東③
54	社会福祉法人穂燈舎	百華苑デイサービスセンター小規模型	大分市大字東上野1800番地	097-592-1513	中尾⑩
55	医療法人福寿会	デイサービスゆとり村賀来	大分市賀来西一丁目3番13号	097-529-7822	賀来・餅田川①
56	有限会社アテネ	小規模多機能はなみずき	大分市鴛野1183番地1	097-574-7182	鴛野
57	医療法人展寿会	小規模多機能型居宅介護アドニスホーム賀来	大分市賀来西一丁目3番22号	097-549-6168	餅田川①
58	医療法人福寿会	デイサービス風香	大分市賀来西一丁目3番13号	097-529-7200	賀来・餅田川①
59	有限会社アテネ	有料老人ホームはなみずき	大分市大字鴛野字宮前ノ下1183番1	097-529-8232	鴛野
60	株式会社寿雲	有料老人ホーム彩雲	大分市大字小野鶴字原437番地1	097-541-3232	小野鶴川
61	有限会社アシュヴィン	有料老人ホームこくりこ	大分市大字永興1126番地の5	097-543-1133	倉本
62	有限会社恵の会	有料老人ホームAzalea Hill	大分市下判田205番地の8	097-597-6520	大道つつじヶ丘２（A）・つ
63	株式会社オリオンネットシステム	有料老人ホーム千の郷	大分市賀来北2丁目23－17	097-574-8157	上片面川・上片面川①
64	有限会社藤の会	グループリビングしきど	大分市大字曲595番地	097-560-0381	敷戸北町⑤
65	社会医療法人関愛会	有料老人ホーム海風	大分市大字佐賀関792番地1	097-575-4800	古宮④（B）
66	株式会社ドゥーハピット	ナースケアホーム松岡	大分市大字松岡字平ノ迫537番2	097-574-6602	和田①
67	ゆいまーる株式会社	住宅型有料老人ホームちゅら山	大分市大字高江北1丁目8番2号	097-554-8051	住床①（C）
68	社会福祉法人清流共生会	住宅型有料老人ホーム東雲	大分市大字種具字南谷159番地	097-529-2316	百堂
69	社会福祉法人報徳会	有料老人ホーム滝尾やすらぎの丘	大分市大字下郡939番地の3	097-574-9217	南下郡東
70	社会医療法人関愛会	ナーシングホーム輝	大分市大字本神崎256番4	097-578-8133	駅川・駅川3・駅川5
71	株式会社ラヴィング	Greenガーデンアトリオ高江	大分市高江中央1丁目1304番地1	097-535-7115	下米良©・下米良(D)
72	株式会社エーリン	住宅有料老人ホーム風の丘	大分市大字旦野原167番地	097-535-8600	寒田(Ｂ)
73	株式会社セファイドシステム	有料老人ホームメモリー三芳	大分市大字三芳笹原１０６５－１	097-546-5005	福原谷
74	株式会社T&M	シェアハウスみちこの家	大分市大字本神崎１２０９番地の１	097-576-0539	湊川支川
75	株式会社T&M	みちこの家Ⅱ番館	大分市本神崎１２１０番３	097-576-0539	湊川支川
76	一般社団法人スマイル	住宅型有料老人ホームオリーブ賀来Ⅱ号館	大分市大字賀来字棚田１６４８番	097-547-9140	上片面川①
77	社会福祉法人清流共生会	ジョリーメイト清流苑	大分市大字種具148	097-528-1881	百堂
78	社会福祉法人一志会	ケアマンション清静園	大分市大字竹中5274-1	097-597-3184	上竹中・上竹中②(A)・上竹
79	社会福祉法人報徳会	ケアハウス滝尾太陽	大分市大字下郡921-42	097-503-9555	下郡②

イ 障害福祉施設等

番号	設置者	施設名	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域箇所名
1	社会福祉法人龍和会	指定就労継続支援Ｂ型　てんとうむし	大分市中判田字栗矢田1419番地の5	097-574-9082	中判田５
2	ダイエーコンサルタント株式会社	チャイルドハート鶴崎	大分市迫734番地	097-527-5755	迫
3	医療法人　社団親和会	グループホーム　くりやた	大分市中判田字栗矢田1419番地の3	097-597-0093	中判田５
4	医療法人　社団親和会	グループホーム　くりやた（グループホームふかまち）	大分市中判田字深町1394番地の2	097-597-0093	中判田５
5	医療法人　同仁会	就労継続支援Ｂ型事業所　かりん	大分市下郡１４１０番地	097-569-1021	納④
6	一般社団法人　Ｃａｎぱす	グループホーム　アトリエ	大分市星和台１丁目１５－６	097-578-8102	芳河原台②(B)
7	株式会社　EC	チャーリースクエア	大分市賀来字棚田1683-1	097-578-6166	上片面川
8	株式会社　ドゥーハビット	デイサービスよもぎ	大分市松岡字平ノ迫537番地の2	097-574-6894	和田①
9	合同会社さわらびの会	就労継続支援Ｂ型事業所フローラ	大分市屋山1890番地の1	097-511-7558	屋山⑤(A)
10	社会福祉法人　暁雲福祉会	八風園	大分市木田2894-1	097-593-4131	部川③
11	社会福祉法人　新友会	グループホームひまわり辻（グループホームひまわりＶ）	大分市辻1391番地	097-595-1533	下津留2
12	社会福祉法人　新友会	ひまわり畑	大分市辻１３８１番地－１	097-595-1711	下津留１
13	社会福祉法人　大分福祉会	アルメイダメモリアルホーム　ショートステイサービス	大分市宮崎1509番地	097-568-2561	北町（A）
14	社会福祉法人　藤本愛育会	大分こども発達支援センター　つばさ学園	大分市大字片島字長三郎２９９６－３	097-557-0114	片島(4)
15	社会福祉法人　藤本愛育会	大分こども発達支援センター　やすらぎ	大分市大字片島字長三郎２９９６－３	097-557-0114	片島(4)
16	社会福祉法人　藤本愛育会	大分こども発達支援センター　生活介護　やすらぎ	大分市片島字長三郎２９９６番地の３	097-557-0114	片島(4)
17	社会福祉法人　藤本愛育会	大分こども発達支援センター　医療型特定短期入所サービス　やすらぎ	大分市片島字長三郎２９９６番地の３	097-557-0114	片島(4)
18	社会福祉法人　藤本愛育会	大分こども発達支援センター　放課後等デイサービス　にじのいろ	大分市大字片島字長三郎２９９６－３	097-557-0114	片島(4)
19	社会福祉法人　穂燈舎	百華苑身体障害者短期入所事業	大分市東上野１８００番地	097-592-1513	中尾⑩
20	社会福祉法人　豊肥福祉会	介護サービス包括型共同生活援助事業所ひかりの杜　ふじがおか	大分市田尻960番地63	097-535-8788	上田尻①(A)
21	特定非営利活動法人　イノセント	エーデルワイス	大分市大字神崎14番地8	097-538-2211	白木②(E)・白木②(F)・白木②(G)・下白木川⑦
22	特定非営利活動法人　すばる	作業所　すばる	大分市木上1515番地	097-541-0122	内植田川③
23	特定非営利活動法人　大分DARC	大分ＤＡＲＣリカバリーハウス	大分市王子山の手町6番9号	097-574-5106	駄ノ原

ウ 児童福祉施設等

番号	設置者	施設名	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域箇所名
1	大分市	河原内保育所	大分市大字河原内3828-1	097-596-1871	大園（C）・大園（D）・中無礼川①
2	合同会社 かんがる-保育園	かんがる-保育園	大分市中判田1737-6	097-578-7935	中判田2（C）
3	(医)優路	めいりん保育園(田原校)	大分市大字田原906	097-511-4887	木上団地②
4	(福)慈恵福祉会	しらとり子ども園	大分市仲西町1丁目14-８	097-551-3359	仲西町一丁目①（A）
5	(福)八幡福祉会	やはたこども園	大分市大字生石44-4	097-538-1619	御幸１
6	医療法人　同仁会　大分下郡病院	わかば	大分市大字下郡1410番地	097-569-1021	加納２（C）・加納④・牧上川②（A）
7	医療法人社団　親和会	ぽっぽ保育園	大分市中判田1428-1	097-597-5823	中判田５
8	藤本愛育会	愛育学園はばたき	大分市芳河原台11番29号	097-578-7755	芳河原台①
9	運営委員会	滝尾校区児童育成クラブ	大分市羽田515番地の１	097-567-4232	羽田②（B）
10	運営委員会	敷戸校区児童育成クラブ	大分市敷戸北町12番1号	097-569-1194	敷戸北町②(A)
11	運営委員会	稙田校区児童育成クラブ	大分市木上433番地の１	097-541-4677	大柳③
12	運営委員会	鴛野校区児童育成クラブ	大分市鴛野108番地の１	097-578-6985	鴛野⑪（A），（B）
13	運営委員会	判田校区児童育成クラブ	大分市判田台東1-2-1	097-597-1481	判田台東１丁目（A）（B）
14	運営委員会	佐賀関校区児童育成クラブ	大分市大字佐賀関1104番地	097-575-3911	徳応寺（B）
15	大分市	旭町児童館	大分市旭町6番1号	097-546-2316	天神谷川

エ 医療施設等

番号	設置者	施設名	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域箇所名
1	医療法人社団親和会	医療法人社団親和会　衛藤病院	大分市大字上判田字下原3433	097-597-0093	中判田５
2	医療法人社団親和会	医療法人社団親和会　えとう内科病院	大分市中判田1428-1	097-597-6150	中判田５
3	医療法人同仁会	大分下郡病院	大分市大字下郡1410	097-569-1021	加納２（C）・加納④・牧上川②（A）
4	社会医療法人敬和会	大分リハビリテーション病院	大分市大字志村765番地	097-503-5000	庄境（B）
5	医療法人明和会	佐藤病院	大分市桜ヶ丘7-67	097-543-6332	桜ヶ丘１(A)・桜ヶ丘１(B)・桜ケ丘①・桜ケ丘②
6	医療法人ライフサポート	医療法人ライフサポート　明和記念病院	大分市明野北1-2-17	097-573-1000	明野北

オ 学校施設等

番号	設置者	施設名	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域箇所名
1	大分市	八幡小学校	大分市大字生石82番地の１	097-532-2908	大久保川
2	大分市	神崎小学校	大分市大字神崎1798番地	097-536-2325	田ノ浦③
3	大分市	稙田小学校	大分市大字木の上433番地の１	097-541-0009	大柳③
4	大分市	稙田中学校	大分市大字市589番地2	097-541-0015	下芹①
5	大分市	滝尾小学校	大分市大字羽田515番地の1	097-568-0099	羽田②（B）
6	大分市	敷戸小学校	大分市敷戸北町12番地１	097-568-4496	敷戸北町②（A）
7	大分市	佐賀関中学校	大分市大字佐賀関2の115番地の2	097-575-0401	古宮川７
8	大分市	佐賀関小学校	大分市大字佐賀関1104番地	097-575-0662	徳応寺（B）
9	大分市	神崎中学校	大分市大字本神崎480番地	097-576-0005	大志生木③
10	大分市	吉野中学校	大分市大字辻812番地	097-595-0617	下津留⑤
11	大分市	判田小学校	大分市判田台東一丁目2番1号	097-597-0078	判田台東１丁目①
12	大分県	やまばと幼稚園	大分市下判田3502	097-597-2525	宮ノ原
13	（学）後藤学園	楊志館高等学校	大分市桜ヶ丘7番8号	097-543-6711	桜ヶ丘1(A)
14	（学）城南学園	福徳学院	大分市大字永興550	097-544-3551	坂奥（D）
15	大分県	大分支援学校	大分市大字志村763番地1	097-527-2711	庄境（A）
16	大分県	鶴崎工業高等学校	大分市大字葛木509番地	097-527-5261	向①
17	大分県	大分雄城台高等学校	大分市大字玉沢1250番地	097-541-0123	世利越
18	大分県	大分工業高等学校	大分市芳河原台12番1号	097-568-7322	芳河原台①

（２）　令和５年度　大分市災害危険予想地域

（大分地区）

新規継続	台帳番号	頁番号	位置	災害分類	予想される危険事態	危険度	管轄消防分団	所轄水防倉庫	備考
継続	6	1	永興 ［永興(南大分駅前)］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂崩壊による住家等への被害	A	南大分	羽屋部	
〃	46	2	元町 ［大分川広瀬橋下流左岸］	水害	大分川越水による住家等浸水	C	金池	金池部	
〃	213	3	神崎（田ノ浦） ［田ノ浦］	(土石流) 土砂災害	土石流による住家等への被害	C	八幡	田ノ浦部	
〃	214	4	八幡（茶屋台） ［上白木］	その他	宅地造成地の崩土による住家等被害	C	八幡	中央部	
〃	218	5	生石（御幸町4組） ［御幸町］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂崩壊による市道、住家への被害	C	八幡	中央部	
〃	219	6	生石 ［南生石東］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂崩壊による住家等への被害	C	春日	中央消防署 西大分出張所	
〃	241	7	神崎（鳴川） ［鳴川］	土砂災害	落石、土砂等による住家への被害	B	八幡	田ノ浦部	
〃	248	8	神崎（白木・田ノ浦） [上下白木・田ノ浦(別大国道)]	土砂災害	土砂崩壊による国道、鉄道への被害	A	八幡	中央部 田ノ浦部	
〃	249	9	神崎 ［下白木］	土砂災害	土砂崩壊による住家等への被害	C	八幡	田ノ浦部	
〃	250	10	八幡（大久保） ［大久保］	(急傾斜地) 土砂災害	土石流による住家等への被害	A	八幡	中央部	
〃	251	11	八幡 ［下八幡］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂崩壊による住家等への被害	B	八幡	中央部	
〃	254	12	荏隈（竹の上） ［竹の上］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂崩壊による住家等への被害	B	南大分	羽屋部	
〃	255	13	荏隈（竹の上） ［竹の上］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂崩壊による住家等への被害	B	南大分	羽屋部	
〃	256	14	永興 ［永興］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂崩壊による住家等への被害	B	南大分	羽屋部	
〃	258	15	永興　南太平寺 ［南太平寺］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂崩壊による住家等への被害	B	南大分	羽屋部	
〃	260	16	奥田・豊饒 ［田中・豊饒］	水害	雨水による住家等への浸水	A	南大分	羽屋部	
〃	261	17	古国府 ［古国府］	水害	雨水による住家等への浸水	A	南大分	羽屋部	
〃	263	18	錦町3丁目 ［錦町3丁目］	水害	雨水による住家等への浸水	C	金池	金池部	
〃	264	19	中島西2・3丁目・ 碩田町1・2丁目・泉町	水害	雨水による住家等への浸水	A	中島	中央 消防署	
〃	265	20	新川町1丁目 ［新川町］	水害	雨水による住家等への浸水	A	中島	中央 消防署	
〃	268	21	萩原1・2丁目 ［萩原1・2丁目］	水害	雨水による住家等への浸水	A	東大分	牧部	
〃	269	22	片島 ［羽田都市下水路］	水害	雨水による住家等への浸水	B	滝尾	片島部	
〃	270	23	下郡 ［加納］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂崩壊による住家等への被害	C	滝尾	下郡部	
〃	271	24	千歳 ［美晴台団地・高城西町］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂崩壊による住家等への被害	A	日岡	日岡部	
〃	272	25	小池原（池の平） ［池の平］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂崩壊による住家等への被害	C	明治	第4部	
〃	274	26	千歳（桃園団地） ［桃園団地］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂崩壊による住家等への被害	A	桃園	山津部	

（大分地区）

新規継続	台帳番号	頁番号	位置	災害分類	予想される危険事態	危険度	管轄消防分団	所轄水防倉庫	備考
継続	313	27	南下郡（14組の1） ［南下郡東］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂崩壊による 住家等への被害	B	滝尾	下郡部	
〃	331	28	明野高尾1丁目 ［明野高尾］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂崩壊による 住家等への被害	B	中央消防署 (明野出張所)	中央消防署 (明野出張所)	
〃	339	29	牧上町 ［牧上町(牧上川)］	水害	雨水による 住家等への浸水	C	東大分	牧部	
〃	351	30	田ノ浦（6組） ［田ノ浦］	土砂災害	土砂崩壊による 住家等への被害	C	八幡	田ノ浦部	
〃	358	31	曲 ［七曲堤］	（土石流） 土砂災害	土石流による 住家等への被害	A	滝尾	南消防署 敷戸出張所	
〃	366	32	津守 ［津守(碇山)］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂崩壊による 住家等への被害	C	滝尾	片島部	
〃	405	33	神崎（田ノ浦12組） ［田ノ浦］	その他	土砂崩壊による住家、道路等への被害	B	八幡	田ノ浦部	
〃	406	34	神崎（田ノ浦） ［田ノ浦］	（土石流） 土砂災害	土石流による 重要交通網障害	B	八幡	田ノ浦部	
〃	408	35	神崎（田ノ浦(波掛)） ［田ノ浦］	（土石流） 土砂災害	土砂崩壊による 住家等への被害	C	八幡	田ノ浦部	
〃	434	36	神崎 ［田ノ浦(高崎山)］	水害	水路からの溢水による 国道10号の冠水	B	八幡	田ノ浦部	
〃	443	37	神崎（田ノ浦） ［田ノ浦］	（土石流） 土砂災害	土石流による 住家等への被害	C	八幡	田ノ浦部	
〃	444	38	津守 ［津守(都市下水路)］	水害	雨水による 住家等への浸水	A	滝尾	片島部	
〃	446	39	上野丘1丁目 ［上野丘1丁目］	土砂災害	土砂崩壊による 住家等への被害	C	金池	金池部	
〃	450	40	神崎（田ノ浦） ［田ノ浦］	土砂災害	土砂崩壊による 公民館等への被害	C	八幡	田ノ浦部	
〃	456	41	生石 ［南生石東(金谷川)］	水害	越水による 住家等への浸水	A	春日	中央消防署 西大分出張所	
新規	461	42	片島 ［国道10号大分南バイパス］	水害	雨水による 住家等への浸水	B	滝尾	片島部	
新規	462	43	下郡 ［下郡アンダーパス］	水害	降雨による道路冠水	B	滝尾	下郡部	

（鶴崎地区）

新規継続	台帳番号	頁番号	位置	災害分類	予想される危険事態	危険度	管轄消防分団	所轄水防倉庫	備考
継続	27	44	宮河内 ［金谷・新田(大谷川)］	水害	大谷川溢水による 住家等浸水	B	川添	第1部	
〃	41	45	宮河内 ［杵河内(大谷川)］	水害	大谷川溢水による 住家等浸水	B	川添	第1部	
〃	42	46	宮河内 ［金谷］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	川添	第1部	
〃	84	47	毛井 ［毛井(清水川)］	水害	清水川溢水による 住家等浸水	C	松岡	第2部	
〃	228	48	宮河内（迫） ［迫阿蘇入］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	B	川添	第1部	
〃	229	49	迫（新田） ［新殿791ほか］	土砂災害	土砂災害による 県道等への被害	B	川添	第1部	
〃	230	50	迫（新田） ［新殿707ほか］	その他	産業廃棄による 住家等への被害	B	川添	第1部	
〃	276	51	葛城 ［森町西区1～3班］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	A	別保	第2部	
〃	277	52	葛城 ［森町団地］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	別保	第2部	
〃	279	53	葛城 ［大東団地・葛木団地］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	A	別保	第2部	

（鶴崎地区）

新規継続	台帳番号	頁番号	位置	災害分類	予想される危険事態	危険度	管轄消防分団	所轄水防倉庫	備考
〃	280	54	森町 ［森町］	水害	雨水による 住家等浸水	A	別保	第2部	
〃	281	55	森（若宮団地） ［森］	水害	雨水による 住家等浸水	A	別保	第2部	
〃	282	56	関園・鶴崎 ［常行・関門・堂園・国宗］	水害	雨水による 住家等浸水	A	高田	第2部	
〃	284	57	迫 ［つるさき陽光台］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	A	川添	第1部	
〃	285	58	宮河内 ［金谷］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	川添	第1部	
〃	286	59	宮河内 ［迫阿蘇入］	水害	雨水による 住家等浸水	A	川添	第1部	
〃	289	60	宮河内 ［杵河内］	土砂災害	山崩れによる 水路・田の埋没	B	川添	第1部	
〃	290	61	宮河内 ［宮谷］	水害	雨水による 住家等浸水	A	川添	第1部	
〃	317	62	迫 ［迫669番地ほか］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	川添	第1部	
〃	318	63	種具（百堂） ［種具］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	川添	第1部	
〃	319	64	宮河内 ［迫阿蘇入］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	川添	第1部	
〃	333	65	毛井 ［毛井(馬渡樋管付近)］	水害	排水路の溢水による 住家等浸水	B	松岡	第2部	
〃	340	66	猪野（西原） ［猪野下］	水害	水路の溢水による 住家等浸水	C	明治	第4部	
〃	341	67	松岡（小牧） ［池の上(小牧)］	土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	松岡	第2部	
〃	435	68	常行 ［常行・南・鶴瀬］	水害	水路溢水による 住家等への浸水	A	高田	第2部	
〃	447	69	猪野 ［ひまわり団地］	土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	明治	第4部	
新規	460	70	横尾 ［二目川(中尾川支川)］	水害	雨水による 道路冠水	C	明治	第5部	

（大南地区）

新規継続	台帳番号	頁番号	位置	災害分類	予想される危険事態	危険度	管轄消防分団	所轄水防倉庫	備考
継続	35	71	下戸次 ［大内(大内川)］	水害	大内川溢水による 住家等浸水	A	戸次	第5部	
〃	39	72	下戸次 ［大内(影平)］	（地すべり） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	戸次	第5部	
〃	50	73	中戸次 ［佐柳(横江)］	（地すべり） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	戸次	大南支所	
〃	62	74	月形・志津留 ［月形・志津留(吉野川)］	水害	吉野川溢水による 住家等浸水	C	吉野	第4部	
〃	69	75	端登 ［伊与床(稲積川)］	水害	稲積川溢水による 住家等浸水	C	竹中	第3部	
〃	75	76	中判田 ［昆布刈(大原神社公園)］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	判田	第3部	
〃	105	77	辻（新道） ［辻(吉野小南斜面)］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	吉野	第1部	
〃	123	78	下判田（戸無瀬） ［戸無瀬(ひばりヶ丘西斜面)］	土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	判田	第1部	
〃	237	79	下判田（ひばりヶ丘4・5丁目） ［ひばりヶ丘］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂災害による 家、市道への被害	A	判田	第1部	

（大南地区）

新規継続	台帳番号	頁番号	位置	災害分類	予想される危険事態	危険度	管轄消防分団	所轄水防倉庫	備考
継続	239	80	上戸次（大塔） ［大塔(大野川)］	水害	大野川溢水による 住家等浸水	A	戸次	第1部	
〃	240	81	端登・上戸次 ［花香・大塔］	水害	大野川溢水による 住家等浸水	A	竹中 戸次	第3部 第1部	
〃	292	82	下戸次 [尾津留・大内・備後・楠木生]	水害	雨水による 住家等浸水	A	戸次	第5部	
〃	293	83	中戸次 ［門前・佐柳］	水害	雨水による 住家等浸水	A	戸次	大南支所	
〃	299	84	河原内 ［中野］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	B	竹中	第4部	
〃	320	85	下判田（大興寺） ［大興寺］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	A	判田	第1部	
〃	321	86	上判田（米良） ［米良］	土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	B	判田	第3部	
〃	322	87	中判田（殿村） ［高江］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	A	判田	第3部	
〃	324	88	竹中（藤助） ［上竹中］	土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	B	竹中	第1部	
〃	325	89	河原内（吉間） ［高城］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	竹中	第4部	
〃	327	90	福良（馬メ津留） ［福良(馬メ)］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	吉野	第1部	
〃	335	91	竹中（小屋） ［上竹中(大野川)］	水害	大野川溢水による 住家等浸水	C	竹中	第1部	
〃	354	92	下戸次 ［尾津留］	土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	戸次	第5部	
〃	359	93	中判田 ［昆布刈］	土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	B	判田	第3部	
〃	360	94	下戸次 ［大内］	土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	戸次	第5部	
〃	368	95	中判田（高江） ［高江］	土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	判田	第3部	
〃	410	96	上判田（住床） ［住床］	土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	B	判田	第3部	
〃	411	97	河原内（高城） ［高城］	土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	B	竹中	第4部	
〃	412	98	中判田（下高江） ［高江(高江霊園)］	土砂災害	土砂災害による 田畑等への被害	C	判田	第3部	
〃	440	99	竹中（中竹中） ［中竹中］	土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	B	竹中	第1部	
〃	441	100	中判田（つつじヶ丘） ［高江・つつじヶ丘］	土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	B	判田	第1部	
〃	458	101	宮尾 ［宮尾(宮尾川)］	水害	宮尾川溢水による 住家等浸水	C	吉野	第1部	

（植田地区）

新規継続	台帳番号	頁番号	位置	災害分類	予想される危険事態	危険度	管轄消防分団	所轄水防倉庫	備考
継続	9	102	賀来 ［下片面］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	賀来	宮苑部	
〃	16	103	口戸 ［平野］	(地すべり) 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	A	植田東部	植田支所	
〃	19	104	玉沢 ［栗野・桑本］	水害	雨水による 住家等浸水	C	植田東部	植田支所	

（植田地区）

新規継続	台帳番号	頁番号	位置	災害分類	予想される危険事態	危険度	管轄消防分団	所轄水防倉庫	備考
継続	21	105	上宗方 ［上宗方(大坪団地)］	水害	雨水による 住家等浸水	C	植田東部	上宗方部	
〃	74	106	宮苑 ［宮苑(賀来川)］	水害	賀来川溢水による 住家等浸水	C	賀来	宮苑部	
〃	77	107	賀来（餅田） ［餅田］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	賀来	宮苑部	
〃	94	108	横瀬 [上横瀬(富士見CC入口付近)]	水害	享保井路の溢水による住家等浸水	C	植田西部	富士見が丘部	
〃	143	109	賀来（餅田） ［餅田］	土砂災害	土砂流による 住家等への被害	C	賀来	宮苑部	
〃	215	110	東院（倉本） ［東院］	土砂災害	土砂災害による 等への被害	C	賀来	宮苑部	
〃	238	111	横瀬 [下横瀬(横瀬川・下横瀬川)]	水害	横瀬川溢水による 住家等浸水	C	植田西部	富士見が丘部	
〃	246	112	玉沢・上宗方（雄城・世利越） [雄城台団地(雄城台高校)]	(急傾斜地) 土砂災害	崖の崩壊に伴う 落石による被害	A	植田東部	植田支所	
〃	301	113	木上 ［木上］	土砂災害	土砂災害による 等への被害	B	植田東部	植田支所	
〃	302	114	市・口戸 ［市・田島・口戸］	水害	雨水による 住家等浸水	C	植田東部	植田支所	
〃	303	115	光吉 [光吉(光吉浄水場付近)]	水害	雨水による 住家等浸水	A	東植田	田尻部	
〃	304	116	宮崎 [宮崎(宮崎処理場付近)]	水害	雨水による 住家等浸水	C	東植田	田尻部	
〃	328	117	下小野鶴 [下小野鶴(西光寺裏)]	土砂災害	土石流による 住家等への被害	B	植田西部	富士見が丘部	
〃	329	118	田原（深田） ［小野鶴新町］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	B	植田西部	富士見が丘部	
〃	330	119	木上（門） ［木上］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	B	植田東部	植田支所	
〃	336	120	賀来（餅田） ［餅田］	土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	賀来	宮苑部	
〃	342	121	口戸（平野） ［平野］	土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	植田東部	植田支所	
〃	343	122	田尻 ［天領ハイツ］	土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	東植田	田尻部	
〃	352	123	寒田 [ｻﾝﾄﾋﾟｱ西寒田・寒田御苑]	土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	A	東植田	田尻部	
〃	361	124	鴛野 ［東木・坂詰］	土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	B	東植田	田尻部	
〃	362	125	小野鶴新町（寿団地） ［小野鶴新町］	水害	大分川溢水による 住家等への被害	C	植田西部	富士見が丘部	
〃	365	126	光吉（小原） ［小原］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	東植田	田尻部	
〃	369	127	宮苑 ［宮苑(諏訪神社)］	(急傾斜地) 土砂災害	崖の崩壊に伴う 田畑等への被害	B	賀来	宮苑部	
〃	370	128	賀来（中島） ［中島］	水害	雨水による 住家等浸水	C	賀来	宮苑部	
〃	371	129	国分（下河原） ［脇］	水害	馬入り川溢水による 住家等への浸水	B	賀来	宮苑部	
〃	413	130	平横瀬 ［平横瀬］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	A	賀来	宮苑部	
〃	414	131	内稙田 ［内稙田］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	B	稙田東部	稙田支所	

（植田地区）

新規継続	台帳番号	頁番号	位置	災害分類	予想される危険事態	危険度	管轄消防分団	所轄水防倉庫	備考
継続	415	132	田尻（下田尻） ［田尻］	水害	雨水による 住家等浸水	C	東植田	田尻部	
〃	416	133	宮崎 ［宮崎台］	（宅造法面） その他	土砂災害による 住家等への被害	C	東植田	田尻部	
〃	417	134	宮崎 ［宮崎(ｱﾙﾒｲﾀﾞ病院裏)］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂災害による 福祉施設等への被害	C	東植田	田尻部	
〃	420	135	廻栖野 ［木上(胡麻鶴橋下流)］	水害	七瀬川溢水による 住家等浸水	C	植田東部	植田支所	

（大在地区）

新規継続	台帳番号	頁番号	位置	災害分類	予想される危険事態	危険度	管轄消防分団	所轄水防倉庫	備考
継続	79	136	志村 ［上志村］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	大在西	上志村部	
〃	204	137	角子原（西上ノ原） ［角子原］	その他	土取り場での崖崩れ による住家被害	C	大在西	上志村部	
〃	236	138	政所（立岩） ［政所］	その他	宅地造成による 土砂流出による被害	B	大在東	大在支所	
〃	242	139	上志村（谷ヶ迫） ［上志村］	（ため池） 水害	堤防崩壊による 住家への被害	A	大在西	上志村部	
〃	306	140	角子原 ［角子原］	土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	大在西	上志村部	
〃	346	141	曙台3丁目 ［曙台］	土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	B	大在東	大在支所	
〃	449	142	城原（泉水） ［城原・曙台］	水害	ため池周辺の 住家等への浸水等	C	大在東	大在支所	
〃	457	143	政所 ［政所(上の原川)］	土砂災害	土砂流出等による 住家等への被害	B	大在東	大在支所	
新規	463	144	上志村 ［志村アンダーパス］	水害	降雨による道路冠水	B	大在西	上志村部	

（坂ノ市地区）

新規継続	台帳番号	頁番号	位置	災害分類	予想される危険事態	危険度	管轄消防分団	所轄水防倉庫	備考
継続	54	145	屋山 ［屋山(屋山川)］	水害	屋山川溢水による 住家等浸水	C	小佐井	第3部	
〃	55	146	久土 ［久土(久土川)］	水害	久土川溢水による 住家等浸水	C	丹生	第2部	
〃	81	147	東上野 ［東上野東部(本田川)］	水害	本田川溢水による 住家等浸水	C	坂ノ市	坂ノ市 支所	
〃	211	148	東上野（道尻） ［木田東部］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	B	坂ノ市	坂ノ市 支所	
〃	227	149	東上野（折立） ［東上野東部(折立)］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	坂ノ市	坂ノ市 支所	
〃	308	150	細 ［細八丸(西八丸)］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	B	坂ノ市	第5部	
〃	309	151	屋山 ［屋山］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	B	小佐井	第3部	
〃	347	152	王ノ瀬2丁目 ［王ノ瀬］	水害	雨水による 住家等浸水	C	小佐井	第3部	
〃	350	153	丹生 ［丹生］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	丹生	第3部	
〃	353	154	屋山（立中） ［屋山］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	B	小佐井	第3部	
〃	363	155	東上野 ［東上野西部(道尻)］	土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	坂ノ市	坂ノ市 支所	

（坂ノ市地区）

新規継続	台帳番号	頁番号	位置	災害分類	予想される危険事態	危険度	管轄消防分団	所轄水防倉庫	備考
継続	364	156	東上野 ［東上野西部(奥道尻)］	土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	B	坂ノ市	坂ノ市 支所	
〃	373	157	屋山 ［宮下］	水害	雨水による 住家等浸水	C	小佐井	第3部	
〃	374	158	市尾（宮下） ［宮下］	水害	雨水による 住家等浸水	C	小佐井	第3部	
〃	375	159	木田（尾田） ［尾田］	水害	雨水による 住家等浸水	C	坂ノ市	坂ノ市 支所	
〃	452	160	細（越ノ田） ［細東部(猿喰川)］	水害	雨水による 住家等浸水	B	坂ノ市	坂ノ市 支所	

（佐賀関地区）

新規継続	台帳番号	頁番号	位置	災害分類	予想される危険事態	危険度	管轄消防分団	所轄水防倉庫	備考
継続	376	161	本神崎 ［河内(湊川)］	水害	湊川溢水による 住家等浸水	A	本神崎	第3部	
〃	377	162	志生木（辛幸） ［緑ヶ丘・辛幸］	その他	宅地造成地の崩土 による住家等被害	B	志生木	第2部	
〃	378	163	関（古宮） ［古宮］	水害	古宮川溢水による 住家等浸水	C	関上浦	第2部	
〃	379	164	関（小黒・大黒） ［大黒(大黒海岸)］	高潮・津波	高波や土砂災害に よる県道への被害	A	関下浦	第2部	
〃	380	165	白木 ［白木浜］	水害	溢水による 住家等浸水	B	一尺屋	第5部	
〃	383	166	一尺屋（江川） ［笠方・下河原・中江川］	水害	江川溢水による 住家等浸水	C	一尺屋	第5部	
〃	384	167	一尺屋（下浦） ［下浦(中下)］	水害	雨水による 住家等浸水	C	一尺屋	第5部	
〃	385	168	関（影の浦） [小黒(県道佐賀関循環線)]	土砂災害	土砂災害による 県道への被害	C	関下浦	第2部	
〃	386	169	一尺屋（田ノ浦） ［田ノ浦東］	水害	雨水による 住家等浸水	C	一尺屋	第5部	
〃	387	170	関（小黒） ［小黒］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	関下浦	第2部	
〃	388	171	一尺屋（田ノ浦） ［田ノ浦］	高潮・津波	高波・津波による 国道や住家の浸水	A	一尺屋	第5部	
〃	389	172	白木（中須賀） ［玉井］	(地すべり) 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	一尺屋	第5部	
〃	390	173	白木（室生） ［室生］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	一尺屋	第5部	
〃	391	174	一尺屋（西下） ［西下(下浦相浜)］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	一尺屋	第5部	
〃	393	175	佐賀関（小浜） ［小浜］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	B	関下浦	第2部	
〃	394	176	神崎（河内） ［河内］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	B	本神崎	第3部	
〃	395	177	大平（浦迫） ［大平］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	B	志生木	第2部	
〃	396	178	白木（秋の江） ［秋の江］	(急傾斜地) 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	関下浦	第2部	
〃	397	179	大平 ［大平］	(地すべり) 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	志生木	第2部	
〃	398	180	馬場（中山） ［中山］	(地すべり) 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	本神崎	第1部	

（佐賀関地区）

新規継続	台帳番号	頁番号	位置	災害分類	予想される危険事態	危険度	管轄消防分団	所轄水防倉庫	備考
継続	399	181	志生木（辛幸） ［辛幸1］	（地すべり） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	志生木	第2部	
〃	401	182	佐賀関（小黒） ［小黒(県道佐賀関循環線)］	高潮・津波	高波・津波による 道路交通障害	A	関下浦	第2部	
〃	421	183	佐賀関（田中） ［田中3(田中体育館)］	水害	雨水による 住家等浸水	A	関下浦	第2部	
〃	422	184	木佐上 ［木佐上3(赤井川)］	水害	赤井川溢水による 住家等浸水	A	本神崎	第2部	
〃	423	185	木佐上 ［木佐上2(木佐上小西)］	（山腹崩壊） 土砂災害	土砂災害による 学校、住家等の被害	C	本神崎	第2部	
〃	432	186	志生木 ［大志生木2］	（山腹崩壊） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	A	志生木	第2部	
〃	436	187	木佐上（関田） ［木佐上5］	（山腹崩壊） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	B	本神崎	第2部	
〃	445	188	馬場 ［馬場(馬場中川)］	水害	雨水による 住家等への浸水	B	本神崎	第1部	
〃	453	189	関（古宮） ［古宮(国道197号)］	土砂災害	土砂災害による 国道への被害	C	関上浦	第2部	
〃	454	190	志生木 ［大志生木1(漁港海岸)］	高潮・津波	高波・津波による 道路や住家の浸水	B	志生木	第2部	
〃	455	191	一尺屋 ［上浦(上浦漁港海岸)］	高潮・津波	高波・津波による 道路や住家の浸水	B	一尺屋	第5部	
〃	459	192	志生木 ［大志生木5(大谷川)］	水害	雨水による 住家等への浸水	C	志生木	第2部	
新規	464	193	白木 ［白木］	水害	雨水による 住家等への浸水	B	一尺屋	第5部	

（野津原地区）

新規継続	台帳番号	頁番号	位置	災害分類	予想される危険事態	危険度	管轄消防分団	所轄水防倉庫	備考
継続	402	194	野津原（界米） ［恵良］	（水防区域） 水害	七瀬川溢水による 住家等への被害	C	野津原東部 （恵良）	野津原 支所	
〃	403	195	野津原（一ノ瀬河原） ［新町］	（水防区域） 水害	七瀬川溢水による 住家等への被害	C	野津原東部 （新町）	野津原 支所	
〃	404	196	野津原（竹矢(矢貫)） ［竹の内］	（急傾斜地） 土砂災害	落石・土砂災害に よる住家等への被害	A	野津原中部 （竹の内）	野津原 支所	
〃	425	197	野津原 ［小屋鶴］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	野津原東部 （新町）	野津原 支所	
〃	426	198	野津原 ［本町・新町］	水害	雨水による 住家等浸水	B	野津原東部 （本町）	野津原 支所	
〃	427	199	上詰（甚水） ［湛水(県道久住野津原線)］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂災害による 交通障害	B	野津原西部 （甚水）	野津原 支所	
〃	428	200	太田（田ノ口） ［田ノ口］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	B	野津原中部 （太田）	野津原 支所	
〃	429	201	辻原・下原 ［矢の原・辻原(河内橋)］	水害	朝海川の氾濫による 溢水・土砂流被害	B	野津原中部 （矢ノ原）	野津原 支所	
〃	430	202	入蔵 ［入蔵］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	B	野津原東部 （入蔵）	野津原 支所	
〃	433	203	上詰 ［上詰(奥地区)］	（地すべり） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	B	野津原西部 （上詰）	野津原 支所	
〃	437	204	廻栖野（廻栖） ［廻栖住宅］	水害	七瀬川溢水による 住家等への被害	C	野津原東部 （廻栖）	野津原 支所	
〃	438	205	野津原・廻栖野 ［恵良］	水害	七瀬川溢水による 住家等への被害	C	野津原東部 （恵良）	野津原 支所	
〃	439	206	上詰（廻栖） ［上詰］	（急傾斜地） 土砂災害	土砂災害による 住家等への被害	C	野津原西部 （上詰）	野津原 支所	
〃	451	207	野津原 ［新町(国道442号)］	（落石） その他	落石による 歩行者等への被害	B	野津原東部 （新町）	野津原 支所	

（３）重要水防箇所等

①　重要水防箇所（国土交通省管理河川）

○大分川水系

河川名	重要度番号	危険箇所			予想される水害の種類	避難場所 消防団 水防資材倉庫（所管）	水防工法
		位置	左右岸	延長(m)			
大分川	A①	平横瀬 15/500-15/700	左岸	215	越水	㈱賀来中学校、賀来公民館 ㈱賀来分団 ㈱賀来（河川・みなと振興課）	積土のう
大分川	A③	横瀬 13/100-13/250	右岸	165	越水	㈱植田西中学校 ㈱植田西部分団 ㈱富士見が丘部（消防団）	積土のう
大分川	A④	横瀬 13/474-13/900	右岸	451	越水	㈱横瀬小学校、植田西中学校 ㈱植田西部分団 ㈱富士見が丘部（消防団）	積土のう
大分川	A⑤ 重②	横瀬 14/700-16/342	右岸	1,598	越水・溢水	㈱横瀬小学校、横瀬西小学校、 植田西中学校 ㈱植田西部分団 ㈱富士見が丘部（消防団）	積土のう
七瀬川	A⑥	内稙田 6/700 - 7/100	左岸	396	溢水	㈱植田小学校 ㈱植田東部分団 ㈱小野鶴部（消防団）	積土のう
七瀬川	A⑦	田尻 1/665 -2/400	右岸	750	溢水	㈱田尻小学校、東稙田小学校 ㈱東稙田分団 ㈱東稙田（河川・みなと振興課）	積土のう
大分川	B①	古国府 5/100 - 5/500	左岸	486	漏水	㈱豊府小学校 ㈱南大分分団 ㈱南大分分署（消防署）	釜段 月の輪
大分川	B②	古国府 5/700 - 5/900	左岸	133	漏水	㈱豊府小学校 ㈱南大分分団 ㈱南大分分署（消防署）	釜段 月の輪
大分川	B③	中の瀬 9/500 - 9/700	左岸	203	漏水	㈱城南中学校 ㈱南大分分団 ㈱南大分分署（消防署）	釜段 月の輪
大分川	B④	荏隈 9/900-10/300	左岸	406	漏水	㈱城南中学校 ㈱南大分分団 ㈱南大分分署（消防署）	釜段 月の輪
大分川	B⑤	賀来南～賀来 10/900-11/100	左岸	190	漏水	㈱賀来中学校、賀来公民館 ㈱賀来分団 ㈱賀来（河川・みなと振興課）	釜段 月の輪
大分川	B⑥	国分 11/100-11/347	左岸	256	越水	㈱賀来中学校、賀来公民館 ㈱賀来分団 ㈱賀来（河川・みなと振興課）	積土のう
大分川	B⑦	国分 11/347-13/100	左岸	1,693	越水 漏水	㈱賀来中学校、賀来公民館 ㈱賀来分団 ㈱賀来（河川・みなと振興課）	積土のう 釜段 月の輪
大分川	B⑧	国分 13/100-13/938	左岸	758	越水	㈱賀来中学校、賀来公民館 ㈱賀来分団 ㈱賀来（河川・みなと振興課）	積土のう
大分川	B⑨	横瀬 14/486-15/500	左岸	800	越水	㈱賀来中学校、賀来公民館 ㈱賀来分団 ㈱賀来（河川・みなと振興課）	積土のう

河川名	重要度番号	危険箇所			予想される水害の種類	避難場所 消防団 水防資材倉庫（所管）	水防工法
		位置	左右岸	延長(m)			
大分川	B⑩	大津 1/700 - 1/900	右岸	188	漏水	㈼舞鶴小学校 ㈿東大分分団 ㈬牧部（消防団）	釜段 月の輪
大分川	B⑪	岩田～津留 2/700 - 3/300	右岸	635	漏水	㈼津留小学校、下郡小学校 ㈿東大分分団 ㈬牧部（消防団）	釜段 月の輪
大分川	B⑫	宮崎～光吉 6/700 - 6/900	右岸	196	漏水	㈼森岡小学校 ㈿東植田分団 ㈬東植田（河川・みなと振興課）	釜段 月の輪
大分川	B⑬	小野鶴 10/500-10/900	右岸	273	漏水	㈼宗方小学校 ㈿植田東部分団 ㈬小野鶴部（消防団）	釜段 月の輪
大分川	B⑭	小野鶴 11/100-11/500	右岸	355	越水 漏水	㈼宗方小学校 ㈿植田東部分団 ㈬小野鶴部（消防団）	積土のう 釜段 月の輪
大分川	B⑮	小野鶴 11/500-12/100	右岸	536	越水	㈼宗方小学校 ㈿植田東部分団 ㈬小野鶴部（消防団）	積土のう
大分川	B⑯	小野鶴 12/100-12/900	右岸	844	越水 漏水	㈼宗方小学校、植田西中学校 ㈿植田東部分団 ㈬小野鶴部（消防団）	積土のう 釜段 月の輪
大分川	B⑰	小野鶴 12/900-13/100	右岸	231	越水	㈼植田西中学校 ㈿植田東部分団 ㈬小野鶴部（消防団）	積土のう
大分川	B⑱	横瀬 13/250-13/474	右岸	263	越水	㈼植田西中学校 ㈿植田西部分団 ㈬富士見ヶ丘部（消防団）	積土のう
大分川	B⑲	横瀬 13/900-14/700	右岸	751	越水	㈼植田西中学校 ㈿植田西部分団 ㈬富士見ヶ丘部（消防団）	積土のう
七瀬川	B⑳	内植田 7/100 - 7/283	左岸	185	越水	㈼植田小学校 ㈿植田東部分団 ㈬小野鶴部（消防団）	積土のう
七瀬川	B㉑	口戸 3/700 - 4/100	右岸	388	漏水	㈼植田小学校 ㈿植田東部分団 ㈬小野鶴部（消防団）	釜段 月の輪
賀来川	B㉒	桑原 0/100 - 0/700	左岸	577	越水	㈼賀来中学校、賀来公民館 ㈿賀来分団 ㈬賀来（河川・みなと振興課）	積土のう
賀来川	B㉓	中尾 1/500 - 2/200	左岸	701	越水	㈼賀来中学校、賀来公民館 ㈿賀来分団 ㈬宮苑部（消防団）	積土のう
賀来川	B㉔	小畑 0/300 - 0/700	右岸	399	越水	㈼賀来中学校、賀来公民館 ㈿賀来分団 ㈬宮苑部（消防団）	積土のう
賀来川	B㉕	小畑 1/500 - 2/200	右岸	732	越水	㈼賀来中学校、賀来公民館 ㈿賀来分団 ㈬宮苑部（消防団）	積土のう

河川名	重要度番号	危険箇所			予想される水害の種類	避難場所 消防団 水防資材倉庫（所管）	水防工法
		位置	左右岸	延長(m)			
大分川	B㉖	明礒橋（下り） 8/715	左右岸	－	－	－	－
大分川	B㉗	国分橋 13/450	左右岸	－	－	－	－
大分川	B㉘	木ノ上橋 5/840	左右岸	－	－	－	－
七瀬川	B㉙	胡麻鶴橋 6/135	左右岸	－	－	－	－
七瀬川	B㉚	胡麻鶴大橋 6/910	左右岸	－	－	－	－
七瀬川	B㉛	賀来橋 0/020	左右岸	－	－	－	－
賀来川	B㉜	賀来橋歩道橋 0/030	左右岸	－	－	－	－
賀来川	B㉝	賀来川鉄道橋 0/370	左右岸	－	－	－	－
賀来川	B㉞	小畑橋 1/519	左右岸	－	－	－	－
賀来川	B㉟	由布川橋 2/000	左右岸	－	－	－	－

○大野川水系

河川名	重要度番号	危険箇所			予想される水害の種類	避難場所 消防団 水防資材倉庫（所管）	水防工法
		位置	左右岸	延長(m)			
大野川	A① 重①	鶴瀬～大津留 8/400 - 8/500	左岸	81	洗掘 漏水 （破堤履歴有）	㈱高田小学校 ㈿高田分団 ㈬防災センター （河川・みなと振興課）	釜段 月の輪
大野川	A② 重②	鶴瀬～大津留 8/500 - 9/000	左岸	527	洗掘 （破堤履歴有）	㈱高田小学校 ㈿高田分団 ㈬防災センター （河川・みなと振興課）	根固め ブロック
大野川	B①	鶴崎 3/200 - 4/000	左岸	802	洗掘	㈱鶴崎小学校 ㈿鶴崎分団 ㈬3 部（消防団）	根固め ブロック
大野川	B②	鶴瀬～大津留 8/200 – 8/300	左岸	96	洗掘 （破堤履歴有）	㈱高田小学校 ㈿高田分団 ㈬防災センター （河川・みなと振興課）	根固め ブロック
大野川	B③	鶴瀬～大津留 8/300 – 8/400	左岸	95	洗掘 漏水 （破堤履歴有）	㈱高田小学校 ㈿高田分団 ㈬防災センター （河川・みなと振興課）	根固め ブロック 釜段 月の輪
大野川	B④	鶴瀬～大津留 9/000 -9/200	左岸	200	洗掘 （破堤履歴有）	㈱高田小学校 ㈿高田分団 ㈬防災センター （河川・みなと振興課）	根固め ブロック
大野川	B⑤	竹中 18/500 - 18/700	左岸	220	漏水	㈱竹中中学校 ㈿竹中分団 ㈬１部（消防団）	釜段 月の輪
大野川	B⑥	青崎～須賀 1/000 - 1/500	右岸	565	洗掘	㈱大在西小学校 ㈿大在西分団 ㈬上志村（消防団）	根固め ブロック
大野川	B⑦	須賀～志村 2/300 - 2/700	右岸	352	洗掘	㈱大在西小学校 ㈿大在西分団 ㈬上志村（消防団）	根固め ブロック
大野川	B⑧	種具 5/400 - 5/700	右岸	302	洗掘	㈱川添小学校 ㈿川添分団 ㈬１部（消防団）	根固め ブロック
大野川	B⑨	宮河内 7/800 - 8/200	右岸	395	洗掘	㈱川添小学校 ㈿川添分団 ㈬１部（消防団）	根固め ブロック
大野川	B⑩	宮河内 8/600 - 8/800	右岸	51	漏水	㈱宮河内ﾊｲﾗﾝﾄﾞ公民館 ㈿川添分団 ㈬１部（消防団）	釜段 月の輪
大野川	B⑪	宮河内 9/600 -10/700	右岸	1,294	洗掘	㈱宮河内ﾊｲﾗﾝﾄﾞ公民館 ㈿川添分団 ㈬１部（消防団）	根固め ブロック
乙津川	B⑫	森 5/800 – 6/200	左岸	402	漏水	㈱学校法人上東学園 もりまち幼稚園 ㈿別保分団 ㈬2 部（消防団）	釜段 月の輪

河川名	重要度番号	危険箇所			予想される水害の種類	避難場所 消防団 水防資材倉庫（所管）	水防工法
		位置	左右岸	延長(m)			
乙津川	B⑬	鶴崎～西鶴崎 1/730 - 2/030	右岸	395	法崩れ	㈼鶴崎小学校 ㈿鶴崎分団 ㈬鶴崎支所 （河川・みなと振興課）	法尻押え 土のう積
乙津川	B⑭	南鶴崎～鶴崎 3/250 - 3/587	右岸	369	法崩れ	㈼鶴崎小学校 ㈿鶴崎分団 ㈬鶴崎支所 （河川・みなと振興課）	法尻押え 土のう積
乙津川	B⑮	鶴崎 3/600 - 3/667	右岸	67	法崩れ	㈼鶴崎小学校 ㈿鶴崎分団 ㈬鶴崎支所 （河川・みなと振興課）	法尻押え 土のう積
乙津川	B⑯	南～鶴瀬 6/700 - 6/800	右岸	93	漏水	㈼高田小学校 ㈿高田分団 ㈬防災センター （河川・みなと振興課）	釜段 月の輪
乙津川	B⑰	中島橋 3/650	左右岸	－	－	－	－
大野川	要①	宮河内 10/361 -10/425	右岸	64	漏水・洗掘	㈼宮河内ﾊｲﾗﾝﾄﾞ公民館 ㈿川添分団 ㈬１部（消防団）	新堤（3 年以内）
大野川	要②	竹中 18/400	左岸	－	－	－	（陸閘） 角落とし 積土のう

② 重要水防区域（大分県管理河川）

河川名	記号	危険箇所			予想される水害の種類	避難場所 消防団 水防資材倉庫（所管）	水防工法
		位置	左右岸	延長（m）			
米良川	B-1	津守	左右岸	1,000	溢水等	㈼滝尾小、森岡校区公民館 ㈿滝尾分団 ㈬片島部（消防団）	積土のう等
大野川	B-2	端登	左岸	800	溢水等	㈼上戸次小学校 ㈿戸次分団 ㈬1,部１班（消防団）	積土のう等
祓川	B-3	八幡	左右岸	1,400	溢水等	㈼八幡小学校 ㈿八幡分団 ㈬中央部（消防団）	積土のう等
尼ヶ瀬川	B-6	荏隈	左右岸	200	溢水等	㈼城南小・中学校 ㈿南大分分団 ㈬南大分分署（消防署）	積土のう等
七瀬川	B-7	野津原	左右岸	700	溢水等	㈼野津原小学校 ㈿野津原東部分団 ㈬本町（消防団）	積土のう等
北鼻川	B-8	毛井	左右岸	900	溢水等	㈼松岡小学校 ㈿松岡分団 ㈬２部（消防団）	積土のう等
今堤川	B-9	千歳	左右岸	250	溢水等	㈼桃園小学校 ㈿桃園分団 ㈬山津部（消防団）	積土のう等

③　水防区域（大分県管理河川）

河川名	記号	危険箇所			予想される水害の種類	避難場所 消防団 水防資材倉庫（所管）	水防工法
		位置	左右岸	延長（m）			
清水川	C-1	毛井	左右岸	300	溢水等	㊟松岡小学校 ㊞松岡分団 ㊚２部（消防団）	積土のう等
戸次古川	C-2	中戸次	右岸	900	溢水等	㊟大南公民館 ㊞戸次分団 ㊚５部２班（消防団）	積土のう等
佐野川	C-3	佐野	右岸	400	溢水等	㊟丹生小学校 ㊞丹生分団 ㊚３部（消防団）	積土のう等
河原内川	C-5	竹中	左岸 右岸	200 450	溢水等	㊟竹中中学校 ㊞竹中分団 ㊚１部１班（消防団）	積土のう等
住吉川	C-6	新川	左右岸	400	溢水等	㊟浜町保育所 ㊞中島分団 ㊚浜町部（消防団）	積土のう等
原川	C-7	向原	左右岸	1,100	溢水等	㊟日岡小学校 ㊞日岡分団 ㊚日岡部（消防団）	積土のう等
今堤川	C-8	皆春	左右岸	1,000	溢水等	㊟桃園小学校 ㊞桃園分団 ㊚山津部（消防団）	積土のう等
丹生川	C-9	里	左右岸	1,100	溢水等	㊟和光保育園 ㊞小佐井分団 ㊚坂ノ市出張所（消防署）	積土のう等
屋山川	C-10	屋山	左右岸	700	溢水等	㊟大分東高等学校 ㊞小佐井分団 ㊚坂ノ市出張所（消防署）	積土のう等
大谷川	C-11	宮河内	左右岸	1,850	溢水等	㊟川添小学校 ㊞川添分団 ㊚１部（消防団）	積土のう等
志生木川	C-13	志生木 あそだ橋～柿木橋まで	左右岸	600	溢水等	㊟(旧)大志生木小学校 ㊞志生木分団 ㊚2 部（消防団）	積土のう等
小猫川	C-14	木佐上 大原橋～新今治橋まで	左右岸	900	溢水等	㊟こうざき小学校 ㊞本神崎分団 ㊚３部（消防団）	積土のう等
轟川	C-15	木佐上 木佐上大前橋～小猫川合流点まで	左右岸	500	溢水等	㊟(旧)木佐上小学校 ㊞本神崎分団 ㊚３部（消防団）	積土のう等
赤井川	C-16	木佐上 木佐上神社～小猫川合流点まで	左右岸	800	溢水等	㊟ (旧)木佐上小学校 ㊞本神崎分団 ㊚３部（消防団）	積土のう等

④　重要浸水区域（大分県管理河川）

河川名	記号	特に浸水する区域			予想される水害の種類	避難場所 消防団 水防資材倉庫（所管）	水防工法
		位置	左右岸	延長(m)			
尼ヶ瀬川	E-1	尼ヶ瀬	左右岸	400	溢水等	㈼城南小・中学校 ㈿南大分分団 ㈬南大分分署（消防署）	積土のう等
祓川	E-2	八幡	左右岸	900	溢水等	㈼八幡小学校 ㈿八幡分団 ㈬中央部（消防団）	積土のう等
住吉川	E-3	中島西三丁目から下流	左右岸	1,100	溢水等	㈼浜町保育所、碩田学園 ㈿中島分団 ㈬浜町部（消防団）	積土のう等
住吉川	E-4	田室町、大道町	左右岸	1,400	溢水等	㈼大分西高、大道小 ㈿大道分団 ㈬西部（消防団）	積土のう等
大谷川	E-5	宮河内	左右岸	350	溢水等	㈼川添小学校 ㈿川添分団 ㈬１部（消防団）	積土のう等
北鼻川	E-6	毛井、松岡	左右岸	900	溢水等	㈼松岡小学校 ㈿松岡分団 ㈬2 部（消防団）	積土のう等
米良川	E-7	津守、片島	左右岸	1,100	溢水等	㈼滝尾小、森岡校区公民館 ㈿滝尾分団 ㈬片島部（消防団）	積土のう等
戸次古川	E-8	中戸次、下戸次	左右岸	900	溢水等	㈼大南公民館 ㈿戸次分団 ㈬５部（消防団）	積土のう等
本田川	E-9	東上野	右岸	400	溢水等	㈼坂ノ市小学校 ㈿坂ノ市分団 ㈬坂ノ市出張所（消防署）	積土のう等
湊川	E-10	本神崎河内地区	左右岸	500	溢水等	㈼こうざき小学校 ㈿本神崎分団 ㈬３部（消防団）	積土のう等

⑤大分川・大野川水系　危険箇所調書

令和5年3月時点

水系名	河川名	基準観測所名	危険箇所の状況					
			危険箇所			危険箇所における避難判断水位（基準観測所換算水位）（m）	危険箇所における危険水位（基準観測所換算水位）（m）	氾濫した場合の関係地区名
			キロ標（km）	左・右岸	地先名			
大分川	大分川	府内大橋	3.4	左岸	大分市大分地先	7.32	7.68	大分市　舞鶴、畑中地区
大分川	大分川	府内大橋	6.8	左岸	大分市畑中地先	7.25	7.61	大分市　畑中地区
大分川	大分川	同尻	10.6	左岸	大分市賀来南地先	6.78	7.24	大分市　畑中地区
大分川	大分川	同尻	11.4	左岸	大分市国分地先	6.78	7.23	大分市　国分地区
大分川	大分川	同尻	14.4	左岸	大分市平横瀬地先	6.34	6.79	大分市　平横瀬地区
大分川	大分川	同尻	16.2	左岸	大分市下市地区	4.42	4.87	大分市　下市地区
大分川	大分川	府内大橋	3.2	右岸	大分市下郡北地先	7.16	7.52	大分市　今津留、滝尾地区
大分川	大分川	府内大橋	7.2	右岸	大分市光吉地先	7.06	7.42	大分市　光吉地区
大分川	大分川	同尻	7.6	右岸	大分市宗方地先	7.32	7.77	大分市　宗方地区
大分川	大分川	同尻	13.2	右岸	大分市田原地先	5.51	5.96	大分市　横瀬地区
大分川	大分川	同尻	14.8	右岸	大分市横瀬地先	5.33	5.78	大分市　横瀬地区
大分川	大分川	同尻	16.2	右岸	大分市鬼崎地先 由布市挾間町鬼崎地先	4.42	4.87	大分市　鬼崎地区
大分川	七瀬川	胡麻鶴	3.2	左岸	大分市下宗方地先	5.58	5.86	大分市　植田地区
大分川	七瀬川	胡麻鶴	6.0	左岸	大分市木上地先	5.02	5.30	大分市　木の上地区
大分川	七瀬川	胡麻鶴	1.0	右岸	大分市下田尻地先	5.57	5.85	大分市　東植田地区
大分川	七瀬川	胡麻鶴	3.0	右岸	大分市高瀬地先	5.70	5.97	大分市　東植田地区
大分川	七瀬川	胡麻鶴	5.6	右岸	大分市木上地先	4.97	5.25	大分市　廻栖野地区
大分川	七瀬川	胡麻鶴	6.6	右岸	大分市廻栖野地先	4.63	4.90	大分市　廻栖野地区
大分川	賀来川	宮苑	0.6	左岸	大分市賀来南地先	3.71	4.08	大分市　賀来地区
大分川	賀来川	宮苑	2.2	左岸	大分市宮苑地先	3.62	3.99	大分市　宮苑地区
大分川	賀来川	宮苑	0.4	右岸	大分市東院地先	3.79	4.16	大分市　中島地区
大野川	大野川	白滝橋	8.6	左岸	大分市丸亀地先	9.16	9.82	大分市　家島、鶴崎、大津留地区
大野川	大野川	白滝橋	12.2	左岸	大分市松岡地先	9.06	9.73	大分市　松岡地区
大野川	大野川	白滝橋	18.6	左岸	大分市竹中地先	9.74	10.40	大分市　竹中地区
大野川	大野川	白滝橋	2.8	右岸	大分市志村地先	12.17	12.84	大分市　志村地区
大野川	大野川	白滝橋	5.8	右岸	大分市種具地先	10.31	10.98	大分市　迫地区
大野川	大野川	白滝橋	8.6	右岸	大分市宮河内地先	9.16	9.82	大分市　宮河内地区
大野川	大野川	白滝橋	13.6	右岸	大分市下戸次地先	8.98	9.64	大分市　下戸次、上戸次地区
大野川	大野川	白滝橋	18.2	右岸	大分市利光地先	9.71	10.37	大分市　上戸次地区
大野川	乙津川	白滝橋	5.4	左岸	大分市森町地先	9.01	10.12	大分市　森地区
大野川	乙津川	白滝橋	7.2	左岸	大分市横尾地先	9.02	10.13	大分市　横尾地区
大野川	乙津川	白滝橋	4.2	右岸	大分市鶴崎地先	8.86	9.96	大分市　高田地区
大野川	乙津川	白滝橋	7.0	右岸	大分市鶴瀬地先	9.03	10.13	大分市　高田地区

⑥　洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に関係する想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

【国土交通省管理河川】

河川名	公表年月日	河川管理者
大分川	平成 28 年 5 月 30 日	国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所
七瀬川		
賀来川		
大野川	平成 29 年 3 月 29 日	国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所
乙津川		
判田川		
立小野川		

【大分県管理河川】

河川名	公表年月日	河川管理者
住吉川	平成 31 年 4 月 19 日	大分県
祓　川		
尼ヶ瀬川		
七瀬川		
米良川		
原　川		
今堤川		
北鼻川		
戸次古川		
河原内川		
大野川		
丹生川		
尾田川		
屋山川		
小猫川		
志生木川		

豪雨時における浸水対策について（仮設ポンプ）

仮設ポンプ設置箇所	①畑中	②田中町	③碩田町	④王子山の手町	⑤花園	⑥尼ヶ瀬
	⑦明磧	⑧大石町	⑨長浜町 3 丁目	⑩錦町 3 丁目	⑪宮苑	⑫片島
	⑬津守	⑭羽田	⑮鴛野	⑯宮崎	⑰中判田	⑱居村
	⑲皆春	⑳廻栖	㉑三佐	㉒常行 1	㉓常行 2	㉔政所
	㉕南鶴崎 1	㉖南鶴崎 2	㉗国宗	㉘毛井	㉙成松	㉚中戸次
	㉛竹中	㉜辰口	㉝北下郡	㉞川床	㉟下田尻	㊱馬入川
	㊲賀来中島	㊳光永	㊴川床第 2			
					計　39 箇所（令和 5 年 3 月現在）	

⑦ 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設等

ア．老人福祉施設等

番号	所有者又は管理者	施設名	所在地	電話番号	河川名	水位観測所	備考
1	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター大分	大分市下郡東一丁目9番23号	097-554-8090	大分川	府内大橋	
2	社会福祉法人西浜会	さわやか荘デイサービスセンター	大分市大字鶴崎2189番地	097-521-8777	大野川	白滝橋	
3	社会福祉法人穂燈舎	はなぞのデイサービスセンター	大分市花江川4-28	097-521-2740	大野川	白滝橋	
4	社会福祉法人清流共生会	デイサービスセンター清流苑	大分市森字太郎丸400-1	097-547-7859	大野川	白滝橋	
5	社会福祉法人若草会	太平の里デイサービスセンター	大分市南太平寺二丁目4番15号	097-514-0023	大分川	府内大橋	
6	社会福祉法人清流共生会	デイサービスセンター舞鶴清流苑	大分市西新地2丁目5-40	097-573-2088	大分川	府内大橋	
7	有限会社ブンゴヤエンタープライズ	ブンゴヤ・ファインケア豊	大分市西大道2丁目567-1	097-513-7300	住吉川	西田室橋	
8	特定非営利活動法人燦々会	デイサービスひだまりの里	大分市中戸次4339番地の14	097-597-6033	大野川	白滝橋	
9	有限会社四季彩	デイサービスセンターかざぐるま	大分市大字荏隈1220番地の23	097-549-6800	大分川	同尻	
10	株式会社ライフリー	デイサービスセンター楽	大分市毛井553番地1	097-520-6412	大野川	白滝橋	
11	医療法人進修会	デイサービスおおつか	大分市住吉町1丁目2番16号	097-535-1222	大分川 住吉川	府内大橋 西田室橋	
12	ケアパートナー株式会社	ケアパートナー賀来	大分市賀来西二丁目4番12号	097-548-7115	大分川	同尻	
13	医療法人畏敬会	デイサービス夢工房	大分市大字中尾311番地1	097-540-7676	大分川	同尻	
14	株式会社W＆W	デイサービス国分	大分市国分1907番地	097-547-8809	大分川	同尻	
15	株式会社福祉の杜いまじん	いまじんデイルーム南大分	大分市二又町1丁目4番34号	097-574-8288	大分川	同尻	
16	株式会社寿雲	はなまるデイサービス	大分市小野鶴字原437番地1	097-541-3232	大分川	同尻	
17	医療法人社団三杏会	デイサービス仁友	大分市古国府1丁目3番73号	097-574-5575	大分川	府内大橋	
18	株式会社山の会	デイサービスセンターはるか	大分市大字下徳丸字上鶴52番1	097-522-3300	大野川	白滝橋	
19	ひだまり荘株式会社	デイサービス賀来	大分市大石町5丁目3-3	097-549-5212	大分川 尼ヶ瀬川	同尻 尼ヶ瀬樋門	
20	株式会社白樺	デイサービスセンターしらかば	大分市高松東1丁目4-7	097-556-6100	大野川	白滝橋	
21	ニノミヤ産業株式会社	デイサービスふれあい	大分市大字木佐上字関田4536-1	097-576-0066	小猫川	桜橋	
22	株式会社オリオンネットシステム	デイサービスセンター千の郷	大分市中尾449番地1	097-578-7805	大分川	同尻	
23	株式会社パワーライフサポート	介護予防デイサービスセンターSAKURA-SAKU	大分市津守376番地の1第一奈良勘ビル102号	097-574-4715	大分川	府内大橋	
24	大分県医療生活協同組合	デイサービスたかまつ	大分市高松1丁目9番18号	097-574-8456	大野川 大分川	白滝橋 府内大橋	
25	株式会社セファイドシステム	デイサービスセンターメモリー	大分市津守392-3	097-567-3946	大分川	府内大橋	
26	株式会社SMALL WEST	デイサービスセンターイルカ	大分市曲949番地1	097-568-2220	大分川	府内大橋	
27	株式会社プラスリンク	デイサービスセンターあんじゅ	大分市森731番地の1	097-523-2325	大野川	白滝橋	
28	株式会社K＆Y	デイサービスセンターふれあい	大分市新貝7番29号	097-551-3305	大分川	府内大橋	
29	有限会社EFF	いずみリハビリ倶楽部	大分市大在北一丁目12番12号	097-560-0628	大野川	白滝橋	
30	株式会社恵の会	デイサービスセンターせつげっか	大分市三川上1丁目4番28号	097-551-6200	大野川	白滝橋	
31	医療法人善昭会	なでしこデイサービス	大分市東鶴崎2丁目2番20号	097-521-7722	大野川	白滝橋	
32	株式会社恵の会	デイサービスセンターほのか	大分市下郡大字下郡字尻込3708番地19	097-568-3355	大分川	府内大橋	
33	株式会社ソレイユ	ソレイユガーデン	大分市中島西2丁目2番15号	097-532-2111	大分川	府内大橋	
34	株式会社山の会	デイサービスセンター悠楽々	大分市大字森255番地1	097-527-3323	大野川	白滝橋	
35	社会福祉法人雄山会	デイサービスみなはるの里	大分市皆春266-5	097-522-1551	大野川	白滝橋	
36	医療法人大分記念病院	デイサービス森のコーラス	大分市羽屋四丁目3番26号	097-543-6400	大分川	府内大橋	
37	株式会社恵の会	デイサービスセンターすずね	大分市羽屋4丁目3番3号	097-546-3885	大分川	府内大橋	
38	有限会社母家介護センター	デイサービスセンター母家	大分市坂ノ市南2丁目11番29号	097-576-7335	尾田川	宮崎橋	
39	株式会社ケーシーシー	デイサービスセンターゆいの杜	大分市田尻53-1	097-578-7766	七瀬川	胡麻鶴	
40	医療法人鶴友会	デイサービスラファミリア	大分市南鶴崎2丁目6番5号	097-527-2880	大野川	白滝橋	
41	社会福祉法人大翔会	Greenガーデン南大分デイサービス	大分市上田町一丁目12番5号	097-574-9781	大分川	府内大橋	
42	一般社団法人共生の会	デイサービスセンターぼれぼれ	大分市津守824番地の4	097-504-7245	大分川	府内大橋	
43	医療法人雄飛会	デイサービスルームス	大分市牧2丁目17番5号牧ロイヤルプラザ203	097-574-8131	大分川	府内大橋	
44	医療法人福寿会	そうりんデイサービス森町	大分市森577番地1	097-527-5700	大野川	白滝橋	
45	エクセレントテンダー株式会社	デイサービスセンター笑咲	大分市市字垣ノ内357－6	097-541-6888	七瀬川	胡麻鶴	
46	株式会社和敬	デイサービスセンター花咲の里	大分市花高松2丁目10番14号	097-529-7455	大野川	白滝橋	
47	株式会社オアシス大南	デイサービスセンター花ごころ	大分市上戸次6074番地	097-597-5660	大野川	白滝橋	
48	JR九州シニアライフサポート株式会社	SJR大分デイサービスセンター	大分市要町6番32号	097-573-6543	大分川	府内大橋	
49	株式会社はなはな	はなはなデイサービスセンター	大分市玉沢1027番の1	097-547-7878	大分川 七瀬川	同尻 胡麻鶴	
50	社会医療法人財団天心堂	デイサービスようこう	大分市中戸次寺ノ内5111-1	097-597-3100	大野川 戸次古川	白滝橋 静橋	
51	株式会社IB	リハビリ型デイサービスさんさん	大分市中島東1丁目3番5号シャガール中島101号	097-532-0660	大分川	府内大橋	
52	株式会社凪ぎ	デイサービス凪ぎの木	大分市畑中2丁目9番18号	097-543-7788	大分川	府内大橋	
53	マカリオス姉妹株式会社	デイサービスカリス中島	大分市中島中央1丁目2番6号	097-535-7828	大分川	府内大橋	
54	株式会社SMALL WEST	デイサービスセンターイルカテラス	大分市片島445-1	097-568-2220	大分川	府内大橋	
55	株式会社福祉の杜いまじん	いまじんデイルーム下郡	大分市下郡北2丁目3番40号	097-567-1771	大分川	府内大橋	
56	株式会社七彩	デイサービスななついろ	大分市常行字東ノ久保211番1	097-547-9229	大野川	白滝橋	
57	合同会社インテリアフェスタ	デイサービス心笑花	大分市野津原字久保1505番地-13	097-574-6500	七瀬川	胡麻鶴	
58	株式会社ツクイ	ツクイ大分下郡	大分市下郡中央2丁目10-29	097-504-8130	大野川 原川・今堤川	白滝橋 日岡橋	
59	医療法人ライフサポート	デイサービスセンターめいわ	大分市花津留1丁目11-15	097-552-2001	大分川	府内大橋	
60	合同会社未来のおと	デイサービスてぃーだ	大分市常行140番1	097-578-8225	大野川	白滝橋	
61	学校法人後藤学園	デイサービスセンター智泉の園	大分市荏隈中州1230番地	097-549-5522	大分川	同尻	
62	株式会社TONERIKO	デイサービスセンター桜の庵大分	大分市大字廻栖野1779	097-574-5622	七瀬川	胡麻鶴	
63	株式会社笑福	デイサービス笑福	大分市津守字船橋1221番地	097-576-8821	大分川 米良川	府内大橋 木ノ元橋	
64	株式会社ミライ	コンパスウォーク大分宗方	大分市上宗方字宮田390番地1	097-547-7166	大分川	同尻	
65	株式会社セファイドシステム	デイサービスセンターメモリー賀来南	大分市賀来南1丁目1081－1	097-549-0088	大分川	同尻	
66	株式会社ラック	レッツ倶楽部中島	大分市中島中央2丁目4番30号	092-473-0101	大分川	府内大橋	
67	株式会社エーリン	デイサービス大分YYパーク	大分市森町西5丁目5番1号	097-524-1515	大野川	白滝橋	
68	株式会社ケアPlus	デイサービスセンターやさしさPlus	大分市角子原1丁目11番41号	097-578-9813	大野川	白滝橋	
69	有限会社四季彩	デイサービスセンター実の里	大分市三芳642番地	097-578-8275	住吉川	西田室橋	
70	一般社団法人スマイル	デイサービススマイル	大分市賀来2085番地の1	097-535-7670	大分川	同尻	

番号	所有者又は管理者	施設名	所在地	電話番号	河川名	水位観測所	備考
71	医療法人雄飛会	デイケアパワースポット	大分市萩原1丁目17番4号	097-529-8585	大分川	府内大橋	
72	大分県医療生活協同組合	通所リハビリテーションけんせい	大分市古ケ鶴1－1－15	097-558-5181	大分川	府内大橋	
73	医療法人進修会	デイケアおおつか	大分市住吉町1丁目2番16号	097-535-1122	大分川 住吉川	府内大橋 西田室橋	
74	医療法人善昭会	アクアフィットネス通所リハビリ	大分市東鶴崎2丁目3番30号	097-527-6030	大野川	白滝橋	
75	社会医療法人財団天心堂	へつぎ病院短時間通所リハビリ	大分市中戸次字二本木5956番地	097-597-5777	大野川	白滝橋	
76	医療法人健山会	山田整形外科クリニック通所リハビリテーション	大分市下郡中央1丁目5番20号	097-567-1118	大分川	府内大橋	
77	医療法人芝蘭会	今村病院通所リハビリテーション	大分市大手町3-2-29	097-532-5181	大分川	府内大橋	
78	医療法人東雲会	市ケ谷整形外科	大分市古国府6丁目3番5号	097-546-2188	大分川	府内大橋	
79	社会医療法人財団天心堂	介護老人保健施設陽光苑	大分市大字中戸次4525番地	097-597-2000	大野川	白滝橋	
80	社会福祉法人霊山会	特別養護老人ホーム玉光苑	大分市大字市459番地	097-541-0344	七瀬川	胡麻鶴	
81	社会福祉法人吉野誠心会	誠寿園ショートステイサービス	大分市中戸次6022番地1	097-597-7007	大野川 戸次古川	白滝橋 静橋	
82	社会福祉法人清流共生会	清流苑ショートステイ事業所	大分市森字太郎丸336番地	097-527-6600	大野川	白滝橋	
83	医療法人進修会	ショートステイおおつか	大分市住吉町1丁目2番16号	097-535-2555	大分川 住吉川	府内大橋 西田室橋	
84	社会福祉法人仁愛会	碩田柞原の里指定短期入所生活介護事業所	大分市弁天1丁目2-3	097-547-8787	大分川	府内大橋	
85	社会福祉法人雄山会	ショートステイみなはるの里	大分市皆春262番地1	097-522-0808	大野川	白滝橋	
86	社会福祉法人大翔会	Greenガーデン南大分ショートステイ	大分市上田町一丁目12番5号	097-574-9781	大分川	府内大橋	
87	医療法人進修会	ショートステイ中島	大分市中島中央1丁目1番8号	097-529-5199	大分川	府内大橋	
88	社会医療法人三愛会	のつはる診療所	大分市大字野津原906番地の1	097-588-1311	七瀬川	胡麻鶴	
89	医療法人博光会	塚川第一病院	大分市東春日町5番25号	097-532-0234	大分川 住吉川	府内大橋 西田室橋	
90	医療法人泰山会	三好医院	大分市森町534番地の10	097-522-1010	大野川	白滝橋	
91	医療法人善昭会	グループホーム菜の花	大分市東鶴崎3丁目1番6号	097-521-3537	大野川	白滝橋	
92	社会福祉法人清流共生会	グループホームにれのは	大分市大字森字太郎丸336番地	097-527-5800	大野川	白滝橋	
93	大分県医療生活協同組合	グループホーム六本松	大分市津留字六本松1970-7	097-504-7825	大分川	府内大橋	
94	有限会社藤の会	グループホームのつはる	大分市大字野津原1504番地の5	097-588-1323	七瀬川	胡麻鶴	
95	医療法人博光会	グループホームつかがわ	大分市東春日町5番25号	097-548-5122	大分川 住吉川	府内大橋 西田室橋	
96	医療法人泰山会	グループホームみよしファミリー園	大分市森町西1丁目4番8号	097-523-5500	大野川	白滝橋	
97	医療法人進修会	グループホームおおつか	大分市住吉町1丁目2番16号	097-535-2333	大分川 住吉川	府内大橋 西田室橋	
98	大分県医療生活協同組合	グループホーム六本松二番館	大分市津留字六本松1970-7	097-504-7727	大分川	府内大橋	
99	医療法人岡仁会	グループホームきょうりつ	大分市明磧町1丁目2番28号	097-573-6671	大分川	同尻	
100	医療法人大分朋友会	グループホームほうゆう	大分市下宗方258番地	097-574-7166	七瀬川	胡麻鶴	
101	社会福祉法人清流共生会	グループホームびわのす	大分市常行263番地	097-521-2886	大野川	白滝橋	
102	有限会社アテネ	グループホームきんもくせい	大分市下判田3795番地1	097-578-8523	立小野川	白滝橋	
103	社会福祉法人長久会	グループホームリバーサイド長久苑	大分市南津留91番1	097-576-7711	大分川	府内大橋	
104	社会医療法人三愛会	グループホームたばる	大分市田原936番地1の1	097-541-5298	大分川	同尻	
105	株式会社福祉の杜いまじん	グループホームいまじん南大分	大分市二又町1丁目4番34号	097-574-8288	大分川	同尻	
106	医療法人福寿会	そうりんグループホーム大分駅南	大分市大道町5丁目1番41-2号	097-576-8370	住吉川	西田室橋	
107	メディカル・ケア・サービス九州株式会社	愛の家グループホーム大分花津留	大分市花津留一丁目12番31号	097-504-1060	大分川	府内大橋	
108	株式会社SMILE LIB	グループホームFAB4	大分市中戸次字東浦4287番地	097-586-7600	大野川	白滝橋	
109	社会福祉法人霊山会	特別養護老人ホーム玉光苑	大分市大字市459番地	097-541-0344	七瀬川	胡麻鶴	
110	社会福祉法人吉野誠心会	特別養護老人ホーム誠寿園	大分市中戸次6022番地1	097-597-7007	大野川 戸次古川	白滝橋 静橋	
111	社会福祉法人清流共生会	特別養護老人ホーム清流苑	大分市森字太郎丸336番地	097-527-6600	大野川	白滝橋	
112	医療法人慈善会	介護老人保健施設さくらハウスぜぜ	大分市牧1丁目25番1号	097-503-1882	大分川 大野川	府内大橋 白滝橋	
113	医療法人鶴友会	老人保健施設メディトピアこが	大分市南鶴崎2丁目6-22	097-521-6151	大野川	白滝橋	
114	社会医療法人財団天心堂	介護老人保健施設陽光苑	大分市大字中戸次4525番地	097-597-2000	大野川	白滝橋	
115	社会医療法人三愛会	介護老人保健施設わさだケアセンター	大分市大字市字大坪11番地の2	097-541-6655	七瀬川	胡麻鶴	
116	医療法人善昭会	介護老人保健施設コスモス苑	大分市東鶴崎2丁目3番22号	097-527-2660	大野川	白滝橋	
117	社会医療法人敬和会	大分豊寿苑	大分市大字皆春1521番地の1	097-521-0110	大野川	白滝橋	
118	医療法人進修会	老健おおつか	大分市中島中央1丁目1番8号	097-529-5166	大分川	府内大橋	
119	医療法人畏敬会	介護老人保健施設ふない	大分市府内町1丁目3番23号	097-533-5511	大分川	府内大橋	
120	社会医療法人関愛会	介護老人保健施設やすらぎ苑	大分市松岡字道ノ下1946番地	097-520-3535	大野川	白滝橋	
121	社会医療法人三愛会	介護老人保健施設たばる	大分市田原936番地1の1	097-542-4139	大分川	同尻	
122	社会福祉法人吉野誠心会	特別養護老人ホーム誠寿園	大分市中戸次6022番地1	097-597-7007	大野川 戸次古川	白滝橋 静橋	
123	社会福祉法人仁愛会	特別養護老人ホーム碩田柞原の里	大分市弁天1丁目2-3	097-547-8787	大分川	府内大橋	
124	社会福祉法人雄山会	特別養護老人ホームみなはるの里	大分市皆春262番地1	097-522-0808	大野川	白滝橋	
125	社会福祉法人大翔会	特別養護老人ホームGreenガーデン南大分	大分市上田町一丁目12番5号	097-574-9781	大分川	府内大橋	
126	医療法人進修会	介護医療院おおつか	大分市住吉町1丁目2番16号	097-535-1122	大分川 住吉川	府内大橋 西田室橋	
127	社会福祉法人霊山会	玉光苑デイサービスセンター	大分市大字市459番地	097-541-6528	七瀬川	胡麻鶴	
128	医療法人博光会	デイサービスつかがわ遊	大分市東春日町5番25号	097-548-5050	大分川 住吉川	府内大橋 西田室橋	
129	医療法人博光会	デイサービスつかがわ笑	大分市東春日町5番25号	097-540-6020	大分川 住吉川	府内大橋 西田室橋	
130	医療法人福寿会	そうりんデイサービスゆとり	大分市森577番地1	097-574-5666	大野川	白滝橋	
131	医療法人博光会	小規模多機能ホームつかがわ	大分市東春日町5番25号	097-540-6717	大分川 住吉川	府内大橋 西田室橋	
132	社会福祉法人仁愛会	多機能ホーム碩田柞原の里	大分市弁天1-2-3	097-547-8786	大分川	府内大橋	
133	社会福祉法人清流共生会	小規模多機能型居宅介護施設びわのす	大分市常行263番地	097-521-2886	大野川	白滝橋	
134	社会福祉法人穂燈舎	小規模多機能型居宅介護はなぞの	大分市花江川4-28	097-503-6801	大野川	白滝橋	
135	社会医療法人敬和会	陽だまりの郷みなはる	大分市皆春1521番地の1	097-500-8978	大野川	白滝橋	
136	ゆいまーる株式会社	小規模多機能ホームゆいまーる	大分市中判田1655番地1	097-597-5800	大野川	白滝橋	
137	生活協同組合コープおおいた	コープおおいた小規模多機能ホームにじいろ下郡	大分市下郡南一丁目1番12号	097-578-8990	大分川	府内大橋	
138	セントケア九州株式会社	セントケア看護小規模大分古国府	大分市古国府三丁目12番6号	097-545-2981	大分川	府内大橋	

番号	所有者又は管理者	施設名	所在地	電話番号	河川名	水位観測所	備考
139	有限会社のりこえ福祉サービス	のりこえデイサービスセンター	大分市牧1丁目9番24号	097-551-0399	大分川	府内大橋	
140	社会医療法人財団天心堂	天心堂デイセンター	大分市中戸次5185番地の2	097-597-0300	大野川	白滝橋	
141	有限会社ケアセンターほんだ	デイサービスセンター茜	大分市三川上2丁目6番36号	097-503-0338	大野川	白滝橋	
142	株式会社ほなみ	デイサービスちひろ	大分市徳島1丁目2番22号	097-503-5750	大野川	白滝橋	
143	有限会社レルネン企画	デイサービスセンター赤とんぼ三佐	大分市三佐1-6-23	097-574-5408	大野川	白滝橋	
144	株式会社元気ファクトリー	プラトー大分リハビリデイサービスぷらす南大分	大分市竹の上9番11号	097-573-5504	大分川	同尻	
145	企業組合労協センター事業団	デイサービスゆりかごの家	大分市大字本神崎74番地の1	097-524-8088	小猫川	桜橋	
146	有限会社アズメディック	デイサービスほほえみ	大分市大字野津原1504の1	097-588-1881	七瀬川	胡麻鶴	
147	株式会社かろく	リハビリデイサービス未来へ	大分市新貝104番地2	097-552-8181	大分川	府内大橋	
148	株式会社よくなる	リハビリ専門デイサービスよくなる	大分市中津留2丁目110番	097-578-8546	大分川	府内大橋	
149	アトラケア株式会社	ほねつぎ介護デイサービス大分元町	大分市大字大分字中前田4705番2	097-544-7010	大分川	府内大橋	
150	株式会社SMILE LIB	なかしまデイサービスビートルズ	大分市中島西一丁目8番8号	097-547-9951	大分川 住吉川	府内大橋 西田室橋	
151	医療法人NOC	ななせリハデイ	大分市玉沢696番地の1	097-547-7715	七瀬川	胡麻鶴	
152	社会医療法人敬和会	けいわデイサービスいきいきみなはる	大分市大字皆春1521番地の1	097-500-0442	大野川	白滝橋	
153	株式会社ローカルトレイン	デイサービス迫	大分市迫1294番地の1	097-574-7931	大野川	白滝橋	
154	株式会社ぐーてらすコミュニケーション	デイサービスわくわくおひさまランド	大分市賀来北1丁目3752番地	097-574-6523	大分川	同尻	
155	合同会社SENSE	碧	大分市松原町1丁目3番1号	097-574-4184	大野川	白滝橋	
156	株式会社わかば	あおばデイルーム	大分市豊饒三丁目9番2号	097-545-8998	大分川 尼ケ瀬川	府内大橋 尼ケ瀬樋門	
157	株式会社桜十字	Let's リハ！イオン光吉店	大分市光吉825－1	097-535-7214	大分川	同尻	
158	合同会社波乗りうさぎ	大在のりこえデイサービス	大分市角子原2－3－25	097-524-2201	大野川	白滝橋	
159	喜和屋運輸有限会社	グランドホーム古国府	大分市大字古国府844番地	097-573-6353	大分川	府内大橋	
160	有限会社四季	ハーモニー四季	大分市花高松1丁目6番26号	097-556-1555	大分川 大野川 原川・今堤川	府内大橋 白滝橋 日岡橋	
161	株式会社フレアイン	アーバンリブ金池	大分市要町3番7号	097-540-6581	大分川	府内大橋	
162	有限会社MTF企画	宅老所ほんわか常行	大分市常行191－3	097-523-6470	大野川	白滝橋	
163	有限会社ほのか	ゆぅゆぅ南大分	大分市明磧町1丁目9番77	097-543-6210	大分川	同尻	
164	有限会社アズメディック	住宅型有料老人ホームほほえみの里	大分市大字野津原1504－1	097-588-1881	七瀬川	胡麻鶴	
165	医療法人鶴友会	サンローゼこが	大分市南鶴崎2丁目6番5号	097-527-6363	大野川	白滝橋	
166	医療法人岡仁会	きょうりつ	大分市明磧町1丁目3番36号	097-546-5717	大分川	同尻	
167	社会医療法人三愛会	有料老人ホームさんさん	大分市大字市字沼口566番地の3	097-529-5580	七瀬川	胡麻鶴	
168	株式会社Ｃｏｏ	有料老人ホームはなみずき	大分市東浜1丁目12番7号	097-594-0357	大分川	府内大橋	
169	医療法人光心会	ひなたぼっこ	大分市大字津守828番地の3	097-567-3551	大分川	府内大橋	
170	株式会社W&W	有料老人ホーム国分の郷	大分市大字国分1907番地	097-586-5255	大分川	同尻	
171	社会福祉法人西浜会	さわやか荘有料老人ホーム	大分市大字鶴崎字寺畑2183－1	097-594-0717	大野川	白滝橋	
172	株式会社ほなみ	ひなげし	大分市徳島1丁目2番21号	097-503-5750	大野川	白滝橋	
173	有限会社ケアセンターほんだ	ライフホーム茜	大分市三川上二丁目6番36号	097-503-0338	大野川	白滝橋	
174	企業組合労協センター事業団	有料老人ホームゆりかごの家	大分市大字本神崎74番地の1	097-524-8088	小猫川	桜橋	
175	医療法人社団三杏会	有料老人ホーム仁友の邑	大分市大字古国府923番地	097-574-5575	大分川	府内大橋	
176	株式会社寿雲	有料老人ホーム彩雲	大分市大字小野鶴字原437番地1	097-541-3232	大分川	同尻	
177	有限会社レルネン企画	有料老人ホーム赤とんぼ三佐	大分市三佐1丁目175番	097-574-5408	大野川	白滝橋	
178	医療法人雄飛会	リゾートリビング萩原	大分市萩原1－17－4	097-529-6800	大分川	府内大橋	
179	株式会社山の会	有料老人ホーム悠久の里	大分市大字下徳丸52番1	097-522-3300	大野川	白滝橋	
180	ひだまり荘株式会社	有料老人ホーム賀来	大分市大石町5丁目3-3組	097-549-5212	大分川 尼ケ瀬川	同尻 尼ケ瀬樋門	
181	株式会社白樺	有料老人ホームしらかば	大分市高松東1丁目4番11号	097-556-6100	大野川	白滝橋	
182	株式会社オリオンネットシステム	有料老人ホーム千の郷	大分市賀来北2丁目23－17	097-574-8157	大分川 尼ケ瀬川	同尻 尼ケ瀬樋門	
183	株式会社来夢	ケアホーム来夢	大分市大字津守字船橋1221番地	097-529-9595	大分川 米良川	府内大橋 木ノ元橋	
184	大分県医療生活協同組合	医療生協ケアホームたかまつ	大分市高松1丁目9番33号	097-574-8456	大分川 大野川	府内大橋 白滝橋	
185	株式会社セファイドシステム	有料老人ホームメモリー	大分市大字津守392－3	097-567-3946	大分川	府内大橋	
186	株式会社SMALL WEST	有料老人ホームイルカ	大分市大字曲949番地1	097-568-2220	大分川	府内大橋	
187	株式会社プラスリンク	有料老人ホーム安寿の森	大分市大字森731番地の1	097-523-2325	大野川	白滝橋	
188	医療法人大分朋友会	有料老人ホームほうゆう宗方苑	大分市大字下宗方櫛引258番地	097-547-7820	七瀬川	胡麻鶴	
189	株式会社Ｋ＆Ｙ	有料老人ホーム悠久の里二番館	大分市新貝7番29号	097-551-3305	大分川	府内大橋	
190	医療法人心葉消化器外科	ケアホーム心葉	大分市下郡中央3丁目12番13号	097-547-8555	大分川	府内大橋	
191	株式会社恵の会	有料老人ホーム雪月花	大分市三川上1丁目4番28号	097-551-6200	大野川	白滝橋	
192	医療法人畏敬会	ウェルヴィラ府内	大分市府内町1丁目3番25号	097-533-0107	大分川	府内大橋	
193	医療法人善昭会	オアシスホーム２	大分市東鶴崎2丁目2番20号	097-524-0022	大野川	白滝橋	
194	特定非営利活動法人燦々会	有料老人ホームひだまりの里	大分市大字中戸次4339番地の14	097-597-6033	大野川	白滝橋	
195	株式会社山の会	有料老人ホーム悠久の里三番館	大分市大字森255－1	097-527-3323	大野川	白滝橋	
196	社会福祉法人雄山会	住宅型有料老人ホームみなはるの里	大分市大字皆春262番地1	097-522-0001	大野川 原川・今堤川	白滝橋 日岡橋	
197	株式会社オリオンネットシステム	有料老人ホーム瑞穂の郷	大分市大字中尾449番地1	097-578-7576	大分川	同尻	
198	医療法人大分記念病院	大分記念病院有料老人ホームはやの里	大分市大字羽屋4丁目3番26号	097-543-6400	大分川	同尻	
199	合同会社ひなた	有料老人ホームひなた	大分市新川一丁目10番3号	097-537-7100	大分川 住吉川	府内大橋 西田室橋	
200	有限会社母家介護センター	さかのいち母家	大分市坂ノ市南2丁目235番地	097-576-7335	尾田川	宮崎橋	
201	株式会社福祉の杜いまじん	ケアいまじん下郡	大分市下郡北二丁目4番22号	097-578-7111	大分川	府内大橋	
202	株式会社白樺	有料老人ホームしらかば２号館	大分市高松東1丁目4－7	097-556-6100	大野川	白滝橋	
203	株式会社七彩	有料老人ホームなないろ	大分市常行字後田125番地1	097-507-9258	大野川	白滝橋	
204	社会医療法人関愛会	ナーシングホーム輝	大分市大字本神崎256番4	097-578-8133	小猫川	桜橋	
205	社会医療法人財団天心堂	有料老人ホーム光風苑	大分市大字中戸次字寺ノ内5111番1	097-597-6260	大野川	白滝橋	
206	ニノミヤ産業株式会社	住宅有料老人ホームふれあい	大分市大字木佐上字関田4536－1	097-576-0066	小猫川	桜橋	
207	エクセレントテンダー株式会社	わさだシニアハウス笑咲	大分市大字市字垣ノ内357－6	097-541-6888	七瀬川	胡麻鶴	

番号	所有者又は管理者	施設名	所在地	電話番号	河川名	水位観測所	備考
208	株式会社和敬	住宅型有料老人ホーム夢咲縁	大分市花高松2丁目10―39	097-529-7455	大分川 大野川 原川	府内大橋 白滝橋 日岡橋	
209	合同会社ひなた	有料老人ホームひなたおのづる	大分市大字小野鶴字上河原789番1	097-578-8080	大分川	同尻	
210	株式会社ローカルトレイン	住宅型有料老人ホームステーション常行	大分市大字常行163―1	097-523-6650	大野川	白滝橋	
211	JR九州シニアライフサポート株式会社	SJR大分	大分市要町6番32号	097-573-6517	大分川	府内大橋	
212	株式会社はなはな	はなはなわさだ有料老人ホーム	大分市大字玉沢1027番地の1	097-547-7878	七瀬川	胡麻鶴	
213	特定非営利活動法人里の風	ぬくもりの家「里の風」	大分市大字片島字薮田621番地の1	097-535-8700	大分川 米良川	府内大橋 木ノ元橋	
214	株式会社ニノミヤ産業	有料老人ホームふれあいⅡ号館	大分市大字木佐上字関田4544―3	097-574-5377	小猫川	桜橋	
215	株式会社凪ぎ	住宅型有料老人ホーム凪ぎ	大分市大字畑中407番1	097-543-7788	大分川	同尻	
216	株式会社ローカルトレイン	住宅型有料老人ホームステーション迫	大分市大字迫1288―1	097-529-5877	大野川	白滝橋	
217	マカリオス姉妹株式会社	住宅型有料老人ホームカリス中島	大分市中島中央1丁目2番6号	097-535-7828	大分川	府内大橋	
218	株式会社七彩	有料老人ホームなないろⅡ番館	大分市大字常行字東ノ久保210番1外	097-507-9258	大野川	白滝橋	
219	株式会社エンディア	有料老人ホームあん	大分市大字上宗方544―1	097-541-4439	大分川	同尻	
220	合同会社インテリアフェスタ	有料老人ホーム心笑花	大分市大字野津原字小深町879番地11	097-574-6500	七瀬川	胡麻鶴	
221	一般社団法人スマイル	住宅型有料老人ホームオリーブ賀来	大分市大字賀来字御坊迫2086番1	097-549-1580	大分川	同尻	
222	合同会社リブセンス	有料老人ホームレガリスのあ	大分市大字森542―1	097-578-8203	大野川	白滝橋	
223	医療法人ライフサポート	有料老人ホームめいわの里福寿	大分市花津留1丁目11番15号	097-552-2001	大分川	府内大橋	
224	学校法人後藤学園	有料老人ホーム智泉の園	大分市大字荏隈字中洲1230番地	097-549-5522	大分川	同尻	
225	株式会社TONERIKO	住宅型有料老人ホームTONERIKOの丘	大分市大字廻栖野1806―1	0977-76-5534	七瀬川	胡麻鶴	
226	株式会社W&W	さくらホーム金池	大分市金池町1丁目11番3号	097-574-8601	大分川	府内大橋	
227	株式会社福祉の杜いまじん	ケアいまじん南大分・弐番館	大分市二又町1丁目693番1	097-574-8288	大分川	同尻	
228	株式会社セファイドシステム	有料老人ホームメモリー賀来南	大分市賀来南一丁目1081―1	097-549-0088	大分川	同尻	
229	株式会社ローカルトレイン	住宅型有料老人ホームグランドステーション迫	大分市大字迫1294-1	097-547-7932	大野川	白滝橋	
230	株式会社エーリン	有料老人ホーム風の丘森町	大分市森町西5丁目5番1号	097-524-1515	大野川	白滝橋	
231	株式会社ケアPlus	ケアPlusおおざい	大分市角子原1丁目1番41号	097-578-9813	大野川	白滝橋	
232	一般社団法人スマイル	住宅型有料老人ホームオリーブ賀来Ⅱ号館	大分市大字賀来字棚田1648番	097-547-9140	大分川	同尻	
233	株式会社ローカルトレイン	住宅型有料老人ホームステーション高田	大分市大字常行165―2	097-535-7952	大野川	白滝橋	
234	社会福祉法人西浜会	さわやか荘	大分市大字鶴崎2189番地	097-521-0555	大野川	白滝橋	
235	社会福祉法人若草会	太平の里	大分市南太平寺2丁目4番15号	097-514-0015	大分川	府内大橋	
236	社会福祉法人清流共生会	舞鶴清流苑	大分市西新地2丁目5-40	097-573-2088	大分川 大野川	府内大橋 白滝橋	
237	社会福祉法人穂燈舎	ケアマンションはなぞの	大分市花江川4-28	097-521-2718	大野川	白滝橋	

イ　障がい福祉施設等

番号	所有者または管理者	施設名	所在地	電話番号	河川名	水位観測所	備考
1	as株式会社	RUI	大分県大分市中島西2丁目6-6中島西ビ	097-579-6326	大分川	府内大橋	
2	NPO法人　FOR　ALL	そら	大分市萩原3丁目274番地	097-529-7730	大分川 大野川	府内大橋 白滝橋	
3	NPO法人れもん	就労継続B型事業所　れもん	大分市片島440番地の2	097-578-9505	大野川	府内大橋 白滝橋	
4	あいわ福祉農園合同会社	放課後等デイサービスあい	大分市中戸次4241-22	097-511-1486	大野川 戸次古川	白滝橋 赤坂橋	
5	あいわ福祉農園合同会社	グループホームあいわ1	大分市中央町3-1-11	097-578-6202	大分川	府内大橋	
6	あいわ福祉農園合同会社	グループホーム　あいわ2	大分市森町438-3	097-578-6202	大野川	白滝橋	
7	あいわ福祉農園合同会社	グループホームあいわ3	大分市三川上1丁目5番15号	097-578-6202	大野川	白滝橋	
8	あいわ福祉農園合同会社	あいわ園	大分市中戸次4692番1	097-578-6202	大野川	白滝橋	
9	あいわ福祉農園合同会社	第2あいわ園	大分市中戸次4570番5	097-511-6857	大野川 戸次古川	白滝橋 赤坂橋	
10	株式会社　しんせいの杜	サンタの木	大分市中戸次4577-1	097-511-4534	大野川 戸次古川	白滝橋 赤坂橋	
11	株式会社　泰平	就労継続支援事業所B型モーメント	大分市津守382番地の2	097-574-8488	大分川	府内大橋	
12	株式会社　ぼぼらす	就労継続支援B型事業所　花車	大分市新栄町3-8	097-594-3770	大分川 大野川	府内大橋 白滝橋	
13	株式会社　四つ葉	グループホーム　クローバー	大分市花津留一丁目5番8号	097-574-8833	大分川 大野川	府内大橋 白滝橋	
14	株式会社カイタクト	在宅型就労移行支援ホープ大分光吉	大分市光吉896-1	090-3416-2828	大分川	府内大橋	
15	株式会社極東プラネット	就労継続支援A型　シリウス	大分市迫1000番1　極東リバープレイ	097-576-7996	大野川	白滝橋	
16	合同会社　大樹	こどもデイサービス　ドリーム　ノア	大分市下郡北3丁目14-6　メゾンドール	097-574-9700	大分川 米良川	府内大橋 木ノ元橋	
17	合同会社　太陽技研サービス	社会福祉事業所　オリオン計画	大分市賀来南1丁目1-79　由布コーポ1	097-549-5379	大分川 原ノ瀬川	府内大橋 原ノ瀬橋間	
18	シエンスプラス株式会社	グループホームわんステップ畑中	大分市畑中1-11-9	097-560-2993	大分川	府内大橋	
19	シエンスプラス株式会社	グループホーム　わんステップ	大分市光吉896-2	097-511-2362	大分川	府内大橋	
20	社会福祉法人　新友会	ひまわりワークステーション	大分市西鶴崎2丁目2-4　1階	097-521-8771	大野川	白滝橋	
21	社会福祉法人　つわ蕗会	Fun Like	大分市中央町1丁目4―22　サクラヤビ	097-538-6601	大分川	府内大橋	
22	社会福祉法人　つわ蕗会	グループホームミチテル	大分市賀来西1丁目3950番	080-3778-7444	大分川	同尻	
23	社会福祉法人　博愛会	グループホーム「にしきまち」短期入所事業所	大分市錦町1丁目3222―3	097-574-8668	大分川	府内大橋	
24	社会福祉法人　清流共生会	就労継続支援A型事業所つなぐ	大分市森字太郎丸336番地	097-527-6600	大野川	白滝橋	
25	社会福祉法人　幸福会	ソレイユ	大分市下郡北11組の6　日田農機ビル1	097-567-5677	大分川	府内大橋	
26	社会福祉法人　大分市福祉会	福祉工場「松岡」	大分市松岡字ツル田4079番地	097-520-5020	大野川 米良川	白滝橋 木ノ元橋	
27	スターアイテムウェルフェア株式会	カムラックおおいた	大分県大分市府内町1丁目1-15府内セ	097-585-5097	大分川	府内大橋	
28	ダイエーコンサルタント株式会社	チャイルドハート桃園	大分市寺崎町1丁目2番1号	097-547-9113	大野川	白滝橋	
29	ダイエーコンサルタント株式会社	チャイルドハート鶴崎	大分市迫734番地	097-527-5755	大野川	白滝橋	
30	ダイエーコンサルタント株式会社	チャイルドハート大在	大分市須賀1丁目108番地	097-547-9086	大野川	白滝橋	
31	ダイエーコンサルタント株式会社	チャイルドハート鶴崎	大分市西鶴崎1丁目11番6号	097-527-5755	大野川	白滝橋	
32	特定非営利活動法人SMIS	スマイス生活介護事業所	大分市羽屋21番1号チュリス古国府壱	097-547-8722	大分川	府内大橋	
33	パーソルネクステージ株式会社	パーソルネクステージ大分	大分県大分市府内町一丁目6―32フオ	097-513-4266	大分川	府内大橋	
34	ピュアハート合同会社	放課後等デイサービスかがやき	大分県大分市大在北4丁目8番31号	097-565-0229	大野川	白滝橋	
35	ベストアシスト株式会社	就労継続支援B型事業所　Neo Road	大分市東浜1丁目4―10東浜ビル1階	097-574-9900	大分川	府内大橋	
36	有限会社　はる	自立訓練(生活訓練)ビフレスト	大分市下戸次字中姉子1245番地の1	097-548-8155	大野川 戸次古川	白滝橋 赤坂橋	
37	有限会社　はる	就労継続支援B型ビフレスト	大分市下戸次字中姉子1245番地の1	097-548-8155	大分川 大野川	府内大橋 白滝橋	
38	医療法人　とよみ会	グループホーム　田原荘(グループホーム　第二	大分市田原642-2	097-541-1040	大分川	同尻	
39	医療法人　至誠会	グループホーム誠心寮A	大分市大分4773番地の1	097-543-2366	大分川	府内大橋	
40	医療法人　至誠会	グループホーム誠心寮B	大分市大字大分4773番地の1	097-543-2366	大分川	府内大橋	
41	医療法人　至誠会	グループホーム誠心寮C	大分市大字大分4773番地の1	097-543-2366	大分川	府内大橋	
42	医療法人　至誠会	サニーファーム	大分市大分4772番地2	097-543-2366	大分川	府内大橋	
43	医療法人　社団青樹会	グループホーム　リバーサイド	大分市宮崎4番地の1	097-568-7991	大分川	府内大橋	
44	医療法人　藤本育成会	大分こども病院短期入所事業所	大分県大分市片島83番地の7	097-567-0050	大分川	府内大橋	
45	医療法人　同仁会	グループホームあおば	大分市三川上4丁目1番27号	097-551-6783	大野川	白滝橋	
46	医療法人　明和会	さくらハイム(さくらハイム1，2、3)	大分市古国府157番地1セゾン芝原A2	097-545-9335	大分川	府内大橋	
47	一般社団法人　Canぱす	ぱれっと	大分市曲字川成953-1	097-578-8102	大分川	府内大橋	
48	一般社団法人　SWライフ	おおす和み	大分市大州浜2丁目2番25号	097-558-2377	大分川 大野川	府内大橋 白滝橋	
49	一般社団法人　SWライフ	おおす和み2	大分市大州浜2丁目2-25-1	097-558-2377	大分川 大野川	府内大橋 白滝橋	
50	一般社団法人　SWライフ	おおす和み3	大分市大州浜2丁目23番	097-558-2377	大分川 大野川	府内大橋 白滝橋	

番号	所有者又は管理者	施設名	所在地	電話番号	河川名	水位観測所	備考
51	一般社団法人　SWライフ	サマン春日	大分市中春日町6-5　玉置ビル1号	097-547-9217	住吉川	西田室橋	
52	一般社団法人　TEAMでこぼこ	こんぺいとう　光吉	大分市光吉742番地の2	097-576-7456	大分川	府内大橋	
53	一般社団法人　ウィル	アップライト	大分市新栄町5-23	097-556-8201	大分川	府内大橋	
54	一般社団法人　ウィル	スタートアップ	大分市向原東2丁目2番4号	097-556-0923	大野川	白滝橋	
55	一般社団法人　グリーンフィールド	パン工房すばる	大分市奥田416	097-576-9501	大分川	同尻	
56	一般社団法人　ドリームコロニー	ドリームコロニー	大分市乙津港町1丁目5番28号　三宮ハ	097-560-1062	大野川	白滝橋	
57	一般社団法人　ほーぷ	放課後等デイサービスみらい	大分市賀来北2-9-1 クボタ48ビル102	097-599-3777	大分川	同尻	
58	一般社団法人　リブ・トゥギャザー	一葉　大分	大分市城崎町1丁目2番21　3階	097-574-5828	大分川	府内大橋	
59	一般社団法人　リブ・トゥギャザー	多機能事業所　一葉大分	大分市城崎町1丁目2番21号　オーシャ	097-574-5828	大分川	府内大橋	
60	一般社団法人　リブ・トゥギャザー	一葉　大分	大分市城崎町1丁目2番21　3階	097-574-5828	大分川	府内大橋	
61	一般社団法人　共生の会	児童発達支援事業所　みなと	大分市津守824番地の4	097-504-7265	大分川	府内大橋	
62	一般社団法人　共生の会	だるま	大分市津守824-4	097-535-8115	大分川	府内大橋	
63	一般社団法人　共生の会	工房きらら	大分市津守888－7	097-535-8115	大分川	府内大橋	
64	一般社団法人　共生の会	こどもデイサービスあまに	大分市津守824番地の4	097-504-7265	大分川	府内大橋	
65	一般社団法人　若葉会	カラフルビーンズ	大分市下判田2334-5	097-507-0837	大野川	白滝橋	
66	一般社団法人　若葉会	アトリエぽてりー	大分市下判田2327-2	097-507-0837	大野川	白滝橋	
67	一般社団法人　大分ゆたかの会	大分ゆたかの会	大分市田原68-1	097-574-4502	大分川	同尻	
68	一般社団法人　大分障害者地域リハビリテーションセンター	グループホーム夢のたね	大分県大分市森町616－1	097-556-6090	大野川	白滝橋	
69	一般社団法人　大分障害者地域リハビリテーションセンター	グループホーム夢のたね短期入所	大分県大分市森町616－1	097-556-6090	大野川	白滝橋	
70	一般社団法人　大分夢未来舎	大分夢未来舎A型事業所	大分市津留1911番地の14　第2外苑ビル	097-576-9102	大分川	府内大橋	
71	一般社団法人　虹色	こどもデイサービス夢色　大在事業所	大分市横田1丁目1-1　薬師寺ビルⅡ	097-578-6698	大野川	白滝橋	
72	一般社団法人　虹色	こどもデイサービス夢色　三佐事業所	大分市三佐1丁目20番25号	097-547-7541	大野川	白滝橋	
73	一般社団法人　虹色	こどもデイサービス夢色　木上事業所	大分市木上63番地　1階	097-578-6331	七瀬川	胡麻鶴	
74	一般社団法人　虹色	ソーシャルアーチ	大分市中戸次4597番地1	097-547-7710	大分川	府内大橋	
75	一般社団法人フェアリー	就労継続支援B型　エストウェイズ	大分市中津留二丁目2番3号	097-576-7503	大野川	白滝橋	
76	一般社団法人リブ・トゥギャザー	多機能型事業所　二葉　大分	大分市城崎町1丁目2番21号2階	097-574-5828	大分川	府内大橋	
77	一般社団法人輝	元気の源	大分市坂ノ市中央3丁目13番6号	097-592-5177	乙津川	川田橋	
78	一般社団法人日本スポーツクラブ	放課後等デイサービス　れがって	大分市日吉町2-19	097-574-4087	冥加川	府内大橋	
79	学校法人道徳学園	運動特化型児童発達支援ポレポレ	大分市金池町2丁目9番12号　金池開世	097-578-7630	大分川	府内大橋	
80	学校法人道徳学園	運動特化型放課後等デイサービスポレポレ	大分市金池町2丁目9番12号　金池開世	097-578-7630	大分川	府内大橋	
81	株式会社　Compassion	児童デイサービスえがお第2	大分市三川上3丁目2-33-1・2	097-556-2557	大野川	白滝橋	
82	株式会社　Compassion	児童デイサービス　えがお	大分市三川上2丁目5－8	097-556-2555	大野川	白滝橋	
83	株式会社　EC	きゃんデイ	大分市賀来北2丁目16番38号	097-586-6147	大分川	同尻	
84	株式会社　EC	ワークスクエア	大分市賀来北2丁目16番38号	097-574-7662	大分川	同尻	
85	株式会社　EC	ふれんど・すくえあ	大分市賀来北2丁目16番38号	097-586-6147	大分川	同尻	
86	株式会社　EC	エミフル	大分市賀来北2丁目10番28号	097-578-6126	大分川	同尻	
87	株式会社　EC	児童デイサービスセンター　トライアングル	大分市賀来北二丁目10番28号	097-574-7663	大分川	同尻	
88	株式会社　EC	チャーリースクエア	大分市賀来字棚田1683-1	097-578-6166	大分川	同尻	
89	株式会社　ETOS	放課後等デイサービス　なみおと	大分市碩田町2丁目2番27号	097-578-8674	大分川	府内大橋	
90	株式会社　ETOS	放課後等デイサービス　慈仙	大分県大分市中島東2丁目3-2香々都5	097-578-8674	大分川	府内大橋	
91	株式会社　Lino	就労継続支援B型事業所Kanon	大分県大分市向原東1丁目5-7	097-574-5465	大分川	府内大橋	
92	株式会社　with you	グループホーム美寿	大分市寿町8-2	097-513-5107	大野川	白滝橋	
93	株式会社　あすなろ	放課後等デイサービス　あすなろ	大分市森町西一丁目4番5号	097-578-6678	住吉川	西田室橋	
94	株式会社　イーハトーヴ	Maison MAFOLOBA	大分市金池町3丁目1番28号	08059959770	乙津川	白滝橋	
95	株式会社　イーハトーヴ	ショートステイ　MAFOLOBA	大分市金池町3丁目1番28号	08059959770	大分川	府内大橋	
96	株式会社　しんせいの杜	サンジョイ	大分市下戸次1270-1	097-507-9798	大野川	白滝橋	
97	株式会社　しんせいの杜	多機能事業所　サンジョイ	大分市中戸次4577番地1	097-511-4534	大野川	白滝橋	
98	株式会社　しんせいの杜	放課後等デイサービス　ジョイ	大分市中戸次4577番地1	097-511-4534	大野川	白滝橋	
99	株式会社　しんせいの杜	放課後等デイサービス　ここわ	大分市中戸次5932番地2	097-511-4997	大野川	白滝橋	
100	株式会社　ベジフル大分	就労継続支援A型事業所　ぽわろ	大分市下戸次1185番地の1	097-578-6200	冥加川	白滝橋	
101	株式会社　ベビーサポート	ASWITH（アスウィズ）	大分県大分市寿町6番地24ウィング寿2	097-578-7218	大分川	府内大橋	
102	株式会社　ベビーサポート	ASWITH（アスウィズ）2	大分県大分市中央町3丁目6-18OEセン	08087649107	住吉川	西田室橋	
103	株式会社　ムーヴメント	就労継続支援B型事業所　リバティ	大分市片島83-3	097-579-6380	大分川	府内大橋	
104	株式会社　ヤドカリカンパニー	就労継続支援A型事業所　ヤドカリ	大分県大分市常行字後田119－1	097-578-9996	大野川	白滝橋	
105	株式会社　れんげ草	グループホーム　やすこの家	大分市碩田町3丁目1-16	097-521-0267	大分川	府内大橋	
106	株式会社　育成サポート真心	ハッピーテラスキッズ　大分ルーム	大分市南春日町11番35号　学園ハイツ	097-514-1118	住吉川	西田室橋	
107	株式会社　育成サポート真心	ハッピーテラス大分教室	大分市南春日町11番35号学園ハイツ1	097-543-0556	住吉川	西田室橋	
108	株式会社　育成サポート真心	ハッピーテラスおおいた第2教室	大分県大分市中春日町5番32号サンラ	097-538-1118	住吉川	西田室橋	
109	株式会社　援ジョイワーク大分	就労継続支援A型事業所　援ジョイワーク大分	大分市西新地1丁目2番29号	097-574-7231	大分川	府内大橋	
110	株式会社　真愛	放課後等デイサービス真愛	大分市皆春267番地の7	097-503-5700	大野川	白滝橋	
111	株式会社　真愛	放課後等デイサービス真愛　南大分	大分市豊饒二丁目11番11号	097-543-2900	大分川	府内大橋	
112	株式会社　柏友	就労継続支援A型事業所　ソラマメ	大分市花高松3丁目10番39号	097-511-5940	大分川	府内大橋	
113	株式会社　柏友	就労継続支援B型事業所　ソラマメ	大分市花高松3丁目10番39号	097-511-5940	大野川	白滝橋	
114	株式会社　帆柱	もりもり	大分市森286番地の2	097-523-5507	大野川	白滝橋	
115	株式会社　帆柱	ふくふく	大分市森286番地の2	097-523-5507	大野川	白滝橋	
116	株式会社　帆柱	まるまるクラブ	大分市大字森286番地の2	097-523-0445	大野川	白滝橋	
117	株式会社　福祉の杜いまじん	いまじんワークス就労B	大分市田中町1丁目1番1号	097-538-6100	大分川	同尻	
118	株式会社ARU	就労継続支援B型事業所　エース	大分県大分市長浜町2丁目2番4	097-576-9599	大分川	府内大橋	
119	株式会社P・O・G	のびのばlab	大分県大分市明磧町二丁目14番11号	097-511-4812	大分川	同尻	
120	株式会社Rac	就労継続支援B型事業所　ツナグ	大分市松原町1丁目10-7	097-578-7176	大分川	府内大橋	
121	株式会社きずな	就労継続支援B型事業所　きずな	大分県大分市坂ノ市西二丁目5番8号	097-547-9370	乙津川	舟唐橋	
122	株式会社スマイルサポート	就労継続支援A型事業所　スマイルサポート	大分県大分市顕徳町三丁目1番16号	097-585-5285	大分川	府内大橋	
123	株式会社ナポレオンフィッシュ	ウォルト	大分市須賀1丁目2番7号	097-589-8161	大野川	白滝橋	
124	株式会社ハートコープおおいた	ハートコープおおいた青崎事業所	大分市青崎一丁目9番35号	097-529-9105	大野川	白滝橋	
125	株式会社ビレッジ	こどもデイサービス　ことり	大分市南春日町11番14号	09043496644	住吉川	西田室橋	
126	株式会社ぽぽらす	就労継続支援B型事業所ぽぽらす	大分県大分市下郡南4丁目6番28号	08090657723	大分川	府内大橋	
127	株式会社ぽぽらす	放課後等デイサービス　はなぐるま	大分市新栄町3-8	097-560-0985	大分川	府内大橋	
128	株式会社ミウラ産業	就労継続支援B型事業所　ルチア	大分県大分市大州浜一丁目8－19	097-578-7862	大野川	白滝橋	
129	株式会社ミライ	運動学習支援教室　スマイルパレット	大分県大分市上宗方390番地3あいある	097-578-8610	大分川	同尻	
130	株式会社ユー・システム・クリエイ	共同生活援助enful	大分県大分市三佐4丁目5-30	05031982046	大野川	白滝橋	
131	株式会社リアンスペース	就労継続支援B型事業所　くおーれ	大分市日岡2丁目6番1号	097-551-8611	大分川	府内大橋	
132	株式会社わくわく大分	輝　大分	大分市山津町二丁目13番8号	0975967934	大野川	白滝橋	
133	株式会社花千寿	大分福祉クリーンマット花	大分市中鶴崎2丁目46番	097-578-9735	大野川	白滝橋	
134	合同会社　CWORK	C.workセンター	大分市下郡中央2丁目4番11号	097-585-5399	大分川	府内大橋	
135	合同会社　ウォンツ	放課後等デイサービス　こみっと	大分市寺崎町1丁目6-32　レジデンス寺	097-578-7520	大野川	白滝橋	
136	合同会社　ウォンツ	放課後等デイサービス　れいあっぷ	大分市大字三芳1985-12	097-544-0606	住吉川	西田室橋	
137	合同会社　ジョイファーム大分	ジョイファーム大分	大分市賀来北2丁目2番22号	097-578-8705	大分川	同尻	
138	合同会社　願叶	トレジャーアイランドまき	大分県大分市牧1丁目16番32号	097-552-7070	大分川	府内大橋	
139	合同会社　太陽技研サービス	ゆい美容ケアリングby太陽技研	大分市賀来南1丁目1-79　由布コーポ1	097-543-5714	大分川	同尻	
140	合同会社　大樹	こどもデイサービス　ドリームノア萩原	大分県大分市萩原4丁目16-1	097-574-9210	大野川	白滝橋	
141	合同会社　夢の根	放課後等デイサービス　夢の木	大分市横田1丁目2-11	097-511-6642	大野川	白滝橋	
142	合同会社フューチャーC	放課後等デイサービスCanCan	大分県大分市金池町5丁目3番4号	097-560-1499	大分川	府内大橋	

番号	所有者又は管理者	施設名	所在地	電話番号	河川名	水位観測所	備考
143	合同会社みらい学園	放課後等デイサービスみらい学園	大分市金池町2丁目14番23号谷口ビル	097-576-9091	大分川	府内大橋	
144	合同会社ロイヤルウォッシュ	ディーキャリア　大分オフィス	大分市中央町４丁目２－１９栃屋ビル7(	097-536-7010	大分川	府内大橋	
145	合同会社学の会	学舎	大分市東院字小畑9-1	097-560-2589	大分川	同尻	
146	社会医療法人　敬和会	地域生活サポートセンター　けいわ	大分市皆春1521番地の1	097-521-0110	大野川	白滝橋	
147	社会医療法人財団　天心堂	天心堂こども発達支援センター　一休さん	大分市大字中戸次４528番地	097-597-5863	大野川	白滝橋	
148	社会福祉法人　アップルミント	カモミール	大分市宮河内2244-3	097-529-7007	大野川	白滝橋	
149	社会福祉法人　アップルミント	カモミール（スペアミント）	大分市宮河内2244-1	097-524-7007	大野川	白滝橋	
150	社会福祉法人　アップルミント	就労継続支援Ｂ型　ペパーミント	大分市宮河内2244-3	097-524-7007	大野川	白滝橋	
151	社会福祉法人　アップルミント	生活介護　ローズマリー	大分市宮河内2244-3	097-524-7007	大野川	白滝橋	
152	社会福祉法人　アップルミント	短期入所　スペアミント	大分市宮河内上新田2244-1	097-524-7007	大野川	白滝橋	
153	社会福祉法人　シンフォニー	ファミール（ファミール中尾）	大分市大字中尾６０４番１	097-549-7335	大分川	同尻	
154	社会福祉法人　シンフォニー	ファミール（ファミール中尾Ⅱ）	大分市中尾477番地1	097-567-6025	大分川	同尻	
155	社会福祉法人　シンフォニー	ファミール（ファミール森町）	大分市森町696-1	097-567-6025	大野川	白滝橋	
156	社会福祉法人　シンフォニー	こどもデイサービスまーち♪	大分市大字中尾603	097-586-5577	大分川	同尻	
157	社会福祉法人　シンフォニー	コンチェルトもりまち	大分市森町５４３－１	097-521-2932	大野川	白滝橋	
158	社会福祉法人　シンフォニー	コンチェルト	大分市中尾６０３番地	097-586-5577	大分川	同尻	
159	社会福祉法人　シンフォニー	ファンタジアもりまち	大分市森町５４３－１	097-521-2932	大野川	白滝橋	
160	社会福祉法人　シンフォニー	短期入所事業　ファミール	大分市中尾604番1	097-586-5577	大分川	府内大橋	
161	社会福祉法人　つわ蕗会	グループホームつわぶき	大分市顯徳町3丁目2番23号	097-594-0003	大分川	府内大橋	
162	社会福祉法人　つわ蕗会	障がい福祉サービス事業所つわぶき園	大分市顯徳町３丁目２番２１号	097-536-3430	大分川	府内大橋	
163	社会福祉法人　つわ蕗会	就労サポート事業所　ミチテル	大分市賀来北1丁目１１番２９号	097-574-9102	大分川	同尻	
164	社会福祉法人　つわ蕗会	Fun　Like	大分市中央町1丁目4-22サクラヤビル6	097-538-6601	大分川	府内大橋	
165	社会福祉法人　とんとん	こども発達支援教室すもも	大分市田中町二丁目6番51号	097-546-3400	大分川	同尻	
166	社会福祉法人　とんとん	こども発達支援センターもも	大分市田中町二丁目16番7号	097-546-3400	大分川	同尻	
167	社会福祉法人　とんとん	放課後デイサービスくるみ	大分市田中町二丁目16番7号	097-546-3400	大分川	同尻	
168	社会福祉法人　ハーモニー	ケアホームハーモニー	大分市中戸次1300番地1	097-597-8818	大野川	白滝橋	
169	社会福祉法人　ハーモニー	障がい者支援施設　ハーモニーの森	大分市中戸次6042番地	097-597-8818	大野川	白滝橋	
170	社会福祉法人　ハーモニー	ショートステイハーモニーの森	大分市中戸次1300番地1	097-576-7851	大野川	白滝橋	
171	社会福祉法人　ハーモニー	ショートステイハーモニーの森	大分市中戸次6042番地	097-597-8818	大野川	白滝橋	
172	社会福祉法人　ラポール	マルシェ	大分市下戸次1253番	097-586-7272	大野川	白滝橋	
173	社会福祉法人　ラポール	エスポワール	大分市下戸次1253番地	097-586-7272	大野川	白滝橋	
174	社会福祉法人　清流共生会	生活介護センター舞鶴清流苑	大分市西新地2丁目5-40	097-573-2088	大分川	府内大橋	
175	社会福祉法人　幸福会	ラ・ソーレ（ラ・ソーレ1）	大分市大字片島字山崎1027-1	097-578-8833	大野川	白滝橋	
176	社会福祉法人　幸福会	ラ・ソーレ（ラ・ソーレ2）	大分市北下郡11組の6日田農機ビル1(	097-567-5677	大分川	府内大橋	
177	社会福祉法人　幸福会	ラ・ソーレ（燦シャイン）	大分市片島8-3-2	097-578-8833	大分川	府内大橋	
178	社会福祉法人　幸福会	ラ・ソーレ（燦シャイン2）	大分市片島字山崎1053-5	097-578-8833	大分川	府内大橋	
179	社会福祉法人　幸福会	ソレイユ	大分市片島８－４－２	097-567-5677	大分川	府内大橋	
180	社会福祉法人　幸福会	短期入所事業所ラ・ソーレ	大分市片島字山崎１０２７番地の１	097-567-1836	大分川	府内大橋	
181	社会福祉法人　若草会	児童発達支援　といろ	大分県大分市上宗方1215番地の1	097-574-6325	大分川	同尻	
182	社会福祉法人　新友会	グループホームひまわり辻（グループホームひまわ	大分市山津町1丁目7番7号	097-551-3615	大野川	白滝橋	
183	社会福祉法人　新友会	グループホームひまわり辻（グループホームひまわ	大分市大字乙津57番地2　A棟、B棟	097-595-1533	大野川	白滝橋	
184	社会福祉法人　新友会	ひまわりフードサービス	大分市中鶴崎2丁目6-13	097-521-8771	大野川	白滝橋	
185	社会福祉法人　杉の木会	杉の木園	大分市田原398番地の1	097-541-3535	大分川	同尻	
186	社会福祉法人　杉の木会	第二杉の木園	大分市上戸次3967番地の2	097-598-0330	大野川	白滝橋	
187	社会福祉法人　清流会	グループホーム「らいむらいと　1」	大分市南津留13番4号	097-556-8673	大分川	府内大橋	
188	社会福祉法人　清流会	グループホーム「らいむらいと　2」	大分市下郡１７２３番地の１１	097-556-8673	大分川	府内大橋	
189	社会福祉法人　清流会	就労継続支援Ｂ型事業所「ぴーぷるすて一しょん」	大分市南津留17-12	097-556-8673	大分川	府内大橋	
190	社会福祉法人　清流共生会	共同生活援助　フォレスト1番館	大分県大分市森字太郎丸４００番６	097-527-6600	大野川	白滝橋	
191	社会福祉法人　大分すみれ会	共同生活援助グループホームきずな	大分市下宗方4の1	097-541-6202	大分川	同尻	
192	社会福祉法人　大分すみれ会	障害福祉サービス事業所ワーク大分すみれ会	大分市下宗方760番の1	097-586-1501	大分川	同尻	
193	社会福祉法人　大分すみれ会	短期入所事業所きずな	大分市下宗方4番の1	097-541-6202	大分川	同尻	
194	社会福祉法人　大分県盲人協会	ホーム「しののめ」	大分市中島東1丁目2番12号	097-532-8450	大分川	府内大橋	
195	社会福祉法人　大分県盲人協会	作業所「なかしま」	大分市中島東1丁目2番12号	097-532-8450	大分川	府内大橋	
196	社会福祉法人　大分市福祉会	あっとホームあい	大分市下判田字上田中２３３５－１	097-529-7300	大野川	白滝橋	
197	社会福祉法人　大分市福祉会	福祉工場「松岡」	大分市松岡字ツル田4079番地	097-520-5020	大野川	白滝橋	
198	社会福祉法人　大分市福祉会	多機能型事業所「おおいた」	大分市松岡3743番地	097-520-0580	北鼻川	大堀樋門	
199	社会福祉法人　大分市福祉会	多機能型事業所「おおいた」短期入所事業	大分市下判田字上田中2335-1	097-520-0580	大野川	白滝橋	
200	社会福祉法人　大分市福祉会	放課後等デイサービス「たっち」	大分市松岡3743番地	097-520-0580	北鼻川	大堀樋門	
201	社会福祉法人　博愛会	博愛会地域総合支援センター事業所（グループホーム　トマト）	大分市上春日町10組	097-574-8668	住吉川	西田室橋	
202	社会福祉法人　博愛会	博愛会地域総合支援センター事業所（グループホームたむろ）	大分市田室町2214番1	097-574-8668	住吉川	西田室橋	
203	社会福祉法人　博愛会	第一博愛事業所（やすらぎ）	大分市畑中１－３	097-543-3852	大分川	府内大橋	
204	社会福祉法人　博愛会	第二博愛事業所（グループホーム　たんぽぽ）	大分市中戸次３８６４番地の３	097-597-5705	大野川	白滝橋	
205	社会福祉法人　穂燈舎	はなぞの	大分市花江川4－28	097-521-2740	大野川	白滝橋	
206	社会福祉法人　法治会	就労継続支援事業所　げんき塾	大分市南津留23番31号	097-578-8740	大分川	府内大橋	
207	社会福祉法人　萌葱の郷	戸次なごみ園	大分市中戸次4454-1	097-578-8323	大野川	白滝橋	
208	社会福祉法人　豊肥福祉会	放課後等デイサービス　翔の輪	大分市角子原1丁目11番22号	097-574-7142	大野川	白滝橋	
209	社会福祉法人　豊肥福祉会	ひかりの杜　むなかた（あかり）	大分市上宗方1224番地2	097-535-8788	大分川	同尻	
210	社会福祉法人　豊肥福祉会	介護サービス内包型共同生活援助事業所　美久の杜（宇宙の家）	大分市中戸次4776番地2	097-535-8815	大野川	白滝橋	
211	社会福祉法人　豊肥福祉会	介護サービス内包型共同生活援助事業所　美久の杜（希望の家）	大分市中戸次4776番地2	097-535-8815	大野川	白滝橋	
212	社会福祉法人　豊肥福祉会	介護サービス内包型共同生活援助事業所　美久の杜（銀河の家）	大分市中戸次4776番地2	097-535-8815	大野川	白滝橋	
213	社会福祉法人　豊肥福祉会	ひかりの杜　むなかた（つき）	大分市上宗方1224番地2	097-535-8788	大分川	同尻	
214	社会福祉法人　豊肥福祉会	ひかりの杜　むなかた（ほし）	大分市上宗方1224番地2	097-535-8788	大分川	同尻	
215	社会福祉法人　豊肥福祉会	ひかり	大分市田尻92番1	097-535-8788	大分川	同尻	
216	社会福祉法人　豊肥福祉会	就労継続支援Ｂ型事業所　美久の杜	大分市中戸次4776番地2	097-535-8815	大野川	白滝橋	
217	社会福祉法人　夢・ひこうせん	夢・ひこうせん	大分市下戸次4255番地	097-597-8817	大野川	白滝橋	
218	社会福祉法人城東保育園	じょうとうベースseva	大分県大分市萩原3丁目17-23	08046962127	大分川	府内大橋	
219	小美風土5合同会社	ボラーノの広場	大分市乙津町11-4	097-574-7546	大野川	白滝橋	
220	小美風土5合同会社	イギリス海岸	大分県大分市北鶴崎1丁目35番	097-574-7546	大野川	白滝橋	
221	大分県医療生活協同組合	医療生協　子育て・療育支援センター「きらり」	大分市大字皆春字善福寺383-4	097-523-5316	大野川	白滝橋	
222	特定非営利活動法人　SMIS（ス	スマイス福祉サービス	大分市上田町三丁目3番4-110号チュリ	097-547-0151	大分川	府内大橋	
223	特定非営利活動法人　SMIS（ス	多機能事業所スマイス・羽屋（エンジョイ放課後等デイサービス）	大分市上田町三丁目3番4-110号チュリ	097-547-8722	大分川	府内大橋	
224	特定非営利活動法人　すばる	作業所　すばる	大分市木上1515番地	097-541-0122	七瀬川	胡麻鶴	
225	特定非営利活動法人　ばらの会作	ばらの会作業所シャローム大分	大分市萩原2-9-12	097-532-3488	大分川	府内大橋	
226	特定非営利活動法人　ホビータイ	ホビータイム　海原	大分市三佐4丁目168番地1	097-578-9120	大野川	白滝橋	
227	特定非営利活動法人　ホビータイ	ホビータイム　三佐	大分市三佐5丁目180番地	097-578-9120	大野川	白滝橋	
228	特定非営利活動法人　ホビータイ	ホビータイム　海原	大分市海原739番地3	097-578-9120	大野川	白滝橋	
229	特定非営利活動法人　みんなのあ	就労継続支援センター　あおぞら	大分市萩原1丁目9番1号	097-558-8285	大分川	府内大橋	
230	特定非営利活動法人　ゆう	作業所ゆう	大分市豊饒字丸田176番地の2	097-544-8892	大分川	府内大橋	
231	特定非営利活動法人　ゆう	アフター　ゆう	大分市豊饒176番地の2	097-544-8892	大分川	府内大橋	
232	特定非営利活動法人　レガーレ	ぶらぼう作業所	大分市永興三ケ田町162番3	097-535-7535	大分川	府内大橋	
233	特定非営利活動法人　レガーレ	来夢	大分市花高松1丁目3番2	097-574-9539	大分川	府内大橋	
234	特定非営利活動法人　ワーカース	放課後等デイサービスほたる	大分市本神崎７３－１	097-576-8677	小猫川	桜橋	

番号	所有者又は管理者	施設名	所在地	電話番号	河川名	水位観測所	備考
235	特定非営利活動法人　大分DAR	大分DARCデイケアセンター	大分市府内町3丁目７－１９	097-574-5106	大分川	府内大橋	
236	特定非営利活動法人ASAHIおお	多機能型事業所　コーズ	大分市皆春1606番地1	097-576-9113	大野川	白滝橋	
237	特定非営利活動法人ASAHIおお	多機能型事業所　コーズ	大分市西鶴崎3丁目1-12山村ビル1階	097-576-9113	大野川	白滝橋	
238	特定非営利活動法人大分県難病	ふれあい	大分市日岡3丁目5-16	097-535-8755	大分川・大野川	府内大橋・白滝橋	
239	発達研究所ななせ合同会社	モデラート	大分市大字光吉1179番地	097-579-6350	大分川	府内大橋	
240	発達研究所ななせ合同会社	アレグロ	大分県大分市畑中2丁目6-60	097-585-5033	大分川	府内大橋	
241	有限会社　さくら荘	スタジオ　さくら	大分市須賀2丁目１７番９号	097-547-7745	大野川	白滝橋	
242	有限会社　高城介護サービス	こどもデイサービス　青い鳥	大分市北鶴崎2丁目5番5号	097-521-5656	大野川	白滝橋	
243	有限会社　高城介護サービス	こどもデイサービス　青い鳥　萩原	大分市萩原2丁目１０－２８	097-573-2227	大分川	府内大橋	
244	社会福祉法人　シンフォニー	ファンタジア	大分県大分市大字中尾６０３番地	097-586-5577	大分川	同尻	
245	社会福祉法人　清流共生会	就労継続支援B型事業所　つむぐ	大分県大分市西新地2丁目5-40	097-573-2088	大分川	府内大橋	
246	株式会社　福祉の杜いまじん	グループホームいまじん中島西	大分県大分市中島西3丁目8番35号	097-538-6100	大分川・大野川	府内大橋・西円寺橋	
247	株式会社　ベジフル大分	多機能型事業所　ぼわろ	大分県大分市大字下戸次1185番地の1	097-578-6200	大野川・戸次古川	白滝橋・静橋	
248	株式会社ARU	就労継続支援B型事業所クローバー	大分県大分市長浜町2丁目10-12ユナイ	097-576-9599	大分川	府内大橋	
249	株式会社ARU	就労継続支援B型事業所キング	大分県大分市城崎町2丁目2-12P&Cビルデイングパークサイド203号	097-576-9599	大分川	府内大橋	
250	株式会社　Lino	就労継続支援B型事業所Kanon	大分県大分市向原東1丁目5-7	097-574-5465	大分川・大野川	府内大橋・白滝橋	
251	株式会社スマイルサポート	就労継続支援A型事業所　スマイルサポート	大分県大分市顕徳町三丁目１番１６号	097-585-5285	大分川	府内大橋	
252	株式会社　グランドワーク	グランドワーク	大分県大分市弁天三丁目4番21号	097-536-7700	大分川	府内大橋	
253	一般社団法人　悠愛	医療型特定短期入所サービス　みつばち	大分県大分市萩原4丁目9番1号	097-547-8883	大分川・大野川	府内大橋・白滝橋	
254	株式会社ゆうゆうサービス	まちのマッサージ屋さん	大分県大分市都町三丁目7番25号	070-55948739	大分川・大野川	府内大橋・白滝橋	
255	株式会社Place　Of　Rebirth	テラスハウス常行	大分県大分市常行36-6	097-532-0100	大野川	白滝橋	
256	株式会社　わかば	あおばデイルーム	大分県大分市豊饒三丁目9番2号	097-545-8998	大分川	府内大橋	
257	GO-RISE株式会社	eガーデン	大分県大分市南津留6番13号ZEROビル	097-574-8499	大分川	府内大橋	
258	株式会社HUGKUMU	就労継続支援B型事業所　はぐくむ	大分県大分市大道町二丁目3番12号1	097-545-8996	住吉川	西田室橋	
259	株式会社HUGKUMU	SKホーム泉町	大分県大分市泉町12-10	097-511-9135	大分川	府内大橋	
260	Fine株式会社	OZデイおおいたFunFun	大分県大分市羽田673	097-574-9172	大分川・乙津川	府内大橋・大在橋	
261	一般社団法人　虹色	こどもデイサービス夢色　大在事業所	大分県大分市横田1丁目1-1　西田ビル	097-578-6698	大野川	白滝橋	
262	合同会社　ウォンツ	多機能型事業所れいあっぷ	大分県大分市三芳1985-12	097-544-0606	住吉川	西田室橋	
263	合同会社　ウォンツ	放課後等デイサービスどろっぷ	大分県大分市三芳939番3	097-543-3665	住吉川	西田室橋	
264	ダイエーコンサルタント株式会社	チャイルドハートたかた	大分県大分市下徳丸130-1番地	097-547-8465	大野川	白滝橋	
265	株式会社　真愛	放課後等デイサービス真愛萩原	大分県大分市萩原1-17-9	097-579-6830	大分川	府内大橋	
266	一般社団法人　ウィル	スタートアップ三佐	大分県大分市三佐1260-1	097-560-2162	大野川	白滝橋	
267	株式会社　MIZUMA	放課後等デイサービス　RAINBOOTS	大分県大分市横尾東町2丁目1-2	09013497582	大野川	白滝橋	
268	株式会社　Rac	多機能型事業所　ツナグ	大分県大分市岩田町3丁目21番9号	097-585-5167	大分川	府内大橋	
269	合同会社　願叶	トレジャーアイランドもりまち	大分県大分市森町西1丁目3番2号エム	097-521-1777	大野川	白滝橋	
270	株式会社ミライ	運動学習支援教室　スマイルパレット森町Ⅰ・Ⅱ	大分県大分市森町西5丁目5番1号	097-578-6712	大野川	白滝橋	
271	株式会社ARU	オセロ	大分県大分市長浜町2丁目11-18中村3	097-576-9599	大分川	府内大橋	
272	社会福祉法人　白菊会	多機能型事業所スマイスセレソンサポート田尻	大分県大分市田尻477	097-535-0611	大分川	同尻	
273	社会福祉法人　白菊会	スマイスセレソンサポート	大分県大分市田尻473	07019488313	大分川	同尻	
274	社会福祉法人　白菊会	多機能型事業所スマイスセレソンサポート三佐	大分県大分市三佐5丁目119番地の2	097-535-0611	大野川	白滝橋	
275	社会福祉法人　白菊会	スマイスセレソンサポート大分	大分県大分市金池町1丁目6-3セントラ	070-19493265	大分川	府内大橋	
276	社会福祉法人　白菊会	スマイスセレソンサポート大手町	大分県大分市大手町1丁目1-34	08091026373	大分川	府内大橋	
277	社会福祉法人　白菊会	多機能型事業所スマイスセレソンサポート碩田	大分県大分市泉町10-15	097-535-0611	大分川	府内大橋	
278	株式会社ひなど	ひこうせん　賀来	大分県大分市賀来北1丁目1番29号	097-586-0033	大分川	同尻	
279	株式会社ひなど	ひこうせん　羽屋	大分県大分市羽屋4丁目1番68号	097-573-5170	大分川	同尻	
280	株式会社ひなど	ひこうせん宗方	大分県大分市上宗方1352番地1	097-541-5101	大分川	同尻	
281	株式会社ひなど	ひこうせん　花園	大分県大分市花園1丁目7番94号	097-543-1115	大分川	同尻	
282	株式会社　MIZUMA	放課後等デイサービス　RAINBOOTS	大分県大分市横尾東町2丁目1-2	09013497582	大野川	白滝橋	
283	一般社団法人　沙羅の木	放課後等デイサービスひだまり	大分県大分市田中町2丁目11番1号	097-546-8800	大分川	同尻	
284	病児保育コンサルティング株式会	すみれいろ	大分県大分市大手町三丁目2番1号アネックス大手町201号	097-578-7613	大分川	府内大橋	
285	病児保育コンサルティング株式会	パーケケ	大分県大分市大手町三丁目2番1号アネックス大手町201号	097-578-7613	大分川	府内大橋	
286	合同会社ひまわり	児童発達支援・放課後等デイサービスひまわり	大分県大分市羽田408-5	097-568-0355	大分川	府内大橋	
287	合同会社セリゴウ・クローバー	えだは	大分県大分市志村2丁目1-33	080-5246-6645	大野川	白滝橋	
288	株式会社Place　Of　Rebirth	多機能型事業所マジカルホーム	大分県大分市弁天2丁目3-10	097-513-0005	大分川	府内大橋	

ウ．児童福祉施設等

番号	所有者又は管理者	施設名	所在地	電話番号	河川名	水位観測所	備　考
1	大分市	浜町保育所	大分市新川西2丁目3-1	097-532-4611	大分川	府内大橋	
2	大分市	新春日町保育所	大分市顕徳町1丁目14-14	097-535-0650	大分川	府内大橋	
3	大分市	住吉保育所	大分市碩田町3丁目3-4	097-534-2924	大分川	府内大橋	
4	(福)白菊会	ゆめの泉こども園	大分市新川町1丁目1228番1	097-535-0611	大分川	府内大橋	
5	(福)愛光会	上野愛光保育園	大分市六坊北町6番72号	097-544-5411	大分川	府内大橋	
6	(株)愛夢	中央町保育園	大分市中央町2丁目5-3セントポールタビル2F	097-532-3716	大分川	府内大橋	
7	社会福祉法人 愛光会	上野愛光第二保育園	大分市六坊北町6番66号	097-544-5001	大分川	府内大橋	
8	大分市	裏川保育所	大分市大字下郡1721-31	097-568-1708	大分川	府内大橋	
9	(福)天心会	天心保育園	大分市牧1丁目7-4	097-551-5578	大分川・大野川	府内大橋・白滝橋	
10	(福)友愛会	東舞鶴保育園	大分市東浜1丁目6-30	097-551-2103	大分川・大野川	府内大橋・白滝橋	
11	(福)花咲き会	まいづる保育園	大分市東津留2丁目14-11	097-551-5298	大分川・大野川	府内大橋・白滝橋	
12	(福)九州ｷﾘｽﾄ教社会福祉事業団	めぐみ保育園	大分市花高松3丁目2-12	097-558-9873	大野川・原川・金屋川	白滝橋・日岡橋	
13	NPO法人たんぽぽ保育園	たんぽぽ保育園	大分市花津留2丁目22-9	097-551-8512	大分川・大野川	府内大橋・白滝橋	
14	合同会社 MKY	きらきら保育園	大分市岩田町3-1-4ﾊｲﾑｴｽﾎﾟｰﾙ102	097-553-5191	大分川	府内大橋	
15	(福)友愛会	なかつる保育園	大分市中津留1丁目5-27	097-554-2525	大分川・大野川	府内大橋・白滝橋	
16	(株)ひおか保育園	ひおか保育園	大分市日岡2丁目6番1	097-573-0808	大野川・大分川	府内大橋・白滝橋	
17	(福)新樹会	南春日保育所	大分市南春日町4-31	097-544-1831	住吉川	西田室橋	
18	合同会社 YTG	そらいろ保育園	大分市大道町3丁目3番7号	097-535-7510	住吉川	西田室橋	
19	大分市	下郡保育所	大分市下郡北2丁目2-17	097-567-0788	大分川	府内大橋	
20	(福)大分県福祉会	滝尾保育園	大分市大字羽田456	097-569-3384	大分川・米良川	府内大橋・米良橋	
21	(株)TOMORROW CAMPANY	森のさんぽ道	大分市下郡南4丁目1-9	097-560-3013	大分川	府内大橋	
22	(株)TOMORROW COMPANY	ﾃｽの木	大分市下郡中央3丁目8番10号	097-567-2080	大分川	府内大橋	
23	(福)森友会	おだやかな森保育園	大分市大字下郡3483番地の5	097-567-2525	大分川	府内大橋	
24	(福)若草会	府内保育園	大分市畑中1丁目4番24号	097-545-4501	大分川	府内大橋	
25	(福)守山会	南大分保育園	大分市羽屋新町2丁目1番28号	097-543-6406	大分川	府内大橋	
26	(株)ｽﾌﾗｳﾄ	こどもの森すぷらうと	大分市古国府3丁目11番10号	097-574-6537	大分川	府内大橋	
27	NPO法人 SMIS	ｽﾏｲｽ・ｷｯｽﾞ保育園	大分市上田町3丁目3-4-110号 ﾁｭﾘｽ古国府壱番館1F	097-543-6100	大分川	府内大橋	
28	(株)ｺｰﾌﾟｷｯｽﾞ大分	田中南保育園	大分市田中町3丁目12番3号	097-579-6850	大分川	同尻	
29	(福)小中島保育園	小中島保育園	大分市小中島3丁目1-28	097-527-3403	大野川	白滝橋	
30	(福)洗心保育園	洗心保育園	大分市三佐4丁目8-16	097-527-3063	大野川	白滝橋	
31	(福)西浜会	鶴崎保育園	大分市大字鶴崎1672	097-521-1336	大野川	白滝橋	
32	(福)慶円会	鶴崎同光園	大分市南鶴崎2丁目3-8	097-521-2190	大野川	白滝橋	
33	(福)八潮会	松岡保育園	大分市大字松岡4758	097-520-2418	大野川	白滝橋	
34	(福)龍華保育園	龍華保育園	大分市大字森町549	097-527-2961	大野川	白滝橋	
35	(福)明治福祉会	七海保育園	大分市大字森町479-1	097-535-8191	大野川	白滝橋	

番号	所有者又は管理者	施設名	所在地	電話番号	河川名	水位観測所	備考
36	(株)ﾊｳｽｱｲﾗﾝﾄﾞ	いえじま保育園	大分市大字家島835番	097-511-5109	大野川	白滝橋	
37	一般社団法人 ほがらか園	ほがらか園	大分市大字毛井字中村191-3	097-574-4779	大野川・北鼻川	白滝橋・大堀樋門	
38	大分市	あかつき保育所	大分市大字中判田1880-2	097-597-0043	大野川	白滝橋	
39	(福)順徳会	さくら保育園	大分市大字中戸次4226	097-597-0087	大野川・戸次古川	白滝橋・静橋	
40	(福)同朋福祉会	みのりこども園	大分市大字中戸次4536	097-597-6869	大野川・戸次古川	白滝橋・静橋	
41	合同会社 かんがるー保育園	かんがるー保育園	大分市中判田1737-6	097-578-7935	大野川	白滝橋	
42	(有)存心会	よいこのくにこども園	大分市大字光吉1209	097-569-9666	大分川	府内大橋	
43	(有)KRME	みつよし園	大分市大字宮崎937-17	097-504-7215	大分川	府内大橋	
44	(株)ﾅｰｽﾘｰｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ	もみの木保育園	大分市賀来北2丁目3514	097-574-4283	大分川・賀来川	同尻・宮苑	
45	(福)ｸﾞﾘｰﾝｺｰﾌﾟ	わさだりすの森保育園	大分市上宗方字四反田424-1	097-529-5557	大分川・七瀬川	同尻・胡麻鶴	
46	(福)明治福祉会	桜町こども園	大分市寿町1-19	097-547-7515	大分川・住吉川	府内大橋・西田室橋	
47	(福)森友会	かがやきの森こども園	大分市顕徳町2丁目2番41号	097-536-6008	大分川	府内大橋	
48	(福)城東保育園	じょうとうこども園	大分市萩原3丁目17-16	097-558-8248	大分川・大野川	府内大橋・白滝橋	
49	(学)田中学園	ｱｲﾘｽこども園	大分市高松東3丁目6-14	097-558-0700	大野川・大分川・原川・金堤	白滝橋・府内大橋・古国府堰	
50	(福)藤本愛育会	ｷｯﾄﾞﾜｰﾙﾄﾞこども園	大分市大字片島412-2	097-568-8400	大分川・米良川	府内大橋・木ノ元橋	
51	(福)あすなろ会	津守あすなろこども園	大分市津守12組	097-567-6625	大分川	府内大橋	
52	(福)城南福祉会	ゆりかごこども園	大分市田中町1丁目16番8号	097-544-4776	大分川	同尻	
53	(福)とんとん	大分いちごこども園	大分市田中町2丁目16番7号	097-546-2666	大分川	府内大橋	
54	(福)なかよし	ｺｽﾓｽこども園	大分市大字豊饒2丁目4番48号	097-547-2011	大分川	府内大橋	
55	(有)大分ふたば	ふたばこども園	大分市広瀬町1丁目1番52号	097-543-2858	大分川	府内大橋	
56	(福)玉林会	南大分に笑顔咲くえん わらひ	大分市畑中1丁目11番4号	097-547-0111	大分川	府内大橋	
57	(福)清流共生会	高田のぞみこども園	大分市大字関園747	097-524-0801	大野川	白滝橋	
58	(学)河野学園	皆春あけぼのこども園	大分市大字皆春383-3	097-578-6668	大野川	白滝橋	
59	(福)あゆみ福祉会	かくこどもえん	大分市賀来南2丁目6-35	097-549-2786	大分川・賀来川	同尻・宮苑	
60	(福)つくし会	東稙田こども園	大分市大字田尻589-2	097-541-3769	七瀬川	胡麻鶴	
61	(福)霊山会	稙田こども園	大分市大字市445-2	097-541-0082	大分川	同尻	
62	NPO法人ｽﾏｲｽｾﾚｿﾝ	ｽﾏｲｽｾﾚｿﾝこども園	大分市大字田尻473	097-541-7880	七瀬川	胡麻鶴	
63	(福)霊山会	稙田ほまれこども園	大分市上宗方379番1	097-541-0111	大分川・七瀬川	同尻・胡麻鶴	
64	(福)森友会	よいこの森こども園(本園)	大分市花江川4番12号	097-527-6433	大野川	白滝橋	
65	(福)森友会	よいこの森こども園(角子原分園)	大分市角子原2丁目163	097-574-6226	大野川	白滝橋	
66	(学)立山学園	なかまの森こども園	大分市角子原一丁目9番21号	097-521-5550	大野川	白滝橋	
67	大分市	かないけ認定こども園	大分市金池町3丁目1番90号	097-532-5506	大分川	府内大橋	
68	NPO法人ｽﾏｲｽｾﾚｿﾝ	ゆめのほし保育園	大分市大手町1-1-34-2F	097-574-5263	大分川	府内大橋	
69	(株)ｷｯｽﾞｸﾗﾌﾞ	中島西保育園	大分市中島西1丁目8番34号	097-529-8022	大分川・住吉川	府内大橋・西田室橋	
70	にこにこ高城園合同会社	たかじょうえん。	大分市新貝7番31号	097-558-8873	大分川・大野川	府内大橋・白滝橋	
71	(福)藤本愛育会	ｷｯﾄﾞﾜｰﾙﾄﾞｻｰﾄﾞ保育園	大分市大字片島字下津留439番地の1	097-554-8500	大分川・米良川	府内大橋・木ノ元橋	
72	株式会社 TOMORROW COMPAN	ﾅｰｻﾘｰ ﾛﾍﾟ	大分市下郡中央3丁目8番24号	097-560-5088	大分川	府内大橋	
73	個人経営	ゆめっこ保育園	大分市畑中1丁目11番3号	097-545-7045	大分川	府内大橋	
74	(学)大津学園	みどり第二保育所	大分市大字森字浦門268番	097-535-8661	大野川	白滝橋	
75	社会福祉法人 萌葱の郷	へつぎ保育園	大分市中戸次5620番地	097-574-8673	大野川・戸次古川	白滝橋・静橋	
76	個人経営	なないろ保育室	大分市金池町2丁目9番19-1313号	090-7927-2257	大分川	府内大橋	
77	個人経営	ちゅうりっぷ保育室	大分市金池町4丁目9番21号 ｶﾙﾌｰﾙ金池301	070-4696-8792	大分川	府内大橋	
78	個人経営	まるも保育室	大分市花園二丁目10番28-804号ｻﾝﾄﾉｰﾚ古国府	097-546-6768	大分川	府内大橋	
79	個人経営	012保育室	大分市畑中4-11-14	097-554-5021	大分川	府内大橋	
80	個人経営	青空保育室	大分市乙津町12番9号	097-527-6088	大野川	白滝橋	
81	個人経営	なかよし保育室	大分市森300番地の22	097-523-5812	大野川	白滝橋	
82	新日鉄住金㈱大分製鉄所	大分どんぐりのもり保育園	大分市原新町17-26	097-503-1363	大分川・大野川	府内大橋・白滝橋	
83	(株)ﾗｲﾌｽﾃｰｼﾞ大分	大道にじいろ保育園	大道町3丁目2番8号	097-511-3302	住吉川	西田室橋	
84	(株)ﾗｲﾌｽﾃｰｼﾞ大分	ｵｱｼｽにじいろ保育園	大分市東鶴崎3丁目1番7号	097-527-3020	大野川	白滝橋	
85	有限会社 GLOBAL LINK	Global Link International School	大分市碩田町3-2-2	097-538-1813	大分川	府内大橋	
86	株式会社　高橋商店	Primary School Oita	大分市金池町3-1-78	097-532-2018	大分川	府内大橋	
87	有限会社　牧保育園	牧保育園	大分市牧2-10-34	097-558-4129	大分川・大野川	府内大橋・白滝橋	
88	有限会社　中央技研	めばえ乳児園	大分市日岡3-2-6	097-556-6800	大野川・大分川	府内大橋・白滝橋	
89	株式会社　O. I. P	大分インターナショナルプリスクール	大分市末広町2-3-11	097-535-9825	住吉川	西田室橋	
90	株式会社　MKB	下郡せいしん保育園	大分市下郡北3-14-10　ﾒｿﾞﾝﾄﾞｰﾙⅢ103	097-569-4001	大分川	府内大橋	
91	株式会社　花音	こおりん保育園　古国府園	大分市古国府3丁目9-52	097-545-5665	大分川	府内大橋	
92	有限会社　こばと	こばと保育園	大分市大石町5-3-7	097-549-2248	大分川・乙津川	同尻・乙津樋門	
93	株式会社　ミライ	ミライ保育園　みなみおおいた	大分市田中町3-1-18　CP南大分ｾﾝﾄﾗ	097-547-2722	大分川	府内大橋	
94	特定非営利活動法人 スマイスセレソン	スマイスセレソンスポーツ幼児園三佐	大分市三佐5丁目119番地2	097-574-6492	大野川	白滝橋	
95	草野　陽一郎	ばらのか保育園	大分市森町西5-14-10　ﾚｽﾎﾟｱｰﾙ102	097-527-4861	大野川	白滝橋	
96	株式会社　エイコー	ひだまり保育園	大分市常行427-2	097-522-2224	大野川	白滝橋	
97	合同会社　わかば	若葉園	大分市大字関園660-5	097-521-7672	大野川	白滝橋	
98	株式会社　愛夢	あいむ保育園　大分わさだ園	大分市玉沢755-1　ﾄｷﾊわさだﾀｳﾝﾌｪｽﾃｨﾊﾞﾙﾀｳﾝ1F	097-576-8416	七瀬川	胡麻鶴	
99	特定非営利活動法人スマイスセレソン	スマイスセレソンスポーツ幼児園	大分市大字田尻473番	097-529-7245	七瀬川	胡麻鶴	
100	吉賀　幸成	保育所かくきた園	大分市賀来北2-20-1　ﾌｧﾐｰﾕⅠ 103	097-549-7708	大分川・賀来川	同尻・宮苑	
101	長谷川　真知子	小百合会　子どもの家	大分市都町3-2-21　百合ﾋﾞﾙ202	097-533-0347	大分川・住吉川	府内大橋・西田室橋	
102	ライフデザインラボ株式会社	Sick Child Care Stationさくらいろ保育園	大分市大手町3丁目2番1号　ｱﾎﾟﾛｽ大手町101	097-578-7612	大分川	府内大橋	
103	渡邉　真奈美	Maman	大分市東津留1-2-23	097-552-5656	大分川	府内大橋	
104	広瀬　勝貞	アイネス（働きたい女性のための託児サービス）	大分市東春日町1-1	097-534-2039	住吉川	西田室橋	
105	有限会社　ウェルファー	どんぐりグロー園	大分市下郡南4丁目6番17-1号	097-569-3975	大分川	府内大橋	
106	芝田　真奈美	すぴか保育園	大分市花園1-5-33　コーポ近広103	090-8355-5063	大分川	府内大橋	
107	岡本　佳美	ぴっぱら24時間託児所	大分市北鶴崎1-5-21	097-523-6450	大野川	白滝橋	
108	医療法人　至誠会　帆秋病院	帆秋病院　さくらんぼ保育園	大分市大字大分4772-2	097-543-2366	大分川	府内大橋	
109	日本製鉄株式会社九州製鉄所　大分地区	大分どんぐりのもり保育園	大分市原新町17-26	097-503-1363	大野川・大分川	府内大橋・白滝橋	
110	大分県立病院	大分県立病院　ひまわり保育園	大分市豊饒2-7-3	097-546-7277	大分川	府内大橋	
111	社会医療法人　敬和会	社会医療法人敬和会　ふたば保育園	大分市皆春1520番地の2	097-527-5900	大野川	白滝橋	
112	住友化学株式会社　大分工場	すみかキッズおおいた	大分市鶴崎2200番地	097-523-0066	大野川	白滝橋	
113	社会医療法人財団　天心堂	社会医療法人財団天心堂　院内保育所たんぽぽ	大分市大字中戸次字寺ノ内5111-1	097-597-0303	大野川・戸次古川	白滝橋・静橋	
114	株式会社　愛夢	あいむ保育園　おおいた園	大分市都町3-1-5ｸﾞﾘｰﾝﾘｯﾁﾎﾃﾙ1階	097-585-5930	大分川	府内大橋	
115	株式会社ルージュフィル	ナーサリースクールマジカルガーデン	大分市中島西1-8-40	097-532-0101	大分川	府内大橋	
116	株式会社　ニチイ学館	ニチイキッズかなめ保育園	大分市要町6-46	097-513-9001	大分川	府内大橋	
117	株式会社　大分合同エデュカル	ぶんぶん保育園	大分市府内町3-8-8　ﾊﾆｶﾑﾌﾟﾗｻﾞ2F	097-547-8032	大分川	府内大橋	
118	株式会社　回線媒体研究所	ベビスポ大分保育園	大分市寿町6-24　ｳｲﾝｸﾞ寿1F及び201号	097-585-5039	住吉川	西田室橋	
119	株式会社　ミライ	保育所ちびっこランド大分高砂園	大分市高砂町3-10　ｽｰﾌﾟﾙ大分ﾋﾞﾙ2F	097-529-7137	大分川・住吉川	府内大橋・西田室橋	
120	大分赤十字病院	大分赤十字病院すずらん保育園	大分市住吉町1-4-10	097-532-6188	大分川・住吉川	府内大橋・西田室橋	
121	株式会社　サトー運輸	にこにこたかじょうえん。	大分市新栄町4-4	097-547-7175	大野川・大分川	府内大橋・白滝橋	
122	有限会社　愛石油	おおみち保育園	大分市大道町5-4-52　ﾀｲﾑﾛｰﾄﾞﾋﾞﾙ102	097-579-6858	住吉川	西田室橋	
123	合同会社　かなで	かなで保育園	大分市田室町9-33	097-545-0770	住吉川	西田室橋	
124	株式会社　日光観光フーズ	西大道ひかり保育園	大分市西大道2丁目1番8号	097-529-7671	住吉川	西田室橋	
125	GOEN株式会社	ごえん保育園	大分市北下郡1716-2	097-529-7950	大分川	府内大橋	
126	社会福祉法人　松山会	なかよしバンビーノ保育園	大分市下郡山の手2-17	097-567-3733	大分川	府内大橋	
127	ハーネスタクシー株式会社	ハーネス保育園	大分市下郡中央1-1-17	097-569-2233	大分川	府内大橋	

番号	所有者又は管理者	施設名	所在地	電話番号	河川名	水位観測所	備考
128	有限会社　KRME	ひだまりのおか保育園	大分市大字宮崎937-1	097-504-7715	七瀬川	胡麻鶴	
129	株式会社　セファイドシステム	めもり一保育園	大分市大字津守360-1	097-567-6000	大分川	府内大橋	
130	株式会社　ニチイ学館	ニチイキッズ羽屋保育園	大分市上田町2丁目1番66号　第11名城ビル1階	097-573-6417	大分川	府内大橋	
131	株式会社　わかば	わかばこどもルーム	大分市畑中3-1-5	097-578-6661	大分川	府内大橋	
132	寺脇産業　有限会社	カルミア保育園	大分市横尾東町2丁目1番56号	097-579-6735	大野川	白滝橋	
133	株式会社　前田工務店	こーず保育園	大分市皆春1606-1	097-576-9116	大野川	白滝橋	
134	特定非営利活動法人スマイスセレソン	スマイスセレソン三佐保育園	大分市三佐5丁目119番地	097-547-8222	大野川	白滝橋	
135	社会福祉法人　雄山会	みなはる保育園	大分市皆春266-5	097-527-6444	大野川	白滝橋	
136	特定非営利活動法人スマイスセレ	スマイスセレソンスポーツ保育園	大分市田尻470	097-529-7249	七瀬川	胡麻鶴	
137	株式会社　はなはな	はなはなこどもルーム	大分市玉沢1027-1	097-547-7878	七瀬川	胡麻鶴	
138	SAKAI株式会社	SAKAIみらいほいくえん	大分市中戸次5671-1	097-547-7457	大野川・戸次古川	白滝橋・静橋	
139	株式会社　I	スマイスセレソン大在保育園	大分市大在北1-5-15	097-578-7977	大野川	白滝橋	
140	運営委員会	東大分校区児童育成クラブ	大分市萩原1-10-7	097-560-8677	大分川	府内大橋	
141	運営委員会	津留校区児童育成クラブ	大分市東津留1-4-1	097-552-8346	大分川	府内大橋	
142	運営委員会	舞鶴校区児童育成クラブ	大分市西浜2番1号	097-556-4110	大分川	府内大橋	
143	運営委員会	金池校区児童育成クラブ	大分市金池町3-1-90	097-536-6285	大分川	府内大橋	
144	運営委員会	大道校区児童育成クラブ	大分市大道町2-9-57	097-545-7220	住吉川	西田室橋	
145	運営委員会	東稙田校区児童育成クラブ	大分市田尻499の1番地	097-542-2299	七瀬川	胡麻鶴	
146	運営委員会	稙田校区児童育成クラブ	大分市木上433番地の1	097-541-4677	七瀬川	胡麻鶴	
147	運営委員会	豊府校区児童育成クラブ	大分市上田町3-4-1	097-545-3114	大分川	府内大橋	
148	運営委員会	三佐校区児童育成クラブ	大分市三佐5-6-35	097-522-2741	乙津川	白滝橋	
149	運営委員会	鶴崎校区児童育成クラブ	大分市南鶴崎3-3-1	097-521-4512	乙津川	白滝橋	
150	運営委員会	荏隈校区児童育成クラブ	大分市荏隈1380番地	097-549-7711	大分川	同尻	
151	運営委員会	南大分校区児童育成クラブ	大分市二又町2-4-1	097-544-1819	大分川	府内大橋	
152	運営委員会	下郡校区児童育成クラブ	大分市下郡北3-17-23	097-568-5101	大分川	府内大橋	
153	運営委員会	戸次校区児童育成クラブ	大分市大字中戸次4280番地	097-579-6144	大野川	白滝橋	
154	運営委員会	長浜校区児童育成クラブ	大分市長浜町2-6-25	097-537-8811	大分川	府内大橋	
155	運営委員会	賀来校区児童育成クラブ	大分市賀来68番地の2	097-549-2365	大分川	同尻	
156	運営委員会	別保校区児童育成クラブ	大分市森町963番地の1	097-523-1922	乙津川	白滝橋	
157	運営委員会	高田校区児童育成クラブ	大分市下徳丸38番地の2	097-523-1401	大野川	白滝橋	
158	運営委員会	八幡校区児童育成クラブ	大分市大字生石82番地の1	097-532-1341	祓川	八幡	
159	運営委員会	大在西校区児童育成クラブ	大分市角子原1-4-41	097-523-5929	大野川	白滝橋	
160	運営委員会	碩田学園児童育成クラブ	大分市碩田町2丁目5-60	097-576-8855	大分川	府内大橋	
161	運営委員会	上戸次校区児童育成クラブ	大字端登1792番地	097-596-1330	大野川	筒井大橋	
162	生活協同組合コープおおいた	コープ学童保育ほうふ	大分市上田町3丁目2番15号	097-529-9100	大分川	府内大橋	
163	NPO法人ワーカーズコープ	南大分校区　ぽてとクラブ	大分市三ケ田町2番-4-14	097-529-6300	大分川	府内大橋	
164	(公財)シルバー人材育成センター	シルバー人材センター児童育成クラブ	大分市金池町3-2-3	097-585-5545	大分川	府内大橋	
165	大分県福祉会	滝尾保育園滝尾児童クラブ	大分市羽田456番地(滝尾保育園内)	097-569-3384	大分川	府内大橋	
166	生活協同組合コープおおいた	コープ学童保育しもごおり	大分市下郡中央2-1	097-547-8245	大分川	府内大橋	
167	有限会社大分ふたば	学童クラブふたばっこ	大分市広瀬町1－1－52	097-543-5611	大分川	広瀬橋	
168	社会福祉法人　清流共生会	高田のぞみ学童クラブ	大分市大字常行266-1	097-503-5315	大野川	白滝橋	
169	大分市	府内こどもルーム	大分市中島西2丁目1-52	097-532-7918	大分川	府内大橋	
170	大分市	大分南部こどもルーム	大分市大字曲1113	097-567-4145	大分川	府内大橋	
171	大分市	原新町こどもルーム	大分市原新町1－31	097-551-2611	大野川	白滝橋	
172	大分市	鶴崎こどもルーム	大分市東鶴崎1丁目2-3	097-527-2158	大野川	白滝橋	
173	大分市	大南こどもルーム	大分市大字中戸次5115-1	097-574-7792	大野川	白滝橋	
174	大分市	稙田こどもルーム	大分市大字玉沢743-2	097-541-1291	七瀬川	胡麻鶴	
175	大分市	しらゆりハイツ	大分市南春日町4-40	097-545-9502	住吉川	西田室橋	
176	大分県福祉会	森の木	大分市中尾457-1	097-549-3508	大分川	同尻	
177	大分県	大分県こども・女性相談支援センター	大分市荏隈町5丁目	097-543-5681	大分川	同尻	

エ　医療施設等

番号	所有者又は管理者	施設名	所在地	電話番号	河川名	水位観測所	備考
1	医療法人八宏会	医療法人八宏会　有田胃腸病院	大分市牧1-2-6	097-556-1772	大分川	府内大橋	
2	医療法人畏敬会	井野辺病院	大分市大字中尾字平255	097-586-5522	大分川	同尻	
3	医療法人芝蘭会	今村病院	大分市大手町3-2-29	097-532-5181	大分川	府内大橋	
4	医療法人善昭会	オアシス第一病院	大分市東鶴崎3-3-19	097-527-2211	大野川	白滝橋	
5	医療法人善昭会	オアシス第二病院	大分市東鶴崎2-3-30	097-527-2500	大野川	白滝橋	
6	社会医療法人敬和会	大分岡病院	大分市西鶴崎3-7-11	097-522-3131	乙津川	白滝橋	
7	医療法人大分記念病院	大分記念病院	大分市羽屋4-2-8	097-543-5005	大分川	府内大橋	
8	医療法人岡仁会	大分共立病院	大分市明磧町1丁目2番9号	097-543-1177	大分川	同尻	
9	大分県勤労者医療生活協同組合	大分協和病院	大分市大字宮崎953-1	097-568-2333	大分川	府内大橋	
10	大分県医療生活協同組合	大分健生病院	大分市古ヶ鶴1-1-15	097-558-5140	大分川	府内大橋	
11	大分県知事	大分県立病院	大分市豊饒二丁目8番1号	097-546-7111	大分川	府内大橋	
12	医療法人藤本育成会	大分こども病院	大分市大字片島83-7	097-567-0050	大分川	府内大橋	
13	社会医療法人三愛会	大分三愛メディカルセンター	大分市大字市1213番地	097-541-1311	七瀬川	胡麻鶴	
14	医療法人一信会	大分整形外科病院	大分市岩田町1-1-41	097-552-5151	大分川	府内大橋	
15	日本赤十字社	大分赤十字病院	大分市千代町3-2-37	097-532-6181	大分川・住吉川	府内大橋・西田室橋	
16	社会医療法人恵愛会	社会医療法人恵愛会　大分中村病院	大分市舞鶴町1丁目4番1号	097-536-5050	大分川	府内大橋	
17	医療法人圭成会	大分泌尿器科病院	大分市長浜町2-1-32	097-532-3177	大分川	府内大橋	
18	医療法人大川産婦人科病院	大川産婦人科病院	大分市末広町2-4-16	097-536-3511	大分川・住吉川	府内大橋・西田室橋	
19	医療法人凱風会	織部病院	大分市田中町一丁目8番62号	097-544-2377	大分川	同尻	
20	医療法人久真会	河野脳神経外科病院	大分市大字森町字花ノ木通511-1	097-521-2000	乙津川	白滝橋	
21	医療法人社団盛友会	小深田消化器病院	大分市賀来南1-15-31	097-549-4114	大分川	同尻	
22	医療法人愛敬会	城東病院	大分市牧2-16-16	097-558-7828	大分川・乙津川	府内大橋・白滝橋	
23	医療法人社団三杏会	医療法人社団三杏会　仁医会病院	大分市古国府6-2-47	097-544-7171	大分川	府内大橋	
24	医療法人光心会	諏訪の杜病院	大分市大字津守888番地6	097-567-1277	大分川	府内大橋	
25	医療法人慈善会	医療法人慈善会　膳所胃腸肛門泌尿器病院	大分市金池町1丁目9番38号	097-534-0035	大分川	府内大橋	
26	社会医療法人関愛会	大東よつば病院	大分市大字松岡1946番地	097-520-3555	大野川・北鼻川	白滝橋・大堀橋間	
27	医療法人博光会	塚川第一病院	大分市東春日町5-25	097-532-0234	大分川・住吉川	府内大橋・西田室橋	
28	社会医療法人財団天心堂	天心堂へつぎ病院	大分市大字中戸次5956	097-597-5777	大野川	白滝橋	
29	医療法人永冨	永冨記念病院	大分市大字玉沢78番地	097-548-7733	七瀬川	胡麻鶴	
30	医療法人至誠会	帆秋病院	大分市大字大分4772番地の2	097-543-2366	大分川	府内大橋	
31	医療法人社団青樹会	リバーサイド病院	大分市大字宮崎6-3	097-568-7991	大分川	府内大橋	
32	医療法人創生会	安達産婦人科	大分市大字宮崎937-4	097-569-1123	大分川	府内大橋	
33	医療法人ウェルビーイング	あべ胃腸病内視鏡クリニック	大分市大字片島396番地の1	097-578-6898	大分川・米良川	府内大橋・木の元橋	
34	医療法人恵伸会	大分あべハートクリニック　内科・循環器科・リハビリテーション科	大分市萩原3-22-28	097-552-1567	大分川・乙津川	府内大橋・白滝橋	
35	医療法人啓生会	アンジェリッククリニック浦田	大分市花津留2-10-2	097-558-2020	大分川	府内大橋	
36	医療法人英光会	あんどう糖尿病内科クリニック	大分市高松1-4-4	097-551-0814	乙津川	白滝橋	
37	医療法人アトリエ	いしい産婦人科醫院	大分市下郡北三丁目434番地2	097-569-7770	大分川	府内大橋	
38	医療法人東雲会	市ヶ谷整形外科	大分市古国府6-3-5	097-546-2188	大分川	府内大橋	
39	一番ケ瀬　義彦	一番ケ瀬内科医院	大分市大道町6丁目9組	097-543-5555	住吉川	西田室橋	

番号	所有者又は管理者	施設名	所在地	電話番号	河川名	水位観測所	備考
40	医療法人孝萌会	伊東レディースクリニック	大分市大字森660-1	097-523-3232	乙津川	白滝橋	
41	医療法人畏敬会	井野辺府内クリニック	大分市府内町1-3-23	097-533-0255	大分川	府内大橋	
42	医療法人うえお乳腺外科	うえお乳腺外科	大分市二又町一丁目3番5号	097-514-0025	大分川	同尻	
43	上野　秀晃	上野醫院	大分市田中町三丁目2番14号	097-543-3231	大分川	同尻	
44	医療法人春風	うちのうリハビリテーションクリニック	大分市錦町2-13-14	097-538-0202	大分川	府内大橋	
45	医療法人雄飛会	宇野内科医院	大分市萩原1-17-4	097-552-2600	大分川	府内大橋	
46	法務大臣	大分刑務所医務部診療所	大分市畑中五丁目4番1号	097-543-5177	大分川	府内大橋	
47	医療法人圭成会	おおいたメディカルクリニック	大分市上田町3-1-56	097-543-5001	大分川	府内大橋	
48	医療法人宥和会	大分府内レディースクリニック	大分市府内町2-3-25	097-535-1060	大分川	府内大橋	
49	医療法人大和会	大嶋医院	大分市大字竹中2666	097-597-0015	大野川	白滝橋	
50	医療法人大塚眼科医院	大塚眼科医院	大分市田中町三丁目12番69号	097-544-4422	大分川	同尻	
51	医療法人進修会	おおつかクリニック	大分市住吉町1-2-16	097-535-1122	大分川・住吉川	府内大橋・西田室橋	
52	医療法人織部消化器科	織部消化器科	大分市大字森386	097-523-0033	乙津川	白滝橋	
53	医療法人延寿会	織部泌尿器科	大分市大字森550-1	097-523-3330	乙津川	白滝橋	
54	医療法人蔭山眼科	蔭山眼科	大分市南鶴崎2-2-24	097-522-1671	乙津川	白滝橋	
55	医療法人凛彩会	かさぎ泌尿器科医院	大分市大字中戸次4840-3	097-586-7117	大野川	白滝橋	
56	医療法人正徹会	かやしま内科	大分市古ヶ鶴2-1-1	097-552-0770	大分川	府内大橋	
57	医療法人信愛会	辛島内科・消化器内科	大分市賀来新川2-1-15	097-549-3333	大分川	同尻	
58	医療法人明昇会	国東循環器クリニック	大分市大字上宗方417-6	097-541-4886	大分川	同尻	
59	医療法人靖和会	玄同内科医院	大分市大字横瀬493-1	097-541-6663	大分川	同尻	
60	医療法人顕友会	さかき眼科	大分市大字玉沢708番地の1	097-588-8666	七瀬川	胡麻鶴	
61	医療法人佐藤クリニック	佐藤クリニック	大分市金池町2-8-18	097-535-0480	大分川	府内大橋	
62	医療法人心葉消化器外科	心葉消化器外科	大分市下郡中央3-10-14	097-567-8577	大分川	府内大橋	
63	医療法人南山会	仙波整形外科	大分市二又町一丁目3番27号	097-543-0606	大分川	同尻	
64	医療法人社団愛育会	医療法人社団愛育会曽根崎産婦人科医院	大分市二又町一丁目2番7号	097-543-3939	大分川	同尻	
65	医療法人宗村大腸肛門科	園田医院	大分市府内町1-3-1	097-536-1769	大分川	府内大橋	
66	種子田　秀樹	たねだ内科	大分市豊饒二丁目3番23号	097-545-1122	大分川	府内大橋	
67	社会医療法人三愛会	たばるクリニック	大分市大字田原936番地1の1	097-541-2345	大分川	同尻	
68	医療法人啓弘会	田村山下眼科	大分市大字森590-1	097-524-1177	乙津川	白滝橋	
69	社会医療法人三愛会	のつはる診療所	大分市大字野津原906番地の1	097-588-1311	七瀬川	一ノ瀬橋	
70	医療法人福光医院	福光医院	大分市大字下郡1854-1（北下郡10-2）	097-568-0070	大分川	府内大橋	
71	医療法人顕祥会	藤本整形外科医院	大分市賀来北2-10-18	097-549-3330	大分川	同尻	
72	医療法人大分朋友会	朋友クリニック	大分市大字下宗方258	097-586-1377	大分川	同尻	
73	医療法人堀永産婦人科医院	堀永産婦人科医院	大分市府内町2-5-13	097-532-5289	大分川	府内大橋	
74	医療法人誠医会	松山医院大分腎臓内科	大分市大字田尻457-1	097-541-1151	七瀬川	胡麻鶴	
75	医療法人悠育会	みやむらレディースクリニック	大分市大字田尻427-2	097-586-1551	七瀬川	胡麻鶴	
76	医療法人泰山会	三好医院	大分市大字森町534-10	097-522-1010	乙津川	白滝橋	
77	医療法人宗村大腸肛門科	むねむら大腸肛門クリニック	大分市古国府5丁目1番29号	097-547-1115	大分川	府内大橋	
78	医療法人敬正会	八木整形外科	大分市金池町3-1-77	097-536-1381	大分川	府内大橋	
79	医療法人山下循環器科内科	山下循環器科内科	大分市大字下判田2349-1	097-597-1110	大野川	白滝橋	
80	医療法人優路	わさだかかりつけ医院泌尿器科クリニック	大分市大字口戸字田島59	097-586-1212	七瀬川	胡麻鶴	
81	生野　末子	生野助産所	大分市豊饒三丁目11番53号	097-545-0380	大分川	府内大橋	

0

オ．学校施設等

番号	所有者又は管理者	施設名	所在地	電話番号	河川名	水位観測所	備　考
1	(学)ひまわり学園	ひまわり幼稚園	大分市中島中央1丁目2-18	097-532-2506	大分川	府内大橋	
2	(学)大分ｶﾄﾘｯｸ学園	ｶﾄﾘｯｸ海星幼稚園	大分市中央町3丁目7番30号	097-534-4840	大分川	府内大橋	
3	(学)渡邊学園	とぜん幼稚園	大分市日吉町10-22	097-558-2786	大分川・大野川	府内大橋・白滝橋	
4	(学)後藤学園	ごとう幼稚園	大分市畑中4丁目7番47号	097-543-7898	大分川	府内大橋	
5	(学)大分愛隣学園	愛隣幼稚園	大分市南大平寺3丁目8番1号	097-544-6453	大分川	府内大橋	
6	(学)後藤学園	えのくま幼稚園	大分市大字荏隈1227番地	097-549-4780	大分川・七瀬川	同尻・七ヶ瀬橋	
7	(学)上東学園	もりまち幼稚園	大分市大字森町403番地の2	097-527-3330	大野川	白滝橋	
8	(学)大分ｶﾄﾘｯｸ学園	ｶﾄﾘｯｸ鶴崎幼稚園	大分市大字皆春西小路213番地	097-521-3174	大野川	白滝橋	
9	大分市	大分市立滝尾幼稚園	大分市大字羽田515番地の1	097-569-3581	大分川・米良川	府内大橋・木ノ元橋	
10	大分市	大分市立舞鶴幼稚園	大分市西浜2番1号	097-551-8560	大分川・大野川	府内大橋・白滝橋	
11	大分市	大分市立高田幼稚園	大分市下徳丸38番地の4	097-521-1902	大野川	白滝橋	
12	(学)すぎのこ学園	すぎのこ幼稚園	大分市大字羽田988番地2	097-569-1730	大分川	府内大橋	
13	(学)大分聖公学園	聖公幼稚園	大分市中島西3丁目8番4号	097-537-3688	大分川・住吉川	府内大橋・西田室橋	
14	学校法人　ひまわり学園	ひまわり幼稚園　幼児部こどものいえ	大分市中島中央1-2-18	097-532-2506	大分川	府内大橋	
15	大分県所管	千代町幼稚園	大分市千代町3-3-8	097-535-0201	大分川・住吉川	府内大橋・西田室橋	
16	大分市	大在西小学校	大分市角子原1丁目4番41号	097-521-1005	大野川	白滝橋	
17	大分市	鶴崎中学校	大分市大字皆春1200番地1	097-521-1040	乙津川	白滝橋	
18	大分市	鶴崎小学校	大分市南鶴崎三丁目３－１	097-521-2441	大野川	鶴崎橋	
19	大分市	三佐小学校	大分市三佐5丁目6－8	097-527-2063	乙津川	白滝橋	
20	大分市	高田小学校	大分市大字下徳丸38番地の2	097-527-2387	大野川	鶴崎橋	
21	大分市	別保小学校	大分市大字森町963番地の1	097-527-3011	乙津川	白滝橋	
22	大分市	東陽中学校	大分市大字下徳丸197番地1	097-527-6100	大野川	鶴崎橋	
23	大分市	八幡小学校	大分市大字生石82番地の1	097-532-2908	祓川	八幡	
24	大分市	金池小学校	大分市金池町三丁目１－90	097-534-2500	大分川	府内大橋	
25	大分市	長浜小学校	大分市長浜町二丁目6－25	097-534-5251	大分川	府内大橋	
26	大分市	碩田学園	大分市碩田町二丁目5番60号	097-534-6359	大分川	府内大橋	
27	大分市	稙田小学校	大分市大字木の上433番地の1	097-541-0009	大分川	同尻	
28	大分市	稙田中学校	大分市大字市589番地2	097-541-0015	七瀬川	胡麻鶴	
29	大分市	東稙田小学校	大分市大字田尻499番地の1	097-541-0400	七瀬川	胡麻鶴橋	
30	大分市	稙田西中学校	大分市大字田原378番地	097-541-4312	大分川	同尻	
31	大分市	王子中学校	大分市南春日町6番1号	097-543-0291	住吉川	西田室橋	
32	大分市	上野ケ丘中学校	大分市上野町4番5号	097-543-1278	大分川	府内大橋	
33	大分市	大道小学校	大分市大道町二丁目９－57	097-543-2093	住吉川	西田室橋	
34	大分市	南大分中学校	大分市大字奥田754番地1	097-543-2623	大分川	同尻	
35	大分市	南大分小学校	大分市大字奥田772番地の1	097-544-2539	大分川	同尻	
36	大分市	豊府小学校	大分市大字羽屋13番地の1	097-545-0909	大分川	府内大橋	
37	大分市	賀来中学校	大分市大字賀来101番地3	097-549-2560	大分川	同尻	
38	大分市	賀来小学校	大分市大字賀来68番地の2	097-549-2743	大分川	同尻	
39	大分市	城南中学校	大分市大字荏隈754番地19	097-549-2949	大分川	同尻	
40	大分市	荏隈小学校	大分市大字荏隈1380番地	097-549-5101	大分川	同尻	
41	大分市	舞鶴小学校	大分市西浜2－1	097-551-5235	大分川	府内大橋	
42	大分市	原川中学校	大分市寺崎町一丁目10－1	097-552-3770	乙津川	白滝橋	
43	大分市	津留小学校	大分市東津留一丁目４－１	097-558-3117	大分川	府内大橋	
44	大分市	東大分小学校	大分市萩原一丁目10－30	097-558-3659	大分川	府内大橋	
45	大分市	桃園小学校	大分市山津町二丁目７－１	097-558-7638	大野川	白滝橋	
46	大分市	稙田南中学校	大分市大字田尻123番地1	097-567-1011	七瀬川	胡麻鶴	
47	大分市	下郡小学校	大分市下郡北三丁目17－23	097-567-3711	大分川	府内大橋	

番号	所有者又は管理者	施設名	所在地	電話番号	河川名	水位観測所	備考
48	大分市	滝尾小学校	大分市大字羽田515番地の1	097-568-0099	米良川	木の元橋	
49	大分市	上戸次小学校	大分市大字端登1792番地	097-596-1101	大野川	白滝橋	
50	大分市	戸次小学校	大分市大字中戸次4280番地	097-597-0026	大野川	白滝橋	
51	大分市	戸次中学校	大分市大字中戸次4508番地1	097-597-0040	大野川	白滝橋	
52	大分市	竹中中学校二豊学園分校	大分市大字端登5番地	097-597-1177	河原内川	瓜生橋	
53	(学)岩田学園	岩田中学校・高等学校	大分市岩田町1丁目1番1号	097-558-3007	大分川	府内大橋	
54	(学)平松学園	大分東明高等学校	大分市千代町2-4-4	097-535-0201	大分川	府内大橋	
55	(学)平松学園	向陽中学校	大分市千代町3-3-24	097-535-0201	大分川	府内大橋	
56	(学)渡邊学園	大分国際情報高等学校	大分市新貝11番40号	097-558-3734	大分川	府内大橋	
57	大分県	大分鶴崎高等学校	大分市南鶴崎3丁目5番1号	097-527-2166	大野川	鶴崎橋	
58	大分県	大分県立盲学校	大分市金池町3丁目1-75	097-532-2638	大分川	府内大橋	
59	大分県	新生支援学校	大分市大字玉沢980-1	097-541-0336	大分川	七瀬川	
60	大分県	大分県立聾学校	大分市金池町3丁目1-60	097-538-6661	大分川	府内大橋	
61	大分県	大分豊府高等学校	大分市大字羽屋600番地1	097-546-2222	大分川	府内大橋	
62	大分県	大分豊府中学校	大分市大字羽屋600番地1	097-546-2404	大分川	府内大橋	
63	大分県	大分舞鶴高等学校	大分市今津留1丁目19番1号	097-558-2268	大分川	府内大橋	
64	大分県	大分商業高等学校	大分市西浜4-2	097-558-2611	大分川	府内大橋	

⑧高潮浸水想定区域の指定状況

県は、水位周知海岸について、氾濫した場合に浸水が予想される区域を法第14条の3に規定される高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に関係する想定し得る最大規模の高潮による高潮浸水想定区域図は次のとおりである。

海岸名	公表年月日	区域
豊前豊後沿岸	令和３年６月22日	大分市北西側全域の海岸
豊後水道西沿岸	令和３年６月22日	大分市南西側全域の海岸

※豊前豊後沿岸：大分県中津市字小祝から大分県大分市大字佐賀関まで

※豊後水道西沿岸：大分県大分市大字佐賀関から大分県佐伯市蒲江大字波当津浦まで

⑨　高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設等

ア．老人福祉施設等

番号	所有者又は管理者	施設名	所在地	電話番号	備考
1	社会福祉法人西浜会	さわやか荘デイサービスセンター	大分市大字鶴崎2189番地	097-521-8777	
2	医療法人緑心会	デイサービスセンターそよ風	大分市生石1丁目80番	097-533-7850	
3	社会福祉法人清流共生会	デイサービスセンター舞鶴清流苑	大分市西新地2丁目5-40	097-573-2088	
4	医療法人進修会	デイサービスおおつか	大分市住吉町1丁目2番16号	097-535-1222	
5	大分県医療生活協同組合	デイサービスたかまつ	大分市高松1丁目9番18号	097-574-8456	
6	株式会社K＆Y	デイサービスセンターふれあい	大分市新貝7番29号	097-551-3305	
7	株式会社恵の会	デイサービスセンターせつげっか	大分市三川上1丁目4番28号	097-551-6200	
8	株式会社恵の会	デイサービスセンターほのか	大分市下郡大字下郡字尻込3708番地19	097-568-3355	
9	株式会社ソレイユ	ソレイユガーデン	大分市中島西2丁目2番15号	097-532-2111	
10	医療法人鶴友会	デイサービスラファミリア	大分市南鶴崎2丁目6番5号	097-527-2880	
11	医療法人雄飛会	デイサービスルームス	大分市牧2丁目17番5号牧ロイヤルプラザ203	097-574-8131	
12	株式会社和敬	デイサービスセンター花咲の里	大分市花高松2丁目10番14号	097-529-7455	
13	株式会社IB	リハビリ型デイサービスさんさん	大分市中島東1丁目3番5号シャガール中島101号	097-532-0660	
14	マカリオス姉妹株式会社	デイサービスカリス中島	大分市中島中央1丁目2番6号	097-535-7828	
15	医療法人ライフサポート	デイサービスセンターめいわ	大分市花津留1丁目11-15	097-552-2001	
16	株式会社ラック	レッツ倶楽部中島	大分市中島中央2丁目4番30号	092-473-0101	
17	医療法人雄飛会	デイケアパワースポット	大分市萩原1丁目17番4号	097-529-8585	
18	医療法人進修会	デイケアおおつか	大分市住吉町1丁目2番16号	097-535-1122	
19	医療法人芝蘭会	今村病院通所リハビリテーション	大分市大手町3-2-29	097-532-5181	
20	医療法人進修会	ショートステイおおつか	大分市住吉町1丁目2番16号	097-535-2555	
21	社会福祉法人仁愛会	碩田柞原の里指定短期入所生活介護事業所	大分市弁天1丁目2-3	097-547-8787	
22	医療法人進修会	ショートステイ中島	大分市中島中央1丁目1番8号	097-529-5199	
23	医療法人博光会	塚川第一病院	大分市東春日町5番25号	097-532-0234	
24	医療法人博光会	グループホームつかがわ	大分市東春日町5番25号	097-548-5122	
25	医療法人進修会	グループホームおおつか	大分市住吉町1丁目2番16号	097-535-2333	
26	社会福祉法人長久会	グループホームリバーサイド長久苑	大分市南津留91番1	097-576-7711	
27	メディカル・ケア・サービス九州株式会社	愛の家グループホーム大分花津留	大分市花津留一丁目12番31号	097-504-1060	
28	医療法人慈善会	介護老人保健施設さくらハウスぜぜ	大分市牧1丁目25番1号	097-503-1882	
29	社会医療法人敬和会	大分豊寿苑	大分市大字皆春1521番地の1	097-521-0110	
30	医療法人進修会	老健おおつか	大分市中島中央1丁目1番8号	097-529-5166	
31	医療法人畏敬会	介護老人保健施設ふない	大分市府内町1丁目3番23号	097-533-5511	
32	社会福祉法人仁愛会	特別養護老人ホーム碩田柞原の里	大分市弁天1丁目2-3	097-547-8787	
33	医療法人進修会	介護医療院おおつか	大分市住吉町1丁目2番16号	097-535-1122	
34	医療法人博光会	デイサービスつかがわ遊	大分市東春日町5番25号	097-548-5050	
35	医療法人博光会	デイサービスつかがわ笑	大分市東春日町5番25号	097-540-6020	
36	医療法人博光会	小規模多機能ホームつかがわ	大分市東春日町5番25号	097-540-6717	
37	社会福祉法人仁愛会	多機能ホーム碩田柞原の里	大分市弁天1-2-3	097-547-8786	
38	社会医療法人敬和会	陽だまりの郷みなはる	大分市皆春1521番地の1	097-500-8978	
39	有限会社のりこえ福祉サービス	のりこえデイサービスセンター	大分市牧1丁目9番24号	097-551-0399	
40	有限会社ケアセンターほんだ	デイサービスセンター茜	大分市三川上2丁目6番36号	097-503-0338	
41	株式会社介護センター幸	おひさまデイサービスセンター	大分市佐賀関字須賀3ノ3338番7	097-575-3838	
42	株式会社ほなみ	デイサービスちひろ	大分市徳島1丁目2番22号	097-503-5750	
43	有限会社レルネン企画	デイサービスセンター赤とんぼ三佐	大分市三佐1-6-23	097-574-5408	
44	企業組合労協センター事業団	デイサービスゆりかごの家	大分市大字本神崎74番地の1	097-524-8088	
45	株式会社かろく	リハビリデイサービス未来へ	大分市新貝104番地2	097-552-8181	

番号	所有者又は管理者	施設名	所在地	電話番号	備考
46	株式会社よくなる	リハビリ専門デイサービスよくなる	大分市中津留2丁目110番	097-578-8546	
47	株式会社SMILE LIB	なかしまデイサービスビートルズ	大分市中島西一丁目8番8号	097-547-9951	
48	社会医療法人敬和会	けいわデイサービスいきいきみなはる	大分市大字皆春1521番地の1	097-500-0442	
49	合同会社SENSE	碧	大分市松原町1丁目3番1号	097-574-4184	
50	有限会社四季	ハーモニー四季	大分市花高松1丁目6番26号	097-556-1555	
51	株式会社サンケアシステム	グローバルライフ生石	大分市大字生石37番地の7	097-548-5133	
52	医療法人鶴友会	サンローゼこが	大分市南鶴崎2丁目6番5号	097-527-6363	
53	株式会社Ｃｏｏ	有料老人ホームはなみずき	大分市東浜1丁目12番7号	097-594-0357	
54	株式会社介護センター幸	ライフホームおひさま	大分市大字佐賀関字須賀3の3338番7	097-575-3838	
55	社会福祉法人西浜会	さわやか荘有料老人ホーム	大分市大字鶴崎字寺畑2183－1	097-594-0717	
56	株式会社ほなみ	ひなげし	大分市徳島1丁目2番21号	097-503-5750	
57	有限会社ケアセンターほんだ	ライフホーム茜	大分市三川上二丁目6番36号	097-503-0338	
58	企業組合労協センター事業団	有料老人ホームゆりかごの家	大分市大字本神崎74番地の1	097-524-8088	
59	有限会社レルネン企画	有料老人ホーム赤とんぼ三佐	大分市三佐1丁目175番	097-574-5408	
60	医療法人雄飛会	リゾートリビング萩原	大分市萩原1－17－4	097-529-6800	
61	大分県医療生活協同組合	医療生協ケアホームたかまつ	大分市高松1丁目9番33号	097-574-8456	
62	株式会社Ｋ＆Ｙ	有料老人ホーム悠久の里二番館	大分市新貝7番29号	097-551-3305	
63	株式会社恵の会	有料老人ホーム雪月花	大分市三川上1丁目4番28号	097-551-6200	
64	医療法人緑心会	住宅型有料老人ホームそよ風	大分市生石1丁目80番	097-533-7850	
65	医療法人畏敬会	ウェルヴィラ府内	大分市府内町1丁目3番25号	097-533-0107	
66	合同会社ひなた	有料老人ホームひなた	大分市新川一丁目10番3号	097-537-7100	
67	株式会社和敬	住宅型有料老人ホーム夢咲縁	大分市花高松2丁目10―39	097-529-7455	
68	マカリオス姉妹株式会社	住宅型有料老人ホームカリス中島	大分市中島中央1丁目2番6号	097-535-7828	
69	医療法人ライフサポート	有料老人ホームめいわの里福寿	大分市花津留1丁目11番15号	097-552-2001	
70	社会福祉法人西浜会	さわやか荘	大分市大字鶴崎2189番地	097-521-0555	
71	社会福祉法人清流共生会	舞鶴清流苑	大分市西新地2丁目5-40	097-573-2088	

イ．障がい福祉施設等

番号	所有者または管理者	施設名	所在地	電話番号	備考
1	as株式会社	RUI	大分市中島西2丁目6-6中島西ビル2階	097-579-6326	
2	NPO法人　FOR　ALL	そら	大分市萩原3丁目274番地	097-529-7730	
3	あいわ福祉農園合同会社	グループホームあいわ3	大分市三川上1丁目5番15号	097-578-6202	
4	株式会社　ぽぽらす	就労継続支援B型事業所　花車	大分市新栄町3-8	097-594-3770	
5	株式会社　四つ葉	グループホーム　クローバー	大分市花津留一丁目5番8号	097-574-8833	
6	社会福祉法人　新友会	ひまわりワークステーション	大分市西鶴崎2丁目2-4　1階	097-521-8771	
7	社会福祉法人　つわ蕗会	Fun Like	大分市中央町1丁目4－22　サクラヤビル6	097-538-6601	
8	スターアイテムウェルフェア株式会社	カムラックおおいた	大分市府内町1丁目1-15府内センタービル3	097-585-5097	
9	ダイエーコンサルタント株式会社	チャイルドハート鶴崎	大分市迫734番地	097-527-5755	
10	ダイエーコンサルタント株式会社	チャイルドハート鶴崎	大分市西鶴崎1丁目11番6号	097-527-5755	
11	パーソルネクステージ株式会社	パーソルネクステージ大分	大分市府内町一丁目6－32フォルムふない	097-513-4266	
12	ベストアシスト株式会社	就労継続支援B型事業所　Neo Road	大分市東浜1丁目4－10東浜ビル1階	097-574-9900	
13	医療法人　同仁会	グループホームあおば	大分市三川上4丁目1番27号	097-551-6783	
14	一般社団法人　SWライフ	おおす和み	大分市大州浜2丁目2番25号	097-558-2377	
15	一般社団法人　SWライフ	おおす和み2	大分市大州浜2丁目2-25-1	097-558-2377	
16	一般社団法人　SWライフ	おおす和み3	大分市大州浜2丁目23番	097-558-2377	
17	一般社団法人　ウィル	アップライト	大分市新栄町5-23	097-556-8201	

番号	所有者又は管理者	施設名	所在地	電話番号	備考
18	一般社団法人　ウィル	スタートアップ	大分市向原東2丁目2番4号	097-556-0923	
19	一般社団法人　ドリームコロニー	ドリームコロニー	大分市乙津港町1丁目5番28号　三宮ハイツ	097-560-1062	
20	一般社団法人　リブ・トゥギャザー	一葉　大分	大分市城崎町1丁目2番21　3階	097-574-5828	
21	一般社団法人　リブ・トゥギャザー	多機能事業所　一葉大分	大分市城崎町1丁目2番21号　オーシャンビル	097-574-5828	
22	一般社団法人　リブ・トゥギャザー	一葉　大分	大分市城崎町1丁目2番21　3階	097-574-5828	
23	一般社団法人　虹色	こどもデイサービス夢色　三佐事業所	大分市三佐1丁目20番25号	097-547-7541	
24	一般社団法人フェアリー	就労継続支援B型　エストウェイズ	大分市中津留二丁目2番3号	097-576-7503	
25	一般社団法人リブ・トゥギャザー	多機能型事業所　二葉　大分	大分市城崎町1丁目2番21号2階	097-574-5828	
26	学校法人道徳学園	運動特化型児童発達支援ポレポレ	大分市金池町2丁目9番12号　金池開世ビル	097-578-7630	
27	学校法人道徳学園	運動特化型放課後等デイサービスポレポレ	大分市金池町2丁目9番12号　金池開世ビル	097-578-7630	
28	株式会社　Compassion	児童デイサービスえがお第2	大分市三川上3丁目2-33-1・2	097-556-2557	
29	株式会社　Compassion	児童デイサービス　えがお	大分市三川上2丁目５－８	097-556-2555	
30	株式会社　ETOS	放課後等デイサービス　なみおと	大分市碩田町2丁目2番27号	097-578-8674	
31	株式会社　ETOS	放課後等デイサービス　慈仙	大分市中島東2丁目3-2香々都中島東ビル2F	097-578-8674	
32	株式会社　Lino	就労継続支援B型事業所Kanon	大分市向原東1丁目5-7	097-574-5465	
33	株式会社　with you	グループホーム美寿	大分市寿町8-2	097-513-5107	
34	株式会社　ベビーサポート	ASWITH（アスウィズ）	大分市寿町6番地24ウィング寿202号	097-578-7218	
35	株式会社　ベビーサポート	ASWITH（アスウィズ）２	大分市中央町3丁目6-18OEセンタービルⅡ	080-8764-9107	
36	株式会社　れんげ草	グループホーム　やすこの家	大分市碩田町3丁目1-16	097-521-0267	
37	株式会社　援ジョイワーク大分	就労継続支援A型事業所　援ジョイワーク大	大分市西新地1丁目2番29号	097-574-7231	
38	株式会社　柏友	就労継続支援A型事業所　ソラマメ	大分市花高松3丁目10番39号	097-511-5940	
39	株式会社　柏友	就労継続支援B型事業所　ソラマメ	大分市花高松3丁目10番39号	097-511-5940	
40	株式会社ARU	就労継続支援B型事業所　エース	大分市長浜町2丁目2番4	097-576-9599	
41	株式会社ハートコープおおいた	ハートコープおおいた青崎事業所	大分市青崎一丁目9番35号	097-529-9105	
42	株式会社ぽぽらす	放課後等デイサービス　はなぐるま	大分市新栄町3-8	097-560-0985	
43	株式会社ミウラ産業	就労継続支援B型事業所　ルチア	大分市大州浜一丁目８－１９	097-578-7862	
44	株式会社リアンスペース	就労継続支援B型事業所　くおーれ	大分市日岡２丁目６番１号	097-551-8611	
45	株式会社花千寿	大分福祉クリーンマット花	大分市中鶴崎2丁目46番	097-578-9735	
46	合同会社　ウォンツ	放課後等デイサービス　こみっと	大分市寺崎町1丁目6-32　レジデンス寺崎2	097-578-7520	
47	合同会社　大樹	こどもデイサービス　ドリームノア萩原	大分市萩原4丁目16-1	097-574-9210	
48	合同会社　夢の根	放課後等デイサービス　夢の実	大分市王ノ瀬二丁目221番	097-511-7806	
49	合同会社みらい学園	放課後等デイサービスみらい学園	大分市金池町2丁目14番23号谷口ビル2F	097-576-9091	
50	合同会社ロイヤルウォッシュ	ディーキャリア　大分オフィス	大分市中央町４丁目２－１９枡屋ビル7F	097-536-7010	
51	社会医療法人　敬和会	地域生活サポートセンター　けいわ	大分市皆春1521番地の1	097-521-0110	
52	社会福祉法人　つわ蕗会	Fun　Like	大分市中央町1丁目4-22サクラヤビル6階	097-538-6601	
53	社会福祉法人　清流共生会	生活介護センター舞鶴清流苑	大分市西新地2丁目5-40	097-573-2088	
54	社会福祉法人　暁雲福祉会	八風・マーヤの園	大分市横塚二丁目123番	097-574-7888	
55	社会福祉法人　新友会	グループホームひまわり辻（グループホーム	大分市大字乙津57番地2　A棟、B棟	097-595-1533	
56	社会福祉法人　清流会	グループホーム「らいむらいと　1」	大分市南津留13番4号	097-556-8673	
57	社会福祉法人　清流会	就労継続支援B型事業所「ぴーぷるすてーし	大分市南津留17-12	097-556-8673	
58	社会福祉法人　大分県盲人協会	ホーム「しののめ」	大分市中島東1丁目2番12号	097-532-8450	
59	社会福祉法人　大分県盲人協会	作業所「なかしま」	大分市中島東1丁目2番12号	097-532-8450	
60	社会福祉法人　法治会	就労継続支援事業所　げんき塾	大分市南津留23番31号	097-578-8740	

番号	所有者又は管理者	施設名	所在地	電話番号	備考
61	社会福祉法人城東保育園	じょうとうベースseva	大分市萩原3丁目17-23	080-4696-2127	
62	小美風土5合同会社	ポラーノの広場	大分市乙津町11-4	097-574-7546	
63	小美風土5合同会社	イギリス海岸	大大分市北鶴崎1丁目35番	097-574-7546	
64	特定非営利活動法人　ばらの会作業所	ばらの会作業所シャローム大分	大分市萩原2-9-12	097-532-3488	
65	特定非営利活動法人　ホビータイム	ホビータイム　海原	大分市三佐4丁目168番地1	097-578-9120	
66	特定非営利活動法人　ホビータイム	ホビータイム　三佐	大分市三佐5丁目180番地	097-578-9120	
67	特定非営利活動法人　ホビータイム	ホビータイム　海原	大分市海原739番地3	097-578-9120	
68	特定非営利活動法人　みんなのあおぞ	就労継続支援センター　あおぞら	大分市萩原1丁目9番1号	097-558-8285	
69	特定非営利活動法人　レガーレ	来夢	大分市花高松1丁目3番2	097-574-9539	
70	特定非営利活動法人　ワーカーズコー	放課後等デイサービスほたる	大分市本神崎73－1	097-576-8677	
71	特定非営利活動法人　銀河鉄道	銀河鉄道	大分市生石2丁目1－27西大分ビル101号	097-532-6167	
72	特定非営利活動法人　大分DARC	大分DARCデイケアセンター	大分市府内町3丁目7－19	097-574-5106	
73	特定非営利活動法人ASAHIおおいた	多機能型事業所　コーズ	大分市皆春1606番地1	097-576-9113	
74	特定非営利活動法人ASAHIおおいた	多機能型事業所　コーズ	大分市西鶴崎3丁目1-12山村ビル1階	097-576-9113	
75	特定非営利活動法人大分県難病・疾病	ふれあい	大分市日岡3丁目5-16	097-535-8755	
76	有限会社　高城介護サービス	こどもデイサービス　青い鳥	大分市北鶴崎2丁目5番5号	097-521-5656	
77	有限会社　高城介護サービス	こどもデイサービス　青い鳥　萩原	大分市萩原2丁目10－28	097-573-2227	
78	社会福祉法人　清流共生会	就労継続支援B型事業所　つむぐ	大分市西新地2丁目5-40	097-573-2088	
79	株式会社　福祉の杜いまじん	グループホームいまじん中島西	大分市中島西3丁目8番35号	097-538-6100	
80	株式会社ARU	就労継続支援B型事業所クローバー	大分市長浜町2丁目10-12ユナイテッド長浜2	097-576-9599	
81	株式会社ARU	就労継続支援B型事業所キング	大分市城崎町2丁目2-12P&Cビルディング	097-576-9599	
82	株式会社　Lino	就労継続支援B型事業所Kanon	大分市向原東1丁目5-7	097-574-5465	
83	株式会社　グランドワーク	グランドワーク	大分市弁天三丁目4番21号	097-536-7700	
84	一般社団法人　悠愛	医療型特定短期入所サービス　みつばち	大分市萩原4丁目9番1号	097-547-8883	
85	株式会社ゆうゆうサービス	まちのマッサージ屋さん	大分市都町三丁目7番25号	070-55948739	
86	株式会社HUGKUMU	SKホーム泉町	大分市泉町12-10	097-511-9135	
87	株式会社　真愛	放課後等デイサービス真愛萩原	大分市萩原1-17-9	097-579-6830	
88	一般社団法人　ウィル	スタートアップ三佐	大分市三佐1260-1	097-560-2162	
89	株式会社ARU	オセロ	大分市長浜町2丁目11-18中村コーポ	097-576-9599	
90	社会福祉法人　白菊会	多機能型事業所スマイスセレソンサポート三	大分市三佐5丁目119番地の2	097-535-0611	
91	社会福祉法人　白菊会	スマイスセレソンサポート大手町	大分市大手町1丁目1-34	080-9102-6373	
92	社会福祉法人　白菊会	多機能型事業所スマイスセレソンサポート碩	大分市泉町10-15	097-535-0611	
93	病児保育コンサルティング株式会社	すみれいろ	大分市大手町三丁目2番1号アネックス大手	097-578-7613	
94	病児保育コンサルティング株式会社	パーケケ	大分市大手町三丁目2番1号アネックス大手	097-578-7613	
95	株式会社Place　Of　Rebirth	多機能型事業所マジカルホーム	大分市弁天2丁目3-10	097-513-0005	

ウ.　児童福祉施設等

番号	所有者又は管理者	施設名	所在地	電話番号	備　考
1	大分市	浜町保育所	大分市新川西2丁目3-1	097-532-4611	
2	大分市	住吉保育所	大分市碩田町3丁目3-4	097-534-2924	
3	(福)白菊会	ゆめの泉こども園	大分市新川町1丁目1228番1	097-535-0611	
4	(株)愛夢	中央町保育園	大分市中央町2丁目5-3ｾﾝﾄﾎﾟﾙﾀﾋﾞﾙ2F	097-532-3716	
5	(福)天心会	天心保育園	大分市牧1丁目7-4	097-551-5578	
6	(福)友愛会	東舞鶴保育園	大分市東浜1丁目6-30	097-551-2103	
7	(福)花咲き会	まいづる保育園	大分市東津留2丁目14-11	097-551-5298	
8	(福)九州ｷﾘｽﾄ教社会福祉事業団	めぐみ保育園	大分市花高松3丁目2-12	097-558-9873	

番号	所有者又は管理者	施設名	所在地	電話番号	備考
9	NPO法人たんぽぽ保育園	たんぽぽ保育園	大分市花津留2丁目22-9	097-551-8512	
10	(福)友愛会	なかつる保育園	大分市中津留1丁目5-27	097-554-2525	
11	(株)ひおか保育園	ひおか保育園	大分市日岡2丁目6番1	097-573-0808	
12	(福)小中島保育園	小中島保育園	大分市小中島3丁目1-28	097-527-3403	
13	(福)洗心保育園	洗心保育園	大分市三佐4丁目8-16	097-527-3063	
14	(福)西浜会	鶴崎保育園	大分市大字鶴崎1672	097-521-1336	
15	(福)慶円会	鶴崎同光園	大分市南鶴崎2丁目3-8	097-521-2190	
16	(株)ﾊｳｽｱｲﾗﾝﾄﾞ	いえじま保育園	大分市大字家島835番	097-511-5109	
17	(福)明治福祉会	桜町こども園	大分市寿町1-19	097-547-7515	
18	(福)城東保育園	じょうとうこども園	大分市萩原3丁目17-16	097-558-8248	
19	(学)田中学園	ｱｲﾘｽこども園	大分市高松東3丁目6-14	097-558-0700	
20	NPO法人ｽﾏｲｽｾﾚｿﾝ	ゆめのほし保育園	大分市大手町1-1-34-2F	097-574-5263	
21	(株)ｷｯｽﾞｸﾗﾌﾞ	中島西保育園	大分市中島西1丁目8番34号	097-529-8022	
22	にこにこ高城園合同会社	たかじょうえん。	大分市新貝7番31号	097-558-8873	
23	一般社団法人 夢のくに保育園	夢のくに保育園	大分市王ノ瀬2丁目2番3号	097-529-7593	
24	個人経営	なないろ保育室	大分市金池町2丁目9番19-1313号	090-7927-2257	
25	個人経営	青空保育室	大分市乙津町12番9号	097-527-6088	
26	新日鉄住金㈱大分製鉄所	大分どんぐりのもり保育園	大分市原新町17-26	097-503-1363	
27	有限会社 GLOBAL LINK	Global Link International School	大分市碩田町3-2-2	097-538-1813	
28	有限会社　牧保育園	牧保育園	大分市牧2-10-34	097-558-4129	
29	有限会社　中央技研	めばえ乳児園	大分市日岡3-2-6	097-556-6800	
30	株式会社　ﾊﾟｼﾌｨｯｸ・ｲﾝｸﾞﾘｯｼｭ	ﾊﾟｼﾌｨｯｸ ｲﾝｸﾞﾘｯｼｭ ｽｸｰﾙ	大分市王子町4-4	097-538-7350	
31	特定非営利活動法人 スマイスセレソン	スマイスセレソンスポーツ幼児園三佐	大分市三佐5丁目119番地2	097-574-6492	
32	長谷川　真知子	小百合会　子どもの家	大分市都町3-2-21　百合ﾋﾞﾙ202	097-533-0347	
33	ライフデザインラボ株式会社	Sick Child Care Stationさくらいろ保育園	大分市大手町3丁目2番1号　ｱﾈｯｸｽ大手町101	097-578-7612	
34	渡邉　真奈美	Maman	大分市東津留1-2-23	097-552-5656	
35	広瀬　勝貞	アイネス（働きたい女性のための託児サービ	大分市東春日町1-1	097-534-2039	
36	岡本　佳美	ぴっぱら24時間託児所	大分市北鶴崎1-5-21	097-523-6450	
37	日本製鉄株式会社九州製鉄所　大分地	大分どんぐりのもり保育園	大分市原新町17-26	097-503-1363	
38	社会医療法人　敬和会	社会医療法人敬和会　ふたば保育園	大分市皆春1520番地の2	097-527-5900	
39	住友化学株式会社　大分工場	すみかキッズおおいた	大分市鶴崎2200番地	097-523-0066	
40	株式会社　愛夢	あいむ保育園　おおいた園	大分市都町3-1-5ｸﾞﾘｰﾝﾘｯﾁﾎﾃﾙ1階	097-585-5930	
41	株式会社ルージュフィル	ナーサリースクールマジカルガーデン	大分市中島西1-8-40	097-532-0101	
42	株式会社　大分合同エデュカル	ぶんぶん保育園	大分市府内町3-8-8　ﾊﾆｶﾑﾌﾟﾗｻﾞ2F	097-547-8032	
43	株式会社　回線媒体研究所	ベビスポ大分保育園	大分市寿町6-24　ｳｲﾝｸﾞ寿1F及び201号･207	097-585-5039	
44	株式会社　ミライ	保育所ちびっこランド大分高砂園	大分市高砂町3-10　ｽｰﾌﾟﾙ大分ﾋﾞﾙ2F	097-529-7137	
45	大分赤十字病院	大分赤十字病院すずらん保育園	大分市住吉町1-4-10	097-532-6188	
46	株式会社　サトー運輸	にこにこたかじょうえん。	大分市新栄町4-4	097-547-7175	
47	株式会社　前田工務店	こーず保育園	大分市皆春1606-1	097-576-9116	
48	特定非営利活動法人スマイスセレソン	スマイスセレソン三佐保育園	大分市三佐5丁目119番地	097-547-8222	
49	社会福祉法人　雄山会	みなはる保育園	大分市皆春266-5	097-527-6444	
50	SAKAI株式会社	SAKAIみらいほいくえん	大分市中戸次5671-1	097-547-7457	
51	運営委員会	東大分校区児童育成クラブ	大分市萩原1-10-7	097-560-8677	
52	運営委員会	津留校区児童育成クラブ	大分市東津留1-4-1	097-552-8346	
53	運営委員会	舞鶴校区児童育成クラブ	大分市西浜2番1号	097-556-4110	
54	運営委員会	三佐校区児童育成クラブ	大分市三佐5-6-35	097-522-2741	
55	運営委員会	碩田学園児童育成クラブ	大分市碩田町2丁目5-60	097-576-8855	
56	(公財)シルバー人材育成センター	シルバー人材センター児童育成クラブ	大分市金池町3-2-3	097-585-5545	
57	大分市	府内こどもルーム	大分市中島西2丁目1-52	097-532-7918	
58	大分市	原新町こどもルーム	大分市原新町1－31	097-551-2611	
59	大分市	鶴崎こどもルーム	大分市東鶴崎1丁目2-3	097-527-2158	

エ．医療施設等

番号	所有者又は管理者	施設名	所在地	電話番号	備考
1	医療法人八宏会	医療法人八宏会　有田胃腸病院	大分市牧1-2-6	097-556-1772	
2	医療法人芝蘭会	今村病院	大分市大手町3-2-29	097-532-5181	

番号	所有者又は管理者	施設名	所在地	電話番号	備考
3	社会医療法人敬和会	大分岡病院	大分市西鶴崎3-7-11	097-522-3131	
4	日本赤十字社	大分赤十字病院	大分市千代町3-2-37	097-532-6181	
5	社会医療法人恵愛会	社会医療法人恵愛会　大分中村病院	大分市舞鶴町1丁目4番1号	097-536-5050	
6	医療法人圭成会	大分泌尿器科病院	大分市長浜町2-1-32	097-532-3177	
7	医療法人愛敬会	城東病院	大分市牧2-16-16	097-558-7828	
8	医療法人博光会	塚川第一病院	大分市東春日町5-25	097-532-0234	
9	医療法人恵伸会	大分あべハートクリニック　内科・循環器科・リハビリテーション科	大分市萩原3-22-28	097-552-1567	
10	医療法人啓生会	アンジェリッククリニック浦田	大分市花津留2-10-2	097-558-2020	
11	医療法人畏敬会	井野辺府内クリニック	大分市府内町1-3-23	097-533-0255	
12	医療法人雄飛会	宇野内科医院	大分市萩原1-17-4	097-552-2600	
13	医療法人宥和会	大分府内レディースクリニック	大分市府内町2-3-25	097-535-1060	
14	医療法人進修会	おおつかクリニック	大分市住吉町1-2-16	097-535-1122	
15	医療法人佐藤クリニック	佐藤クリニック	大分市金池町2-8-18	097-535-0480	
16	医療法人豊友会	シーサイドクリニックオオイタ	大分市大字生石字川向37-7	097-513-1500	
17	医療法人宗村大腸肛門科	園田医院	大分市府内町1-3-1	097-536-1769	
18	医療法人堀永産婦人科医院	堀永産婦人科医院	大分市府内町2-5-13	097-532-5289	

オ.　学校施設等

番号	所有者又は管理者	施設名	所在地	電話番号	備考
1	大分市	鶴崎中学校	大分市大字皆春1200番地1	097-521-1040	
2	大分市	三佐小学校	大分市三佐5丁目6－8	097－527-2063	
3	大分市	碩田学園	大分市碩田町二丁目5番60号	097-534-6359	
4	大分市	舞鶴小学校	大分市西浜２－１	097-551-5235	
5	大分市	原川中学校	大分市寺崎町一丁目10－1	097-552-3770	
6	大分市	津留小学校	大分市東津留一丁目４－１	097-558-3117	
7	大分市	東大分小学校	大分市萩原一丁目10－30	097-558-3659	
8	(学)平松学園	向陽中学校	大分市千代町3-3-24	097-535-0201	
9	(学)渡邊学園	大分国際情報高等学校	大分市新貝11番40号	097-558-3734	
10	(学)平松学園	大分東明高校	大分市千代町2-4-4	097-535-0201	
11	大分県	大分舞鶴高等学校	大分市今津留1丁目19番1号	097-558-2268	
12	大分県	大分商業高等学校	大分市西浜4-2	097-558-2611	
13	(学)ひまわり学園	ひまわり幼稚園	大分市中島中央1丁目2-18	097-532-2506	
14	(学)大分ｶﾄﾘｯｸ学園	ｶﾄﾘｯｸ鶴崎幼稚園	大分市大字皆春西小路213番地	097-521-3174	
15	大分市	大分市立舞鶴幼稚園	大分市西浜2番1号	097-551-8560	
16	(学)平松学園	千代町幼稚園	大分市千代町3丁目3番8号	097-535-0201	
17	(学)大分聖公学園	聖公幼稚園	大分市中島西3丁目8番4号	097-537-3688	
18	学校法人　ひまわり学園	ひまわり幼稚園　幼児部こどものいえ	大分市中島中央1-2-18	097-532-2506	

１４　　自主防災組織規約

＿＿＿＿＿＿＿＿自主防災会規約

（名　称）
第１条　この会は、＿＿＿＿＿＿＿＿自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）
第２条　本会の事務所は、＿＿＿＿＿＿＿＿に置く。

（目　的）
第３条　本会は、住民の隣保協同の精神に基づき地元消防団の協力を得て、自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事　業）
第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 防災に関する知識の普及に関すること。
(2) 地震等に対する災害予防に関すること。
(3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等、応急対策に関すること。
(4) 防災訓練の実施に関すること。
(5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
(6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

（会　員）
第５条　本会は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿内にある世帯をもって構成する。

（役　員）
第６条　本会に次の役員を置く。
(1) 会　長　　1人
(2) 副会長　　若干名（内１名は、防災士を充てることができる。）
(3) 幹　事　　若干名
２　役員は、会員の互選による。ただし、防災士は、資格のあるものに限る。
３　役員の任期は、１年とする。ただし、再任することができる。

（役員の任務）
第７条　会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を行う。特に防災士は、会長の指示に基づき、訓練の企画立案等を行うものとする。
３　幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

（会　議）
第８条　本会に、総会及び幹事会を置く。

（総　会）
第９条　総会は、全会員をもって構成する。
２　総会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
３　総会は、会長が招集する。
４　総会は、次の事項を審議する。
(1) 規約の改正に関すること。
(2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
(3) 事業計画に関すること。
(4) その他、総会が特に必要と認めたこと。
５　総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

（幹事会）
第 10 条 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。
２　幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
(1) 総会に提出すべきこと。
(2) 総会により委任されたこと。
(3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

（防災計画）
第 11 条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。
２　防災計画は、次の事項について定める。
(1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
(2) 防災知識の普及に関すること。
(3) 防災訓練の実施に関すること。
(4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。
(5) その他必要な事項。

（　班　）
第 12 条 本会に、防災計画による若干の班を置く。
２　各班に、班長及び副班長を置く。
３　班長および副班長は、原則として、幹事の中から選ばれる。
４　班長および副班長の任期は、第6条第3項の例による。

付　　則
この規約は、令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日から実施する。

１５　　自主防災組織防災計画

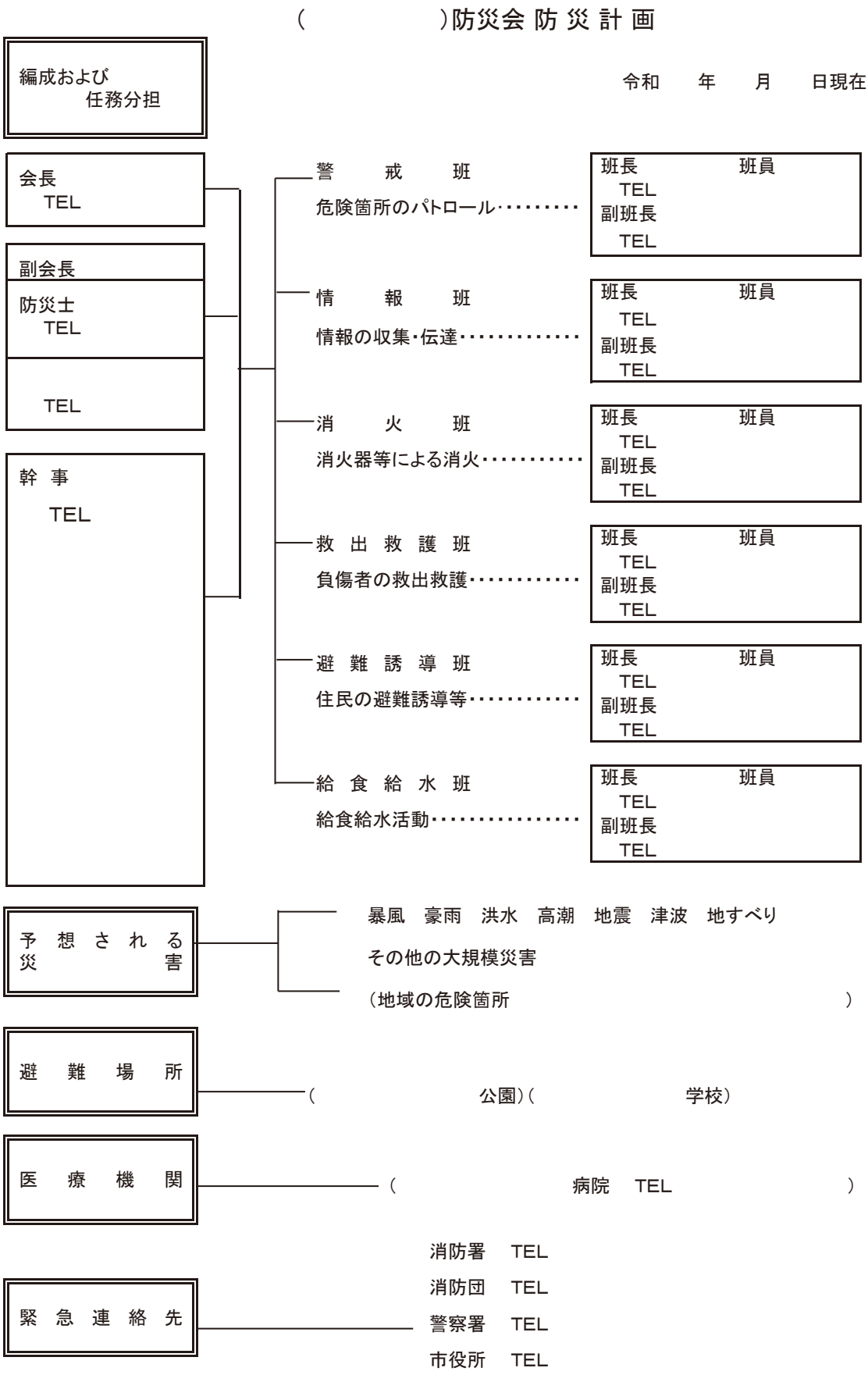

16　自主防災組織結成状況

令和6年3月31日

地区	校区	組織番号	組　　織　　名	結成年月日	自治区数	防災士
大分	金池	1	金池町1･2･3･要自主防災会	令和5年2月18日	1	○
		2	金池町4丁目防災会	平成15年9月10日	1	○
		3	金池町5丁目防災会	平成20年3月2日	1	○
		4	金池南1丁目自主防災会	平成21年4月1日	1	○
		5	金池南2丁目･要町2町内会自主防災会	平成20年4月22日	1	○
		6	上野町防災会	平成19年4月10日	1	○
		7	上野丘1丁目町内自主防災会	平成17年4月6日	1	○
		8	上野丘2丁目防犯･防災会	平成21年4月11日	1	○
		9	上野丘東防災会	平成19年3月11日	1	○
		10	上野丘西防災会	平成24年4月8日	1	○
		11	元町防災会	平成20年5月1日	1	○
		12	顕徳町自主防災会	平成17年5月22日	1	○
		13	桜ヶ丘町防災会	昭和62年4月1日	1	○
		14	大手町1丁目防災会	平成23年1月11日	1	○
		15	六坊町自主防災会	平成22年1月8日	1	○
		16	府内町1･2丁目自主防災会	平成23年3月1日	1	
	荷揚	17	荷揚町防災会	平成20年9月1日	1	
		18	都町1･2丁目防災会	平成22年2月21日	1	
		19	都町3･4丁目防災会	平成21年10月1日	1	
		20	城崎町自治会防災会	平成20年4月1日	1	○
		21	中央町自主防災会	平成21年3月1日	1	○
		22	高砂･寿町防災会	平成20年5月1日	1	○
		23	末広町1丁目防災会	平成18年7月7日	1	○
		24	安心ネット府内防災会	平成23年3月1日	1	
	長浜	25	長浜町1丁目防災会	平成20年8月1日	1	○
		26	長浜町二丁目防災会	平成8年4月15日	1	○
		27	長浜町3丁目防災会	平成22年4月1日	1	○
		28	錦町1丁目防災会	平成18年6月15日	1	○
		29	錦町2丁目防災会	平成21年12月7日	1	○
		30	錦町3丁目防災会	平成22年3月1日	1	
		31	舞鶴町防災会	平成7年9月2日	1	○
		32	大手町2･3丁目防災会	平成23年4月27日	1	○
	中島	33	中島中央自主防災会	平成23年5月22日	1	○
		34	中島西防災会	平成22年4月25日	1	○
		35	千代町自主防災会	平成20年11月1日	1	○
		36	住吉町自主防災会	平成20年4月1日	1	○
		37	新川町自主防災会	平成7年4月29日	1	○
		38	新川西自主防災会	平成18年8月1日	1	○
		39	芦崎防災会	平成21年10月31日	1	○
		40	浜町東防災会	平成21年3月28日	1	○
		41	浜町北防災会	平成22年2月1日	1	○
	住吉	42	中島東自主防災会	平成8年12月15日	1	○
		43	豊町1丁目防災会	平成10年4月1日	1	○
		44	豊町2丁目町内会自主防災会	平成7年4月1日	1	○
		45	碩田町防災会	平成8年4月11日	1	○
		46	泉町防災会	平成6年7月1日	1	○
		47	弁天豊海防災会	平成7年7月1日	1	○

地区	校区	組織番号	組　　織　　名	結成年月日	自治区数	防災士
大分	春日	48	勢家一丁目町内防災会	平成22年4月1日	1	
		49	勢家町2丁目自主防災会	平成7年6月28日	1	
		50	勢家町3丁目防災会	平成22年9月1日	1	○
		51	勢家町4丁目防災会	平成22年12月10日	1	○
		52	東春日町自主防災会	平成18年4月1日	1	○
		53	西春日町防災会	平成7年5月1日	1	○
		54	中春日町防災会	平成16年7月1日	1	○
		55	南春日町防災会	平成18年6月1日	1	○
		56	王子北町防災会	平成15年4月1日	1	
		57	王子西南町防災会	平成22年1月22日	1	○
		58	王子中町東防災会	平成16年4月1日	1	○
		59	王子中西自主防災会	平成17年5月1日	1	○
		60	王子町自治会自主防災会	平成17年10月1日	1	○
		61	王子新町防災会	昭和61年8月10日	1	○
		62	王子山の手防災会	平成22年3月1日	1	○
		63	王子西町自主防災会	平成17年7月1日	1	○
		64	東生石防災会	平成18年7月11日	1	○
		65	西生石自治会自主防災会	昭和62年1月20日	1	○
		66	南生石東自主防災会	平成20年8月28日	1	○
		67	南生石西自治会自主防災会	平成7年7月17日	1	○
		68	浜の市防災会	平成20年7月1日	1	○
		69	生石港町防災会	平成21年5月15日	1	○
	大道	70	大道1丁目自主防災会	平成30年9月16日	1	○
		71	大道町2丁目防災会	平成21年10月6日	1	○
		72	大道町3丁目防災会	平成21年10月1日	1	○
		73	大道町4丁目防災会	平成20年10月1日	1	○
		74	大道町5丁目防災会	平成22年11月1日	1	○
		75	大道町6丁目防災会	平成8年2月24日	1	○
		76	東大道1丁目防災会	平成6年6月10日	1	○
		77	東大道2丁目防災会	平成21年4月29日	1	○
		78	東大道3丁目町内防災会	平成19年9月2日	1	○
		79	太平町防災会	平成7年5月1日	1	○
		80	新町防災会	平成20年12月10日	1	○
		81	末広町2丁目防災会	令和1年12月16日	1	○
		82	田室町自治区防災会	平成19年5月28日	1	○
	西の台	83	新春日町防災会	昭和62年4月1日	1	○
		84	上春日町防災会	平成15年7月1日	1	○
		85	志手町防災会	平成18年9月28日	1	○
		86	椎迫町内防災会	平成9年9月1日	1	○
		87	にじが丘自主防災会	平成16年4月4日	1	○
		88	青葉台自主防災会	平成8年4月6日	1	○
		89	高崎自主防災会	平成7年4月2日	1	○
		90	高尾台自主防災会	平成17年4月9日	1	○
		91	季の坂自主防災会	平成17年5月29日	1	○
		92	高崎山荘通り自主防災会	平成23年4月17日	1	○
		93	グレイスタウン青山自治会	令和5年3月18日	1	
	八幡	94	上八幡防災会	平成20年10月20日	1	○
		95	下八幡自治区防災会	平成15年4月1日	1	○

地区	校区	組織番号	組織名	結成年月日	自治区数	防災士
大分	八幡	96	東八幡防災会	平成22年3月1日	1	○
		97	大久保区防災会	平成6年5月1日	1	○
		98	御幸町防災会	平成22年4月10日	1	○
		99	金谷迫防災会	平成22年9月30日	1	○
		100	机張原自治会防災会	平成20年11月1日	1	○
		101	上白木防災会	平成21年12月25日	1	○
		102	下白木地区防災会	平成15年4月1日	1	○
		103	田ノ浦区防災会	平成17年11月1日	1	○
		104	鳴川防災会	平成21年11月11日	1	
	豊府	105	広瀬町自主防災会	平成20年12月15日	1	○
		106	花園自主防災会	平成7年5月10日	1	○
		107	古国府防災会	昭和62年7月1日	1	○
		108	古国府東町防災会	平成8年2月1日	1	
		109	南太平寺防災会	昭和62年7月3日	1	○
		110	上田町防災会	昭和61年10月26日	1	○
		111	羽屋町内防災会	平成8年7月1日	1	○
		112	羽屋新町自主防災会	平成21年11月9日	1	○
	南大分	113	旭町防災会	平成20年12月16日	1	○
		114	三ヶ田町防災会	平成21年3月1日	1	○
		115	二又町防災会	平成17年11月1日	1	○
		116	田中町自主防災会	平成14年10月1日	1	○
		117	豊饒自治区防災会	平成17年6月5日	1	○
		118	畑中自治防災会	平成17年4月1日	1	○
		119	明磧町自主防災会	平成8年9月8日	1	○
		120	尼が瀬町防災会	平成17年11月1日	1	○
	城南	121	永興自主防災会	平成21年3月16日	1	○
		122	竹の上自主防災会	平成19年3月17日	1	
		123	城南団地東防災会	平成22年10月1日	1	○
		124	城南西防災会	平成19年6月15日	1	○
		125	城南南町防災会	平成18年10月14日	1	○
		126	城南団地北町防災会	平成19年5月1日	1	○
		127	庄ノ原防災会	平成21年4月1日	1	○
		128	はなの森防災会	平成22年1月17日	1	○
	荏隈	129	深河内町内会防災会	昭和62年8月1日	1	○
		130	大石町防災会	平成10年8月19日	1	○
		131	荏隈町自主防災会	昭和62年6月1日	1	○
		132	中の瀬自治区防災会	平成15年6月30日	1	○
		133	賀来新川防災会	平成18年9月7日	1	○
		134	ツインプラザ大分自主防災会	平成25年4月1日	1	○
	森岡	135	曲合同防災会	平成19年4月1日	3	○
		136	津守富岡地区防災会	平成18年11月20日	3	○
	滝尾	137	片島地区防災会	平成18年11月1日	3	○
		138	米良自治区防災会	平成18年6月17日	2	○
		139	羽田防災会	平成8年5月26日	2	○
		140	羽田東自治会防災会	令和3年5月1日	1	○
		141	長谷町防災会	平成17年4月12日	1	○
		142	ゆめが丘自主防災会	平成18年11月1日	1	○
		143	藤の台自主防災会	平成11年10月1日	1	○
		144	かたしま台自主防災会	平成20年7月1日	1	○

地区	校区	組織番号	組織名	結成年月日	自治区数	防災士
大分	下郡	145	南下郡自主防災会	平成18年6月1日	3	○
		146	北下郡防災会	平成27年4月1日	3	○
		147	桜坂自主防災会	平成24年4月15日	1	○
	津留	148	今津留地区防災会	平成17年10月1日	1	○
		149	中津留地区防災会	平成16年4月6日	1	○
		150	花津留町内会防災会	平成16年4月1日	1	○
		151	東浜1丁目防災会	平成21年9月9日	1	○
		152	東浜二丁目防災会	平成8年4月1日	1	○
		153	大州浜防災会	平成18年6月1日	1	○
		154	西新地防災会	平成17年11月1日	1	○
	津留	155	大津町1丁目自治区防災会	平成15年4月1日	1	○
		156	大津町2丁目町内会防災会	平成8年1月31日	1	
		157	大津町3丁目防災会	平成20年11月20日	1	○
		158	南津留自治会防災会	平成19年7月1日	1	○
		159	東津留地区防災会	平成21年4月1日	1	○
		160	岩田町1丁目防災会	平成16年12月1日	1	○
		161	岩田町2丁目自主防災会	平成22年4月1日	1	○
		162	岩田町3丁目防災会	平成20年8月1日	1	○
		163	岩田町4丁目防災会	平成20年11月29日	1	○
		164	岩田団地防災会	平成21年6月10日	1	○
		165	古ヶ鶴防災会	平成20年4月13日	1	○
		166	裏川団地防災会	平成20年12月15日	1	○
	東大分	167	萩原1丁目自主防災会	平成15年4月1日	1	○
		168	萩原2丁目自主防災会	平成15年9月1日	1	○
		169	萩原3丁目自主防災会	平成15年4月20日	1	○
		170	萩原4丁目自治会防災会	平成16年4月1日	1	○
		171	南萩原区自主防災会	平成15年4月1日	1	○
		172	牧上区自主防災会	平成15年4月1日	1	○
		173	牧1丁目自主防災会	平成15年5月1日	1	○
		174	牧2丁目自主防災会	平成15年4月1日	1	○
		175	牧3丁目自主防災会	平成15年5月20日	1	○
		176	白滝自治区自主防災会	平成20年11月21日	1	○
		177	高城自主防災会	平成23年6月1日	1	
		178	高城東自主防災会	平成23年6月1日	1	○
	日岡	179	新貝自治区防災会	平成17年4月1日	1	○
		180	高松自治区防災会	平成17年1月1日	1	○
		181	新高松東区防災会	平成17年4月1日	1	○
		182	新高松西区防災会	平成17年2月26日	1	○
		183	花高松自治区防災会	平成17年4月1日	1	○
		184	西原自治区自主防災会	平成17年4月1日	1	○
		185	向原東自治区防災会	平成17年4月1日	1	○
		186	向原西自治区防災会	平成17年4月1日	1	○
	桃園	187	岡防災会	平成9年2月1日	1	○
		188	岡新町防災会	平成19年2月21日	1	○
		189	高城南町防災会	平成19年4月29日	1	○
		190	仲西防災会	平成18年6月4日	1	○
		191	寺崎防災会	平成19年6月9日	1	○
		192	山津自主防災会	平成19年4月15日	1	○
		193	千歳区防災会	平成15年6月1日	1	○

地区	校区	組織番号	組織名	結成年月日	自治区数	防災士
大分	桃園	194	桃園団地防災会	平成16年4月1日	1	○
		195	三川上東防災会	平成19年3月18日	1	○
		196	三川上西自主防災会	平成19年5月1日	1	○
		197	三川下東自治区防災会	平成19年2月3日	1	○
		198	三川下西自治区防災会	平成19年4月20日	1	○
	明野	199	明野東町防災会	平成22年12月1日	1	
		200	明野旭町防災会	平成20年1月15日	1	○
		201	明野日の出防災会	平成20年11月1日	1	○
		202	明野さつき町自主防災会	平成7年10月1日	1	○
		203	明野高尾防災会	平成8年4月21日	1	○
		204	明野緑町自主防災会	平成18年5月15日	1	○
		205	明野西町自主防災会	平成18年4月1日	1	○
		206	明野南町防災会	平成8年4月1日	1	○
		207	パークシティ明野自主防災会	平成16年4月24日	1	○
		208	東原自主防災会	平成20年1月10日	1	○
		209	明野北町防災会	平成20年9月1日	1	○
		210	明野元町防災会	平成22年2月8日	1	○
		211	高城団地自主防災会	昭和61年9月21日	1	○
		212	明野則小池自治会防災会	平成20年4月20日	1	○
		213	高城台自治会防災会	平成21年5月17日	1	○
		214	天然町自主防災会	平成20年11月1日	1	○
		215	池ノ平自治会防災会	平成17年11月1日	1	○
鶴崎	鶴崎	301	山川自治会防災会	平成8年1月28日	1	○
		302	三軒町自治会防災会	平成8年10月1日	1	○
		303	国宗防災会	平成9年5月1日	1	○
		304	堀川本町防災会	平成8年3月20日	1	
		305	鶴崎西町防災会	平成8年9月10日	1	○
		306	鶴崎中央区防災会	平成19年6月8日	1	○
		307	寺司1区自治防災会	平成20年4月1日	1	○
		308	寺司2自治会自主防災会	平成20年9月27日	1	○
		309	下鶴崎1区自治会防災会	平成8年3月21日	1	○
		310	下鶴崎2区自治会防災会	平成9年1月1日	1	○
		311	小中島自治会防災会	平成8年6月1日	1	○
		312	徳島自治会防災会	平成8年3月16日	1	○
		313	乙津自治会防災組織	平成8年6月1日	1	○
	三佐	314	海原自治会防災会	平成7年10月1日	1	○
		315	三佐二区自治会防災会	平成7年10月13日	1	○
		316	三佐三区防災会	平成17年1月1日	1	○
		317	三佐四区自治会防災会	平成7年11月1日	1	○
		318	家島地区防災会	昭和62年11月26日	1	○
	別保	319	葛木団地防災会	平成19年7月1日	1	○
		320	森防災会	平成19年7月1日	1	○
		321	森住宅団地防災会	平成19年7月1日	1	○
		322	森町防災会	平成19年7月1日	1	○
		323	森町西自治会自主防災会	平成16年9月1日	1	○
		324	森町団地防災会	平成19年7月1日	1	○
		325	花の木自主防災会	平成19年3月1日	1	○
		326	皆春自主防災会	平成16年8月9日	1	○
		327	皆春西区自治会自主防災会	平成19年7月1日	1	○

地区	校区	組織番号	組　　織　　名	結成年月日	自治区数	防災士
鶴崎	明治	328	岡原地区自主防災会	平成7年11月1日	1	○
		329	二目川自治会自主防災会	平成7年12月1日	1	○
		330	中筋自主防災会	平成7年11月1日	1	○
		331	下組防災会	平成8年3月17日	1	○
		332	久保山団地防災会	平成17年4月1日	1	○
		333	葛木地区自主防災会	平成7年12月10日	1	○
		334	浜田団地防災会	平成8年8月1日	1	○
		335	ひまわり団地防災会	昭和62年8月1日	1	○
		336	猪野中地区防災会	平成8年6月1日	1	○
		337	猪野南地区防災会	平成8年6月1日	1	○
		338	猪野下地区防災会	平成8年6月1日	1	○
		339	猪野二区防災会	平成22年3月16日	1	
		340	法勝台防災会	平成18年12月1日	1	○
		341	新明治自主防災会	平成23年4月24日	1	○
		342	小池原自治会防災会	平成7年12月1日	1	○
		343	小池原団地自主防災会	平成7年12月1日	1	○
		344	パークヒルズ久保山防災会	平成21年4月5日	1	○
	高田	345	鶴瀬防災会	平成7年10月1日	1	○
		346	亀甲自主防災会	平成8年6月1日	1	○
		347	上徳丸防災会	平成8年5月30日	1	○
		348	下徳丸防災会	平成8年6月1日	1	○
		349	南防災会	平成8年6月27日	1	○
		350	常行自主防災会	平成8年7月8日	1	○
		351	関門地区自主防災会	平成8年7月1日	1	○
		352	堂園自治会防災会	平成8年8月1日	1	○
	松岡	353	舟本地区防災会	平成7年9月30日	1	○
		354	池ノ上自主防災会	平成7年10月17日	1	○
		355	成松自主防災会	平成21年3月1日	1	○
		356	菰田自治会防災会	平成7年10月25日	1	○
		357	門前自主防災会	平成7年10月17日	1	○
		358	上下松岡自治会自主防災会	平成17年10月2日	2	○
		359	真萱防災会	平成7年11月1日	1	○
		360	尾崎自主防災会	平成7年11月1日	1	○
		361	毛井自治会防災会	平成6年6月1日	1	○
		362	大津留防災会	平成7年9月20日	1	○
		363	ﾊﾟｰｸﾌﾟﾚｲｽ大分公園通り防災会	平成17年8月1日	5	○
		364	京が丘自主防災会	平成20年10月1日	3	○
	川添	365	宮谷地区防災会	平成7年12月1日	1	○
		366	杵河内地区防災会	平成7年11月1日	1	○
		367	迫阿蘇入自主防災会	平成8年1月1日	1	○
		368	新田自治防災会	平成8年1月1日	1	
		369	浄土寺防災会	平成7年10月22日	1	○
		370	宮河内ﾊｲﾗﾝﾄﾞ東区防災会	平成8年4月1日	1	○
		371	宮河内ﾊｲﾗﾝﾄﾞ西区自主防災会	平成8年4月1日	1	○
		372	宮河内ﾊｲﾗﾝﾄﾞ南区防災会	平成20年5月1日	1	○
		373	宮河内ﾊｲﾗﾝﾄﾞ北区防災会	平成19年3月1日	1	○
		374	金谷区自主防災会	平成7年10月22日	1	○
		375	広内自治会防災会	平成18年1月15日	1	○
		376	種具自治防災会	平成7年10月1日	1	○

地区	校区	組織番号	組　　織　　名	結成年月日	自治区数	防災士
鶴崎	川添	377	迫防災会	昭和62年9月1日	1	○
		378	陽光台自主防災会	平成19年6月1日	1	○
		379	若葉台自治防災会	平成16年4月18日	1	○
大南	戸次	401	川原防災会	平成15年10月1日	1	○
		402	上り尾防災会	平成7年8月16日	1	○
		403	影ノ木防災会	平成7年8月1日	1	○
		404	大塔区防災会	平成7年8月20日	1	○
		405	上戸次利光区防災会	平成7年7月7日	1	○
		406	嶺自治区防災会	平成7年8月12日	1	○
		407	門前自治防災会	平成7年7月12日	1	○
		408	佐柳防災会	平成7年7月20日	1	○
		409	戸次本町防災会	平成15年9月1日	1	○
		410	川床防災会	平成6年6月30日	1	○
		411	備後自治区防災会	平成15年10月1日	1	○
		412	楠木生防災会	平成6年3月6日	1	○
		413	尾津留自治区防災会	平成6年6月11日	1	○
		414	戸次校区大内自治会防災会	平成7年6月30日	1	○
		416	けやき台自主防災会	平成20年12月1日	4	○
	判田	417	片野・大興寺・居村・辻の原防災会	平成15年10月1日	1	○
		418	光永・戸無瀬地区防災会	平成15年3月1日	1	○
		419	辰口区防災会	平成15年4月6日	1	○
		420	東新川地区防災会	平成15年11月1日	1	○
		421	西新川自治区防災会	平成17年3月1日	1	
		422	豊田防災会	平成21年1月5日	1	
		423	宮ノ原・中ノ原地区防災会	平成15年9月1日	1	○
		424	昆布刈防災会	昭和62年1月20日	1	○
		425	高江区自主防災会	平成15年4月7日	1	○
		426	庄屋村自治区防災会	平成15年9月1日	1	○
		427	住床自治区防災会	平成20年4月1日	1	○
		428	米良区防災会	平成21年3月8日	1	○
		429	板山・小岳自治区防災会	平成15年12月20日	1	
		430	百木防災会	平成15年1月1日	1	
		431	立小野地区防災会	平成15年10月1日	1	○
		432	ひばりケ丘自治会自主防災部	平成3年4月21日	1	○
		433	つつじヶ丘自主防災会	平成5年11月27日	1	○
		434	判田台自主防災会	平成20年12月1日	2	○
		435	高江中央一丁目自主防災会	平成21年7月1日	1	○
		436	高江中央2丁目防災会	平成21年11月7日	1	○
		437	高江南1丁目自主防災会	平成23年4月17日	1	○
		438	高江南2丁目自治会自主防災会	平成23年4月24日	1	○
		439	高江南3丁目防災会	平成22年2月22日	1	○
		440	高江北防災会	平成22年4月18日	1	○
	竹中	441	冬田地区防災会	平成15年4月1日	1	○
		442	上冬田防災会	平成20年4月1日	1	○
		443	下竹中防災会	平成20年7月1日	1	
		444	中竹中防災会	平成7年8月1日	1	○
		445	上竹中自治会防災会	平成15年2月20日	1	○
		446	河原地区防災会	平成15年10月1日	1	○
		447	佐渡川防災会	平成7年8月8日	1	○

地区	校区	組織番号	組織名	結成年月日	自治区数	防災士
大南	竹中	448	岩上自治区防災会	平成15年4月1日	1	
		449	花香防災会	昭和61年8月30日	1	○
		450	舟戸地区防災会	昭和61年9月3日	1	○
		451	伊与床防災会	平成7年8月1日	1	○
		452	高城・黒仁田地区防災会	平成23年4月1日	2	○
		453	中野地区防災会	昭和61年9月9日	1	○
		454	中無礼区防災会	昭和61年10月1日	1	○
		455	弓立・黒岩防災会	平成22年4月1日	1	
		456	樫原防災会	昭和61年9月1日	1	○
	吉野	457	辻区防災会(吉野)	平成7年7月1日	1	○
		458	杉原防災会	平成7年7月10日	1	○
		459	奥自治防災会	平成7年7月10日	1	○
		460	萩尾自治区防災会	平成7年8月3日	1	○
		461	下志津留自主防災会	平成7年6月26日	1	○
		462	上志津留地区防災会	平成7年7月1日	1	○
		463	月形地区防災会	平成15年10月31日	1	○
		464	吉野原自主防災会	平成7年6月30日	1	○
		465	宮尾地区防災会	平成7年8月31日	1	○
		466	福良自治区防災会	平成7年8月5日	1	○
		467	梅が丘防災会	平成2年9月2日	1	○
		468	ロングヒル中央防災会	平成20年4月1日	1	○
稙田	稙田	501	内稙田自治会防災組織	平成7年6月1日	1	○
		502	胡麻鶴自治会防災会	平成8年5月1日	1	○
		503	塚野地区防災会	平成7年6月1日	1	○
		504	木上自治会防災会	平成7年6月1日	1	○
		505	木上団地防災会	平成7年4月1日	1	
		506	木上新町自主防災会	平成6年6月1日	1	○
		507	大柳自治会防災会	平成7年10月1日	1	○
		508	上芹防災会	平成7年6月1日	1	○
		509	口戸自治会防災会	平成7年7月1日	1	○
		510	平野自治会防災会	平成7年7月1日	1	○
		511	田島自治会防災会	平成7年7月1日	1	○
		512	露地区防災会	平成7年8月1日	1	
		513	市自治区防災会	平成7年9月7日	1	○
		514	下芹地区自主防災会	平成7年7月15日	1	○
		515	野添防災会	平成7年4月16日	1	
		516	雄城自治会防災会	平成15年4月1日	1	○
		517	粟野防災会	平成8年6月1日	1	○
		518	桑本防災会	平成7年10月1日	1	○
		519	雄城台団地自治防災会	平成6年6月18日	1	○
		520	雄城台中央防災会	平成7年9月1日	1	○
		521	萌葱台防災会	平成7年11月1日	1	○
		522	小野鶴新町防災会	平成4年12月23日	1	○
		523	田原自治会防災会	平成6年7月1日	1	○
		525	木上台防災会	平成22年4月1日	1	○
	宗方	526	八幡田防災会	平成8年9月1日	1	○
		527	下宗方自治会防災会	平成10年4月1日	1	○
		528	上宗方防災会	昭和62年7月26日	1	○
		529	二豊自治会防災会	平成7年5月13日	1	○

地区	校区	組織番号	組　　織　　名	結成年月日	自治区数	防災士
植田	宗方	530	松が丘連合自治会防災会	平成7年3月1日	4	○
		531	椿が丘防災会	平成7年4月23日	1	○
		532	宗方台防災会	平成7年4月1日	1	○
		533	小野鶴市営住宅自治会防災会	平成21年3月31日	1	○
		534	下小野鶴自治会防災会	平成7年6月1日	1	○
		535	上小野鶴自治会防災会	平成8年9月1日	1	○
	横瀬	536	下横瀬自治会防災会	平成7年7月1日	1	○
		537	上横瀬防災会	平成7年7月1日	1	○
		538	富士見が丘防災会	昭和62年10月5日	9	○
		539	鬼崎防災会	平成7年8月1日	1	○
		540	緑が丘連合自治会防災会	平成8年7月1日	3	○
	東植田	541	田尻自治区防災会	平成7年7月1日	1	○
		542	田尻ｸﾞﾘｰﾝﾊｲﾂ東区防災会	平成8年3月22日	1	○
		543	田尻ｸﾞﾘｰﾝﾊｲﾂ西区防災会	平成8年4月15日	1	○
		544	田尻ｸﾞﾘｰﾝﾊｲﾂ中央区自治会防災会	平成8年5月1日	1	○
		545	田尻ｸﾞﾘｰﾝﾊｲﾂ北区自主防災会	平成8年5月1日	1	○
		546	仲村自治区防災会	平成7年9月1日	1	○
		547	高城自治区防災会	平成7年9月1日	1	○
		548	岡自治区防災会	平成7年8月15日	1	○
		549	秋岡自治区防災会	平成7年7月1日	1	
		550	蕨野自治会防災会	平成7年12月1日	1	○
		551	石川自治会防災会	平成7年7月1日	1	○
		552	光吉自治会防災会	平成7年6月1日	1	○
		553	光吉台自治会防災会	平成8年3月26日	1	○
		554	光吉新町自治会防災会	平成7年11月5日	1	○
		555	ふじが丘東自主防災会	平成8年4月14日	1	○
		556	ふじが丘西自治会防災会	平成8年4月1日	1	○
		557	ふじが丘南自治会防災会	平成9年3月1日	1	○
		558	ふじが丘北自治会防災会	平成7年11月1日	1	○
		559	ふじが丘山手区自治会防災会	平成8年4月1日	1	○
		560	天領ハイツ自治会防災会	平成8年4月1日	1	○
		561	小原団地防災会	平成7年6月10日	1	
		562	田尻南一丁目防災会	平成18年9月15日	1	○
		563	田尻南二丁目防災会	平成18年5月1日	1	○
		564	グランビュー光吉防災会	平成19年3月11日	1	○
	寒田	565	寒田自治会防災会	平成8年7月8日	1	○
		566	旦野原自治区防災会	平成8年1月1日	1	○
		567	宮崎自治会防災会	平成8年9月1日	1	○
		568	宮崎台自治会自主防災会	平成7年9月1日	1	○
		569	小原地区防災会	平成7年8月1日	1	○
		570	寒田南町防災会	平成7年6月26日	1	○
		572	寒田南町3丁目防災会	平成22年11月27日	1	○
		573	寒田北町地区防災会	平成7年10月1日	1	○
		574	寒田北町4丁目防災会	平成16年4月9日	1	
		575	大分大学寒田宿舎防災会	平成22年8月1日	1	
		576	寒田西町防災会	平成23年2月9日	1	
		577	寒田わかば台防災会	平成7年9月24日	1	○
		578	寒田ささむた苑自治会防災会	平成9年4月1日	1	○
		579	ｻﾝﾄﾋﾟｱ西寒多自治会防災会	平成8年7月29日	1	○

地区	校区	組織番号	組　　織　　名	結成年月日	自治区数	防災士
植田	寒田	580	サントピア藤美園防災会	平成15年4月1日	1	○
		581	美し野防災会	平成16年7月1日	1	○
		582	寒田御苑自主防災会	平成19年3月18日	1	○
		583	スカイタウン寒田自主防災会	平成25年9月1日	1	
	敷戸	584	敷戸上東防災会	昭和61年11月5日	1	○
		585	敷戸東町防災会	平成7年10月1日	1	○
		586	敷戸西町自治会防災会	平成8年3月1日	1	○
		587	敷戸南町防災会	平成7年8月6日	1	○
		588	敷戸北町防災会	平成7年8月1日	1	○
		589	星和台自治会防災会	平成18年4月1日	1	○
		590	芳河原台防災会	平成6年8月26日	1	○
		591	敷戸台防災会	平成8年4月1日	1	○
	鴛野	592	鴛野自治区防災会	平成7年7月1日	1	○
		593	敷戸駅北町防災会	平成22年4月4日	1	
		594	サンシャインしきど自治区防災会	平成7年9月1日	1	○
		595	敷戸防災会	平成7年6月10日	1	○
		596	花の木坂自治区防災会	平成6年6月1日	1	○
		597	敷戸新町1区防災会	平成7年7月1日	1	○
		598	敷戸新町2区防災会	平成7年7月1日	1	○
		599	敷戸新町3区防災会	平成7年7月1日	1	○
		600	旦野原ハイツ東区自主防災会	平成7年7月1日	1	○
		601	旦野原ハイツ西区自主防災会	平成7年7月1日	1	○
		603	高江ハイツ自治会防災会	平成7年7月15日	1	○
		604	東木自治区防災会	平成8年4月1日	1	○
		605	坂詰自治区防災会	平成7年7月15日	1	○
		606	大園団地自治会防災会	平成8年8月1日	1	
		607	田園町自治会防災会	平成8年6月1日	1	○
	賀来	608	下片面地区自主防災会	平成8年10月1日	1	○
		609	上片面地区防災会	平成8年4月16日	1	○
		610	餅田地区防災会	平成7年12月1日	1	○
		611	桑原地区防災会	平成7年8月1日	1	○
		612	車木地区防災会	平成7年10月1日	1	○
		613	中島地区防災会	平成7年7月1日	1	○
		614	中尾地区防災会	平成7年6月1日	1	○
		615	脇地区防災会	平成9年1月15日	1	
		616	野田地区防災会	平成8年3月1日	1	○
		617	森ノ木自治会防災会	平成9年4月13日	1	○
		618	国分防災会	平成7年9月1日	3	○
		619	国分団地防災会	平成20年9月15日	1	
		620	国分台自治会防災会	平成8年7月1日	1	○
		621	国分新町自治会自主防災会	平成7年11月25日	1	○
		622	平横瀬自治会防災会	平成8年7月1日	1	
		623	東野台防災会	平成10年4月2日	1	○
		624	東院地区防災会	平成7年7月1日	1	○
		625	宮苑自治会防災会	平成8年7月1日	1	○
		626	カームタウン野田防災会	平成21年10月10日	1	○
大在	大在西	701	上志村自治区防災会	平成7年11月15日	1	○
		702	下志村防災会	平成7年11月7日	1	○
		703	角子原自治区防災会	平成7年11月17日	1	○

地区	校区	組織番号	組　　織　　名	結成年月日	自治区数	防災士
大在	大在西	704	望みが丘防災会	平成15年4月1日	1	○
		705	北区防災会	平成7年11月12日	1	○
	大在	706	横田自治区防災会	平成7年11月15日	1	○
		707	政所区防災会	平成7年10月7日	1	○
		708	大在浜自治区防災会	平成7年11月7日	1	○
		709	汐見自治区防災会	平成7年10月7日	1	○
		710	城原自治会防災会	平成8年6月1日	1	○
		711	曙台自主防災防犯会	平成3年4月1日	1	○
		712	平野防災会	平成7年11月1日	1	○
		713	横塚防災会	昭和62年1月10日	1	○
坂ノ市	坂ノ市	800	上市自主防災会	令和2年5月22日	1	○
		801	東本町自主防災会	令和2年5月22日	1	○
		802	駅通り自主防災会	令和2年5月22日	1	○
		803	倉掛自主防災会	令和2年5月22日	1	○
		804	浜中防災会	令和2年4月27日	1	○
		805	市西防災会	平成7年7月1日	1	○
		806	木田東部防災会	平成7年12月1日	1	○
		807	木田西防災会	平成7年7月20日	1	
		808	木田南防災会	昭和61年10月20日	1	○
		809	尾田防災会	平成8年7月1日	1	○
		810	久原防災会	平成7年9月16日	3	○
		811	東上野区自主防災会	平成8年1月10日	3	○
		812	細区自主防災会	平成7年7月20日	3	○
	小佐井	813	市尾上防災会	平成8年9月1日	1	○
		814	市尾下防災会	平成8年9月1日	1	○
		815	屋山防災会	平成8年7月1日	1	○
		816	宮下区防災会	平成8年5月1日	1	○
		817	旭社宅自治会防災会	平成10年4月1日	1	
		818	川南防災会	平成9年6月28日	1	○
		819	里中防災会	平成8年3月17日	1	○
		820	王ノ瀬自治区防災会	平成7年10月1日	1	○
	丹生	821	丹川地区自主防災会	平成8年7月1日	4	○
		822	岡四ツ葉会	平成8年7月25日	1	○
		823	一木区防災会	平成7年7月7日	1	○
		824	久土防災会	平成7年6月26日	1	○
		825	佐野防災会	平成8年9月1日	1	○
		826	佐野上防災会	平成8年9月1日	1	○
佐賀関	本神崎	901	馬場区防災会	平成7年11月19日	1	○
		902	こうざき連合防災会	平成21年8月1日	6	○
		903	駅自主防災会	令和3年11月1日	1	
		904	河内自治会防災会	令和2年10月1日	1	○
		905	中の原防災会	令和4年2月20日	1	
		906	大平区防災会	平成8年2月1日	1	○
	木佐上	907	木佐上連合区防災会	平成7年10月1日	5	○
	大志生木	908	大志生木連合防災会	平成19年12月1日	5	○
		909	小志生木防災会	平成8年3月31日	1	○
	関	910	辛幸1区防災会	平成20年7月1日	1	○
		911	緑ヶ丘防災会	平成18年7月1日	1	○
		912	辛幸2区防災会	平成21年9月1日	1	

地区	校区	組織番号	組　　織　　名	結成年月日	自治区数	防災士
佐賀関	関	913	古宮区防災会	平成7年8月5日	1	○
		914	日鉱住宅防災会	平成20年3月31日	1	
		915	佐賀関上浦自主防災会	平成19年7月25日	5	○
		916	須賀連合区防災会	平成7年9月1日	3	○
		917	福水区防災会	平成8年3月31日	1	○
		918	大黒区防災会	平成8年3月31日	1	○
		919	小黒区防災会	平成8年3月31日	1	○
		920	幸の浦区防災会	平成11年4月1日	1	○
		921	田中連合区自主防災会	平成20年4月1日	3	○
		922	神山区防災会	平成7年12月15日	1	
		923	東町防災会	平成20年3月8日	1	○
		924	迫区防災会	平成8年3月31日	1	
		925	西町区自主防災会	平成18年9月22日	1	○
		926	古屋敷防災会	平成18年9月20日	1	
		927	辻区防災会	平成8年3月31日	1	
		928	西脇区防災会	平成8年3月31日	1	○
		929	小浜区防災会	平成8年3月31日	1	○
		930	秋の江区防災会	平成8年3月31日	1	○
		931	汐見区防災会	平成8年3月31日	1	
		932	白木浜区防災会	平成8年3月31日	1	○
		933	白木奥区防災会	平成20年3月1日	1	
		934	玉井区防災会	平成8年3月31日	1	○
		935	室生区防災会	平成20年7月1日	1	○
	一尺屋	936	一尺屋田ノ浦防災会	平成18年9月25日	2	○
		937	一尺屋上浦防災会	平成18年9月12日	6	○
		938	一尺屋下浦防災会	平成18年9月12日	6	○
野津原	東部	1001	廻栖自治防災会	平成17年2月5日	1	○
		1004	新界自主防災会	平成20年4月1日	1	○
		1005	入蔵区防災会	平成18年6月1日	1	○
		1006	吉熊自主防災会	平成20年8月17日	1	
		1008	恵良防災会	平成18年9月1日	1	○
		1009	なゝせ区防災会	平成20年3月9日	1	○
		1010	本町自治区防災会	平成18年1月1日	1	○
		1011	野津原新町防災会	平成20年2月28日	1	○
		1012	野津原小屋鶴区防災会	平成18年5月18日	1	
		1013	新川防災会	平成19年1月15日	1	
		1014	柿野自主防災会	平成20年9月7日	1	○
		1015	舟ヶ平自治防災会	平成17年10月10日	1	○
		1016	福宗一自主防災会	平成20年4月1日	1	○
		1017	福宗第2防災会	平成18年5月18日	1	○
		1018	辻原自主防災会	平成20年3月1日	1	○
	中部	1019	竹の内自治区防災会	平成18年5月24日	1	○
		1020	岡倉自治防災会	平成18年4月1日	1	○
		1021	日方羽原自主防災会	平成20年2月1日	1	
		1022	沢田防災会	平成22年1月22日	1	
		1023	矢の原自治区防災会	平成18年4月1日	1	○
		1024	原村区防災会	平成18年4月1日	1	○
		1025	田ノ口自主防災会	平成20年2月25日	1	○
		1026	今畑自治区防災会	平成18年7月1日	1	○

地区	校区	組織番号	組　　織　　名	結成年月日	自治区数	防災士
野津原	中部	1027	太田自治区防災会	平成18年7月1日	1	○
		1028	長尾台自主防災会	平成18年5月30日	1	○
	西部	1029	下詰防災会	平成18年6月1日	1	○
		1030	上詰自治区防災会	平成18年7月23日	1	○
		1031	湛水防災会	平成19年1月1日	1	○
	今市	1032	荷小野自主防災会	平成20年1月1日	1	
		1033	杵ヶ原自主防災会	平成20年1月24日	1	
		1034	小原自治区防災会	平成17年11月30日	1	○
		1035	高沢自主防災会	平成19年11月18日	1	○
	今市	1036	山中防災会	平成17年11月17日	1	○
		1037	石合自治区防災会	平成18年7月1日	1	○
		1038	石合原自主防災会	平成19年12月1日	1	○
		1039	上石合防災会	平成20年1月22日	1	○
		1040	今市町自治区防災会	平成18年7月1日	1	○
		1041	一本楳防災会	平成18年1月20日	1	
		1042	白家防災会	平成19年12月1日	1	
		1043	摺自主防災会	平成20年8月10日	1	
		1044	練ヶ迫自主防災会	平成20年9月1日	1	○

＿＿＿＿校区防災士協議会規約

（名称）

第１条　この会は、＿＿＿＿校区防災士協議会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第２条　本会の事務所は、会長（又は、他の役員）宅に置く。

（目的）

第３条　本会は、「自助」・「共助」の原則のもと、＿＿＿校区内における特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した防災士（以下「防災士」という。）同士のネットワークを構築し、防災士としての活動及び技術研鑽を支援する事業を行い、地域防災力の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）防災士としての活動または防災・減災技能の研鑽に資する事業

（２）会員相互の連絡交流に資する事業

（３）講演会及び研究会等の開催に関する事業

（４）校区内の自主防災組織との連携

（５）その他、本会の目的を達成するために必要な事業

（会員）

第５条　本会の会員は次の２種類とする。

（１）正会員は、＿＿＿＿校区内の各自主防災組織で活動する防災士のうち、本会の目的に賛同し入会した者とする。

（２）賛助会員は、この会の事業を賛助するため入会（※）した者とする。

※　正会員になれないが本会の目的に賛同する者、ただし議決権はない。

（入会）

第６条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第７条　会長は、総会において別に定めた場合は、会員に入会金及び会費を徴収することができる。

（会員の資格の喪失）
第８条　会員が次の各号一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（１）退会届の提出をしたとき。
（２）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
（３）継続して、____年以上会費を滞納したとき。
（４）除名されたとき。

（退会）
第９条　会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

（除名）
第１０条　会員が、この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）
第１１条　既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

（役員の種類及び定数）
第１２条　本会に次の役員を置く。
（１）　理　事　若干名（但し、３名以上）
（２）　監　事　　１　名
２　理事のうち、１名を会長、____名を副会長、１名を会計とする。

（選任等）
第１３条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　前条第２項に定める役員は、理事の互選により選出する。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　監事は、理事を兼ねることができない。

（職務）
第１４条　会長は本会を代表し、その業務を総理する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、（副会長１名の場合は不要）その職務を代行する。
３　会計は、本会の財産の状況を管理する。
４　理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の決議に基づき、本会の業務を執行する。
５　監事は、本会の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。

（任期等）

第１５条　役員の任期は、＿＿＿年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（会議）

第１６条　本会に、総会および理事会を置く。

（総会）

第１７条　総会は、正会員をもって構成する。

２　総会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

３　総会は、会長が招集する。

４　総会は、次の事項を審議する。

（１）　規約の変更

（２）　解散又は合併

（３）　事業計画及び予算並びにその変更

（４）　事業報告及び決算

（５）　役員の選任又は解任及び職務

（６）　入会金及び会費の額

（７）　除名

（８）　その他運営に関する重要事項

（議長）

第１８条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（議決）

第１９条　総会における議決事項は、第１７条第４項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

４　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

（理事会）

第２０条　理事会は、会長、副会長、理事によって構成する。

２　理事会は、次の事項を審議し、実施する。

（１）　総会に付議すべき事項

（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（会計）

第２１条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）　入会金及び会費

（２）　寄付金品

（３）　財産から生じる収益

（４）　事業に伴う収益

（５）　その他の収益

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第２２条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（会計監査）

第２３条　会計監査は、毎年１回監事が行う。ただし必要がある場合は臨時にこれを行うことができる。

付　則

この規約は、令和　　年　　月　　日から実施する。

１８　消防車両等現有台数

令和6年3月31日　現在

常備										非常備	
緊急車両								その他			
指揮車	消防ポンプ自動車	はしご自動車	化学消防車	大型化学高所放水車及び泡原液搬送車	救助工作車	救急自動車	特殊車等	広報用車両	軽公用車	消防ポンプ自動車	小型ポンプ積載車
5	23	3	2	2	4	17	23	2	19	4	178

１９　消防水利現有数

令和6年3月31日　現在

統計	消火栓		防火水そう（40㎥以上）		プール（40㎥以上）	湖沼（40㎥以上）
	公設	私設	公設	私設		
9,353	7,777	292	595	361	112	216

２０　救助器具配置状況

令和6年3月31日現在

区分 ＼ 配置場所		合計	局	中央消防署					東消防署					南消防署			
				本署	南大分	東大分	西大分	明野	本署	佐賀関	大在	坂ノ市	松岡	本署	敷戸	大南	野津原
一般用救助器具	かぎ付	11	1	3	1				2		1			3			
	三連はしご	28	2	3	2	1	2	1	3	1	1	2	1	5	1	2	1
	金属製折りたたみはしご又はワイヤはしご	5	1	1					1	1				1			
	空気式救助マット	4	1	1					1					1			
	救命索発射銃	3		1					1					1			
	サバイバースリング又は救助用縛帯	24	4	6		1			5	2	1			4		1	
	平担架	4	1	1					1					1			
重量物排除用器具	油圧ジャッキ	3		1					1					1			
	可搬ウインチ	10	4	1					2	1				2			
	マンホール救助器具	4	1	1					1					1			
	マット型空気ジャッキ	5	1	1					1	1				1			
	大型油圧スプレッダー	4	1	1					1					1			
	救助用支柱器具	1		1													
	チェーンブロック	3		1					1					1			
切断用器具	油圧切断機	3		1					1					1			
	エンジンカッター	4	1	1					1					1			
	チェーンソウ	24	1	4	1	1	1	1	3	1	1	2	1	4	1	1	1
	根切チェンソー	3		1					1					1			
	鉄線カッター	37	3	6		1	1	3	3	3		4	1	6	2	2	2
	空気鋸	5	1	1					1	1				1			
	大型油圧切断機	4	1	1					1					1			
	空気切断機	3		1					1					1			
	コンクリート・鉄筋切断用チェーンソウ	2		2													
破壊器具	万能斧	35	1	9	4	2	1	2	3	1	1		1	5	1	2	2
	ハンマー	13	1	2	2				2					4	1	1	
	携帯用コンクリート破壊器具	4	1	1					1					1			
	削岩機	5	1	1					1	1				1			
	ハンマドリル	5	1	2					1					1			
測定用器具	可燃性ガス測定器	20	1	2	1	1	1	3	2	1	1	1	1	2	1	1	1
	有毒ガス測定器	3						3									
	放射線測定器	19	5	2				6	2					4			
	個人線量計	47	9	5				10	10					13			
呼吸保護用器具	空気呼吸器	190		35	10	8	8	8	40	8	4	9	4	40	4	8	4
	空気補充用ボンベ	323		77	17	13	13	25	47	16	11	11	7	58	7	14	7
	防塵マスク	321	37	30	17	11	9	13	118	8	4	8	4	43	11	4	4
	送排風機	4	1	1					1					1			
	エアラインマスク	2	1						1								
	酸素呼吸器	9		5					2					2			

２１　　第１次水防倉庫資材（消防団備蓄分）

令和6年3月31日現在

方面隊	分団名	部名	位置	土のう袋 枚	杭 本	スコップ 本	掛矢 本	標識ロープ 巻	防水シート 枚	砂 m３
第１	金池分団	金池部	金池町３丁目	380	15	9	1	1	3	1.5
	中島分団	浜町部	勢家	50	0	5	1	1	3	0.5
		中島部	中島東	50	0	2	0	1	1	0.0
	春日分団	勢家部	勢家町１丁目	616	8	8	1	1	2	0.0
	大道分団	中央部	田室町	200	0	9	0	0	0	0.0
		西部	三芳	350	20	15	2	2	1	2.0
	南大分分団	羽屋部	羽屋	65	8	9	2	1	3	0.0
	八幡分団	田ノ浦部	神崎	200	0	10	2	1	2	0.0
		中央部	八幡	10	20	10	2	1	3	0.0
		東部	金谷迫	400	0	10	2	1	3	1.0
	滝尾分団	下郡部	下郡	200	10	10	3	1	3	1.0
		片島部	片島	300	0	8	1	1	3	1.0
	東大分分団	牧部	牧１丁目	500	19	10	2	2	5	2.0
	日岡分団	日岡部	日岡２丁目	350	10	6	1	1	1	0.2
	桃園分団	山津部	寺崎１丁目	0	0	19	2	2	3	0.0
第２	鶴崎分団	第3部	鶴崎	500	10	10	1	1	2	0.0
	別保分団	第2部	森町	270	10	10	2	1	1	1.0
	三佐分団	第1部	三佐	300	20	9	2	0	1	0.0
	明治分団	第4部	横尾	100	20	10	1	1	1	0.0
		第5部	横尾	71	0	6	0	0	0	1.0
	高田分団	第2部	常行	300	20	9	6	1	3	2.0
	川添分団	第1部	宮河内	200	0	8	1	1	1	0.0
		第3部	広内	200	0	10	0	1	1	0.0
	松岡分団	第2部	松岡	250	10	9	3	1	0	0.5
第３	戸次分団	第1部	上戸次	33	3	13	2	1	5	0.0
		第5部	下戸次	50	0	13	0	1	5	0.0
	判田分団	第1部	下判田	300	20	10	1	1	3	0.0
		第3部	中判田	300	20	10	2	1	3	1.0
	竹中分団	第1部	竹中	400	10	10	1	1	3	0.0
		第3部	端登	200	0	2	0	1	3	0.0
		第4部	河原内	400	18	12	2	1	3	0.0
	吉野分団	第1部	辻	50	20	10	2	1	1	0.0
		第4部	奥	200	20	10	2	1	2	0.5
第４	東植田分団	田尻部	田尻	4000	55	15	5	2	4	0.1
	植田西部分団	富士見が丘部	富士見が丘	300	20	10	2	1	3	0.0
	植田東部分団	上宗方部	上宗方	200	10	16	0	1	3	0.0
	賀来分団	宮苑部	宮苑	110	0	11	2	4	4	0.0
第５	大在西分団	上志村部	志村１丁目	300	10	10	2	1	3	2.0
	大在東分団	政所部	政所１丁目	100	10	10	1	1	2	2.7
第６	坂ノ市分団	第5部	細	350	0	10	2	1	1	0.0
	小佐井分団	第1部	里	90	10	10	0	0	1	0.0
		第3部	市尾	523	10	18	2	1	2	0.0
	丹生分団	第3部	丹生	200	20	3	1	1	2	0.0
第７	本神崎分団	第1部	馬場	59	0	12	4	3	1	0.0
		第2部	木佐上	225	0	14	5	3	1	0.0
		第3部	本神崎	200	0	16	5	1	3	0.0
	志生木分団	第2部	志生木	450	20	18	5	1	3	0.0
	関上浦分団	第2部	佐賀関	250	20	17	6	1	3	2.0
	関下浦分団	第2部	佐賀関	400	15	16	5	1	2	2.0
	一尺屋分団	第5部	一尺屋	200	20	16	5	1	3	2.0
第８	野津原東部	辻原部	辻原	65	0	12	0	0	0	0.0
	野津原中部	下詰部	下原	100	0	10	1	0	0	0.0
	野津原西部	上石合部	今市	2	0	6	2	0	0	0.0
合　計				15,919	531	561	105	57	115	26.0

２２　　第２次水防倉庫資材（大分市消防局関係）

令和6年3月31日

署所名	資材名	土のう袋 枚	杭 （鉄・ＳＰ） 本	スコップ 本	ハンマー 本	掛　矢 本	防水シート 枚	救命胴衣 着	ボート		船外機 機	砂 ㎥
									アルミボード	ゴムボード		
中央消防署	本署	1,750	262	88	1	9	29	117	0	2	2	6.0
	南大分分署	1,900	15	16	2	8	11	12	0	1	0	4.8
	東大分出張所	150	45	12	1	3	4	10	0	1	0	2.0
	西大分出張所	550	15	19	2	2	4	10	0	1	0	0.5
	明野出張所	640	15	11	2	2	6	10	0	1	0	0.5
東消防署	本署	1,100	140	72	1	12	15	136	0	1	2	4.0
	佐賀関分署	1,300	62	6	0	6	9	8	0	1	1	2.5
	大在出張所	1,200	5	13	2	3	4	9	0	1	0	2.0
	坂ノ市出張所	1,350	20	10	2	2	8	8	0	1	0	0.5
	松岡出張所	750	5	5	1	2	4	7	0	1	0	0.2
南消防署	本署	1,400	181	80	3	7	12	106	0	1	3	1.3
	大南出張所	1,100	15	13	1	4	17	17	0	1	0	0.6
	敷戸出張所	1,150	15	10	1	2	10	13	0	1	0	0.4
	野津原出張所	1,000	16	13	1	3	4	20	0	1	0	0.4
計		15,340	811	368	20	65	137	483	0	15	8	25.7

２３　第３次水防倉庫資材（市関係分）

令和5年12月1日現在

資材名 / 水防倉庫名	土のう袋 袋	ブルーシート 枚	杭類 本	ロープ 巻	縄 巻	針金 ㎏	スコップ 本	掛矢 本	ハンマー 本	ツルハシ 本	クワ・バチ 本	鎌 本	ノコ 本	斧・ナタ 本	バール 本	シノ 本	カッターベンチ 本	照明具 個	消防団用ボート 艇
本庁水防資材倉庫	11,650	3	789	4	11	120	60	12	9	12	23	101	16	6	4	24	9	4	1
鶴崎水防資材倉庫	1,200	4	57	11	2	12	10	4	3	4	6	5	4	6	4	3	7	3	
稙田支所水防資材倉庫	2,800	4	100	11	5	62	40	6	4	5	10	20	6	10	6	3	7	3	1
東稙田水防資材倉庫	1,800	4	104	14	2	42	15	5	4	5	7	9	5	8	2	3	7	3	
賀来水防資材倉庫	2,300	4	98	12	2	42	15	5	4	4	7	5	5	8	4	3	7	3	
大南支所水防資材倉庫	1,300	4	90	14	2	12	10	4	4	5	7	10	4	6	4	3	7	3	1
坂ノ市支所水防資材倉庫	1,200	4	70	13	2	12	10	4	3	3	4	5	4	6	4	3	7	3	1
大在支所水防資材倉庫	500	4	70	11	2	12	10	4	3	3	4	5	4	6	4	3	7	3	1
佐賀関支所水防資材倉庫	400	4	50	15	2	12	10	3	3	3	4	5	4	6	4	3	7	3	
野津原支所水防資材倉庫	600	4	70	14	2	12	10	3	3	3	4	5	4	6	4	3	7	3	1
計	23,750	39	1,498	119	32	338	190	50	40	47	76	170	56	68	40	51	72	31	6

２４　大野川防災センター水防資材一覧

区分	土のう袋 袋	カマス 枚	ブルーシート 枚	杭類 本	ロープ 巻	縄 巻	針金 kg	スコップ 本	掛矢 本	ハンマー 本	ツルハシ 本	クワ・バチ 本	鎌 本	ノコ 本	斧・ナタ 本	バール 本	シノ 本	カッターペンチ 本	一輪車 台	照明具 個
大分市分	8,000	0	9	1,567	12	4	110	8	18	22	8	33	79	13	21	14	8	47	0	12
国土交通省分	0	560	0	0	0	0	0	139	39	10	0	0	0	0	0	0	0	0	55	0

２５（１）　大分川緊急用河川敷道路（緊急用船着場含む）

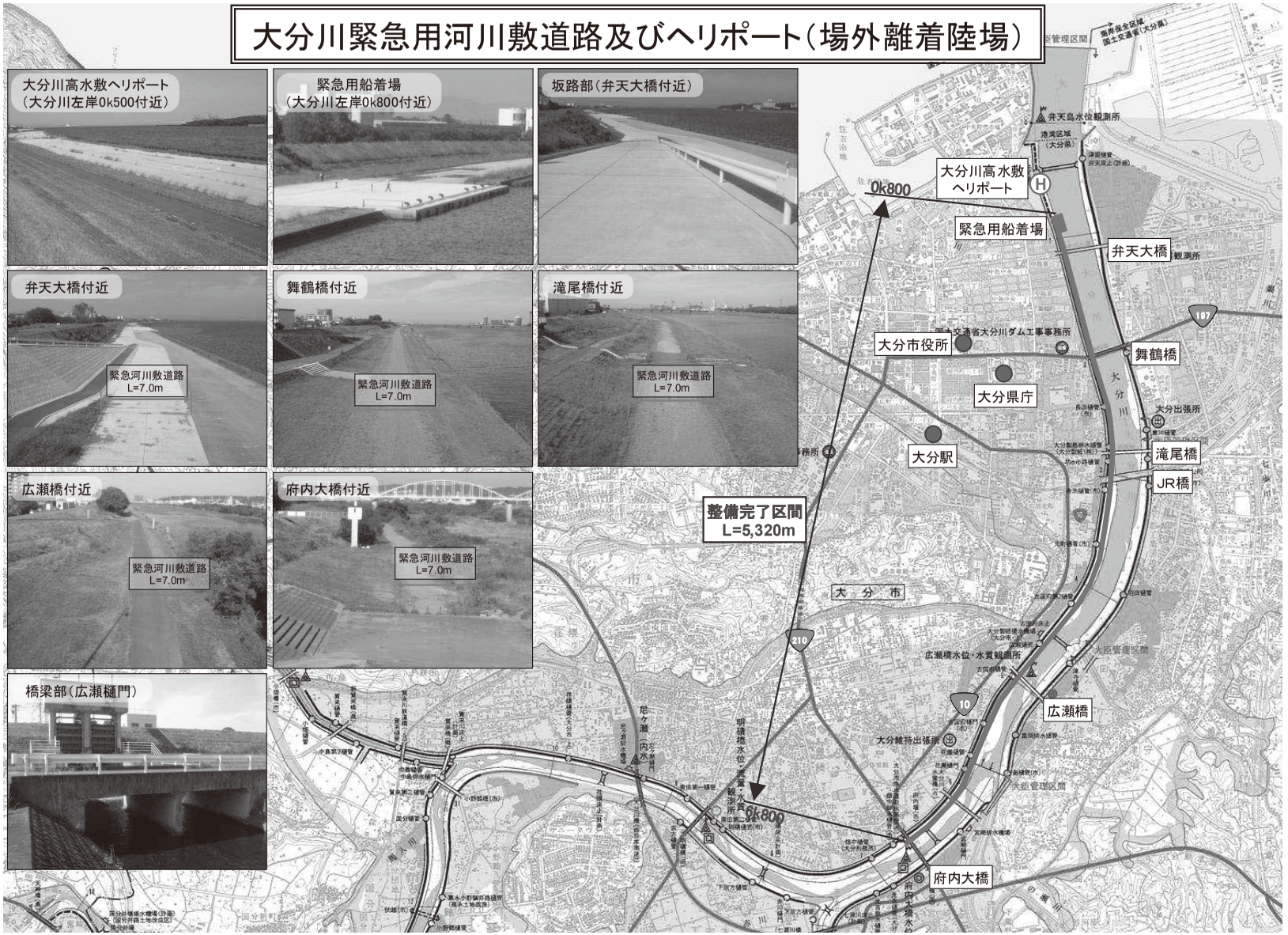

２５（２）　大分川緊急用河川敷道路（緊急用船着場含む）

緊急用船着場

（大分市弁天4丁目地先:大分川左岸0k800）

平面図

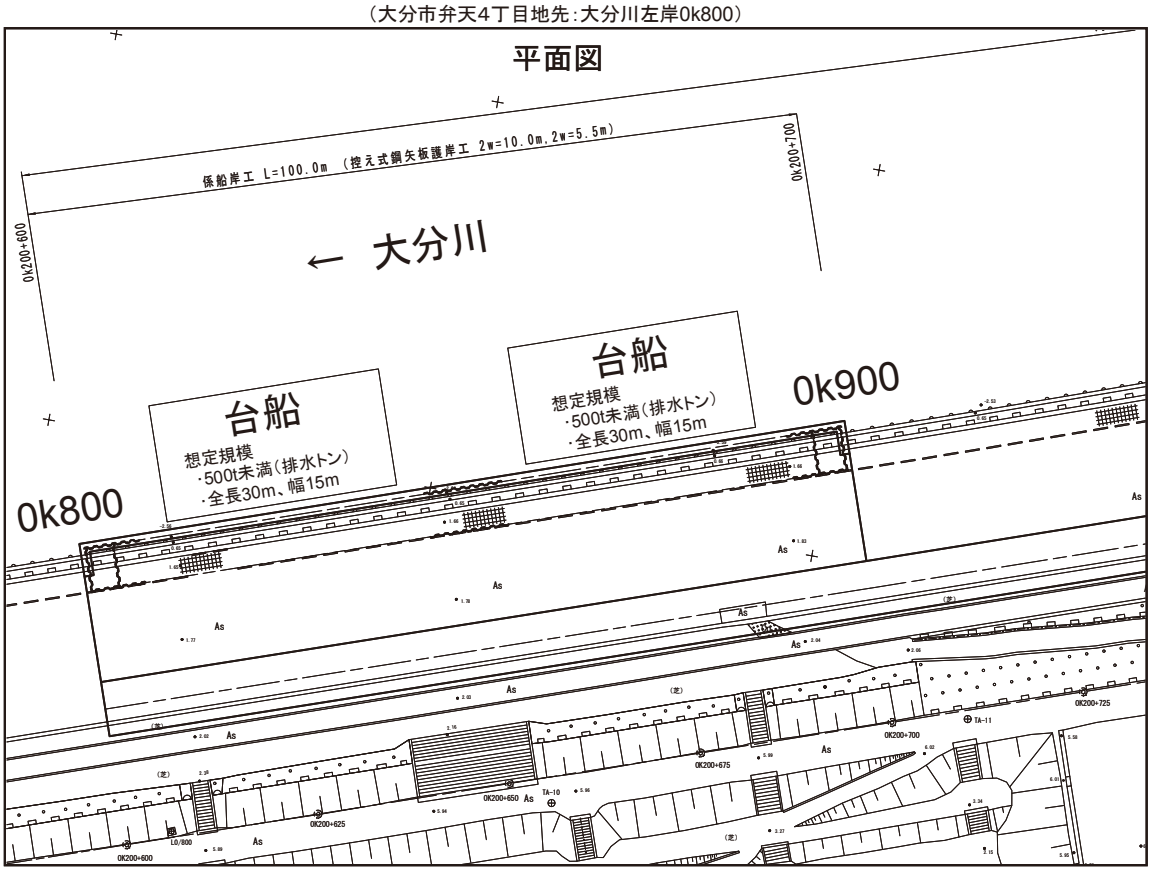

横断図

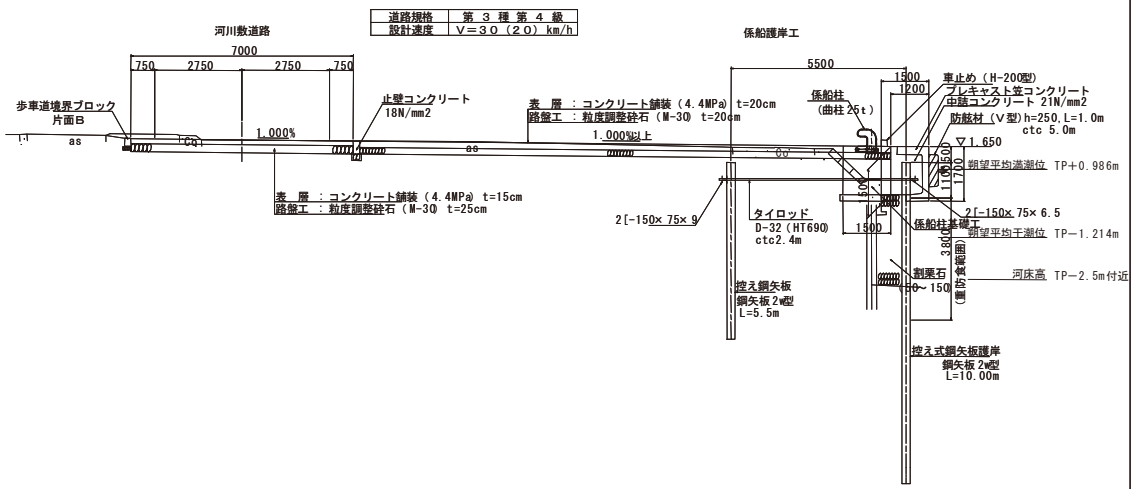

２６　第６次地震防災緊急事業五箇年計画

（計画年度：令和３年度～令和８年度）

事　業　名	事　業　規　模	事業予定年度	事業予定額（百万円）
耐震性貯水槽整備事業	40㎥7基	R3～R7	50.0
特殊災害対応自動車（ＮＢＣ対応車両）整備事業	特殊災害対応自動車(ＮＢＣ対応車両)更新 １台	R3	28.0
テロ対策用特殊救助資機材整備事業	テロ対策用特殊救助資機材更新 １セット	R3	22.0
梯子車（３０ｍ級）	梯子車（３０m級）更新	R7	150.0
電線共同溝整備事業	府内１１号線 Ｌ＝400m	R3～R5	320.0
計			570.0

２７　住環境整備事業一覧表等

住環境整備事業一覧表

地区名	施行区域	施行面積	施行期間（予定）	事業概要	備考
滝尾中部	羽田、片島、米良の一部	140.0ha	平成16年度～令和15年度	・都市計画道路	
三佐北	三佐の一部（3区、4区）	68.0ha	平成15年度～令和11年度	・防災道路 ・公園整備（一時避難地） ・都市計画道路	
細	細	39.0ha	平成18年度～令和8年度	・防災道路 ・辻広場 ・多目的公園	

街路事業一覧表

路線名	施行区間	施行延長	施行期間	事業概要	備考
松原国宗線	大分市大字皆春 ～大分市大字鶴崎	1,170m	平成28年度～令和12年度	・都市計画道路	
家島高田線	大分市大字鶴崎	620m	平成28年度～令和12年度	・都市計画道路	

２８　　大分市内の道路啓開ルート

【大分県啓開路線一覧表】　大分・由布地区

	路線名	起点	終点	管理者
1	九州横断自動車道（大分自動車道）	九重・由布市町境	由布・別府市境	NEXCO
2	九州横断自動車道（大分自動車道）	別府・由布市境	大分米良IC	NEXCO
3	東九州自動車道	大分米良IC	大分宮河内IC	NEXCO
4	東九州自動車道	大分宮河内IC	大分・臼杵市境	NEXCO
5	一般国道10号	別府・大分市境	大分市大分臼杵線	国
6	一般国道10号	大分市大分臼杵線	大分市R210	国
7	一般国道10号	大分米良IC	大分市R10	国
8	一般国道10号	大分市R210	大分市鴛野	国
9	一般国道10号	大分市鴛野	鶴崎大南線	国
10	一般国道10号	鶴崎大南線	大分市上戸次	国
11	一般国道10号	大分市上戸次	大分・豊後大野市境	国
12	一般国道210号	九重・由布市境	富士見ケ丘団地入口交差点	国
13	一般国道210号	富士見ケ丘団地入口交差点	大分市R10	国
14	一般国道210号	府内大橋北交差点	大分市羽屋	県
15	一般国道210号	大分市羽屋	大分市R10	県
16	一般国道197号	中鶴崎二丁目交差点	大分市R10	県
17	一般国道197号	大分市R217	中鶴崎二丁目交差点	県
18	一般国道197号BP	大分市R10	公園東IC	県
19	一般国道197号BP	公園東IC	大分市鶴崎大南線	県
20	一般国道197号BP	大分市鶴崎大南線	大分宮河内IC	県
21	一般国道197号BP	大分宮河内IC	大分市R197南BP	県
22	一般国道217号	大分市佐賀関R197	金山交差点	県
23	一般国道217号	金山交差点	大分・臼杵市境	県
24	一般国道442号	大分市R210	大分市大分挾間線	県
25	一般国道442号	大分市大分挾間線	大分中部広域農道	県
26	一般国道442号	広域農道　大分中部地区	豊後大分・大分市境	県
27	(主)別府一の宮線	九重・由布市町境	大分市R210	県
28	(主)別府一の宮線	別府湯布院線	由布・別府市境	県
29	(主)大分臼杵線	大分IC	大分市R210	県
30	(主)大分臼杵線	大分市R210	大分市R10	県
31	(主)大在大分港線	3号線入口交差点	大野川大橋西交差点	県
32	(主)大在大分港線	大分市R197	3号線入口交差点	県
33	(主)大在大分港線	大野川大橋西交差点	日岡交差点	県
34	(主)大在大分港線	日岡交差点	土木事務所入口交差点	県
35	(主)大在大分港線	土木事務所入口交差点	大分市R10	県
36	(主)坂ノ市中戸次線	大分市R197	大分市臼杵坂ノ市線	県
37	(主)中判田下郡線	大分市R10南BP	大分市大分臼杵線	県
38	(一)臼杵坂ノ市線	大分市坂ノ市中戸次線	大分・臼杵市境	県
39	(一)別府湯布院線	鳥越湯布院線	由布市湯布院町R210	県
40	(一)別府湯布院線	由布市湯布院町別府一の宮線	鳥越湯布院線	県
41	(一)大在公共埠頭線	大分市R197	大分市大在大分港線	県
42	(一)塚原天間線	別府・由布市境	由布市湯布院町鳥越湯布院線	県
43	(一)鳥越湯布院線	由布市湯布院町塚原天間線	自衛隊湯布院駐屯地	県
44	(一)鳥越湯布院線	自衛隊湯布院駐屯地	由布市湯布院町別府湯布院線	県

【大分県啓開路線一覧表】　大分・由布地区

	路線名	起点	終点	管理者
45	(一)大分光吉インター線	大分市R10	大分市光吉IC	県
46	(一)萩原下郡線	大分市大在大分港線	大分市大分臼杵線	県
47	(主)大在大分港線	大分市大在公共埠頭線	横田入口交差点	県
48	(主)大在大分港線	横田入口交差点	3号線入口交差点	県
49	大分市道　城原久土線	大分市R197	大分市R197BP	市町村
50	(主)大分臼杵線	大分市R10	大分市中判田下郡線	県
51	(主)大分臼杵線	大分市中判田下郡線	大分市役所明野支所	県
52	(主)大分臼杵線	大分市役所明野支所	鶴崎大南線	県
53	(主)大分臼杵線	鶴崎大南線	大分市坂ノ市中戸次線	県
54	(主)庄内久住線	由布市庄内町R210	由布・竹田市境	県
55	(主)坂ノ市中戸次線	大分市大分臼杵線	大分市R197BP	県
56	(主)別府挾間線	別府・由布市境	由布市挾間町市道 向原別府線	県
57	(一)大分挾間線	大分市R442	賀来新川交差点	県
58	(一)大分挾間線	賀来新川交差点	大分大学医学部付属病院	県
59	(一)大分挾間線	大分大学医学部付属病院	由布市挾間町R210	県
60	(一)鶴崎大南線	大分市R197	大分市R197BP	県
61	(一)久住高原野津原線	大分市湛水挾間線	大分市R442	県
62	(一)小挾間大分線	由布市挾間町市道 向原別府線	由布市挾間町市道 医大西線	県
63	(一)湛水挾間線	久住高原野津原線	大分市市道竹の内三国境線	県
64	大分市道　竹の内三国境線	大分中部広域農道	大分市湛水挾間線	市町村
65	大分中部広域農道	大分市R442	大分市市道竹の内三国境線	市町村
66	由布市道向原別府線	由布市挾間町別府挾間線	由布市湯布院小挾間大分線	市町村
67	由布市道医大西線	由布市挾間町小挾間大分線	由布市湯布院大分挾間線	市町村
68	(一)大分港線	大分市R197	大分赤十字病院入口	県
69	(一)大分港線	大分赤十字病院入口	大在大分港線	県
70	(一)大分港線	大在大分港線	自衛隊大分地方協力本部	県
71	(一)大分港線	自衛隊大分地方協力本部	新川町二丁目交差点	県
72	(一)松岡日岡線	公園東IC	大銀ドーム東交差点	県
73	(一)鶴崎港線	大分市道分岐	臨港道路分岐	県
74	(一)西寒多寒田線	大分市R210	アルメイダ病院	県
75	臨港道路	新川町2丁目交差点	豊海3丁目交差点	県
76	臨港道路	鶴崎港線	大分製油所	県
77	大分市道　古国府津守線、下郡宮崎大通り線	大分市R10	大分こども病院	市町村
78	大分市道　片島松岡バイパス線、スポーツ公園中央線、尾崎片島線	大分市R197BP	大分県運転免許センター	市町村
79	大分市道　片島松岡バイパス線	公園西IC	大銀ドーム西交差点	市町村
80	大分市道　豊海16号線	豊海3丁目交差点	大分卸売市場	市町村
81	大分市道　家島南北1号線、家島南北6号線	大野川大橋西交差点	鶴崎港線	市町村
82	大分県立病院内道路	大分市R210	大分県立病院	県
83	大分市道　千代3号線	大分港線	大分赤十字病院	市町村
84	臨港道路	大在大分港線	大分港(ﾌｪﾘｰﾀｰﾐﾅﾙ)	県
85	臨港道路	三海橋東交差点	大分海上保安部	県
86	大分市道	顕徳町2交差点	大分気象台	市町村
87	大分市道	検察庁前	大分地域センター	市町村
88	大分市道	三佐田交差点	大分東警察署(移転先)	市町村
89	大分市道	大分東警察署(移転先)	乙津橋東交差点	市町村
90	大分市道	国道10号	NTT滝尾ビル	市町村
91	大分市道	国道197号	大分中村病院	市町村

【大分県啓開路線一覧表】　大分・由布地区

	路線名	起点	終点	管理者
92	大分市道	国道10号　日向街道	天心堂へつぎ病院	市町村
93	大分市道	横田入口交差点	大分医療センター	市町村
94	大分市道	(一)鶴崎大南線	河野脳神経外科	市町村
95	大分市道	中津留一丁目交差点	大分健生病院	市町村
96	(一)鶴崎港線	中鶴崎2丁目交差点	大分市東消防署	県
97	(一)佐賀関循環線	金山交差点	佐賀関漁港	県
98	(一)下世田寒田線	国道210号	稙田市民センター	県
99	大分市道	国道10号	大南市民センター	市町村
100	大分市道	(主)大在大分港線	大在市民センター	市町村
101	大分市道	国道197号	流通業務団地	市町村
102	大分市道	(一)松岡日岡線	社会福祉介護研修センター	市町村
103	大分市道	国道197号城崎交差点	大分市上下水道局	市町村
104	(一)向之原停車場線	挾間町郵便局先交差点	由布市役所挾間庁舎	県
105	(一)田野庄内線	由布市庄内庁舎前	由布市役所	県
106	由布市道	(一)別府湯布院線	湯布院庁舎	市町村
107	由布市道	国道210号	庄内運動公園	市町村
108	由布市道	挾間庁舎	中州賀グランド	市町村
109	(一)松岡日岡線	大銀ドーム東交差点	(主)大在大分港線	県
110	大分市道	大分市役所前交差点	大分市保健所	市町村
111	大分市道	(主)大分臼杵線	ホルトホール大分	市町村

※大分・由布地区道路啓開実施計画より抜粋

大分市災害時多言語通訳サービス運用開始のご案内

大分市では、災害のときに在住外国人や市内に滞在中の訪日観光客とスムーズにコミュニケーションをとるために、コールセンターを通じた２４時間対応の通訳サービスを運用しています。

例えば、こんなときに使えます。

①　２地点３者間通訳サービス

※災害現場、避難所、ホテルなど

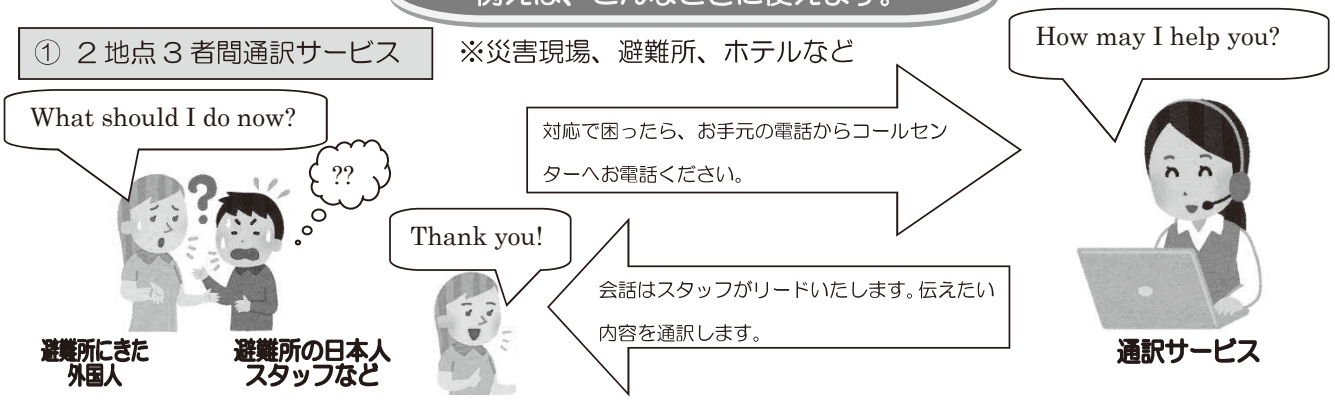

②3 地点３者間通訳サービス

※利用イメージの例

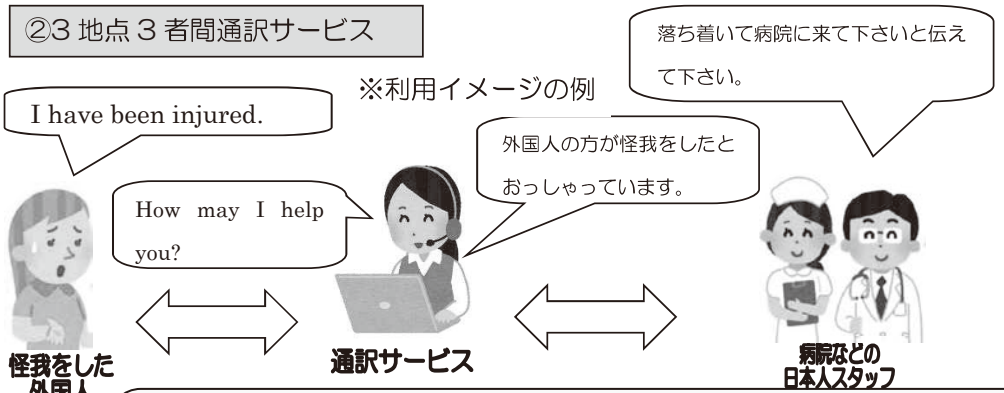

※コールセンターの３者通話サービスを使って、目の前にいない外国人とも連絡をとることができます。外国人がコールセンター経由で、避難所や病院へ連絡をすることもできます。

大分市災害時多言語コールセンター
0120-691-476

※災害等が起きていない平常時にはつながりませんので、ご注意ください。

設置開始時期：大分市災害警戒本部もしくは大分市災害対策本部設置直後
設置終了時期：各本部が解散してから１か月後
対応時間：24 時間
対応言語：21 言語（英語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、マレー語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、タガログ語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語）
利用対象：大分市民、市内滞在中の訪日観光客等。
利用料：利用者負担はありません。フリーダイヤルでご利用いただけます。
注意点：大分市災害警戒本部および大分市災害対策本部設置については、随時ホームページでご確認いただけます。

コールセンターに関する問合せ先：大分市　国際課　(電話)097-537-5719

災害応急対策計画　資料

30　大分市災害警戒本部組織表

大分市災害警戒本部	
本部長	総務部長
副本部長	企画部長
	企画部審議監等又は次長　（これらの者のうち広報戦略担当に限る）
	総務部審議監等又は次長（防災危機管理担当）

総合情報室		
室　　長	課 名 等	室　　員
防災危機管理課長	防災危機管理課	本部長（室長）が指名する職員
	総務課	
	人事課	
	契約監理課	
	企画課	
	市長室	
	情報政策課	
	広聴広報課	
	財政課	
	管財課	

対策班	班長	構成課等、処理すべき主な事項
被災者救援班	福祉保健課長	大分市災害対策本部組織表に準ずる
災害廃棄物対策班	環境対策課長	
物資支援班	契約監理課長	
保険医療班	保健総務課長	
地域対策班	市民協働推進課長	
児童・生徒対策班	教育総務課長	
住宅対策班	都市計画課長	
社会基盤対策班	土木管理課長	
上下水道対策班	上下水道局総務課長	
消防対策班	警防課長	
議会対策班	議会事務局総務課長	

３１　大分市災害対策本部組織表

大分市災害対策本部						
本部長：市長				副本部長：副市長		
	統括者			副統括者		
	防災危機管理統括者（総務部担当副市長）			副市長（総務部担当外）、教育長、上下水道事業管理者、消防局長		
	部長	副部長	室名・班名	室長・班長	構成課等	処理すべき主な事項
総合統括部	総務部長	企画部長 企画部審議監等又は次長（これらの者のうち広報戦略担当に限る。）	総合情報室	総務部審議監等又は次長 企画部審議監等又は次長	総務課	本部の設置及び設営
					人事課	本部会議に関する事務
					職員厚生課	災害応急対策の重要事項の立案
					契約監理課	各対策部及び外部防災関係機関等との連絡調整
					防災危機管理課	本部要員の福利厚生
					企画課	自衛隊の派遣の要請に関する事務
					市長室	災害対策に係る予算措置
					情報政策課	災害情報の収集伝達及び記録整理
					スポーツ振興課	罹災証明書の交付
					広聴広報課	災害情報の広報
					財政課	災害時の情報システムの運用
					管財課	水防活動に関する事務
					河川・みなと振興課	
			受援調整班	総務部防災局長	総務課	本部の人員調整
					人事課	他の地方公共団体との相互応援に伴う職員の派遣及び受入れに関する事務
					職員厚生課	支援物資及び義援物資の受入れ等の調整
					防災危機管理課	拠点候補地の選定及び調整
					財政課	
					管財課	
被災者救援部	福祉保健部長	子どもすこやか部長 福祉保健部審議監等（福祉保健部に審議監等を置かない場合にあっては、次長）	避難者対策班	◎福祉事務所長 子どもすこやか部審議監等又は次長 企画部審議監等又は次長 市民部審議監等又は次長 商工労働観光部審議監等又は次長 都市計画部審議監等又は次長	文化振興課	避難所要員の配置
					国際課	指定避難所の運営
					生活安全・男女共同参画課	災害時要配慮者支援対策 福祉施設、幼稚園等への連絡調整
					市民課	被災外国人に対する情報提供及び相談
					福祉保健課	帰宅困難者に対する情報提供地点の確保及び誘導
					長寿福祉課	災害被災者住宅再建支援金の支給
					障害福祉課	災害見舞金等の配布
					生活福祉課	遺体安置所の開設及び遺体の安置
					（生活福祉東部事務所及び生活福祉西部事務所を除く。）	罹災者の調査 防犯パトロールの実施 避難所外被災者の把握
					子ども企画課	市民サポートセンターの開設及び運営
					子育て支援課（東部子ども家庭支援センター及び西部子ども家庭支援センターを除く。）	
					保育・幼児教育課	
					子ども入園課	
					観光課	
					都市交通対策課	
					避難所要員	
			ボランティア調整班	◎福祉保健部審議監等又は次長 市民部審議監等又は次長	管財課	災害ボランティアセンターの設置
					市民協働推進課	災害ボランティアセンターの運営・活動の支援
					福祉保健課	
					人権・同和対策課	
					都市交通対策課	
					指導監査課	
災害廃棄物対策部	環境部長	環境部審議監等（環境部に審議監等を置かない場合にあっては、次長）	環境対策班	環境対策課長	環境対策課	防疫対策 環境汚染に係る調査
			清掃対策班	ごみ減量推進課長	ごみ減量推進課	ごみ処理及び集積
					廃棄物対策課	
					清掃施設課	
					清掃業務課	

物資支援部	財務部長	商工労働観光部長 会計管理者 監査事務局長	物資支援班	◎商工労働観光部審議監等又は次長 総務部審議監等又は次長	職員厚生課	食料、飲料水、生活用品等の輸送、供給及びあっせん
					契約監理課	輸送経路の選定
					管財課	緊急輸送等の実施
					商工労政課	緊急輸送又は救出救助・消防活動に必要な輸送手段（車
					創業経営支援課	両、燃料等）の確保
					おおいた魅力発信局	緊急物品の購入等
					会計課	支援物資、義援物資等の受入れ及び配送
					監査事務局 監査課	
					選挙管理委員会事務局	
保健医療部	福祉保健部審議監等（医療施策調整担当に限る）	大分市保健所長 大分市保健所次長	保健医療班	保健総務課長	市民課	保健衛生活動の実施
					保健総務課	医療体制の整備
					衛生課	災害派遣保健医療チーム等の受入れの調整
					保健予防課	保健衛生ニーズの把握
					健康課	遺体の火葬及び仮埋葬 愛護動物対策
地域対策部	市民部長	市民部審議監等（市民部に審議監等を置かない場合にあっては、次長）	中央地区対策班	市民協働推進課長	市民協働推進課	自治委員との連絡調整
					市民課	支所管内における災害情報の収集及び伝達
					国保年金課	地区公民館における指定避難所の開設の協力
			鶴崎地区対策班	鶴崎支所長	鶴崎支所	避難所との連絡調整
					東部資産税事務所	消防局及び消防団との連絡調整
					東部子ども家庭支援センター	罹災証明書の交付
					生活福祉東部事務所	
					東部保健福祉センター	
			大南地区対策班	大南支所長	大南支所	
			植田地区対策班	植田支所長	植田支所	
					西部資産税事務所	
					西部子ども家庭支援センター	
					生活福祉西部事務所	
					西部保健福祉センター	
			大在地区対策班	大在支所長	大在支所	
			坂ノ市地区対策班	坂ノ市支所長	坂ノ市支所	
			佐賀関地区対策班	佐賀関支所長	佐賀関支所	
			野津原地区対策班	野津原支所長	野津原支所	
			明野地区対策班	明野支所長	明野支所	
児童・生徒対策部	教育部長	教育監（教育監を置かない場合にあっては、教育部審議監等又は次長）	児童・生徒対策班	教育総務課長	教育総務課	学校職員、児童・生徒等の避難
					学校教育課	学校等施設及び職員、児童・生徒等被災状況の把握
					学校施設課	学校での保健衛生措置の実施
					体育保健課	避難所運営への協力
					人権・同和教育課	教室の確保、応急授業の実施及び教材学用品の供給
					社会教育課	
					文化財課	
					教育センター	
					美術館美術振興課	
住宅対策部	都市計画部長	財務部審議監等（財務部に審議監等を置かない場合にあっては、次長） 土木建築部審議監等（土木建築部に審議監等を置かない場合にあっては、次長）	住宅対策班	都市計画課長	税制課	建物等の被害調査
					市民税課	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定
					資産税課 （東部資産税事務所及び西部資産税事務所を除く。）	罹災証明書の交付に係る住家の被害認定調査 応急仮設住宅の建設及び管理 被災住宅の応急修理
					納税課	
					建築課	
					住宅課	
					都市計画課	
					まちなみ企画課	
					開発建築指導課	

社会基盤対策部	土木建築部長	農林水産部長	公共土木対策班	◎土木建築部審議監等又は次長 都市計画部審議監等又は次長	土木管理課	公共施設の被害状況についての情報収集及び提供
					道路建設課	被災した公共施設の応急復旧
					道路維持課	二次災害の防止活動
					河川・みなと振興課	
					まちなみ整備課	
					公園緑地課	
			農林・水産班	農林水産部審議監等又は次長	農政課	農林水産施設の被害状況についての情報収集及び提供
					生産振興課	被災した農林水産施設の応急復旧
					林業水産課	二次災害の防止活動
					公設地方卸売市場	
					農業委員会事務局	
上下水道対策部	上下水道局上下水道部長	上下水道局上下水道部審議監等（上下水道部に審議監等を置かない場合にあっては、次長）	総務班	上下水道局総務課長	上下水道局総務課	飲料水の供給
					経営企画課	上下水道施設の保全及び応急復旧
					水道整備課	
			給水班	営業課長	営業課	
			水道工事班	水道維持管理課長	水道維持管理課	
					水道整備課	
			浄水班	浄水課長	浄水課	
			下水道工事班	下水道整備課長	下水道整備課	
					下水道施設管理課	
			水資源再生センター班	下水道施設管理課長	下水道施設管理課	
消防対策部	消防局長	消防局審議監等（消防局に審議監等を置かない場合にあっては、次長）	総務班	消防局総務課長	消防局総務課	災害に対する警戒及び防御
			警防班	警防課長	警防課	人命救助及び救急活動
			救急班	救急救命課長	救急救命課	
			予防班	予防課長	予防課	
			通信指令班	通信指令課長	通信指令課	
			中央消防署班	中央消防署長	中央消防署	
			東消防署班	東消防署長	東消防署	
			南消防署班	南消防署長	南消防署	
議会対策部	議会事務局長	議会事務局総務課長	総務班	議会事務局議事課長	議会事務局総務課	大分市議会との調整
					議会事務局議事課	

備考

1 この表において、「審議監等」とは、審議監、技監又は部（大分市事務分掌条例（昭和58年大分市条例第8号）第1号に規定する部、大分市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年大分○市条例第53号）第3条第3項に規定する部及び大分市教育委員会事務局組織規則（昭和52年大分市教育委員会規則第5号）第2条に規定する部をいい、消防本部及び消防署の設置に関する条例（昭和52年大分市条例第19号）第3条に規定する大分市消防局を含む。）に置かれる参事をいう。

2 副部長欄及び室長・班長欄の審議監等及び次長は、専任に限るものとする。ただし、専任の審議監等及び次長が置かれていないときにあっては、本部長が別に指名するものとする。

3 前項ただし書に定めるもののほか、第6条第1項の規定により置かれる部長、副部長並びに室長及び班長のうち、この表の定めによりこれらに充てられるべき職の者が置かれないときは、同条第4項の規定にかかわらず、本部長が別に指名するものとする。

4 第6条第1項の規定により置かれる副部長並びに室長及び班長（以下「副部長等」という。）の職に充てられるべき者のうち、部長の職に充てられる者にあっては副部長等の職に、副部長の職に充てられる者にあっては室長及び班長の職に充てることができない。この場合において、副部長等の職に充てる者がないときは、同条第4項の規定にかかわらず、副部長等は、本部長が別に指名するものとする。

5 総合情報室は、総務部審議監等又は次長（防災危機管理担当に限る。）を主たる室長とする。

6 2人以上の班長を有する班は、◎印の班長を主たる班長とする。

３２（１）　大分市災害対策本部事務分掌表

部　名	室名・班名	構成課等	分掌事務
総合統括部	総合情報室	総務課 人事課 職員厚生課 契約監理課 防災危機管理課 企画課 市長室 情報政策課 スポーツ振興課 広聴広報課 財政課 管財課 河川・みなと振興課	(1)　部内の連絡調整及び庶務に関すること。 (2)　総合統括部要員の動員及び配備計画に関すること。 (3)　本部の設置及び設営に関すること。 (4)　本部会議に関すること。 (5)　本部長命令の伝達に関すること。 (6)　災害応急対策の重要事項の立案及び各部間との連絡調整に関すること。 (7)　各対策部及び外部防災関係機関等との連絡調整に関すること。 (8)　本部要員の福利厚生に関すること。 (9)　災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用範囲及び事務委任に関すること。 (10)　自衛隊の派遣の要請に関すること。 (11)　災害視察者及び見舞者等の応接に関すること。 (12)　災害対策に係る予算措置に関すること。 (13)　災害に伴う財政計画及び財政に関する政府機関等との連絡に関すること。 (14)　気象情報、予報、警報等の収集伝達に関すること。 (15)　災害情報の収集伝達及び記録整理に関すること。 (16)　関係機関に対する災害報告に関すること。 (17)　防災行政無線の管理運用に関すること。 (18)　通信手段の確保に関すること。 (19)　災害統計に関すること。 (20)　罹災証明書の交付に関すること。 (21)　庁内広報に関すること。 (22)　市民に対する災害情報の広報に関すること。 (23)　報道機関に対する情報提供及び連絡に関すること。 (24)　放送及び出版による広報に関すること。 (25)　災害記録写真、災害記録映画等の製作に関すること。 (26)　災害通報の受付及び処理に関すること。 (27)　庁舎等の電源確保に関すること。 (28)　災害時の情報システムの運用に関すること。 (29)　孤立地区及び連絡途絶地区との連絡体制の確立に関すること。 (30)　大分県水防本部その他関係機関との連絡調整に関すること。 (31)　河川情報等の収集伝達に関すること。 (32)　洪水予報及び水防警報に関すること。 (33)　その他必要な事項
	受援調整班	総務課 人事課 職員厚生課 防災危機管理課 財政課 管財課	(1)　本部の人員調整に関すること。 (2)　自衛隊の活動調整に関すること。 (3)　雇入れ労務者の確保及び配置に関すること。 (4)　他の地方公共団体との相互応援に伴う職員の派遣及び受入れに関すること。 (5)　災害対策に係る公用車の配備計画に関すること。 (6)　支援物資及び義援物資の受入れ等の調整に関すること。 (7)　拠点候補地の選定及び調整に関すること。

被災者救援部	避難者対策班	文化振興課 国際課 生活安全・男女共同参画課 市民課 福祉保健課 長寿福祉課 障害福祉課 生活福祉課 (生活福祉東部事務所及び生活福祉西部事務所を除く。) 子ども企画課 子育て支援課 (東部子ども家庭支援センター及び西部子ども家庭支援センターを除く。) 保育・幼児教育課 子ども入園課 観光課 都市交通対策課 避難所要員	(1) 部内の連絡調整及び庶務に関すること。 (2) 部内の被害状況の収集に関すること。 (3) 指定避難所の開設及び管理運営に関すること。 (4) 避難所要員の動員に関すること。 (5) 指定避難所との連絡に関すること。 (6) 指定避難所における救援に関すること。 (7) 指定避難所における被災者からの要望状況の把握に関すること。 (8) 福祉避難所の開設及び管理運営に関すること。 (9) 福祉施設、幼稚園等の被害状況調査及び連絡に関すること。 (10) 福祉施設、幼稚園等の入所者等の援護に関すること。 (11) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること。 (12) 災害被災者住宅再建支援金の支給に関すること。 (13) 災害見舞金に関すること。 (14) 災害見舞金等の配布に関すること。 (15) 義援金の受付及び配分に関すること。 (16) 遺体安置所の開設及び遺体の安置に関すること。 (17) 罹災者の調査に関すること。 (18) 日赤その他社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること。 (19) 食料及び生活必需品の配分に関すること。 (20) 防犯パトロールの実施に関すること。 (21) 災害時要配慮者への避難準備情報等の伝達及び避難誘導に関すること。 (22) 災害時要配慮者の安否確認及び避難状況の把握に関すること。 (23) 被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること。 (24) 要保護児童の把握等に関すること。 (25) その他災害時要配慮者支援対策に関すること。 (26) 帰宅困難者に対する情報提供地点の確保及び誘導に関すること。 (27) 避難所外被災者の把握に関すること。 (28) 市民サポートセンターの開設及び運営に関すること。
	ボランティア調整班	管財課 市民協働推進課 福祉保健課 人権・同和対策課 都市交通対策課 指導監査課	(1) 災害ボランティアセンターの設置に関すること。 (2) 社会福祉協議会等との連絡調整及び情報の共有に関すること。 (3) 災害ボランティアに関する情報の一元管理に関すること。 (4) 災害ボランティアの通行車両証明及び移送車両に関すること。
災害廃棄物対策部	環境対策班	環境対策課	(1) 部内の連絡調整及び庶務に関すること。 (2) 部内の被害状況の収集に関すること。 (3) 防疫の実施に関すること。 (4) 保健衛生組合への協力要請に関すること。 (5) 環境汚染に係る調査及び防止の指導に関すること。
	清掃対策班	ごみ減量推進課 廃棄物対策課 清掃施設課 清掃業務課	(1) 災害廃棄物処理計画の総合調整に関すること。 (2) 清掃応援要請及び各種応援団体の掌握に関すること。 (3) ごみ及びし尿の非常処理計画に関すること。 (4) 産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の指導監督に関すること。 (5) 廃棄物の処理方法及び集積場所の指定に関すること。 (6) ごみ及びし尿収集車両の配備編成に関すること。 (7) 被災地におけるごみ及びし尿の収集運搬に関すること。 (8) 所管施設の管理及び必要施設の応急設営に関すること。

物資支援部	物資支援班	職員厚生課 契約監理課 管財課 商工労政課 創業経営支援課 おおいた魅力発信局 会計課 監査事務局監査課 選挙管理委員会事務局	(1) 部内の連絡調整及び庶務に関すること。 (2) 食料及び生活必需品の調達及び配送に関すること。 (3) 緊急物品の購入に関すること。 (4) 物資等の輸送に必要な情報の収集及び伝達に関すること。 (5) 輸送経路の選定に関すること。 (6) 災害応急活動に必要な燃料の調達及び配送に関すること。 (7) 緊急輸送等の実施に関すること。 (8) 緊急輸送車両等の確保に関すること。 (9) 救助物資の調達及び配分に関すること。 (10) 支援物資、義援物資等の受入れ、分配及び配送に関すること。 (11) 災害に対して必要な応急対策要員及び避難住民の移送に関すること。 (12) 商工業施設及び商工業製品の被害状況調査に関すること。 (13) 中小企業の災害復旧資金の融資に関すること。
保健医療部	保健医療班	市民課 保健総務課 衛生課 保健予防課 健康課	(1) 部内の連絡調整及び庶務に関すること。 (2) 部内の被害状況の収集に関すること。 (3) 災害派遣保健医療チーム等の受入れ調整に関すること。 (4) 健康相談チームが行う医療・保健衛生ニーズの把握に関すること。 (5) 被災者の感染症対策及び健康・栄養相談に関すること。 (6) 罹災者の医療、助産及び救護に関すること。 (7) 医療機関の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (8) 医療機関との連絡調整に関すること。 (9) 医療救護活動(慢性期医療を含む。)に関すること。 (10) 救急医薬品及び衛生材料の供給に関すること。 (11) 感染症、食中毒等の予防に関すること。 (12) 衛生検査に関すること。 (13) 仮埋葬に関すること。 (14) 遺体の火葬業務に関すること。 (15) 愛護動物に関すること。 (16) 被災動物の保護に関すること。 (17) 避難所の栄養管理に関すること.。 (18) 指定避難所における救護に関すること。

地域対策部	中央地区 対策班	市民協働推進課 市民課 国保年金課	(1) 部内の統括及び連絡調整に関すること.。 (2) 自治委員及び自主防災組織との連絡に関すること。 (3) 地区公民館との連絡調整、被害状況調査及び応急対策に関すること。 (4) 地区公民館(支所管内を除く。)における指定避難所の開設の協力に関すること。 (5) 地区対策班の班編成及び災害対策に対する協力に関すること。
	鶴崎地区 対策班	鶴崎支所 東部資産税事務所 東部子ども 家庭支援センター 生活福祉東部事務所 東部保健福祉センター	(1) 班の庶務に関すること。 (2) 自治委員及び自主防災組織との連絡に関すること。 (3) 支所の施設及び設備の被害状況調査並びに機能維持のための応急対策に関すること。 (4) 地区公民館(支所管内に限る。)の施設及び設備の被害状況調査並びに機能維持のための応急対策に関すること。 (5) 地区公民館(支所管内に限る。)における指定避難所開設の協力に関すること。 (6) 水防備蓄資機材の管理に関すること。 (7) 臨時災害対策本部及び現地災害対策本部に関すること。 (8) 消防局及び消防団との連絡調整に関すること。 (9) 罹災証明書の交付に関すること。 (10) 災害情報の収集及び伝達に関すること。 (11) 広報(避難指示等を含む。)及び広聴に関すること。 (12) 避難所との連絡調整に関すること。 (13) 内水状況の把握に関すること。
	大南地区 対策班	大南支所	
	稙田地区 対策班	稙田支所 西部資産税事務所 西部子ども 家庭支援センター 生活福祉西部事務所 西部保健福祉センター	
	大在地区 対策班	大在支所	
	坂ノ市地区 対策班	坂ノ市支所	
	佐賀関地区 対策班	佐賀関支所	
	野津原地区 対策班	野津原支所	
	明野地区 対策班	明野支所	
児童・生徒対策部	児童・生徒 対策班	教育総務課 学校教育課 学校施設課 体育保健課 人権・同和教育課 社会教育課 文化財課 教育センター 美術館美術振興課	(1) 部内の連絡調整及び庶務に関すること。 (2) 部内の被害状況の収集及び対策に関すること。 (3) 児童及び生徒の避難に関すること。 (4) 罹災児童及び生徒に対する教科書及び学用品の支給に関すること。 (5) 応急教育に関すること。 (6) 避難所の供与、管理及び運営に関すること。 (7) 教育緊急物品の調達に関すること。 (8) 社会教育関係団体等協力団体との連絡調整に関すること。 (9) 来館者の避難に関すること。 (10) 児童、生徒等の被災状況の把握に関すること。 (11) 学校での保健衛生措置の実施に関すること。

住宅対策部	住宅対策班	税制課 市民税課 資産税課 （東部資産税事務所及び西部資産税事務所を除く。） 納税課 建築課 住宅課 都市計画課 まちなみ企画課 開発建築指導課	(1) 部内の連絡調整及び庶務に関すること。 (2) 建物等の被害調査に関すること。 (3) 建築物の災害情報等の現地確認調査に関すること。 (4) 被災者の建築、応急修理等の相談に関すること。 (5) 被災建築物応急危険度判定に関すること。 (6) 市有建築物の応急対策に関すること。 (7) 被災宅地危険度判定に関すること。 (8) 罹災証明書交付に係る住家の被害認定調査に関すること。 (9) 災害による市税の納期限の延長、徴収の猶予及び減免に関すること。 (10) 応急仮設住宅の建設及び管理並びに住宅の応急処理に関すること。 (11) みなし仮設住宅の受付・進達業務等に関すること。 (12) 各種緊急施設及び応急収容施設の建設及び修理に関すること。 (13) 市営住宅、特定公共賃貸住宅、地域特別賃貸住宅及び従前居住者用賃貸住宅の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (14) 被災地における住宅ニーズの把握に関すること。 (15) 被災住宅の応急修理に関すること。 (16) 市営住宅の空き部屋調査及び緊急家賃調査の実施に関すること。 (17) 総合住宅相談所の開設に関すること。 (18) 罹災者を収容するための住宅供給確保計画に関すること。
社会基盤対策部	公共土木対策班	土木管理課 道路建設課 道路維持課 河川・みなと振興課 まちなみ整備課 公園緑地課	(1) 部内の連絡調整及び庶務に関すること。 (2) 班内の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (3) 所管施設の管理及び必要施設の応急設営に関すること。 (4) 仮設道路の建設、障害物の除去、交通規制等の応急交通対策に関すること。 (5) 水防活動及び工法技術の指導に関すること。 (6) 水防用資材の輸送に関すること。 (7) 水防用資材及び土のう袋用土取り場の確保に関すること。 (8) 地すべり、砂防及び急傾斜地に係る山崩れ、がけ崩れ等の予防応急対策に関すること。 (9) 河川の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (10) 河川の水位の通報、監視及び警戒に関すること。 (11) 港湾の潮位の通報、監視及び警戒に関すること。 (12) 一般排水管、都市下水路等の被害状況調査及び応急対策に関すること。
	農林水産班	農政課 生産振興課 林業水産課 公設地方卸売市場 農業委員会事務局	(1) 班内の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (2) 農林水産物及び栽培施設等の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (3) 家畜の被害状況調査に関すること。 (4) 罹災農林水産業者に対する融資に関すること。 (5) 災害時における病害虫の防除に関すること。 (6) 農林水産団体等との連絡調整及び協力要請に関すること。 (7) 農林水産業の生産基盤の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (8) 農林業用施設の応急対策に関すること。 (9) ため池及び農業用施設の水位の通報、監視及び警戒に関すること。 (10) 水利組合との連絡調整に関すること。 (11) 治山事業に係る林地及び山地の崩壊の災害応急対策に関すること。 (12) 非常用生鮮食料品の集荷確保に関すること。

上下水道対策部	総務班	上下水道局総務課 経営企画課 水道整備課	(1) 部内の連絡調整及び庶務に関すること。 (2) 部内の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (3) 上下水道施設の保全及び応急復旧に関すること。 (4) 応急給水に関すること。 (5) 部内の従事者に対する食料等物資の供給に関すること。 (6) 部内の災害対策に係る応急資金の調達並びに資材の調達及び支払に関すること。 (7) 関係機関等との連絡調整に関すること。 (8) 水質の保全に関すること。
	給水班	営業課	
	水道工事班	水道維持管理課 水道整備課	
	浄水班	浄水課	
	下水道工事班	下水道整備課 下水道施設管理課	
	水資源再生センター班	下水道施設管理課	
消防対策部	総務班	消防局総務課	(1) 部内の連絡調整及び庶務に関すること。 (2) 部内の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (3) 気象情報、予報、警報等の収集伝達に関すること。 (4) 災害に対する警戒及び防御に関すること。 (5) 避難指示等及び誘導に関すること。 (6) 行方不明者の捜索に関すること。 (7) 市民に対する災害情報の広報に関すること。 (8) 消防団員の動員及び配置に関すること。 (9) 災害通信の運用に関すること。 (10) 人命救助及び救急活動に関すること。 (11) 火災によるり災証明の発行に関する事
	警防班	警防課	
	救急班	救急救命課	
	予防班	予防課	
	通信指令班	通信指令課	
	中央消防署班	中央消防署	
	東消防署班	東消防署	
	南消防署班	南消防署	
議会対策部	総務班	議会事務局総務課 議会事務局議事課	(1) 部内の連絡調整及び庶務に関すること。 (2) 議会災害時対策会議の設置に関すること。 (3) 議会災害時対策会議地区組織の連絡調整に関すること。 (4) 議会災害時対策会議の庶務事務に関すること。 (5) 議会災害時対策会議の記録に関すること。 (6) 議会災害時対策会議と災害対策本部との連携及び情報共有に関すること。

３２（２）　大分市災害対策本部・警戒本部　設置図

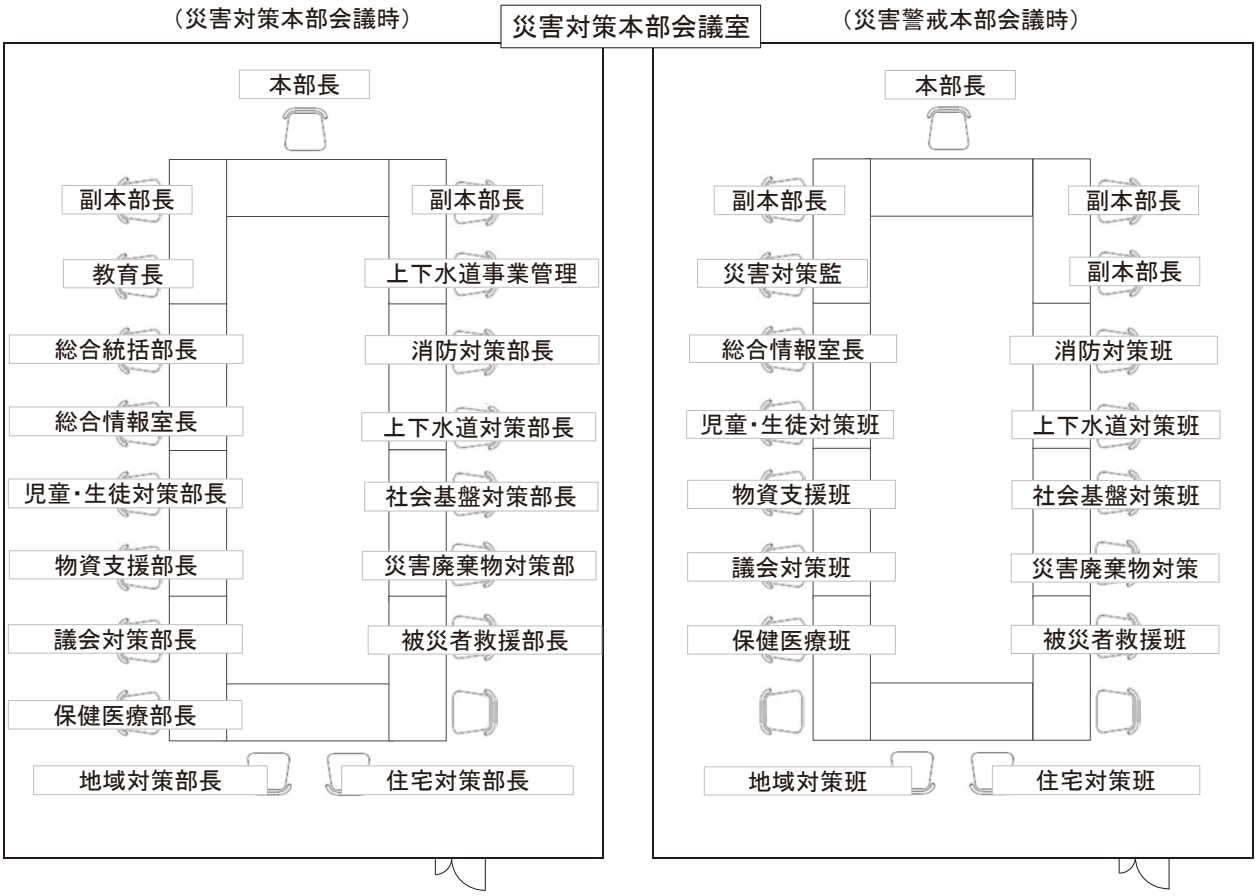

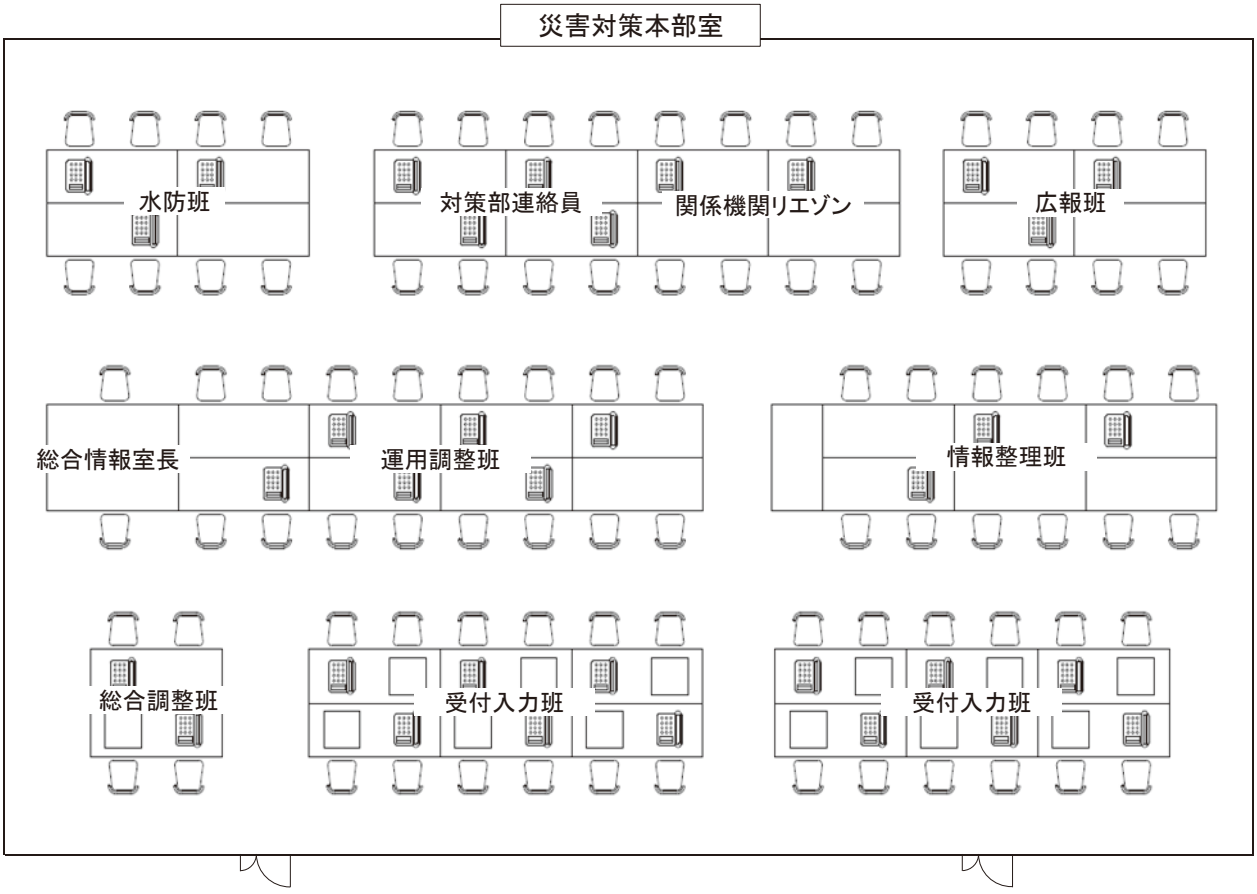

３３　応援要請書

応援要請書(　月　　日)

(　○　○　部長　氏名　　㊞)

班　　名	性　別	人　数	職　種	作 業 内 容
○　○　班		○　人		
○　○　班		○　人		

３４（１）　動員報告書

第○次動員報告(　月　日)

(○○対策部長 氏名　　㊞)

班　別	動 員 人 員	動員完了日時	備　　考
○　○　班	○　人	○日○時○分	
○　○　班	○　人	○日○時○分	

３４（２）　参集途上情報報告書

（表）

参集途上情報報告書

○○月○○日○○時○○分報告

所　属		氏　名	
参集ルート	例）△△町→△△町→市役所		
参集手段	徒歩・自転車・バイク・その他（　　）		

目撃した 家屋、建物の倒壊現場
1　有・無 2　1で有の場合の場所　　記載例）△△町　家屋倒壊（１軒） マンション倒壊 ① ② ③
目撃した火災発生現場
1　有・無 2　1で有の場合の場所　　記載例）△△町　（付近） ① ② ③
道路通行に被害の あった箇所
1　有・無 2　1で有の場合の場所　　記載例）△△町　（付近） ① ② ③

（裏）

目撃したその他の情報

３５　特別警報発表基準一覧表

大分地方気象台

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

津波・火山・地震(地震動)に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報（居住地域）*を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合。（緊急地震速報（震度6弱以上または長周期地震動階級4）を特別警報に位置づける）

(*)噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4または5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域厳重警戒）を特別警報に位置づけています。

３６　警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署　大分地方気象台

大分市	府県予報区	大分県		
	一次細分区域	中部		
	市町村等をまとめた地域			
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	24	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	146	
	洪水	流域雨量指数基準	米良川流域=5.7，大谷川流域=6.6，原川流域=6.6，河原内川流域=14.2， 祓川流域=8，住吉川流域=11.6，丹生川流域=17.4，本田川流域=8.5， 小猫川流域=10.6，志生木川流域=12，尾田川流域=8.7，屋山川流域=7.7， 判田川流域=8.2，北鼻川流域=5，戸次古川流域=8.5，今堤川流域=6.5， 尼ヶ瀬川流域=4.1	
		複合基準*1	祓川流域=(11，7.2)，大野川流域=(11，76.8)，判田川流域=(11，7.3)， 立小野川流域=(11，5.5)，七瀬川流域=(11，25.1)， 北鼻川流域=(11，3.5)，戸次古川流域=(11，7.6)	
		指定河川洪水予報による基準	大野川水系[白滝橋]，大分川[府内大橋・同尻]，七瀬川[胡麻鶴]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s　雪を伴う
			海上	20m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
			山地	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	2.1m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	93	
	洪水	流域雨量指数基準	米良川流域=4.6，大谷川流域=5.2，原川流域=5.2，河原内川流域=11.3， 祓川流域=6.4，住吉川流域=9.2，丹生川流域=13.9，本田川流域=6.8， 小猫川流域=8.4，志生木川流域=9.6，尾田川流域=6.9，屋山川流域=6.1， 判田川流域=6.5，北鼻川流域=4，戸次古川流域=6.8，今堤川流域=5.2， 尼ヶ瀬川流域=3.3	
		複合基準*1	大谷川流域=(7，4.2)，祓川流域=(7，6.4)，住吉川流域=(7，9.2)， 本田川流域=(7，5.7)，小猫川流域=(7，6.4)，大野川流域=(11，68.3)， 乙津川流域=(7，7.9)，判田川流域=(7，6.5)，立小野川流域=(7，4.9)， 七瀬川流域=(7，22.3)，北鼻川流域=(7，3.2)，戸次古川流域=(7，6.8)， 尼ヶ瀬川流域=(7，3.2)	
		指定河川洪水予報による基準	大野川水系[白滝橋]，大分川[府内大橋・同尻]，七瀬川[胡麻鶴]	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	12m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s　雪を伴う
			海上	12m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ3cm
			山地	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	1.4m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度45%で、実効湿度65%		
	なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1気温3℃以上の好天 2低気圧等による降雨 3降雪の深さ30cm以上		
	低温	夏期：平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期：沿岸部で最低気温-4℃以下、内陸部で最低気温-8℃以下		
	霜	11月20日までの早霜　3月20日以降の晩霜　最低気温3℃以下		
	着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度90%以上		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

３７　洪水予報区域並びに洪水予報の種類と基準等

ア　大分川、七瀬川、大野川水系（大野川・乙津川・判田川・立小野川）洪水予報実施区域

大分川	両岸　由布市挾間町下市277番地の1地先の国道橋から海まで
七瀬川	両岸　大分市大字廻栖野2669番地の2地先の旧田吹橋から大分川への合流点まで
大野川	左岸　大分市大字竹中字小屋4969番地の6地先から海まで
	右岸　大分市大字上戸次字塩木3865番地先から海まで
乙津川	両岸　大野川からの分派点から海まで
判田川	左岸　大分市大字下判田字迫1732番の1地先から大野川への合流点まで
	右岸　大分市大字下判田字小路1712番の1地先から大野川への合流点まで
立小野川	両岸　大分市大字下判田字屋敷田3942の8地先の国道橋から判田川への合流点まで

イ　洪水予報の種類と基準

（ア）洪水予報の種類

洪水予報の種類は、洪水注意報及び洪水警報の二種類とする。

（イ）洪水予報の発表基準

① 氾濫注意情報（洪水注意報）は、基準地点の水位が、氾濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき発表する。

② 氾濫警戒情報（洪水警報）は、基準地点の水位が、避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき又は氾濫危険水位に到達することが予想されるとき発表する。

③ 氾濫危険情報（洪水警報）は、基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれがあるとき又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が予想されるとき発表する。

④ 氾濫発生情報（洪水警報）は、洪水予報区間内で氾濫が発生したとき発表する。

（ウ）水位観測所の位置

大分川	同尻	由布市挾間町鬼崎地先
	府内大橋	大分市大字光吉地先
七瀬川	胡麻鶴	大分市大字廻栖野地先
大野川水系	白滝橋	大分市大字中戸次地先

（エ）水位観測所及び基準水位

観測点 / 種類	大分川		七瀬川	大野川水系
	同尻	府内大橋	胡麻鶴	白滝橋
水防団待機水位	3.20m	3.30m	2.00m	4.30m
氾濫注意水位	3.80m	3.90m	2.80m	5.40m
避難判断水位	4.40m	6.60m	4.20m	7.40m
氾濫危険水位	4.80m	7.00m	4.70m	8.60m
計画高水位	区間外	7.888m	4.847m	10.514m
氾濫する可能性のある水位	6.45m	9.65m	6.37m	11.20m

河口からの距離標	18.000km	6.800km	合流点から6.180km	14.820km
0点高（m） （標高）	＋32.946	+1.864 (＋1.887)	+20.110 (＋20.140)	+4．941 (＋5.000)

零点高は、(　)書きが旧高さ

３８　（１）洪水予報文

発表者	→	第１受報者	→	第２受報者	→	第３受報者
国土交通省　大分河川国道事務所 気象庁　大分地方気象台		機関名		機関名		機関名

正規

大野川水系氾濫注意情報

大野川水系洪水予報第○号
洪水注意報（発表）
令和○年○月○日○時○分

大分河川国道事務所 大分地方気象台　共同発表

（見出し）

【警戒レベル２相当情報［洪水］】大野川水系では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み

（主　文）

【警戒レベル２相当】大野川の白滝橋水位観測所（大分市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

多いところで１時間に＊＊ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量	○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量の見込み
大野川流域	＊＊＊ミリ	＊＊　ミリ

（水位）

大野川水系の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度 水位(m) 又は 流量(m3/s)		レベル１ 水防団待機	レベル２ 氾濫注意	レベル３ 避難判断	レベル４ 氾濫危険
白滝橋 水位観測所 (大分市)	○日○時○分の状況	△.△△ -	■	■	■	
	○日○時○分の予測	△.△△ -	■	■	■	
	○日○時○分の予測	△.△△ -	■	■	■	
	○日○時○分の予測	△.△△ -	■	■	■	
	○日○時○分の予測	△.△△ -	■	■	■	
	○日○時○分の予測	△.△△ -	■	■	■	
	○日○時○分の予測	△.△△ -	■	■	■	

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル４は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

（注意事項）

（参考資料）

(単位:水位(m) 又は 流量(m3/s))

観測所名	白滝橋 水位観測所		
	大分市		
レベル４水位 氾濫危険水位※	8.60		
レベル３水位 避難判断水位※	7.40		
レベル２水位 氾濫注意水位	5.40		
レベル１水位 水防団待機水位	4.30		
受け持ち区間	大野川 左岸 大分市竹中（国管理区間上流端）から大分市一の洲（海） 右岸 大分市上戸次（国管理区間上流端）から大分市志村（海）		
	乙津川 左岸 大分市毛井（乙津川分派点）から大分市西ノ洲（海） 右岸 大分市大津留（乙津川分派点）から大分市中ノ洲(海)		
	判田川 左岸 大分市下判田（判田川約 480 m地点）から大分市下判田（大野川合流点） 右岸 大分市下判田（判田川約 480 m地点）から大分市下判田（大野川合流点）		
	立小野川 左岸 大分市下判田（国管理区間上流端：国道橋）から大分市下判田（判田川合流点） 右岸 大分市下判田（国管理区間上流端：国道橋）から大分市下判田（判田川合流点）		
氾濫が発生した場合	大分県大分市		

の浸水想定区域	津留校区、東大分校区、日岡校区、桃園校区、三佐校区、鶴崎校区、大在西校区、大在校区、別保校区、川添校区、明治校区、高田校区、松岡校区、判田校区、戸次校区、竹中校区		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第１位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル５	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル４	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル３	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル２	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル１	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	https://www.river.go.jp/ https://frl.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 大分河川国道事務所 **流域治水課 流域調整係 電話:097-544-4167(内線)354**
気象関係：気象庁 大分地方気象台　電話：097-532-2247

大分県土砂災害警戒情報　第〇号

令和〇年〇月〇日　〇時〇分

大分県　大分地方気象台　共同発表

【警戒対象地域】

大分市*　臼杵市*　津久見市*　竹田市*　佐伯市*　豊後大野市*

【警戒解除地域】

由布市　中津市　日田市　九重町　玖珠町

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

＜概況＞

降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

＜とるべき措置＞

避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報［土砂災害］】。

崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地域にお住まいの方は、早めの自主避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難指示などの情報に注意してください。

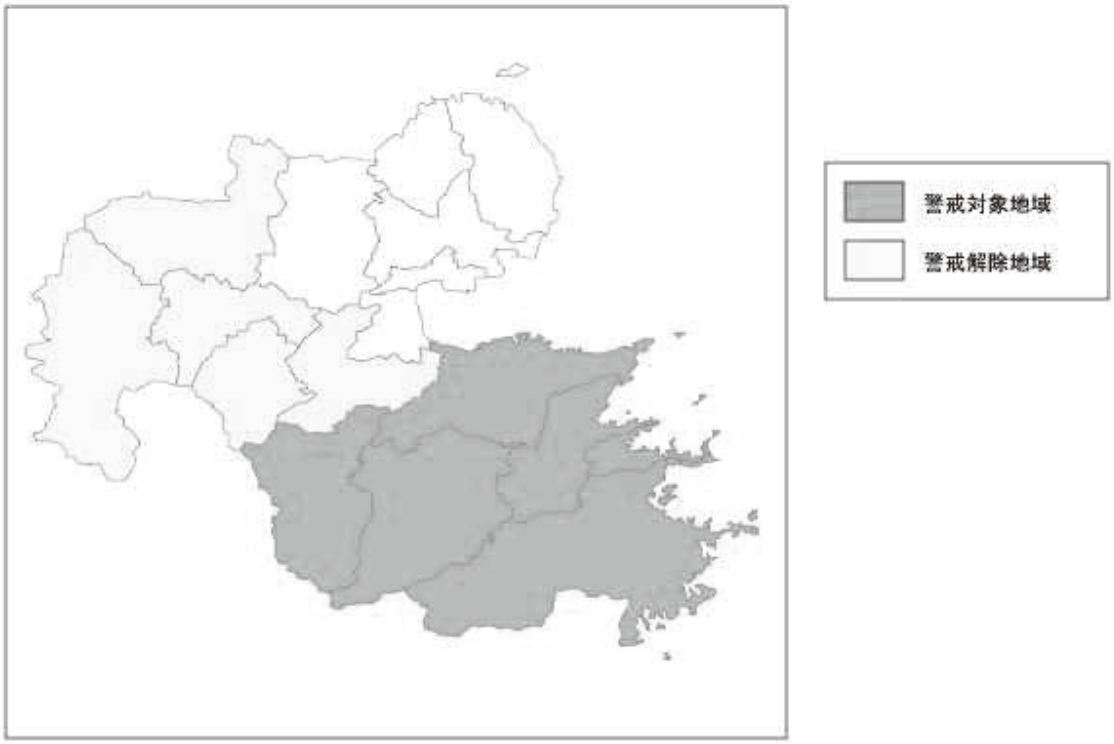

問い合わせ先

097-506-4637（大分県土木建築部砂防課）

097-532-2247（大分地方気象台）

３９　水防警報を行う指定河川海岸一覧表

国管理区間（水防警報発令者:国土交通省大分河川国道事務所長）

河川名	位　　置	延　　長	管轄消防団	水防倉庫
大分川	由布市挾間町下市277番地の1地先の国道橋から海まで	左岸　17,750 m 右岸　18,250 m	左岸　賀来、南大分、金池中島分団 右岸　植田西部、東植田植田東部、東大分滝尾分団	植田支所水防倉庫 賀来水防倉庫 東植田水防倉庫 本庁水防倉庫
賀来川	大字宮苑字中村331番地先の宮苑井堰下流端から大分川合流点まで	左岸　2,200 m 右岸　2,100 m	賀来分団	賀来水防倉庫
七瀬川	大字廻栖野2669番地の2地先の旧田吹橋から大分川合流点まで	左岸　6,600 m 右岸　7,500 m	植田西部、植田東部 東植田分団	植田支所水防倉庫 東植田水防倉庫
大野川	左岸　大字竹中字小屋4969番の6地先から海まで 右岸　大字上戸次字塩木3865番地先から海まで	左岸　20,100 m 右岸　19,500 m	左岸　竹中、判田、松岡高田、別保、鶴崎三佐分団 右岸　戸次、川添、大在西分団	大南支所水防倉庫 大野川防災センター 鶴崎支所水防倉庫
乙津川	大野川分派点から海まで	左岸　11,300 m 右岸　11,100 m	左岸　松岡、明治、別保鶴崎、桃園分団 右岸　高田 、鶴崎、三佐分団	大野川防災センター 鶴崎支所水防倉庫
判田川	大字中判田一丁田1478番の2地先の国道橋から大野川の合流点まで	左岸　1,320 m 右岸　1,250 m	判田分団	大南支所水防倉庫
立小野川	大字下判田字屋敷田3942番の8地先の国道橋から判田川の合流点まで	左岸　220 m 右岸　200 m	判田分団	大南支所水防倉庫

県管理区間（水防警報発令者：大分土木事務所長）

河川名	位置	延長	管轄消防団	水防倉庫
米良川	大字津守のJR豊肥線鉄橋から大分川合流点まで	両岸 1,000 m	滝尾分団	本庁水防倉庫
尼ヶ瀬川	大字荏隈から大分川合流点まで	両岸 1,700 m	賀来、南大分分団	賀来水防倉庫
七瀬川	大字野津原の舟平橋から一ノ瀬橋の上流100mの区間	両岸 700 m	野津原東部分団	野津原支所水防倉庫
大野川	左岸 大字端登の筒井橋上下流800mの区間 右岸 大字上戸次から吉野川合流点まで	左岸 800 m 右岸 2,500 m	左岸 竹中分団 右岸 戸次分団	大南支所水防倉庫
北鼻川	大字松岡から大字毛井の乙津川合流点まで	両岸 900 m	松岡分団	大野川防災センター
戸次古川	大字下戸次の湯ノ谷橋から大野川合流点まで	両岸 1,500 m	戸次分団	大南支所水防倉庫
河原内川	左岸 大字竹中の新竹中橋下流100mの地点から瓜生橋まで 右岸 大字竹中の新竹中橋から大字端登まで	左岸 1,100 m 右岸 1,600 m	竹中分団	大南支所水防倉庫
祓川	大字八幡の八幡橋から下八幡橋の上流100mの区間まで	両岸 1,400 m	八幡分団	本庁水防倉庫

河川名	位　　置	延　　長	管轄消防団	水防倉庫
住吉川	大字三芳から大字弁天の河口まで	両岸　4,600 m	春日、大道、中島分団	本庁水防倉庫
原　川	大字小池原池の池平橋から河口まで	両岸　2,600 m	桃園、明治、日岡分団	鶴崎支所水防倉庫
今堤川	大字千歳の今堤橋から大字三川下の原川合流点まで	両岸　1,100 m	桃園、鶴崎分団	鶴崎支所水防倉庫
丹生川	大字里の新常盤橋から河口まで	両岸　1,900 m	小佐井、坂ノ市分団	坂ノ市支所水防倉庫
尾田川	大字木田字塚から大字里の丹生川合流点まで	右岸　1,900 m	坂ノ市分団	坂ノ市支所水防倉庫
屋山川	左岸　大字屋山の上屋山橋から屋山橋まで 右岸　大字屋山の村中橋から屋山橋まで	左岸　850 m 右岸　350 m	小佐井分団	坂ノ市支所水防倉庫
小猫川	大字木佐上の大原橋から河口まで	両岸　4,200 m	本神崎分団	坂ノ市支所水防倉庫
志生木川	大字志生木のあそだ橋から江ノ脇橋まで	両岸　1,600 m	志生木分団	佐賀関支所水防倉庫

４０　避難判断水位情報の通知及び周知を行う指定河川一覧表

区分	水系名	河川名	観測所名 観測署名	大字	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	零点高	観測者 氏名
国土 交通省	大分川	賀来川	宮苑	宮苑	1.90m	2.50m	2.70m	3.20m	+15.810m （+15.838m）	国土交通省 大分河川 国道事務所
大分県	〃	尼ヶ瀬川	尼ヶ瀬樋門	荏隈	1.00m	2.10m	2.40m	3.30m	-	大分土木 事務所
〃	〃	七瀬川	一ノ瀬橋	野津原	1.20m	1.80m	2.10m	2.70m	+36.296m	大分土木 事務所
	〃	米良川	木の元橋	片島	1.70m	2.60m	3.20m	3.80m	+13.420m	大分土木 事務所
〃	住吉川	住吉川	西田室橋	駄原	1.50m	1.80m	1.80m	2.50m	+0.990m	大分土木 事務所
〃	祓川	祓川	祓川	八幡	0.60m	1.00m	1.40m	1.70m	+6.410m	大分土木 事務所
〃	大野川	大野川	筒井大橋	上戸次	3.40m	7.20m	10.90m	12.10m	+10.000m	大分土木 事務所
〃	〃	河原内川	瓜生橋	竹中	0.90m	1.60m	2.00m	2.30m	+20.658m	大分土木 事務所
〃	〃	戸次古川	静橋	下戸次	0.30m	1.80m	2.30m	3.40m	+5.688m	大分土木 事務所
〃	〃	北鼻川	大堀樋門	毛井	3.70m	4.60m	5.00m	5.60m	-	大分土木 事務所
〃	〃	原川・ 今堤川	日岡橋	高松東	2.30m	2.80m	3.10m	3.20m	-0.500m	大分土木 事務所
〃	〃	丹生川	川田橋	里	1.80m	3.10m	3.80m	4.50m	0.000m	大分土木 事務所
〃	〃	屋山川	屋山橋	屋山	1.10m	1.20m	1.20m	1.40m	+11.990m	大分土木 事務所
〃	〃	尾田川	宮崎橋	市尾	1.60m	2.10m	2.70m	3.50m	+1.830m	大分土木 事務所
〃	〃	小猫川	桜橋	本神崎	0.80m	2.00m	2.30m	2.60m	+3.447m	大分土木 事務所
〃	〃	志生木川	十谷橋	志生木	1.00m	1.30m	1.70m	1.80m		大分土木 事務所

零点高は（）書きが旧高さ

４１　　気象警報等の伝達系統図

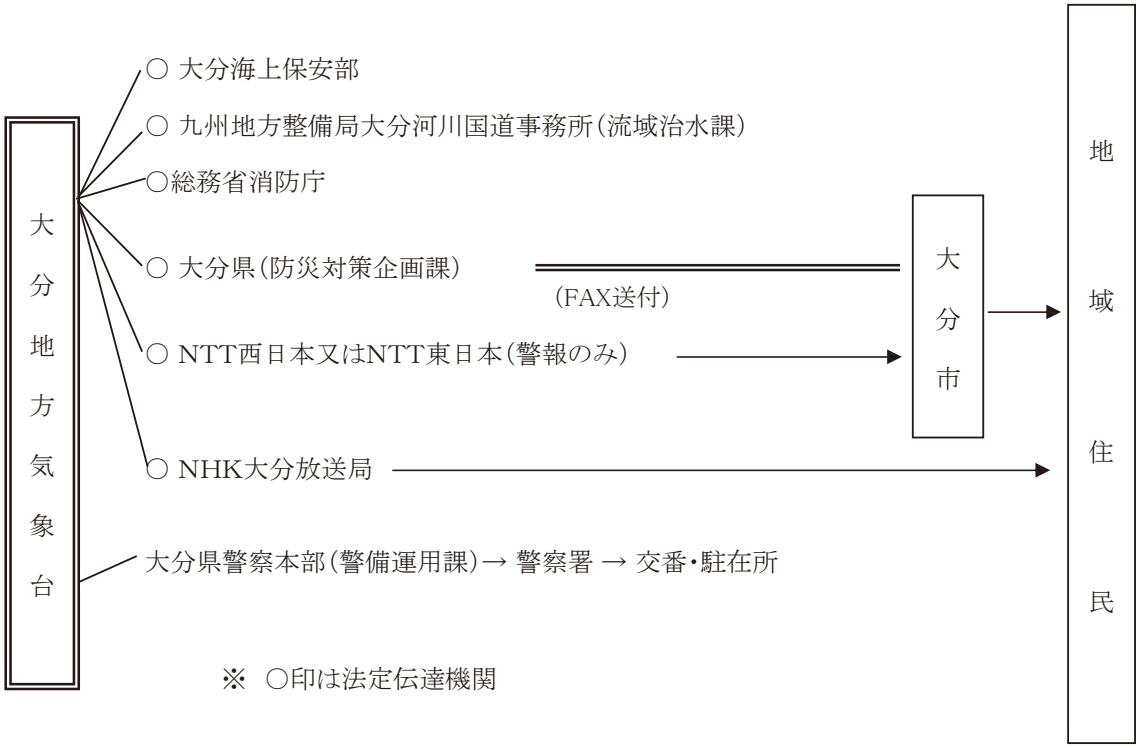

４２　（１）大分川、七瀬川、大野川水系洪水予報伝達系統図（大分市関係分）

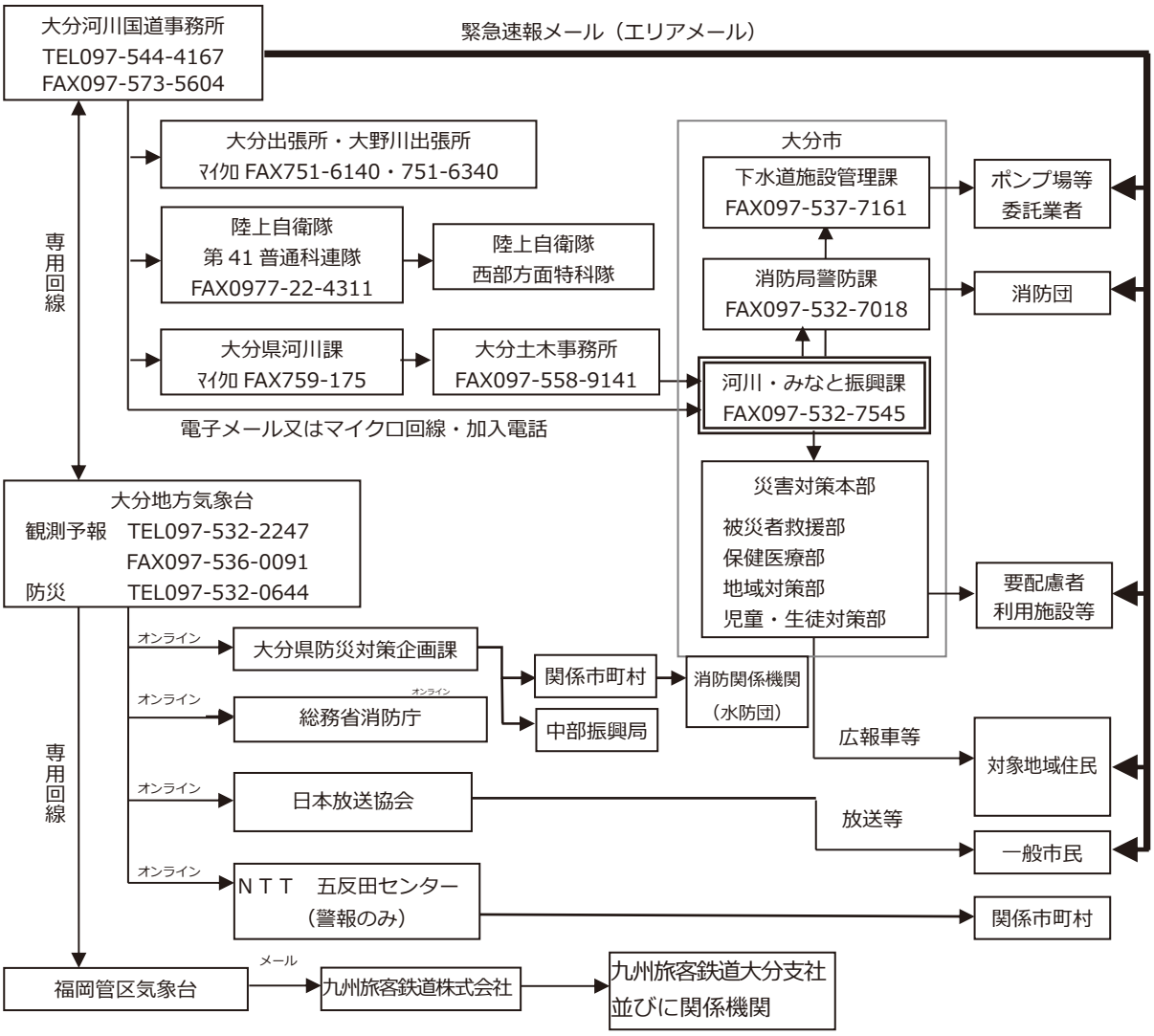

※大分市地域防災計画　資料編「43 (2) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等に対する情報伝達系統図」、
「43 (3)水防警報及び避難判断水情報の伝達系統図」参照

４２　（２）浸水想定区域内の要配慮者利用施設等に対する洪水予報等の伝達系統図

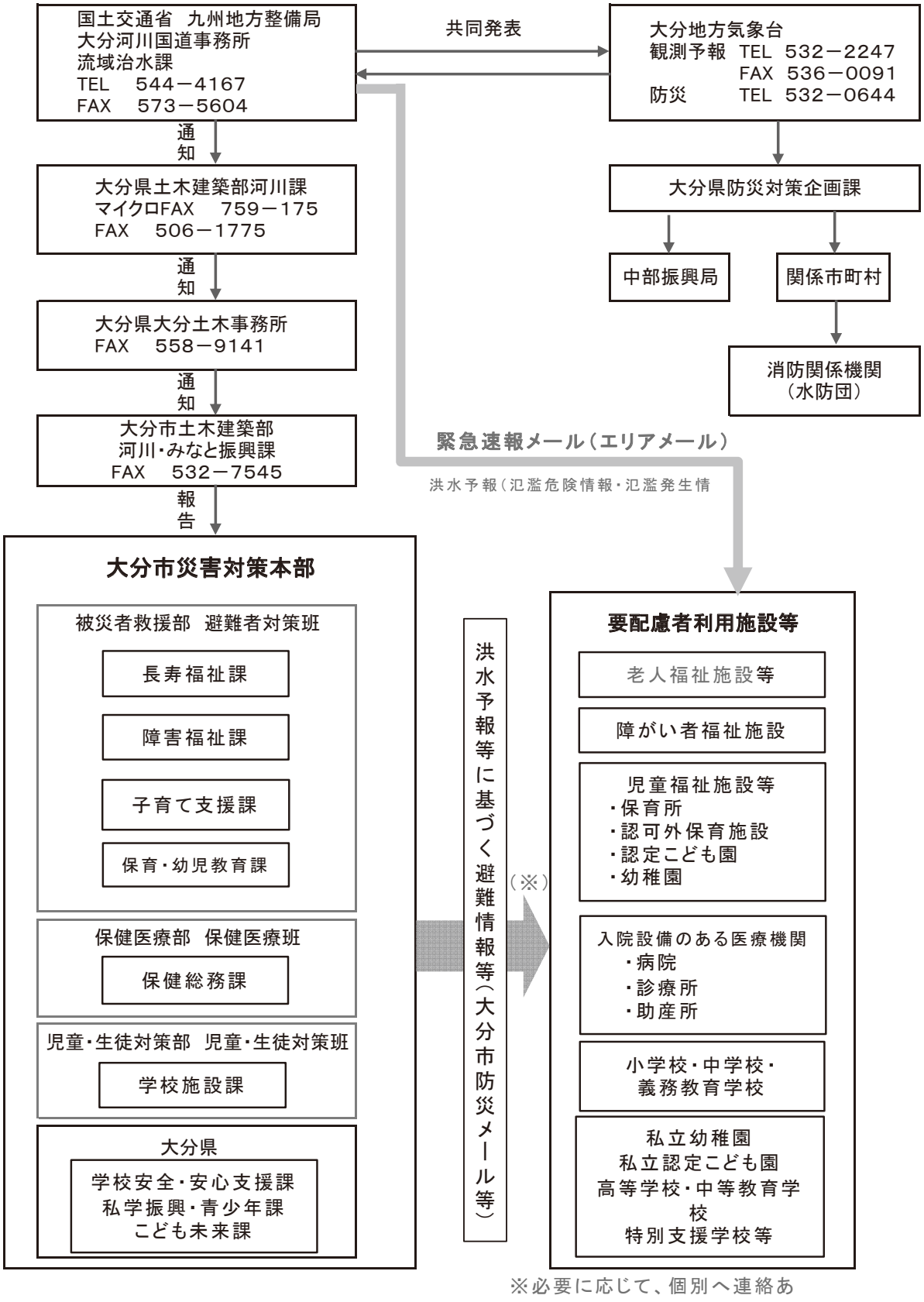

※必要に応じて、個別へ連絡あ

４２　（３）水防警報及び避難判断水位情報の伝達系統図

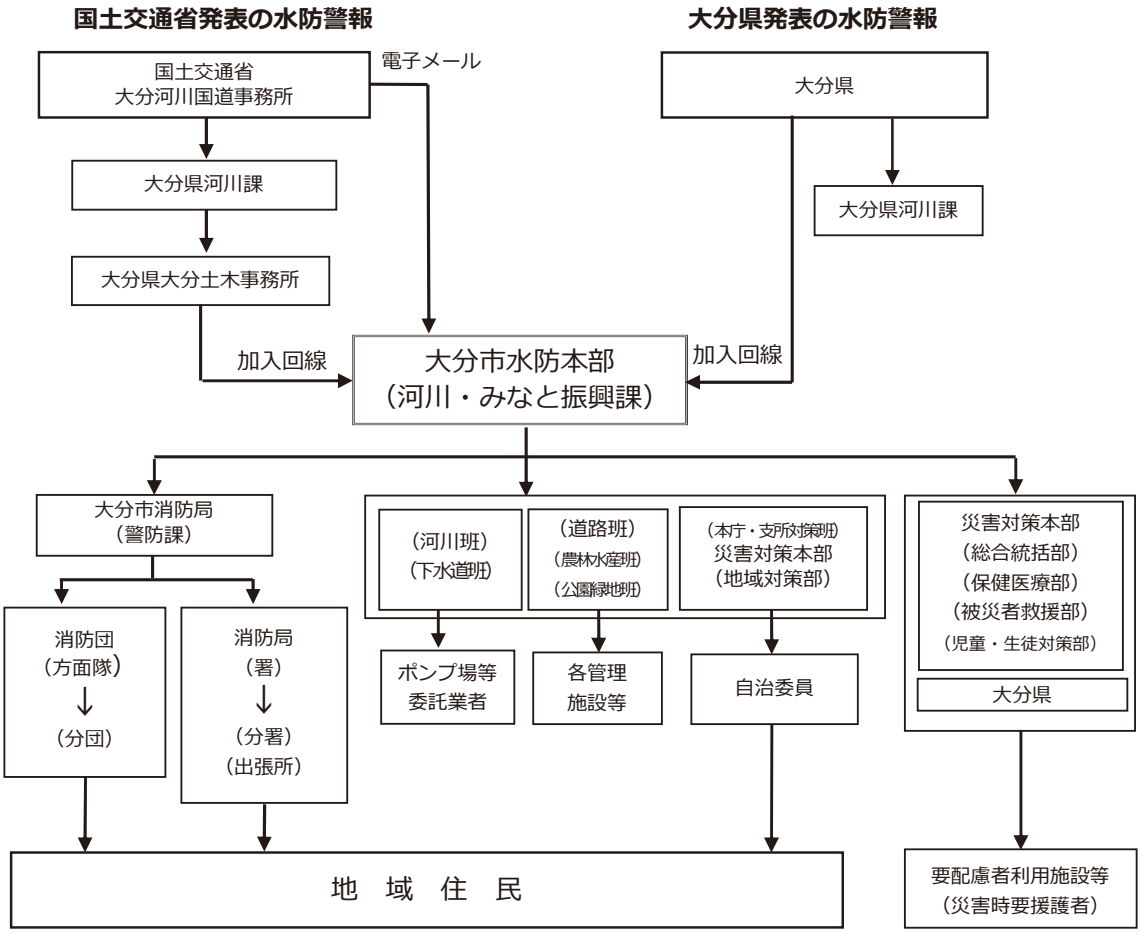

４３　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等に対する土砂災害警戒情報等の伝達系統図

ア　土砂災害警戒情報伝達系統図

イ　避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）伝達系統図

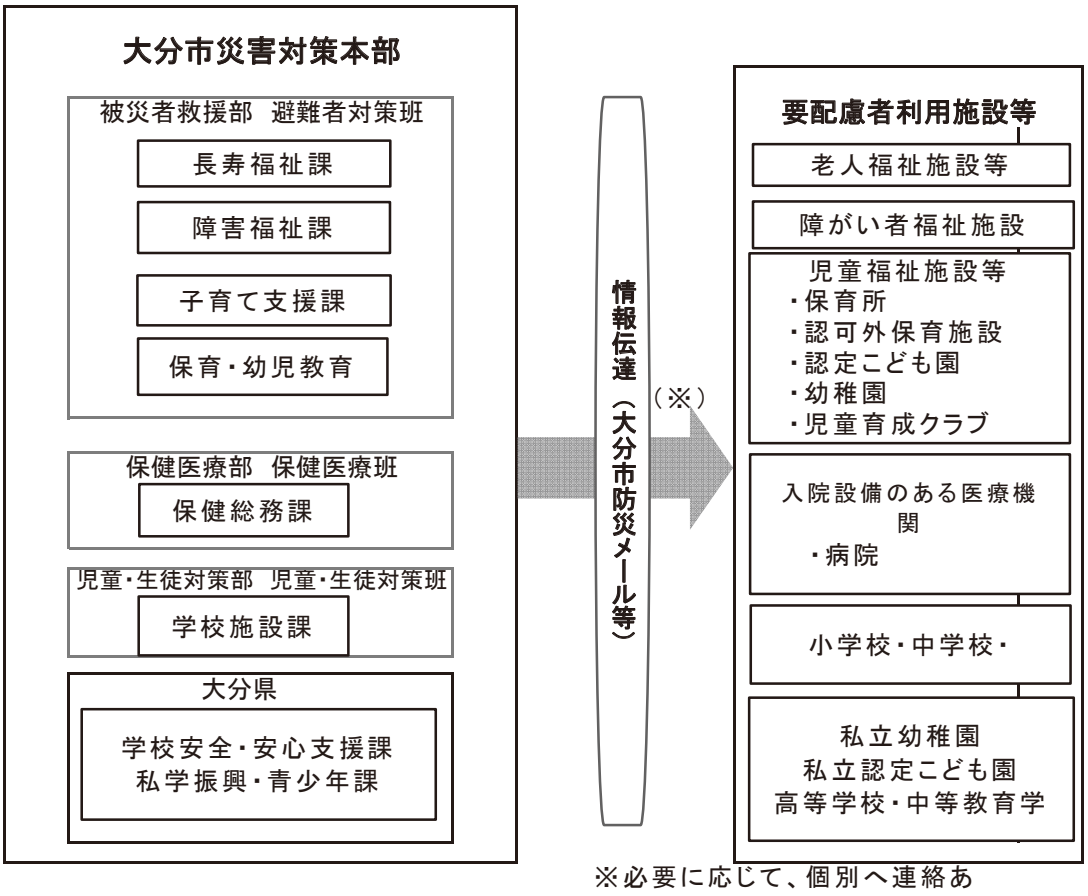

※必要に応じて、個別へ連絡あ

４４　　火災警報伝達系統図

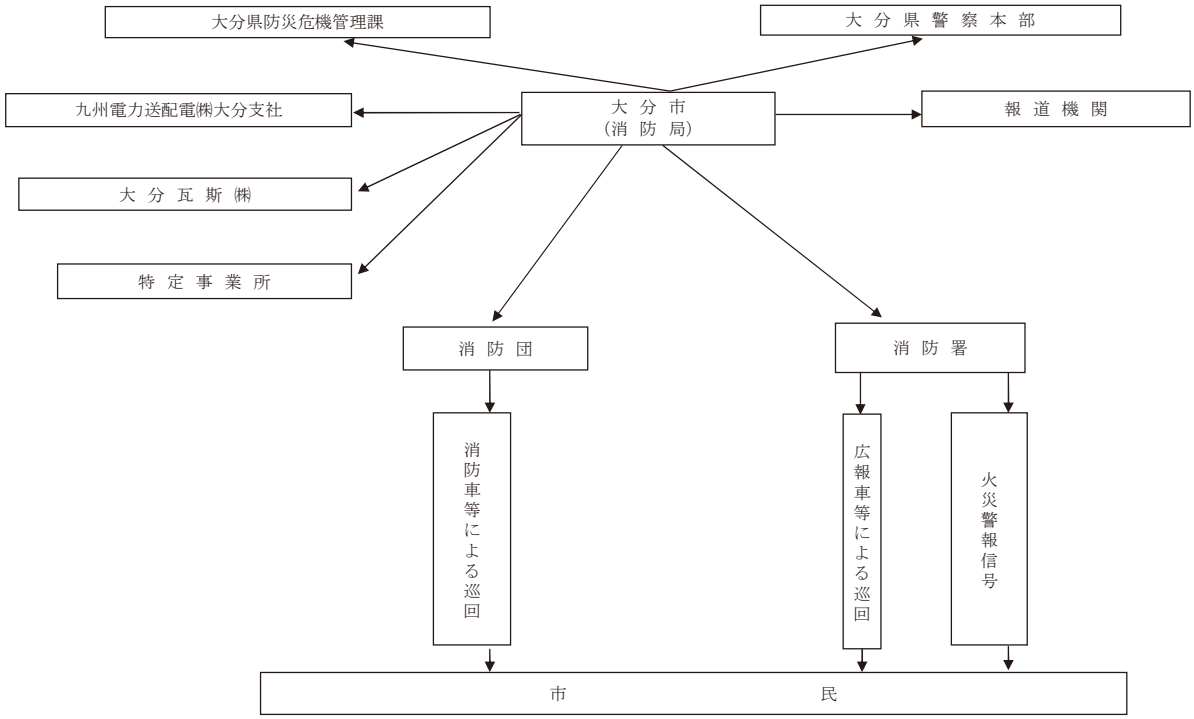

４５　消防信号

方法／信号	種類	打鐘信号	余いん防止付サイレン信号	その他の信号
火災信号	近火信号［消防屯所から約800m以内のとき］	●―●―●―●―●（連点）	約3秒 ／ 約2秒	（短声連点）
	出場信号［署所団出場区域内］	●―●―● ●―●―●（3点）	約5秒 ／ 約6秒	
	応援信号［署所団特命応援出場のとき］	●―● ●―● ●―●（2点）		
	報知信号［出場区域外の火災を認知したとき］	● ● ● ● ●（1点）		
	鎮火信号	●●―● ●―●（1点と2点との斑打）		
山林火災信号	出場信号［署所団出場区域内］	●―●―● ●―●（3点と2点との斑打）	約10秒 ／ 約2秒	
	応援信号［署所団特命応援出場のとき］			
火災警報信号	火災警報発令信号	● ●―●―●―● ● ●―●―●―●（1点と4点との斑打）	約30秒 ／ 約6秒	掲示板　旗　吹流し 赤地に白　火災警報発令中　赤　白　赤　白 形状および大きさは適宜とする
	火災警報解除信号	● ●―● ● ●―●（1点2個と2点との斑打）	約10秒　約1分 ／ 約3秒	口頭伝達、掲示板の撤去吹流しおよび旗の降下
演習招集信号	演習招集信号	● ●―●―● ● ●―●―●（1点と3点との斑打）	約15秒 ／ 約6秒	
備考	① 火災警報発令信号及び火災警報解除信号はそれぞれの1種又は2種以上を併用することができる。 ② 信号継続時間は適宜とする。 ③ 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。			

４６　　水防信号

方法／区分	種別	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	警戒水位に達したことを知らせるとき	○休止　○休止 ○休止	約5秒　約15秒　約5秒 ○――　休　止　○―― 約15秒　約5秒 休　止　○――
第2信号	水防団員及び消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせるとき	○○－○○○○－ ○○○○－○○	約5秒　約6秒　約5秒 ○――　休　止　○――
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるとき	○－○－○－○ ○－○－○－○ ○－○－○－○	約10秒　約5秒　約10秒 ○――　休　止　○―― 約5秒　約10秒 休　止　○――
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退きを知らせるとき	乱　　打	約1分　約5秒　約1分 ○――　休　止　○――
地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は上記に準じて水防信号を発する。			

備　考　　1. 信号は適宜の時間継続すること。
2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
3. 危険が去ったときは口頭伝達により周知される。

４７　津波予報区分図

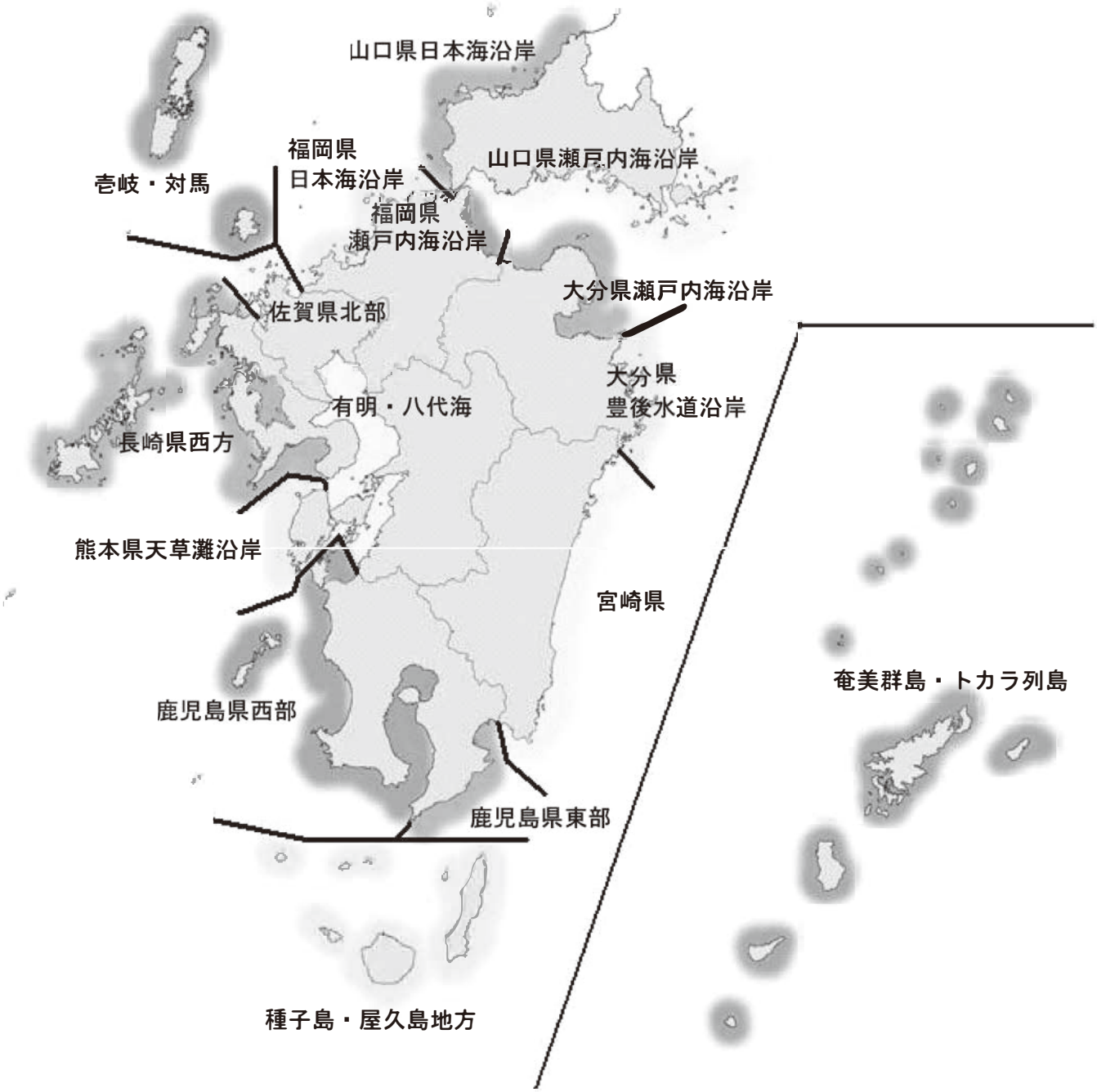
山口県日本海沿岸
福岡県
日本海沿岸
壱岐・対馬
山口県瀬戸内海沿岸
福岡県
瀬戸内海沿岸
大分県瀬戸内海沿岸
佐賀県北部
大分県
豊後水道沿岸
有明・八代海
長崎県西方
熊本県天草灘沿岸
宮崎県
奄美群島・トカラ列島
鹿児島県西部
鹿児島県東部
種子島・屋久島地方

４８（１）　気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

（1）気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

（2）地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

（3）震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

（4）この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

（5）この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

（6）この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※　気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1） 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3） 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	―	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●　地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
７		

※1　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
※2　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
※3　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●　ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●　大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

４８（２）　地震及び津波に関する情報用語の解説

情報の種類		解　　説
緊急地震速報（警報）　＊		最大震度５弱以上または長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上または長周期地震動階級３以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（大分市の場合は、「大分県中部」で発表））に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 　なお、地震の震源に近い場所では緊急地震速報の発表が強い揺れの到達まで間に合わないことがある。
震度速報		震度３以上の強い揺れを伴う地震の発生を知らせる情報。震度３以上を観測した地域名（大分市の場合は、「大分県中部」で発表）と地震の揺れの検知時刻を速報する。 この情報は、防災の初動対応をとるための情報で、地震発生後約１分３０秒で発表する。テレビ、ラジオ等でも速報される。
大津波警報*・津波警報・津波注意報		津波により災害が発生するおそれがある地域（九州・山口県では１６に区分した津波予報区）に対し、予想される津波の高さに応じて大津波警報、津波警報、または津波注意報（以下津波警報等という）を発表する。 　日本近海で発生する津波については、地震発生後約３分を目標に発表する。
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	津波警報等の発表に続けて速やかに、各津波予報区の津波の到達予想時刻（１０分単位（遠地地震については３０分単位））や予想される津波の高さ（５段階の数値（メートル単位）、または２種類の定性的表現で発表）、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、 、震央地名を発表する。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	津波警報等を発表している津波予報区にある津波観測点の満潮時刻（１分単位）と津波到達予想時刻（１０ 分単位、遠地地震については３０ 分単位）、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード） 、震央地名を発表する。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく、「観測中」の言葉で発表する。
	津波に関するその他の情報	津波による被害の心配はないが、若干の海面変動が予想される場合に津波予報区とその継続時間を「津波予報」として発表する。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。
地震情報	震源に関する情報	震度速報が発表された後、津波による被害の心配のないことが速やかに判明したとき、「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 　津波警報または津波注意報を発表したときには、この情報は発表しない。
	震源・震度情報	最大震度１以上が観測されたとき、津波警報・注意報等発表時または若干の海面変動が予想された場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合に発表する情報。地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表する。
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、マグニチュード 7.0 以上、都市部等で著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、国外で発生した大規模噴火を覚知した場合等、いずれかの場合に発表する。 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は１時間半～２時間程度）で発表する。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

長周期 地震動に 関する 観測情報	震度１以上を観測した地震のうち長周期地震動階級１以上を観測した場合、 地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表する。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表する。
推計震度分布図	震度 5 弱以上が観測された場合、観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表する。

＊　緊急地震速報のうち震度６弱以上または長周期地震動階級４の大きさの地震動が予想される場合、及び大津波警報は特別警報に位置づけられる。

●緊急地震速報のしくみ

緊急地震速報は、最大震度５弱以上または長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上または長周期地震動階級３以上が予想される地域名を揺れが来る前に発表するもの。

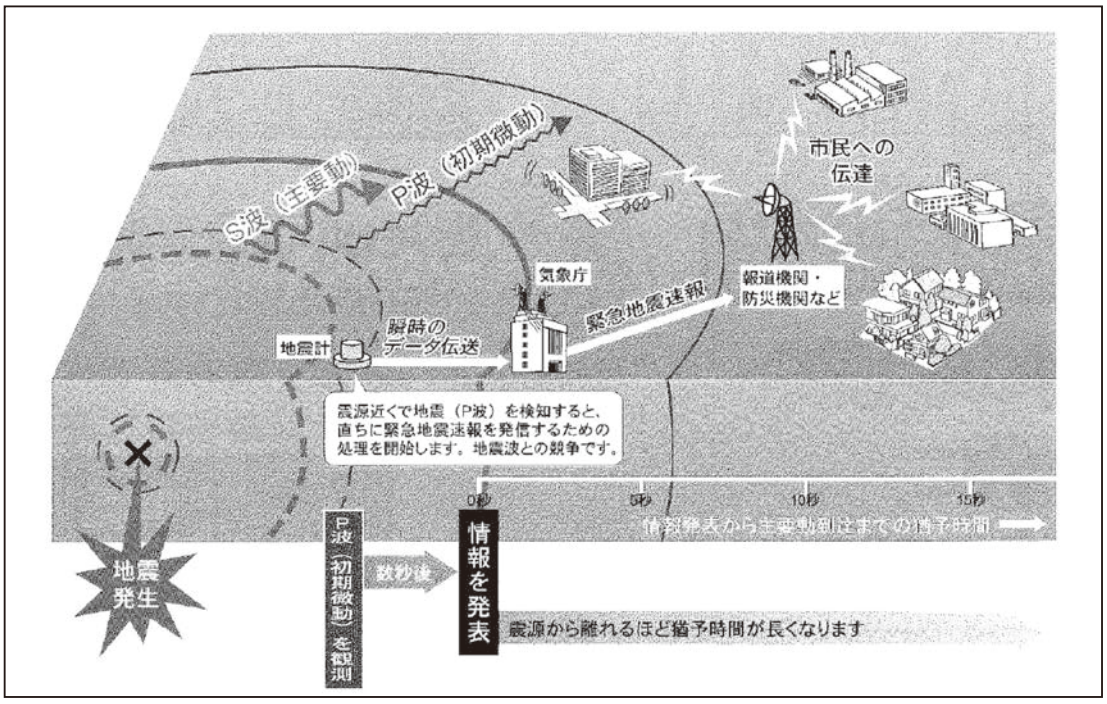

「緊急地震速報」は、震源近くで地震（Ｐ波、初期微動）をキャッチし、位置、規模、想定される揺れの強さを自動計算し、地震による強い揺れ（Ｓ波、主要動）が始まる数秒～数十秒前に素早く知らせるもの。

ただし、震源に近い場所では緊急地震速報が間に合わないことがある。

49　津波注意報標識・津波警報標識

旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識

標識の種類	標　　識
津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識	赤 白 白 赤

（注）　旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

鐘音又はサイレン音による津波注意報標識

標識の種類	標　　識	
	鐘　　音	サ　イ　レ　ン　音
津波注意報標識	（3点と2点との斑打） ●―●―● ●―●	（約10秒） （約2秒）
津波注意報及び津波警報、大津波警報解除標識	（1点2個と2点との斑打） ● ● ●―●	（約10秒）　（約1分） （約3秒）

（注）　鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

鐘音又はサイレン音による津波警報標識及び大津波警報標識

標識の種類	標　　識	
	鐘　　音	サ　イ　レ　ン　音
津波警報標識	（2点） ●―● ●―● ●―●	（約5秒） （約6秒）
大津波警報標識	（連点） ●―●―●―●	（約3秒） （約2秒）　（短声連点）

（注）　鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

５０　大津波警報・津波警報・津波注意報、地震・津波に関する情報の伝達系統図

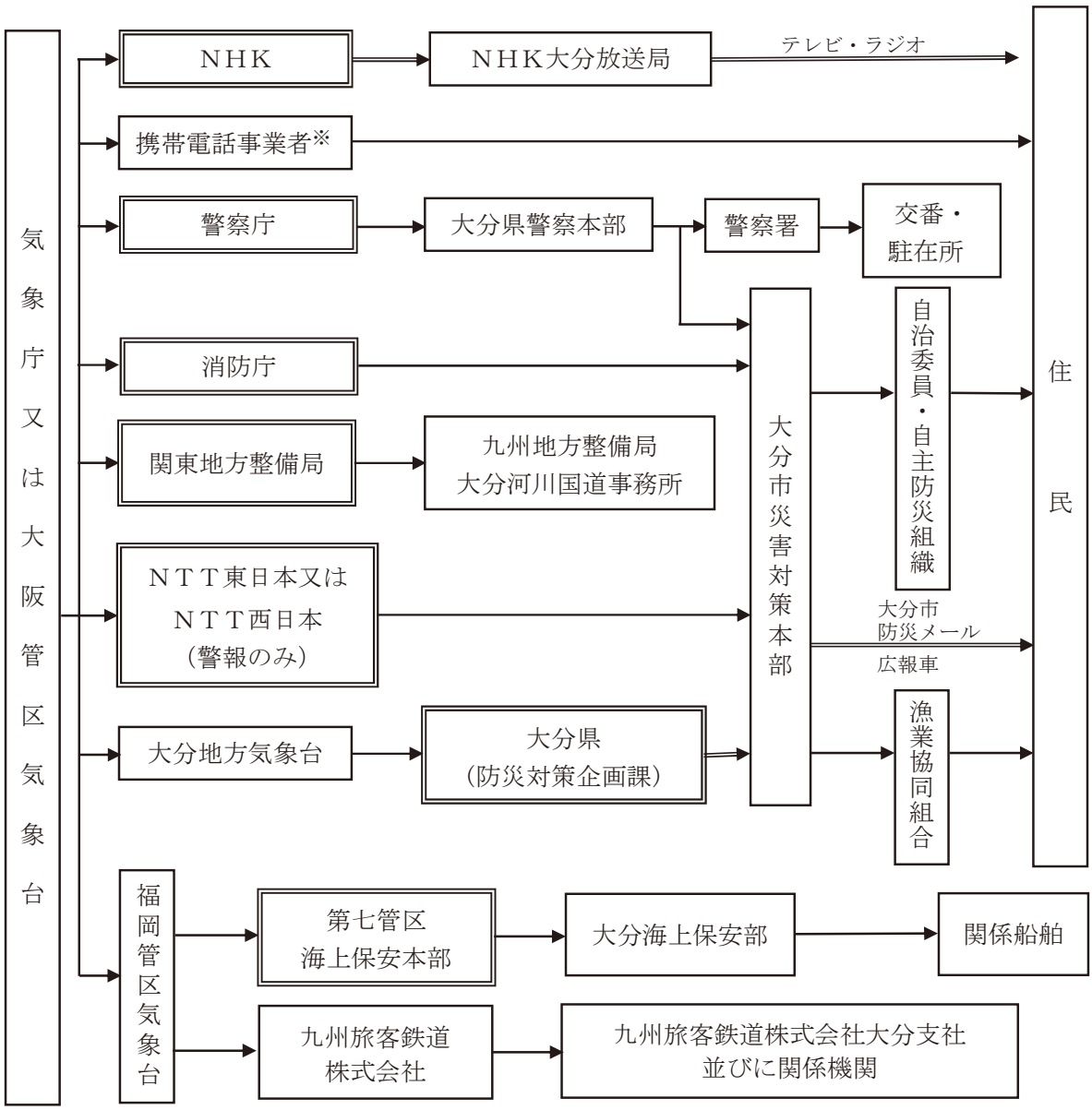

※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

（注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第３号並びに第９条の規定に基づく法定伝達先。
（注）二重線の経路は、気象業務法第15条の２によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

◎上記伝達系統図による他、大分市消防局に設置している「計測震度計」により震度情報の

５１　　代表電話

本庁	534-6111
本庁(時間外)	534-6119
鶴崎支所	527-2111
大南支所	597-1000
稙田支所	541-1234
大在支所	592-0511
坂ノ市支所	592-1700
佐賀関支所	575-1111
野津原支所	588-1111
明野支所	558-1255
保健所	536-2222
上下水道局	538-1211
上下水道局（時間外）	538-1812
消防局	532-2187

５２　ダイヤルイン番号表

課	名	電話番号
総務課		537-5602
	統計調査担当班	537-5795
	情報公開室	537-5797
防災危機管理課		537-5664
	防災無線室	537-5774
人事課		537-5604
職員厚生課	保健室	534-6960
	福利厚生担当班	537-5672
	互助会	537-5715
契約監理課	工事入札担当班	537-5714
	総務担当班	537-5605
	物品契約担当班	537-5716
企画課		537-5603
	行政改革推進室	537-5718
	公共施設マネジメント推進室	585-6020
	広域連携推進室	585-5242
市長室		537-5600
情報政策課		537-5606
文化振興課	文化施設担当班	585-6008
	文化企画担当班	537-5663
国際課		537-5719
スポーツ振興課	スポーツ施設担当班	537-5650
	スポーツ交流担当班	574-7096
	市民スポーツ担当班	537-5979
	南大分体育館	546-7010
広聴広報課	広聴担当班	537-5601
	広報担当班	537-5713
	市政記者クラブ	537-5725
	市民相談室	537-5726
財政課		537-5607
管財課	財産管理担当班	537-5608
	庁舎管理担当班	537-5980
	車両管理担当班	537-5981
	当直室	537-5798
税制課	税制担当班	537-7304
	諸税担当班	537-7314
	証明担当班	537-5673
市民税課	法人市民税担当班	537-5609
	個人市民税第1担当班	537-5729
	個人市民税第2担当班	537-5730
	個人市民税特別徴収担当班	537-5731
資産税課	管理担当班	537-5610
	土地担当班	537-7286
	家屋担当班	537-7291
	償却資産担当班	537-7293
	東部資産税事務所	527-2132
	西部資産税事務所	541-1406

課	名	電話番号
納税課	管理担当班	537-5611
	収税第1担当班	537-5691
	収税第2担当班	537-5692
	滞納整理担当班	537-5732
市民協働推進課	自治担当班	537-5612
	住居表示担当班	537-7250
	市民協働推進担当班	537-7251
	大分中央公民館	538-0100
	大分東部公民館	556-8818
	大分西部公民館	543-4938
	大分南部公民館	568-0055
	南大分公民館	544-6688
生活安全・男女共同参画課	交通安全担当班	578-7541
	生活安心担当班	537-5997
	市民活動・消費生活センター	573-3770
	男女共同参画センター	574-5577
市民課	庶務担当班	537-5614
	戸籍担当班	537-5613
	住民記録担当班	537-5734
	窓口担当班	537-5615
	大分市パスポートセンター	574-6355
	大分市葬斎場	597-6671
国保年金課	管理担当班	537-5616
	給付担当班	537-5735
	賦課・資格担当班	537-5736
	収納担当班	537-5738
	国民年金室	537-5617
福祉保健課	総務担当班	537-5623
	社会福祉担当班	537-5996
	避難行動要支援者対策担当班	585-6022
	大分市社会福祉協議会	547-8154
指導監査課	法人指導担当班	537-5740
	高齢者福祉・介護保険指導担当班	585-5122
	障害福祉指導担当班	574-7206
	児童福祉指導担当班	574-7209
人権・同和対策課		537-5618
	旭町文化センター	546-2772
	人権啓発センター	576-7593
長寿福祉課	庶務担当班	537-5679
	事業推進担当班	537-5744
	地域支援担当班	537-5746
	権利擁護担当班	537-5771
	介護保険料担当班	537-5741
	介護認定担当班	537-5743
	介護給付担当班	537-5742
	高齢者福祉サービス担当班	537-5747

課	名	電話番号
障害福祉課	管理担当班	537-5785
	障害福祉サービス担当班	537-5658
	医療・手当給付担当班	537-5786
生活福祉課	庶務担当班	537-5667
	医療・介護担当班	537-5621
	保護第1担当班	537-5706
	保護第2担当班	537-5705
	保護第3担当班	537-5702
	保護第4担当班	537-5707
	保護第5担当班	537-5678
	保護第6担当班	574-6203
	東部保護第1担当班	527-2106
	東部保護第2担当班	527-2104
	東部保護第3担当班	547-8079
	東部保護第4担当班	547-8099
	西部保護第1担当班	541-1259
	西部保護第2担当班	541-1254
子ども企画課	管理担当班	574-6516
子育て支援課	管理・自立支援担当班	537-5619
	児童育成担当班	537-5675
	給付・医療費助成担当班	537-5793
		537-5796
	中央子ども家庭支援センター	537-5688
	東部子ども家庭支援センター	527-2140
	西部子ども家庭支援センター	541-1440
	しらゆりハイツ	545-9502
	子育て交流センター	576-8740
保育・幼児教育課	総務担当班	585-6015
子ども入園課	管理担当班	537-5789
保健総務課	総務企画担当班	536-2222
	医務薬事担当班	536-2554
衛生課	生活衛生担当班	536-2854
	食品衛生担当班	536-2704
	衛生検査担当班	536-2920
	大分市動物愛護センター	588-2200
保健予防課	管理担当班	535-7710
	感染症対策担当班	536-2851
	精神保健担当班	536-2852
健康課	管理担当班	536-2562
	生活習慣病対策担当班	547-8219
	母子保健担当班	536-2516
	健康づくり担当班・中央保健センター	536-2517
	東部保健福祉センター	527-2143
	西部保健福祉センター	541-1496
環境対策課	管理担当班	537-5622
	大気・騒音担当班	537-5748
	水質担当班	537-5753
	環境保全担当班	537-5758
	生活環境担当班	537-5762
	環境分析室	536-3228
ごみ減量推進課	企画調整担当班	537-5624
	ごみ減量・リサイクル推進担当班	537-5687

課	名	電話番号
廃棄物対策課	一般廃棄物担当班	537-7953
廃棄物対策課	産業廃棄物担当班	578-7547
	浄化槽担当班	540-5850
清掃施設課	庶務担当班	537-5659
	佐野清掃センター	593-4047
	大洲園処理場	558-6245
	福宗環境センター	588-0113
	鬼崎埋立場	541-2192
	関崎清浄園	575-3777
清掃業務課	管理担当班	568-5763
	東部清掃事業所	523-0322
	西部清掃事業所	541-5473
	北部清掃事業所	558-9787
商工労政課	管理・計量担当班	537-5625
	雇用労政担当班	537-5964
	商工業企画担当班	585-6011
	商業にぎわい担当班	537-5959
	ふるさと寄附推進担当班	574-6181
創業経営支援課	企業立地担当班	537-7014
	販路拡大担当班	537-5875
	創業・経営担当班	585-6029
観光課	観光戦略担当班	537-5717
	観光事業担当班	537-7043
	高崎山管理センター	535-7894
	高崎山自然動物園	532-5010
	観光協会	537-5764
おおいた魅力発信局		578-7749
	道の駅推進担当班	574-6195
農政課	担い手育成担当班	537-5628
	農地農振担当班	574-6186
	農産品流通担当班	537-7025
生産振興課	管理担当班	537-5629
	園芸担当班	537-5770
	農畜産担当班	537-5799
	農村整備担当班	537-5627
林業水産課	林業担当班	537-5783
	鳥獣総合対策担当班	585-6021
	森林セラピー担当班	585-6013
	水産担当班	585-6028
公設地方卸売市場		533-3113
土木管理課	庶務担当班	537-5630
	土木計画担当班	574-6206
	道路認定管理担当班	574-6224
	道路占用管理担当班	537-5992
	地籍調査担当班	537-5766
	境界確認担当班	574-6238
道路建設課	庶務担当班	537-5631
	東部建設担当班	537-5985
	西部建設担当班	537-5984
	道路施設保全担当班	537-5219
	用地担当班	537-5986

課	名	電話番号
道路維持課	庶務担当班	537−5674
	東部維持担当班	537−5769
	西部維持担当班	537−5772
建築課	庶務担当班	537−5633
	業務調整担当班	537−5994
	市有施設担当班	537−5988
	文教施設担当班	537−5989
	機械設備担当班	537−5990
	電気設備担当班	537−5991
河川・みなと振興課	庶務みなと振興担当班	537−5632
	市街地排水路担当班	578−7748
住宅課	庶務担当班	537−5634
	管理担当班	537−5977
都市計画課	庶務担当班	537−5636
	都市計画担当班	537−5965
	計画調整担当班	537−5967
都市交通対策課	庶務高速道路担当班	537−5970
	交通政策担当班	537−5969
	交通対策担当班	578−7795
	自転車総合対策担当班	537−5973
		537−5690
開発建築指導課	庶務担当班	537−5635
	確認審査検査担当班	585−5147
	建築指導担当班	585−5034
	建築事業推進担当班	585−5072
	開発指導室	537−5683
まちなみ企画課	管理担当班	585−6004
	都心企画調整担当班	574−6628
	地域企画調整担当班	
	景観推進担当班	537−5968
まちなみ整備課		537−5637
	三佐北・細地区住環境整備事務所	527−2146
公園緑地課	庶務担当班	537−5638
	緑化推進担当班	537−5975
	公園管理担当班	537−5976
	東部施設維持担当班	585−6025
	西部施設維持担当班	585−6024
	公園建設担当班	578−7796
会計課		537−5643
議会事務局	総務課　庶務担当班	537−5644
	総務課　秘書担当班	537−5776
	議事課	537−5645
選挙管理委員会事務局		537−5652
監査事務局		537−5653
農業委員会事務局	農政担当班	537−5654
	農地担当班	585−5076

課	名	電話番号
教育総務課	総務担当班	537−5671
	人事給与担当班	537−5781
学校教育課		537−5648
学校施設課		537−5647
体育保健課		537−5983
	東部共同調理場	521−7832
	西部共同調理場	568−0555
人権・同和教育課		537−5651
社会教育課	庶務担当班	537−5649
	地域子ども育成担当班	537−7039
	生涯学習支援担当班	537−5722
文化財課	管理庶務担当班	537−5639
	文化財保護調整担当班	578−7546
	史跡整備担当班	537−5711
	文化財活用推進担当班	537−5682
大分市災害対策本部	災害対策本部	537−5709
	FAX	537−5710
	FAX	537−5712
上下水道対策部	総務課	538−2403
	経営企画課	538−2404
	営業課	538−2434
	水道維持管理課	538−2433
	浄水課	538−2425
	下水道施設管理課	537−5642
消防対策部	消防対策部	537−3450
	FAX	537−3460

５３（１）　大分市防災無線等通信系統図

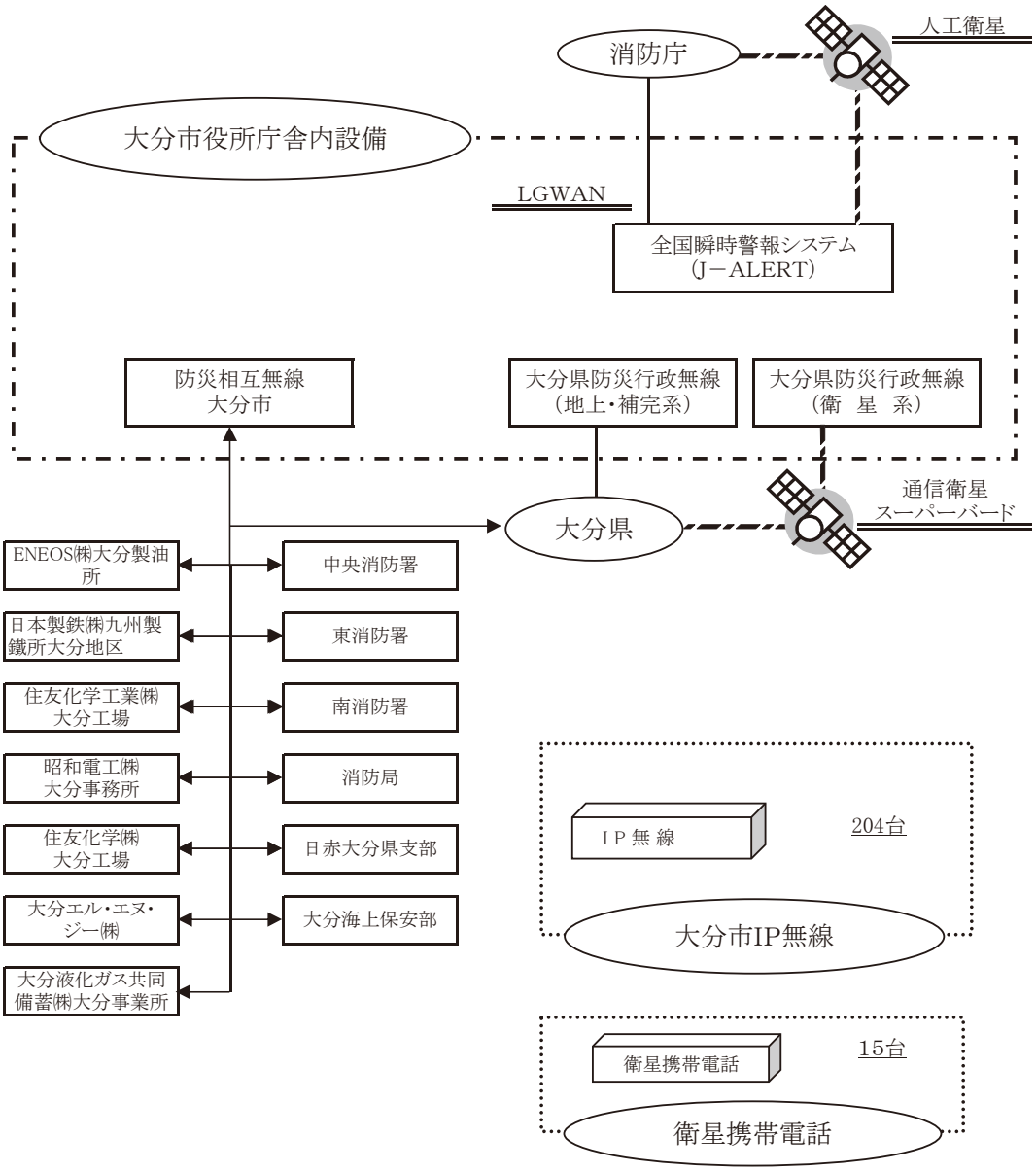

５３（２）　大分市ＩＰ無線呼出番号表

表示名	無線番号	設置場所	管理者	所属グループ	
市長	1001	市長宅	市長室長		特別職
副市長1	1002	副市長宅			
副市長2	1003	副市長宅			
教育長	1004	教育長宅	教育総務課長		
上下水道事業管理者	1005	上下水道事業管理者宅	上下水道局総務課長		
防災局長	1101	防災危機管理課	防災危機管理課長	防災危機管理課	総合統括部
防災危機管理課長	1102				
防災危機管理課1	1103				
防災危機管理課2	1104				
防災危機管理課3	1105				
防災危機管理課4	1106				
防災危機管理課5	1107				
防災危機管理課6	1108				
各課貸出し用1	1109				
各課貸出し用2	1110				
各課貸出し用3	1111				
各課貸出し用4	1112				
各課貸出し用5	1113				
各課貸出し用6	1114				
各課貸出し用7	1115				
各課貸出し用8	1116				
各課貸出し用9	1117				
各課貸出し用10	1118				
各課貸出し用11	1119				
各課貸出し用12	1120				
各課貸出し用13	1121				
各課貸出し用14	1210				
市長室1	1122	市長室	市長室長	市長室	
市長室2	1123				
市長室3	1124				
福祉保健課1	1201	福祉保健課	福祉保健課長	福祉保健課	被災者救援部
福祉保健課2	1202				
大分市社会福祉協議会	1203				
長寿福祉課	1204	長寿福祉課	長寿福祉課長		
市民課	1205	市民課	市民課長	市民課	
葬斎場	1206				
観光課	1207	観光課	観光課長	観光課	
高崎山自然動物公園	1208				
高島キャンプ場	1209				
指導監査課	1211	指導監査課	指導監査課長		
環境対策課1	1301	環境対策課	環境対策課長	環境対策課	災害廃棄物対策部
環境対策課2	1302				
環境対策課3	1303				
ごみ減量推進課1	1304	ごみ減量推進課	ごみ減量推進課長	ごみ減量推進課	
ごみ減量推進課2	1305				
清掃施設課1	1306	清掃施設課	清掃施設課長	清掃施設課	
清掃施設課2	1307				
佐野清掃センター	1308				
大洲園処理場	1309				
福宗環境センター	1310				
清掃業務課1	1311	清掃業務課	清掃業務課	清掃業務課	
清掃業務課2	1312				
東部清掃事業所	1313				
西部清掃事業所	1314				
北部清掃事業所	1315				

管財課	1401	管財課	管財課長	管財課	物資支援部
管財課クラウン	1402				
管財課SAI	1403				
管財課シーマ	1404				
管財課エルグランド	1405				
管財課ヴェルファイア	1406				
管財課マイクロバス	1407				
商工労政課1	1408	商工労政課	商工労政課長	商工労政課	
商工労政課2	1409				
契約監理課1	1410	契約監理課	契約監理課長	契約監理課	
契約監理課2	1411				
保健総務課1	1501	保健総務課	保健総務課長	保健総務課	保健医療部
保健総務課2	1502				
衛生課1	1503	衛生課	衛生課長	衛生課	
衛生課2	1504				
動物愛護センター1	1505				
動物愛護センター2	1506				
健康課1	1507	健康課	健康課長	健康課	
健康課2	1508				
中央保健センター1	1509				
中央保健センター2	1510				
東部保健福祉センター1	1511				
東部保健福祉センター2	1512				
西部保健福祉センター1	1513				
西部保健福祉センター2	1514				
保健予防課1	1515	保健予防課	保健予防課長	保健予防課	
保健予防課2	1516				
市民協働推進課1	1601	市民協働推進課	市民協働推進課長	市民協働推進課	地域対策部
市民協働推進課2	1602				
市民協働推進課3	1603				
鶴崎支所1	1604	鶴崎支所	鶴崎支所長	鶴崎支所	
鶴崎支所2	1605				
鶴崎支所3	1606				
大南支所1	1607	大南支所	大南支所長	大南支所	
大南支所2	1608				
大南支所3	1609				
稙田支所1	1610	稙田支所	稙田支所長	稙田支所	
稙田支所2	1611				
稙田支所3	1612				
大在支所1	1613	大在支所	大在支所長	大在支所	
大在支所2	1614				
大在支所3	1615				
坂ノ市支所1	1616	坂ノ市支所	坂ノ市支所長	坂ノ市支所	
坂ノ市支所2	1617				
坂ノ市支所3	1618				
佐賀関支所1	1619	佐賀関支所	佐賀関支所長	佐賀関支所	
佐賀関支所2	1620				
佐賀関支所3	1621				
野津原支所1	1622	野津原支所	野津原支所長	野津原支所	
野津原支所2	1623				
野津原支所3	1624				
明野支所1	1625	明野支所	明野支所長	明野支所	
明野支所2	1626				
明治明野公民館	1627				

教育総務課1	1701	教育総務課	教育総務課長	教育総務課	児童・生徒対策部
教育総務課2	1702				
社会教育課	1703	社会教育課	社会教育課長	社会教育課	
のつはる少年自然の家	1704				
資産税課	1801	資産税課	資産税課長	資産税課	住宅対策部
東部資産税事務所	1802				
西部資産税事務所	1803				
都市計画課1	1804	都市計画課	都市計画課長	都市計画課	
都市計画課2	1805				
土木管理課1	1901	土木管理課	土木管理課長	土木管理課	社会基盤対策部
土木管理課2	1902				
道路維持課1	1903	道路維持課	道路維持課長	道路維持課	
道路維持課2	1904				
道路維持課3	1905				
道路維持課4	1906				
道路維持課5	1907				
道路維持課6	1908				
河川・みなと振興課1	1909	河川・みなと振興課	河川・みなと振興課長	河川・みなと振興課	
河川・みなと振興課2	1910				
河川・みなと振興課3	1911				
河川・みなと振興課4	1912				
まちなみ整備課1	1913	まちなみ整備課	まちなみ整備課長	まちなみ整備課	
まちなみ整備課2	1914				
まちなみ整備課3	1915				
三佐北・細地区 住環境整備事務所1	1916				
三佐北・細地区 住環境整備事務所2	1917				
公園緑地課1	1918	公園緑地課	公園緑地課長	公園緑地課	
公園緑地課2	1919				
公園緑地課3	1920				
公園緑地課4	1921				
農政課1	1922	農政課	農政課長	農政課	
農政課2	1923				
農政課3	1924				
農政課4	1925				
生産振興課1	1926	生産振興課	生産振興課長	生産振興課	
生産振興課2	1927				
生産振興課3	1928				
生産振興課4	1929				
林業水産課1	1930	林業水産課	林業水産課長	林業水産課	
林業水産課2	1931				
林業水産課3	1932				
林業水産課4	1933				
公設卸売市場	1934	公設卸売市場	公設卸売市場長		
上下水道局総務課1	2001	上下水道局総務課	上下水道局総務課長	上下水道局総務課	上下水道対策部
上下水道局総務課2	2002				
上下水道局総務課3	2003				
営業課1	2004	営業課	営業課長	営業課	
営業課2	2005				
営業課3	2006				
営業課4	2007				
営業課5	2008				
営業課6（東部）	2009				
営業課7（西部）	2010				
水道維持管理課1	2011	水道維持管理課	水道維持管理課長	水道維持管理課	
水道維持管理課2	2012				
水道維持管理課3	2013				
水道維持管理課4	2014				
水道維持管理課5	2015				
水道維持管理課6	2016				
水道維持管理課7	2017				
水道維持管理課8	2018				
水道維持管理課9	2019				

水道整備課1	2020	水道整備課	水道整備課長	水道整備課	上下水道対策部
水道整備課2	2021				
浄水課1	2022	浄水課	浄水課長	浄水課	
浄水課2	2023				
浄水課3	2024				
浄水課4	2025				
浄水課5	2026				
浄水課6	2027				
浄水課7	2028				
下水道整備課1	2029	下水道整備課	下水道整備課長	下水道整備課	
下水道整備課2	2030				
下水道整備課3	2031				
下水道施設管理課1	2032	下水道施設管理課	下水道施設管理課長	下水道施設管理課	
下水道施設管理課2	2033				
下水道施設管理課3	2034				
下水道施設管理課4	2035				
下水道施設管理課5	2036				
下水道施設管理課6	2037				
弁天水資源再生センター	2038				
原川水資源再生センター	2039				
宮崎水資源再生センター	2040				
大在水資源再生センター	2041				
松岡水資源再生センター	2042				
消防局総務課	2101	消防局総務課	消防局総務課長		消防対策部
警防課	2102	警防課	警防課長		
中央消防署	2103	中央消防署	中央消防署長		
東消防署	2104	東消防署	東消防署長		
南消防署	2105	南消防署	南消防署長		
議長車	2201	議長車	議会事務局総務課長		議会事務局
議会事務局総務課	2202	議会事務局総務課			
大分中央警察署	2301	大分中央警察署	大分中央警察署警備課長		
大分東警察署	2302	大分東警察署	大分東警察署警備課長		
大分南警察署	2304	大分南警察署	大分南警察署警備課長		

５３（３）　衛星携帯電話番号表

No.	所属	電話番号
1	防災危機管理課1	080-2225-1389
2	防災危機管理課2	080-2225-1390
3	鶴崎支所	080-2225-1391
4	大南支所	080-2225-1392
5	稙田支所	080-2225-1393
6	大在支所	080-2225-1394
7	坂ノ市支所	080-2225-1395
8	佐賀関支所	080-2225-1396
9	野津原支所	080-2225-1397
10	明野支所	080-2225-1398
11	生産振興課	080-2225-1399
12	道路維持課	080-2225-1400
13	河川・みなと振興課	080-2225-1401
14	下水道施設管理課	080-2225-1402
15	警防課	080-2225-1403

５４　大分市消防救急無線通信系統図

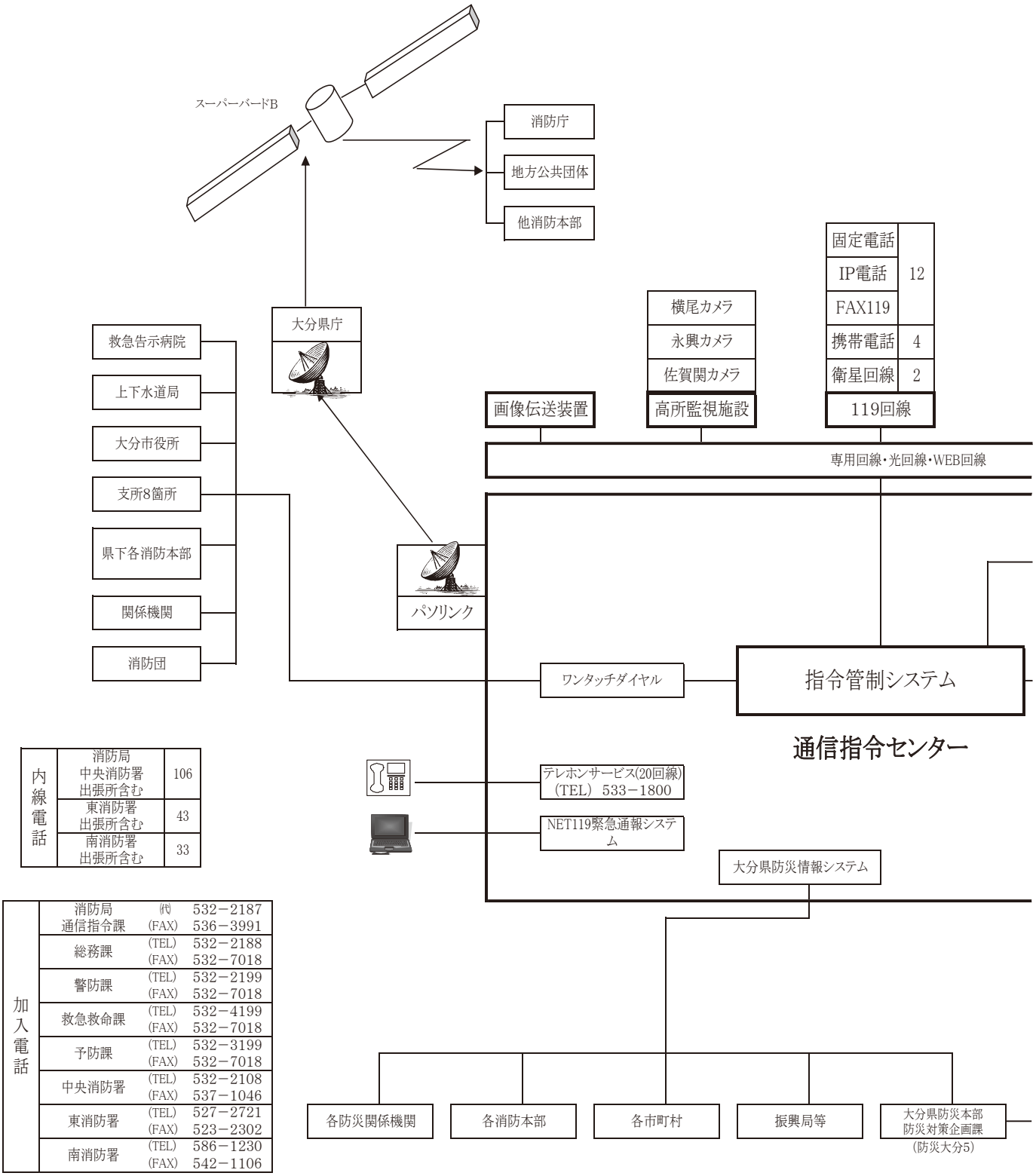

内線電話		
	消防局 中央消防署 出張所含む	106
	東消防署 出張所含む	43
	南消防署 出張所含む	33

加入電話			
	消防局 通信指令課	(代) (FAX)	532－2187 536－3991
	総務課	(TEL) (FAX)	532－2188 532－7018
	警防課	(TEL) (FAX)	532－2199 532－7018
	救急救命課	(TEL) (FAX)	532－4199 532－7018
	予防課	(TEL) (FAX)	532－3199 532－7018
	中央消防署	(TEL) (FAX)	532－2108 537－1046
	東消防署	(TEL) (FAX)	527－2721 523－2302
	南消防署	(TEL) (FAX)	586－1230 542－1106

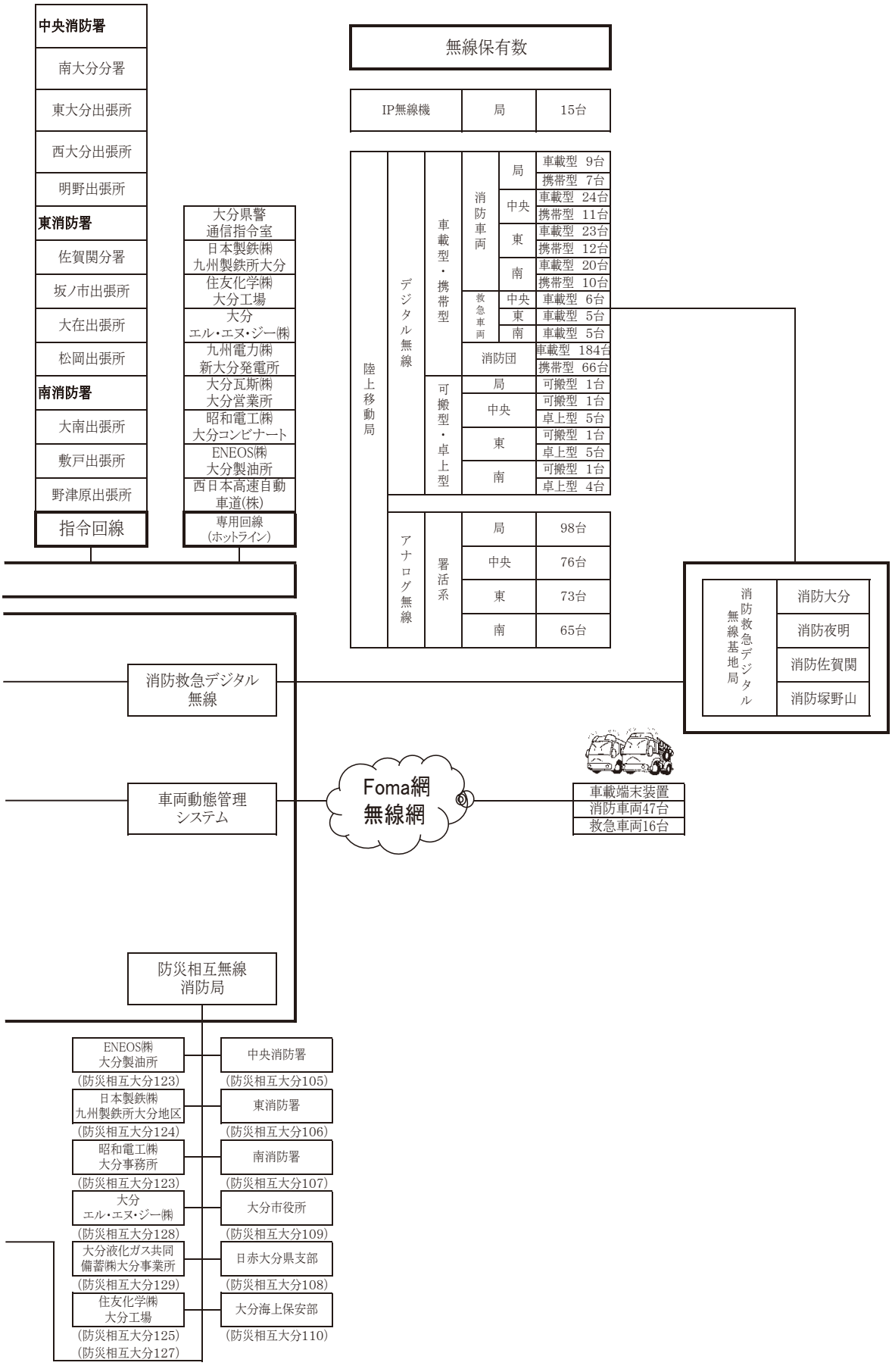
中央消防署
南大分分署
東大分出張所
西大分出張所
明野出張所
東消防署
佐賀関分署
坂ノ市出張所
大在出張所
松岡出張所
南消防署
大南出張所
敷戸出張所
野津原出張所
指令回線
大分県警
通信指令室
日本製鉄㈱
九州製鉄所大分
住友化学㈱
大分工場
大分
エル・エヌ・ジー㈱
九州電力㈱
新大分発電所
大分瓦斯㈱
大分営業所
昭和電工㈱
大分コンビナート
ENEOS㈱
大分製油所
西日本高速自動
車道(株)
専用回線
(ホットライン)
無線保有数
IP無線機
局
15台
陸上移動局
デジタル無線
車載型・携帯型
消防車両
局
車載型 9台
携帯型 7台
中央
車載型 24台
携帯型 11台
東
車載型 23台
携帯型 12台
南
車載型 20台
携帯型 10台
救急車両
中央
車載型 6台
東
車載型 5台
南
車載型 5台
消防団
車載型 184台
携帯型 66台
可搬型・卓上型
局
可搬型 1台
中央
可搬型 1台
卓上型 5台
東
可搬型 1台
卓上型 5台
南
可搬型 1台
卓上型 4台
アナログ無線
署活系
局
98台
中央
76台
東
73台
南
65台
消防救急デジタル
無線基地局
消防大分
消防夜明
消防佐賀関
消防塚野山
消防救急デジタル
無線
車両動態管理
システム
Foma網
無線網
車載端末装置
消防車両47台
救急車両16台
防災相互無線
消防局
ENEOS㈱
大分製油所
(防災相互大分123)
日本製鉄㈱
九州製鉄所大分地区
(防災相互大分124)
昭和電工㈱
大分事務所
(防災相互大分123)
大分
エル・エヌ・ジー㈱
(防災相互大分128)
大分液化ガス共同
備蓄㈱大分事業所
(防災相互大分129)
住友化学㈱
大分工場
(防災相互大分125)
(防災相互大分127)
中央消防署
(防災相互大分105)
東消防署
(防災相互大分106)
南消防署
(防災相互大分107)
大分市役所
(防災相互大分109)
日赤大分県支部
(防災相互大分108)
大分海上保安部
(防災相互大分110)

５５　大分県防災情報システム（ネットワーク網）

大分県防災情報通信システム(ネットワーク網)

回線系統

1　県庁と中継局をループ化し、県振興局や土木事務所、河川ダム管理事務所の間を多重無線回線で構成します。また、中継局から直接接続できない局については、反射板を利用して回線を結びます。

2　県庁に衛星地球局を設置し、地域衛星通信ネットワークにより国、他の都道府県との間を衛星回線で構成します。

3　市町村・消防本部や防災関係機関（自衛隊、海保、日赤、NHK）には260MHz帯移動無線機（半固定型）を設置し、県との間は260MHz帯移動無線回線で構成します。

4　県庁や県振興局等と公用車の間は、260MHz帯移動無線回線で構成します。

5　県庁と県振興局や単独土木事務所、市町村、消防本部との間は豊の国ハイパーネットワーク（自営光回線）による有線回線を構成し、防災無線回線との2重化を図っています。

●凡例

◎	県庁局
▲	中継局
▽	中継局（土木建築部所管）
●	支部局
■ 半固定	市町村、消防、防災関係機関
▬	7.5GHz帯多重無線回線（208M）
▬	7.5GHz帯多重無線回線（104M）
▬	7.5GHz帯多重無線回線（52M）
┅	7.5GHz帯多重無線回線（26M）
▭▭	7.5/18GHz帯簡易多重無線回線
═	7.5GHz帯多重無線回線（13M）
―	260MHz帯移動無線回線
―・―	無線LAN
═	有線回線
／	反射板
═	18GHz帯簡易多重無線回線

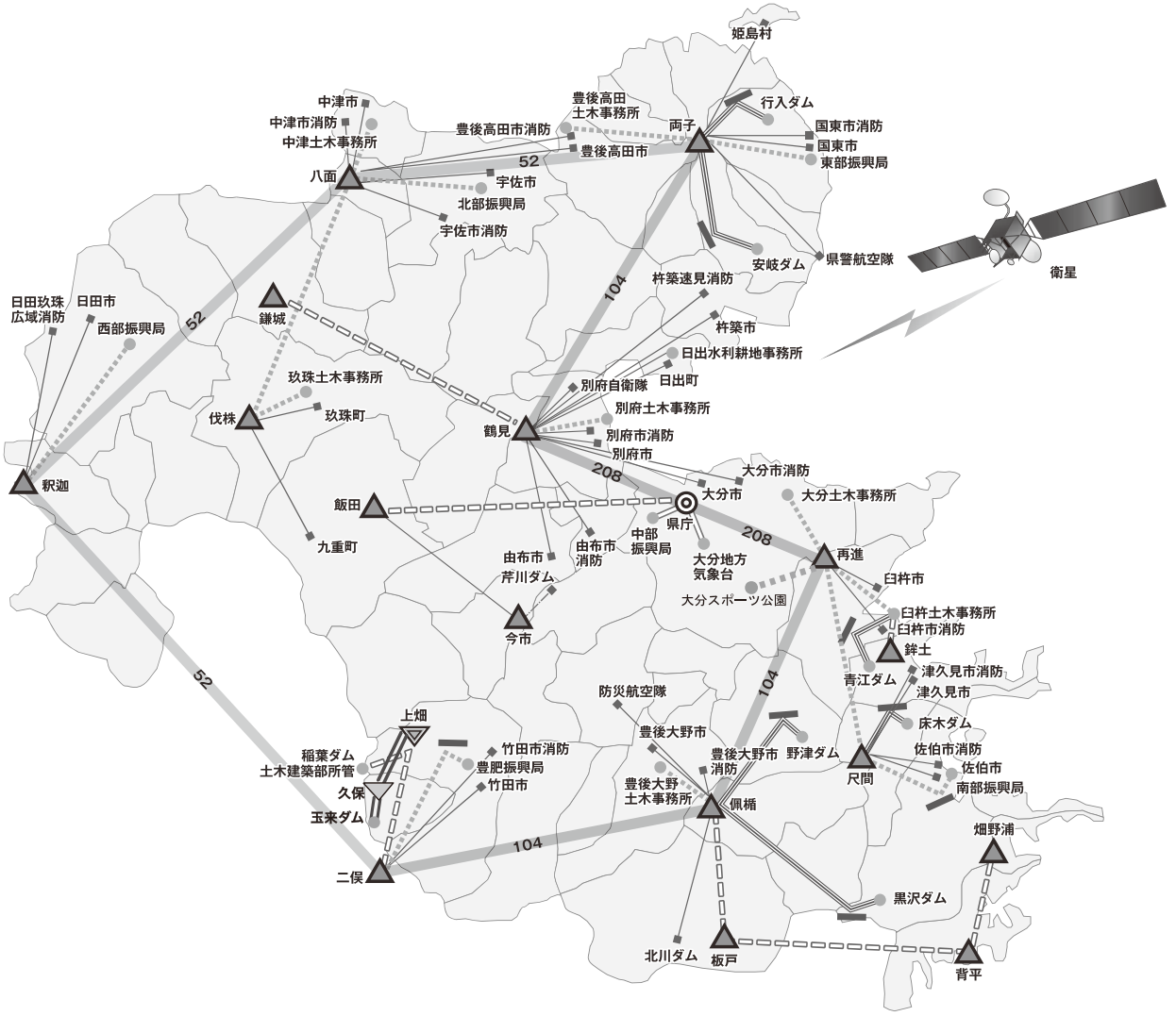

５６　災害対策（警戒）本部処理票

災害対策（警戒）本部

処理票

情報受付班記載
★ 情報整理班記載
▲ 情報入力班記載

本部受付No.	★
班（課）受付No.	

重要	

被害情報	
情報提供	
苦情・相談	

災害対策本部　総合情報室　ＦＡＸ　５３７－５７１０

受付日時	令和　年　月　日(　)　午前・午後　時　分			
通報者	住　所	大分市		
	氏　名		電話番号	
発生日時	令和　年　月　日(　)　午前・午後　時　分頃　/　不明			
発生場所	大分市			
	目標となる施設等：			
	住宅地図：　年度版　(①・②・③)　P　－　－			

被害の概要	**（ア）人的被害**	有　・　無　（死者　人）　（重傷者　人）　（軽傷者　人）
	（イ）住家被害	・全壊（流出、全焼、埋没）　・半壊（半焼）　・一部破損　・床上浸水　・床下浸水
	（ウ）非住家被害	・公共建物（　）　・店舗（　）　・その他（　）
	（エ）道路被害	【路線名：　】　・通行止め（全面、片面）
	（オ）土砂被害	・山、がけ崩れ　・地すべり　・土石流
	（カ）河川関係被害	【河川名：　】・河川決壊　・護岸崩壊　・溢　水
	（キ）農林関係	・用水路（崩壊、溢水）　・田畑冠水　・溜池崩壊　・林地（崩壊,地すべり）　・農林道崩壊
	（ク）そ　の　他	・倒木など　・崩土　・マンホールの吹き上げ （　）

追加処理の経過	日時	担当者	処理の内容	GIS ▲
				□
				□
				□
				□
				□
				□

電話受付担当者名		内線	

対応先班（課）			
	★	★	★
	★	★	★

処理状況	内容確認	対応先配布	情報入力確認	完　了	
	★	★	▲ □市被害通報入力 ※追加情報ごとにGIS入力	★ □危険排除済み □応急復旧済み	重要←調整は運用案班

５７　世帯別被害等調査票

世　帯　別　被　害　等　調　査　票

校区名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　自治会名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

被災世帯主氏名	被災世帯住所	被害状況																			世帯調査							その他			備考
		人的被害				住家の被害							非住家の被害								世帯人数	世帯構成						家屋消毒の要・不要	災害ゴミ回収の有無	リサイクルゴミ回収の有無	
																						うち学童数				70才以上老人数					
																						中学生		小学校							
		死亡	行方不明	重傷	軽傷	全壊流失又は全焼	半壊又は半焼	一部破損	床上浸水	床上浸水（深さをメートルで表示）	土砂の堆積	床下浸水等	地下施設の有無	全壊流失又は全焼	半壊又は半焼	一部破損	床上浸水	床上浸水（深さをメートルで表示）	土砂の堆積	床下浸水等	地下施設の有無		男	女	男	女	男	女			※注	
		人	人	人	人					m								m				人	人	人	人	人	人	人				
合　　計																															

※注　リサイクルゴミの回収がある場合は、次の番号を記入してください。（1テレビ　2冷蔵庫・冷凍庫　3エアコン　4洗濯機）

世 帯 別 被 害 等 調 査 票 記 入 要 領

被害認定要領

・住　家	実際にその建物を居住のために使用している建物
・非住家	住家以外の建築物をいう（公民館、病院、事業所、倉庫、車庫等）
・世　帯	生計を一つにしている実際の生活単位（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる）
・棟	一つの独立した建築物をいう。ただし、渡り廊下の類で2以上の棟に接続しているものは、その渡り廊下部分を切半する。
・全壊流失全焼	住家の損害部分が面積率 70%以上、又は、主要構造部の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のもの。
・半壊半焼	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通り再使用できる程度のもの。住家の損害部分が面積率 20～70%未満、又は、主要構造部の被害額がその住家の時価の 20～ 50%未満のもの。
・一部破損	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもの。
・床上浸水	浸水が住家の床上（床板が濡れる程度）以上に達した、又は土砂・竹林等の堆積等により一時的に居住できない状態になったもの。
・床下浸水	浸水が住家の床以上に達しない程度のもの。
・地下施設	地下施設がある場合は〇を記入。
・非住家被害	損害の判定基準は住家の場合と同じ。なお浸水被害で床のない建物については、土間を基準面として浸水深を床上浸水の欄に記入のこと。
・死　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することはできないが死亡したことが確実なものをいう。
・行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、且つ死亡の疑いのあるもの。
・重　傷	1ヶ月以上の治療を要する見込みのもの。
・軽　傷	1ヶ月未満で治療できる見込みのもの。

記載要領

1　人的被害欄及び世帯調査欄は、人数で計上して下さい。

2　住家・非住家の被害欄は、該当欄に〇印をして下さい。ただし、被害棟数が多数ある場合は棟数を、床上浸水の深さはメートル表示で記入してください。

3　その他の欄は、浸水家屋の消毒、災害ゴミの回収について、それぞれ必要のある場合に〇を記入。

4　リサイクルゴミの回収がある場合は、次の番号を記入してください。
（1テレビ　2冷蔵庫・冷凍庫　3エアコン　4洗濯機）

5　当該災害発生後、できるだけ速やかにこの調査票を提出して下さい。

被害状況速報　〔第　報 / 確　定〕　総合統括部長 殿

部長　　印

災害名				現在時	年月日 時分	記載上の注意事項を参照のこと	発信者	年月日時分	氏名又は　印
							受信者	年月日時分	氏名又は　印

(1)	罹災者数		1	人 世帯	(8) 文教関係被害	公学立校	工作物	40	㎡ 千円	(13) 土木関係被害	海岸		79	ヶ所 千円	発生場所				
(2) 人的災害	死者		2	人			設備	41	〃 〃		砂防		80	〃 〃					
	行方不明		3	人		私立学校施設		42	施設 〃		道路		81	〃 〃					
	負傷	重傷	4	人		社会教育施設		43	〃 〃		橋梁		82	〃 〃					
		軽傷	5	人		文化財施設		44	〃 〃		港湾		83	〃 〃					
(3) 住家被害	全壊（流失、全焼、埋没）		6	棟 人 世帯 千円		小計		45	施設 千円		都市施設		84	〃 〃					
	半壊（半焼）		7	〃 〃 〃 〃	(9) 農業関係被害	農作物等		46	ha 千円		堆積土砂排除		85	〃 〃					
	一部破損		8	〃 〃 〃 〃		家畜等		47	（頭） 千円		湛水排除		86	〃 〃					
	浸水	床上	9	〃 〃 〃 〃		共同・非共同利用施設		48	施設 千円		地すべり		87	〃 〃					
		床下	10	〃 〃 〃 〃		その他の施設		49	〃 〃		がけ崩れ		88	〃 〃					
	小計		11	棟 千円		貯蔵品・加工品		50	種 〃		小計		89	ヶ所 千円					
(4) 非住家被害	一般土蔵、倉庫、納屋等	全壊	12	棟 千円		小計		51	千円	(14) その他の被害	電力施設		90	ヶ所 千円					
		半壊	13	〃 〃	(10) 農地等関係被害	農地	田の流屋・埋没・畦畔決壊	52	ヶ所 ha 千円		鉄道施設		91	〃 〃					
	庁舎、事務所等公共建設	全壊	14	〃 〃			畑の〃〃〃	53	〃 〃 〃		通信施設		92	〃 〃					
		半壊	15	〃 〃		農業用施設	溜池	54	〃 〃		工業用水施設		93	〃 〃					
	小計		16	棟 千円			頭首工	55	〃 〃		空港施設		94	〃					
(5) 衛生関係被害	水道建設（以下施設について建物工作物設備土地を含む）	上水道	17	施設 千円			用（排）水路	56	〃 〃		船舶、車両、航空機		95	隻（両、機） 〃					
		簡易水道	18	〃 〃			農道	57	〃 〃		その他		96	〃					
	病院、診療所	公立	19	〃 〃			農道橋	58	〃 〃		合計		97	千円					
		私立	20	〃 〃			揚水機	59	〃 〃										
	隔離病舎		21	〃 〃			その他の施設	60	〃 〃										
	下水道施設		22	〃 〃		小計		61	ヶ所 千円										
	清掃施設		23	〃 〃	(11) 林業関係被害	林地（崩壊、地すべり）		62	ヶ所 ha 千円										
	火葬場		24	〃 〃		治山施設		63	〃 〃										
	その他の環境衛生施設		25	〃 〃		造林地		64	ha 〃										
	小計		26	施設 千円		苗畑		65	〃 〃										
(6) 社会福祉関係被害	保護施設		27	施設 千円		林道	路体	66	ヶ所 m 千円										
	養護施設		28	〃 〃			橋梁	67	〃 〃 〃										
	福祉援護施設		29	〃 〃		林産物		68	〃 〃 〃										
	小計		30	施設 千円		その他の林業施設		69	ヶ所 〃										
(7) 商工鉱関係被害	商工施設		31	施設 千円		小計		70	千円										
	鉱業施設		32	〃 〃	(12) 水産関係被害	養漁船、漁具		71	ヶ所 千円										
	観光施設		33	〃 〃		養殖施設、養殖物		72	〃 〃										
	商工鉱原料、商品、製品		34			漁港	漁港	73	〃 〃										
	小計		35	千円			海岸	74	〃 〃										
(8) 文教関係被害	公立学校	建物 全壊	36	校 ㎡ 千円		漁協在庫品		75	〃										
		建物 半壊	37	〃 〃 〃		その他の水産施設		76	〃										
		建物 大破以下	38	〃 〃 〃		小計		77	千円										
		校地	39	〃 〃 〃	(13)	河川		78	ヶ所 千円										

区分			観測点	日時	観測方法	観測値
最高雨量	累計	98				mm
	日雨量	99				〃
	時間雨量	100				〃
最高風速		101				m
最高波高		102				〃

応急措置状況

◎災害対策本部
（設置）　月　日　時　分　（廃止）　月　日　時　分

◎出動状況
（消防職員）　日間延　人　（消防団員）　日間延　人

◎ひなん状況
（地区数）　（世帯）　（人員）

◎主要な被害の原因と地区
（原因名）　（地区名）
◎災害救助法適用の有無　有　無
◎その他の措置事項

５９　被害内訳表

被　害　内　訳　表

被害内訳（　　）　　班（課）　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

地区	被害箇所名	被害状況	被害額	備考(原因)

※「被害状況速報」に添付のこと

６０　罹災証明申請書

罹 災 証 明 申 請 書

令和　　年　　月　　日

大分市長　殿

申請者
（罹災された方）

住所

世帯主氏名

電話番号

※携帯電話などの連絡が取れる番号を必ず記載してください。

窓口に来られた方
（申請者と同じ場合は記入する必要はありません）

住所

氏名

電話番号

申請者との関係

下記のとおり、罹災したことを証明願います。

罹災年月日	
罹災の原因	
罹災場所等	※アパート等の名称や部屋番号も必ず記入してください。
罹災の内容 ※原則、写真を添付してください。	
申請区分	□ 新規申請　　□ 再交付申請
備　考	※住所と異なる場所に避難している場合は、その住所を記入してください。

以下は記入しないでください（市記入欄）

本人確認欄	A	□運転免許証　□パスポート　□身体障害者手帳　□在留カード　□マイナンバーカード □その他（　　）
	B	□健康保険証　□介護保険証　□年金手帳 □その他（　　）
	C	□その他（　　） □聴聞

担当	申請受付	証明書交付

６１（１）　大分県災害放送要請取扱要領

大分県災害放送要請取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第57条の規定に基づく災害時における放送要請（以下「放送要請」という。）の取扱いについて、もって放送要請の迅速化及び的確化を図るものとする。

（放送機関）

第２条　放送要請により放送を行う放送機関は、大分県と「災害時における放送要請に関する協定」を締結している日本放送協会大分放送局、株式株式会社大分放送、株式会社テレビ大分、株式会社エフエム大分及び大分朝日放送株式会社（以下「放送機関」という。）とする。

（知事の放送要請）

第３条　放送要請は、知事が自ら行うほか、市町村長、警察署長その他の防災関係機関の長の申請に基づき、必要であると認めた場合に行うものとする。

（知事の放送要請の方法）

第４条　知事の放送要請は、まず、電話（第１号様式）で行い、その後すみやかに文書（第２号様式）を提出するものとする。

（市町村長の放送要請）

第５条　市町村長の放送要請は、原則として、知事に申請し、これを受けて知事が放送機関に対し要請するものとする。

　ただし、県との通信途絶など特別の事情がある場合は、市町村長が放送機関に対し直接要請することができる。この場合、市町村長は、事後すみやかに知事に報告（第３号様式）するものとする。

（市町村長の放送要請の方法）

第６条　市町村長が知事に申請する場合は、申請書（第４号様式）を知事あてに提出しなければならない。ただし緊急を要する場合は、まず電話（第５号様式）で行い、その後すみやかに申請書を提出するものとする。

　また、第５条ただし書きにより市町村長が放送機関に対し直接要請する場合は、まず、電話（第１号様式）で行い、その後すみやかに文書（第２号様式）を提出するものとする。

（放送要請の事務の統一）

第７条　知事が行う放送要請の事務は、原則として、県総務部消防防災課で行うものとする。

付　則

この要領は、昭和60年９月１日から施行する。

付　則

この要領は、平成４年４月１日から施行する。

付　則

この要領は、平成６年３月１日から施行する。

（第１号様式）

災害放送要請（第　　号）

発信日時	発信者所属	発信者職氏名
月　日　時　分		
受信日時	受信者所属	受信者職氏名
月　日　時　分		

要請理由	（１）避難勧告、警報等の周知徹底を図るため （２）災害時の混乱を防止するため （３）　　（市、町、村、消防本部）から要請があったため （４）
放送事項	（別紙のとおり）
放送希望日時	（１）直ちに （２）　　日　　時　　分
その他参考となる事項	
処理経過	

（第２号様式）

年　　月　　日

日本放送協会大分放送局長
株式会社大分放送　代表取締役社長
株式会社テレビ大分　代表取締役社長　　殿
株式会社エフエム大分　取締役社長
大分朝日放送株式会社　代表取締役社長

大分県知事　　印

放送要請について

災害を防止するため、災害対策基本法第５７条に基づき下記のとおり放送を要請します。

記

１　要請理由

２　放送事項
別紙のとおり

３　放送希望日時
年　　月　　日　　時　　分から

４　その他

（注）市町村長が放送機関に対し直接要請する場合は、要請者名を市町村長と改めること。

（第３号様式）

年　　月　　日

大分県知事　　殿

市町村長　　印

放送機関への放送要請について（報告）

下記の理由により、別紙のとおり放送要請をしたので、大分県災害放送要請取扱要領第５条に基づき報告します。

記

市町村長が放送機関に対し直接に放送要請した理由

（第４号様式）

年　　月　　日

大分県知事　　殿

市町村長　　印

放送機関への放送要請について（申請）

災害を防止するため、災害対策基本法第５７条及び大分県災害放送要請取扱要領第５条に基づき報下記のとおり放送機関への放送要請を申請します。

記

１．要請理由

２．放送事項
別紙のとおり

３．放送希望日時
年　　月　　日　　時　　分から

４．その他

（第５号様式）

災害放送申請（第　　号）

回議	本部長（知事）	副本部長（副知事）	対策部長（部局室長）	対策副部長（部局室次長）
	対策部員（課長）	（課長補佐）	（　係　長　）	（　係　員　）

発信日時	発信者所属	発信者職氏名
月　日　時　分		
受信日時	受信者所属	受信者職氏名
月　日　時　分		

要請理由	（１）避難勧告、警報灯の周知徹底を図るため （２）災害時の混乱を防止するため （３）　　消防本部から要請があったため （４）
放送事項	（別紙のとおり）
放送希望日時	（１）直ちに （２）　　日　　時　　分
その他参考となる事項	
処理経過	

６１　（２）　災害時の放送要請に関する取扱要領

災害時の放送要請に関する取扱要領

１　放送要請を行うための要件について

放送要請を行うためには、下記の２要件を共に満たすことを必要とします。

（１）災害時において、人命に関する緊急情報（避難勧告、避難指示等）を迅速に伝達する必要がある場合

（２）通常の伝達手段では速やかに緊急情報を伝達できない可能性がある場合

２　放送要請の方法について

放送要請は、原則として市町村が行います。（下記（１））

ただし、市町村が放送要請を行うことができないため県に放送要請を依頼した場合（下記（２））、又は大規模災害等により市町村がその機能を失ったような場合（下記（３））には、県は市町村に代わり放送要請を行います。

（１）市町村による放送要請

市町村は、放送機関に電話連絡のうえ放送要請書（様式１）を送付した後、県に電話連絡のうえ放送要請書の写しを送付します。

県は、市町村から放送要請書の写しが届き次第、補完放送要請書（様式２）に放送要請書の写しを添付し、放送機関に送付します。

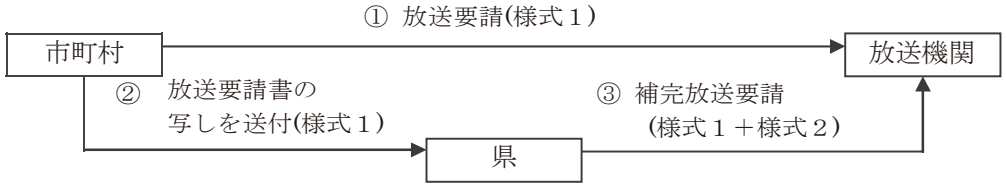

（２）市町村の依頼による県の放送要請

県は、電話等で市町村の依頼を受け、放送機関に対し電話連絡のうえ放送要請書（様式１）を送付した後、市町村に対し放送要請書の写しを送付します。

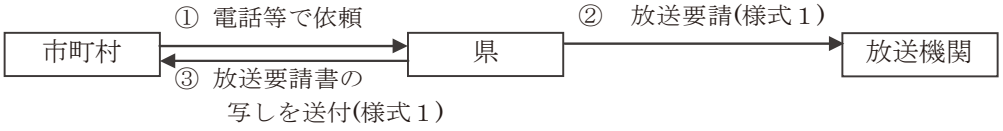

（３）県独自の判断による放送要請

県は、放送機関に対し電話連絡のうえ放送要請書（様式１）を送付した後、市町村に対し放送要請書の写しを送付します。

３　放送要請にかかる関連情報の提供について

市町村は、下記のとおり放送要請にかかる関連情報の提供を行います。ただし、県が放送要請した場合は、県が関連情報の提供を行います。

（１）避難勧告及び避難指示を解除した場合の情報提供

市町村は、放送要請した避難勧告及び避難指示を解除した場合、放送機関及び県に対し速やかに様式３を送付し報告します。

（２）避難勧告及び避難指示を受けて実際に避難した人数等の情報提供

市町村は、放送要請した避難勧告及び避難指示により実際に避難した人数等について、放送機関及び県に対し随時様式３を送付し報告します。

放送要請を行うことができる場合の例示

１　防災行政無線等の通信手段が故障等により麻痺し、他に適当な避難勧告の伝達手段がない場合

２　風雨の音が激しく、防災行政無線や広報車等により住民に避難勧告を伝達することが困難であると予想される場合

３　広範囲または多数の世帯を対象に避難勧告が発令されたため、伝達の確実性に不安のある場合

４　防災無線等の伝達システムが整備されていない地域において避難勧告が発令されたが、人的手段等による伝達では時間がかかりすぎ、住民の避難前に災害が発生する可能性がある場合

５　その他住民の安全のため緊急情報を伝達する必要がある場合

（様式1 市町村・県使用様式）

至　急

放 送 要 請
（　　市・町・村・県 第　　号）
全　　枚のうち　　枚目

送付日時：

担当者職氏名：　　電話番号：

＜要請内容＞

避難勧告又は 避難指示の区別	発令時刻	（ふりがな要） 対象地区名	世帯数・人員	（ふりがな要） 避難先

○　避難が必要な理由

□河川氾濫（　　川）の恐れがあるため　※ふりがな要
□内水氾濫（　　川）の恐れがあるため　※ふりがな要
□土砂災害発生の恐れがあるため
□津波により被害が発生する恐れがあるため
□その他：（　　）

＜特記事項＞

（様式2 県使用様式）

補 完 放 送 要 請
（　　市･町･村　第　　号）

送付日時:

大分県防災危機管理課担当者職氏名:

大分県防災危機管理課担当者電話番号:

別紙のとおり、　　（ 市 ・ 町 ・ 村 ）第　　号による放送要請書の写しを送付します。

当該市町村から放送要請書が到達していない場合は、別添放送要請書を利用してください。

（様式3 市町村・県使用様式）

放送要請
（　　市・町・村・県 第　　号）
全　　枚のうち　　枚目

送付日時：

担当者職氏名：　　電話番号：

＜情報内容＞　令和　　年　　月　　日　　時　　分現在

既に放送要請した情報					関連情報	
避難勧告又は避難指示の区別	発令時刻	（ふりがな要）対象地区名	世帯数・人員	（ふりがな要）避難先	避難者数（現況）	解除時刻

＜特記事項＞

６２　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達系統図

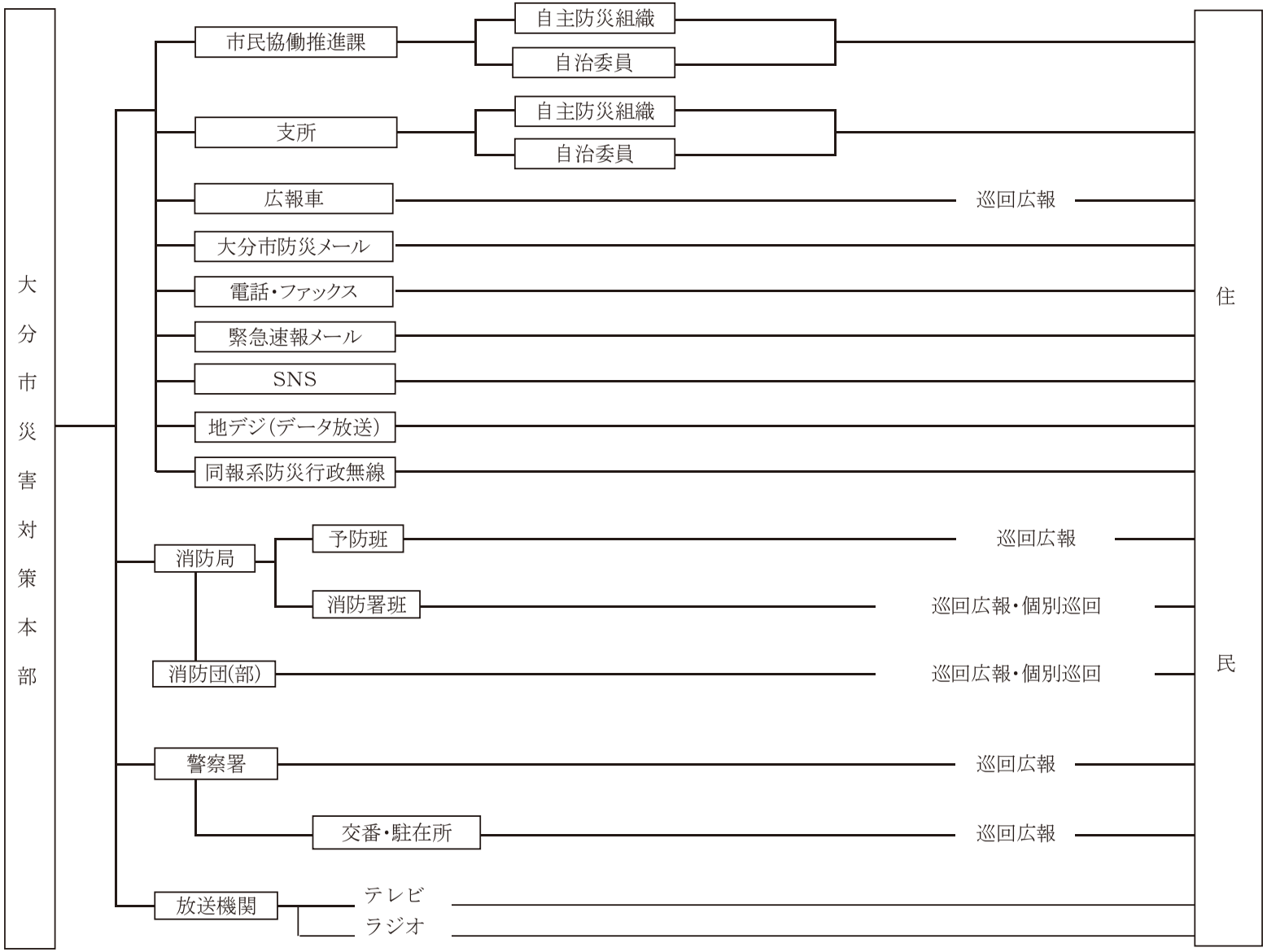

６３（１）大分市指定緊急避難場所一覧表

地区別	番号	校区	施設名	所在地	収容人数	建築年度	建物区分	構造	面積㎡	耐震化	津波	高潮	風水害		
													洪水	土石流	崖崩れ地すべり
大分	1	金池	金池小学校	金池町3丁目1番90号	836	R5.1	アリーナ	S造	836	○	○	○	○	○	○
	2	金池	J:COMホルトホール大分	金池南町1丁目5番1号	750	H25.7	体育館	S造	750	○	○	○	○	○	○
	3	金池	上野ヶ丘中学校	上野町4番5号	780	H2.2	体育館	RC造	780	○	○	○	○	○	○
	4	金池	大分上野丘高等学校	上野丘2丁目10番1号	1,280	S48.10	体育館	RC造	1,280	○	○	○	○	○	○
	5	金池	コンパルホール	府内町1丁目5番38号	2,156	S61.3	体育室等	SRC造	2,156	○	○	○	○	○	○
	6	荷揚	大分中央公民館市民体育館	荷揚町3番45号	794	H24.3	体育館	RC造	794	○	×	○	○	○	○
	7	長浜	長浜小学校	長浜町2丁目6番25号	705	S59.1	体育館	S造	705	○	○	○	○	○	○
	8	中島	（旧）中島小学校	中島西2丁目1番52号	715	S60.2	体育館	S造	715	○	×	○	○	○	○
	9	中島	浜町保育所	新川西2丁目3番1号	372	S54.3	体育室	S造	372	○	×	○	○	○	○
	10	住吉	碩田学園	碩田町2丁目5番60号	1,923	H29.2	アリーナ	RC造	1,923	○	×	○	○	○	○
	11	春日	春日町小学校	西春日町1番48号	691	S57.5	体育館	RC造	691	○	○	○	○	○	○
	12	春日	王子中学校	南春日町6番1号	1,380	H18.5	体育館	RC造	1,380	○	○	○	○	○	○
	13	春日	生石保育所	王子西町8番11号	345	S53.2	体育室	SRC造	345	○	○	○	○	○	○
	14	春日	大分西部公民館	王子新町5番1号	453	H5.11	集会室	S造	453	○	○	○	○	○	○
	15	大道	大道小学校	大道町2丁目9番57号	718	S54.1	体育館	S造	718	○	○	○	○	○	○
	16	西の台	西の台小学校	にじが丘3丁目1717番地の1	845	H3.3	体育館	RC造	845	○	○	○	○	○	○
	17	西の台	大分西中学校	高崎2丁目20番1号	780	S62.3	体育館	RC造	780	○	○	○	○	○	○
	18	西の台	大分西高等学校	新春日町2丁目1番1号	1,200	S40.6	体育館	RC造	1,200	○	○	○	○	○	○
	19	八幡	八幡小学校	大字生石82番地の1	705	H1.3	体育館	RC造	705	○	○	○	○	○	○
	20	八幡	神崎小学校	大字神崎1798番地	705	H2.3	体育館	RC造	705	○	○	○	○	○	○
	21	豊府	豊府小学校	上田町3丁目4番1号	780	H7.3	体育館	RC造	780	○	○	○	○	○	○
	22	南大分	南大分小学校	二又町2丁目4番1号	793	H25.3	体育館	RC造	793	○	○	○	○	○	○
	23	南大分	南大分公民館	豊饒3丁目9番26号	500	S63.3	集会所	S造	500	○	○	○	×	×	×
	24	南大分	南大分体育館	豊饒1丁目1番1号	1,120	H3.3	体育館	RC造	1,120	○	○	○	×	×	×
	25	城南	城南小学校	永興2丁目5番25号	744	H9.3	体育館	RC造	744	○	○	○	○	○	○
	26	荏隈	城南中学校	大字荏隈754番地の19	780	H8.3	体育館	RC造	780	○	○	○	○	○	○
	27	滝尾	滝尾小学校	大字羽田515番地の1	705	S63.3	体育館	RC造	705	○	○	○	○	○	○
	28	滝尾	滝尾校区公民館	大字羽田589番地の1	172	H20	集会室	S造	172	○	○	○	×	×	×
	29	下郡	下郡小学校	下郡北3丁目17番23号	952	H13.3	体育館	RC造	952	○	○	○	○	○	○
	30	森岡	森岡小学校	大字曲1041番地の2	530	S52.2	体育館	S造	530	○	○	○	○	○	○
	31	森岡	大分南部公民館	大字曲1113番地	540	H4.8	集会室	RC造	540	○	○	○	○	○	○
	32	森岡	森岡校区公民館	大字津守307番地	112	S53.3	集会室	S造	112	○	○	○	○	○	○
	33	津留	津留小学校	東津留1丁目4番1号	720	H1.3	体育館	RC造	720	○	×	○	○	○	○
	34	津留	舞鶴小学校	西浜2番1号	705	S52.2	体育館	S造	705	○	×	○	○	○	○
	35	東大分	東大分小学校	萩原1丁目10番30号	705	S60.2	体育館	S造	705	○	×	○	○	○	○
	36	東大分	城東中学校	牧上町14番19号	1,050	H10.2	体育館	RC造	1,050	○	○	○	○	○	○
	37	日岡	日岡小学校	日岡2丁目2番1号	924	H13.3	体育館	RC造	924	○	○	○	○	○	○
	38	日岡	大分東部公民館	日吉町3番1号	1,583	S62.3	体育館等	RC造等	1,583	○	○	○	○	○	○
	39	桃園	桃園小学校	山津町2丁目7番1号	705	S60.2	体育館	S造	705	○	○	○	○	○	○
	40	桃園	原川中学校	寺崎町1丁目10番1号	780	S57.3	体育館	S造	780	○	×	○	○	○	○
明野	41	明野	明野東小学校	明野東3丁目2番1号	670	H15.3	体育館	RC造	670	○	○	○	○	○	○
	42	明野	明野西小学校	明野南2丁目6番1号	905	H10.3	体育館	RC造	905	○	○	○	○	○	○
	43	明野	明野北小学校	明野北4丁目10番1号	705	S51.2	体育館	S造	705	○	○	○	○	○	○
	44	明野	明野中学校	明野南3丁目7番1号	845	H7.2	体育館	RC造	845	○	○	○	○	○	○
	45	明野	明治明野公民館	明野北4丁目7番8号	531	S63.9	集会室	RC造	531	○	○	○	○	○	○
鶴崎	46	鶴崎	鶴崎小学校	南鶴崎3丁目3番1号	657	H14.3	体育館	RC造	657	○	○	○	○	○	○
	47	鶴崎	鶴崎公民館	東鶴崎1丁目1番7号	510	S46.11	集会室	S造	510	○	○	○	○	○	○
	48	鶴崎	小中島公民館	小中島3丁目1番37号	124	R1.9	集会室	木造	124	○	○	×	×	×	×
	49	三佐	三佐小学校	三佐5丁目6番8号	725	H8.3	体育館	RC造	725	○	×	○	○	○	○
	50	別保	別保小学校	大字森町963番地の1	705	S59.1	体育館	S造	705	○	○	○	○	○	○
	51	別保	鶴崎中学校	大字皆春1200番地の1	772	H1.3	体育館	RC造	772	○	○	○	○	○	○
	52	別保	学校法人上東学園 もりまち幼稚園	大字森町403番地の2	300	S61.4	体育室	SRC造	300	○	○	○	○	○	○
	53	明治	明治小学校	大字猪野74番地	845	H1.3	体育館	RC造	845	○	○	○	○	○	○
	54	明治	大東中学校	横尾東町1丁目23番1号	780	S57.2	体育館	S造	780	○	○	○	○	○	○
	55	明治	明治北小学校	大字小池原428番地の1	705	S59.1	体育館	S造	705	○	○	○	○	○	○
	56	高田	高田小学校	大字下徳丸38番地の2	705	S59.2	東棟3階	S造	705	○	○	○	○	○	○
	57	松岡	松岡小学校	大字松岡5047番地	703	H7.3	体育館	RC造	703	○	○	○	○	○	○
	58	川添	川添小学校	大字宮河内4566番地	705	S59.1	体育館	S造	705	○	○	○	○	○	○

地区別	番号	校区	施設名	所在地	収容人数	建築年度	建物区分	構造	面積㎡	耐震化	津波	高潮	風水害		
													洪水	土石流	崖崩れ地すべり
	59	川添	宮河内ハイランド公民館	大字宮河内3769番地の192	319	S58.5	集会室	RC造	319	○	○	○	○	○	○
	60	川添	陽光台公民館	大字迫9番地の44	188	H2.9	集会所	木造	188	○	○	○	×	×	×
大南	61	戸次	上戸次小学校	大字端登1792番地	351	S51.2	体育館	S造	351	○	○	○	×	×	×
	62	戸次	大塔公民館	大字上戸次3478番地	54	R6.3	集会室	木造	54	○	○	○	○	○	○
	63	戸次	大南公民館	大字中戸次4491番地の2	431	S56.10	集会室	RC造	431	○	○	○	○	○	○
	64	判田	判田小学校	判田台東1丁目2番1号	63	H14.10	教室	S造	63	○	○	○	○	○	○
	65	判田	判田中学校	判田台北1丁目1番1号	910	H11.3	体育館	RC造	910	○	○	○	○	○	○
	66	判田	判田米良公民館	大字上判田3766番地の2	149	S59.10	集会所	木造	149	○	○	○	○	○	○
	67	判田	大分南高等学校	判田台南1丁目1番1号	1,614	S58.3	体育館	RC造	1,614	○	○	○	○	○	○
	68	判田	ひばりケ丘公民館	ひばりケ丘1丁目1番1号	235	S60.4	集会所	RC造	235	○	○	○	○	○	○
	69	竹中	竹中小学校	大字竹中2821番地の1	464	S55.1	体育館	S造	464	○	○	○	○	○	○
	70	竹中	竹中中学校	大字竹中3621番地	705	S58.1	体育館	S造	705	○	○	○	○	○	○
	71	吉野	吉野小学校	大字辻654番地	696	H8.3	体育館	RC造	696	○	○	○	○	○	○
	72	吉野	吉野中学校	大字辻812番地	705	H5.8	体育館	RC造	705	○	○	○	○	○	○
植田	73	植田	植田小学校	大字木ノ上433番地の1	136	S52.3	集会室	S造	136	○	○	○	○	○	○
	74	植田	植田公民館	大字玉沢789番地	639	S55.8	集会室	S造	639	○	○	○	○	○	○
	75	植田	植田西中学校	大字田原378番地	705	S54.1	体育館	S造	705	○	○	○	○	○	○
	76	宗方	宗方小学校	松が丘1丁目24番1号	705	S51.2	体育館	S造	705	○	○	○	○	○	○
	77	宗方	下宗方公民館	大字下宗方1295番地の1	165	H6	集会室	木造	165	○	○	○	×	×	×
	78	横瀬	横瀬小学校	大字横瀬1109番地の1	705	S53.1	体育館	S造	705	○	○	○	○	○	○
	79	横瀬	横瀬西小学校	大字横瀬2469番地	705	S63.3	体育館	RC造	705	○	○	○	○	○	○
	80	東植田	東植田小学校	大字田尻499番地の1	723	H7.3	体育館	RC造	723	○	○	○	○	○	○
	81	東植田	田尻小学校	大字田尻1250番地	705	S56.3	体育館	S造	705	○	○	○	○	○	○
	82	寒田	寒田小学校	大字寒田684番地の4	705	S54.1	体育館	S造	705	○	○	○	○	○	○
	83	寒田	植田東中学校	大字寒田1369番地の1	705	S51.2	体育館	S造	705	○	○	○	○	○	○
	84	敷戸	敷戸小学校	敷戸北町12番1号	845	H8.3	体育館	RC造	845	○	○	○	○	○	○
	85	鴛野	鴛野小学校	大字鴛野108番地の1	718	S55.1	体育館	S造	718	○	○	○	○	○	○
	86	賀来	賀来中学校	大字賀来101番地の3	981	H5.12	体育館	RC造	981	○	○	○	○	○	○
	87	賀来	賀来公民館	大字中尾495番地の1	126	H18	集会室	S造	126	○	○	○	×	×	×
大在	88	大在西	大在西小学校	角子原1丁目4番41号	937	H17.3	体育館	RC造	937	○	○	○	○	○	○
	89	大在	大在小学校	横田1丁目15番58号	705	S56.3	体育館	S造	705	○	○	○	○	○	○
	90	大在	大在中学校	大字政所2602番地の12	780	H5.3	体育館	RC造	780	○	○	○	○	○	○
	91	大在	大在公民館	政所1丁目4番18号	798	S60.3	集会室	SRC造	798	○	○	○	○	○	○
	92	大在東	大在東小学校	大在浜2丁目18番1号	1,174	R6.3	体育館	RC造	1,174	○	○	○	○	○	○
坂ノ市	93	坂ノ市	坂ノ市小学校	坂ノ市中央5丁目8番1号	533	S50.3	体育館	S造	533	○	○	○	○	○	○
	94	坂ノ市	坂ノ市中学校	坂ノ市南2丁目9番72号	767	H9.3	体育館	RC造	767	○	○	○	○	○	○
	95	坂ノ市	坂ノ市公民館	坂ノ市西1丁目10番6号	370	S59.3	集会室	RC造	370	○	○	○	○	○	○
	96	坂ノ市	細公民館	大字細88番地の1	249	S51.2	集会室	木造	249	×	×	○	○	○	○
	97	小佐井	小佐井小学校	小佐井3丁目1番18号	696	H8.3	体育館	RC造	696	○	○	○	○	○	○
	98	小佐井	和光こども園	里2丁目1番23号	271	R2.3	遊戯室	S造	271	○	○	○	○	○	○
	99	丹生	丹生小学校	大字佐野2660番地の2	648	H14.3	体育館	RC造	648	○	○	○	○	○	○
	100	丹生	久土公民館	大字久土975番地の1	125	S61.10	集会室	木造	125	○	○	○	○	○	○
	101	丹生	延命寺公民館	大字丹川2440番地	69	H16.11	集会室	木造	69	○	○	○	○	○	○
佐賀関	102	本神崎	こうざき小学校	大字本神崎945番地の2	441	H6.3	体育館	S造	441	○	○	○	○	○	○
	103	木佐上	(旧)木佐上小学校	大字木佐上817番地	441	H5.3	体育館等	RC造	441	○	○	○	○	○	○
	104	大志生木	(旧)大志生木小学校	大字志生木207番地の1	752	S59	体育館等	RC造	752	○	×	○	○	○	○
	105	関	佐賀関中学校	大字佐賀関2の115番地の2	720	H21.3	体育館	RC造	720	○	○	○	○	○	○
	106	関	佐賀関小学校	大字佐賀関1104番地	676	H21.3	体育館	RC造	676	○	○	○	○	○	○
	107	関	佐賀関公民館	大字佐賀関1407番地の27	596	H17	集会室	RC造	596	○	×	○	○	○	○
	108	関	JX金属関崎みらい海星館	大字佐賀関4057番地の419	94	R5.7	展望室	RC造	94	○	○	○	○	○	○
	109	一尺屋	(旧)一尺屋小学校	大字一尺屋2368番地の1	384	H8	体育館	S造	384	○	○	○	○	○	○
野津原	110	野津原東部	野津原小学校	大字野津原1774番地の1	413	H6.3	体育館	RC造	413	○	○	○	○	○	○
	111	野津原東部	野津原公民館	大字野津原2885番地	630	S52.3	集会室	RC造	630	○	○	○	○	○	○
	112	野津原東部	野津原中学校	大字野津原2978番地の13	550	H4.11	体育館	S造	550	○	○	○	○	○	○
	113	野津原中部	(旧)野津原中部小学校	大字竹矢2108番地の1	360	S50.3	体育館	S造	360	○	○	○	○	○	○
	114	野津原西部	上詰公民館	大字上詰696番地の8	40	H16	集会室	S造	40	○	○	○	○	○	○
	115	今市	今市健康増進センター	大字今市1099番地の26	513	S62.7	体育館	RC造	513	○	○	○	○	○	○
					75,809				75,809						

63 (2)大分市指定避難所一覧表

地区	番号	校区	施設名	所在地	避難所人	建築年度	建物区分	構造	面積㎡	給食施設
大分	1	金池	金池小学校	金池町3丁目1番90号	418	R5.1	アリーナ	S造	836	有
	2	金池	J:COMホルトホール大分	金池南町1丁目5番1号	375	H25.7	体育館	S造	750	有
	3	金池	上野ヶ丘中学校	上野町4番5号	390	H2.2	体育館	RC造	780	無
	4	金池	大分上野丘高等学校	上野丘2丁目10番1号	640	S48.10	体育館	RC造	1,280	無
	5	金池	コンパルホール	府内町1丁目5番38号	1,078	S61.3	体育室等	SRC造	2,156	無
	6	荷揚	大分中央公民館市民体育館	荷揚町3番45号	397	H24.3	体育館	RC造	794	有
	7	長浜	長浜小学校	長浜町2丁目6番25号	352	S59.1	体育館	S造	705	有
	8	中島	(旧)中島小学校	中島西2丁目1番52号	357	S60.2	体育館	S造	715	有
	9	中島	浜町保育所	新川西2丁目3番1号	186	S54.3	体育室	S造	372	有
	10	住吉	碩田学園	碩田町2丁目5番60号	961	H29.2	アリーナ	RC造	1,923	無
	11	春日	春日町小学校	西春日町1番48号	345	S57.5	体育館	RC造	691	有
	12	春日	王子中学校	南春日町6番1号	690	H18.5	体育館	RC造	1,380	無
	13	春日	生石保育所	王子西町8番11号	172	S53.2	体育室	SRC造	345	有
	14	春日	大分西部公民館	王子新町5番1号	226	H5.11	集会室	S造	453	有
	15	大道	大道小学校	大道町2丁目9番57号	359	S54.1	体育館	S造	718	有
	16	西の台	西の台小学校	にじが丘3丁目1717番地の1	422	H3.3	体育館	RC造	845	有
	17	西の台	大分西中学校	高崎2丁目20番1号	390	S62.3	体育館	RC造	780	無
	18	西の台	大分西高等学校	新春日町2丁目1番1号	600	S40.6	体育館	RC造	1,200	無
	19	八幡	八幡小学校	大字生石82番地の1	352	H1.3	体育館	RC造	705	有
	20	八幡	神崎小学校	大字神崎1798番地	352	H2.3	体育館	RC造	705	有
	21	豊府	豊府小学校	上田町3丁目4番1号	390	H7.3	体育館	RC造	780	有
	22	南大分	南大分小学校	二又町2丁目4番1号	396	H25.3	体育館	RC造	793	有
	23	南大分	南大分公民館	豊饒3丁目9番26号	250	S63.3	集会所	S造	500	有
	24	南大分	南大分体育館	豊饒1丁目1番1号	560	H3.3	体育館	RC造	1,120	無
	25	城南	城南小学校	永興2丁目5番25号	372	H9.3	体育館	RC造	744	有
	26	荏隈	城南中学校	大字荏隈754番地の19	390	H8.3	体育館	RC造	780	無
	27	滝尾	滝尾小学校	大字羽田515番地の1	352	S63.3	体育館	RC造	705	有
	28	滝尾	滝尾校区公民館	大字羽田589番地の1	86	H20	集会室	S造	172	有
	29	下郡	下郡小学校	下郡北3丁目17番23号	476	H13.3	体育館	RC造	952	有
	30	森岡	森岡小学校	大字曲1041番地の2	265	S52.2	体育館	S造	530	有
	31	森岡	大分南部公民館	大字曲1113番地	270	H4.8	集会室	RC造	540	無
	32	森岡	森岡校区公民館	大字津守307番地	56	S53.3	集会室	S造	112	有
	33	津留	津留小学校	東津留1丁目4番1号	360	H1.3	体育館	RC造	720	有
	34	津留	舞鶴小学校	西浜2番1号	352	S52.2	体育館	S造	705	有
	35	東大分	東大分小学校	萩原1丁目10番30号	352	S60.2	体育館	S造	705	有
	36	東大分	城東中学校	牧上町14番19号	525	H10.2	体育館	RC造	1,050	無
	37	日岡	日岡小学校	日岡2丁目2番1号	462	H13.3	体育館	RC造	924	有
	38	日岡	大分東部公民館	日吉町3番1号	791	S62.3	体育館等	RC造等	1,583	有
	39	桃園	桃園小学校	山津町2丁目7番1号	352	S60.2	体育館	S造	705	有
	40	桃園	原川中学校	寺崎町1丁目10番1号	390	S57.3	体育館	S造	780	無
明野	41	明野	明野東小学校	明野東3丁目2番1号	335	H15.3	体育館	RC造	670	有
	42	明野	明野西小学校	明野南2丁目6番1号	452	H10.3	体育館	RC造	905	有
	43	明野	明野北小学校	明野北4丁目10番1号	352	S51.2	体育館	S造	705	有
	44	明野	明野中学校	明野南3丁目7番1号	422	H7.2	体育館	RC造	845	無
	45	明野	明治明野公民館	明野北4丁目7番8号	265	S63.9	集会室	RC造	531	無

地区	番号	校区	施設名	所在地	避難所人	建築年度	建物区分	構造	面積㎡	給食施設
鶴崎	46	鶴崎	鶴崎小学校	南鶴崎3丁目3番1号	328	H14.3	体育館	RC造	657	有
	47	鶴崎	鶴崎公民館	東鶴崎1丁目1番7号	255	S46.11	集会室	S造	510	有
	48	鶴崎	小中島公民館	小中島3丁目1番37号	62	R1.9	集会室	木造	124	有
	49	三佐	三佐小学校	三佐5丁目6番8号	362	H8.3	体育館	RC造	725	有
	50	三佐	家島公民館	大字家島986番地	50	H10.2	集会室	S造	100	有
	51	別保	別保小学校	大字森町963番地の1	352	S59.1	体育館	S造	705	有
	52	別保	鶴崎中学校	大字皆春1200番地の1	386	H1.3	体育館	RC造	772	無
	53	別保	学校法人上東学園 もりまち幼稚園	大字森町403番地の2	150	S61.4	体育室	SRC造	300	無
	54	明治	明治小学校	大字猪野74番地	422	H1.3	体育館	RC造	845	有
	55	明治	大東中学校	横尾東町1丁目23番1号	390	S57.2	体育館	S造	780	無
	56	明治	明治北小学校	大字小池原428番地の1	352	S59.1	体育館	S造	705	有
	57	高田	高田小学校	大字下徳丸38番地の2	352	S59.2	東棟3階	S造	705	有
	58	松岡	松岡小学校	大字松岡5047番地	351	H7.3	体育館	RC造	703	有
	59	川添	川添小学校	大字宮河内4566番地	352	S59.1	体育館	S造	705	有
	60	川添	宮河内ハイランド公民館	大字宮河内3769番地の192	159	S58.5	集会室	RC造	319	有
	61	川添	陽光台公民館	大字迫9番地の44	94	H2.9	集会所	木造	188	無
	62	川添	広内公民館	大字広内752番地	50	S48.9	集会室	RC造	100	有
大南	63	戸次	上戸次小学校	大字端登1792番地	175	S51.2	体育館	S造	351	有
	64	戸次	大塔公民館	大字上戸次3478番地	27	R6.3	集会室	木造	54	有
	65	戸次	大南公民館	大字中戸次4491番地の2	215	S56.10	集会室	RC造	431	有
	66	判田	判田小学校	判田台東1丁目2番1号	31	H14.10	教室	S造	63	有
	67	判田	判田中学校	判田台北1丁目1番1号	455	H11.3	体育館	RC造	910	無
	68	判田	判田米良公民館	大字上判田3766番地の2	74	S59.10	集会所	木造	149	有
	69	判田	大分南高等学校	判田台南1丁目1番1号	807	S58.3	体育館	RC造	1,614	無
	70	判田	ひばりケ丘公民館	ひばりケ丘1丁目1番1号	117	S60.4	集会所	RC造	235	有
	71	竹中	竹中小学校	大字竹中2821番地の1	232	S55.1	体育館	S造	464	有
	72	竹中	竹中中学校	大字竹中3621番地	352	S58.1	体育館	S造	705	無
	73	竹中	河原内くすのきホール	大字河原内3863番地の2	150	H6.3	集会所	SRC造	300	有
	74	吉野	吉野小学校	大字辻654番地	348	H8.3	体育館	RC造	696	有
	75	吉野	吉野中学校	大字辻812番地	352	H5.8	体育館	RC造	705	無
稙田	76	稙田	稙田小学校	大字木ノ上433番地の1	68	S52.3	集会室	S造	136	有
	77	稙田	稙田公民館	大字玉沢789番地	319	S55.8	集会室	S造	639	有
	78	稙田	稙田西中学校	大字田原378番地	352	S54.1	体育館	S造	705	無
	79	稙田	胡麻鶴公民館	大字廻栖野614番地の2	50	H11	集会室	木造	100	有
	80	宗方	宗方小学校	松が丘1丁目24番1号	352	S51.2	体育館	S造	705	有
	81	宗方	下宗方公民館	大字下宗方1295番地の1	82	H6	集会室	木造	165	有
	82	宗方	上宗方公民館	大字上宗方1246番地の1	123	S41	集会室	S造	247	有
	83	横瀬	横瀬小学校	大字横瀬1109番地の1	352	S53.1	体育館	S造	705	有
	84	横瀬	横瀬西小学校	大字横瀬2469番地	352	S63.3	体育館	RC造	705	有
	85	東稙田	東稙田小学校	大字田尻499番地の1	361	H7.3	体育館	RC造	723	有
	86	東稙田	田尻小学校	大字田尻1250番地	352	S56.3	体育館	S造	705	有
	87	寒田	寒田小学校	大字寒田684番地の4	352	S54.1	体育館	S造	705	有
	88	寒田	稙田東中学校	大字寒田1369番地の1	352	S51.2	体育館	S造	705	無
	89	敷戸	敷戸小学校	敷戸北町12番1号	422	H8.3	体育館	RC造	845	有

地区	番号	校区	施設名	所在地	避難所人	建築年度	建物区分	構造	面積㎡	給食施設
植田	90	鴛野	鴛野小学校	大字鴛野108番地の1	359	S55.1	体育館	S造	718	有
	91	賀来	賀来中学校	大字賀来101番地の3	490	H5.12	体育館	RC造	981	無
	92	賀来	賀来公民館	大字中尾495番地の1	63	H18	集会室	S造	126	有
大在	93	大在西	大在西小学校	角子原1丁目4番41号	468	H17.3	体育館	RC造	937	有
	94	大在	大在小学校	横田1丁目15番58号	352	S56.3	体育館	S造	705	有
	95	大在	大在中学校	大字政所2602番地の12	390	H5.3	体育館	RC造	780	無
	96	大在	大在公民館	政所1丁目4番18号	399	S60.3	集会室	SRC造	798	有
	97	大在東	大在東小学校	大在浜2丁目18番1号	587	R6.3	体育館	RC造	1,174	有
坂ノ市	98	坂ノ市	坂ノ市小学校	坂ノ市中央5丁目8番1号	266	S50.3	体育館	S造	533	有
	99	坂ノ市	坂ノ市中学校	坂ノ市南2丁目9番72号	383	H9.3	体育館	RC造	767	無
	100	坂ノ市	坂ノ市公民館	坂ノ市西1丁目10番6号	185	S59.3	集会室	RC造	370	無
	101	坂ノ市	細公民館	大字細88番地の1	124	S51.2	集会室	木造	249	有
	102	小佐井	小佐井小学校	小佐井3丁目1番18号	348	H8.3	体育館	RC造	696	有
	103	小佐井	和光こども園	里2丁目1番23号	135	R02.3	遊戯室	S造	271	無
	104	丹生	丹生小学校	大字佐野2660番地の2	324	H14.3	体育館	RC造	648	有
	105	丹生	久土公民館	大字久土975番地の1	62	S61.10	集会室	木造	125	有
	106	丹生	延命寺公民館	大字丹川2440番地	34	H16.11	集会室	木造	69	有
佐賀関	107	本神崎	こうざき小学校	大字本神崎945番地の2	220	H6.3	体育館	S造	441	無
	108	木佐上	(旧)木佐上小学校	大字木佐上817番地	220	H5.3	体育館等	RC造	441	無
	109	大志生木	(旧)大志生木小学校	大字志生木207番地の1	376	S59	体育館等	RC造	752	無
	110	関	佐賀関中学校	大字佐賀関2の115番地の2	360	H21.3	体育館	RC造	720	無
	111	関	佐賀関小学校	大字佐賀関1104番地	338	H21.3	体育館	RC造	676	無
	112	関	佐賀関公民館	大字佐賀関1407番地の27	298	H17	集会室	RC造	596	有
	113	関	JX金属 関崎みらい海星館	大字佐賀関4057番地の419	47	R5.7	展望室	RC造	94	有
	114	関	田中体育館	大字佐賀関2639番地の1	378	S55.6	体育館	RC造	757	無
	115	関	白木体育館	大字白木2357番地	343	S63	体育館	S造	687	無
	116	一尺屋	田ノ浦生活改善センター	大字一尺屋799番地の4	80	S57.10	集会室	木造	160	有
	117	一尺屋	(旧)一尺屋小学校	大字一尺屋2368番地の1	192	H8	体育館	S造	384	無
野津原	118	野津原東部	野津原小学校	大字野津原1774番地の1	206	H6.3	体育館	RC造	413	無
	119	野津原東部	野津原公民館	大字野津原2885番地	315	S52.3	集会室	RC造	630	有
	120	野津原東部	野津原中学校	大字野津原2978番地の13	275	H4.11	体育館	S造	550	無
	121	野津原中部	(旧)野津原中部小学校	大字竹矢2108番地の1	180	S50.3	体育館	S造	360	無
	122	野津原西部	上詰公民館	大字上詰696番地の8	20	H16	集会室	S造	40	無
	123	今市	今市健康増進センター	大字今市1099番地の26	256	S62.7	体育館	RC造	513	無
					39,099				78,260	

６３　（３）協定福祉避難所一覧表

令和6年3月31日現在

地区	施設名	所在地	電話	FAX番号
中央	（特養）碩田杵原の里	大分市弁天1丁目2番3号	547-8787	547-8788
	（特養）風雅の里上野	大分市大字三芳288番地1	535-8900	535-8998
	（特養）杵原の里	大分市大字八幡320番地の1	535-2377	535-2378
	（特養）緑風苑	大分市下郡山の手2番17号	567-3733	567-3760
	（特養）リバーサイド桃花苑	大分市大字曲字箕久保320番地	504-7666	568-0633
	（特養）Greenガーデン南大分	大分市上田町1丁目12番5号	574-9781	574-9782
	（特養）BASARA	大分市大字三芳1305番地の1	545-8257	545-8265
	大分センチュリーホテル	大分市府内町1丁目4番28号	536-2777	536-2307
	（老健）ふない	大分市府内町1丁目3番23号	533-5511	533-5454
	（老健）サンテラスながとみ	大分市西大道2丁目2番1号	545-1718	546-4062
	（老健）さくらハウスぜぜ	大分市牧1丁目25番1号	503-1882	552-2588
	（老健）リバーサイド百々園	大分市大字津守字山崎2742番地の1	567-6750	567-6751
	（老健）老健おおつか	大分市中島中央1丁目1番8号	529-5166	529-5172
	（生支）太平の里	大分市南太平寺2丁目4-15	514-0015	514-0024
	（生支）舞鶴清流苑	大分市西新地2丁目5番40号	573-2088	573-2085
	（生支）憩いの館	大分市大字津守2547番地の6	504-7521	568-1630
	（軽費）ケアハウス庄の原苑	大分市大字荏隈1637番地の1	544-1161	544-1270
	（軽費）白寿苑（A型）	大分市下郡山の手2番19号	568-2366	569-5880
	（軽費）ケアハウス滝尾太陽	大分市大字下郡921番地の42	503-9555	503-9500
	（特支）大分県立盲学校	大分市金池町3丁目1番75号	532-2638	532-2636
	（特支）大分県立さくらの杜高等支援	大分市東大道2丁目5番23号	543-1700	543-3700
	（障がい）障がい福祉サービス事業所つわぶき園	大分市顕徳町3丁目2番21号	536-3430	536-3431
	（障がい）うえの園	大分市東大道2丁目3番3号	546-3551	543-4414
	（障がい）ワークスペース樫の木	大分市牧3丁目7番8号	553-3397	553-3428
鶴崎 明野	（特養）明治清流苑	大分市大字猪野729番地の1	524-3300	524-3322
	（特養）白水長久苑	大分市大字横尾字大原1897番地2	520-2711	520-2712
	（特養）清流苑	大分市大字森336番地	527-6600	527-6606
	（特養）アイリスおおいた	大分市大字横尾字武生4451番地の8	503-1755	503-1302
	（特養）みなはるの里	大分市大字皆春262番地の1	522-0808	522-0015
	（老健）コスモス苑	大分市東鶴崎2丁目3番22号	527-2660	527-2440
	（老健）メディトピアこが	大分市南鶴崎2丁目6番22号	521-6151	523-5239
	（老健）大分豊寿苑	大分市大字皆春1521番地の1	521-0110	521-1247
	（老健）老健めいわ	大分市明野北1丁目2番18号	551-0044	551-0045
	（生支）さわやか荘	大分市大字鶴崎2189番地	521-0555	521-4777
	（軽費）ジョリーメイト清流苑	大分市大字種具148番地	528-1881	528-1121
	（養護）アイリス清心園	大分市大字横尾4451番地の19	535-8030	535-8031
	（障がい）コンチェルトもりまち	大分市大字森町543番地の1	521-2932	521-2960

地区	施設名	所在地	電話	FAX番号
大在 坂ノ市 佐賀関	（特養）百華苑	大分市大字東上野1800番地	592-1513	592-1512
	（特養）光明園	大分市大字志生木字西岡145番地の9	574-0634	574-0210
	（特養）とまとの里	大分市大字城原2600番地22	585-5503	585-5527
	（軽費）ケアマンションはなぞの	大分市花江川4番28号	521-2718	521-2719
	（障がい）八風園	大分市坂ノ市西二丁目4番15号	524-2424	524-2400
大南	（特養）清静園	大分市大字竹中5268番地	597-3189	597-6964
	（特養）寿志の里	大分市大字中判田1342番地の3	548-8201	597-6677
	（特養）誠寿園	大分市大字中戸次6022番地1	597-7007	597-7171
	（老健）親和園	大分市大字中判田1428番地の1	597-3635	597-3634
	（老健）陽光苑	大分市大字中戸次4525番地	597-2000	597-2393
	（軽費）ケアマンション清静園	大分市大字竹中5274番地の1	597-3184	597-2444
	（障がい）第二博愛寮	大分市大字中戸次2131番地	597-0204	597-0205
	（障がい）障がい者支援施設 ハーモニーの森	大分市大字中戸次6042番地	597-8818	597-8838
	（障がい）ひまわり園	大分市大字辻911番地	595-0888	595-0880
	（障がい）第二杉の木園	大分市大字上戸次3967番地の2	598-0330	598-0331
稙田 野津原	（特養）玉光苑	大分市大字市459番地	541-0344	542-0942
	（特養）天領ガーデン	大分市大字田尻字高尾784番地の1	574-7500	574-7505
	（特養）そうだ藤の森	大分市大字寒田202番地	567-8822	567-8833
	（特養）アルメイダメモリアルホーム	大分市大字宮崎1509番地	568-2561	568-2575
	（特養）創生の里	大分市大字野田306番地の2	549-0012	549-5750
	（特養）和泉荘	大分市大字竹矢1024番地の1	588-1110	588-0119
	（老健）わさだケアセンター	大分市大字市字大坪11番地の2	541-6655	541-5468
	（老健）たばる	大分市大字田原字深田936番地1の1	542-4139	542-0030
	（老健）小野鶴養生院	大分市大字小野鶴1157番地の1	542-5500	542-5538
	（老健）メディケアふじが丘	大分市大字寒田235番地の16	568-3338	568-3369
	（老健）狐兎如庵	大分市大字野田1085番地	549-7500	549-7501
	（老健）メディケア山桜花	大分市大字寒田486番26	578-6866	578-6865
	（生支）湯屋すくすく・いきいき館	大分市大字横瀬1050番地	542-5581	542-6139
	（軽費）ケアマンシオン創生の里	大分市大字野田313番地の6	549-5525	549-5750
	（有料）ケアホームLOYAL	大分市大字野田426番地の2	547-7244	547-7245
	（障がい）第一博愛寮	大分市大字野田759番地の1	549-1321	549-1092
	（障がい）コンチェルト	大分市大字中尾603番地	586-5577	586-5578
	（特支）大分県立新生支援学校	大分市大字玉沢980-1	541-0336	541-2598
	（児童）大分こども心理療育センター 愛育学園はばたき	大分市芳河原台11番29号	578-7755	578-7756

（特養）・・・特別養護老人ホーム （老健）・・・介護老人保健施設 （生支）・・・生活支援ハウス

（軽費）・・・軽費老人ホーム （養護）・・・養護老人ホーム （有料）・・・有料老人ホーム （障がい）・・・障がい者施設

（特支）・・・特別支援学校 （児童）・・・児童福祉施設

63 (4)津波避難ビル指定状況一覧表

令和6年3月31日 現在

名 称	棟 名	所在地(住所)	指定場所	海抜 (T.P.m)
大分市公設地方卸売市場	青果棟 水産棟	豊海四丁目1番1号 豊海三丁目2番1号	2階駐車場	3
KAZUビル		三川下二丁目7番28号	3階～6階の階段・踊り場・通路	2
大分市役所	本庁舎 第2庁舎	荷揚町2番31号	第2庁舎6階 大研修室	3
大分県総合社会福祉会館		大津町二丁目1番41号	3階～4階の階段・踊り場・ベランダ	2
さくらビル		原新町6番15号	3階～6階の外部階段・踊り場	3
さくらビル2		松原町三丁目4番6号	3階～6階の外部階段・踊り場	2
英光ビル		三川新町二丁目3番39号	3階～4階の階段・踊り場	2
パルジュ鶴崎		三佐四丁目5番28号	3階～4階の階段・踊り場・廊下	4
コンセールNK		三佐四丁目4番7号	3階～8階の階段・踊り場・廊下	4
市営日吉原住宅		浜中12番25号	4階～9階の階段・踊り場・廊下	3
ドゥペール・ワコー勢家		大字勢家1096番地の1	3階～12階の階段・踊り場・EVホール	3
大分県トラック会館		向原西一丁目1番27号	3階～5階の外部階段・踊り場	2
特別養護老人ホーム 百華苑		大字東上野1800番地	1階～4階の空きスペース	26
市営馬場住宅	B-1、B-2、B-3、B-4	大字馬場669番地	3階以上の階段・踊り場	4
市営裏川住宅	1A1、1A2、1A3、1A4、2A1	大字下郡1721番地の27・30	3階～5階の階段・踊り場	3
イオン高城店		高城西町28番1号	3階屋上駐車場	6
豊国スカイマンション大分		原新町18番24号	3階～11階の階段・踊り場・通路	3
アーバングリーン泉		泉町13番10号	3階～6階の階段・踊り場・通路	2
アーバングリーン豊町		豊町一丁目1番20号	3階～8階の階段・踊り場・通路	2
アーバンベルデ千代町		千代町三丁目2番8号	3階～9階の階段・踊り場・通路	3
アーバングリーン長浜		長浜町一丁目1番6号	3階～8階の階段・踊り場・通路	3
市営秋ノ江第2住宅	S57、S58、S63	大字白木290番地	3階～4階の階段・踊り場	14
市営古宮住宅	H1、H8	大字佐賀関276番地の1	3階の踊り場	10
市営幸崎駅前住宅	H13	大字本神崎281番地の3	3階～5階の階段・踊り場	5
フレクション大分松原		松原町三丁目2番5号	3階～5階の階段・踊り場・通路	2
コスモコーポ		日岡二丁目1番7号	3階～4階の階段・踊り場・通路	4
サンメゾン高城		高松一丁目7番8号	3階～7階の階段・踊り場・通路	4
クオリティハイツ		花高松一丁目3番20号	3階～4階の階段・踊り場	2
クレイン大手町		大手町三丁目3番39号	3階～8階の階段・踊り場・通路	3
明日香会館		大字里451番地	1階～2階の待合室・葬祭室・廊下	13

名　称	棟　名	所在地(住所)	指定場所	海抜 (T.P.m)
Lofty　2&1		坂ノ市中央一丁目3番34号	3階～10階の階段・踊り場	3
カルフール錦町		錦町一丁目7番18号	3階の踊り場・通路	4
高松ロイヤルハイツ		日吉町18番22号	3階～6階の階段・踊り場・通路	4
鈴木Ⅱ		千代町一丁目2番35号	3階～10階の階段・踊り場・通路	2
ネオス寺崎		寺崎町一丁目6番16号	3階通路	3
プライムコート中島		中島東三丁目1番25号	3階の踊り場・廊下	2
渡辺コーポ		三川上四丁目2番28号	3階～6階の階段・踊り場・通路	3
オーシャンCity		寺崎町二丁目2番1号	3階部分の踊り場・廊下	3
オーシャンCityⅡ		寺崎町二丁目2番2号	3階部分の踊り場・廊下	3
メゾンセザンヌ		向原東二丁目4番25号	3階～8階の階段・踊り場・通路	2
大洋堂ビル		大字森町597番地の5	3階～7階の階段・踊り場・廊下	5
コーポスズキ	№6　№7	勢家町一丁目4番35号	3階～4階の階段・踊り場・廊下	4
原川水資源再生センター	汚泥処理棟	向原沖三丁目1番31号	3階ホール・廊下・硝石灰ホッパー室及び屋上	2
市営下徳丸住宅	A、B、C、D	大字下徳丸138番地の1、138番地の9、138番地の4、148番地の1	3階の踊り場	6
市営寺畑住宅	1A1	大字鶴崎2145番地の1	3階～5階の階段・踊り場	2
市営寺司住宅	1A1、2A1、2A2	西鶴崎二丁目2番14号、6番20号、6番14号	3階の踊り場	3
市営高田住宅		大字下徳丸86番地の4	3階の踊り場	6
第2清弥マンション		高城南町8番2号	3階～6階の階段・踊り場・廊下	6
第3清弥ビル		高城南町9番33号	3階～4階の階段・踊り場・廊下	8
高山ビル		長浜町一丁目2番2号	3階～5階の階段・踊り場・廊下	4
ATヤマサキ		長浜町一丁目5番5号	3階～5階の階段・踊り場・廊下	3
市営新川町住宅	2A1	新川町二丁目10番50号	3階～5階の階段・踊り場	2
市営東浜住宅	1A1、1A2、2A1、1A3、2A2、1A4、2A3	東浜二丁目21番2号、18番16号、13番1号、17番12号、12番4号、19番6号、15番2A3	3階～5階の階段・踊り場	2
市営萩原住宅	1A1、2A1	萩原4丁目12番21号、12番24号	3階～4階の階段・踊り場	2
市営岩田住宅		岩田町三丁目9番	3階～4階の階段・踊り場・通路	5
市営大空住宅	1A1、1A2、2A1	大津町二丁目3番、4番、5番	3階～5階の階段・踊り場	2
市営田ノ浦住宅		田ノ浦2組の2	3階～5階の階段・踊り場・通路	11
ビジネスホテルたちかわ		徳島三丁目19番3号	3階の階段・踊り場・廊下及び屋上	3
今津留住宅	2号棟、3号棟、4号棟、5号棟、6号棟、7号棟	岩田町二丁目14番1号、15番1号、16番1号、17番1号、18番1号、19番1号	3階以上の階段及び踊り場	5
今津留住宅	8号棟、9号棟	岩田町三丁目25番1号、25番2号	3階以上の階段及び踊り場	4
大洲住宅	1号棟、2号棟、3号棟	大津町一丁目16番1号、16番2号、16番3号	3階以上の階段及び踊り場	2
大分赤十字病院(管理棟)		千代町三丁目2番37号	5階大会議室ほか	2
市営東浦住宅	A、B	東鶴崎三丁目5番	3階～4階の階段・踊り場	4

名　称	棟　名	所在地(住所)	指定場所	海抜 (T.P.m)
フレッシュガーデンK		東大道一丁目8番8号	3階～6階の階段・踊り場・通路	6
ステラコート		東大道一丁目10番27号	3階～5階の階段・踊り場・通路	6
TASSビル		花高松二丁目4番15号	3階～7階の階段・踊り場・通路	2
サンヒルズクレスト		日岡三丁目1番16号	3階～4階の階段・踊り場・通路	2
グローリー三川		三川上一丁目6番11号	3階～4階の階段・踊り場・通路	3
官報ビル		中春日町5番22号	3階～6階の階段・踊り場・廊下	5
ポラリス中津留		中津留一丁目4番2号	3階～4階の階段・踊り場・廊下	2
アーバンハイツさくら		高松東三丁目4番27号	3階～4階の階段・踊り場・通路	3
サンライズ花園		花園11組6－2	3階～11階の階段・踊り場・廊下	7
大分合同庁舎		新川町二丁目1番36号	3階～5階の階段並びに廊下等	3
介護付有料老人ホーム ハーモニー四季		花高松一丁目6番26号	3階～4階の階段・踊り場・廊下	2
エグゼファーム		中津留二丁目2番3号	3階～5階の階段・踊り場・廊下	2
第6パルコ		北鶴崎二丁目7番21号	3階～5階の階段・踊り場・通路	3
ハピネス鶴崎		西鶴崎二丁目3番16号	3階～6階の階段・踊り場・通路	3
市営北住宅	1A1、2A1	大在北三丁目11番	3階～5階の階段・踊り場	2
市営浜住宅	2A1	汐見一丁目6番	3階～4階の階段・踊り場・通路	4
市営村田住宅	1A1、2A1	大字政所2108番地の2	3階～4階の階段・踊り場・通路	8
市営坂ノ市住宅	2A1、1A1	久原中央一丁目10番	3階～4階の階段・踊り場・通路	3
コスモス苑		東鶴崎二丁目3番22号	3階～4階の階段・踊り場・通路	4
駅南住宅みやびのもり		金池南一丁目8番13号	3階～6階の階段・踊り場・共用廊下・ふれあいスペース・EVホール	6
第2駅南住宅ふれあいのもり		顕徳町一丁目13番8号	3階～8階の階段・踊り場・共用廊下・ふれあいプラザ・EVホール・ふれあい広場	4
サンシャイン萩原		萩原二丁目9番27号	3階～6階の階段・踊り場・通路	2
メゾン芦刈		大在中央一丁目12番1号	3階部分の通路	6
メゾン芦刈Ⅱ		大在中央一丁目12番4号	3階～5階の階段・踊り場・通路	6
パールピアス		大在中央二丁目1番18号	3階～4階の階段・踊り場・通路	7
ベルエール大在		政所一丁目4番47号	3階～12階の階段・踊り場・通路	5
ビーハイヴⅠ		大字政所2163番地の1	3階部分の通路	8
オクタヴィアL		大在中央二丁目2番3号	3階～9階の階段・踊り場・通路	6
ブラッサムK		政所一丁目1番16号	3階～4階の階段・踊り場・通路	5
セフィーロス大在		大在中央二丁目4番11号	3階～5階の階段・踊り場・通路	6
三和コーポ岩田		岩田町一丁目12番1号	3階～12階部分の階段・踊り場・通路・EVホール	4
コープ野村岩田町		岩田町一丁目1番19号	3階～7階の階段・踊り場・通路	5
M&T		大在北四丁目8番8号	3階部分の通路	3

名　称	棟　名	所在地(住所)	指定場所	海抜 (T.P.m)
県営大空住宅	2A-1、1A-2、2A-3、 2A-4、2A-5、1A-6、 2A-7、1A-8、2A-9、 HRR-1、HRR-2、MRR- 3、MRR-4	大津町三丁目1番、2番、3番、大 津町二丁目2番、3番、4番、6番、 7番、大津町三丁目4番23、4番3 4、1番3、2番1	2A-1・1A-2・2A-3・2A-4・2A-5・1A-6・ 2A-7・1A-8・2A-9　3階～5階階段・踊り 場 HRR-1　3階～7階階段・踊り場・廊下 HRR-2　3階～6階階段・踊り場・廊下 MRR-3　3階階段・踊り場・廊下 MRR-4　3階～4階階段・踊り場・廊下	2
県営大空第2住宅	1A-2、2A-1	西新地二丁目3番7号 西新地二丁目3番18号	3階～5階階段・踊り場	2
県営岩田住宅	1A-1、1A-2、1A-3、 2A-4、2A-5、1A-6、 1A-7、2A-8、1A-9、 1A-10	岩田町四丁目3番 岩田町四丁目2番	1A-1・1A-2・1A-3・1A-7・2A-8　3階～ 5階階段・踊り場 2A-4・2A-5・1A-6・1A-9・1A-10　3階～ 4階階段・踊り場	2
県営舞鶴住宅	1A-1、B	舞鶴町1丁目10番10号 舞鶴町2丁目8番11号	1A-1　3階階段・踊り場 B　3階～5階階段・踊り場	2
県営花津留住宅	A-1、A-2	東浜2丁目19番22号 東浜2丁目6番1号	A-1　3階～4階階段・踊り場・廊下 A-2　3階階段・踊り場	2
県営高松住宅	1A、2A	原新町9番11号、 原新町9番18号	1A　3階～5階階段・踊り場 2A　3階～4階階段・踊り場	3
県営徳島住宅	1A-1	徳島二丁目1番10号	3階～4階階段・踊り場	3
県営生石住宅	1A-1、1A-2、2A-3、 2A-4	大字駄原1323番地の1 大字生石418番地の1 大字生石425番地 大字駄原1318番地の1	1A-1 3階～6階階段・踊り場 1A-2・2A-3・2A-4　3階～4階階段・踊 り場	7
県営志村住宅	1A-1	大在北三丁目2番	3階～5階階段・踊り場	3
県営下郡住宅	2A-1、2A-2、2A-3、 1A-4	大字下郡1639番地の2	2A-1・2A-3　3階～5階階段・踊り場 2A-2・1A-4　3階～4階階段・踊り場	5
県営上春日住宅	1A-1、1A-2	大字駄原2881番地の35	3階～4階階段・踊り場	9
県営大在住宅	2A-1、2A-2、2A-3、 1A-4	横田一丁目12番、 横田一丁目11番	3階～4階階段・踊り場	4
県営花園住宅	85、86	花園18組、花園19組	85　3階～10階階段・踊り場・廊下 86　3階～12階階段・踊り場・廊下	9
第6府内プロパンビル		西鶴崎一丁目3番7号	3階～8階部分の階段・踊り場・通路	3
西の丸ビル		生石三丁目1番29号	3階～7階の階段・踊り場・通路	2
シャトレ松原		松原三丁目2番4号	3階～5階の階段・踊り場・通路	2
大分市消防局		舞鶴町一丁目1番1号	4階講堂	3
大分市東消防署		東鶴崎一丁目1番26号	4階講堂	3
コンパルホール		府内町一丁目5番38号	3階～6階の階段・通路・ロビー	4
パークサイド花高松		花高松一丁目4番6号	3階～8階の階段・踊り場・通路	3
国際交流会館		錦町一丁目7番36号	3階～4階の階段・踊り場・通路	5
エミネンスⅢ		大在北一丁目16番31号	3階部分の通路	5
レジオン中鶴崎		中鶴崎一丁目10番23号	3階～15階の階段・踊り場・通路	3
パークハイツ馬場		大字鶴崎2676番地の1	3階～4階の階段・踊り場・通路	3
レインボーハイツ鶴崎		大字鶴崎2366番地の1	3階部分の通路	3
岡病院		西鶴崎三丁目7番11号	3階～5階の階段・踊り場・通路	4
グレイス河村		三佐三丁目10番31号	3階～4階の階段・踊り場・通路	3
鶴羽ビル		萩原二丁目2番36号	3階～11階の階段・踊り場・通路	2
ハニーTOMO		乙津港町二丁目1番27号	3階～4階の階段・踊り場・通路	3
フレクション大分大在		大在北三丁目10番11号	3階～5階の階段・踊り場・通路	3

名　称	棟　名	所在地（住所）	指定場所	海抜 (T.P.m)
y.a.k.m	Ⅰ棟 Ⅱ棟	坂ノ市中央一丁目6番25号 坂ノ市中央一丁目6番35号	3階～4階の階段・通路	3
日鉄住金テックスエンジ社宅		向原西二丁目8番41号	3階～5階の階段・踊り場・通路	2
コーポサンタ		西鶴崎二丁目1番28号	3階～4階の階段・踊り場・通路	3
鶴崎司法会館		三佐三丁目1番3号	3階～6階の階段・踊り場・通路	4
レジオン鶴崎		北鶴崎一丁目6番11号	3階～9階の階段・踊り場・廊下及び屋上	3
インテリジェントコーポⅡA		政所二丁目3番13号	3階～4階の階段・踊り場・通路	4
インテリジェントコーポⅡB		政所二丁目3番15号	3階～4階の階段・踊り場・通路	4
弁天水資源再生センター	汚泥処理棟	弁天四丁目1番1号	3階の操作室・控え室及び3階以上の階段・階段室	2
アクアステージ大在		大在北三丁目1番21号	3階～5階の階段・踊り場・通路	3
サンライズハイツ原川		三川下一丁目3番7号	3階部分の階段・踊り場	2
グリーンヒル碩田		碩田町二丁目5番6号	3階～11階の階段・踊り場・通路	2
サンライズ三川		三川四丁目3番36号	3階～4階の階段・踊り場・通路	3
グリーンヒル生石港		生石港町二丁目12番15号	3階～14階の階段・踊り場・通路	3
HASドゥペール生石港		生石港町二丁目5番14号	3階～13階の階段・踊り場・通路	3
ラポール中津留		中津留一丁目3番9号	3階～11階の階段・踊り場・通路	2
サンハイツ荻原		荻原三丁目12番48号	3階～7階の廊下・通路・階段	3
日光ハイツ		中鶴崎一丁目3番10号	3階～5階の階段・踊り場・通路	3
アスール52		徳島三丁目6番29号	3階部分の通路	3
グランドオーク王子		王子山の手町5番1号	3階～7階の階段・踊り場・通路	7
パークサイドはぎわら		萩原三丁目11番15号	3階～8階の階段・踊り場・通路	3
ニューリバー73		新川町二丁目9番35号	3階～5階の階段・踊り場・通路	2
佐伯ビル		城東町10番8号	3階～7階の階段・踊り場・通路	4
コーポかわの		花津留一丁目11番9号	3階部分の通路	2
イルマン安部		東津留二丁目3番5号	3階～4階の階段・踊り場・通路	3
メイルハイツ津留		東津留一丁目7番13号	3階～4階の階段・踊り場・通路	3
メゾンARC津留		東津留一丁目3番31号	3階～4階の階段・踊り場・通路	4
こうざき小学校		大字本神崎945番地の2	1階～2階の階段・踊り場・通路	20
神崎中学校	管理棟 普通特別棟	大字本神崎480番地	管理棟：1階～3階の階段・踊り場・通路 普通特別棟：1階～4階の階段・踊り場・通路	12
八幡小学校	南、北	大字生石82番地の1	3階～4階の階段・踊り場・通路	7
旧大志生木小学校		大字志生木207番地の1	3階部分の通路	4
津留小学校	南、中、北	東津留一丁目4番1号	3階～4階の階段・踊り場・通路	3
西の台小学校	普通教室棟 普通教室棟	にじが丘三丁目1717番地の1	1階～3階の階段・踊り場・通路	66
大分西中学校	普通及び特別教室棟、 管理・普通特別教室棟 管理・特別教室棟	高崎二丁目20番1号	1階～3階の階段・踊り場・通路	94

名　称	棟　名	所在地（住所）	指定場所	海抜 (T.P.m)
高田小学校	東、西	大字下徳丸38番地の2	3階部分の通路	6
東陽中学校	普通及び特別教室棟 管理・特別教室棟	大字下徳丸197番地の1	3階部分の通路	6
大道小学校	管理特別普通教室棟、 特別教室棟、 普通教室棟	大道町二丁目9番57号	3階～4階の階段・踊り場・通路	5
川添小学校	南、北	大字宮河内4566番地	南：1階～3階の階段・踊り場・通路 北：1階～4階の階段・踊り場・通路	16
金池小学校		金池町三丁目1番90号	2階アリーナ	4
上野ヶ丘中学校	特別教室棟、 管理棟、 普通教室棟	上野町4番5号	3階部分の通路	6
鶴崎中学校	南、中、北	大字皆春1200番地の1	3階～4階の階段・踊り場・通路	4
城東中学校	南東、南西、北東	牧上町14番19号	3階～4階の階段・踊り場・通路	11
大在西小学校	管理・普通特別教室棟、 地域連携・特別教室棟、 普通教室棟	角子原一丁目4番41号	3階部分の通路	5
坂ノ市小学校		坂ノ市中央五丁目8番1号	3階～4階の階段・踊り場・通路	4
佐賀関中学校	南、北	大字佐賀関2の112番地の2	3階～4階の階段・踊り場・通路、屋上 （南棟）	4
佐賀関小学校		大字佐賀関1104番地	1階～3階の階段・踊り場・通路	14
シークハイツ		庄境1番44号	3階～4階の階段・踊り場・通路	8
スペリオルS・2		志手3組の3	3階部分の通路	9
オレンジハイム		志手3組の2	3階部分の通路	9
ハイムグロワール		志手1組の2の1	3階部分の通路	12
大在コーポⅢ		大在中央一丁目14番3号	3階～8階の階段・踊り場・通路	7
ジュメル大道		大道町三丁目1番24号	3階～7階の階段・踊り場・通路	6
ウィンダム・スガ		三佐五丁目2番7号	3階～4階の階段・踊り場・通路	3
中島住宅2号棟		中島中央二丁目4番4号	3階部分の通路	2
中島住宅3号棟		中島中央二丁目4番1号	3階部分の通路	2
碩田ハイツ		碩田町二丁目2番27号	3階～6階の階段・踊り場・通路	2
大分県庁舎新館		大手町三丁目1番1号	3階～7階までの廊下・東側非常階段	3
大分県庁舎別館		府内町三丁目10番1号	3階～9階までの廊下・東側及び西側非常階段	3
サンシティ顕徳		顕徳町一丁目6番1号	3階～5階の階段・踊り場・通路	5
セゾン駅南		大道町二丁目7番12号	3階～5階の階段・踊り場・通路	6
シティライフ中島		中島中央三丁目3番29号	3階～8階の階段・踊り場・通路	2
マスターズ		中島西一丁目6番3号	3階～5階の階段・踊り場・通路	2
ドゥペールワコー大道		大道町三丁目2番7号	3階～12階の階段・踊り場・通路	7
芦刈司法ビル		中島西一丁目1番28号	3階～4階の階段・踊り場・通路	2
中島ビル		中島西一丁目1番24号	3階～6階の階段・踊り場・通路	2
コーポ青空		錦町一丁目12番2号	3階部分の通路	4
パークサイドハイツ　カワベ		西新地二丁目6番33号	3階～6階の階段・踊り場・通路	2

名　称	棟　名	所在地（住所）	指定場所	海抜 (T.P.m)
ルネ中島		中島西三丁目3番1号	3階～5階の階段・踊り場・通路	2
スターダスト中島		中島西三丁目3番17号	3階～7階の階段・踊り場・通路	2
ウィンダム鶴崎		大字鶴崎512番地	3階の踊り場・通路	4
サーパス新川		新川町一丁目10番43号	3階～10階の階段・踊り場・通路	2
顕徳中央ビル		顕徳町二丁目2番38号	3階～5階の階段・踊り場・通路	4
ナイスモア中島		中島西三丁目7番9号	3階～11階の階段・踊り場・通路	2
栄コーポⅠ		東浜二丁目5番2号	3階～4階の階段・踊り場・通路	2
サニーヒル中島		中島中央一丁目1番10号	3階～5階の階段・踊り場・通路	2
リベルはぎわら		萩原三丁目6番7号	3階～4階の階段・踊り場・通路	2
開世第3ビル		中津留二丁目9番6号	3階～6階の階段・踊り場・通路	2
サンハイツ鶴崎		北鶴崎一丁目6番26号	3階～10階の階段・踊り場・通路	3
S'BLD		花津留二丁目4番3号	3階～4階の階段・踊り場・通路	2
エクセレント・ラック		顕徳町三丁目3番24号	3階～8階の階段・踊り場・通路	6
ケアマンションはなぞの		花江川4番28号	3階～6階の階段・踊り場・通路・屋上・食堂	4
リベラル大洲		西新地一丁目1番38号	3階～11階の階段・踊り場・通路	2
市営畑中第2住宅	1A1,2A1,1A2	大字畑中303番地の4	3階～5階の階段・踊り場	10
西ノ洲環境株式会社　本社ビル		向原沖一丁目1番63号	3階部分の大会議室、ホール、屋上庭園、R階屋上	2
朝日プラザ中島中央		中島中央一丁目1番12号	3階～8階の階段・踊り場・通路	2
NKJビル		花津留一丁目8番8号	3階～4階の階段・踊り場・通路	2
原川中学校	南、北	寺崎町一丁目10番1号	3階～4階の階段・踊り場・通路	3
小佐井小学校		小佐井三丁目1番8号	2階部分の通路、屋上	7
三佐小学校		三佐五丁目6番8号	3階部分の通路、屋上	3
コスモシティ皆春		大字皆春108番地の2	3階～11階の階段・踊り場・通路	4
大分県立爽風館高等学校	教室棟 体育館棟	上野丘一丁目11番14号	教室棟・体育館棟内廊下及び学校敷地	25
NTT長浜第一ビル		長浜町三丁目15番10号	屋上	4
NTT鶴崎ビル		中鶴崎一丁目1番6号	屋上	4
レジオン大洲		西新地二丁目3番30号	3階～13階の階段・踊り場・通路	2
レジオン中春日		中春日町12番27号	3階～15階の階段・踊り場・通路	5
エバーライフ中島		中島中央一丁目2番47号	3階～11階の階段・踊り場・通路	3
サンモール南		萩原一丁目2番1号	3階～9階の階段・踊り場・通路	2
第二南ビル		萩原一丁目2番47号	3階～6階の階段・踊り場・通路	2
レジオン南鶴崎		南鶴崎二丁目2番17号	3階～14階の階段・踊り場・通路	4
S&E　Clear		久原中央三丁目2番25号	3階～5階の階段・通路	4
メディトピアこが		南鶴崎二丁目6番22号	3階～4階部分の外階段・踊り場・屋上	4

名　称	棟　名	所在地(住所)	指定場所	海抜 (T.P.m)
富国パルメゾン皆春		大字皆春265番地の6	3階～10階の階段・踊り場・通路	4
サンコーポ		南鶴崎二丁目5番28号	3階部分の通路	3
ユーミー葵		三佐一丁目5番11号	3階部分の通路	2
ドエル小中島		徳島二丁目2番7号	3階～4階の階段・踊り場・通路	3
ウィンダム三佐		三佐五丁目3番8号	3階部分の通路	3
シャトー・ラ・メールⅡ		汐見一丁目3番31号	3階～5階の階段・踊り場・通路	5
シャトー・ラ・メール		汐見一丁目2番31号	3階～5階の階段・踊り場・通路	5
三和コーポ　No.33		高松東三丁目5番2号	3階～5階の階段・踊り場・通路	3
プランドール小中島		徳島一丁目5番15号	3階～4階の階段・踊り場・通路	3
コーポカワネ		三佐二丁目6番24号	3階部分の通路	3
ミネルバ鶴崎		西鶴崎一丁目1番7号	3階～11階の階段・踊り場・通路	4
グリーンヒル金池町		金池町三丁目3番9号	3階～15階の階段・踊り場・通路	4
スタジアムサイド大洲浜		大州浜一丁目5番5号	3階～10階の階段・踊り場・通路	3
フローレンス猪原		松原町一丁目3番11号	3階～4階の階段・踊り場・通路	4
グリーンヒル中島中央		中島中央一丁目2番41号	3階～13階の階段・踊り場・通路	3
ウィンダム姫野　A棟		竹下一丁目9番50号	3階部分の通路	7
ウィンダム姫野　B棟		竹下一丁目9番49号	3階部分の通路	7
ウィンダムはさま		竹下一丁目5番13号	3階部分の通路	7
中西ビル		萩原一丁目1番26号	3階～4階の階段・踊り場・通路	3
メゾン宇和島		花津留二丁目15番17号	3階～4階の階段・踊り場・通路	2
コスモシティ乙津		大字乙津2番地の2	3階～10階の階段・踊り場・通路	4
第1五興ビル		中津留一丁目4番21号	3階～4階の階段・踊り場・通路	2
ヤマトビル		三佐五丁目2番27号	3階部分の通路	3
ヴェルディ乙津		大字乙津16番地の1	3階～8階の階段・踊り場・通路	4
アーバンパレス高城		日岡三丁目2番4号	3階～5階の階段・踊り場・通路	2
エレガンス宮本Ⅲ		花江川12番28号	3階～4階の階段・踊り場・通路	4
ウィンダム竹下		竹下二丁目6番8号	3階部分の通路	6
ボスコ乙津Ⅰ		三川上一丁目4番18号	3階部分の通路	3
ボスコ乙津Ⅱ		三川上一丁目4番18号	3階～4階の階段・踊り場・通路	3
グリーンヒル西春日		西春日町8番23号	3階～8階の階段・踊り場・通路	4
プレシャス21		金池町四丁目5番17号	3階～10階の階段・踊り場・通路	4
豊饒県職員住宅	A棟,B棟	豊饒11組	3階以上の階段・踊り場・通路	8
マンションおの		西大道四丁目3番62号	3階～4階の階段・踊り場・通路	12
サンコーポ高見		西大道二丁目5番20号	3階～4階の階段・踊り場・通路	11

名　称	棟　名	所在地(住所)	指定場所	海抜 (T.P.m)
ホルトホール大分		金池南一丁目5番1号	3階部分の大ホール、ホワイエ	6
城崎アヴェニュー		城崎町二丁目4番30号	3階～9階の階段・踊り場・通路	2
メゾン逢春		大在北1丁目3番17号	3階部分の通路	4
逢春コーポⅡ、Ⅲ		大在北一丁目7番35号	3階部分の通路	4
大分リハビリテーション病院		大字志村765番地	1階のロビー・通路部分	21
サニーパレス北横田		大在北二丁目1番27号	3階～4階の階段・踊り場・通路	5
アドバンス山津		山津町二丁目1番6号	3階～7階の階段・踊り場・通路	3
弘麗牧マンション		牧上町6番5号	3階～6階の階段・踊り場・通路	8
グランデⅡ		花津留一丁目9番23号	3階部分の通路	3
スペースファイブ		大字勢家1053番地の1	3階～5階の階段・踊り場・通路・屋上	4
西大分ビル		生石二丁目1番27号	3階～4階の階段・踊り場・通路	4
春日町小学校	南東、南西、北	西春日町1番48号	3階～4階の階段・踊り場・通路・屋上 (北校舎)	6
滝尾小学校	南、中、北	大字羽田515番地の1	3階部分の通路	10
サニーコーポアゼツ		竹下一丁目2番24号	3階～4階の階段・踊り場・通路	8
ダンハイツ大在		大在北四丁目8番27号	3階部分の通路	4
パルテール花高松		花高松三丁目4番15号	3階～4階の階段・踊り場・通路	2
東浜コーポ		東浜一丁目3番16号	3階～6階の階段・踊り場・通路	2
ハイツ岡		萩原一丁目7番43号	3階～4階の階段・踊り場・通路	3
大洲総合運動公園硬式野球場		青葉町1番地	硬式野球場内野席上段	3
フロイデつる		東津留一丁目3番5号	3階～5階の階段・踊り場・通路	4
第2丸大ビル		浜の市一丁目3番6号	3階～4階の階段・踊り場・通路	4
フラワーレジデンス		大在北三丁目10番26号	3階～4階の階段・踊り場・通路	3
グリーンヒル城崎弐番館		城崎町二丁目5番16号	3階～14階の階段・踊り場・通路	3
アルファステイツ大分駅南		金池南二丁目10番12号	3階～13階の階段・踊り場・通路	7
コーポキタデ		中津留一丁目5番14号	3階部分の通路	2
植木ビルハイツ		萩原一丁目6番7号	3階～4階の階段・踊り場・通路	2
第二九信ビル		大津町三丁目4番3号	3階～4階の階段・踊り場・通路	3
ユーミーソルフレイア		竹下一丁目4番23号	3階部分の通路	7
下郡小学校	北、南	下郡北三丁目17番23号	3階部分の通路	6
三和コーポ　No.22		古国府東9組の3	3階～7階の階段・踊り場・通路	6
三和コーポ　No.21		古国府東9組の2	3階～4階の階段・踊り場・通路	7
スカイコート21		大在北三丁目9番13号	3階～4階の階段・踊り場・通路	3
アムール大在		大在北一丁目16番37号	3階部分の通路	5
桃園小学校	本、西	山津町二丁目7番1号	3階部分の通路	10

名　称	棟　名	所在地(住所)	指定場所	海抜 (T.P.m)
大分市教育センター		碩田町三丁目5番11号	3階～4階の階段・踊り場・通路,4F大会議室、屋上	2
サンハイツ大手町		大手町二丁目3番34号	3階～8階の階段・踊り場・通路	4
アーバンブレーム西春日		西春日町1番4号	3階～9階の踊り場・通路	5
アーバンブレーム大手町		大手町一丁目1番23号	3階～9階の階段・踊り場・通路	4
せきの郷		大字一尺屋2357番地の1	3階部分の通路	13
サンリット中島東		中島東3丁目3番35号	3階～14階の階段・踊り場・通路	2
ジョイ86		萩原四丁目7番3号	3階～5階の階段・踊り場・通路	2
三和コーポ　No.23		古国府東9組の5	3階～11階の階段・踊り場・通路	7
三和コーポ　No.24		古国府東9組の6	3階～11階の階段・踊り場・通路	7
グリーンメゾン鶴羽		東津留二丁目17番22号	3階～9階の階段・踊り場・通路	4
レジオン萩原		萩原四丁目7番40号	3階～10階の階段・踊り場・通路	2
ドゥペール萩原弐番館		萩原四丁目7番36号	3階～9階の階段・踊り場・通路	2
有料老人ホーム　椋の樹		大字角子原字花田870番地	3階部分の食堂・通路・デッキ・踊り場	5
ソレイユガーデン		中島西二丁目2番15号	3階～4階の階段・踊り場・通路	2
長浜小学校	西、東	長浜町二丁目6番32号	3階の廊下、屋上(西棟)	4
舞鶴小学校	北、南	西浜2-1	3階部分の通路、屋上(南校舎)	2
日岡小学校	北、西、南	日岡二丁目2-1	3階部分の通路	5
鶴崎小学校	北、南	南鶴崎三丁目3番1号	3階以上の階段・踊り場・通路、屋上(北)	4
別保小学校	管理、西、南	森町963番地の1	3階～4階の階段・踊り場・通路	5
坂ノ市中学校	北、南	坂ノ市南二丁目9-72	3階以上の階段・踊り場・通路、屋上(北)	6
王子中学校	北、南、西	南春日6-1	3階以上の階段・踊り場・通路、屋上(北・南)	5
滝尾中学校	西、北西、北東、中西、中東、南	羽田349番地	3階以上の階段・踊り場・通路、屋上(西)	9
市営佐賀関H25住宅		大字佐賀関字上浦2331番1	1階～5階の階段・踊り場・通路・屋上	12
ZERO Ⅱ向原		向原東一丁目1-7	3階～7階の階段・踊り場・通路	3
ZERO Ⅱ萩原		萩原一丁目1-17	3階～6階の階段・踊り場・通路	3
市営下郡H6住宅		下郡北二丁目129番地	3階～7階の階段・踊り場・通路	5
ドゥペール萩原		萩原四丁目12番11号	3階～11階の階段・踊り場・通路	2
レスコ中島参番館　EAST		中島中央三丁目4-39	3階～4階の階段・踊り場・通路	2
レスコ中島参番館　WEST		中島中央三丁目4-40	3階～4階の階段・踊り場・通路	2
アルファー中島		中島中央三丁目2番21号	3階部分の通路	2
メルクマール中島		中島中央二丁目4番38号	3階部分の通路	2
コーポ中野		今津留二丁目2番9号	3階～4階の階段・踊り場・通路	3
コムフォート21		今津留二丁目7番6号	3階～4階の階段・踊り場・通路	3
さわやか　さかのいち館		坂ノ市中央三丁目16番22号	3階～4階の階段・踊り場・通路	4

名　称	棟　名	所在地(住所)	指定場所	海抜 (T.P.m)
大在小学校	南校舎	横田一丁目15番58号	3階～4階の階段・踊り場・通路、屋上	6
大在中学校	南、北東、北西	大字政所2602-12	1階～4階の階段・踊り場・通路	15
グランドパレス新川		新川西4組の2	3階～15階の階段・踊り場・通路	2
ドゥペール花高松		花高松一丁目3番30号	3階～9階の階段・踊り場・通路	3
大分舞鶴高等学校	管理・普通教室棟、特別教室棟	今津留一丁目19番1号	3階～5階の階段・踊り場・通路、屋上	2
碩田学園		碩田町二丁目5番60号	3階～6階の階段・踊り場、オープンスペース、ランチルーム、多目的室、屋上	2
西日本プラント工業株式会社　三佐寮		大字三佐2122番地の5	3階～4階の階段・踊り場・通路	3
グランコムサ寺崎		寺崎町二丁目2番15号	3階～7階の階段・踊り場・通路	3
市営畑中56住宅		畑中7-11組、畑中7-10組	3階～4階の階段・踊り場・通路	10
ブリュンヒルデ		日岡二丁目3-9	3階～4階の階段・踊り場・通路	4
(旧)中島小学校　西棟		中島西二丁目1番52号	3階以上の階段、踊り場、屋上	2
サンバディ1117		仲西町一丁目8番3号	3階部分の通路	5
サーパス舞鶴		今津留一丁目18番15号	3階～8階の階段・踊り場・通路	2
TBレジデンス大分駅前		金池町二丁目14番3号	3階～9階の階段・踊り場・通路	4
パレ・ドール鶴崎Ⅱ		南鶴崎三丁目2番10号	3階～11階の階段・踊り場・廊下	4
(株)豊後プロパン		三佐二丁目1番17号	3階～4階の階段・踊り場・通路、屋上	3
ロッヂ宮法師E棟		大字里2179番地	3階～6階の階段・踊り場・通路	5
株式会社南日本造船　幸崎寮		大字本神崎122番地	3階～7階の階段・踊り場・通路	3
高松センタービル		高松東一丁目1番3号	3階～7階の階段・踊り場・通路	4
佐藤ビル		向原東一丁目3番20号	3階・4階の階段・踊り場・通路	2
ビューハイム勢家		勢家町二丁目1番23号	3階部分の通路	4
カーサ大在北		大在北一丁目8番50号	3階部分の通路	4
メディパレス大分		萩原一丁目14番6号	3階～4階の階段・踊り場・通路	2
ヴィラ安東		竹下二丁目8番27号	3階部分の通路	7
ベル三川		三川下一丁目2番7号	3階～5階の階段・踊り場・通路	2
ソフィアライト		高松一丁目8番4号	3階～5階の階段・踊り場	3
AVAVCE　11		南鶴崎三丁目2番6号	3階～8階部分の階段・踊り場・通路	5
明日香大分駅南		東大道一丁目8番34号	3階～11階の階段・踊り場・通路	6
ライフハイツ		大字鶴崎496番地	3階部分の通路	4
ACE		南鶴崎三丁目2番12号	3階部分の通路	4
クレアパーク		大在中央二丁目5番27号	3階～5階の階段・踊り場・通路	8
萱島ビル		大在中央二丁目1番3号	3階部分の通路	6
ユニティ21		大在北四丁目8番31号	3階部分の通路	4
シュペリュール長浜		長浜町二丁目13番30号	3階～9階部分の階段・踊り場・通路	4

名　称	棟　名	所在地（住所）	指定場所	海抜 (T.P.m)
コンフォール長浜		長浜町二丁目13番9号	3階～11階部分の階段・踊り場・通路	4
リルームス寺崎		寺崎町一丁目9番12号	3階部分の通路	3
Grand Maison		花江川14番19号	3階～4階の階段・踊り場・通路	5
エイリックスタイル顕徳ザ・テラス		顕徳町三丁目1番12号	3階～14階の階段・踊り場・通路	6
株式会社九電工　花津留寮		花津留二丁目20番12号	3階～5階の階段・踊り場・通路	2
葵会館　住吉斎場		住吉町一丁目3番45号	3階部分の調光室	3
コールコートⅡ		住吉町二丁目2番30号	3階～6階の階段・踊り場・通路	3
ユナイテッド家島		大字家島665-1	3階～4階の階段・踊り場	2
鬼塚電気・鬼塚産業本社ビル		大字津留字六本松1979番地1	3階テラス、会議室・カフェ、大会議室、ホール、通路	4
サクラリア新川		新川町二丁目10番65号	3階～7階部分の階段・踊り場・通路	3
コーポ三川		三川下一丁目2番20号	3階～4階の階段・踊り場・廊下	2

６３　（５）津波避難場所指定状況一覧表

令和6年3月31日 現在

名 称	所 在 地	海抜 (T.P.m)
八柱神社	大字屋山2281番地	24
當陽禅寺	大字市尾192番地	25
湊自治会　避難場所②	大字本神崎字湊1258番地、1260番地、1281番地、1282番地、1283番地	22
大分市美術館	上野丘子どものもり公園内	73
小黒分校跡地	大字佐賀関字小黒4527番2	31
市営佐賀関H25住宅	大字佐賀関字上浦2331番1	12
福水区避難場所	大字佐賀関3831番地	14
金比羅様	大字佐賀関字西町1976番地	17
徳應寺　境内地	大字佐賀関2126番地	16
正念寺　境内地	大字佐賀関2125番地	14
神山区公民館　敷地	大字佐賀関1806番地	13
ふれあい広場	大字白木字秋の江136番地	34
室生区共有地	大字白木字室生3286番地	13
大分鶴崎高等学校　第2グラウンド	大字角子原字屋宗621	21
佐賀関小学校グラウンド	大字佐賀関1104番地	14
亀塚古墳公園内　敷地	大字里字大塚646－1ほか	32
鶴崎工業高等学校グラウンド	大字葛木509番地	41
こうざき小学校グラウンド	大字本神崎945番地の2	18
関崎海星館	大字佐賀関4057－419	118
下浦霊園	大字一尺屋字宮ノ上3709番地の2	20
六柱神社　境内地	大字佐賀関285番地	22
古宮公民館　敷地内	大字佐賀関318番地	16
日照寮　敷地内	大字佐賀関字太田138－21番地	16
古宮区グラウンドゴルフ場	大字佐賀関737－2番地　他	17
ﾊﾟﾝﾊﾟｼｯﾌｨｯｸ・ｶｯﾊﾟｰ浜ｸﾗﾌﾞ　敷地内	大字佐賀関古宮46番地	25
細区防災会　津波避難場所①	大字細1381番地	21
細区防災会　津波避難場所②	大字細1609番地	26
細区防災会　津波避難場所③	大字細1889－1番地	20
小黒区防災会　津波避難場所①	大字佐賀関4720－1、2、3、4、5	16
福正寺　境内地	大字佐賀関2360番地	19
丘の上広場	大字佐賀関3352番地	17
大分舞鶴高等学校　第2グラウンド	大字牧上町260－2	27
津波避難場所(こうざき連合防災会)	大字馬場字中山953番1、953番39	23
津波避難場所(河内)1班	大字本神崎1487	35
津波避難場所(河内)2班	大字本神崎1363	32
津波避難場所(河内)3班	大字本神崎1339	23
南生石西　阿部駐車場	南生石西5組	11
小志生木公民館	志生木2432－2	14
駅自治会　津波避難場所	大字本神崎字集184－1、185、186	17
スカイコート大在公園	大字城原字大久保613－10	26
風海ヶ丘なかよし公園	大字城原字北畑48－2外	37

名 称	所 在 地	海抜 (T.P.m)
城原台第2公園	大字城原字狐迫2288－36外	18
城原台第3公園	大字城原字狐迫2288－45外	19
ホームタウン城原なかよし公園	大字城原字熊本1734－85	15
城原台公園	大字城原字蓮池2472－38外	16
月ヶ平東公園	大字政所字月平3331番地14外	24
曙台第2公園	曙台一丁目2230－52外	30
曙台第1公園	曙台二丁目2160－113	29
月ヶ平公園	大字政所字月平3211番地1外	25
スカイコート志村公園	大字志村字谷ヶ迫227－23外	21
屋宗公園	庄境237	11
みらい中央公園	望みが丘22	43
王超公園	望みが丘4－2	31
緑の森公園	望みが丘44－11外	30
天神平公園	大字駄原字天神平1640－65	15
さくら公園	大字生石字久保田410－1	16
希望が丘南公園	希望が丘二丁目1319－80外	60
サンヒルズすくすくぱーく	大字千歳土井ノ内2059－22外	29
第2桃園児童公園	大字千歳字メグリ1878－49	17
千歳児童公園	大字千歳字土井ノ内2056	30
桃園なかよし児童公園	大字千歳字尾崎2168	28
荒巻見晴らし公園	大字駄ノ原字荒牧2461－45外	43
荒巻公園	大字駄ノ原字荒牧2417－12外	26
茶屋台団地公園	大字八幡字東茶屋台1933－56外	124
小黒区防災会　津波避難場所②	大字佐賀関4694－1、4694－2、4694－3	31
小志生木防災会　津波避難場所①	志生木2818－1、2819－1	22
小志生木防災会　津波避難場所③	志生木2938－2	13
小志生木防災会　津波避難場所⑤	志生木3066	13
小志生木防災会　津波避難場所④	志生木2352-1	20
小志生木防災会　津波避難場所⑥	志生木3188－2, 2ノ3187,3189－2	18
地蔵山公園	大字志村字丸ノ口61-2	21
志生木ポンプ所	大字志生木160-1	20
正願寺	大字志生木269	15
大志生木2区津波避難場所	大字志生木2180-1	12
大志生木3区第1津波避難場所	大字志生木593	16
大志生木3区第2津波避難場所	大字志生木2112-1	16
大志生木4区津波避難場所	大字志生木2056	21
菅迫集会所周辺	大字志生木1945	18
パンパシフィック・カッパー(株)佐賀関製錬所 大志生木球場駐車場	大字志生木597	22
大志生木第二老人憩の家	大字志生木822-1	21
湊区自治公民館　駐車場	本神崎1295番地の9	16
大平自治公民館　駐車場	大字大平406番地、404番地の2	15
大平憩の家前広場	大字大平715番地の1、716番地、717番地の1	11

63（6）大分市都市公園一覧（五十音順）

令和6年3月31日見込み

台帳番号	公園名	名称 半角カナ	地区	小学校区	所在地	分類	面積	開園年月日
690	青崎公園	ｱｵｻｷｺｳｴﾝ	大在	大在西	青崎一丁目297番	街区公園	4,740	H21.3.31
370	青葉公園	ｱｵﾊﾞｺｳｴﾝ	大分	西の台	青葉台三丁目14番-1 他	街区公園	8,923	H3.3.31
401	青葉台1号緑地	ｱｵﾊﾞﾀﾞｲ1ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	西の台	青葉台一丁目 101-15	都市緑地	672	H5.3.31
402	青葉台2号緑地	ｱｵﾊﾞﾀﾞｲ2ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	西の台	青葉台一丁目 101-7	都市緑地	3,438	H5.3.31
403	青葉台3号緑地	ｱｵﾊﾞﾀﾞｲ3ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	西の台	青葉台一丁目 101-13	都市緑地	840	H5.3.31
404	青葉台4号緑地	ｱｵﾊﾞﾀﾞｲ4ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	西の台	青葉台一丁目 101-10	都市緑地	1,539	H5.3.31
405	青葉台5号緑地	ｱｵﾊﾞﾀﾞｲ5ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	西の台	青葉台一丁目 101-4 外	都市緑地	12,051	H5.3.31
391	青葉ポケットパーク	ｱｵﾊﾞﾎﾟｹｯﾄﾊﾟｰｸ	大分	西の台	青葉台四丁目2番-7 外	街区公園	368	H5.3.31
782	青山北緑地	ｱｵﾔﾏｷﾀﾘｮｸﾁ	大分	西の台	大字駄原字栗迫2812番6外	都市緑地	5,818	R3.3.31
779	青山公園	ｱｵﾔﾏｺｳｴﾝ	大分	西の台	大字金谷迫字大谷1293番2外	街区公園	2,514	R3.3.31
781	青山西緑地	ｱｵﾔﾏﾆｼﾘｮｸﾁ	大分	西の台	大字金谷迫字大谷1293番6外	都市緑地	6,211	R3.3.31
780	青山東緑地	ｱｵﾔﾏﾋｶﾞｼﾘｮｸﾁ	大分	西の台	大字駄原字奥ノ地2664番171	都市緑地	3,567	R3.3.31
558	赤坂公園	ｱｶｻｶｺｳｴﾝ	明野	明野西	大字下郡字家ヶ迫650－86 外	街区公園	3,555	H5.3.31
786	赤坂第2公園	ｱｶｻｶﾀﾞｲﾆｺｳｴﾝ	明野	明野西	大字下郡字家ケ迫614番51外	街区公園	666	R3.3.31
214	あがの児童公園	ｱｶﾞﾉｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	稙田	田尻	ふじが丘西三丁目920-131	街区公園	1,314	S59.1.24
57	明野青空公園	ｱｹﾉｱｵｿﾞﾗｺｳｴﾝ	明野	明野西	大字東明野 2370	街区公園	2,602	S47.3.31
58	明野うぐいす公園	ｱｹﾉｳｸﾞｲｽｺｳｴﾝ	明野	明野東	大字東明野 2333-1	街区公園	1,878	H17.1.4
70	明野大谷公園	ｱｹﾉｵｵﾀﾆｺｳｴﾝ	明野	明野西	大字東明野 2366-1	近隣公園	17,832	S48.3.31
170	明野北公園	ｱｹﾉｷﾀｺｳｴﾝ	明野	明野北	大字小池原字向原 1787-15	街区公園	536	S56.4.15
777	明野北みはらし公園	ｱｹﾉｷﾀﾐﾊﾗｼｺｳｴﾝ	明野	明野北	明野北二丁目1833番40外	街区公園	476	R3.3.31
694	明野くすのき緑地	ｱｹﾉｸｽﾉｷﾘｮｸﾁ	明野	明野西	明野南一丁目2344番1	都市緑地	6,241	H22.3.31
613	明野けやき広場	ｱｹﾉｹﾔｷﾋﾛﾊﾞ	明野	明野西	明野南一丁目2350-46 外	街区公園	94	H17.3.31
111	明野迫児童公園	ｱｹﾉｻｺｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	明野	明野東	明野東三丁目2438	街区公園	1,812	S50.4.1
29	明野第1児童公園	ｱｹﾉﾀﾞｲ1ｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	明野	明野西	明野西一丁目125	街区公園	2,350	S49.9.1
46	明野第2児童公園	ｱｹﾉﾀﾞｲ2ｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	明野	明野西	明野西一丁目9	街区公園	2,108	S47.3.31
80	明野高保公園	ｱｹﾉﾀｶﾎｺｳｴﾝ	明野	明野東	明野東二丁目2311-41	街区公園	1,667	S48.4.1
81	明野長尾公園	ｱｹﾉﾅｶﾞｵｺｳｴﾝ	明野	明野西	明野南二丁目2365	街区公園	2,149	S48.4.1
382	明野ハイツ公園	ｱｹﾉﾊｲﾂｺｳｴﾝ	明野	明野北	大字東明野字下河内 1674-6 外	街区公園	695	H4.3.31
139	明野東公園	ｱｹﾉﾋｶﾞｼｺｳｴﾝ	明野	明野東	明野東五丁目1962-1	街区公園	3,588	S54.4.1
642	明野東原公園	ｱｹﾉﾋｶﾞｼﾊﾞﾙｺｳｴﾝ	明野	明野北	東原一丁目363-17 外	街区公園	217	H19.3.31
490	明野ふれあい緑地	ｱｹﾉﾌﾚｱｲﾘｮｸﾁ	明野	明野東	明野南三丁目2485-1	都市緑地	10,938	H10.3.31
695	明野南一丁目緑地	ｱｹﾉﾐﾅﾐ1ﾁｮｳﾒﾘｮｸﾁ	明野	明野西	明野南一丁目2344番47	都市緑地	121	H22.3.31
110	明野南児童公園	ｱｹﾉﾐﾅﾐｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	明野	明野東	明野南三丁目2406	街区公園	1,648	S50.4.1
69	明野緑地	ｱｹﾉﾘｮｸﾁ	明野	明野西	明野東一丁目2303-3 外	都市緑地	87,000	S48.3.31
35	明野若葉公園	ｱｹﾉﾜｶﾊﾞｺｳｴﾝ	明野	明野西	明野西二丁目158	街区公園	2,847	S45.6.1
50	あけぼの公園	ｱｹﾎﾞﾉｺｳｴﾝ	明野	明野北	明野北一丁目2214	街区公園	1,604	S47.3.31
158	曙台第1公園	ｱｹﾎﾞﾉﾀﾞｲﾀﾞｲ1ｺｳｴﾝ	大在	大在	曙台二丁目2160-113	街区公園	2,486	S55.2.13
159	曙台第2公園	ｱｹﾎﾞﾉﾀﾞｲﾀﾞｲ2ｺｳｴﾝ	大在	大在	曙台一丁目2230-52 外	街区公園	2,317	S55.2.13
385	朝日公園	ｱｻﾋｺｳｴﾝ	明野	明野西	明野高尾四丁目13－1	街区公園	5,243	H4.3.31
205	旭町1号児童公園	ｱｻﾋﾏﾁ1ｺﾞｳｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	南大分	旭町1572-8	街区公園	187	S58.4.1
299	旭町1号緑地	ｱｻﾋﾏﾁ1ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	南大分	旭町1526-3	都市緑地	111	S61.3.31
203	旭町2号児童公園	ｱｻﾋﾏﾁ2ｺﾞｳｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	南大分	旭町1558-3	街区公園	335	S58.4.1
204	旭町2号緑地	ｱｻﾋﾏﾁ2ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	南大分	旭町1542-3	都市緑地	603	S58.4.1
298	旭町3号児童公園	ｱｻﾋﾏﾁ3ｺﾞｳｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	南大分	旭町1385-10	街区公園	228	S61.3.31
300	旭町3号緑地	ｱｻﾋﾏﾁ3ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	南大分	旭町1376-3	都市緑地	70	S61.3.31
247	旭町4号緑地	ｱｻﾋﾏﾁ4ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	南大分	旭町1347-1	都市緑地	330	S61.3.31
248	旭町5号緑地	ｱｻﾋﾏﾁ5ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	南大分	旭町1345-2	都市緑地	428	S61.3.31
206	旭町6号緑地	ｱｻﾋﾏﾁ6ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	南大分	旭町1602-3	都市緑地	410	S58.4.1

令和6年3月31日見込み

台帳番号	公園名	名称 半角カナ	地区	小学校区	所在地	分類	面積	開園年月日
301	旭町7号緑地	ｱｻﾋﾏﾁ7ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	南大分	旭町1482-3	都市緑地	4,082	S61.3.31
742	あすみの丘公園	ｱｽﾐﾉｵｶｺｳｴﾝ	大在	大在西	大字角子原字西大越1418番46,48	街区公園	619	H29.3.31
415	アニマル公園	ｱﾆﾏﾙｺｳｴﾝ	植田	田尻	ふじが丘東二丁目826番60 外	街区公園	598	H6.3.31
44	アポロ公園	ｱﾎﾟﾛｺｳｴﾝ	大分	桃園	三川上三丁目2-8	街区公園	3,708	S46.4.1
143	尼ヶ城公園	ｱﾏｶﾞｼﾞｮｳｺｳｴﾝ	大分	城南	城南西二丁目700-3	街区公園	1,044	S54.12.19
18	あやめ公園	ｱﾔﾒｺｳｴﾝ	大分	春日町	中春日町54	街区公園	2,810	S35.3.31
362	荒巻1号緑地	ｱﾗﾏｷ1ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	八幡	大字駄原字荒巻2414-4 外	都市緑地	1,392	H2.3.31
363	荒巻2号緑地	ｱﾗﾏｷ2ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	八幡	大字駄原字荒巻2439-1 外	都市緑地	195	H2.3.31
364	荒巻3号緑地	ｱﾗﾏｷ3ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	八幡	大字駄原字荒巻2407-4 外	都市緑地	415	H2.3.31
365	荒巻4号緑地	ｱﾗﾏｷ4ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	八幡	大字駄原字荒巻2445-18 外	都市緑地	212	H2.3.31
366	荒巻5号緑地	ｱﾗﾏｷ5ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	八幡	大字駄原字荒巻2472-5 外	都市緑地	126	H2.3.31
367	荒巻6号緑地	ｱﾗﾏｷ6ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	八幡	大字駄原字荒巻2448-1 外	都市緑地	1,009	H2.3.31
361	荒巻公園	ｱﾗﾏｷｺｳｴﾝ	大分	八幡	大字駄原字荒巻 2417-12 外	街区公園	999	H2.3.31
518	荒巻見晴らし公園	ｱﾗﾏｷﾐﾊﾗｼｺｳｴﾝ	大分	八幡	大字駄原字荒牧2461-45 外	街区公園	595	H12.3.31
704	荒巻見晴らし緑地	ｱﾗﾏｷﾐﾊﾗｼﾘｮｸﾁ	大分	八幡	大字駄原字荒牧2461-43	都市緑地	495	H24.3.31
531	アンシャンテ金ノ手公園	ｱﾝｼｬﾝﾃｶﾈﾉﾃｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字森字芝田933-13外	街区公園	239	H13.3.30
662	アンシャンテ森町公園	ｱﾝｼｬﾝﾃﾓﾘﾏﾁｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字森町字無田ノ上通1005-5外	街区公園	402	H20.3.31
166	家島西公園	ｲｴｼﾞﾏﾆｼｺｳｴﾝ	鶴崎	三佐	大字家島字中船入608-5 外	街区公園	4,384	S56.4.1
233	家島西緑地	ｲｴｼﾞﾏﾆｼﾘｮｸﾁ	鶴崎	三佐	大字家島字上西川374-3 外	緑道	5,533	S58.4.1
185	家島東公園	ｲｴｼﾞﾏﾋｶﾞｼｺｳｴﾝ	鶴崎	三佐	大字家島字向畑1001-2 外	街区公園	1,913	S57.10.20
232	家島東緑地	ｲｴｼﾞﾏﾋｶﾞｼﾘｮｸﾁ	鶴崎	三佐	大字家島字東中州1206-2 外	緑道	3,287	S59.3.31
226	家島南公園	ｲｴｼﾞﾏﾐﾅﾐｺｳｴﾝ	鶴崎	三佐	大字家島字渡場248-2 外	街区公園	1,829	S59.3.31
174	家島南緑地	ｲｴｼﾞﾏﾐﾅﾐﾘｮｸﾁ	鶴崎	三佐	大字家島字一本木 78-1 外	緑道	5,787	S57.4.1
310	家島緑地	ｲｴｼﾞﾏﾘｮｸﾁ	鶴崎	三佐	大字家島字飛島 1690-4 他	都市緑地	42,314	S61.3.31
675	碇山公園	ｲｶﾘﾔﾏｺｳｴﾝ	大分	森岡	大字津守字島1326 外	歴史公園	6,332	H20.3.31
392	いけのうえ公園	ｲｹﾉｳｴｺｳｴﾝ	大分	津留	岩田町二丁目1373-46 外	街区公園	692	H5.3.31
353	池ノ平児童公園	ｲｹﾉﾋﾗｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	明野	明野北	大字小池原字向原1679-1	街区公園	2,854	H1.3.31
485	いこい野公園	ｲｺｲﾉｺｳｴﾝ	大分	西の台	大字三芳字辻2205-1 外	街区公園	1,501	H10.3.31
316	石明公園	ｲｼｱｶﾘｺｳｴﾝ	大分	豊府	古国府五丁目459番39	街区公園	313	S62.8.21
700	市西恵比寿公園	ｲﾁﾆｼｴﾋﾞｽｺｳｴﾝ	坂ノ市	坂ノ市	恵比寿町190	街区公園	2,607	H23.3.31
638	市西げんき公園	ｲﾁﾆｼｹﾞﾝｷｺｳｴﾝ	坂ノ市	坂ノ市	坂ノ市中央三丁目14	街区公園	2,118	H19.3.30
505	一の瀬公園	ｲﾁﾉｾｺｳｴﾝ	大分	森岡	大字曲字其田837-15	街区公園	471	H12.3.31
678	一の谷緑地	ｲﾁﾉﾀﾆﾘｮｸﾁ	鶴崎	松岡	公園通り五丁目6316番1他	都市緑地	73,928	H21.3.31
755	井ノ口公園	ｲﾉｸﾁｺｳｴﾝ	植田	賀来	賀来西一丁目3867番外	街区公園	2,827	H30.3.30
534	猪野わんぱく公園	ｲﾉﾜﾝﾊﾟｸｺｳｴﾝ	鶴崎	明治北	大字葛木字友廣1105-21 外	街区公園	809	H13.3.31
25	岩田公園	ｲﾜﾀｺｳｴﾝ	大分	津留	岩田町三丁目1283-17	街区公園	3,200	S38.3.30
114	岩丸児童公園	ｲﾜﾏﾙｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	鶴崎	鶴崎	南鶴崎二丁目174	街区公園	2,758	S52.3.31
762	ヴィラージュ森公園	ｳﾞｨﾗｰｼﾞｭﾓﾘｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字森字荒木629番10外	街区公園	249	H31.3.29
543	上野丘子どものもり公園	ｳｴﾉｶﾞｵｶｺﾄﾞﾓﾉﾓﾘｺｳｴﾝ	大分	金池	大字上野字櫨山866番地	総合公園	129,837	H14.3.31
14	上野ヶ丘墓地公園	ｳｴﾉｶﾞｵｶﾎﾞﾁｺｳｴﾝ	大分	金池	上野ヶ丘一丁目5番地内	墓地公園	92,493	S28.3.31
574	上野南陽台東公園	ｳｴﾉﾅﾝﾖｳﾀﾞｲﾋｶﾞｼｺｳｴﾝ	大分	金池	大字上野字丁ノ平811-5 外	街区公園	683	H16.3.31
207	上野みかん公園	ｳｴﾉﾐｶﾝｺｳｴﾝ	大分	金池	大字上野字樋山838-11	街区公園	163	S57.6.9
724	後田公園	ｳｼﾛﾀﾞｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字皆春字後田286番13,16	街区公園	195	H27.3.30
681	うつくしの西緑地	ｳﾂｸｼﾉﾆｼﾘｮｸﾁ	植田	寒田	大字寒田字向平1630番1他	都市緑地	9,147	H21.3.31
679	うつくしの東緑地	ｳﾂｸｼﾉﾋｶﾞｼﾘｮｸﾁ	植田	寒田	大字上判田字カギタ4958番1他	都市緑地	1,455	H21.3.31
492	うつくしのふくろう公園	ｳﾂｸｼﾉﾌｸﾛｳｺｳｴﾝ	植田	寒田	大字上判田字中尾5500-108 外	街区公園	1,317	H11.3.31
680	うつくしの南緑地	ｳﾂｸｼﾉﾐﾅﾐﾘｮｸﾁ	植田	寒田	大字上判田字中尾5498番他	都市緑地	5,532	H21.3.31
494	うつくしのめじろ公園	ｳﾂｸｼﾉﾒｼﾞﾛｺｳｴﾝ	植田	寒田	大字旦野原字用作253-1 外	街区公園	1,218	H11.3.31

令和6年3月31日見込み

台帳番号	公園名	名称 半角カナ	地区	小学校区	所 在 地	分類	面積	開園年月日
493	うつくしのやまばと公園	ｳﾂｸｼﾉﾔﾏﾊﾞﾄｺｳｴﾝ	植田	寒田	大字旦野原字神原380-39 外	街区公園	4,726	H11.3.31
486	梅が丘山茶花公園	ｳﾒｶﾞｵｶｻｻﾞﾝｶｺｳｴﾝ	大南	吉野	梅が丘一丁目699-353 外	街区公園	2,835	H10.9.1
487	梅が丘仲良し公園	ｳﾒｶﾞｵｶﾅｶﾖｼｺｳｴﾝ	大南	吉野	梅が丘一丁目1354-4 外	街区公園	6,176	H10.9.1
560	梅が丘東緑地	ｳﾒｶﾞｵｶﾋｶﾞｼﾘｮｸﾁ	大南	吉野	大字杉原字畝ノ辻1221－121外	都市緑地	36,820	H15.3.31
498	梅が丘緑地	ｳﾒｶﾞｵｶﾘｮｸﾁ	大南	吉野	大字杉原字堀尾699-1 外	都市緑地	56,833	H11.3.31
599	ウメの木広場	ｳﾒﾉｷﾋﾛﾊﾞ	植田	賀来	大字中尾字原1111-12 外	街区公園	316	H17.3.31
296	裏川緑地	ｳﾗｶﾜﾘｮｸﾁ	大分	津留	岩田町四丁目1995-18	都市緑地	10,153	S61.3.31
627	浦町広場	ｳﾗﾏﾁﾋﾛﾊﾞ	鶴崎	三佐	三佐四丁目191	街区公園	433	H18.3.31
632	駅通ふれあい公園	ｴｷﾄﾞｵﾘﾌﾚｱｲｺｳｴﾝ	坂ノ市	坂ノ市	大字坂ノ市字東浜田310-1	街区公園	1,871	H18.3.31
78	荏隈公園	ｴﾉｸﾏｺｳｴﾝ	大分	荏隈	大字荏隈字町口下792-18	街区公園	1,982	S48.4.1
797	荏隈緑地	ｴﾉｸﾏﾘｮｸﾁ	大分	荏隈	大字荏隈字町口下792番188外	都市緑地	1,314	R4.10.6
54	えびす公園	ｴﾋﾞｽｺｳｴﾝ	大分	碩田	大字勢家字春日浦 843-77	街区公園	675	S47.3.31
799	エボシ公園	ｴﾎﾞｼｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字森字烏帽子777番30外	街区公園	512	R4.11.7
495	王越公園	ｵｳｺﾞｼｺｳｴﾝ	大在	大在西	望みが丘4－2	街区公園	1,115	H11.3.31
109	王子表児童公園	ｵｳｼﾞｵﾓﾃｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	春日町	王子町24番地内	街区公園	734	S51.3.31
10	王子公園	ｵｳｼﾞｺｳｴﾝ	大分	春日町	王子北町3番地内	街区公園	2,087	S28.12.28
165	王子西町公園	ｵｳｼﾞﾆｼﾏﾁｺｳｴﾝ	大分	春日町	王子西町90番	街区公園	614	S56.4.1
686	王子山の手公園	ｵｳｼﾞﾔﾏﾉﾃｺｳｴﾝ	大分	春日町	王子山の手町1590-3他	街区公園	5,457	H21.3.31
746	王ノ瀬公園	ｵｳﾉｾｺｳｴﾝ	坂ノ市	小佐井	王ノ瀬一丁目225番	街区公園	2,010	H29.3.31
726	多井公園	ｵｵｲｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字森字多井856番地外7筆	街区公園	290	H27.3.30
128	大石児童公園	ｵｵｲｼｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	南大分	尼が瀬二丁目60番外	街区公園	3,057	S53.3.31
234	大分川右岸緑地	ｵｵｲﾀｶﾞﾜｳｶﾞﾝﾘｮｸﾁ	大分	津留	岩田町一丁目14大字今津留地内	緑道	14,586	S59.3.31
34	大分城址公園	ｵｵｲﾀｼﾞｮｳｼｺｳｴﾝ	大分	碩田	荷揚町74 外	地区公園	40,115	S45.9.1
317	大国公園	ｵｵｸﾆｺｳｴﾝ	大分	豊府	古国府五丁目455番4外	街区公園	163	S62.8.21
388	大在公園	ｵｵｻﾞｲｺｳｴﾝ	大在	大在	大字横田字松江914 外	地区公園	55,074	H4.3.31
750	大在新町公園	ｵｵｻﾞｲｼﾝﾏﾁｺｳｴﾝ	大在	大在西	大字角子原字東大越1134番9外	街区公園	899	H30.3.30
523	大在八幡公園	ｵｵｻﾞｲﾊﾁﾏﾝｺｳｴﾝ	大在	大在	横田一丁目159	街区公園	1,942	H12.3.31
175	大在浜公園	ｵｵｻﾞｲﾊﾏｺｳｴﾝ	大在	大在	大在浜一丁目127	近隣公園	16,587	S56.4.20
716	大在山ノ手公園	ｵｵｻﾞｲﾔﾏﾉﾃｺｳｴﾝ	大在	大在西	大字角子原989番地10外	街区公園	287	H26.3.31
743	大在山の手台北公園	ｵｵｻﾞｲﾔﾏﾉﾃﾀﾞｲｷﾀｺｳｴﾝ	大在	大在西	大字角子原字東大越981番18,19	街区公園	254	H29.3.31
792	大下ふれあい公園	ｵｵｼﾓﾌﾚｱｲｺｳｴﾝ	鶴崎	明治	横尾東町四丁目157番	街区公園	3,206	R4.4.13
342	大洲緑地　愛鳥の森	ｵｵｽﾘｮｸﾁｱｲﾁｮｳﾉﾓﾘ	大分	舞鶴	大洲浜一丁目117	都市緑地	2,302	H1.3.31
337	大洲緑地　憩いの森	ｵｵｽﾘｮｸﾁｲｺｲﾉﾓﾘ	大分	舞鶴	大津町一丁目324	都市緑地	2,212	H1.3.31
344	大洲緑地　思い出の森	ｵｵｽﾘｮｸﾁｵﾓｲﾃﾞﾉﾓﾘ	大分	舞鶴	大洲浜二丁目82	都市緑地	5,546	H1.3.31
338	大洲緑地　市民の森	ｵｵｽﾘｮｸﾁｼﾐﾝﾉﾓﾘ	大分	舞鶴	大津町一丁目323	都市緑地	2,720	H1.3.31
341	大洲緑地　日本列島ふるさとの森	ｵｵｽﾘｮｸﾁﾆﾎﾝﾚｯﾄｳﾌﾙｻﾄﾉﾓﾘ	大分	舞鶴	大洲浜一丁目118	都市緑地	3,291	H1.3.31
343	大洲緑地　豊後さくらの森	ｵｵｽﾘｮｸﾁﾌﾞﾝｺﾞｻｸﾗﾉﾓﾘ	大分	舞鶴	大洲浜二丁目81	都市緑地	5,040	H1.3.31
339	大洲緑地　学びの森	ｵｵｽﾘｮｸﾁﾏﾅﾋﾞﾉﾓﾘ	大分	舞鶴	大津町一丁目322	都市緑地	3,189	H1.3.31
340	大洲緑地　ライオンズの森	ｵｵｽﾘｮｸﾁﾗｲｵﾝｽﾞﾉﾓﾘ	大分	舞鶴	大津町二丁目33	都市緑地	2,716	H1.3.31
97	大空児童公園	ｵｵｿﾞﾗｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	舞鶴	大津町三丁目18	街区公園	7,451	S50.4.1
243	太田公園	ｵｵﾀｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字森字出羽818-31 外	街区公園	870	S60.3.28
21	大津公園	ｵｵﾂｺｳｴﾝ	大分	舞鶴	大津町一丁目196番	街区公園	1,738	S24.3.31
756	大坪公園	ｵｵﾂﾎﾞｺｳｴﾝ	植田	植田	大字市字大坪1235番	街区公園	3,876	H30.3.30
22	大手公園	ｵｵﾃｺｳｴﾝ	大分	碩田	府内町三丁目98	街区公園	3,500	S27.3.31
27	おおとり公園	ｵｵﾄﾘｺｳｴﾝ	大分	舞鶴	中津留二丁目40	街区公園	10,126	S43.3.31
324	大野川右岸緑地	ｵｵﾉｶﾞﾜｳｶﾞﾝﾘｮｸﾁ	大在	大在西	大字志村字村山2467-2 外	緑道	54,492	S63.3.31
789	大野川樹林帯	ｵｵﾉｶﾞﾜｼﾞｭﾘﾝﾀｲ	鶴崎	高田	大字丸亀字中鶴304番外	都市緑地	20,505	R4.3.31
712	大東公園	ｵｵﾋｶﾞｼｺｳｴﾝ	大在	大在	大在浜二丁目312	街区公園	2,465	H25.3.31

令和6年3月31日見込み

台帳番号	公園名	名称 半角カナ	地区	小学校区	所在地	分類	面積	開園年月日
416	大人公園	ｵｵﾋﾄｺｳｴﾝ	大在	大在西	大在北四丁目122	街区公園	2,284	H6.3.31
240	大道北児童公園	ｵｵﾐﾁｷﾀｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	大道	東大道二丁目2143-122	街区公園	2,999	S60.3.31
91	大道西公園	ｵｵﾐﾁﾆｼｺｳｴﾝ	大分	大道	西大道四丁目631-3外	街区公園	2,307	S50.4.1
731	丘公園	ｵｶｺｳｴﾝ	大分	下郡	下郡山の手700-80 外	街区公園	205	H27.3.30
250	雄城台けんこう広場	ｵｷﾉﾀﾞｲｹﾝｺｳﾋﾛﾊﾞ	植田	稙田	雄城台中央二丁目653-124 他	街区公園	1,783	S60.6.6
249	雄城台中央公園	ｵｷﾉﾀﾞｲﾁｭｳｵｳｺｳｴﾝ	植田	稙田	雄城台中央一丁目683-148	街区公園	1,728	S60.6.6
251	雄城台なかよし広場	ｵｷﾉﾀﾞｲﾅｶﾖｼﾋﾛﾊﾞ	植田	稙田	雄城台中央二丁目752-25 外	街区公園	3,220	S60.6.6
260	おくだ児童公園	ｵｸﾀﾞｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	南大分	畑中四丁目375-9外	街区公園	183	S60.9.9
696	奥田ふれあい公園	ｵｸﾀﾞﾌﾚｱｲｺｳｴﾝ	大分	南大分	明積町二丁目345-36 外	街区公園	368	H22.3.31
672	おくだみなみ公園	ｵｸﾀﾞﾐﾅﾐｺｳｴﾝ	大分	南大分	田中町三丁目382-33 外	街区公園	225	H20.3.31
142	奥ノ迫公園	ｵｸﾉｻｺｺｳｴﾝ	大分	西の台	高崎二丁目1424-5	街区公園	1,120	S55.4.1
56	奥山公園	ｵｸﾔﾏｺｳｴﾝ	大分	明野西	明野西一丁目11	近隣公園	20,008	S47.4.1
393	鴛野ひまわり公園	ｵｼﾉﾋﾏﾜﾘｺｳｴﾝ	植田	鴛野	大字鴛野字垣添886-115外	街区公園	1,648	H5.3.31
412	尾田公園	ｵﾀﾞｺｳｴﾝ	坂ノ市	坂ノ市	坂ノ市南三丁目333番	街区公園	2,456	H5.3.31
633	尾田西公園	ｵﾀﾞﾆｼｺｳｴﾝ	坂ノ市	坂ノ市	坂ノ市西二丁目188番地	街区公園	2,070	H18.3.31
635	おちあい公園	ｵﾁｱｲｺｳｴﾝ	坂ノ市	小佐井	小佐井一丁目3	街区公園	3,476	H19.3.30
588	乙津川右岸緑地	ｵﾄﾂﾞｶﾞﾜｳｶﾞﾝﾘｮｸﾁ	鶴崎	三佐	三佐二丁目1055外	都市緑地	24,893	H16.3.31
467	乙津団地公園	ｵﾄﾂﾞﾀﾞﾝﾁｺｳｴﾝ	鶴崎	鶴崎	大字乙津字内長田120-2 外	街区公園	459	H10.3.31
45	乙津みなと公園	ｵﾄﾂﾞﾐﾅﾄｺｳｴﾝ	大分	桃園	乙津港町一丁目9	街区公園	3,015	S46.4.1
67	乙津緑地	ｵﾄﾂﾞﾘｮｸﾁ	大分	桃園	原川二丁目4－5 外	緑道	33,778	S48.3.31
474	尾長公園	ｵﾅｶﾞｺｳｴﾝ	大在	大在	大在中央一丁目229	街区公園	2,050	H10.3.31
118	小中島児童公園	ｵﾅｶｼﾏｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	鶴崎	鶴崎	小中島三丁目351-67	街区公園	2,856	S52.3.31
146	小野鶴寿公園	ｵﾉﾂﾞﾙｺﾄﾌﾞｷｺｳｴﾝ	植田	稙田	小野鶴南一丁目821-46 外	街区公園	2,554	S55.1.12
136	小野鶴児童公園	ｵﾉﾂﾞﾙｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	宗方	大字小野鶴字平原 1625-5	街区公園	3,541	S54.4.1
683	オリオン公園	ｵﾘｵﾝｺｳｴﾝ	鶴崎	松岡	京が丘南二丁目736番7他	街区公園	835	H21.3.31
668	カームタウン木ノ上公園	ｶｰﾑﾀｳﾝｷﾉｳｴｺｳｴﾝ	植田	稙田	木上台一丁目202番51外	街区公園	3,468	H20.3.31
489	カームタウン東山田公園	ｶｰﾑﾀｳﾝﾋｶﾞｼﾔﾏﾀﾞｺｳｴﾝ	植田	東稙田	大字田尻字東山田 520-13	街区公園	127	H11.3.31
389	海原秋ノ下公園	ｶｲﾜﾗｱｷﾉｼﾀｺｳｴﾝ	鶴崎	三佐	三佐一丁目180	街区公園	2,000	H4.3.31
92	海原畑仲公園	ｶｲﾜﾗﾊﾀｹﾅｶｺｳｴﾝ	鶴崎	三佐	三佐三丁目295	街区公園	3,113	S50.4.1
477	カエデ公園	ｶｴﾃﾞｺｳｴﾝ	大南	判田	高江西二丁目9－1外	街区公園	1,785	H11.3.31
598	カキの木広場	ｶｷﾉｷﾋﾛﾊﾞ	植田	賀来	大字中尾字原1059-7外	街区公園	360	H17.3.31
309	賀来1号緑地	ｶｸ1ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	植田	賀来	大字賀来字市3388	都市緑地	74	S62.3.31
184	賀来公園	ｶｸｺｳｴﾝ	植田	賀来	賀来北二丁目3629	近隣公園	9,350	S58.4.1
703	賀来西おひさま公園	ｶｸﾆｼｵﾋｻﾏｺｳｴﾝ	植田	賀来	賀来西二丁目1197	街区公園	3,639	H24.3.31
532	風海ヶ丘なかよし公園	ｶｻﾞｳﾐｶﾞｵｶﾅｶﾖｼｺｳｴﾝ	大在	大在	大字城原字北畑48－2外	街区公園	352	H13.3.31
710	カシオペア公園	ｶｼｵﾍﾟｱｺｳｴﾝ	鶴崎	松岡	京が丘南三丁目848-7 外	街区公園	1,197	H25.3.31
594	かしの森緑地	ｶｼﾉﾓﾘﾘｮｸﾁ	大分	城南	はなの森2-10	都市緑地	755	H17.3.31
9	春日公園	ｶｽｶﾞｺｳｴﾝ	大分	春日町	勢家町四丁目6番地内	近隣公園	11,450	S26.3.25
593	かぜの丘緑地	ｶｾﾞﾉｵｶﾘｮｸﾁ	大分	城南	はなの森1-7 外	都市緑地	619	H17.3.31
108	片島児童公園	ｶﾀｼﾏｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	滝尾	大字片島字下川田455-1	街区公園	3,239	S51.3.31
556	かたしま台ふれあい公園	ｶﾀｼﾏﾀﾞｲﾌﾚｱｲｺｳｴﾝ	大分	滝尾	かたしま台二丁目340－27	街区公園	2,578	H15.3.31
555	かたしま台みはらし公園	ｶﾀｼﾏﾀﾞｲﾐﾊﾗｼｺｳｴﾝ	大分	滝尾	かたしま台一丁目17－250	街区公園	2,855	H15.3.31
557	かたしま台やすらぎ公園	ｶﾀｼﾏﾀﾞｲﾔｽﾗｷﾞｺｳｴﾝ	大分	滝尾	かたしま台三丁目1302－87	街区公園	1,734	H15.3.31
379	片面児童公園	ｶﾀﾒﾝｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	賀来	賀来北二丁目3465	街区公園	1,560	H3.3.31
787	かつらぎきたのさき公園	ｶﾂﾗｷﾞｷﾀﾉｻｷｺｳｴﾝ	鶴崎	明治北	大字葛木字北ノ崎992番11外	街区公園	201	R4.3.31
718	金池南ニコニコ公園	ｶﾅｲｹﾐﾅﾐﾆｺﾆｺｺｳｴﾝ	大分	金池	金池南一丁目258番	街区公園	2,500	H26.3.31
748	金道公園	ｶﾅﾄﾞｳｺｳｴﾝ	坂ノ市	坂ノ市	久原北120番	近隣公園	9,365	H29.3.31
229	かなりや児童公園	ｶﾅﾘﾔｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	西の台	高崎二丁目2008-1 外	街区公園	2,108	S59.3.30

令和6年3月31日見込み

台帳番号	公園名	名称 半角カナ	地区	小学校区	所在地	分類	面積	開園年月日
522	上市南公園	ｶﾐｲﾁﾐﾅﾐｺｳｴﾝ	坂ノ市	坂ノ市	坂ノ市南四丁目145番	街区公園	2,461	H12.3.31
524	上志緑地	ｶﾐｼﾘｮｸﾁ	大在	大在西	志村二丁目1014	都市緑地	452	H12.3.31
354	上芹児童公園	ｶﾐｾﾘｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	植田	大字木ノ上字石田117-1 外	街区公園	481	H1.3.31
629	上芹中央公園	ｶﾐｾﾘﾁｭｳｵｳｺｳｴﾝ	植田	植田	大字木上字鉾手2090 外	街区公園	1,813	H18.3.31
96	神の木児童公園	ｶﾐﾉｷｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	舞鶴	今津留二丁目82	街区公園	2,806	S51.3.31
447	カメリア公園	ｶﾒﾘｱｺｳｴﾝ	大南	判田	高江北二丁目4	街区公園	1,036	H9.3.31
131	鴨ヶ池児童公園	ｶﾓｶﾞｲｹｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	桃園	高城新町169	街区公園	2,023	S53.3.31
581	唐木口さくら公園	ｶﾗｷｺｳｻｸﾗｺｳｴﾝ	坂ノ市	丹生	大分流通業務団地二丁目8 外	街区公園	13,399	H16.3.31
371	からたち公園	ｶﾗﾀﾁｺｳｴﾝ	大分	西の台	高尾台一丁目1537-42外	街区公園	1,849	H3.3.31
271	川添北児童公園	ｶﾜｿﾞｴｷﾀｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	鶴崎	川添	大字迫字迫谷245－9	街区公園	2,628	S61.3.31
272	川添南児童公園	ｶﾜｿﾞｴﾐﾅﾐｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	鶴崎	川添	大字迫字迫谷61－2 外	街区公園	2,153	S61.3.31
630	川田公園	ｶﾜﾀｺｳｴﾝ	植田	植田	大字市字川田1123	街区公園	356	H18.3.31
460	川ノ上公園	ｶﾜﾉｳｴｺｳｴﾝ	鶴崎	高田	大字常行470-21 外	街区公園	482	H10.3.31
417	川南なかよし公園	ｶﾜﾐﾅﾐﾅｶﾖｼｺｳｴﾝ	坂ノ市	小佐井	大字里字ﾊﾀﾎｺ2297番1 外	街区公園	2,971	H6.3.31
431	川南ふれあい公園	ｶﾜﾐﾅﾐﾌﾚｱｲｺｳｴﾝ	坂ノ市	小佐井	大字里字ｶﾆﾊﾐ2665番1 外	街区公園	1,637	H7.3.31
542	北浦公園	ｷﾀｳﾗｺｳｴﾝ	大在	大在西	須賀二丁目191	街区公園	2,105	H13.11.30
499	北公園	ｷﾀｺｳｴﾝ	大在	大在西	大在北一丁目366	近隣公園	19,166	H11.3.31
93	北下郡公園	ｷﾀｼﾓｺﾞｵﾘｺｳｴﾝ	大分	下郡	下郡北三丁目354	街区公園	2,501	S50.4.1
725	北の浦公園	ｷﾀﾉｳﾗｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字皆春字久保1160番60	街区公園	537	H27.3.30
738	北の浦第一公園	ｷﾀﾉｳﾗﾀﾞｲｲﾁｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字皆春字北ノ浦1100番17	街区公園	114	H28.3.31
656	北鼻緑地	ｷﾀﾊﾞﾅﾘｮｸﾁ	鶴崎	松岡	公園通り四丁目7834 外	都市緑地	88,721	H20.3.31
40	吉祥公園	ｷｯｼｮｳｺｳｴﾝ	大分	日岡	花高松三丁目3	街区公園	2,718	S46.4.1
606	季の坂なかよし公園	ｷﾉｻｶﾅｶﾖｼｺｳｴﾝ	大分	西の台	大字三芳字辻2195-5 外	街区公園	220	H17.3.31
75	木の本公園	ｷﾉﾓﾄｺｳｴﾝ	大分	津留	南津留129	街区公園	2,217	S48.4.1
567	希望が丘北公園	ｷﾎﾞｳｶﾞｵｶｷﾀｺｳｴﾝ	大分	東大分	希望が丘一丁目1492－56 外	街区公園	1,227	H15.3.31
569	希望が丘自然緑地	ｷﾎﾞｳｶﾞｵｶｼﾞｾﾞﾝﾘｮｸﾁ	大分	東大分	大字下郡字内ヶ迫1362－1	都市緑地	14,362	H15.3.31
566	希望が丘西公園	ｷﾎﾞｳｶﾞｵｶﾆｼｺｳｴﾝ	大分	東大分	希望が丘二丁目1466－6 外	街区公園	1,912	H15.3.31
568	希望が丘西緑地	ｷﾎﾞｳｶﾞｵｶﾆｼﾘｮｸﾁ	大分	東大分	希望が丘一丁目1475－14 外	都市緑地	129	H15.3.31
564	希望が丘東公園	ｷﾎﾞｳｶﾞｵｶﾋｶﾞｼｺｳｴﾝ	大分	東大分	希望が丘二丁目1203－41 外	街区公園	1,364	H15.3.31
565	希望が丘南公園	ｷﾎﾞｳｶﾞｵｶﾐﾅﾐｺｳｴﾝ	大分	東大分	希望が丘二丁目1319－80 外	街区公園	1,608	H15.3.31
587	切戸公園	ｷﾘﾄﾞｺｳｴﾝ	大在	大在	汐見一丁目159	街区公園	2,190	H16.3.31
441	くすのき坂公園	ｸｽﾉｷｻﾞｶｺｳｴﾝ	鶴崎	明治北	大字猪野字猪野下451-10 外	街区公園	1,684	H9.3.31
440	くすのき坂緑地	ｸｽﾉｷｻﾞｶﾘｮｸﾁ	鶴崎	明治北	大字猪野字大下モ374-26	都市緑地	77	H9.3.31
728	九反田公園	ｸﾀﾝﾀﾞｺｳｴﾝ	植田	賀来	賀来西一丁目4080	街区公園	2,500	H27.3.30
744	久原北四つ葉公園	ｸﾊﾞﾙｷﾀﾖﾂﾊﾞｺｳｴﾝ	坂ノ市	坂ノ市	久原北100番	街区公園	2,137	H29.3.31
689	久原公園	ｸﾊﾞﾙｺｳｴﾝ	坂ノ市	坂ノ市	久原南一丁目235番他	近隣公園	16,670	H21.3.31
636	久原中央公園	ｸﾊﾞﾙﾁｭｳｵｳｺｳｴﾝ	坂ノ市	坂ノ市	久原中央三丁目9	街区公園	2,306	H19.3.30
637	久原東公園	ｸﾊﾞﾙﾋｶﾞｼｺｳｴﾝ	坂ノ市	坂ノ市	久原中央四丁目4	街区公園	2,486	H19.3.30
390	久原南公園	ｸﾊﾞﾙﾐﾅﾐｺｳｴﾝ	坂ノ市	坂ノ市	久原南二丁目164番	街区公園	2,063	H4.3.31
631	久保公園	ｸﾎﾞｺｳｴﾝ	大在	大在	汐見二丁目443	街区公園	1,444	H18.3.31
132	久保山児童公園	ｸﾎﾞﾔﾏｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	鶴崎	明治	大字森字久保山983-7 外	街区公園	2,286	S53.3.31
673	久保山ちびっ子公園	ｸﾎﾞﾔﾏﾁﾋﾞｯｺｺｳｴﾝ	鶴崎	明治	大字森字芝田955-11	街区公園	187	H20.3.31
553	倉掛公園	ｸﾗｶｹｺｳｴﾝ	坂ノ市	坂ノ市	坂ノ市南三丁目193番	街区公園	1,618	H14.3.29
550	グランビュー光吉緑地	ｸﾞﾗﾝﾋﾞｭｰﾐﾂﾖｼﾘｮｸﾁ	植田	東植田	大字光吉字長尾1774－4 外	都市緑地	3,190	H14.3.29
597	クリの木広場	ｸﾘﾉｷﾋﾛﾊﾞ	植田	賀来	大字中尾字原1034-4 外	街区公園	297	H17.3.31
20	クローバー公園	ｸﾛｰﾊﾞｰｺｳｴﾝ	大分	春日町	東春日町22	街区公園	1,338	S36.3.31
368	桑原西児童公園	ｸﾜﾊﾞﾙﾆｼｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	賀来	賀来南二丁目3295	街区公園	1,500	S62.3.31
327	桑原東児童公園	ｸﾜﾊﾞﾙﾋｶﾞｼｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	賀来	賀来南一丁目3312	街区公園	1,502	S63.9.30

令和6年3月31日見込み

台帳番号	公園名	名称 半角カナ	地区	小学校区	所在地	分類	面積	開園年月日
513	けいふれあい公園	ｹｲﾌﾚｱｲｺｳｴﾝ	鶴崎	松岡	大字毛井字寺の前491-2	街区公園	295	H12.3.31
113	敬老公園	ｹｲﾛｳｺｳｴﾝ	大分	下郡	大字下郡字ボラケ迫1059-1 外	近隣公園	32,000	S52.4.1
449	けやき台さわやか公園	ｹﾔｷﾀﾞｲｻﾜﾔｶｺｳｴﾝ	大南	戸次	けやき台四丁目2062-205 外	街区公園	2,694	H9.3.31
450	けやき台中央公園	ｹﾔｷﾀﾞｲﾁｭｳｵｳｺｳｴﾝ	大南	戸次	けやき台三丁目2151-17 外	街区公園	2,280	H9.3.31
451	けやき台なかよし公園	ｹﾔｷﾀﾞｲﾅｶﾖｼｺｳｴﾝ	大南	戸次	けやき台一丁目2063-115	街区公園	3,554	H9.3.31
462	けやき台ふれあい公園	ｹﾔｷﾀﾞｲﾌﾚｱｲｺｳｴﾝ	大南	戸次	けやき台三丁目2210-144 外	街区公園	11,019	H10.3.31
452	けやき台わんぱく広場	ｹﾔｷﾀﾞｲﾜﾝﾊﾟｸﾋﾛﾊﾞ	大南	戸次	けやき台二丁目2131-178 外	街区公園	3,847	H9.3.31
262	小池原公園	ｺｲｹﾊﾞﾙｺｳｴﾝ	明野	明野北	大字小池原字池ノ内997-7 他	街区公園	613	S60.12.10
608	公園通り1丁目公園	ｺｳｴﾝﾄﾞｵﾘ1ﾁｮｳﾒｺｳｴﾝ	鶴崎	松岡	公園通り一丁目6751-34 外	街区公園	1,069	H17.3.31
610	公園通り1丁目緑地	ｺｳｴﾝﾄﾞｵﾘ1ﾁｮｳﾒﾘｮｸﾁ	鶴崎	松岡	公園通り一丁目6767-28 外	都市緑地	2,466	H17.3.31
609	公園通り2丁目公園	ｺｳｴﾝﾄﾞｵﾘ2ﾁｮｳﾒｺｳｴﾝ	鶴崎	松岡	公園通り二丁目7693-36	街区公園	1,068	H17.3.31
624	公園通り2丁目緑地	ｺｳｴﾝﾄﾞｵﾘ2ﾁｮｳﾒﾘｮｸﾁ	鶴崎	松岡	公園通り二丁目7693-19 外	都市緑地	13,359	H18.3.31
657	公園通り4丁目公園	ｺｳｴﾝﾄﾞｵﾘ4ﾁｮｳﾒｺｳｴﾝ	鶴崎	松岡	公園通り四丁目7777-17	街区公園	975	H20.3.31
677	公園通り5丁目西公園	ｺｳｴﾝﾄﾞｵﾘ5ﾁｮｳﾒﾆｼｺｳｴﾝ	鶴崎	松岡	公園通り五丁目6316番98	街区公園	836	H21.3.31
676	公園通り5丁目東公園	ｺｳｴﾝﾄﾞｵﾘ5ﾁｮｳﾒﾋｶﾞｼｺｳｴﾝ	鶴崎	松岡	公園通り五丁目6316番52	街区公園	1,332	H21.3.31
349	紅陽台西公園	ｺｳﾖｳﾀﾞｲﾆｼｺｳｴﾝ	明野	明野北	明野北三丁目1813-5	街区公園	1,513	S63.10.29
348	紅陽台東公園	ｺｳﾖｳﾀﾞｲﾋｶﾞｼｺｳｴﾝ	明野	明野北	大字小池原字向原 1770-68	街区公園	908	S63.10.29
788	光涼公園	ｺｳﾘｮｳｺｳｴﾝ	植田	寒田	大字寒田字茶ノ木原800番37外	街区公園	659	R4.3.31
259	国分新町西公園	ｺｸﾌﾞｼﾝﾏﾁﾆｼｺｳｴﾝ	植田	賀来	国分新町1555-16	街区公園	921	S60.8.20
258	国分新町東公園	ｺｸﾌﾞｼﾝﾏﾁﾋｶﾞｼｺｳｴﾝ	植田	賀来	国分新町1492-2	街区公園	1,785	S60.8.20
5	小鹿公園	ｺｼﾞｶｺｳｴﾝ	大分	大道	末広町二丁目31	街区公園	1,051	S26.3.31
684	コスモ公園	ｺｽﾓｺｳｴﾝ	鶴崎	松岡	京が丘南一丁目858番12他	街区公園	9,971	H21.3.31
655	コスモス北公園	ｺｽﾓｽｷﾀｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字森町字砂原通1134-12外	街区公園	1,033	H19.3.30
106	寿児童公園	ｺﾄﾌﾞｷｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	春日町	東春日町 37-2	街区公園	878	S47.3.31
352	小中ツル児童公園	ｺﾅｶﾂﾙｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	下郡	下郡中央三丁目130	街区公園	2,300	H1.3.31
413	此間公園	ｺﾉﾏｺｳｴﾝ	大在	大在	政所二丁目237	街区公園	2,226	H5.3.31
230	こばと児童公園	ｺﾊﾞﾄｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	西の台	高崎三丁目1933-94	街区公園	7,769	S59.3.30
448	コブシ公園	ｺﾌﾞｼｺｳｴﾝ	大南	判田	高江中央一丁目7－1 外	街区公園	1,449	H9.3.31
484	古墳山公園	ｺﾌﾝﾔﾏｺｳｴﾝ	大分	西の台	大字三芳字宮畑1895-22 外	風致公園	2,082	H11.3.31
572	境目公園	ｻｶｲﾒｺｳｴﾝ	大分	下郡	下郡南二丁目101	街区公園	2,546	H15.3.31
688	坂ノ市公園	ｻｶﾉｲﾁｺｳｴﾝ	坂ノ市	坂ノ市	坂ノ市西一丁目193番	近隣公園	18,447	H21.3.31
160	さくら公園	ｻｸﾗｺｳｴﾝ	大分	春日町	大字生石字久保田410-1	街区公園	2,762	S55.10.1
438	桜ヒルズ北公園	ｻｸﾗﾋﾙｽﾞｷﾀｺｳｴﾝ	植田	横瀬	大字田原字平1068-16 外	街区公園	554	H9.3.31
466	桜ヒルズ公園	ｻｸﾗﾋﾙｽﾞｺｳｴﾝ	植田	横瀬	大字田原字迫1161-11 外	街区公園	3,711	H10.3.31
439	桜ヒルズ西緑地	ｻｸﾗﾋﾙｽﾞﾆｼﾘｮｸﾁ	植田	横瀬	大字横瀬字仲ノ城518-209	都市緑地	640	H9.3.31
329	桜ヒルズ緑地	ｻｸﾗﾋﾙｽﾞﾘｮｸﾁ	植田	横瀬	大字田原字迫1161-2	都市緑地	420	H10.3.31
611	笹尾池緑地	ｻｻｵｲｹﾘｮｸﾁ	鶴崎	松岡	公園通り西一丁目6675-10 外	都市緑地	61,429	H17.3.31
423	ささむた苑公園	ｻｻﾑﾀｴﾝｺｳｴﾝ	植田	寒田	大字寒田字貴船 1554番50 外	街区公園	1,119	H7.3.31
514	西寒多公園	ｻｻﾑﾀｺｳｴﾝ	植田	寒田	大字寒田字下向ツル1479-3 外	街区公園	694	H12.3.31
297	さつき公園	ｻﾂｷｺｳｴﾝ	大分	下郡	大字下郡字年ノ神 1553-1	街区公園	515	S61.4.17
411	里中公園	ｻﾄﾅｶｺｳｴﾝ	坂ノ市	小佐井	里三丁目147番	街区公園	2,015	H5.3.31
734	さなぎ公園	ｻﾅｷﾞｺｳｴﾝ	大南	戸次	大字中戸次字若宮1521番10外	街区公園	163	H28.3.31
378	佐野植物公園	ｻﾉｼｮｸﾌﾞﾂｺｳｴﾝ	坂ノ市	丹生	大字佐野字姥石 3452-2	植物公園	85,792	H1.3.31
313	佐野中央児童公園	ｻﾉﾁｭｳｵｳｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	坂ノ市	丹生	大字佐野字南4363-2	街区公園	7,506	S60.3.31
276	佐野なかよし児童公園	ｻﾉﾅｶﾖｼｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	坂ノ市	丹生	大字佐野字南4363-1	街区公園	1,772	S60.3.31
312	佐野西緑地	ｻﾉﾆｼﾘｮｸﾁ	坂ノ市	丹生	大字佐野字北4122-1	都市緑地	1,288	S60.3.31
311	佐野東緑地	ｻﾉﾋｶﾞｼﾘｮｸﾁ	坂ノ市	丹生	大字佐野字北4122-2 外	都市緑地	1,096	S60.3.31
580	佐野ふれあい公園	ｻﾉﾌﾚｱｲｺｳｴﾝ	坂ノ市	丹生	大分流通業務団地二丁目1-2 外	近隣公園	21,730	H16.3.31

令和6年3月31日見込み

台帳番号	公園名	名称 半角カナ	地区	小学校区	所在地	分類	面積	開園年月日
733	サンシャイン横尾公園	ｻﾝｼｬｲﾝﾖｺｵｺｳｴﾝ	鶴崎	明治	大字横尾字西新田3965番5.6	街区公園	460	H28.3.31
798	サンシャイン横尾第2公園	ｻﾝｼｬｲﾝﾖｺｵﾀﾞｲﾆｺｳｴﾝ	鶴崎	明治	大字横尾字新田4309番17外	街区公園	694	R4.10.6
757	山荘通り1号緑地	ｻﾝｿｳﾄﾞｵﾘ1ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	西の台	高崎一丁目1532番2外	都市緑地	119	H31.3.29
664	山荘通り2号緑地	ｻﾝｿｳﾄﾞｵﾘ2ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	西の台	大字駄原字柳井迫1445-17 外	都市緑地	1,520	H20.3.31
658	山荘通り3号緑地	ｻﾝｿｳﾄﾞｵﾘ3ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	西の台	大字駄原字大高尾1525-52	都市緑地	673	H20.3.31
663	山荘通り公園	ｻﾝｿｳﾄﾞｵﾘｺｳｴﾝ	大分	西の台	大字駄原字柳井迫1445-38	街区公園	1,561	H20.3.31
520	サンヒルズすくすくぱーく	ｻﾝﾋﾙｽﾞｽｸｽｸﾊﾟｰｸ	大分	桃園	大字千歳字土井ノ内2059-22 外	街区公園	155	H12.3.31
618	サンランド猪野公園	ｻﾝﾗﾝﾄﾞｲﾉｺｳｴﾝ	鶴崎	明治	大字猪野字地蔵本21-21	街区公園	147	H18.3.31
752	サンレスコ皆春公園	ｻﾝﾚｽｺﾐﾅﾊﾙｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字皆春字三舛代880番17外	街区公園	191	H30.3.30
270	椎迫児童公園	ｼｲｻﾞｺｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	西の台	大字三芳字西園1775	街区公園	7,017	S61.3.31
774	潮かぜ公園	ｼｵｶｾﾞｺｳｴﾝ	大分	碩田	大字勢家字芦崎1099番4	街区公園	1,466	R2.3.31
427	敷戸駅北町公園	ｼｷﾄﾞｴｷｷﾀﾏﾁｺｳｴﾝ	植田	鴛野	大字鴛野字行衛979番10 外	街区公園	695	H7.3.31
72	敷戸北公園	ｼｷﾄﾞｷﾀｺｳｴﾝ	植田	敷戸	敷戸北町633-3	街区公園	476	S48.3.31
47	敷戸公園	ｼｷﾄﾞｺｳｴﾝ	植田	敷戸	敷戸南町253-3	近隣公園	8,197	S47.3.31
713	敷戸桜坂公園	ｼｷﾄﾞｻｸﾗｻﾞｶｺｳｴﾝ	植田	敷戸	敷戸台一丁目370番104	街区公園	306	H26.3.31
73	敷戸中公園	ｼｷﾄﾞﾅｶｺｳｴﾝ	植田	敷戸	敷戸東町1175-204 外	街区公園	843	S48.3.31
82	敷戸西公園	ｼｷﾄﾞﾆｼｺｳｴﾝ	植田	鴛野	敷戸新町329-7 外	街区公園	3,282	S48.4.1
794	敷戸西幼児公園	ｼｷﾄﾞﾆｼｮｳｼﾞｺｳｴﾝ	植田	敷戸	敷戸西町314番84	街区公園	205	R4.10.6
83	敷戸東公園	ｼｷﾄﾞﾋｶﾞｼｺｳｴﾝ	植田	敷戸	敷戸東町1282-27 外	街区公園	1,203	S48.3.31
84	敷戸芳河原公園	ｼｷﾄﾞﾎｳｶﾞﾜﾗｺｳｴﾝ	植田	敷戸	敷戸東町1282-22 外	街区公園	706	S48.3.31
71	敷戸みどり公園	ｼｷﾄﾞﾐﾄﾞﾘｺｳｴﾝ	植田	敷戸	敷戸東町1282-44 外	街区公園	1,379	S48.3.26
74	敷戸南公園	ｼｷﾄﾞﾐﾅﾐｺｳｴﾝ	植田	敷戸	敷戸南町1175-278 外	街区公園	1,052	S48.3.31
793	敷戸緑地	ｼｷﾄﾞﾘｮｸﾁ	植田	敷戸	敷戸南町1182番276	都市緑地	1,143	R4.10.6
304	地蔵山公園	ｼﾞｿﾞｳﾔﾏｺｳｴﾝ	大在	大在西	大字志村字丸ノ口61-2	街区公園	3,519	S34.6.29
473	志村公園	ｼﾑﾗｺｳｴﾝ	大在	大在西	志村一丁目195	街区公園	2,622	H10.3.31
236	下組公園	ｼﾓｸﾞﾐｺｳｴﾝ	鶴崎	明治	大字森字久保山978-5 外	総合公園	6,625	S59.3.31
790	下郡あおぞら公園	ｼﾓｺﾞｵﾘｱｵｿﾞﾗｺｳｴﾝ	大分	下郡	下郡南四丁目132番外	近隣公園	25,299	R4.3.31
154	下芹公園	ｼﾓｾﾘｺｳｴﾝ	植田	稙田	大字市字穴田475－1 外	街区公園	3,723	S55.4.1
641	下芹第二公園	ｼﾓｾﾘﾀﾞｲ2ｺｳｴﾝ	植田	稙田	大字市字池田1034	街区公園	1,357	H19.3.30
614	下寒田公園	ｼﾓｿｳﾀﾞｺｳｴﾝ	植田	寒田	大字寒田字竹ノ内迫ノ奥1211-8 外	街区公園	849	H17.3.31
579	下鶴崎ちびっ子公園	ｼﾓﾂﾙｻｷﾁﾋﾞｯｺｳｴﾝ	鶴崎	鶴崎	大字鶴崎字家形2388-1	街区公園	98	H16.3.31
491	下畑公園	ｼﾓﾊﾀｺｳｴﾝ	大分	南大分	畑中四丁目378-17	街区公園	129	H11.3.31
372	下原公園	ｼﾓﾊﾞﾙｺｳｴﾝ	植田	宗方	松が丘四丁目1837-20 外	街区公園	203	H3.3.31
4	ジャングル公園	ｼﾞｬﾝｸﾞﾙｺｳｴﾝ	大分	碩田	都町三丁目54	街区公園	5,701	S27.3.31
112	松栄山公園	ｼｮｳｴｲｻﾞﾝｺｳｴﾝ	明野	明野西	大字牧字松栄山1420	風致公園	53,763	S54.4.1
11	浄水池公園	ｼﾞｮｳｽｲﾁｺｳｴﾝ	大分	大道	大字三芳字二重地内	街区公園	1,836	S26.9.30
201	城東公園	ｼﾞｮｳﾄｳｺｳｴﾝ	大分	東大分	牧二丁目260	街区公園	1,998	S51.3.31
130	城東なかよし公園	ｼﾞｮｳﾄｳﾅｶﾖｼｺｳｴﾝ	大分	東大分	城東町176	街区公園	2,043	S53.3.31
428	城南かいだい公園	ｼﾞｮｳﾅﾝｶｲﾀﾞｲｺｳｴﾝ	大分	城南	大字永興字開臺856番42	街区公園	712	H7.3.31
53	城南公園	ｼﾞｮｳﾅﾝｺｳｴﾝ	大分	城南	城南南一丁目910-40	街区公園	1,166	S47.3.31
99	城南東児童公園	ｼﾞｮｳﾅﾝﾋｶﾞｼｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	城南	城南北一丁目992-1	街区公園	1,659	S50.7.31
414	城南らくがき公園	ｼﾞｮｳﾅﾝﾗｸｶﾞｷｺｳｴﾝ	大分	城南	城南南一丁目604-40	街区公園	739	H5.3.31
735	庄の原さんかく公園	ｼｮｳﾉﾊﾙｻﾝｶｸｺｳｴﾝ	大分	南大分	大字永興字岩土台850番22.23	街区公園	209	H28.3.31
274	庄ノ原児童公園	ｼｮｳﾉﾊﾙｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	城南	大字荏隈字庄ノ原1678-2 外	街区公園	3,600	S61.3.31
77	庄ノ原中央公園	ｼｮｳﾉﾊﾙﾁｭｳｵｳｺｳｴﾝ	大分	城南	大字永興字庄ノ原1829-4 外	街区公園	595	S48.4.1
546	城原台公園	ｼﾞｮｳﾊﾙﾀﾞｲｺｳｴﾝ	大在	大在	大字城原字蓮池2472-38 外	街区公園	587	H14.3.29
547	城原台第2公園	ｼﾞｮｳﾊﾙﾀﾞｲﾀﾞｲ2ｺｳｴﾝ	大在	大在	大字城原字狐迫2288-36 外	街区公園	351	H14.3.29
548	城原台第3公園	ｼﾞｮｳﾊﾙﾀﾞｲﾀﾞｲ3ｺｳｴﾝ	大在	大在	大字城原字狐迫2288-45 外	街区公園	118	H14.3.29

令和6年3月31日見込み

台帳番号	公園名	名称 半角カナ	地区	小学校区	所在地	分類	面積	開園年月日
231	しらさぎ児童公園	ｼﾗｻｷﾞｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	西の台	高崎三丁目1877-151	街区公園	994	S59.3.30
202	白滝南公園	ｼﾗﾀｷﾐﾅﾐｺｳｴﾝ	大分	東大分	高城西町146	街区公園	1,152	S52.4.1
384	シルバー公園	ｼﾙﾊﾞｰｺｳｴﾝ	明野	明野西	明野高尾三丁目6－2	街区公園	1,808	H4.3.31
16	城崎公園	ｼﾛｻｷｺｳｴﾝ	大分	長浜	大手町三丁目23	街区公園	1,237	S35.3.31
105	城下西児童公園	ｼﾛｼﾀﾆｼｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	東大分	高城西町258	街区公園	1,273	S51.3.31
104	城下東児童公園	ｼﾛｼﾀﾋｶﾞｼｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	東大分	高城西町360	街区公園	998	S51.3.31
617	城の内公園	ｼﾛﾉｳﾁｺｳｴﾝ	大分	下郡	下郡北二丁目211	街区公園	1,994	H17.3.31
66	新貝平和公園	ｼﾝｶﾞｲﾍｲﾜｺｳｴﾝ	大分	日岡	原新町155	街区公園	8,423	S48.3.31
19	新川公園	ｼﾝｶﾜｺｳｴﾝ	大分	碩田	新川町一丁目1244番7外	街区公園	2,608	S34.10.1
178	新川ちびっこ公園	ｼﾝｶﾜﾁﾋﾞｯｺｺｳｴﾝ	大分	碩田	新川町一丁目1221番1	街区公園	1,549	S58.4.1
800	新・京が丘西第1公園	ｼﾝｷｮｳｶﾞｵｶﾆｼﾀﾞｲｲﾁｺｳｴﾝ	鶴崎	松岡	大字下判田字ウド1471番13外	街区公園	3,171	R5.2.20
801	新・京が丘西第2公園	ｼﾝｷｮｳｶﾞｵｶﾆｼﾀﾞｲﾆｺｳｴﾝ	鶴崎	松岡	大字下判田字大末道550番389外	街区公園	2,566	R5.12.6
763	新・京が丘東第1公園	ｼﾝｷｮｳｶﾞｵｶﾋｶﾞｼﾀﾞｲｲﾁｺｳｴﾝ	鶴崎	松岡	京が丘南四丁目578番84外	街区公園	573	H31.3.29
771	新・京が丘東第3公園	ｼﾝｷｮｳｶﾞｵｶﾋｶﾞｼﾀﾞｲｻﾝｺｳｴﾝ	鶴崎	松岡	京が丘南四丁目580番405外	街区公園	511	R2.3.31
770	新・京が丘東第2公園	ｼﾝｷｮｳｶﾞｵｶﾋｶﾞｼﾀﾞｲﾆｺｳｴﾝ	鶴崎	松岡	京が丘南四丁目580番402外	街区公園	539	R2.3.31
13	神宮寺浦公園	ｼﾞﾝｸﾞｳｼﾞｳﾗｺｳｴﾝ	大分	春日町	勢家町四丁目844-1	歴史公園	483	S31.3.31
33	新堀公園	ｼﾝﾎﾞﾘｺｳｴﾝ	鶴崎	鶴崎	北鶴崎二丁目45	街区公園	2,548	S45.4.1
591	スカイコート大在公園	ｽｶｲｺｰﾄｵｵｻﾞｲｺｳｴﾝ	大在	大在	大字城原字大久保613-10	街区公園	416	H17.3.31
645	スカイコート志村公園	ｽｶｲｺｰﾄｼﾑﾗｺｳｴﾝ	大在	大在西	大字志村字谷ヶ迫227-23 外	街区公園	251	H19.3.30
430	須賀公園	ｽｶﾞｺｳｴﾝ	大在	大在西	須賀二丁目100	街区公園	2,275	H7.3.31
263	すくすく公園	ｽｸｽｸｺｳｴﾝ	鶴崎	松岡	大字松岡字下夕田4960-15 外	街区公園	576	S61.1.25
682	スバル公園	ｽﾊﾞﾙｺｳｴﾝ	鶴崎	松岡	京が丘南二丁目832番73他	街区公園	3,493	H21.3.31
424	スポットプラザ公園	ｽﾎﾟｯﾄﾌﾟﾗｻﾞｺｳｴﾝ	植田	寒田	大字寒田字門田743番16 外	街区公園	207	H7.3.31
356	住吉川河川緑地1号緑地	ｽﾐﾖｼｶﾞﾜｶｾﾝﾘｮｸﾁ1ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	碩田	碩田町一丁目5749-11	都市緑地	397	H2.3.31
373	住吉川河川緑地3号緑地	ｽﾐﾖｼｶﾞﾜｶｾﾝﾘｮｸﾁ3ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	西の台	西大道二丁目108-45 外	都市緑地	227	H3.3.31
357	住吉川河川緑地4号緑地	ｽﾐﾖｼｶﾞﾜｶｾﾝﾘｮｸﾁ4ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	西の台	大字勢家字河原1210-8	都市緑地	432	H2.3.31
358	住吉川河川緑地5号緑地	ｽﾐﾖｼｶﾞﾜｶｾﾝﾘｮｸﾁ5ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	大道	西大道二丁目582-5 外	都市緑地	485	H2.3.31
359	住吉川河川緑地6号緑地	ｽﾐﾖｼｶﾞﾜｶｾﾝﾘｮｸﾁ6ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	西の台	西大道四丁目594-3	都市緑地	60	H2.3.31
360	住吉川河川緑地7号緑地	ｽﾐﾖｼｶﾞﾜｶｾﾝﾘｮｸﾁ7ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	西の台	大字三芳字折立下692-7 外	都市緑地	200	H2.3.31
400	すみれ北公園	ｽﾐﾚｷﾀｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	森町北三丁目366-22外	街区公園	363	H5.3.31
48	すみれ公園	ｽﾐﾚｺｳｴﾝ	植田	敷戸	敷戸西町1182-132	街区公園	2,015	S46.1.11
399	すみれ中央公園	ｽﾐﾚﾁｭｳｵｳｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	森町西四丁目207-23	街区公園	693	H5.3.31
398	すみれ西公園	ｽﾐﾚﾆｼｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	森町西三丁目139-46	街区公園	762	H5.3.31
660	すみれ平田通り公園	ｽﾐﾚﾋﾗﾀﾄﾞｵﾘｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	森町西二丁目75-31外	街区公園	621	H20.3.31
374	すみれ南公園	ｽﾐﾚﾐﾅﾐｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	森町西五丁目245-4外	街区公園	1,932	H3.3.31
161	星和台北公園	ｾｲﾜﾀﾞｲｷﾀｺｳｴﾝ	植田	敷戸	星和台二丁目639-24	街区公園	2,856	S56.2.3
163	星和台西公園	ｾｲﾜﾀﾞｲﾆｼｺｳｴﾝ	植田	敷戸	星和台一丁目482-17 外	街区公園	1,157	S56.2.3
162	星和台南公園	ｾｲﾜﾀﾞｲﾐﾅﾐｺｳｴﾝ	植田	敷戸	星和台二丁目418-14 外	街区公園	1,259	S56.2.3
68	千才蔵田緑地	ｾﾝｻﾞｲｸﾗﾀﾘｮｸﾁ	大分	桃園	寺崎町一丁目1	都市緑地	907	S48.3.31
137	千才児童公園	ｾﾝｻﾞｲｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	桃園	大字千歳字土井ノ内2056	街区公園	3,782	S54.4.1
375	そうけ公園	ｿｳｹｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字森町字ｿｳｹ田通411-72外	街区公園	457	H3.3.31
126	寒田あたご児童公園	ｿｳﾀﾞｱﾀｺﾞｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	寒田	大字寒田字愛宕平816-6 外	街区公園	3,100	S53.4.1
483	寒田北緑地	ｿｳﾀﾞｷﾀﾘｮｸﾁ	植田	寒田	大字寒田字見取975-40 外	都市緑地	1,937	H10.7.24
138	寒田公園	ｿｳﾀﾞｺｳｴﾝ	植田	寒田	大字寒田字八久保657-17 外	近隣公園	17,506	S54.4.1
119	寒田こさこ児童公園	ｿｳﾀﾞｺｻｺｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	寒田	大字寒田字見取975-6	街区公園	3,103	S52.4.1
776	寒田山荘通り公園	ｿｳﾀﾞｻﾝｿｳﾄﾞｵﾘｺｳｴﾝ	植田	寒田	大字寒田字財間1245番9外	街区公園	150	R3.3.31
124	寒田とどろき児童公園	ｿｳﾀﾞﾄﾄﾞﾛｷｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	寒田	大字寒田字箕畑449-5 外	街区公園	2,797	S53.4.1
125	寒田中児童公園	ｿｳﾀﾞﾅｶｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	寒田	大字寒田字狐迫624-9	街区公園	2,596	S53.4.1

令和6年3月31日見込み

台帳番号	公園名	名称 半角カナ	地区	小学校区	所在地	分類	面積	開園年月日
717	寒田藤の香公園	ｿｳﾀﾞﾌｼﾞﾉｶｺｳｴﾝ	植田	寒田	大字寒田1144番13外	街区公園	346	H26.3.31
653	寒田ふれあい公園	ｿｳﾀﾞﾌﾚｱｲｺｳｴﾝ	植田	寒田	大字寒田字日ヶ出平1446-78 外	街区公園	562	H19.3.30
666	寒田南公園	ｿｳﾀﾞﾐﾅﾐｺｳｴﾝ	植田	寒田	大字寒田字和田平316-13 外	街区公園	224	H20.3.31
707	寒田みはらし公園	ｿｳﾀﾞﾐﾊﾗｼｺｳｴﾝ	植田	寒田	大字宮崎字原1586番4 外	街区公園	383	H25.3.31
708	寒田みはらし緑地	ｿｳﾀﾞﾐﾊﾗｼﾘｮｸﾁ	植田	寒田	大字宮崎字原1586番9	都市緑地	873	H25.3.31
693	第二西寒多公園	ﾀﾞｲ2ｻｻﾑﾀｺｳｴﾝ	植田	寒田	大字寒田字御座1530番16	街区公園	318	H22.3.31
212	第2桃園児童公園	ﾀﾞｲ2ﾓﾓｿﾞﾉｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	桃園	大字千歳字メグリ1878-49	街区公園	2,755	S59.1.23
692	第三西寒多公園	ﾀﾞｲ3ｻｻﾑﾀｺｳｴﾝ	植田	寒田	大字寒田字日ヶ出口1437番9 外	街区公園	405	H22.3.31
545	だいもん公園	ﾀﾞｲﾓﾝｺｳｴﾝ	大分	滝尾	大字片島字大門6－46 外	街区公園	476	H14.3.29
429	高江いきいき公園	ﾀｶｴｲｷｲｷｺｳｴﾝ	大南	判田	高江西一丁目4328番8	広場公園	11,258	H7.3.31
410	高江中央公園	ﾀｶｴﾁｭｳｵｳｺｳｴﾝ	大南	判田	高江南三丁目2	近隣公園	24,041	H5.3.31
482	高江西緑地	ﾀｶｴﾆｼﾘｮｸﾁ	大南	判田	高江西二丁目18 外	都市緑地	32,701	H11.3.31
651	高江ハイツ公園	ﾀｶｴﾊｲﾂｺｳｴﾝ	植田	鴛野	大字旦野原字連田910-89 外	街区公園	314	H19.3.30
481	高江南緑地	ﾀｶｴﾐﾅﾐﾘｮｸﾁ	大南	判田	高江南二丁目49 外	都市緑地	43,351	H11.3.31
475	高尾1号公園	ﾀｶｵ1ｺﾞｳｺｳｴﾝ	明野	明野東	明野高尾二丁目4466-71	街区公園	4,009	H11.3.31
476	高尾2号公園	ﾀｶｵ2ｺﾞｳｺｳｴﾝ	明野	明野東	明野高尾一丁目4490-136 外	街区公園	4,178	H11.3.31
213	高尾池児童公園	ﾀｶｵｲｹｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	田尻	ふじが丘西三丁目897-32	街区公園	2,047	S59.1.24
749	高崎台青空公園	ﾀｶｻｷﾀﾞｲｱｵｿﾞﾗｺｳｴﾝ	大分	春日町	大字駄原字丸尾2122番16外	街区公園	1,879	H30.3.30
436	高地公園	ﾀｶｼﾞｺｳｴﾝ	大在	大在西	角子原一丁目154-21	街区公園	2,847	H8.4.1
171	高城公園	ﾀｶｼﾞｮｳｺｳｴﾝ	明野	明野北	東原一丁目337-48	街区公園	989	S56.10.30
729	高城台青空公園	ﾀｶｼﾞｮｳﾀﾞｲｱｵｿﾞﾗｺｳｴﾝ	大分	桃園	大字千歳551番18外	街区公園	495	H27.3.30
741	高城台青空緑地	ﾀｶｼﾞｮｳﾀﾞｲｱｵｿﾞﾗﾘｮｸﾁ	明野	明野北	大字千歳580番120外	都市緑地	1,765	H28.3.31
237	高城台北公園	ﾀｶｼﾞｮｳﾀﾞｲｷﾀｺｳｴﾝ	明野	明野北	大字千歳字中尾438-4	街区公園	2,279	S59.9.11
199	高城台西公園	ﾀｶｼﾞｮｳﾀﾞｲﾆｼｺｳｴﾝ	明野	明野北	大字東明野字則小池1350-48	街区公園	1,749	S58.3.10
198	高城台東公園	ﾀｶｼﾞｮｳﾀﾞｲﾋｶﾞｼｺｳｴﾝ	明野	明野北	大字小池原字奈良原1320-2	街区公園	2,389	S58.3.10
321	高城むつみ公園	ﾀｶｼﾞｮｳﾑﾂﾐｺｳｴﾝ	明野	明野北	大字千歳字丸尾488-1	街区公園	1,704	S61.12.17
667	高田常行公園	ﾀｶﾀﾂﾈﾕｷｺｳｴﾝ	鶴崎	高田	大字常行字弐本木35-35 外	街区公園	809	H20.3.31
30	高松児童公園	ﾀｶﾏﾂｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	日岡	高松一丁目6	街区公園	6,616	S45.4.1
86	高松西公園	ﾀｶﾏﾂﾆｼｺｳｴﾝ	大分	日岡	日吉町260	街区公園	8,252	S49.4.1
227	高見児童公園	ﾀｶﾐｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	東大分	牧三丁目234	街区公園	2,338	S52.4.1
504	田尻さくら緑地	ﾀｼﾞﾘｻｸﾗﾘｮｸﾁ	植田	田尻	大字岡川字大原100-113 外	都市緑地	2,287	H12.3.31
156	田尻なかよし公園	ﾀｼﾞﾘﾅｶﾖｼｺｳｴﾝ	植田	田尻	田尻中央645-30 外	街区公園	5,032	S55.1.8
562	田尻ニュータウン緑地	ﾀｼﾞﾘﾆｭｰﾀｳﾝﾘｮｸﾁ	植田	田尻	大字岡川字稗ノウ5－3 外	都市緑地	31,983	H15.3.31
157	田尻ひまわり公園	ﾀｼﾞﾘﾋﾏﾜﾘｺｳｴﾝ	植田	田尻	田尻東1450-42 外	街区公園	6,681	S55.1.8
155	田尻みどり公園	ﾀｼﾞﾘﾐﾄﾞﾘｺｳｴﾝ	植田	田尻	田尻北620-23	街区公園	4,400	S55.1.8
533	田尻みなみ公園	ﾀｼﾞﾘﾐﾅﾐｺｳｴﾝ	植田	田尻	田尻南二丁目27-11 外	街区公園	6,832	H13.3.30
273	たちばな児童公園	ﾀﾁﾊﾞﾅｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	西の台	高尾台二丁目1806-5	街区公園	2,791	S61.3.31
24	田中公園	ﾀﾅｶｺｳｴﾝ	大分	南大分	田中町二丁目482-6 外	街区公園	924	S37.4.25
516	谷ヶ迫公園	ﾀﾆｶﾞｻｺｺｳｴﾝ	大在	大在西	大字志村字谷ヶ迫640-15	街区公園	156	H12.3.31
615	田ノ浦ビーチ	ﾀﾉｳﾗﾋﾞｰﾁ	大分	神崎	大字神崎字浜4253 外	総合公園	203,694	H17.3.31
102	駄原総合運動公園	ﾀﾞﾉﾊﾙｿｳｺﾞｳｳﾝﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	西の台	新春日町一丁目2881-18	運動公園	50,100	S28.4.7
26	田室公園	ﾀﾑﾛｺｳｴﾝ	大分	大道	新町103	街区公園	1,316	S28.12.10
458	旦野原緑地	ﾀﾞﾝﾉﾊﾙﾘｮｸﾁ	植田	鴛野	大字旦野原字ササコエ860-169	都市緑地	143	H10.3.31
605	茶屋台団地公園	ﾁｬﾔﾀﾞｲﾀﾞﾝﾁｺｳｴﾝ	大分	八幡	大字八幡字東茶屋台1933-56 外	街区公園	521	H17.3.31
575	長者ヶ丘公園	ﾁｮｳｼﾞｬｶﾞｵｶｺｳｴﾝ	大分	桃園	大字千歳字横原511-4 外	街区公園	296	H16.3.31
422	月ヶ平公園	ﾂｷｶﾞﾋﾗｺｳｴﾝ	大在	大在	大字政所字月平3211番1 外	街区公園	1,476	H7.3.31
698	月ヶ平東公園	ﾂｷｶﾞﾋﾗﾋｶﾞｼｺｳｴﾝ	大在	大在	大字政所字月平3331番14 外	街区公園	958	H23.3.31
425	常行むつみ公園	ﾂﾈﾕｷﾑﾂﾐｺｳｴﾝ	鶴崎	高田	大字常行字後田105番14	街区公園	442	H7.3.31

令和6年3月31日見込み

台帳番号	公園名	名称 半角カナ	地区	小学校区	所 在 地	分類	面積	開園年月日
525	角子原1号緑地	ﾂﾉｺﾊﾞﾙ1ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大在	大在西	角子原一丁目1032	都市緑地	256	H12.3.31
526	角子原2号緑地	ﾂﾉｺﾊﾞﾙ2ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大在	大在西	角子南二丁目1001	都市緑地	163	H12.3.31
527	角子原3号緑地	ﾂﾉｺﾊﾞﾙ3ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大在	大在西	角子原二丁目1009	都市緑地	249	H12.3.31
751	角子原公園	ﾂﾉｺﾊﾞﾙｺｳｴﾝ	大在	大在西	大字角子原964番4外	街区公園	223	H30.3.30
323	つばさ児童公園	ﾂﾊﾞｻｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	春日町	王子西町50番	街区公園	621	S63.3.31
714	つばめ公園	ﾂﾊﾞﾒｺｳｴﾝ	大分	西の台	高崎一丁目1788番26外	街区公園	246	H26.3.31
116	津守下田児童公園	ﾂﾓﾘｼﾓﾀﾞｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	森岡	大字津守141－3	街区公園	4,069	S52.3.31
576	津守みはらし公園	ﾂﾓﾘﾐﾊﾗｼｺｳｴﾝ	大分	森岡	大字津守字後ヶ迫632-2 外	街区公園	443	H16.3.31
101	津留運動公園	ﾂﾙｳﾝﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	舞鶴	西浜29－1	運動公園	66,358	S26.4.1
612	鶴工台公園	ﾂﾙｺｳﾀﾞｲｺｳｴﾝ	鶴崎	明治北	大字葛木字井ノ谷590-21 外	街区公園	294	H17.3.31
515	鶴崎グリーン公園	ﾂﾙｻｷｸﾞﾘｰﾝｺｳｴﾝ	鶴崎	鶴崎	大字鶴崎字西浜1642-16 外	街区公園	240	H12.3.31
61	鶴崎公園	ﾂﾙｻｷｺｳｴﾝ	鶴崎	鶴崎	東鶴崎一丁目1772-1	近隣公園	20,000	S48.3.31
654	鶴崎こすもす公園	ﾂﾙｻｷｺｽﾓｽｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字森字竹之ノ下107-4	街区公園	2,079	H19.3.30
541	鶴崎スポーツパーク	ﾂﾙｻｷｽﾎﾟｰﾂﾊﾟｰｸ	鶴崎	鶴崎	大字鶴崎字竹藤88－1 外	総合公園	43,765	H13.11.30
435	寺園公園	ﾃﾗｿﾞﾉｺｳｴﾝ	大在	大在	横田一丁目388	街区公園	7,834	H8.4.1
8	天神島公園	ﾃﾝｼﾞﾝｼﾞﾏｺｳｴﾝ	大分	碩田	中島東三丁目6456 外	街区公園	2,480	S28.3.30
537	天神平公園	ﾃﾝｼﾞﾝﾀﾞｲﾗｺｳｴﾝ	大分	春日町	王子山の手町1640-65	街区公園	835	H13.3.30
246	天神谷公園	ﾃﾝｼﾞﾝﾀﾞﾆｺｳｴﾝ	大分	南大分	旭町1388-1	街区公園	661	S60.3.30
176	天然塚公園	ﾃﾝﾈﾝﾂﾞｶｺｳｴﾝ	明野	明野北	明野北四丁目2418	地区公園	41,560	S55.7.1
210	天領児童公園	ﾃﾝﾘｮｳｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	東植田	大字田尻字東山田530-41	街区公園	1,380	S58.11.22
691	堂園公園	ﾄﾞｳｿﾞﾉｺｳｴﾝ	鶴崎	高田	大字関園字壱本木117番77外	街区公園	612	H22.3.31
254	東野台1号緑道	ﾄｳﾉﾀﾞｲ1ｺﾞｳﾘｮｸﾄﾞｳ	植田	賀来	東野台一丁目101-1 外	緑道	910	S60.6.27
255	東野台2号緑道	ﾄｳﾉﾀﾞｲ2ｺﾞｳﾘｮｸﾄﾞｳ	植田	賀来	東野台二丁目101-15	緑道	89	S60.6.27
256	東野台3号緑道	ﾄｳﾉﾀﾞｲ3ｺﾞｳﾘｮｸﾄﾞｳ	植田	賀来	東野台二丁目101-16	緑道	908	S60.6.27
257	東野台4号緑道	ﾄｳﾉﾀﾞｲ4ｺﾞｳﾘｮｸﾄﾞｳ	植田	賀来	東野台二丁目101-13	緑道	1,147	S60.6.27
252	東野台なかよし公園	ﾄｳﾉﾀﾞｲﾅｶﾖｼｺｳｴﾝ	植田	賀来	東野台二丁目15	街区公園	4,532	S60.6.27
253	東野台ファミリー公園	ﾄｳﾉﾀﾞｲﾌｧﾐﾘｰｺｳｴﾝ	植田	賀来	東野台一丁目18	街区公園	2,642	S60.6.27
186	東木公園	ﾄｳﾓｸｺｳｴﾝ	植田	鴛野	大字鴛野字山ノ下1022-10	街区公園	450	S58.1.25
795	徳島公園	ﾄｸｼﾏｺｳｴﾝ	鶴崎	鶴崎	徳島三丁目2081番1	街区公園	365	R4.10.6
39	豊原公園	ﾄﾖﾊﾗｺｳｴﾝ	大分	日岡	日岡三丁目3	街区公園	2,695	S46.4.1
303	どんぐり公園	ﾄﾝｸﾞﾘｺｳｴﾝ	植田	敷戸	芳河原台646-6 外	街区公園	584	S61.10.1
626	内陸工業団地北緑地	ﾅｲﾘｸｺｳｷﾞｮｳﾀﾞﾝﾁｷﾀﾘｮｸﾁ	大在	大在西	大字政所字上中原2881-1 外	都市緑地	15,917	H18.3.31
650	内陸工業団地西緑地	ﾅｲﾘｸｺｳｷﾞｮｳﾀﾞﾝﾁﾆｼﾘｮｸﾁ	坂ノ市	丹生	大字丹生字上中尾765-1 外	都市緑地	2,020	H19.3.30
649	内陸工業団地東緑地	ﾅｲﾘｸｺｳｷﾞｮｳﾀﾞﾝﾁﾋｶﾞｼﾘｮｸﾁ	坂ノ市	丹生	大字一木字炭床218-1 外	都市緑地	4,132	H19.3.30
320	ながおいけ公園	ﾅｶﾞｵｲｹｺｳｴﾝ	植田	東植田	大字光吉字長尾1764-13 外	街区公園	274	S62.12.9
578	中新田公園	ﾅｶｼﾝﾃﾞﾝｺｳｴﾝ	大分	豊府	古国府六丁目801番5	街区公園	187	H16.3.31
803	中筋ふれあい公園	ﾅｶｽｼﾞﾌﾚｱｲｺｳｴﾝ	鶴崎	明治	横尾東町三丁目269番	街区公園	6,303	R6.3.29
59	仲西公園	ﾅｶﾆｼｺｳｴﾝ	大分	桃園	仲西町一丁目9	街区公園	2,369	S47.3.31
351	中戸次公園	ﾅｶﾍﾂｷﾞｺｳｴﾝ	大南	戸次	大字中戸次字若宮1545-1 外	街区公園	661	H9.3.31
538	中道公園	ﾅｶﾐﾁｺｳｴﾝ	大分	津留	岩田町三丁目1357-27	街区公園	343	H13.3.30
426	ながむた公園	ﾅｶﾞﾑﾀｺｳｴﾝ	大分	下郡	下郡山の手859-20 外	街区公園	194	H7.3.31
52	なかよし公園	ﾅｶﾖｼｺｳｴﾝ	大分	城南	城南北一丁目992-22	街区公園	2,312	S47.3.31
454	永来公園	ﾅｶﾞﾗｲｺｳｴﾝ	大在	大在	政所一丁目180	街区公園	3,051	H9.3.31
200	夏目原公園	ﾅﾂﾒｶﾞﾊﾗｺｳｴﾝ	大分	日岡	新栄町307	街区公園	2,195	S51.9.16
501	七瀬川自然公園	ﾅﾅｾｶﾞﾜｼｾﾞﾝｺｳｴﾝ	植田	植田	大字市字赤池188 外	総合公園	96,971	H11.5.8
209	ニコニコ児童公園	ﾆｺﾆｺｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	豊府	古国府二丁目40番12外	街区公園	176	S58.11.1
333	西大分1号緑地	ﾆｼｵｵｲﾀ1ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	春日町	生石港町一丁目38	都市緑地	270	H1.3.31
334	西大分2号緑地	ﾆｼｵｵｲﾀ2ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	春日町	王子町150	都市緑地	131	H1.3.31

令和6年3月31日見込み

台帳番号	公園名	名称 半角カナ	地区	小学校区	所在地	分類	面積	開園年月日
335	西大分3号緑地	ﾆｼｵｵｲﾀ3ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	春日町	王子町153	都市緑地	162	H1.3.31
336	西大分駅前緑地	ﾆｼｵｵｲﾀｴｷﾏｴﾘｮｸﾁ	大分	春日町	生石町二丁目73	都市緑地	576	H1.3.31
6	西大分公園	ﾆｼｵｵｲﾀｺｳｴﾝ	大分	春日町	生石一丁目47番地	街区公園	3,470	S29.2.28
796	西大道三丁目広場	ﾆｼｵｵﾐﾁ3ﾁｮｳﾒﾋﾛﾊﾞ	大分	大道	西大道三丁目559番2外	街区公園	965	R4.10.6
406	虹ヶ丘1号緑地	ﾆｼﾞｶﾞｵｶ1ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	西の台	にじが丘一丁目1340-2 外	都市緑地	5,036	H5.3.31
730	にじヶ丘一丁目北公園	ﾆｼﾞｶﾞｵｶ1ﾁｮｳﾒｷﾀｺｳｴﾝ	大分	西の台	大字三芳字市坊迫1614番18,19	街区公園	338	H27.3.30
407	虹ヶ丘2号緑地	ﾆｼﾞｶﾞｵｶ2ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	西の台	にじが丘二丁目1491-1 外	都市緑地	5,578	H5.3.31
508	虹ヶ丘北1号緑地	ﾆｼﾞｶﾞｵｶｷﾀ1ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	西の台	にじが丘三丁目1501-97 外	都市緑地	94	H12.3.31
509	虹ヶ丘北2号緑地	ﾆｼﾞｶﾞｵｶｷﾀ2ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	西の台	にじが丘三丁目1501-98	都市緑地	91	H12.3.31
510	虹ヶ丘北3号緑地	ﾆｼﾞｶﾞｵｶｷﾀ3ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	西の台	にじが丘三丁目1501-95 外	都市緑地	189	H12.3.31
507	虹ヶ丘北公園	ﾆｼﾞｶﾞｵｶｷﾀｺｳｴﾝ	大分	西の台	にじが丘三丁目1501-99 外	街区公園	446	H12.3.31
242	虹ヶ丘西児童公園	ﾆｼﾞｶﾞｵｶﾆｼｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	西の台	にじが丘一丁目18-1 外	街区公園	7,638	S60.3.31
241	虹ヶ丘東児童公園	ﾆｼﾞｶﾞｵｶﾋｶﾞｼｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	西の台	にじが丘二丁目8-1 外	街区公園	1,800	S60.3.31
32	西児童公園	ﾆｼｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	桃園	三川上四丁目7	街区公園	2,039	S45.4.1
60	西原公園	ﾆｼﾊﾗｺｳｴﾝ	大分	日岡	松原町二丁目6	街区公園	5,472	S47.3.31
197	二豊公園	ﾆﾎｳｺｳｴﾝ	植田	宗方	大字上宗方字穴井迫783-29	街区公園	4,131	S58.1.25
528	丹生川右岸緑地	ﾆｭｳｶﾞﾜｳｶﾞﾝﾘｮｸﾁ	坂ノ市	坂ノ市	坂ノ市中央一丁目1 外	緑道	21,585	H12.3.31
529	丹生川左岸緑地	ﾆｭｳｶﾞﾜｻｶﾞﾝﾘｮｸﾁ	坂ノ市	小佐井	里一丁目3 外	緑道	21,778	H12.3.31
699	丹生公園	ﾆｭｳｺｳｴﾝ	坂ノ市	丹生	大字丹生字五田ヶ下185番4外	街区公園	207	H23.3.31
783	丹生平和公園	ﾆｭｳﾍｲﾜｺｳｴﾝ	坂ノ市	丹生	大字丹川字井尻67番15外	街区公園	135	R3.3.31
396	ニュー敷戸さくら公園	ﾆｭｰｼｷﾄﾞｻｸﾗｺｳｴﾝ	植田	敷戸	敷戸台二丁目314-88 外	街区公園	1,620	H5.3.31
395	ニュー敷戸中央公園	ﾆｭｰｼｷﾄﾞﾁｭｳｵｳｺｳｴﾝ	植田	敷戸	敷戸台二丁目386-19 外	街区公園	1,263	H5.3.31
383	ニュータウン葛木公園	ﾆｭｰﾀｳﾝｶﾂﾗｷﾞｺｳｴﾝ	鶴崎	明治北	大字葛木字東畠1039-11	街区公園	1,061	H4.3.31
380	ニュー田尻公園	ﾆｭｰﾀｼﾞﾘｺｳｴﾝ	植田	東植田	大字田尻字川成36-21	街区公園	128	H3.3.31
478	ニレノキ公園	ﾆﾚﾉｷｺｳｴﾝ	大南	判田	高江南三丁目51	街区公園	1,681	H11.3.31
596	野田健康広場	ﾉﾀﾞｹﾝｺｳﾋﾛﾊﾞ	植田	賀来	大字野田字中ノ原536-6 外	街区公園	1,931	H17.3.31
601	野田木陰広場	ﾉﾀﾞｺｶｹﾞﾋﾛﾊﾞ	植田	賀来	大字中尾字原1149-32 外	街区公園	1,107	H17.3.31
100	野中公園	ﾉﾅｶｺｳｴﾝ	明野	明野東	明野東三丁目2411	近隣公園	20,663	S50.4.1
661	則小池ちびっこ公園	ﾉﾘｺｲｹﾁﾋﾞｯｺｺｳｴﾝ	明野	明野北	明野北二丁目1805-63 外	街区公園	411	H20.3.31
646	パークタウン畑中公園	ﾊﾟｰｸﾀｳﾝﾊﾀｹﾅｶｺｳｴﾝ	大分	南大分	畑中五丁目464-8 外	街区公園	559	H19.3.30
647	パークタウン畑中緑地1	ﾊﾟｰｸﾀｳﾝﾊﾀｹﾅｶﾘｮｸﾁ1	大分	南大分	畑中五丁目464-3 外	都市緑地	532	H19.3.30
648	パークタウン畑中緑地2	ﾊﾟｰｸﾀｳﾝﾊﾀｹﾅｶﾘｮｸﾁ2	大分	南大分	畑中五丁目464-14 外	都市緑地	682	H19.3.30
643	パークタウン山の手公園	ﾊﾟｰｸﾀｳﾝﾔﾏﾉﾃｺｳｴﾝ	大分	滝尾	大字羽田字大日山234-23 外	街区公園	214	H19.3.30
465	パークヒルズ久保山北公園	ﾊﾟｰｸﾋﾙｽﾞｸﾎﾞﾔﾏｷﾀｺｳｴﾝ	鶴崎	明治	大字森字鴨園1290-21 外	街区公園	340	H10.3.31
464	パークヒルズ久保山南公園	ﾊﾟｰｸﾋﾙｽﾞｸﾎﾞﾔﾏﾐﾅﾐｺｳｴﾝ	鶴崎	明治	大字森字鴨園1296-53	街区公園	960	H10.3.31
287	萩原10号緑地	ﾊｷﾞﾜﾗ10ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	東大分	牧一丁目429	都市緑地	350	S61.3.31
288	萩原11号緑地	ﾊｷﾞﾜﾗ11ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	東大分	萩原四丁目334	都市緑地	316	S61.3.31
289	萩原12号緑地	ﾊｷﾞﾜﾗ12ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	東大分	萩原三丁目195	都市緑地	294	S61.3.31
290	萩原13号緑地	ﾊｷﾞﾜﾗ13ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	東大分	萩原三丁目398	都市緑地	228	S61.3.31
291	萩原14号緑地	ﾊｷﾞﾜﾗ14ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	東大分	萩原三丁目171	都市緑地	267	S61.3.31
292	萩原15号緑地	ﾊｷﾞﾜﾗ15ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	東大分	萩原三丁目334	都市緑地	315	S61.3.31
293	萩原16号緑地	ﾊｷﾞﾜﾗ16ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	東大分	高城西町215	都市緑地	111	S61.3.31
294	萩原17号緑地	ﾊｷﾞﾜﾗ17ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	東大分	高城西町334	都市緑地	111	S61.3.31
295	萩原1号緑地	ﾊｷﾞﾜﾗ1ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	東大分	萩原緑町115-10	都市緑地	6,770	S50.2.11
277	萩原2号緑地	ﾊｷﾞﾜﾗ2ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	東大分	牧一丁目428	都市緑地	78	S61.3.31
279	萩原4号緑地	ﾊｷﾞﾜﾗ4ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	東大分	大字牧字森ケ鼻37	都市緑地	231	S61.3.31
280	萩原5号緑地	ﾊｷﾞﾜﾗ5ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	東大分	牧上町312	都市緑地	145	S61.3.31
281	萩原6号緑地	ﾊｷﾞﾜﾗ6ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	東大分	牧一丁目426番 外	都市緑地	301	S61.3.31

令和6年3月31日見込み

台帳番号	公園名	名称 半角カナ	地区	小学校区	所在地	分類	面積	開園年月日
282	萩原7－1号緑地	ﾊｷﾞﾜﾗ7-1ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	東大分	牧上町313番	都市緑地	228	S61.3.31
283	萩原7－2号緑地	ﾊｷﾞﾜﾗ7-2ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	東大分	牧上町315番	都市緑地	301	S61.3.31
284	萩原7－3号緑地	ﾊｷﾞﾜﾗ7-3ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	東大分	牧上町314番	都市緑地	325	S61.3.31
285	萩原8号緑地	ﾊｷﾞﾜﾗ8ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	東大分	高城西町461	都市緑地	1,364	S61.3.31
286	萩原9号緑地	ﾊｷﾞﾜﾗ9ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	大分	桃園	大字千歳字岡704	都市緑地	116	S61.3.31
177	萩原児童公園	ﾊｷﾞﾜﾗｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	東大分	萩原三丁目344	街区公園	1,690	S57.6.2
145	萩原中央公園	ﾊｷﾞﾜﾗﾁｭｳｵｳｺｳｴﾝ	大分	東大分	萩原四丁目182	街区公園	4,812	S55.4.1
87	萩原西公園	ﾊｷﾞﾜﾗﾆｼｺｳｴﾝ	大分	東大分	萩原一丁目312	街区公園	2,341	S49.4.1
103	萩原東児童公園	ﾊｷﾞﾜﾗﾋｶﾞｼｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	東大分	萩原三丁目433	街区公園	2,110	S50.3.31
107	羽佐間児童公園	ﾊｻﾏｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	鶴崎	鶴崎	北鶴崎一丁目55	街区公園	2,982	S51.3.31
76	畑中公園	ﾊﾀｹﾅｶｺｳｴﾝ	大分	南大分	畑中三丁目943-1	街区公園	3,657	S48.4.1
778	羽田沖公園	ﾊﾀﾞｵｷｺｳｴﾝ	大分	滝尾	大字羽田字沖400番30外	街区公園	317	R3.3.31
355	羽田公園	ﾊﾀﾞｺｳｴﾝ	大分	滝尾	大字羽田字産ノ木928	街区公園	1,535	H1.3.31
88	羽田東公園	ﾊﾀﾞﾋｶﾞｼｺｳｴﾝ	大分	滝尾	大字羽田字岩屋420	街区公園	2,528	S50.4.1
722	羽田姫尻第1公園	ﾊﾀﾞﾋﾒｼﾞﾘﾀﾞｲ1ｺｳｴﾝ	大分	滝尾	大字羽田字姫尻19番18	街区公園	225	H27.3.30
732	羽田姫尻第2公園	ﾊﾀﾞﾋﾒｼﾞﾘﾀﾞｲ2ｺｳｴﾝ	大分	滝尾	大字羽田字姫尻27番2	街区公園	175	H28.3.31
500	花江川公園	ﾊﾅｴｶﾞﾜｺｳｴﾝ	大在	大在西	花江川279	街区公園	2,334	H11.3.31
687	花園苑団地公園	ﾊﾅｿﾞﾉｴﾝﾀﾞﾝﾁｺｳｴﾝ	大分	豊府	古国府五丁目652番5外	街区公園	174	H21.3.31
28	花津留公園	ﾊﾅﾂﾞﾙｺｳｴﾝ	大分	津留	花津留二丁目159	街区公園	2,222	S44.3.31
314	花の木北公園	ﾊﾅﾉｷｷﾀｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字森町字一丁田通468-25	街区公園	1,119	S62.7.13
457	花の木坂西公園	ﾊﾅﾉｷｻﾞｶﾆｼｺｳｴﾝ	植田	鴛野	大字旦野原字ｶｷ田528-8 外	街区公園	1,408	H9.3.31
456	花の木坂東公園	ﾊﾅﾉｷｻﾞｶﾋｶﾞｼｺｳｴﾝ	植田	鴛野	大字旦野原字叶128-1 外	街区公園	1,400	H9.3.31
315	花の木南公園	ﾊﾅﾉｷﾐﾅﾐｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字森町字一丁田通443-24外	街区公園	368	S62.7.13
620	はなの森かぶとむし公園	ﾊﾅﾉﾓﾘｶﾌﾞﾄﾑｼｺｳｴﾝ	大分	城南	はなの森1049-5 外	街区公園	722	H18.3.31
619	はなの森公園	ﾊﾅﾉﾓﾘｺｳｴﾝ	大分	城南	はなの森1019-10	街区公園	961	H18.3.31
592	はなの森どんぐり公園	ﾊﾅﾉﾓﾘﾄﾞﾝｸﾞﾘｺｳｴﾝ	大分	城南	はなの森1-8 外	街区公園	1,370	H17.3.31
625	はなの森緑地	ﾊﾅﾉﾓﾘﾘｮｸﾁ	大分	城南	はなの森992-1 外	都市緑地	2,219	H18.3.31
536	はなまる公園	ﾊﾅﾏﾙｺｳｴﾝ	鶴崎	明治	大字横尾字太田平3557-3 外	街区公園	475	H13.3.30
747	浜田公園	ﾊﾏﾀﾞｺｳｴﾝ	坂ノ市	小佐井	王ノ瀬二丁目178番	街区公園	1,550	H29.3.31
727	浜中公園	ﾊﾏﾅｶｺｳｴﾝ	坂ノ市	坂ノ市	浜中220番地	近隣公園	7,053	H27.3.30
616	浜ふれあい公園	ﾊﾏﾌﾚｱｲｺｳｴﾝ	大在	大在	大在浜一丁目218	街区公園	2,115	H17.3.31
144	はまゆう公園	ﾊﾏﾕｳｺｳｴﾝ	大分	舞鶴	東浜一丁目69	街区公園	2,226	S55.4.1
723	羽屋豆田公園	ﾊﾔﾏﾒﾀｺｳｴﾝ	大分	豊府	羽屋三丁目934番5外	街区公園	283	H27.3.30
785	パレスタウン明積公園	ﾊﾟﾚｽﾀｳﾝｱｹｶﾞﾜﾗｺｳｴﾝ	植田	宗方	大字小野鶴字赤岩1939番14	街区公園	164	R3.3.31
530	判田台北公園	ﾊﾝﾀﾞﾀﾞｲｷﾀｺｳｴﾝ	大南	判田	判田台南四丁目3317-104 外	街区公園	5,543	H13.3.30
409	判田台中央公園	ﾊﾝﾀﾞﾀﾞｲﾁｭｳｵｳｺｳｴﾝ	大南	判田	判田台北三丁目2318-103 外	近隣公園	21,160	H4.3.31
517	判田台西公園	ﾊﾝﾀﾞﾀﾞｲﾆｼｺｳｴﾝ	大南	判田	判田台南四丁目3200-16 外	街区公園	302	H12.3.31
418	判田台東公園	ﾊﾝﾀﾞﾀﾞｲﾋｶﾞｼｺｳｴﾝ	大南	判田	判田台東二丁目3668-54	街区公園	525	H6.3.31
443	判田台南公園	ﾊﾝﾀﾞﾀﾞｲﾐﾅﾐｺｳｴﾝ	大南	判田	判田台南三丁目3347-1 外	街区公園	11,112	H9.3.31
463	判田台緑地	ﾊﾝﾀﾞﾀﾞｲﾘｮｸﾁ	大南	判田	判田台南三丁目3317-62	都市緑地	1,539	H10.3.31
38	伴出公園	ﾊﾝﾃﾞｺｳｴﾝ	鶴崎	鶴崎	南鶴崎一丁目68	街区公園	2,678	S46.4.1
346	伴出緑地	ﾊﾝﾃﾞﾘｮｸﾁ	鶴崎	鶴崎	南鶴崎二丁目185 外	都市緑地	2,251	H1.3.31
85	日岡公園	ﾋｵｶｺｳｴﾝ	大分	日岡	向原西一丁目2-1	地区公園	68,870	S49.4.1
63	東浦公園	ﾋｶﾞｼｳﾗｺｳｴﾝ	鶴崎	鶴崎	東鶴崎三丁目96	街区公園	1,788	S48.3.31
347	東浦緑地	ﾋｶﾞｼｳﾗﾘｮｸﾁ	鶴崎	鶴崎	東鶴崎三丁目97 外	都市緑地	1,889	H1.3.31
55	東大道公園	ﾋｶﾞｼｵｵﾐﾁｺｳｴﾝ	大分	大道	東大道三丁目38-1 外	街区公園	2,251	S47.4.1
43	東公園	ﾋｶﾞｼｺｳｴﾝ	大分	桃園	三川下三丁目4-13	街区公園	1,898	S46.4.1
433	東下公園	ﾋｶﾞｼｼﾀｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字森町字東下町通750番26外	街区公園	139	H8.4.1

令和6年3月31日見込み

台帳番号	公園名	名称 半角カナ	地区	小学校区	所在地	分類	面積	開園年月日
459	東ノ久保公園	ﾋｶﾞｼﾉｸﾎﾞｺｳｴﾝ	鶴崎	高田	大字常行字東ノ久保192-3 外	街区公園	453	H10.3.31
42	東浜公園	ﾋｶﾞｼﾊﾏｺｳｴﾝ	大分	日岡	花高松一丁目7	街区公園	2,769	S46.4.1
275	東山児童公園	ﾋｶﾞｼﾔﾏｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	津留	古ヶ鶴一丁目84	街区公園	1,882	S61.3.31
715	ひだまりガーデン森町公園	ﾋﾀﾞﾏﾘｶﾞｰﾃﾞﾝﾓﾘﾏﾁｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字森町177番76外	街区公園	564	H26.3.31
31	樋奈尻児童公園	ﾋﾅｼﾞﾘｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	桃園	高城南町3	街区公園	3,102	S45.4.1
702	ひばりヶ丘北公園	ﾋﾊﾞﾘｶﾞｵｶｷﾀｺｳｴﾝ	大南	判田	ひばりヶ丘五丁目500番277 外	街区公園	2,641	H23.3.31
211	ひばりヶ丘公園	ﾋﾊﾞﾘｶﾞｵｶｺｳｴﾝ	大南	判田	ひばりケ丘三丁目550-3	街区公園	4,670	S58.12.13
308	ひばりヶ丘西公園	ﾋﾊﾞﾘｶﾞｵｶﾆｼｺｳｴﾝ	大南	判田	ひばりケ丘四丁目500-70	街区公園	1,338	S62.5.12
307	ひばりヶ丘南公園	ﾋﾊﾞﾘｶﾞｵｶﾐﾅﾐｺｳｴﾝ	大南	判田	ひばりケ丘一丁目20-15	街区公園	1,725	S62.5.12
23	ひばり公園	ﾋﾊﾞﾘｺｳｴﾝ	大分	春日町	王子南町1	街区公園	3,944	S37.4.22
49	ひまわり公園	ﾋﾏﾜﾘｺｳｴﾝ	植田	敷戸	敷戸北町1259-11	街区公園	1,835	S46.3.26
225	ひまわり団地児童公園	ﾋﾏﾜﾘﾀﾞﾝﾁｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	鶴崎	明治北	大字猪野字東中尾504-85	街区公園	994	S59.2.22
600	ひもろぎ広場	ﾋﾓﾛｷﾞﾋﾛﾊﾞ	植田	賀来	大字中尾字原1101-19 外	街区公園	760	H17.3.31
767	ビューステージ高崎台公園	ﾋﾞｭｰｽﾃｰｼﾞﾀｶｻｷﾀﾞｲｺｳｴﾝ	大分	春日町	大字駄原字ダンダン2087番96外	街区公園	105	R2.3.31
607	ビューパーク	ﾋﾞｭｰﾊﾟｰｸ	鶴崎	松岡	公園通り西二丁目6800-36	街区公園	4,432	H17.3.31
41	日吉公園	ﾋﾖｼｺｳｴﾝ	大分	日岡	高松東三丁目2	街区公園	4,239	S46.4.1
745	日吉原なかよし公園	ﾋﾖｼﾊﾞﾙﾅｶﾖｼｺｳｴﾝ	坂ノ市	坂ノ市	久原北186番	街区公園	2,140	H29.3.31
141	日吉原緑地	ﾋﾖｼﾊﾞﾙﾘｮｸﾁ	坂ノ市	坂ノ市	大字細 外	緩衝緑地	205,951	S54.4.2
228	ひよどり児童公園	ﾋﾖﾄﾞﾘｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	西の台	高崎一丁目1860-57	街区公園	2,184	S59.3.30
455	平木ファミリー公園	ﾋﾗｷﾌｧﾐﾘｰｺｳｴﾝ	大在	大在西	大在北三丁目213	街区公園	2,540	H9.3.30
674	平野公園	ﾋﾗﾉｺｳｴﾝ	大在	大在	竹下一丁目100	街区公園	2,675	H20.3.31
512	ヒルズ明野公園	ﾋﾙｽﾞｱｹﾉｺｳｴﾝ	明野	明野北	大字小池原字向原1729-72 外	街区公園	945	H12.3.31
602	ビワの木広場	ﾋﾞﾜﾉｷﾋﾛﾊﾞ	植田	賀来	大字中尾字原1141-23	街区公園	181	H17.3.31
761	フェリーチェ南太平寺公園	ﾌｪﾘｰﾁｪﾐﾅﾐﾀｲﾍｲｼﾞｺｳｴﾝ	大分	豊府	南太平寺二丁目84番10外	街区公園	224	H31.3.29
194	ふじヶ丘銀河公園	ﾌｼﾞｶﾞｵｶｷﾝｶﾞｺｳｴﾝ	植田	田尻	ふじが丘南二丁目1055-42	街区公園	1,488	S58.2.23
195	ふじヶ丘中央広場公園	ﾌｼﾞｶﾞｵｶﾁｭｳｵｳﾋﾛﾊﾞｺｳｴﾝ	植田	田尻	ふじが丘南二丁目960-160	街区公園	4,710	S58.2.23
775	ふじが丘東公園	ﾌｼﾞｶﾞｵｶﾋｶﾞｼｺｳｴﾝ	植田	東植田	ふじが丘東一丁目2250番41外	街区公園	527	R2.3.31
193	ふじヶ丘日の出公園	ﾌｼﾞｶﾞｵｶﾋﾉﾃﾞｺｳｴﾝ	植田	田尻	ふじが丘南一丁目1020-89	街区公園	1,481	S58.2.23
196	ふじヶ丘若草公園	ﾌｼﾞｶﾞｵｶﾜｶｸｻｺｳｴﾝ	植田	田尻	ふじが丘山手二丁目1100-112	街区公園	1,497	S58.2.23
437	藤の台公園	ﾌｼﾞﾉﾀﾞｲｺｳｴﾝ	大分	滝尾	藤の台131-47	街区公園	3,483	H9.3.31
328	富士見ヶ丘2区公園	ﾌｼﾞﾐｶﾞｵｶ 2ｸｺｳｴﾝ	植田	横瀬	富士見が丘東一丁目518-192 外	街区公園	1,130	H1.3.31
120	富士見ヶ丘4区児童公園	ﾌｼﾞﾐｶﾞｵｶ 4ｸｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	横瀬	富士見が丘東二丁目647-246	街区公園	1,017	S51.9.9
121	富士見ヶ丘5区児童公園	ﾌｼﾞﾐｶﾞｵｶ 5ｸｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	横瀬	富士見が丘東四丁目711-39	街区公園	1,002	S51.9.9
122	富士見ヶ丘6区児童公園	ﾌｼﾞﾐｶﾞｵｶ 6ｸｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	横瀬	富士見が丘東五丁目647-565	街区公園	1,011	S51.9.9
123	富士見ヶ丘7区児童公園	ﾌｼﾞﾐｶﾞｵｶ 7ｸｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	横瀬	富士見が丘東四丁目710-243	街区公園	997	S51.9.9
238	富士見ヶ丘9区児童公園	ﾌｼﾞﾐｶﾞｵｶ 9ｸｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	横瀬	大字横瀬字林710-571	街区公園	2,307	S59.10.25
239	富士見ヶ丘11区児童公園	ﾌｼﾞﾐｶﾞｵｶ11ｸｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	横瀬	富士見が丘西二丁目1245-136	街区公園	1,042	S59.10.25
503	富士見ヶ丘13区緑地	ﾌｼﾞﾐｶﾞｵｶ13ｺﾞｳﾘｮｸﾁ	植田	横瀬	富士見が丘西四丁目1291-222 外	都市緑地	338	H12.3.31
622	富士見ヶ丘15区緑地	ﾌｼﾞﾐｶﾞｵｶ15ｸﾘｮｸﾁ	植田	横瀬	富士見が丘西三丁目1194-319	都市緑地	476	H18.3.31
502	富士見ヶ丘16区公園	ﾌｼﾞﾐｶﾞｵｶ16ｸｺｳｴﾝ	植田	横瀬	富士見が丘西四丁目1423-288 外	街区公園	999	H12.3.31
330	富士見ヶ丘B緑地	ﾌｼﾞﾐｶﾞｵｶBﾘｮｸﾁ	植田	横瀬	大字横瀬字林710-560	都市緑地	197	H1.3.31
331	富士見ヶ丘C緑地	ﾌｼﾞﾐｶﾞｵｶCﾘｮｸﾁ	植田	横瀬	大字横瀬字林710-564	都市緑地	355	H1.3.31
332	富士見ヶ丘D緑地	ﾌｼﾞﾐｶﾞｵｶDﾘｮｸﾁ	植田	横瀬	大字横瀬字林710-555	都市緑地	56	H1.3.31
539	富士見ヶ丘E緑地	ﾌｼﾞﾐｶﾞｵｶEﾘｮｸﾁ	植田	横瀬	大字横瀬字林710-604外	都市緑地	13,887	H13.3.30
540	富士見ヶ丘F緑地	ﾌｼﾞﾐｶﾞｵｶFﾘｮｸﾁ	植田	横瀬	大字横瀬字谷大迫1423-287	都市緑地	2,818	H13.3.30
670	富士見が丘自然緑地	ﾌｼﾞﾐｶﾞｵｶｼｾﾞﾝﾘｮｸﾁ	植田	横瀬	大字横瀬字平畑1194-331 外	都市緑地	17,766	H20.3.31
669	富士見が丘中央公園	ﾌｼﾞﾐｶﾞｵｶﾁｭｳｵｳｺｳｴﾝ	植田	横瀬	富士見が丘西三丁目1194-271 外	街区公園	5,237	H20.3.31
671	富士見が丘東緑地	ﾌｼﾞﾐｶﾞｵｶﾋｶﾞｼﾘｮｸﾁ	植田	横瀬	富士見が丘東三丁目620-92	都市緑地	1,797	H20.3.31

令和6年3月31日見込み

台帳番号	公園名	名称 半角カナ	地区	小学校区	所在地	分類	面積	開園年月日
519	富士見ヶ丘南緑地	ﾌｼﾞﾐｶﾞｵｶﾐﾅﾐﾘｮｸﾁ	植田	横瀬	大字横瀬字金剛寺620-1外	都市緑地	39,439	H12.3.31
17	双葉公園	ﾌﾀﾊﾞｺｳｴﾝ	大分	春日町	西春日町68	街区公園	4,381	S34.3.31
133	二目川児童公園	ﾌﾀﾒｶﾞﾜｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	鶴崎	明治	大字横尾字東新田3903-33 外	街区公園	745	S53.3.31
302	ふため公園	ﾌﾀﾒｺｳｴﾝ	鶴崎	明治	大字横尾字一里塚3110-68 他	街区公園	1,158	S61.6.11
3	ふないアクアパーク	ﾌﾅｲｱｸｱﾊﾟｰｸ	大分	碩田	府内町二丁目24	街区公園	2,362	S43.2.29
784	ブリス丹川公園	ﾌﾞﾘｽｱｶｶﾞﾜｺｳｴﾝ	坂ノ市	丹生	大字丹川字土取108番20外	街区公園	344	R3.3.31
759	ブリス荏隈公園	ﾌﾞﾘｽｴﾉｸﾏｺｳｴﾝ	大分	荏隈	大字荏隈字新田855番82外	街区公園	200	H31.3.29
719	ブリス芝尾公園	ﾌﾞﾘｽｼﾊﾞｵｺｳｴﾝ	鶴崎	明治	大字横尾字芝尾3674番23	街区公園	168	H27.3.30
772	ブリス芝尾第2公園	ﾌﾞﾘｽｼﾊﾞｵﾀﾞｲﾆｺｳｴﾝ	鶴崎	明治	大字横尾字芝尾谷3652番3外	街区公園	369	R2.3.31
754	ブリス高尾公園	ﾌﾞﾘｽﾀｶｵｺｳｴﾝ	鶴崎	明治	大字横尾字高尾4092番5外	街区公園	242	H30.3.30
706	ブリス常行公園	ﾌﾞﾘｽﾂﾈﾕｷｺｳｴﾝ	鶴崎	高田	大字常行字権代235番10	街区公園	150	H25.3.31
721	ブリス皆春公園	ﾌﾞﾘｽﾐﾅﾊﾙｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字皆春字北ノ浦1089番39	街区公園	145	H27.3.30
765	ブリス明治北公園	ﾌﾞﾘｽﾒｲｼﾞｷﾀｺｳｴﾝ	鶴崎	明治北	大字小池原字尾崎422番3外	街区公園	202	R2.3.31
720	ブリス森公園	ﾌﾞﾘｽﾓﾘｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字森字多井857番24	街区公園	265	H27.3.30
552	プリマスガーデン	ﾌﾟﾘﾏｽｶﾞｰﾃﾞﾝ	植田	植田	大字玉沢字楠本780 外	街区公園	1,151	H14.3.29
711	古国府五反田公園	ﾌﾙｺﾞｳｺﾞﾀﾝﾀﾞｺｳｴﾝ	大分	豊府	古国府三丁目198番26外	街区公園	207	H25.3.31
79	古国府南公園	ﾌﾙｺﾞｳﾐﾅﾐｺｳｴﾝ	大分	豊府	古国府六丁目680番2外	街区公園	2,887	S48.4.1
134	文化児童公園	ﾌﾞﾝｶｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	南大分	旭町1584-2	街区公園	2,603	S54.4.1
168	平和市民公園(国際交流広場)	ﾍｲﾜｼﾐﾝｺｳｴﾝｺｸｻｲｺｳﾘｭｳﾋﾛﾊﾞ	大分	津留	大字津留字東山1557-7	総合公園	9,600	S61.3.31
168	平和市民公園(散策路)	ﾍｲﾜｼﾐﾝｺｳｴﾝｻﾝｻｸﾛ	大分	舞鶴	東浜二丁目187 外	総合公園	8,256	S62.3.31
168	平和市民公園(芝生広場)	ﾍｲﾜｼﾐﾝｺｳｴﾝｼﾊﾞﾌﾋﾛﾊﾞ	大分	東大分	萩原緑町	総合公園	18,750	S56.4.1
168	平和市民公園(多目的広場)	ﾍｲﾜｼﾐﾝｺｳｴﾝﾀﾓｸﾃｷﾋﾛﾊﾞ	大分	東大分	萩原緑町	総合公園	35,500	S56.4.1
168	平和市民公園(中央プラザ)	ﾍｲﾜｼﾐﾝｺｳｴﾝﾁｭｳｵｳﾌﾟﾗｻﾞ	大分	東大分	萩原緑町101	総合公園	10,600	H1.3.31
168	平和市民公園(武漢の森)	ﾍｲﾜｼﾐﾝｺｳｴﾝﾌﾞｶﾝﾉﾓﾘ	大分	津留	東津留二丁目18	総合公園	6,300	S60.3.31
168	平和市民公園(催し広場)	ﾍｲﾜｼﾐﾝｺｳｴﾝﾓﾖｵｼﾋﾛﾊﾞ	大分	津留	花津留二丁目3	総合公園	17,468	H2.3.31
168	平和市民公園(和風庭園)	ﾍｲﾜｼﾐﾝｺｳｴﾝﾜﾌｳﾃｲｴﾝ	大分	東大分	牧緑町一丁目	総合公園	17,270	H1.3.31
168	平和市民公園(わんぱく広場)	ﾍｲﾜｼﾐﾝｺｳｴﾝﾜﾝﾊﾟｸﾋﾛﾊﾞ	大分	津留	大字牧字七歩22	総合公園	6,500	S56.4.1
685	ペガサス公園	ﾍﾟｶﾞｻｽｺｳｴﾝ	鶴崎	松岡	京が丘南二丁目614番3他	街区公園	2,166	H21.3.31
758	戸次ふれあい公園	ﾍﾂｷﾞﾌﾚｱｲｺｳｴﾝ	大南	戸次	大字中戸次字前田1260番102外	街区公園	136	H31.3.29
115	戸次門前児童公園	ﾍﾂｷﾞﾓﾝｾﾞﾝｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大南	戸次	大字中戸次字前田1253 外	街区公園	3,317	S52.3.31
705	戸次若宮公園	ﾍﾂｷﾞﾜｶﾐﾔｺｳｴﾝ	大南	戸次	大字中戸次字若宮1563番21	街区公園	225	H25.3.31
740	戸次若宮第二公園	ﾍﾂｷﾞﾜｶﾐﾔﾀﾞｲﾆｺｳｴﾝ	大南	戸次	大字中戸次字若宮1537番4,5	街区公園	154	H28.3.31
94	弁天島公園	ﾍﾞﾝﾃﾝｼﾞﾏｺｳｴﾝ	大分	碩田	弁天四丁目1935-22	近隣公園	22,081	S49.4.1
12	坊ヶ小路公園	ﾎﾞｳｶﾞｺｳｼﾞｺｳｴﾝ	大分	長浜	錦町二丁目6番地内	街区公園	955	S27.3.31
709	芳河原台東公園	ﾎｳｶﾞﾜﾗﾀﾞｲﾋｶﾞｼｺｳｴﾝ	植田	敷戸	芳河原台646番136 外	街区公園	417	H25.3.31
381	法勝台公園	ﾎｳｼｮｳﾀﾞｲｺｳｴﾝ	鶴崎	明治北	法勝台三丁目1140-207 外	街区公園	2,953	H4.3.31
652	ホームタウン城原なかよし公園	ﾎｰﾑﾀｳﾝｼﾞｮｳﾊﾙﾅｶﾖｼｺｳｴﾝ	大在	大在	大字城原字熊本1734-85	街区公園	800	H19.3.30
644	ほがらか公園	ﾎｶﾞﾗｶｺｳｴﾝ	大分	南大分	畑中三丁目903-2 外	街区公園	166	H19.3.30
551	ボストンパーク	ﾎﾞｽﾄﾝﾊﾟｰｸ	植田	植田	大字玉沢字小柳690－1 外	街区公園	4,347	H14.3.29
802	細ふれあい公園	ﾎｿﾌﾚｱｲｺｳｴﾝ	坂ノ市	坂ノ市	大字細字才楽576番1外	街区公園	6,559	R6.3.19
739	ほたるの杜公園	ﾎﾀﾙﾉﾓﾘｺｳｴﾝ	大分	西の台	大字三芳字猪木坪1357番17外	街区公園	221	H28.3.31
421	堀川緑地	ﾎﾘｶﾜﾘｮｸﾁ	鶴崎	三佐	大字海原字新町46番3外	都市緑地	42,595	H7.3.31
445	ホルト公園	ﾎﾙﾄｺｳｴﾝ	大南	判田	高江中央二丁目22	街区公園	993	H9.3.31
561	ポンドパーク	ﾎﾟﾝﾄﾞﾊﾟｰｸ	鶴崎	松岡	公園通り西一丁目6769－33外	街区公園	10,336	H15.3.31
140	舞子浜緑地	ﾏｲｺﾊﾏﾘｮｸﾁ	大在	大在	大字政所字浦此間1－3 外	緩衝緑地	499,103	S53.4.1
1	舞鶴公園	ﾏｲﾂﾞﾙｺｳｴﾝ	大分	長浜	舞鶴町二丁目6268-64	街区公園	3,174	S27.4.30
37	前河原公園	ﾏｴｶﾞﾜﾗｺｳｴﾝ	大分	津留	東津留二丁目136	街区公園	2,233	S46.4.1
768	曲ニュータウン公園	ﾏｶﾞﾘﾆｭｰﾀｳﾝｺｳｴﾝ	植田	敷戸	大字曲字苗干611番22外	街区公園	338	R2.3.31

令和6年3月31日見込み

台帳番号	公園名	名称 半角カナ	地区	小学校区	所在地	分類	面積	開園年月日
244	牧西児童公園	ﾏｷﾆｼｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	東大分	牧一丁目337	街区公園	2,158	S60.3.31
183	牧早園公園	ﾏｷﾊﾔｿﾞﾉｺｳｴﾝ	大分	東大分	牧一丁目297	街区公園	2,106	S58.3.7
245	牧平児童公園	ﾏｷﾋﾗｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	東大分	牧上町145	街区公園	2,414	S60.3.31
571	松江公園	ﾏﾂｴｺｳｴﾝ	大在	大在	横田二丁目326	街区公園	2,225	H15.3.31
150	松ヶ丘小迫公園	ﾏﾂｶﾞｵｶｺｻｺｺｳｴﾝ	植田	宗方	松が丘一丁目1610-59	街区公園	2,258	S54.8.6
149	松ヶ丘城ノ平公園	ﾏﾂｶﾞｵｶｼﾞｮｳﾉﾋﾗｺｳｴﾝ	植田	宗方	松が丘三丁目1791	街区公園	1,007	S54.8.6
563	松ヶ丘台公園	ﾏﾂｶﾞｵｶﾀﾞｲｺｳｴﾝ	植田	宗方	松が丘二丁目1454－42 外	街区公園	166	H15.3.31
148	松ヶ丘中央公園	ﾏﾂｶﾞｵｶﾁｭｳｵｳｺｳｴﾝ	植田	宗方	松が丘三丁目1594 外	街区公園	4,439	S54.8.6
153	松ヶ丘道園公園	ﾏﾂｶﾞｵｶﾄﾞｳｿﾞﾉｺｳｴﾝ	植田	宗方	松が丘一丁目1610-7	街区公園	998	S54.8.6
151	松ヶ丘鳥越公園	ﾏﾂｶﾞｵｶﾄﾘｺﾞｴｺｳｴﾝ	植田	宗方	松が丘二丁目1471	街区公園	1,335	S54.8.6
147	松ヶ丘平原公園	ﾏﾂｶﾞｵｶﾋﾗﾊﾞﾙｺｳｴﾝ	植田	宗方	松が丘二丁目1539-1 外	街区公園	2,012	S54.8.6
152	松ヶ丘深迫公園	ﾏﾂｶﾞｵｶﾌｶｻｺｺｳｴﾝ	植田	宗方	松が丘二丁目884 外	街区公園	2,662	S54.8.6
36	松原緑地	ﾏﾂﾊﾞﾗﾘｮｸﾁ	鶴崎	三佐	大字三佐字浜新地1429 外	緩衝緑地	257,000	S43.2.29
766	政所みらい公園	ﾏﾄﾞｺﾛﾐﾗｲｺｳｴﾝ	大在	大在	大字政所字須屋坊3420番12外	街区公園	249	R2.3.31
595	まほろば公園	ﾏﾎﾛﾊﾞｺｳｴﾝ	植田	賀来	大字中尾字原1065-15 外	街区公園	8,197	H17.3.31
479	マロニエ公園	ﾏﾛﾆｴｺｳｴﾝ	大南	判田	高江南二丁目19－1	街区公園	1,720	H11.3.31
634	萬弘寺広場	ﾏﾝｺｳｼﾞﾋﾛﾊﾞ	坂ノ市	坂ノ市	坂ノ市中央五丁目154番	街区公園	5,929	H18.3.31
129	三佐大村児童公園	ﾐｻｵｵﾑﾗｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	鶴崎	三佐	大字三佐字大村941-3 外	街区公園	3,503	S53.3.31
639	三佐中央公園	ﾐｻﾁｭｳｵｳｺｳｴﾝ	鶴崎	三佐	三佐一丁目149-2 外	近隣公園	12,608	H19.3.30
98	三佐遠見児童公園	ﾐｻﾄｵﾐｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	鶴崎	三佐	大字三佐字遠見2216-1 外	街区公園	2,537	S51.3.31
640	三佐薬師堂公園	ﾐｻﾔｸｼﾄﾞｳｺｳｴﾝ	鶴崎	三佐	三佐六丁目249	街区公園	2,499	H19.3.30
697	三佐緑道	ﾐｻﾘｮｸﾄﾞｳ	鶴崎	三佐	三佐一丁目1001番2 外	緑道	8,541	H22.3.31
446	ミズキ公園	ﾐｽﾞｷｺｳｴﾝ	大南	判田	高江中央一丁目19	街区公園	1,133	H9.3.31
621	瑞穂公園	ﾐｽﾞﾎｺｳｴﾝ	明野	明野北	大字小池原字石田1039-74 外	街区公園	808	H18.3.31
453	光吉新町中央公園	ﾐﾂﾖｼｼﾝﾏﾁﾁｭｳｵｳｺｳｴﾝ	植田	東植田	大字光吉字黒見迫1965 外	街区公園	2,265	H9.3.31
182	光吉台中央公園	ﾐﾂﾖｼﾀﾞｲﾁｭｳｵｳｺｳｴﾝ	植田	東植田	大字光吉字中尾1646-46	街区公園	1,542	S57.11.1
180	光吉台西公園	ﾐﾂﾖｼﾀﾞｲﾆｼｺｳｴﾝ	植田	東植田	大字光吉字迫ノ上1272-10 外	街区公園	4,989	S57.11.1
179	光吉台東公園	ﾐﾂﾖｼﾀﾞｲﾋｶﾞｼｺｳｴﾝ	植田	東植田	大字光吉字ヲクボ1542-1	街区公園	1,517	S57.11.1
181	光吉台南公園	ﾐﾂﾖｼﾀﾞｲﾐﾅﾐｺｳｴﾝ	植田	東植田	大字光吉字長尾1773-1 外	街区公園	1,543	S57.11.1
169	光吉高尾緑地	ﾐﾂﾖｼﾀｶｵﾘｮｸﾁ	植田	寒田	大字光吉字高尾2227-2 外	都市緑地	26,244	S55.7.1
318	光吉西緑地	ﾐﾂﾖｼﾆｼﾘｮｸﾁ	植田	東植田	大字光吉字荒田ケ迫1785-74	都市緑地	192	S62.5.27
192	光吉わんぱく公園	ﾐﾂﾖｼﾜﾝﾊﾟｸｺｳｴﾝ	植田	東植田	大字光吉字荒田ケ迫1785-118	街区公園	1,102	S57.11.1
217	緑ヶ丘北児童公園	ﾐﾄﾞﾘｶﾞｵｶｷﾀｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	横瀬西	緑ケ丘一丁目2821-39 外	街区公園	1,706	S59.2.1
224	緑ヶ丘さつき児童公園	ﾐﾄﾞﾘｶﾞｵｶｻﾂｷｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	横瀬西	緑ケ丘五丁目3114-220	街区公園	2,339	S59.2.1
218	緑ヶ丘中央児童公園	ﾐﾄﾞﾘｶﾞｵｶﾁｭｳｵｳｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	横瀬西	緑ケ丘二丁目2827-47	街区公園	8,546	S59.2.1
222	緑ヶ丘つつじ児童公園	ﾐﾄﾞﾘｶﾞｵｶﾂﾂｼﾞｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	横瀬西	緑ケ丘四丁目3013-188	街区公園	1,850	S59.2.1
219	緑ヶ丘飛塚山児童公園	ﾐﾄﾞﾘｶﾞｵｶﾄﾋﾂｶﾔﾏｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	横瀬西	緑ケ丘一丁目2870-6	街区公園	1,616	S59.2.1
220	緑ヶ丘西児童公園	ﾐﾄﾞﾘｶﾞｵｶﾆｼｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	横瀬西	緑ケ丘二丁目2870-189	街区公園	2,012	S59.2.1
221	緑ヶ丘東児童公園	ﾐﾄﾞﾘｶﾞｵｶﾋｶﾞｼｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	横瀬西	緑ケ丘三丁目2946-176	街区公園	1,803	S59.2.1
223	緑ヶ丘南児童公園	ﾐﾄﾞﾘｶﾞｵｶﾐﾅﾐｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	横瀬西	緑ケ丘四丁目3013-317外	街区公園	1,507	S59.2.1
497	緑の森公園	ﾐﾄﾞﾘﾉﾓﾘｺｳｴﾝ	大在	大在西	望みが丘44-11 外	街区公園	5,476	H11.3.31
319	皆春グリーン公園	ﾐﾅﾊﾙｸﾞﾘｰﾝｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字皆春字新田798-2外	街区公園	218	S62.10.13
305	皆春児童公園	ﾐﾅﾊﾙｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字皆春字内門582-3外	街区公園	3,233	S62.3.31
468	皆春団地第1公園	ﾐﾅﾊﾙﾀﾞﾝﾁﾀﾞｲ1ｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字皆春字政利189-30	街区公園	356	H10.3.31
469	皆春団地第2公園	ﾐﾅﾊﾙﾀﾞﾝﾁﾀﾞｲ2ｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字皆春字福光245-9	街区公園	554	H10.3.31
628	皆春団地第3公園	ﾐﾅﾊﾙﾀﾞﾝﾁﾀﾞｲ3ｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字皆春字長刀168-19外	街区公園	333	H10.3.31
470	皆春団地第4公園	ﾐﾅﾊﾙﾀﾞﾝﾁﾀﾞｲ4ｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字皆春字上福光427-13外	街区公園	615	H10.3.31
471	皆春団地第5公園	ﾐﾅﾊﾙﾀﾞﾝﾁﾀﾞｲ5ｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字皆春字又井397-1外	街区公園	353	H10.3.31

令和6年3月31日見込み

台帳番号	公園名	名称 半角カナ	地区	小学校区	所在地	分類	面積	開園年月日
472	皆春団地第6公園	ﾐﾅﾊﾙﾀﾞﾝﾁﾀﾞｲ6ｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字皆春字江添259-16外	街区公園	370	H10.3.31
235	南大分スポーツパーク	ﾐﾅﾐｵｵｲﾀｽﾎﾟｰﾂﾊﾟｰｸ	大分	豊府	豊饒一丁目432-1 外	総合公園	63,672	S59.3.31
488	南大分みどり公園	ﾐﾅﾐｵｵｲﾀﾐﾄﾞﾘｺｳｴﾝ	大分	荏隈	大字荏隈字年ノ神326-4	街区公園	149	H11.3.31
773	南大原公園	ﾐﾅﾐｵｵﾊﾗｺｳｴﾝ	鶴崎	松岡	大字松岡字大原1731番24外	街区公園	252	R2.3.31
535	南下郡公園	ﾐﾅﾐｼﾓｺﾞｵﾘｺｳｴﾝ	大分	下郡	下郡中央二丁目223	街区公園	2,500	H13.3.30
117	南太平寺児童公園	ﾐﾅﾐﾀｲﾍｲｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	豊府	南太平寺二丁目69番9外	街区公園	3,142	S52.3.31
306	みのさと公園	ﾐﾉｻﾄｺｳｴﾝ	明野	明野北	大字小池原字苗字平872-31 外	街区公園	304	S62.4.10
506	美晴台公園	ﾐﾊﾗｼﾀﾞｲｺｳｴﾝ	大分	桃園	大字千歳字高城239-96外	街区公園	1,042	H12.3.31
394	美春公園	ﾐﾊﾙｺｳｴﾝ	植田	鴛野	大字鴛野字行衛993-52 外	街区公園	647	H5.3.31
265	宮ヶ迫西公園	ﾐﾔｶﾞｻｺﾆｼｺｳｴﾝ	植田	宗方	大字上宗方字宮ヶ迫802-4	街区公園	3,655	S61.1.28
264	宮ヶ迫東公園	ﾐﾔｶﾞｻｺﾋｶﾞｼｺｳｴﾝ	植田	宗方	大字上宗方字宮ヶ迫802-3	街区公園	3,939	S61.1.25
187	宮河内北公園	ﾐﾔｶﾜｳﾁｷﾀｺｳｴﾝ	鶴崎	川添	大字宮河内字貢迫4200-35 外	街区公園	1,818	S58.1.25
188	宮河内浄土寺公園	ﾐﾔｶﾜｳﾁｼﾞｮｳﾄﾞｼﾞｺｳｴﾝ	鶴崎	川添	大字宮河内字浄土寺3769-480	街区公園	1,804	S58.1.25
189	宮河内中央公園	ﾐﾔｶﾜｳﾁﾁｭｳｵｳｺｳｴﾝ	鶴崎	川添	大字宮河内字浄土寺3769-194	街区公園	2,269	S58.1.25
190	宮河内西公園	ﾐﾔｶﾜｳﾁﾆｼｺｳｴﾝ	鶴崎	川添	大字宮河内字浄土寺3830-13	街区公園	1,478	S58.1.25
191	宮河内東公園	ﾐﾔｶﾜｳﾁﾋｶﾞｼｺｳｴﾝ	鶴崎	川添	大字宮河内字浄土寺3769-536	街区公園	6,268	S58.1.25
172	宮崎台第1児童公園	ﾐﾔｻﾞｷﾀﾞｲﾀﾞｲ1ｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	寒田	大字宮崎字ｽｳｻﾞﾝ1119-16 外	街区公園	3,216	S57.1.19
173	宮崎台第2児童公園	ﾐﾔｻﾞｷﾀﾞｲﾀﾞｲ2ｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	寒田	大字宮崎字大迫谷1229-97 外	街区公園	5,689	S57.1.19
261	宮地嶽公園	ﾐﾔｼﾞﾀﾞｹｺｳｴﾝ	植田	寒田	寒田わかば台1451-93	街区公園	1,093	S60.10.5
753	三芳オレンジパーク	ﾐﾖｼｵﾚﾝｼﾞﾊﾟｰｸ	大分	西の台	大字三芳字鳥越960番8外	街区公園	174	H30.3.30
432	三芳が丘公園	ﾐﾖｼｶﾞｵｶｺｳｴﾝ	大分	西の台	大字三芳字カケ塚878番24 外	街区公園	662	H8.4.1
760	みらい公園	ﾐﾗｲｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字森字北原1188番30	街区公園	252	H31.3.29
496	みらい中央公園	ﾐﾗｲﾁｭｳｵｳｺｳｴﾝ	大在	大在西	望みが丘22	街区公園	2,837	H11.3.31
764	未来の丘公園	ﾐﾗｲﾉｵｶｺｳｴﾝ	鶴崎	明治北	大字葛木字中尾52番26外	街区公園	282	R1.12.2
65	向原公園	ﾑｶｲﾊﾞﾙｺｳｴﾝ	大分	日岡	向原沖二丁目1	近隣公園	12,331	S48.3.31
577	むなかた三角公園	ﾑﾅｶﾀｻﾝｶｸｺｳｴﾝ	植田	宗方	上宗方南一丁目795-13 外	街区公園	215	H16.3.31
266	宗方台A緑地	ﾑﾅｶﾀﾀﾞｲAﾘｮｸﾁ	植田	宗方	大字上宗方字宮ヶ迫802-450 外	都市緑地	794	S61.1.28
267	宗方台B緑地	ﾑﾅｶﾀﾀﾞｲBﾘｮｸﾁ	植田	宗方	大字上宗方字宮ヶ迫802-451 外	都市緑地	2,873	S61.1.28
268	宗方台C緑地	ﾑﾅｶﾀﾀﾞｲCﾘｮｸﾁ	植田	宗方	大字上宗方字山の神ノ下889-25 外	都市緑地	860	S61.1.28
269	宗方台D緑地	ﾑﾅｶﾀﾀﾞｲDﾘｮｸﾁ	植田	宗方	大字上宗方字小迫918-63 外	都市緑地	1,259	S61.1.28
376	明治御苑第1公園	ﾒｲｼﾞｷﾞｮｴﾝﾀﾞｲ1ｺｳｴﾝ	鶴崎	明治	大字横尾字大久保3936-36 外	街区公園	417	H3.3.31
377	明治御苑第2公園	ﾒｲｼﾞｷﾞｮｴﾝﾀﾞｲ2ｺｳｴﾝ	鶴崎	明治	大字猪野字山野1431-37	街区公園	145	H3.3.31
769	明治の丘公園	ﾒｲｼﾞﾉｵｶｺｳｴﾝ	鶴崎	明治	新明治六丁目1465番89外	街区公園	493	R2.3.31
434	明治の森公園	ﾒｲｼﾞﾉﾓﾘｺｳｴﾝ	鶴崎	明治	新明治四丁目1482番1 外	街区公園	1,610	H8.4.1
325	明睦公園	ﾒｲﾎﾞｸｺｳｴﾝ	鶴崎	明治	新明治二丁目1528-45	街区公園	999	S63.8.13
326	明睦第二公園	ﾒｲﾎﾞｸﾀﾞｲ2ｺｳｴﾝ	鶴崎	明治	新明治二丁目1549-9	街区公園	183	S63.8.13
397	女夫池公園	ﾒｵﾄｲｹｺｳｴﾝ	明野	明野北	大字小池原字女夫池1212-6	街区公園	433	H5.3.31
167	めじろ公園	ﾒｼﾞﾛｺｳｴﾝ	大分	西の台	高崎四丁目 2664-184	街区公園	3,013	S56.4.1
386	萌葱台南公園	ﾓｴｷﾞﾀﾞｲﾐﾅﾐｺｳｴﾝ	植田	植田	萌葱台二丁目896-31 外	街区公園	916	H4.3.31
480	モクレン公園	ﾓｸﾚﾝｺｳｴﾝ	大南	判田	高江南一丁目29	街区公園	1,593	H11.3.31
369	餅田児童公園	ﾓﾁﾀﾞｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	賀来	賀来北三丁目3390	街区公園	1,504	S62.3.31
444	モミノキ公園	ﾓﾐﾉｷｺｳｴﾝ	大南	判田	高江北一丁目14	街区公園	1,472	H9.3.31
64	桃園公園	ﾓﾓｿﾞﾉｺｳｴﾝ	大分	桃園	寺崎町二丁目8	近隣公園	25,015	S48.3.31
322	桃園なかよし児童公園	ﾓﾓｿﾞﾉﾅｶﾖｼｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	桃園	大字千歳字尾崎2168	街区公園	1,828	S63.3.31
420	桃園めじろ公園	ﾓﾓｿﾞﾉﾒｼﾞﾛｺｳｴﾝ	大分	桃園	大字千歳字彦山南ノ下1848番18 外	街区公園	437	H7.3.31
603	モモの木広場	ﾓﾓﾉｷﾋﾛﾊﾞ	植田	賀来	大字野田字中ノ原532-7 外	街区公園	350	H17.3.31
573	森町あやめ公園	ﾓﾘﾏﾁｱﾔﾒｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字森町字ｿｳｹ田通435-1外	街区公園	207	H16.3.31
208	森町団地児童公園	ﾓﾘﾏﾁﾀﾞﾝﾁｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字森町字切戸通358-55	街区公園	1,538	S58.8.28

令和6年3月31日見込み

台帳番号	公園名	名称 半角カナ	地区	小学校区	所在地	分類	面積	開園年月日
90	森町寺畑公園	ﾓﾘﾏﾁﾃﾗﾊﾀｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字森町字寺畑1201-1	街区公園	2,310	S50.4.1
659	森町にこにこ公園	ﾓﾘﾏﾁﾆｺﾆｺｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字森町字切戸通365-9	街区公園	177	H20.3.31
164	森町わんぱく公園	ﾓﾘﾏﾁﾜﾝﾊﾟｸｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字森町字北斗通229-16	街区公園	323	S55.11.17
89	八幡公園	ﾔﾊﾀｺｳｴﾝ	大分	八幡	大字八幡字安供田52－1	街区公園	1,385	S50.4.1
570	山ノ手コマ公園	ﾔﾏﾉﾃｺﾏｺｳｴﾝ	大在	大在	竹下二丁目174－18 外	街区公園	233	H15.3.31
216	山ノ手児童公園	ﾔﾏﾉﾃｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	田尻	ふじが丘山手三丁目1463-3	街区公園	2,063	S59.1.24
135	やまばと児童公園	ﾔﾏﾊﾞﾄｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	大分	春日町	王子新町46番地内	街区公園	3,090	S54.3.31
544	山藤公園	ﾔﾏﾌｼﾞｺｳｴﾝ	植田	田尻	ふじが丘山手一丁目87-14外	街区公園	259	H14.3.29
554	屋宗公園	ﾔﾑﾈｺｳｴﾝ	大在	大在西	庄境237	街区公園	2,033	H14.3.29
791	ゆうえんかん広場	ﾕｳｴﾝｶﾝﾋﾛﾊﾞ	大分	碩田	荷揚町48番外	街区公園	3,692	R4.4.1
623	夕陽が丘緑地	ﾕｳﾋｶﾞｵｶﾘｮｸﾁ	大分	城南	はなの森1279-15	都市緑地	639	H18.3.31
215	夕陽児童公園	ﾕｳﾋｼﾞﾄﾞｳｺｳｴﾝ	植田	田尻	ふじが丘山手二丁目1132-47	街区公園	1,492	S59.1.24
15	遊歩公園	ﾕｳﾎｺｳｴﾝ	大分	碩田	府内町一,二,三丁目金池町二丁目地内	緑道	3,812	S26.3.31
549	ゆうゆう公園	ﾕｳﾕｳｺｳｴﾝ	植田	東植田	大字光吉字岩ノ尾1700－37 外	街区公園	4,001	H14.3.29
442	ゆめが丘公園	ﾕﾒｶﾞｵｶｺｳｴﾝ	大分	滝尾	大字下郡字長迫335-24 外	街区公園	2,557	H9.3.31
736	横尾大原公園	ﾖｺｵｵﾊﾗｺｳｴﾝ	鶴崎	明治	大字横尾字大原1810番9,10	街区公園	201	H28.3.31
511	横尾公園	ﾖｺｵｺｳｴﾝ	鶴崎	明治	大字横尾字芝尾北3637-8 外	街区公園	1,209	H12.3.31
521	横尾台公園	ﾖｺｵﾀﾞｲｺｳｴﾝ	鶴崎	明治	大字横尾字芝尾3698-4 外	街区公園	676	H12.3.31
350	横尾みどり公園	ﾖｺｵﾐﾄﾞﾘｺｳｴﾝ	鶴崎	明治	大字横尾字一里塚3105-22	街区公園	358	H1.3.31
701	横塚公園	ﾖｺﾂﾞｶｺｳｴﾝ	大在	大在	横塚一丁目178	近隣公園	19,043	H23.3.31
419	横塚ファミリー公園	ﾖｺﾂｶﾌｧﾐﾘｰｺｳｴﾝ	大在	大在	横塚二丁目336	街区公園	2,602	H6.3.31
95	吉野梅園	ﾖｼﾉﾊﾞｲｴﾝ	大南	吉野	大字杉原字山口537 外	風致公園	14,269	S43.3.25
665	リーブル南太平寺公園	ﾘｰﾌﾞﾙﾐﾅﾐﾀｲﾍｲｼﾞｺｳｴﾝ	大分	豊府	南太平寺二丁目109番4外	街区公園	155	H20.3.31
408	リバーサイド若葉台公園	ﾘﾊﾞｰｻｲﾄﾞﾜｶﾊﾞﾀﾞｲｺｳｴﾝ	鶴崎	川添	大字種具字西受786番2	街区公園	1,975	H5.3.31
737	流通業務団地C緑地	ﾘｭｳﾂｳｷﾞｮｳﾑCﾘｮｸﾁ	坂ノ市	丹生	大分流通業務団地三丁目3番6,13	都市緑地	1,229	H28.3.31
582	流通団地A緑地	ﾘｭｳﾂｳﾀﾞﾝﾁAﾘｮｸﾁ	坂ノ市	丹生	大分流通業務団地一丁目204-1 外	都市緑地	4,222	H16.3.31
583	流通団地B緑地	ﾘｭｳﾂｳﾀﾞﾝﾁBﾘｮｸﾁ	坂ノ市	丹生	大分流通業務団地二丁目203 外	都市緑地	9,273	H16.3.31
585	流通団地北緑地	ﾘｭｳﾂｳﾀﾞﾝﾁｷﾀﾘｮｸﾁ	坂ノ市	丹生	大分流通業務団地一丁目209-1 外	都市緑地	52,065	H16.3.31
584	流通団地東緑地	ﾘｭｳﾂｳﾀﾞﾝﾁﾋｶﾞｼﾘｮｸﾁ	坂ノ市	丹生	大分流通業務団地三丁目203 外	都市緑地	74,690	H16.3.31
586	流通団地南緑地	ﾘｭｳﾂｳﾀﾞﾝﾁﾐﾅﾐﾘｮｸﾁ	坂ノ市	丹生	大分流通業務団地三丁目224 外	都市緑地	64,804	H16.3.31
604	ロータリー広場	ﾛｰﾀﾘｰﾋﾛﾊﾞ	植田	賀来	大字中尾字原1101-29 外	街区公園	213	H17.3.31
51	ロボット公園	ﾛﾎﾞｯﾄｺｳｴﾝ	植田	敷戸	敷戸北町1243-96	街区公園	1,091	S46.12.20
559	ロングヒル西公園	ﾛﾝｸﾞﾋﾙﾆｼｺｳｴﾝ	大南	吉野	大字杉原字畝ノ辻1221－111 外	街区公園	1,069	H15.3.31
2	若草公園	ﾜｶｸｻｺｳｴﾝ	大分	碩田	中央町二丁目47	街区公園	6,158	S27.3.31
7	若葉公園	ﾜｶﾊﾞｺｳｴﾝ	大分	南大分	三ヶ田町一丁目188-1	街区公園	2,898	S31.3.31
461	若宮公園	ﾜｶﾐﾔｺｳｴﾝ	鶴崎	別保	大字森字乗越100-15	街区公園	490	H10.3.31
387	植田ふれあい公園	ﾜｻﾀﾞﾌﾚｱｲｺｳｴﾝ	植田	植田	大字小野鶴字石ケ平1386-3 外	近隣公園	29,717	H4.3.31

台帳番号 62、127、278、345、589、590 欠番

６４　避難所代替施設

番号	地区名	校区名	施設名	所在地	電話番号
1	大　分	中　島	大分東明高等学校(平松学園)	大分市千代町2丁目4番4号	535－0201
2	大　分	南大分	南大分中学校	大分市二又町1丁目4番53号	543-2623
3	大　分	城　南	福徳学院高等学校(城南学園)	大分市永興1丁目16番20号	544－3551
4	大　分	金　池	県立芸術文化短期大学	大分市上野丘東1番11号	545－0542
5	大　分	金　池	県立芸術緑丘高等学校	大分市上野丘東1番11号	543－2981
6	大　分	金　池	楊志館高等学校(後藤学園)	大分市桜ケ丘7番8号	543－6711
7	大　分	滝　尾	滝尾中学校	大分市大字羽田349番地	569－3546
8	大　分	津　留	サイクルショップコダマ 大洲アリーナ	大分市青葉町1番地	551－1511
9	大　分	明　野	大分工業高等専門学校	大分市牧1666番地	552－6075
10	大　分	日　岡	日岡中央公民館	大分市高松東1丁目6番17号	551－1843
11	鶴　崎	明　治	鶴崎工業高等学校	大分市大字葛木509番地	527－5261
12	鶴　崎	松　岡	松岡校区公民館	大分市大字松岡5063番地の1	520－0507
13	鶴　崎	川　添	川添公民館	大分市大字宮河内4547番地の1	529－2388
14	大　南	戸　次	戸次小学校	大分市大字中戸次4280番地	597－0091
15	稙　田	稙　田	大分雄城台高等学校	大分市大字玉沢1250番地	541－0123
16	稙　田	東稙田	稙田南中学校	大分市大字田尻123番地の1	567－1011
17	稙　田	敷　戸	大分工業高等学校	大分市芳河原台12番1号	551－6908
18	稙　田	賀　来	大分市歴史資料館	大分市大字国分960番地の1	549－0880
19	坂ノ市	小佐井	大分東高等学校	大字屋山2009番地	592－1064
					計

（令和5年3月31日現在）

避難可能な人員		施設の主な状況								海抜10m以上	備考
一時	避難所	建物区分	構造	面積（㎡）	給食	シャワー	トイレ	テレビ	時計		
872	436	体育館	鉄筋	872		○	○		○		3m
1,549	774	（新）体育館	鉄筋	1,549			○	○	○		
780	390	体育館	鉄筋	780		○	○		○	○	11m
604	302	体育館	鉄骨	604			○	○	○	○	13m
800	400	体育館	鉄骨	800		○	○		○	○	16m
1,047	523	体育館	鉄筋	1,047		○	○		○	○	16m
498	249	体育館	鉄骨	498			○		○	○	12m
1,020	510	体育館	鉄骨	1,020		○	○		○	○	14m
1,645	822	体育館（大）	鉄筋	1,645		○	○	○	○		2m
759	379	体育館（小）	鉄筋	759		○	○	○	○		
522	261	柔道場	鉄筋	522		○	○	○	○		
523	261	剣道場	鉄筋	523		○	○	○	○		
856	428	第一体育館	鉄骨	856		○	○		○	○	80m
806	403	第二体育館	鉄骨	806		○	○		○		
84	42	ホール	鉄筋	84	○		○	○	○		4m
1,215	607	体育館	鉄筋	1,215					○	○	41m
726	363	多目的競技場	鉄筋	726		○	○		○		
228	114	ホール他	鉄骨	228	○		○	○	○	○	15m
271	135	集会室他	鉄筋	271	○		○	○	○	○	26m
111	55	音楽室	鉄筋	111			○		○		21m
1,312	656	体育館	鉄筋	1,312		○		○	○	○	65m
780	390	体育館	鉄骨	780		○	○		○	○	10m
1,312	656	体育館	鉄筋	1,312					○	○	33m
346	173	ホール他	鉄筋	346			○		○	○	33m
906	453	体育館	鉄筋	906				○	○	○	28m
19,572	9,782			19,572	3	14	21	11	25	15	

令 和 5 年 度 災 害 救 助 基 準

６５　災害救助基準

令和５年６月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置（法第 4 条第 1 項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人　1日当たり 340 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費　並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上 3　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル･旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000 円（食費込・税込）／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置（法第 4 条第 2 項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人　1日当たり 340 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第２条第２項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1　費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　基本額　1戸当たり 6,775,000 円以内 3　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,775,000 円以内であればよい。 2　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4　供与期間は 2 年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1　規模　建設型仮設住宅に準じる 2　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2　供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は 1/3 日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1　夏季（4月～9月）冬季（10月～3 月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2　下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2　現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり　50,000円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童　4,800円 中学生生徒　5,100円 高等学校等生徒　5,600円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第1項）	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5　使用料及び賃借料 6　通信運搬費 7　委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ　3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ　3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ　6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ　1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ　2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ　3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト　5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

６６　（１）大分市備蓄計画・大分市における非常食関係、生活必需品、資機材関係備蓄状況

（令和6年3月末現在）

種類	品目	対象	対象数（算定根拠）	備蓄目標数	備蓄数
非常食関係	通常食(ｱﾙﾌｧ米/ｸﾗｯｶｰ、ﾊﾟﾝ) ｱﾚﾙｷﾞｰ対応食含む	全年齢	約94,500人 （94,500人×1.5食分）	約141,800食 （年間35,450食ずつ更新）	142,108食 （アルファ米97,000食、備蓄用パン等45,108食）
	副食(味噌汁、卵スープ)		約94,500人 （94,500人×1.5食分）	約141,800食 （年間35,450食ずつ更新）	142,400食
	お粥	1歳児 要介護3以上	約2,400人 （2,400人×1.5食分）	約3,600食 （年間900食ずつ更新）	3,600食
	粉ミルク	0歳	約1,000人 （1人あたり1日1000mlの1.5日分）	約1500ℓ分 （毎年全量更新）	約1,500ℓ （アレルギー対応ミルク150ℓ含む）
	液体ミルク				約115ℓ（240ml×480缶）
	使い捨て哺乳瓶		容量200ml/個	約7,500個 （年間1,875個ずつ更新）	7,500個
	飲料水(ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ) （食料/ﾐﾙｸ/飲用）	全年齢	約94,500人 （1人あたり1日 3ℓ×0.5日分）	約141,800ℓ	約150,000ℓ （2ℓペットボトル3万ℓ分） （6ℓ給水袋12万ℓ分）
	避難所用給水袋			6ℓ給水袋　20,000枚	21,000枚 耐震性貯水槽を活用し応急給水実施
生活必需品	紙おむつ(子ども用)	0～2歳児	約2,200人 （1人あたり1日8枚程度を2日分 ）	約35,200枚	48,590枚
	紙おむつ(大人用)	必要者割合 0.005	約500人 （1人あたり1日8枚程度を2日分）	約8,000枚	12,072枚
	生理用品	10～54歳 女性の4分の1	約6,200人 （対象に4.2枚ずつを2日分）	約52,000枚	63,966枚
	ウェットティッシュ	おむつ配布対象者 （2,700人）	約2,700人 （1人あたり1個を2日分）	約5,400個	9,360個
	トイレットペーパー	全年齢	約100,000人 （1人あたり0.5巻）	約9,000巻 （対象の1/6）	9,120巻
	携帯トイレ	全年齢	約100,000人	約100,000回分 （和式便座用の便袋分約30,000回分含む）	約200,000回分
	和式便座用トイレセット	小中学校及び庁舎・支所＋α	100箇所分 （1箇所あたり5セットずつ）	500セット	1,000セット （別途、子供用トイレを400セット備蓄）
	サージカルマスク	全年齢	約100,000人 （対象に1枚ずつ）	約100,000枚	約100,000枚
	消毒液	指定避難所	124箇所 （1箇所あたり4本ずつ）	496本	500本
資機材関係	毛布 （折り畳みアルミマット含む）	全年齢	約70,000人 ※避難所外避難者を除いた数	約17,500枚 （対象の1/4）	約20,000枚
	災害用敷きマット （20m又は2mカット）	全年齢	約70,000人 ※避難所外避難者を除いた数	約17,500人分 （対象の1/4）	約17,500人分
	調理器具 （ｹﾄﾙ/ｶｾｯﾄｺﾝﾛ/ｶﾞｽ3本）	指定避難所	124箇所	620セット （対象に5セットずつ）	655セット
	防災ラジオ/拡声器			124個 （対象に1個ずつ）	132個
	LEDランタン	指定避難所	124箇所	620個 1箇所あたり5個ずつ	696個
	多機能トイレ関係 （水洗トイレ/手摺/ﾃﾝﾄ/ｷｬﾘｱ）	指定避難所	124箇所	232セット （避難所の規模に応じて適宜配置）	232セット
	非常用電源 （ｶｰｲﾝﾊﾞｰﾀｰ/防滴ｺｰﾄﾞﾘｰﾙ）				
	授乳室等 （ﾜﾝﾊﾞｰﾝｽﾞﾃﾝﾄ）				
	間仕切りパーテーション　等	指定避難所ほか	124箇所	約1,100セット （避難所の規模に応じて適宜配置）	約1,100セット
	段ボールベッド及び簡易ベッド	指定避難所	124箇所	約1,100セット （避難所の規模に応じて適宜配置）	約1,100セット
	避難所標識(旗2種)	指定避難所	124箇所	赤・黄それぞれ 124枚ずつ	赤・黄それぞれ 124枚ずつ
	電池(防災ﾗｼﾞｵ/ 拡声器/LEDﾗﾝﾀﾝ用)	―	必要数	単1　2,784本 単3　1,320本	単1　2,784本 単3　1,320本
	ブルーシート	―	南海トラフ被害想定での半壊棟数	2,500枚 （対象の1/4）	5,000枚
	アルミブランケット	―	必要数	必要数	20,000枚

６６（2）　非常用電源設備等一覧

①災害対応型ガスバルクユニット設置箇所一覧

〇指定避難所

（令和3年3月31日現在）

番号	施設名	停電時においても電源、空調等が使用可能な場所　※1	配備済備品等	備品収納場所
1	滝尾小学校	中校舎2階（3教室分）	ＬＰガス発電機（1台） ＬＰガス炊飯器（1台） 屋外用コードリール（2個） ＬＥＤ投光器（2台） 鋳物ガスコンロ（2台）	学校敷地内バルク備品倉庫
2	豊府小学校	北校舎2階（3教室分）		学校敷地内バルク備品倉庫
3	桃園小学校	南校舎2階（3教室分）		学校敷地内バルク備品倉庫
4	明野北小学校	北校舎2階（3教室分）		学校敷地内バルク備品倉庫
5	稙田小学校	北校舎2階（3教室分）		学校敷地内バルク備品倉庫
6	坂ノ市小学校	本校舎2階		学校敷地内バルク備品倉庫
7	佐賀関小学校	本校舎2階		学校敷地内バルク備品倉庫
8	王子中学校	南校舎2階（3教室分）		大分いこいの道　防災倉庫
9	大東中学校	南校舎1階（3教室分）		学校敷地内バルク備品倉庫
10	大在中学校	南校舎2階（3教室分）		学校敷地内バルク備品倉庫
11	判田中学校	南校舎2階（3教室分）		学校敷地内バルク備品倉庫
12	稙田東中学校	本校舎2階		南校舎１Ｆ 災害時備蓄物資倉庫
13	野津原中学校	本校舎2階		学校敷地内バルク備品倉庫
14	碩田学園	―		校舎1F北側 地域連携室倉庫

※　停電時には、災害対応型ガスバルクユニットに併設されたGHP（ガスヒートポンプ）を自立運転に切り替えることにより、一部の教室等で電源の使用が可能となる。

〇その他の施設

（令和5年3月31日現在）

	施設名	配備済備品等	備品収納場所
1	道の駅のつはる	ＬＰガス発電機（1台）	道の駅のつはる敷地内 バルク備品倉庫
2	駄原総合運動公園 球技場	ＬＰガス発電機（1台）、ＬＰガス炊飯器（1台）、屋外用コードリール（2個）、 ＬＥＤ投光器（2台）、鋳物ガスコンロ（2台）	駄原総合運動公園 球技場倉庫

②非常用自家発電装置設置箇所一覧

（令和3年3月31日現在）

番号	施設名	発電機出力	燃料種別	タンク容量	連続運転時間(h) ※1	給油方法	担当課
1	大分市役所本庁舎	625(kVA)	A重油	1950(ℓ)	10	ドラム缶	管財課 庁舎管理担当班
2	大分市役所第２庁舎	500(kVA)	A重油	1900(ℓ)	9	ローリー	管財課 庁舎管理担当班
3	J:COM ホルトホール大分	750KVA	軽油	ST　950L 地下タンク 20000L	72	ローリー	文化振興課 文化施設担当班
4	鶴崎支所	115(kVA)	A重油	1950(ℓ)	59	ローリー	管財課 庁舎管理担当班
5	大南支所	105(kVA)	軽油	200(ℓ)	8	ローリー	管財課 庁舎管理担当班
6	稙田支所	115(kVA)	A重油	1950(ℓ)	59	ローリー	管財課 庁舎管理担当班
7	大在支所	74(kVA)	軽油	950(ℓ)	41	ローリー	管財課 庁舎管理担当班
8	坂ノ市支所	100(kVA)	軽油	950(ℓ)	34	ローリー	管財課 庁舎管理担当班
9	佐賀関支所	50(kVA)	軽油	390(ℓ)	31	ローリー	管財課 庁舎管理担当班
10	野津原支所	42(kVA)	軽油	40(ℓ)	3	ローリー	管財課 庁舎管理担当班
11	碩田学園	70kVA	軽油	990ℓ	72	ローリー	学校施設課 施設担当班

※　J:COM ホルトホール大分については、施設の３分の２を使用した場合。その他については、災害対策本部を設置した場所等、施設の一部を使用した場合に限る。

③その他

（令和3年3月31日現在）

番号	名称	設置箇所	数量	規格
1	インバーター発電機	大分いこいの道 防災倉庫	2基	定格出力0.9kVA ※ガソリン
		平和市民公園防災倉庫	1基	
		地区公民館（13か所）	13基	
		指定避難所（61か所）	61基	定格出力1.0kVA ※カセットガス、ガソリン併用
		指定避難所（37か所）	37基	定格出力1.5kVA ※ＬＰガス
2	バルーンタイプ投光器	大分いこいの道 防災倉庫	1基	ランプ400W
		平和市民公園防災倉庫	1基	
3	ガソリン携行缶	大分いこいの道 防災倉庫	1缶	ステンレス製　20ℓ
		平和市民公園防災倉庫	1缶	
		地区公民館（13か所）	13缶	
4	カーインバーター	指定避難所（124か所）	207個	
		J:COM ホルトホール大分　防災倉庫	22個	
5	コードリール	指定避難所（124か所）	211個	30m・防滴
		J:COM ホルトホール大分　防災倉庫	18個	
6	燃料電池自動車	金池車庫	2台	①メーカー：トヨタ 車種：MIRAI ②メーカー：ホンダ 車種：クラリティ FUEL CELL
7	可搬型外部給電器	大分いこいの道 防災倉庫	2基	定格出力9kVA AC100-200V(単相3線式)
		大分いこいの道 防災倉庫	3基	定格出力4.5kVA AC100V
		大南支所	1基	
		佐賀関支所	1基	
		野津原支所	1基	

※　「６７（３）非常用電源設備等一覧　①災害対応型ガスバルクユニット設置箇所一覧」に記載のある資機材については除く。

６７　　主食（米・パン等）製造協力依頼業者及び供給能力

大分県学校給食パン米飯協同組合（旧大分県パン協同組合）

（災害時における食料等の供給協力に関する協定書）（平成24年3月協定締結）

（業者別米飯の炊飯能力）　　令和6年4月1日現在

ヤマウチ調理食品（古国府）	約	32,000 食
松喜屋（稙　田）	約	16,000 食
計	約	48,000 食

（業者別製パン能力）　　令和6年4月1日現在

石川製パン（新　川）	約	10,000 個
つるさき食品（鶴　崎）	約	10,000 個
計	約	20,000 個

６８　　大分市給食調理場の状況

令和5年3月31日現在

設置箇所数	半日稼動の炊飯能力
50 ヵ所	約27,000 食

※ 大分市立小学校の単独調理場（50施設）の調理能力（児童・職員数）である。

６９　　近隣市町村等共同調理場設置状況及び近隣市町村給食業者の状況

設置者	共同調理場名	所在地	電話番号	給食能力
別府市	別府市	大字別府3088－128番地	0977－24－5531	8,000
臼杵市	臼杵市	大字海添2574番地27	0972－63－1115	3,500
由布市	由布市	大字庄内町大龍1516番地	097－583－0316	1,500
大分市	大分市東部	大字海原916番地の3	097－521－7832	8,000
大分市	大分市西部	大字光吉467番地の12	097－568－0555	9,000

（別府市の給食業者の状況）

米飯業者	1社	約　12,000　食
製パン業者	1社	約　14,000　個

（臼杵市の給食業者の状況）

米飯業者	1社	約　20,000　食
製パン業者	1社　（米飯と同一業者）	約　20,000　個

（由布市の給食業者の状況）

米飯業者	1社	約　10,000　食
製パン業者	1社　（米飯と同一業者）	約　5,000　個

７０　大分市災害時市民開放井戸登録制度事務取扱要領

（目的）

第１条　この要領は、市民が所有する井戸を登録することにより、災害時における地域住民の応急用の生活用水（トイレ、洗濯等の日常生活に利用される水であって、飲用水以外のものをいう。以下同じ。）の水源を確保するとともに、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

（災害時市民開放井戸）

第２条　大分市長は、市民、事業所、工場等が所有し、管理し又は利用している井戸のうち、災害時に地域住民の生活用水として利用するために、井戸所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の善意により開放されるものを災害時市民開放井戸として登録するものとする。

（調査等）

第３条　大分市長は、災害時市民開放井戸の登録をしようとするときは、応募のあった井戸に対し、施設調査及び水質検査を行い、地域住民の共同利用が可能な設備であり、かつ、水の清浄度が確保されていることを確認するものとする。

（公表等）

第４条　大分市長は、災害時市民開放井戸を登録する場合には、あらかじめ所有者等から災害時市民開放井戸の所在地及び所有者等の氏名を公表することについての承諾を承諾書（様式第１号）により得るものとする。

２　大分市長は、災害時市民開放井戸登録台帳（様式第２号）、災害時市民開放井戸一覧表及び地図等を作成のうえ保存し、必要に応じその所在地及び所有者等の氏名を公表するとともに、掲示用標識(別図)を交付し、所有者等の協力を得て、災害時の地域住民による活用を図るものとする。

（実態調査）

第５条　大分市長は、災害時の活用に資するため登録された災害時市民開放井戸（以下「登録井戸」という。）について、定期的に施設調査及び水質検査を実施することにより実態の把握に努めるものとする。

２　登録井戸の所有者からの申し出や実態調査等において、枯渇その他の理由により登録井戸の一般開放が不可能と判断したときは、速やかに登録を削除するものとする。

（助言及び指導）

第６条　大分市長は、登録井戸の衛生管理等について必要があると認めるときは、保健所と協力のうえ、登録井戸の所有者等に対し、助言及び指導を行うものとする。

（施行の細目）

第７条　この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、平成１５年９月１日から施行する。

この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

この要領は、令和元年７月１日から施行する。

様式第１号(第４条関係)

承　　諾　　書

当方の（所有・管理）する井戸が、大分市災害時市民開放井戸として登録され、井戸の所在地、所有者等住所を公表することを承諾します。

井戸の所在地　：　大分市

大分市長　殿

令和　　年　　月　　日

住所

氏名

様式第2号（第4条関係）

災害時市民開放井戸登録台帳

台帳番号	―

井戸の所在地		大分市
近くの目的物		
住宅地図		年度版　（①・②・③）　P　―　―
所有者（管理者）	住所	大分市
	氏名	
	連絡先	
施設	給水方法	
	排水設備	有　・　無　（　）
	その他施設	

付近の略図	施設の平面図

別図　　災害時市民開放井戸掲示用標識

※　周囲は赤に白抜き

※　黒

71　　大分市災害時市民開放井戸登録一覧表

令和6年1月29日現在

番号	地区	井 戸 の 所 在 地	採水方法
1	大分	上野南10組	電動ポンプ
2	大分	上野丘東2番18号	電動ポンプ
3	大分	上野丘西2番15号	電動ポンプ
4	大分	城崎町二丁目3番9号	電動ポンプ
5	大分	城崎町二丁目5番36号	電動ポンプ
6	大分	城崎町二丁目4番26号	電動ポンプ
7	大分	城崎町二丁目3番30号	電動ポンプ
8	大分	長浜町三丁目3番16号	電動ポンプ
9	大分	錦町二丁目6番25号	電動ポンプ
10	大分	錦町三丁目11組	電動ポンプ
11	大分	錦町三丁目7番30号	電動ポンプ
12	大分	舞鶴町一丁目12番10号	電動ポンプ
13	大分	中島中央一丁目2番49号	電動ポンプ
14	大分	新川町二丁目5番23号	電動ポンプ
15	大分	芦崎1組	電動ポンプ
16	大分	芦崎2組	電動ポンプ
17	大分	芦崎4組	電動ポンプ
18	大分	芦崎6組	電動ポンプ
19	大分	芦崎7組	電動ポンプ
20	大分	芦崎7組	電動ポンプ
21	大分	芦崎10組	電動ポンプ
22	大分	浜町東2組	電動ポンプ
23	大分	浜町東9組の2	電動ポンプ
24	大分	中島東一丁目4番28号	電動ポンプ
25	大分	勢家町三丁目4番6号	電動ポンプ
26	大分	勢家町一丁目2番25号	電動ポンプ
27	大分	南春日町2番1号	電動ポンプ
28	大分	王子北町2番15号	電動ポンプ
29	大分	王子北町2番6号	電動ポンプ
30	大分	王子北町3番5号	電動ポンプ
31	大分	王子町9番23号	電動ポンプ
32	大分	王子町3-19	電動ポンプ
33	大分	王子町9-3	電動ポンプ
34	大分	王子町3-15	電動ポンプ
35	大分	王子町9-2	電動ポンプ
36	大分	王子町5-7	電動ポンプ
37	大分	王子町2-1	電動ポンプ
38	大分	王子町9-5	電動ポンプ
39	大分	駄原2131	電動ポンプ
40	大分	大道町六丁目1組	電動ポンプ
41	大分	田室町3番20号　田室町公民館敷地内	電動ポンプ、手動ポンプ
42	大分	上春日2組	手動ポンプ
43	大分	東八幡六丁目1組	電動ポンプ
44	大分	古国府8組の2	手動（ひも付きバケツ）
45	大分	南太平寺8組	電動ポンプ
46	大分	畑中4 丁目3番12号	電動ポンプ

番号	地区	井 戸 の 所 在 地	採水方法
47	大分	畑中4-1組	電動ポンプ
48	大分	畑中5-1組	電動ポンプ
49	大分	畑中3丁目8番1号	電動ポンプ
50	大分	畑中3丁目9番15号	電動ポンプ
51	大分	畑中4丁目1番33号	電動ポンプ
52	大分	畑中4丁目2番75号	電動ポンプ
53	大分	畑中4丁目1番27号	電動ポンプ
54	大分	畑中4丁目1番25号	電動ポンプ
55	大分	畑中3丁目3番66号	電動ポンプ
56	大分	畑中701番地	電動ポンプ
57	大分	畑中2丁目2番23号	電動ポンプ
58	大分	庄の原1組の3	電動ポンプ
59	大分	大石町一丁目4組の1	電動ポンプ
60	大分	大石町一丁目4組の1	電動ポンプ
61	大分	曲9組	電動ポンプ
62	大分	富岡1組	手動(ひも付きバケツ)
63	大分	富岡4組	電動ポンプ
64	大分	羽田2組の1	電動ポンプ
65	大分	下郡中央一丁目1番12号	電動ポンプ
66	大分	今津留二丁目10番29号	電動ポンプ
67	大分	南津留25番7号	電動ポンプ
68	大分	南津留23番20号	電動ポンプ
69	大分	東津留一丁目7番24号	電動ポンプ
70	大分	東津留一丁目2番31号	電動ポンプ
71	大分	東津留二丁目11番5号	電動ポンプ
72	大分	岩田町1丁目6番21号	電動ポンプ
73	大分	古ヶ鶴二丁目12番23号	電動ポンプ
74	大分	古ヶ鶴二丁目5番23号	電動ポンプ
75	大分	萩原三丁目12番28号	電動ポンプ
76	大分	萩原三丁目15番6号	電動ポンプ
77	大分	牧26の1番地	電動ポンプ
78	大分	松原町二丁目8番27号	電動ポンプ
79	大分	高城南町8番13号	電動ポンプ
80	大分	千歳2組の2	電動ポンプ
81	大分	千歳4組	電動ポンプ
82	大分	千歳1011番地	電動ポンプ、手動ポンプ
83	大分	三川上四丁目2番21号	電動ポンプ
84	大分	三川上四丁目5番3号	電動ポンプ
85	大分	三川下二丁目6番23号	電動ポンプ、手動ポンプ
86	大分	小池原字池野平1764番地	電動ポンプ
87	鶴崎	西鶴崎一丁目2番13号	電動ポンプ
88	鶴崎	東鶴崎三丁目3番8号	電動ポンプ
89	鶴崎	徳島二丁目10番10号	電動ポンプ
90	鶴崎	小中島260番地1	電動ポンプ
91	鶴崎	小中島一丁目8番70－5号	電動ポンプ
92	鶴崎	三佐1205番地の1	電動ポンプ
93	鶴崎	三佐四丁目12番7号	電動ポンプ
94	鶴崎	三佐五丁目8番12号	電動ポンプ

番号	地区	井 戸 の 所 在 地	採水方法
95	鶴崎	森町739番地	電動ポンプ
96	鶴崎	葛木433番地	電動ポンプ
97	鶴崎	葛木795番地	電動ポンプ
98	鶴崎	葛木648番地	電動ポンプ
99	鶴崎	葛木758番地	電動ポンプ
100	鶴崎	葛木454番地	電動ポンプ
101	鶴崎	葛木402番地の5	電動ポンプ
102	鶴崎	葛木284番地の1	電動ポンプ
103	鶴崎	葛木293番地	電動ポンプ
104	鶴崎	葛木272番地の6	電動ポンプ
105	鶴崎	葛木198番地の1	電動ポンプ
106	鶴崎	葛木199番地	電動ポンプ
107	鶴崎	葛木625番地	電動ポンプ
108	鶴崎	葛木425番地の1	電動ポンプ
109	鶴崎	葛木437番地	電動ポンプ
110	鶴崎	葛木565番地の18	電動ポンプ
111	鶴崎	猪野207番地の3	電動ポンプ
112	鶴崎	猪野207番地の10	電動ポンプ
113	鶴崎	猪野108番地の1	電動ポンプ
114	鶴崎	猪野281番地	電動ポンプ
115	鶴崎	猪野632番地	電動ポンプ
116	鶴崎	猪野263番地	電動ポンプ
117	鶴崎	猪野1316番地の5	電動ポンプ
118	鶴崎	猪野385番地	電動ポンプ
119	鶴崎	猪野384番地	電動ポンプ
120	鶴崎	猪野603番地	電動ポンプ
121	鶴崎	猪野1114番地	電動ポンプ
122	鶴崎	猪野1315番地	電動ポンプ
123	鶴崎	横尾3880番地	電動ポンプ
124	鶴崎	横尾3866番地	電動ポンプ
125	鶴崎	横尾571番地	電動ポンプ
126	鶴崎	横尾4069番地	電動ポンプ
127	鶴崎	丸亀403番地	電動ポンプ
128	鶴崎	南65番地	電動ポンプ
129	鶴崎	常行444番地の1	電動ポンプ
130	鶴崎	松岡3980番地	電動ポンプ
131	鶴崎	松岡7368番地	電動ポンプ
132	鶴崎	松岡7388番地の1	電動ポンプ
133	鶴崎	松岡7557番地の1	電動ポンプ
134	鶴崎	松岡7555番地	電動ポンプ
135	鶴崎	松岡7543番地	電動ポンプ
136	鶴崎	松岡8214番地	電動ポンプ
137	鶴崎	松岡8235番地	電動ポンプ
138	鶴崎	松岡8245番地の1	電動ポンプ
139	鶴崎	松岡8228番地の1	電動ポンプ
140	鶴崎	松岡8247番地の4	電動ポンプ
141	鶴崎	松岡7889番地	電動ポンプ
142	鶴崎	松岡7971番地	電動ポンプ

番号	地区	井 戸 の 所 在 地	採水方法
143	鶴崎	松岡8453番地の5	電動ポンプ
144	鶴崎	松岡8395番地	電動ポンプ
145	鶴崎	松岡5093番地の1	電動ポンプ
146	鶴崎	松岡8206-1	電動ポンプ
147	鶴崎	宮河内1031-1	電動ポンプ
148	鶴崎	宮河内3516番地	電動ポンプ
149	大南	中戸次6241番地	電動ポンプ
150	大南	中戸次4729番地の1	電動ポンプ
151	大南	中戸次5070番地の1	電動ポンプ
152	大南	下戸次1962番地の8	電動ポンプ
153	大南	中判田1760番地	電動ポンプ
154	大南	下戸次2523-5(楠木生和田)	電動ポンプ
155	植田	木上76番地の1	電動ポンプ
156	植田	木上76番地の1	電動ポンプ
157	植田	市327番地の1	電動ポンプ
158	植田	市964番地の3	電動ポンプ
159	植田	市987番地	電動ポンプ
160	植田	市1002番地	手動(移動式エンジンポンプ)
161	植田	市1002番地	手動(移動式エンジンポンプ)
162	植田	市628-4	電動ポンプ
163	植田	上宗方1373	電動ポンプ
164	植田	小野鶴新町南3組	電動ポンプ
165	植田	田原1180番地	電動ポンプ
166	植田	岡川1340番地	電動ポンプ
167	植田	岡川1538番地の1	電動ポンプ
168	植田	光吉1176番地	電動ポンプ
169	植田	光吉1697番地	電動ポンプ
170	植田	光吉2102番地の3	電動ポンプ
171	植田	光吉2095番地	電動ポンプ
172	植田	寒田280番地	電動ポンプ
173	植田	寒田283番地の2	電動ポンプ
174	植田	寒田849番地	電動ポンプ
175	植田	寒田591番地	電動ポンプ
176	植田	寒田1352番地の1	電動ポンプ
177	植田	寒田1297番地の4	電動ポンプ
178	植田	賀来238番地の1	電動ポンプ
179	植田	賀来81番地の3	電動ポンプ
180	植田	賀来西一丁目3番39号	電動ポンプ
181	植田	大字中尾864番地	電動ポンプ
182	植田	大字中尾838番地	電動ポンプ
183	植田	大字中尾903番地	電動ポンプ
184	植田	大字中尾796番地の1	電動ポンプ
185	植田	大字中尾803番地	電動ポンプ
186	植田	大字中尾784番地の1	電動ポンプ
187	植田	大字中尾946番地の1	電動ポンプ
188	植田	大字中尾794番地	電動ポンプ
189	植田	野田630-2	電動ポンプ
190	植田	国分750番地の1	電動ポンプ

番号	地区	井 戸 の 所 在 地	採水方法
191	稙田	国分988番地	電動ポンプ
192	大在	須賀一丁目9番20号	電動ポンプ
193	大在	須賀一丁目10番20号	電動ポンプ
194	大在	角子原一丁目3番9号	電動ポンプ
195	大在	角子原一丁目2番34号	電動ポンプ
196	大在	大在北一丁目12番30号	電動ポンプ
197	大在	大在北一丁目13番49号	電動ポンプ
198	大在	大在北一丁目15番36号	手動(ひも付きバケツ)
199	大在	大在北一丁目3番9号	電動ポンプ
200	大在	大在北一丁目5番4号	電動ポンプ
201	大在	大在北一丁目6番13号	電動ポンプ
202	大在	大在北一丁目6番24号	電動ポンプ
203	大在	大在北一丁目6番27号	電動ポンプ
204	大在	大在北一丁目6番36号	電動ポンプ
205	大在	大在北一丁目7番30号	電動ポンプ
206	大在	大在北一丁目1番14号	電動ポンプ
207	大在	大在北三丁目18番5号	電動ポンプ
208	大在	大在北三丁目14番25号	手動(ひも付きバケツ)
209	大在	大在北三丁目6番32号	電動ポンプ
210	大在	大在北三丁目1番27号	手動(ひも付きバケツ)
211	大在	大在北三丁目7番32号	電動ポンプ
212	大在	大在北三丁目7番9号	手動(ひも付きバケツ)
213	大在	大在北三丁目6番54号	電動ポンプ
214	大在	大在北三丁目5番	電動ポンプ
215	大在	大在北四丁目1番26号	電動ポンプ
216	大在	大在北四丁目9番18号	電動ポンプ
217	大在	大在中央一丁目13番19号	電動ポンプ
218	大在	横田一丁目3番16号	電動ポンプ
219	大在	横田1丁目16番地15号	電動ポンプ
220	大在	政所3500番地	電動ポンプ
221	大在	政所二丁目18番21号	電動ポンプ
222	大在	大在浜一丁目12番15号	電動ポンプ
223	大在	大在浜一丁目3番24号	電動ポンプ
224	大在	大在浜一丁目3番19号	電動ポンプ
225	大在	大在浜一丁目13番28号	電動ポンプ
226	大在	大在浜二丁目3番48号	電動ポンプ
227	大在	大在浜二丁目3番11号	電動ポンプ
228	大在	大在浜二丁目3番37号	電動ポンプ
229	大在	大在浜二丁目11番13号	電動ポンプ
230	大在	大在浜二丁目11番18号	電動ポンプ
231	大在	大在浜二丁目12番46号	電動ポンプ
232	大在	大在浜二丁目11番25号	電動ポンプ
233	大在	大在浜二丁目10番25号	電動ポンプ
234	大在	大在浜二丁目14番19号	電動ポンプ
235	大在	大在浜二丁目7番12号	電動ポンプ
236	大在	汐見一丁目11番45号	電動ポンプ
237	大在	汐見一丁目11番38号	電動ポンプ、手動ポンプ
238	大在	汐見二丁目1番39号	電動ポンプ

番号	地区	井 戸 の 所 在 地	採水方法
239	大在	汐見二丁目10番4号	電動ポンプ
240	大在	汐見二丁目10番42号	電動ポンプ
241	大在	城原2470番地	電動ポンプ
242	大在	横塚一丁目6番39号	電動ポンプ
243	大在	横塚一丁目13番31号	電動ポンプ
244	大在	横塚一丁目13番31号	電動ポンプ
245	大在	横塚二丁目14番17号	電動ポンプ
246	坂ノ市	坂ノ市中央三丁目7番29号	電動ポンプ
247	坂ノ市	久原中央一丁目4番33号	電動ポンプ
248	坂ノ市	久原中央一丁目3番18号	電動ポンプ
249	坂ノ市	久原中央一丁目4番38号	電動ポンプ
250	坂ノ市	久原中央一丁目4番16号	電動ポンプ
251	坂ノ市	久原中央一丁目6番39号	電動ポンプ
252	坂ノ市	久原中央一丁目5番35号	電動ポンプ
253	坂ノ市	久原757番地の8	電動ポンプ
254	坂ノ市	久原中央二丁目6番47号	電動ポンプ
255	坂ノ市	久原中央二丁目4番	電動ポンプ
256	坂ノ市	久原中央二丁目3番6号	電動ポンプ
257	坂ノ市	久原中央二丁目6番50号	電動ポンプ
258	坂ノ市	久原中央三丁目6番19号	電動ポンプ、手動（つるべ）
259	坂ノ市	久原中央二丁目6番23号	電動ポンプ
260	坂ノ市	久原中央二丁目3番27号	電動ポンプ
261	坂ノ市	久原中央二丁目6番13号	電動ポンプ
262	坂ノ市	久原中央三丁目8番11号	電動ポンプ
263	坂ノ市	久原中央三丁目8番40号	電動ポンプ
264	坂ノ市	久原中央三丁目11番17号	電動ポンプ
265	坂ノ市	久原中央三丁目8番2号	電動ポンプ
266	坂ノ市	久原中央四丁目4番12号	電動ポンプ
267	坂ノ市	久原中央四丁目5番12号	電動ポンプ
268	坂ノ市	久原中央四丁目5番17号	電動ポンプ
269	坂ノ市	久原中央四丁目5番45号	電動ポンプ
270	坂ノ市	久原中央四丁目4番25号	電動ポンプ
271	坂ノ市	久原江川291番地	手動ポンプ
272	坂ノ市	大字細1132番地	電動ポンプ
273	坂ノ市	大字細1132番地	手動（ひも付きバケツ）
274	坂ノ市	市尾1761番地	電動ポンプ
275	坂ノ市	市尾2612番地	電動ポンプ
276	坂ノ市	大字市尾415番地の1	電動ポンプ
277	坂ノ市	大字市尾712番地	電動ポンプ
278	坂ノ市	大字市尾682番地	手動（ひも付きバケツ）
279	坂ノ市	大字市尾816番地	電動ポンプ
280	坂ノ市	大字市尾857番地の1	電動ポンプ
281	坂ノ市	大字市尾857番地の1	電動ポンプ
282	坂ノ市	大字市尾1015番地	電動ポンプ
283	坂ノ市	屋山454番地の4	電動ポンプ、手動（つるべ）
284	坂ノ市	里2475番地の77	電動ポンプ
285	坂ノ市	里2272番地	手動ポンプ
286	坂ノ市	里2226番地	電動ポンプ

番号	地区	井 戸 の 所 在 地	採水方法
287	坂ノ市	里2213番地	電動ポンプ
288	坂ノ市	王ノ瀬一丁目13番10号	電動ポンプ
289	坂ノ市	王ノ瀬一丁目9番18号	電動ポンプ
290	坂ノ市	丹川2400番地	電動ポンプ
291	坂ノ市	丹川3128番地	手動（ひも付きバケツ）
292	坂ノ市	一木1020番地	電動ポンプ
293	坂ノ市	佐野970番地	電動ポンプ
294	坂ノ市	佐野2330番地の1	電動ポンプ
295	坂ノ市	佐野2777番地の1	電動ポンプ
296	坂ノ市	佐野2694番地の1	電動ポンプ
297	坂ノ市	佐野2747番地の5	電動ポンプ
298	坂ノ市	佐野3798番地	電動ポンプ
299	坂ノ市	佐野2747番地の5	手動ポンプ

７２　大分市の文化財一覧

国指定の部

	名称又は物件	所在地	所有者（管理団体）	摘要	参考
重要文化財	太刀	八幡	柞原八幡宮	銘　国宗	鎌倉時代
	太刀	〃	〃	銘　源国	〃
	薙刀直シ刀	〃	〃	銘　表「国重八幡大菩薩」 裏「天満大自在天神」	鎌倉時代末期～南北朝時代
	銅造仏像	〃	〃	社伝　阿弥陀如来立像	白鳳時代
	木造普賢延命菩薩坐像	〃	大山寺	榧材　像高　87.7cm	平安時代
	後藤家住宅	荷尾杵	個人所有（大分市）	１８世紀中頃の庄屋の母屋　寄棟造り　茅葺	江戸時代
	白壇塗浅葱糸威腹巻兜・大袖・小具足付	八幡	柞原八幡宮	胴高　32.3cm　草摺高　28.5cm 兜鉢高　18.0cm	室町時代末期
	木造大日如来坐像	上野丘	金剛宝戒寺	文保2（1318）康俊作　檜材寄木造	鎌倉時代
	柞原八幡宮文書（213通）	八幡	柞原八幡宮	柞原宮領関係史料（213通）	平安・鎌倉・南北朝・室町・江戸
	帆足家伝来田能村竹田関係資料	美術館	大分市	紙本墨画淡彩花卉図外25点	江戸時代
	柞原八幡宮	八幡	柞原八幡宮	本殿・東宝殿・西宝殿・申殿・拝殿・楼門・西門・南大門・東回廊・西回廊の10棟	江戸～明治時代
	大分県府内大友氏遺跡出土品	大分県立埋蔵文化財センター	大分県	大友氏居館周辺の町屋や寺院跡での出土品計１２６９点。中国や朝鮮半島、東南アジア産の陶磁器、キリスト教に関わるメダイ、ガラス製のコンタ。	戦国時代
	紙本淡彩稲川舟遊図	大分県立美術館	〃	田能村竹田筆　文政12年（1829）の作	江戸時代
	絹本著色歳寒三友雙鶴図	〃	個人所有	田能村竹田筆　天保3年（1832）頼山陽　雲華　角田九華の賛がある。屈曲する梅の幹の下に双鶴を配し、椿竹を添える。	〃
史跡	豊後国分寺跡	国分	個人所有 大分市 共有 （大分市）	国分僧寺	奈良時代
	大分元町石仏	元町		日羅または仁聞の作と伝えられる	平安時代
	高瀬石仏	高瀬	〃	石窟を彫り込み奥壁に東を向いて彫られる	平安～鎌倉時代
	千代丸古墳	宮苑	〃	装飾古墳　横穴式石室	古墳時代後期
	築山古墳	本神崎	八幡神社	前方後円墳　箱式石棺	古墳時代中期
	古宮古墳	三芳	大分市	石棺式石室墳　九州では他に例なし	終末期古墳（7世紀）
	亀塚古墳	里	〃	前方後円墳　全長約116m	古墳時代中期
	大友氏遺跡	顕徳町他	〃	九州六国を支配した大友宗麟を全盛期とする戦国大名・大友氏の拠点　方二町（200m四方）	戦国時代
	横尾貝塚	横尾	〃	縄文時代の集落の移り変わりが復元できる。 縄文時代からの地形と自然がよく残されている。	縄文時代
	里官衙遺跡	里	個人所有（大分市）	大分市東部に位置する飛鳥時代から奈良時代にかけての官衙遺跡。	飛鳥時代～奈良時代
天然記念物	柞原八幡宮のクス	八幡	柞原八幡宮	自生のクス　樹高約30m　幹囲約18.5m	
	高崎山のサル生息地	神崎	大分市	都市近郊におけるニホンザルの自然的集団	
選択	鶴崎踊	鶴崎	鶴崎おどり保存会	記録保存の措置を講ずべきものとして選択	大分県選択無形民俗文化財 大分市指定無形民俗文化財
登録文化財	大分銀行赤レンガ館	府内町	㈱大分銀行	鉄筋コンクリート造2階建 スレート及び瓦棒葺	大正2年（1913）
	太田缶詰工場	白木	㈱秀観	主屋：木造２階建寄棟造　土蔵：切妻造　石蔵：軒周り漆喰仕上げ	明治３９年 石蔵は大正期
	荻本家住宅主屋	坂ノ市	個人所有	木造平屋建一部二階建　瓦葺	江戸末期
	帆足家分家住宅「松石不老館」	中戸次	〃	主屋、新座敷、道具蔵、質蔵、湯殿及び風呂、井戸上屋、穀物蔵、味噌蔵、裏二階、門、塀	明治中期
	帆足家本家住宅「富春館」	〃	〃	主屋・宝蔵・質蔵・洋館・離れ・表門・中門・塀	江戸末期から昭和12年
	浄土寺	王子西町	浄土寺	本堂・庫裏・玄関及び渡廊下・大弁財天石宮・一伯公廟・表門・北門	江戸後期から大正１４年
	植木家住宅	王子中町	個人所有	主屋・離れ・離れ控えの間	江戸後期から昭和4年
	旧豊予要塞指令官官舎	佐賀関	〃	大正15年（1926）に発足した豊予要塞の司令官官舎。洋風の暖炉のある応接間がある。	大正14年（1925）から大正15年（1926）頃
	関埼灯台	〃	海上保安庁	佐賀関半島東端に建つ灯台で、円筒形の灯塔に平面扇形平屋建ての付属舎が付く。明治34年（1901）に作られ、全国で4基のみ現存する全鉄造灯台の一つ。鉄造3階建て、高さ11m。	明治34年（1901）
	旧大分県立大分図書館（アートプラザ）	荷揚町	大分市	建築家磯崎新の初期代表作。鉄筋コンクリート造三階建て、地下一階の図書館建築。	昭和41年(1966)
登録記念物	黒ヶ浜及びビシャゴ岩	大黒	国	蛇紋岩の黒石に覆われた海岸で、江戸時代から地誌等に紹介されるなど、古くから景勝地として知られている。	

県指定の部

	名称又は物件	所在地	所有者（管理団体）	摘要	参考
有形文化財	柞原八幡宮文書絵図	八幡	柞原八幡宮	絵図のみ	江戸時代
	八幡宇佐宮御託宣集附裏書	〃	〃	宇佐神宮に関する記録16巻と裏書２からなる 文明2年（1470）	室町時代
	詫摩文書	歴史資料館	個人所有	合計11巻　286点の文書 嘉応元年（1169）～慶長16年（1611）	平安時代末期～ 江戸時代初期
	都甲文書	大分県立先哲史料館	〃	合計4巻　90通	平安～江戸時代
	刀	田尻	〃	銘　貞行　　応永時代	室町時代前半
	須恵器	大分県立埋蔵文化財センター	国東市	国東市安岐町の築山古墳から出土した須恵器の壺ならびに器台である。総高48.5cm	古墳時代
	刀	森	個人所有	銘　藤原行長	戦国時代
	木造不動明王坐像	上野丘	金剛宝戒寺	檜材　寄木造　像高　86.3cm	平安時代後期
	木造不動明王立像	八幡	柞原八幡宮	〃　〃　像高　78.8cm	鎌倉時代末期～ 南北朝時代初期
	木造女神形坐像	〃	〃	樟材　一木造　像高　39.5cm	平安時代後期
	木造菩薩形坐像	〃	〃	〃　〃　像高　46.6cm	〃
	木造祖師形坐像	〃	〃	〃　〃　像高　54.8cm	平安時代末期
	板彫多聞天立像	〃	〃	〃　〃　像高　78.4cm	鎌倉時代
	板彫不動明王立像	〃	〃	〃　〃　像高　76.9cm	〃
	紙本著色由原八幡宮縁起絵巻附極書二通	〃	〃	絵　土佐光茂 詞　青蓮院宮尊鎮法親王	室町時代
	紺紙金泥増壱阿含経	〃	〃	11紙　縦34cm、横64.2cm 文和4年（1355）に尼法忍により施入	平安時代末期
	山水蒔絵縁起絵巻納箱	〃	〃	銘　元和八年中川秀征（岡藩２代藩主）寄進	江戸時代
	紙本著色厩図六曲屏風一双	上野丘	円寿寺	土佐派の画風　春隻と秋隻 （各）150.0×52.5cm	江戸時代中期
	絹本著色柿本人磨図	〃	〃	土佐信実筆の墨書あり	鎌倉時代後期
	紙本著色風俗画	大分県立美術館	宗玄寺	杵築市宗玄寺所有　大分県立美術館寄託	江戸時代
	安藤家刀	横尾	個人所有	銘　豊州高田住大和大椽藤原貞行	〃
	中間石幢	志津留	中間班	造立者の墨書銘あり　応永6年(1399)造立	室町時代
	万年橋	寒田	西寒多神社	文久2年（1862）建造（西寒多神社境内）	江戸時代
	金剛宝戒寺木造釈迦如来立像	上野丘	金剛宝戒寺	檜材　寄木造　像高161.6cm	鎌倉時代
	太刀	坂ノ市	個人所有	「豊州之住人直宗作　応永十八年□月十五日」銘	室町時代
	豊後国諸検地帳	大分県立先哲史料館	大分県	文禄2年（1593）7冊　他全82冊	安土桃山時代～ 江戸時代初期
	木造聖徳太子立像	上野丘	金剛宝戒寺	檜材　寄木造　像高68cm	鎌倉時代後期～ 南北朝時代
	刀	大道町	個人所有	豊後国高田住藤原實行作	江戸時代
	脇差	〃	〃	〃	〃
	築山古墳出土品	本神崎	築山古墳保存会	築山古墳出土品一括	古墳時代
	絹本著色阿弥陀如来迎図	森町	専想寺	本願寺絵所で製作	室町時代
	木造阿弥陀如来立像	〃	〃	檜材　寄木造	鎌倉時代
	巴形銅器	大分県立埋蔵文化財センター	大分県	考古資料	弥生時代
	絹本著色中川家歴代藩主画像	大分県立美術館	西光寺	大分県竹田市西光寺所有　大分県立美術館寄託	江戸時代
	教尊寺（７棟）	本神崎	教尊寺	本堂・庫裡付玄関・書院・御殿・経蔵・鐘楼・山門 江戸期の伽藍構成　建物の大方が現存	〃
	刀	常行	個人所有	銘　平長盛（豊後刀の作風強く残す）	室町時代
	刀	森町	〃	銘　平長盛	〃
	銅造如来立像	上野丘	金剛宝戒寺	銅鋳造製　　総高16.3cm　像高　15.1cm	飛鳥時代 ～白鳳時代
	妙楽寺経塚出土遺物	大分県立埋蔵文化財センター	宇佐市	12世紀代の経塚3基から出土した、写経された紙片を内蔵する銅製経筒、四耳壺転用経筒、白磁碗など。	平安時代末期
財	大志生木宝篋印塔	十谷	西岡神社	應安六年癸丑六年(1373)の銘。「塔供養」と刻まれている。	南北朝時代

	名称又は物件	所在地	所有者（管理団体）	摘要	参考
有形文化財	木造聖観音菩薩坐像	八幡	大山寺	樟材　一木造　像高　273.5cm	平安時代
	木造十一面観音菩薩立像	永興	臨済寺	桧材　寄木造　像高　170cm	〃
	早吸日女神社総門	佐賀関	早吸日女神社	切妻造　本瓦葺	江戸時代
	早吸日女神社本殿	〃	〃	三間社流造　檜皮葺	〃
	早吸日女神社社家（小野家住宅）	〃	個人所有	入母屋造　桟瓦葺	〃
	長湯横穴墓群第7号墓出土品	大分県立埋蔵文化財センター	大分県	鹿角製刀装具装着鉄刀　他　計２８点	古墳時代後期
	木造地蔵菩薩立像	青石	妙蔵寺保存会	像高81.5cm、材質檜、寄木造、彫眼、漆箔が施されている	鎌倉時代
	絹本著色涅槃図	上野丘	金剛宝戒寺	縦212.3cm　横214.5cm	〃
	木造聖徳太子二歳立像	勢家	法専寺	桧材　寄木造　玉眼　像高68.2cm	〃
	王ノ瀬石棺	海部古墳資料館	共有	家形石棺	古墳時代中期
	先哲史料館稲葉家文書	大分県立先哲史料館	大分県	臼杵藩稲葉家に伝えられた文書	鎌倉～江戸時代
	猪野遺跡出土銅矛	歴史資料館	大分市	大分県内で唯一発掘調査にて出土した銅矛	弥生時代中期
	木造釈迦如来坐像	松岡	長興寺	鎌倉時代末から南北朝時代にかけての慶派仏師の手による作と考えられる。	鎌倉時代末期～南北朝時代初期
	佐知遺跡17号遺構出土品	大分県立埋蔵文化財センター	大分県	中津市三光佐知遺跡から出土した遺物。男性を埋葬した墓で、太刀、鉄製矢じり等46点。	鎌倉時代
	龍頭遺跡出土編袋	〃	〃	杵築市山香町野原　龍頭遺跡より出土。ツル植物で編まれた袋。当時の技法がわかる。	縄文時代後期
	高野山本覚院文書	大分県立先哲史料館	〃	大友氏およびその家臣、近世大名にかかる書簡等1946点の文書が残されている。	中世～近代
	一方平Ⅰ遺跡出土石器群	大分県立埋蔵文化財センター	〃	大分市横尾一方平から出土した石器群。 石器製作技術の全工程が復元できる資料。	旧石器時代後期
	東田室遺跡出土絵画土器	〃	〃	大分市田室町の古墳時代の竪穴住居から出土。 龍文のひれ部分が描かれた絵画文様。	古墳時代中期前半
	紙本著色隠元・木庵・則非三幅対像	田室町	長福寺	黄檗宗三禅師肖像画 寛文元年（1661）製作	江戸時代
	四日市遺跡出土木棺墓出土品	大分県立埋蔵文化財センター	大分県	「青磁唾壺」「隅入宝鏡」等の出土。 被葬者は太宰府に関係する官人と考えられる。	平安時代
	田尻家文書附仏像二躯・鏡一面	大分県立先哲史料館	〃	田尻家は大友氏4代親時の孫を祖先としており、豊後国と肥後国に配属された。国境地帯の動向を知る貴重な文書。	室町時代～江戸時代
史跡	丑殿古墳	賀来	丑殿神社	横穴式石室　家形石棺（昭47年保存施設）	古墳時代後期
	脇蘭室墓	鶴崎	大分市	墓碑　表面に高弟帆足萬里による「文教脇先生墓」の六字	江戸時代
	楠木生石造五重塔	下戸次	個人所有	銘　延文五年(1360)庚子三月十七日	南北朝時代
	府内城跡	荷揚町 大手町	大分市	石垣、土塀、堀、櫓２、櫓跡１	江戸時代
	曲石仏附双塔（五輪塔） 磨崖連碑	曲	〃	磨崖仏　石窟内に丸彫りの像や陽刻の像が安置される（昭47年補修）	平安時代末期～室町時代
	口戸磨崖仏 附磨崖五輪双塔	口戸	個人所有	宇佐八幡宮と関連ある磨崖仏	鎌倉時代末期～室町時代
	毛利空桑旧宅及び塾跡	鶴崎	大分市	空桑私宅「天勝堂」塾「知来館」 安政4年（1857）一緒に建設　遺品館に遺品陳列	江戸時代
	岩屋寺石仏	古国府	円寿寺	国指定解除物件	鎌倉時代～室町時代
	参勤交代道路	今市	大分市	幅2.1m　長さ660mの石畳	江戸時代
	蓬莱山古墳	庄ノ原	大床社	前方後円墳　全長60m	古墳時代前期
	毛利空桑墓	常行	共有	墓碑「日本国儒者毛利到墓」と大書　陰刻	江戸時代
	小牧山古墳群	松岡	大分市	方墳、円墳、前方後円墳など6基からなる古墳群 3～4世紀中頃の築造	古墳時代
無形民俗文化財（選択）	賀来神社卯酉の神事	賀来	保存会	記録保存の措置を講ずべきものとして選択「賀来の市」	
	鶴崎踊	鶴崎	鶴崎おどり保存会	記録保存の措置を講ずべきものとして選択	国選択無形民俗文化財 大分市指定無形民俗文化財
天然記念物	高島のビロウ自生地	高島	大分県	亜熱帯性植物。高島は自生地の北限。	
	高島のウミネコ営巣地	〃	大分市	400羽程度　5月～8月中旬に営巣	

市指定の部

	名称又は物件	所在地	所有者（管理団体）	摘要	参考
有形文化財	熊野権現縁起絵巻	歴史資料館	熊野神社	松平忠直の遺品　全13巻（熊野神社）	江戸時代
	神庫	寒田	西寒多神社	校倉造　応永15年（1408） 明治19年改修　（西寒多神社境内）	室町時代
	鳥居	王子北町	王子神社	寛政8年（1796）2月建立（王子神社境内）	江戸時代
	刀（大・小）	府内町	個人所有	毛利空桑所持刀　刀　長さ　89.5cm 脇差　長さ　59.0cm	刀　室町時代 脇差　江戸時代
	刀	歴史資料館	大分市	表銘　豊府家士神弧丸盛利行年七十才作 裏銘　天保9年戊戌2月■日任望角幸安鍛　天保9年（1838）	江戸時代
	円寿寺相伝文書及び大友資料	上野丘	円寿寺	開基道勇置文以下15件内 大友関係資料　1巻12通	鎌倉時代～室町時代
	大般若経本附収納函	大分県立先哲史料館	〃	寛正4年（1463）　寄進	室町時代
	御城下絵図	歴史資料館	大分市	府内藩主が府内城下から「浜の市」を見物に行く行列を中心に絵巻物仕立てで描いたもの	江戸時代
	十一面観音立像	国分	国分寺	桜材　寄木造　像高　106.2cm	平安時代後期
	波奈之丸屏風	歴史資料館	個人所有	御座船波奈之丸に置かれた屏風	江戸時代前期
	熊本藩船鶴崎入港船絵馬	東鶴崎	八幡社	熊本藩の参勤交代船の模様を描いた絵馬 ［寛政10年(1798)］	江戸時代
	岡藩船三佐入港船絵馬	三佐	野坂神社	岡藩の参勤交代船の模様を描い絵馬 ［文化10年(1813)］	〃
	府内藩校遊焉館絵図	歴史資料館	弥栄神社	遊焉館の学習風景を描いた絵図	江戸時代末期
	帆足本家酒造蔵	中戸次	大分市	酒造過程のわかる木造建築物	江戸時代以降
	刀	森町	個人所有	銘文　豊後国高田住次右衛門藤原統行	江戸時代初期
	刀	永興	〃	銘文　長谷部國重	室町時代後期
	木造宝冠釈迦如来坐像	太田	〃	桧材　寄木造　像高68.5cm	南北朝時代
	木造毘沙門天立像	恵良	西福寺	桧材　寄木造　像高65cm	江戸時代前半
	木造薬師三尊立像	本町	福城寺	桧材　一木彫成	室町時代前半
	銅造観音菩薩立像	今市	安楽寺	銅製の像　像高26.2cm　懸仏	鎌倉時代後半
	丸山神社楼門	〃	丸山神社	享保５年(1720）入母屋造　3回修理	江戸時代
	木造地蔵菩薩立像	本神崎	八幡神社	像高96.8cm、台高36.5cm、材質檜、寄木造、玉眼入りで彩色が施されている	江戸時代初期
	大平文書	歴史資料館	個人所有	数少ない肥後細川藩領の地方文書　近世文書と近代文書に二大別される	江戸時代～明治時代
	若林文書・系図	大分県立先哲史料館	〃	大友氏の水軍として活躍した若林家の文書。国立歴史民俗博物館所蔵若林文書と兄弟文書である。	戦国時代
	早吸日女神社石鳥居	佐賀関	早吸日女神社	寛永17年（1640）６月の刻銘 熊本藩主細川忠利の寄進	江戸時代初期
	早吸日女神社神楽殿	〃	〃	文政10年(1827)以降、元の半分の規模で現在地に移築　大正4年改築　切妻造本瓦葺	江戸時代後期
	早吸日女神社拝殿	〃	〃	宝暦13年（1763)6月細川重賢建立 嘉永3年(1850)改修　入母屋造本瓦葺	江戸時代中期
	熊本藩船佐賀関入港船絵馬	〃	〃	藩主が参勤交代時に座乗する御座船の図で、描写法や画材などから江戸末期の作品	江戸時代末期
	西谷橋	大平	大分市	文政７年(1824)甲申３月 臼杵大野の石工、新左エ門・友蔵構築架橋	江戸時代後期
	万寿寺石造国東塔	金池	万寿寺	国東地方に発達した宝塔の一種	鎌倉時代
	西福寺宝篋印塔	恵良	西福寺	宝篋印陀羅尼経を納めた供養塔 総高258.5cm	室町時代
	福城寺逆修石幢	本町	福城寺	大永6年(1526）の銘	戦国時代
	福城寺宝塔	〃	〃	総高244.5cm	南北朝時代後半
	山の川石造宝塔・宝篋印塔	入蔵	個人所有	どちらも溶結凝灰岩製	室町時代前半
	摺石幢	摺	〃	総高226cm　八角形	戦国時代
	原村石幢	原村	〃	安山岩製　総高269cm	室町時代後半
	地福寺宝塔	福宗	地福寺	2基並立　向かって右184cm、左176cm	室町時代中期
	地福寺石幢	〃	〃	明和8年(1771)の銘　凝灰岩製	江戸時代中期
	永冨家逆修碑	野津原	個人所有	生前に供養する供養石塔　慶長5年（1600）の銘	安土桃山時代末期
	宝泉寺大乗妙典一字一石塔	竹矢	〃	総高215cm　享保12年(1727)の銘	江戸時代
	霊山寺山門	岡川	霊山寺	寛永15年（1638） 銅板葺、三間一戸二重門	江戸時代後期
	常楽寺文書	〃	常楽寺	・大友松野家系図 ・少弐頼尚施行状写 ・毛利輝元書状写	中世・近世
	光西寺真宗関係資料	末広町	光西寺	六字名号・親鸞聖人像・方便法身像・親鸞聖人絵伝　六字名号は蓮如真筆	室町時代 江戸時代
	水分神社銅鉾	横尾	水分神社	完形品と残欠2個　精巧な鋳上がりで埋納されていた　北部九州で鋳造	弥生時代中期末～弥生時代後期前

	名称又は物件	所在地	所有者（管理団体）	摘要	参考
有形文化財	伝岩屋遺跡出土石戈	歴史資料館	個人所有	遠賀川流域で製作された可能性	弥生時代中期
	勝光寺華南三彩貼花文五耳壺	〃	勝光寺	深い光沢のある緑色を基調とした優品。中世大友時代のアジア外交ネットワークの側面を物語る。	安土桃山時代
	大分市内出土青銅破鏡	歴史資料館 大分県立埋蔵文化財センター	大分市 大分県	すべて漢鏡。市内における弥生文化や弥生社会の様相を考える上で重要な資料。	弥生時代後期 ～後期終末
	原田家宝篋印塔	福宗	個人所有	四方仏の浮き彫り。安山岩製	室町時代前半～中頃
	大分市内出土　青銅器	歴史資料館	大分市	青銅製ヤリガンナと小銅鐸。弥生時代の北部九州との交流を示す資料。ヤリガンナは、県内唯一の出土。	ヤリガンナ： 弥生時代中期前葉 小銅鐸： 弥生時代後期終末
	「天長九年尼寺」・「尼寺」墨書土器	〃	大分市	文字が書かれた土器3点。国分寺に推定される「尼寺」の存在を裏付ける。また、年号が土器に記されている。	平安時代 （9世紀前半）
	伝名辺山谷出土銅矛	〃	〃	弥生中期末から後期初頭にかけて北部九州へ制作されたと思われる中広形銅矛。江戸時代に大分市木田の名辺山谷より出土したとされる。 全長82.3㎝	弥生時代中期
	木造釈迦如来坐像	永興	臨済寺	江戸時代初期から中期にかけて、大坂の宮内法橋の手による作と考えられる。	江戸時代中期
	松栄神社所蔵絵図	歴史資料館	松栄神社	府内城の櫓及び藩の施設の絵図　1冊・22点	江戸時代後期
	合澤家所蔵文書	中島	個人所有	佐賀関一尺屋を拠点とした若林水軍関係文書	室町時代～明治時代
	立小野区有文書	歴史資料館	立小野区	江戸時代初期延岡藩領であった立小野村に伝えられた古文書。	江戸時代～昭和
	木造五劫思惟阿弥陀如来坐像	片島	片島下区	桧材寄木造で、15世紀の作と考えられ、全国的に造像が少ない。	室町時代
	大分市出土同笵銅戈	歴史資料館	大分市 住吉神社	細形銅戈で、「伝岩屋遺跡出土銅戈」と大在の「住吉神社所蔵銅戈」と同じ鋳型より製作された同笵銅戈。	弥生時代中期
	紙本著色徳生範公像	田室町	長福寺	座主が豊後国黄檗宗の重要寺院であった長福寺の開基であることから、歴史的に貴重。	江戸時代
	少林寺板碑	木上	少林寺	銘文より貞和6年（1350）の建立年代、造立の経緯が明らかであり、歴史的に貴重。	南北朝時代
	合澤家旧蔵中世文書	歴史資料館	大分市	佐賀関地区の一尺屋を本拠地としていた戦国時代の武家、若林家に伝来した中世文書。若林氏が大友氏の水軍「大将」に任じられ、船を使った各地での海戦などの活動実態を記録した文書である。 計36点。	室町時代
無形文化財	廻栖野の竹細工技術	廻栖野	個人	廻栖野に伝承される在来の竹細工技術。長い竹ヒゴを編み、笊類など青物（荒物）を製作する。	
史跡	大友頼泰墓	岡川	常楽寺	五輪塔　高さ176㎝　大友氏三代 延享元年(1744)以降	江戸時代
	丹生遺跡	丹生	大分市	昭和37年～42年にかけて、6次にわたって調査	旧石器時代
	滝尾百穴横穴古墳群	羽田	共有	横穴古墳群	古墳時代後期
	伽藍石仏	永興	個人所有	仏像の配列に特徴あり	鎌倉時代～室町時代
	府内城跡	荷揚町	大分市	県指定部分を除く城地	江戸時代
	佐藤家墓地五輪塔群	前田	個人所有	材質すべて角閃石安山岩　完形41基	戦国時代～ 江戸時代初期
	鶴迫磨崖仏	太田	地福寺	地蔵尊「火防（ひぶせ）の地蔵さま」と呼ばれる	安土桃山時代末期 ～江戸時代初期
	鶴迫磨崖連碑	〃	個人所有	15基の板碑型の碑　永禄2年(1559）の銘	室町時代末期
	中ノ原古墳	本神崎	〃	円墳　横穴式石室	古墳時代後期
無形民俗文化財	柞原太鼓	八幡	保存会	八幡宮放生会「浜の市」に起源をもつ。	
	深山流　伊与床神楽	端登	神楽社	伊与床五柱神社神楽社	
	岡倉神楽	野津原	〃	岡倉神楽社。勇壮な神楽で、活発に活動している。	明治時代～
	二目川百手祭り	横尾	保存会	毎年1月20日に開催。畳の上で的に矢を放つ儀式「的矢の儀」をよく継承している。	江戸時代 （天文年間）～
	鶴崎踊	鶴崎	鶴崎おどり保存会	「左衛門」「猿丸太夫」の2つの踊りがある。	国選択無形民俗文化財 大分県選択無形民俗文化財
	戸次のほうちょう作り	中戸次	保存会	大分地方を代表する郷土料理「ほうちょう」の作り方を継承している。	
無形民俗文化財（選択）	羽田神楽	羽田	大分社	庄内神楽の流れをくみ、伝承に熱心に取り組んでいる	昭和45年～

有形民俗文化財	鰮網大漁光景図絵馬	佐賀関	早吸日女神社	明治45年(1912)に奉納された漁撈絵馬で当時の鰮網漁の様子が詳細に描かれている。	明治時代
	漁業図大絵馬	〃	〃	明治35年(1902)に奉納された漁撈絵馬で珊瑚樹採取の船団を描写している。	明治時代
	帆足本家酒造用具一式	中戸次	大分市	多くの酒造用具が残され、それらは伝統的な民具で構成されている（343点）	江戸時代末期～昭和47年
天然記念物	オオイタサンショウウオ及び生息地	岡川	霊山寺	希少種とされている　（霊山寺境内）	
	ヤマフジ	寒田	西寒多神社	枝張り　東西約24m、南北約5mの範囲で広がる（西寒多神社境内）	
	クスノキ	下戸次	八幡神社	高さ約20m　樹冠の広がり東西約33m南北45m（八幡社境内）	
	柞原八幡宮の森	八幡	柞原八幡宮	自然林の残存林　柞原八幡宮境内林	
登録文化財	豊後絞りの染色技術	金池町	豊後遊草会	登録無形文化財。木綿布の絞り染め技法のひとつで、糸で輪をつくり、J型の鉤の鉤先をかけて糸をくくり染める。廃れた豊後絞りの技法を復活したもの。	現代
	友永家所蔵一文人形資料	歴史資料館	個人所有	登録有形民俗文化財。一文人形は「浜の市」の有名な玩具で、首人形の一種。未彩色の首人形11点と、首人形製作用の土型33点からなる資料。	明治時代後期～大正時代
	萩原天神社夏季祭礼の人形行事	萩原	—	登録無形民俗文化財。造り物小屋での人形披露や山車巡行などの人形を用いた祭礼。大分市東部の山車行事の古い姿を伝える。	現代

７３　　防疫活動状況報告書

受付月日	自治区	種別		消毒世帯数	消毒実施日	備考
		浸水家屋	感染症			

７４　　防疫医薬品等の調達予定先

商号又は名称	所　在　地	電話番号
㈱アステム	大分市西大道2丁目3番8号	543-2111
イカリ消毒㈱大分営業所	大分市大字津留字六本松2011番地の2	574-4822
㈱大分イカリテクノス	大分市大字八幡40番地の1	534-4641
㈲春日薬局	大分市王子北町1番5号	536-1177
㈱コタベ大分営業所	大分市大分流通業務団地2丁目5番2号	524-3800
㈱サン・ダイコー大分支店	大分市西大道2丁目3番28号	544-8001
タイキ薬品工業㈱	福岡県福岡市東区東浜1丁目9番4号	092-641-5736
大和薬品産業㈱	大分市羽屋新町3丁目1番6号	544-3553
中九産業㈱	大分市高松2丁目4番16号	551-2934
野瀬産業㈱大分支店	大分県杵築市守江塩屋原2962番地の5	0978-66-5520

７５　本市の所有するごみ収集車両台数

令和6年3月31日現在

事務所 / 車種	東　部	西　部	本　課	計
中型塵芥車	7	9	2(貸出含)	18
小型塵芥車	14	13	1	28
1ｔ車	1	2	－	3
軽四	13	16	2	31
計	35	40	5	80

７６　市が保有するマンホールトイレ数

場　所	種　別	基　数
平和市民公園	災害用マンホールトイレ及びパーソナルテント	20　基
	災害用マンホール対応仮設トイレハウス	10　基
大分いこいの道	災害用マンホールトイレ及びパーテーション	20　基

７７　市内業者のタイプ別仮設トイレ保有状況

令和6年2月1日現在

タイプ		市内保有	市外保有	県外保有	対応可能数
落とし式(非水洗)	洋式	56基	0基	0基	15基
	和式	74基	0基	0基	25基
	小	44基	0基	0基	20基
軽(簡易)水洗式	洋式	50基	20基	0基	57基
	和式	461基	800基	0基	981基
	小	138基	130基	70基	155基
	大・小連棟(洋式)	25基	10基	70基	17基
	大・小連棟(和式)	216基	61基	650基	55基
計		1064基	1021基	790基	1325基

７８　市内仮設トイレリース業者

	業　者　名	所　在　地	電話番号
1	㈲　ダ　イ　ヤ　コ　ン　ス	大分市坂ノ市中央3丁目3番5号	593－0882
2	三　信　産　業　㈱	大分市新貝6番7号	552－1015
3	㈱レンタルのニッケン　大分営業所	大分市三佐1丁目20番32号	527－5161
4	㈱　ニ　シ　ケ　ン　大　分　支　店	大分市大字一木1212番地の17	593－3322
5	エスアールエス㈱大分営業所	大分市萩原2丁目2番9号	554－1188
6	㈱　プ　レ　コ　大　分　営　業　所	大分市一木2089-207	529－7691
7	㈱　キ　ャ　ス　ト	大分市大字丹川2977番地の26	592－5588
8	太陽建機レンタル㈱大分支店	大分市向原沖3丁目3番9号	552－6688

７９　緊急輸送車両協力要請機関連絡先

名　　称	電　話	備　考
九州運輸局大分運輸支局	558－2235	
(公社)大分県トラック協会	558－6311	
大分県災害対策部(情報収集班)	536－1111	各市町村の要請を集約

８０　官公庁船舶保有数

官公庁名	船　名	総トン数(トン)	速力(ノット)	備　考
大分海上保安部	やまくに	335	35	巡視船
所在地	ゆふぎり	110	24	巡視艇(消防機能強化)
大字海原字地浜916－5	せきかぜ	23	30	巡視艇
電　話	ぶんごうめ	26	30	〃
521－0114	とよかぜ	26	29	巡視艇(津久見分室)
521－0115 緊急 118(第七管区海上保安本部)	さちかぜ	26	29	〃(佐伯海上保安署)

８１　　災害対策基本法に基づく車両通行止の標示

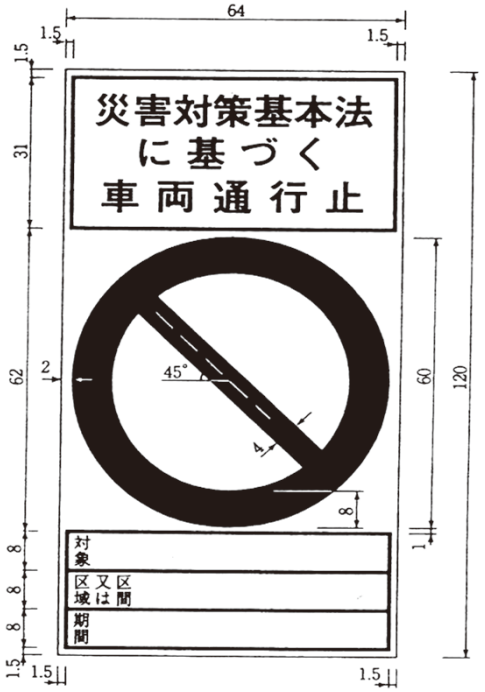

備考　1　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
2　縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

4　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

８２　　緊急通行車両の標章及び緊急通行車両確認証明書

備考　1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第　　号

年　　月　　日

緊急通行車両確認証明書

知　　事 ㊞

公安委員会 ㊞

番号標に標示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住所	（　）　局　　番
	氏名又は名称	
有効期限		
備考		

備考　用紙は、日本産業規格A4とする。

８３　　大分市水防機構図

大分市水防対策準備室

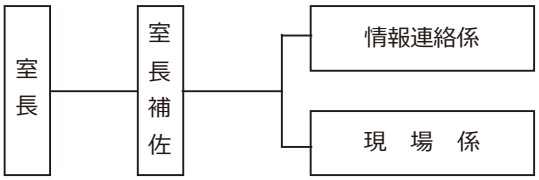

室　　長　河川・みなと振興課長
室長補佐　河川・みなと振興課政策監、参事又は参事補
情報連絡係　河川・みなと振興課職員
現　場　係　河川・みなと振興課職員

大分市水防本部

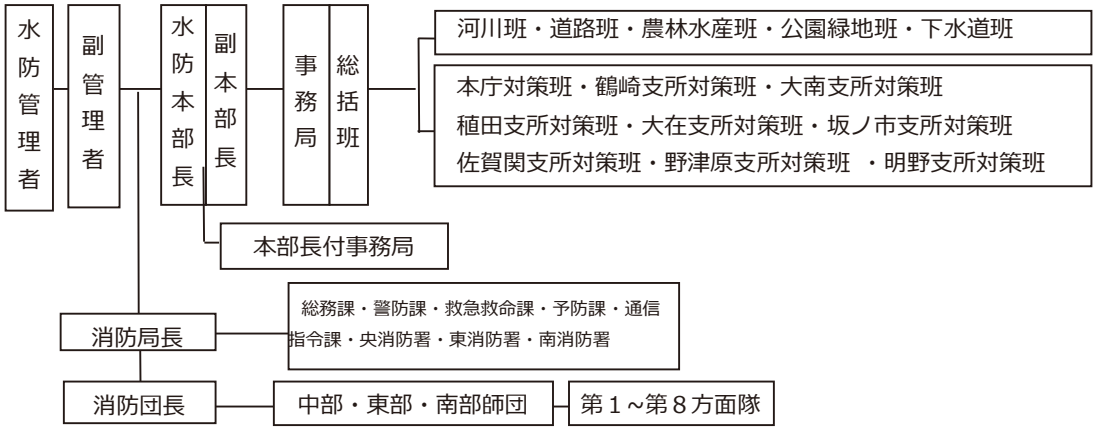

水防管理者　市　長
副管理者　　副市長
水防本部長　土木建築部長
副本部長　　市民部長・農林水産部長・都市計画部長・上下水道部長
本部長付事務局　市民部審議監又は次長・農林水産部審議監又は次長・土木建築部審議監又は次長・
　　都市計画部審議監又は次長・上下水道部審議監又は次長
事務局　河川・みなと振興課

８４　水門等操作に伴う指示及び情報の伝達系統図

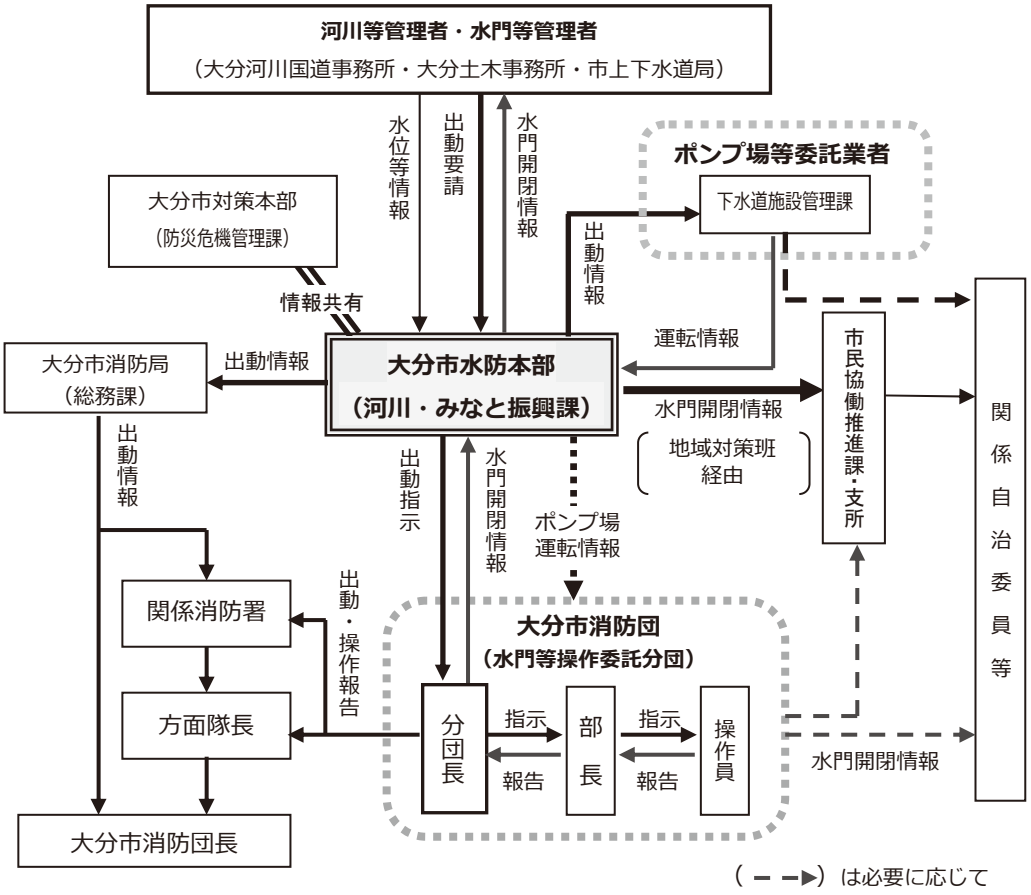

排水ポンプ場の運転調整に伴う伝達系統

■運転調整準備時

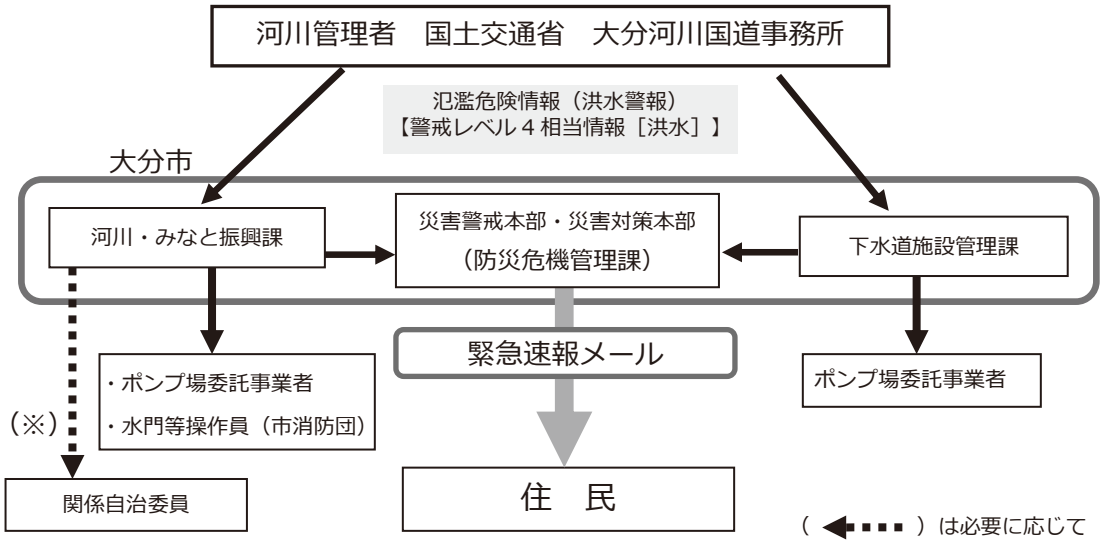

■運転調整開始時

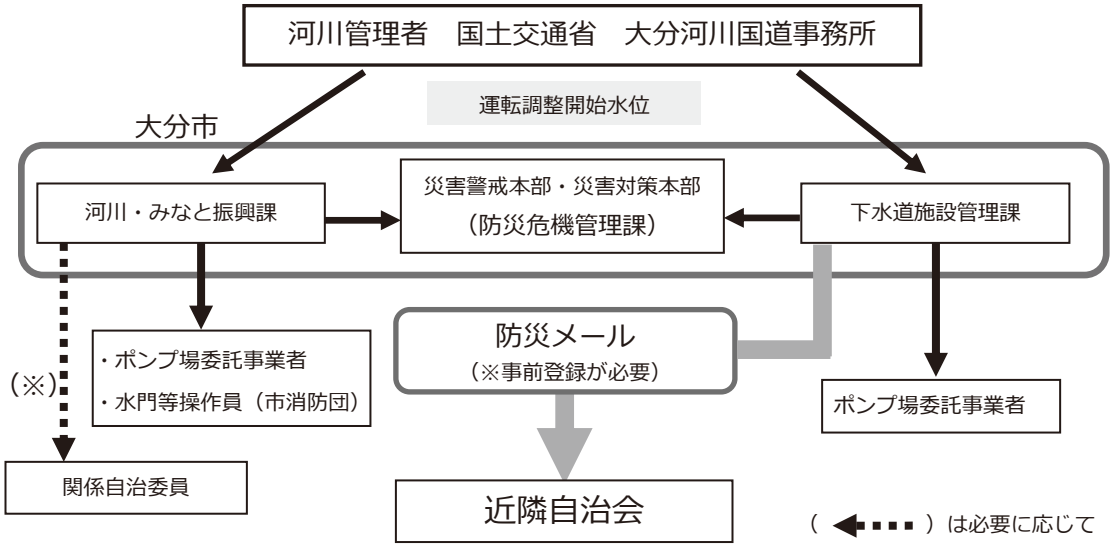

（※）その他、ポンプの停止・避難の情報提供（関係自治委員へ情報提供）

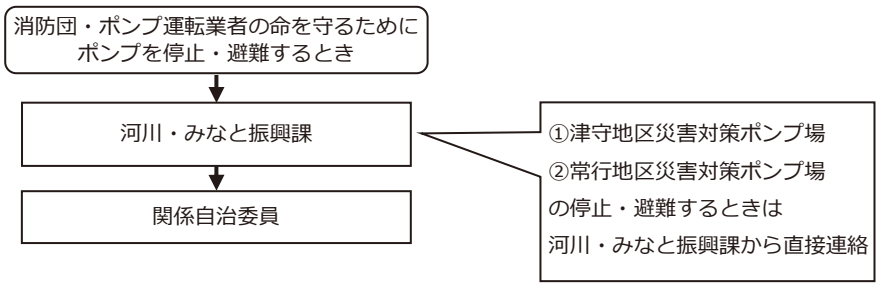

８５　　自衛隊災害派遣要請書

令和　年　月　日

大分県知事　殿

市 長 名　　㊞

自 衛 隊 の 災 害 派 遣 の 要 請 に つ い て

災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

1　災害の状況及び派遣を要請する事由
　災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする）
　派遣を要請する事由

2　派遣を希望する期間

3　派遣を希望する区域および活動内容
　派遣を希望する区域、連絡場所および連絡者
　活動内容

4　その他参考となすべき事項

８６　ヘリポートの設定

人命の救出又は救援物資の空輸を円滑に実施するため、ヘリコプター発着場の設置基準に基づきヘリコプター発着予定地を定め、災害の程度及び場所により適宜設置するものとする。

なお、捜索又は救助のための特例（航空法規則176）により国土交通省令で定める航空機については適用しないとされており、必要な空域と周囲の安全が確保された場所（緊急離着陸場等）には離着陸できる。

(1)　ヘリポートの位置

ア 屋上ヘリポート

名　称	所 在 地	連絡先
大分県庁	大手町3丁目1番1号	大分県会計管理局庁舎管理班 097－506－2961

イ 飛行場外離着陸場

	名　称	所 在 地	管理者	連絡先
1	大分川河川敷（弁天）	大字大分豊河原1935－22	国土交通省 大分河川国道事務所	097-558-7142
2	大野川防災ステーション	大字丸亀419－2	国土交通省 大分河川国道事務所	097-544-4167
3	日鉱 大志生木球場	大字志生木1730	日鉱金属(株)佐賀関精錬所	097-575-3314
4	佐賀関（港）	大字佐賀関字山田	大分県臼杵土木事務所	0972-63-4136
5	大分市青崎（6号地）－2	大分市大字青崎11	大分県土木建築部港湾課	097-538-5714
6	大分大学病院	東野台3丁目	大分大学病院	097-549-4411
7	大分県立病院屋上ヘリポート*	豊饒476	大分県立病院	097-546-7111
8	レゾナックグランド（PARK N）	大字横尾1351番地	㈱大宣　大分スポーツ公団	097-528-7700
9	レゾナックグランド（PARK S）	大字横尾1351番地	㈱大宣　大分スポーツ公団	097-528-7700
10	七瀬ダム1及び2	大分市大字下原地先	国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所	097-588-5001

*を除いては、定期的に維持管理状況について調査を実施

ウ 緊急離着陸場（緊急時にヘリコプターが離着陸できる候補地）

名　称	所 在 地	所有者	面積(㎡)	備　考
豊後企画球技場	大字駄原字勢駄志原内	大分市	15,270	一般防災
市営陸上競技場	大字今津留1312番地内の179	大分市	15,170	一般防災
鶴崎公園	大字小中島字中島地内	大分市	20,000	一般防災
大在浜公園	大在浜1丁目2番	大分市	16,587	一般防災
坂ノ市中学校	大字坂ノ市1800番地	大分市	15,972	一般防災
戸次中学校	大字中戸次4508番地の1	大分市	21,236	一般防災
大分県警察学校 グラウンド	大字福宗2301番地の4	大分県 警察学校	3,685	一般防災
シンボルロード 「大分いこいの道」	金池南1丁目5番1号	大分市	25,000	一般防災

(2) ヘリポートの選定の条件等

ア 接地面が、平坦堅固な土、芝地等とし次の基準に適合する場所とする。

イ 着陸帯には高い障害物がなく、飛散物が存在しない。

ウ 表土が砂塵の発生しやすい所は、散水等の措置を講じる。

OH－1(乗務員2人乗)

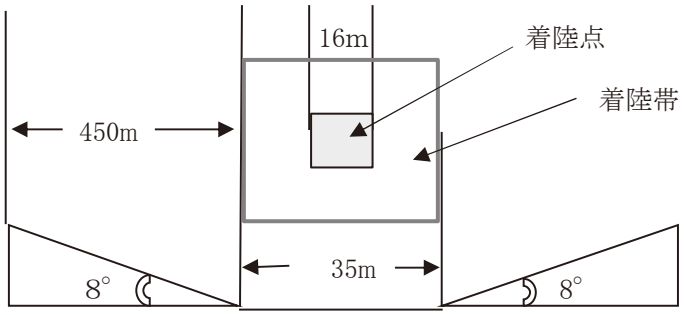

UH－1(最大11人乗)乗務員除く

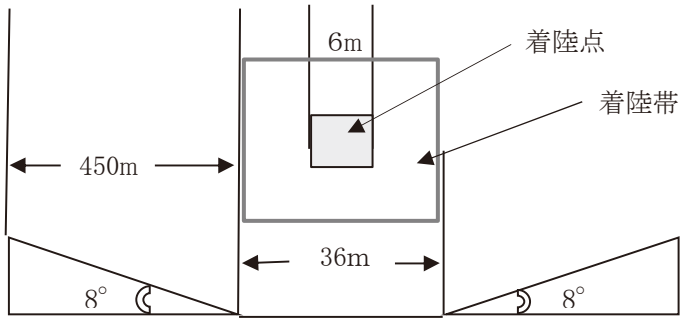

UH－60(最大12人乗)乗務員除く

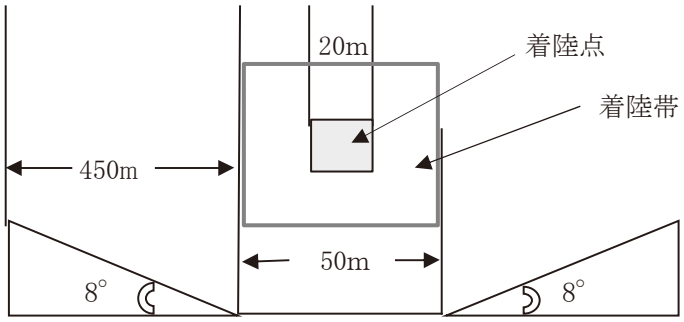

CH－47(最大55人乗)乗務員除く

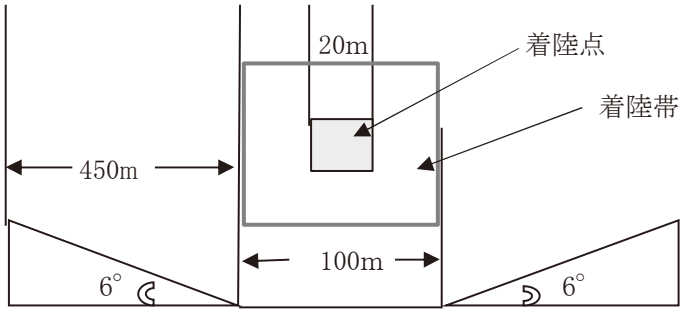

(3) ヘリポートの標示

ヘリコプターの着陸地点に次の標識をするものとする。

なお、市長は、孤立等の緊急事態が予測される地区の住民に対して、ヘリポートの選定の条件、標識、標示方法等を周知させ、緊急事態に備えるものとする。

ア ヘリポートの標識（航空法施行規則別表第5）

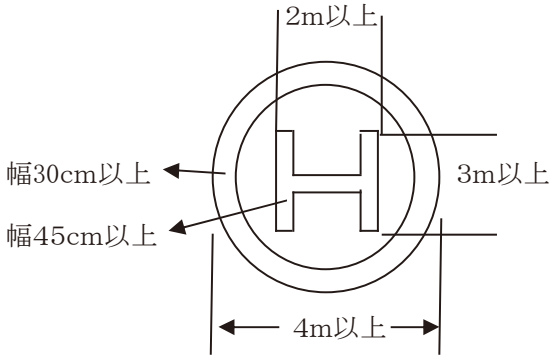

（注） 標識はなるべく大きい方がよい。表示は必ず下記によること。
絶対に布類をもって表示してはならない。

イ 表示方法

（ア） 地面の堅い所（運動場、道路等）を選定し、石灰、メリケン粉等白い粉で、上記の図を表示する。

（イ） 雪の積もっている所
約30平方メートルをよく踏み固めてこれに木炭、石灰の粉等黒い物で表示する。

（ウ） 風向の表示
ヘリコプターの着陸に支障のない場所へポールを立て、背景と反対色の吹き流しを掲揚する。

８７　　自衛隊撤収要請書

令和　　年　　月　　日

大分県知事　殿

市 長 名　　㊞

自衛隊の撤収要請について

　　年　　月　　日付け　　第　　号により要請した災害派遣活動については、災害の復旧
概ね終了したことから、下記のとおり撤収を要請します。

記

１　撤収要請日時
　　令和　　年　　月　　日

２　派遣要請日時
　　令和　　年　　月　　日

３　撤収作業場所
　　撤収作業内容

８８　警察連絡体制

大分県警察本部警備部
警備運用課

大分市大手町3丁目1－1

電話　536－2131

内線　5760、5771～5773

大分中央警察署

大分市荷揚町5番6号

電話　533－2131

内線　460．475

名　　称	所 在 地	電 話
中 央 交 番	大分市高砂町2番51号	535－1669
大分駅前交番	大分市金池1丁目1番1号	535－1668
西大分交番	大分市大字生石138番地の2	535－1667
津 留 交 番	大分市大州浜2丁目1番1号	558－2000
南大分交番	大分市二又町1丁目4番20号	543－2055
明 野 交 番	大分市明野南1丁目3番1号	551－1569
高 城 交 番	大分市高松1丁目3番3号	551－1610
滝 尾 交 番	大分市下郡中央3丁目1番1号	569－6817

大分東警察署

大分市大字鶴崎
2200番地の8

電話　527－2131

内線　460．461

名　称	所 在 地	電 話
鶴崎駅前交番	大分市大字鶴崎2706番地の2	521－5908
横尾交番	大分市横尾東町1丁目6番4号	520－2131
大在交番	大分市角子原2丁目4番22号	592－0110
坂ノ市交番	大分市久原南2丁目7番13号	592－2131
佐賀関駐在所	大分市大字佐賀関2173番地	575－2131

大分南警察署

大分市大字横瀬
2212番地の１

電話　542－2131

内線　460．461

名　称	所 在 地	電 話
大南幹部交番	大分市大字中戸次5166-1	597－0004
湯布院幹部交番	由布市湯布院町川上3499-1	0977－84－2131
敷戸交番	大分市大字鴛野864－7	568－0436
稙田交番	大分市大字木上字鉾手2097	541－0023
挾間交番	由布市挾間町北方63番地	583－0200
竹中駐在所	大分市大字端登1778－2	596－1334
吉野駐在所	大分市大字辻792－4	595－1230
野津原駐在所	大分市大字野津原1524	588－0061
今市駐在所	大分市大字今市1099－1	589－2214
庄内駐在所	由布市庄内町東長宝432-3	582－0310
庄内西駐在所	由布市庄内町庄内原841-5	582－0380

８９　災害時における九州電力送配電㈱大分配電事業所・九州電力㈱大分営業センター組織図

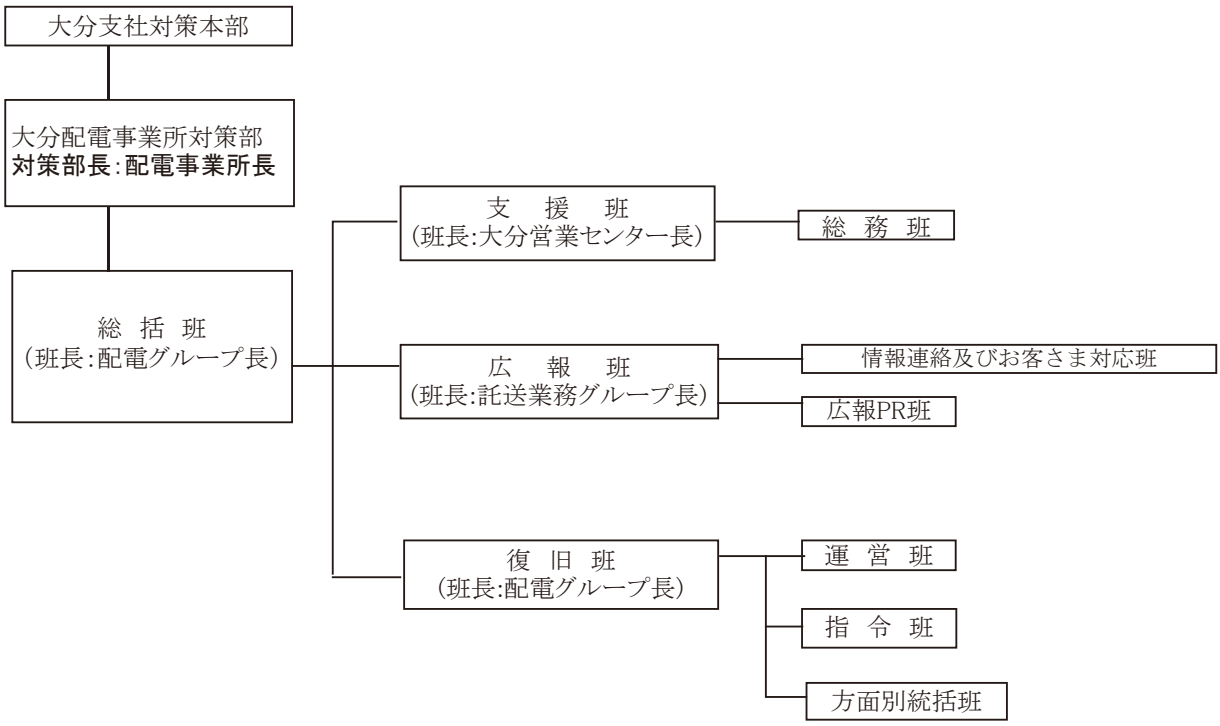

災害復旧計画　資料

９０　災害復旧事業に関する国の財政援助

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法3条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律3条1項
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法3条	同上3条1項
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法8条3項	同上3条1項
農林水産業施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律3条	同上5条1項
都市施設災害復旧事業(街路・公園・公共下水道・都市下水路)	建設省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	—
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法75条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律3条1項
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法52条	同上3条1項
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法26条	同上3条1項
身体障害者更生援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法37条の2	同上3条1項
知的障害者更生・授産施設災害復旧事業	知的障害者福祉法25条・26	同上3条1項
感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律60条・62条	同上3条1項
感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律57条	同上3条1項
堆積土砂排除事業	予算補助	同上3条1項
湛水排除事業	—	同上3条1項・10条
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法3条	同上8条1項
共同利用小型漁船の建造	—	同上11条
中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法3条3条の2・3条の3	同上12条

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
中小企業近代化資金等助成法による資付金	中小企業近代化資金等助成法3条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律13条
事業協同組合等施設災害復旧事業	―	同上 14条
中小企業者に対する資金の融通	―	同上 15条
公立社会教育施設災害復旧事業	―	同上 16条
私立学校施設災害復旧事業	―	同上 17条
水防資材費	水防法 44条	同上 21条
罹災者公営住宅建設等事業	公営住宅法8条1項	同上 22条
産業労働者住宅建設資金の融通	―	同上 23条
上水道 簡易水道 災害復旧事業	予算補助	予算補助

９１　国、県、その他関係機関が行う被災者支援に関する各種制度の概要

第１節　経済・生活面の支援

１　生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護費））

（１）支援の種類：貸付（融資）

①生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。

②生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要となる経費（福祉費（災害援護費））」の貸付がある。

【福祉費】（災害援護費）
災害を受けたことによる復旧に要する経費

貸付限度額	150 万円以内
貸付利率	①連帯保証人を立てた場合 無利子 ②連帯保証人を立てない場合 年１．５％
据置期間	貸付日から６か月以内
償還期間	据置期間経過後 7 年以内

【緊急小口資金】
被災によって生活費が必要なとき

貸付限度額	10 万円以内
貸付利率	無利子
据置期間	貸付日から２か月以内
償還期間	据置期間経過後 12 月以内

※申込は、被災した日の翌月から６ヶ月以内

③このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

（２）対象者

①低所得世帯（申込人は世帯主を原則とする）、障がい者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養または介護を要する高齢者のいる世帯）

②福祉費（災害弔慰金）の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外

（３）問合先：都道府県社会福祉協議会または市町村社会福祉協議会

２　母子父子寡婦福祉資金貸付金

支援の種類	貸付（融資）
支援の内容	１　母子父子寡婦福祉資金とは母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 ２　災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じる。
対象者	１　母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象） ①　母子家庭の母（配偶者のいない女子で現に児童を扶養している方） ②　母子・父子福祉団体（法人） ③　父母のいない児童（２０歳未満） ２　父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象） ①　父子家庭の父（配偶者のいない男子で現に児童を扶養している方） ②　母子・父子福祉団体（法人） ③　父母のいない児童（２０歳未満） ３　寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象） ①　寡婦（かつて母子家庭の母であった方） ②　４０歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方
問合先	都道府県・市（福祉事務所設置町村含む。）の福祉事務所

3　年金担保貸付、労災年金担保貸付等（令和４年３月末にて新規申込受付終了）

（１）支援の種類：貸付（融資）

国民年金、厚生年金保険、労災年金を担保に、保健・医療や住宅改修資金などを融資するもの。

貸付限度額	次のうち最も低い額 ・年金額の 0.8 倍以内 ・各支払期の返済額の 15 倍以内（原則２年半で返済できる額） ・200 万円以内（一部の使途は 80 万円以内）
対象経費	保健・医療や住宅改修資金など
保証人等	年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または１名以上の連帯保証人が必要

※金利については独立行政法人福祉医療機構に確認すること

※共済年金による融資の貸付限度額は、年額の１年分以内になるまで毎年 0.2 年分ずつ段階的に引下げを行う

（２）対象者：年金受給者

（３）問合先：独立行政法人福祉医療機構

4　恩給担保貸付（令和４年３月末にて新規申込受付終了）

（１）支援の種類：貸付（融資）

恩給を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの。

貸付限度額	恩給：250 万円以内、ただし恩給年額の３年分以内 共済年金：250 万円以内、ただし共済年金の年額の１.４年分以内 （生活費は 100 万円以内）
対象経費	住宅などの資金や事業資金
保証人等	恩給等の証書を預けることが必要

※　金利については（株）日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫に確認すること

※　共済年金による融資の貸付限度額は、年額の１年分以内になるまで毎年 0.2 年分ずつ段階的に引下げを行います。

（２）対象者：恩給等の受給者

（３）問合先：（株）日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫

5　教科書等の無償給与（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して・教科書や教材、文房具、通学用品を支給。
対象者	災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む）が対象
問合先	都道府県、災害救助法が適用された市町村

6　小・中学生の就学援助措置

支援の種類	給付・還付
支援の内容	被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、 通学費、校外活動費、学校給食費等を援助する。
対象者	被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者（避難者を含む）
問合先	都道府県、市町村、学校

7　高等学校授業料等減免措置

支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
支援の内容	災害による経済的な理由によって、授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除を行う。
対象者	地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める方
問合先	都道府県、市町村、学校

8　大学等授業料等減免措置

支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げを含む）
支援の内容	災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、授業料等の減額、免除を行う。 ※具体的な基準や減免額などは学校ごとに異なります。
対象者	各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）等において、減免等を必要とすると認める者
問合先	在籍する各学校（授業料担当窓口）

9　特別支援学校等への就学奨励事業

支援の種類	給付・還付、現物支給・現物貸与
支援の内容	被災により､特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児､児童又は生徒の保護者を対象に通学費、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助する。
対　象　者	被災により新たに特別支援教育修学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯
問　合　先	都道府県、市町村、学校

10　緊急採用奨学金

支援の種類	貸与
支援の内容	災害等により家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施する。
対象者	大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒
問合先	在学する各学校（奨学金担当窓口）

11　国の教育ローン

支援の種類	貸付（融資）
支援の内容	入学資金・在学資金等の教育資金を融資する。 貸付限度額：学生・生徒１人あたり 350 万円以内 対象経費：学生納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等 保証人等：（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の４親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要 ※金利については株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。
対象者	世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり
問合先	株式会社日本政策金融公庫　沖縄振興開発金融公庫

12　児童扶養手当等の特別措置

支援の種類	給付
支援の内容	被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じる。
対象者	障がい者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯
問合先	市町村

13　地方税の特別措置

支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げを含む）
支援の内容	1　地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を行う。 2　徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収を猶予する 3　期限の延長 災害により、地方税の申告・納付等が期限までにできない者に対し、その期限を延長する。これには都道府県・市町村が条例で一律に期限を延長している場合と都道府県・市町村への申請により延長が認められる場合があります。一律に期限を延長している場合には手続きは必要ありません。詳しくはお住いの都道府県・市町村にお問い合わせください。
対象者	災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
問合先	都道府県、市町村(税務課など)

14　国税の特別措置

支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げを含む）
支援の内容	1　申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から２か月以内の範囲でその期限が延長される。これには、地域指定による場合と個別指定による場合とがある。 2　納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請することにより、納税の猶予を受けることができる。 3　予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができる。 4　給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができる。 5　所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる。
対象者	1　申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象 2　納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含む）で災害により積極財産の概ね５分の１の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象。 3　予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方。 4　給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による損害額がその住宅や家財の価額の２分の１以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が１，０００万円以下である方。 5　雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の２分の１以上で、被害を受けた年分の所得金額が１，０００万円以下の方。
問合先	税務署

15　医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等

（1）支援の種類：減免・支払猶予

医療保険、介護保険の保険料・窓口負担について、減免措置等が講じられる。

国民健康保険料及び後期高齢者医療制度の保険料及び窓口負担の減免等	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者について、保険料及び窓口負担の減免・支払猶予措置の措置が講じられる場合がある。
健康保険料等の被保険者等の窓口負担の減免	健康保険等の被保険者等について、窓口負担の減免措置が講じられる場合がある。
介護保険料及び窓口負担の減免	介護保険料の減免・支払猶予措置や、窓口負担の減免措置が講じられる場合がある。

（2）対象者

災害等による収入の減少などの特別な理由により、保険料・窓口負担の支払いが困難と認められる者

保険者によって取扱が異なるため、ご加入の医療保険制度保険者や市町村にご確認ください。

（3）問合先：健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険・介護保険)、国保組合、後期高齢者医療広域連合、共済組合などの各医療保険者・介護保険者の窓口

16　公共料金・使用料等の特別措置

支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げを含む）
支援の内容	1　災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等か軽減・免除されることがある。 2　電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがある。
対象者	対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定めることになる。
問合先	都道府県、市町村、関係事業者

17　放送受信料の免除

支援の種類	減免
支援の内容	災害により被害を受けた受信契約者の放送受信料が一定期間免除されることがある。
対象者	受信契約の住所の建物が、半壊・半焼または床上浸水以上程度の被害を受けた方。
問合先	日本放送協会

18　生活保護

（１）支援の種類：給付・還付、現物支給・現物貸与
（２）支援の内容
①生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの。
②生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になる。また、扶養義務者による扶養は保護に優先される。
③生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されている。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則。
④保護の基準は、厚生労働大臣が設定する。

項　　目	東京都区部	地方郡部等
標準３人世帯（33歳、29歳、4歳）	156,990円	137,860円
高齢者単身世帯（68歳）	76,880円	65,200円
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	119,920円	104,790円
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	188,780円	166,590円

(令和５年４月時点)

（３）対象者：資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方
（４）問合先：都道府県、市町村

19　未払賃金立替払制度

支援の種類	立替（債権者向け）
支援の内容	１　企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって支払う。 ２　対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の６カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているもの(上限有り)。ボーナスは立替払の対象とはならない。また、未払賃金の総額が２万円未満の場合も対象とはならない。 ３　立替払した場合は、独立行政法人労働者健康安全機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償する。
対象者	１　次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができる。 （１）使用者が、 ①労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと ②１年以上事業活動を行っていたこと ③ア　法律上の倒産(破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合)をしたこと。 この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要がある。 イ　事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと この場合は、労働基準監督署長の認定が必要。労働基準監督署に認定の申請を行うこと （２）労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の６か月前の日から２年の間に退職した者であること
問合先	労働基準監督署、独立行政法人労働者健康安全機構　未払賃金立替払相談コーナー

20　雇用保険の失業等給付

支援の種類	給付
支援の内容	1　労働者が失業しその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方 2　災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた者に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施
対象者	1　災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方 2　激甚災害法第２５条の規定が適用された場合に、激甚災害法の適用を受ける地域に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することになったため、休業を余儀されなくされた方
問合先	公共職業安定所

21　ハロートレーニング（公的職業訓練）

支援の種類	給付・還付、サービス
支援の内容	1　災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練を受けることができる。 2　また、訓練期間中に生活費が支給される制度もある。
対象者	災害により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要で、かつその訓練を受けるために必要な能力等を有するなどの要件をみたしており、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者が対象
問合先	公共職業安定所

22　職業転換給付金（求職活動支援費、移転費、訓練手当）の支給

支援の種類	給付・還付
支援の内容	就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職または公共職業訓練等を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給される。 また、訓練を行っている期間については訓練手当が支給される。 【求職活動支援費】 ハローワークを通じて広域の求職活動を行う場合に広域求職活動費（交通費実費、宿泊料）を支給。 【移転費】 就職または公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合に、移転費（交通費実費、移転料、着後手当）を支給。 【訓練手当】 ハローワークの所長の指示により職業訓練を受講する場合に訓練手当を支給。 ・基本手当　日額 3,530 円～4,310 円 ・受講手当　日額 500 円（40 日を限度） ・通所手当　月額 42,500 円まで ・寄宿手当　月額 10,700 円 ※ その他、就職が困難な失業者等を作業環境に適応させる職場適応訓練を実施した事業主に対して職場適応訓練費が支給される。
対象者	激甚な災害を受けた地域において就業していて災害により離職を余儀なくされた者など。
問合先	公共職業安定所又は都道府県労働局、都道府県

第２節　住まいの確保・再建のための支援

１　被災者生活再建支援金（国の制度）

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

（１）対象となる自然災害
- ア　災害救助法に定める基準（災害救助法の適用基準参照）に該当する自然災害
- イ　大分市内で全壊 10 世帯以上の被害が発生した自然災害
- ウ　大分県内で全壊 100 世帯以上の被害が発生した自然災害

（２）対象世帯
- ア　住宅が全壊した世帯
- イ　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

（３）支援金の内容

基礎支援金・・・対象世帯が居住する住宅の被害状況に応じて支給される支援金
加算支援金・・・被災後における支援対象世帯の住宅の再建方法に応じて基礎支給に加算して支給される支援金

（４）支援金の額

（単位：千円）

	支援金の額			
	基礎支援金	加算支援金		合計金額
		住宅の再建方法	金額	
全壊	1,000	建設・購入	2,000	3,000
		補修	1,000	2,000
		賃借（公営住宅除く）	500	1,500
大規模半壊	500	建設・購入	2,000	2,500
		補修	1,000	1,500
		賃借（公営住宅除く）	500	1,000
中規模半壊	―	建設・購入	1,000	1,000
		補修	500	500
		賃借（公営住宅除く）	250	250

（　世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額　）

2　災害被災者住宅再建支援金（県・市の制度）

市は、暴風、豪雨、洪水、地震等の異常な自然災害により生活基盤となる住宅に著しい被害を受けた被災者を対象とした大分市災害被災者住宅再建支援金交付要綱の規定に基づき、救済措置を行うものとする。

（１）適用条件

市内において自然災害が発生し、次のいずれかに該当することとなった場合

ア　市内を含む地域に対して、気象業務法による警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪及び高潮に係る警報(海上警報を除く。)に限る。)が発表されたとき。

イ　市内において、震度４以上の地震が観測されたとき。

ウ　市内を含む津波予報区に対して、津波注意報又は津波警報が発表されたとき。

エ　九重山、鶴見岳・伽藍岳又は由布岳に噴火警報又は火口周辺警報が発表されたとき。

オ　その他市長が特に必要と認めたとき。

（２）対象者

ア　自然災害が発生した日において市内に居住しており、その後も市内に引き続き居住する世帯の世帯主とする。

イ　住宅の被害認定は、市長が発行するり災証明によるものとする。

ウ　被災者生活再建支援法に基づき支援を受けることができる者（半壊の被害を受けた者であって、その住宅の損害割合が３０パーセント以上４０パーセント未満であり、かつ、当該住宅の解体を行わないものを除く。）は、対象者としない。

（３）支給支援金の内容

ア　基礎支給支援金・・・対象世帯が居住する住宅の被害状況に応じ支給される支援金

イ　加算支給支援金・・・支援対象者が居住する住宅の被害状況及び被災後における支援対象者の居住確保形態に応じ基礎支給支援金に加算して支給する支援金

（４）支給支援金の額

（単位：千円）

	支援金の額			
	基礎支給支援金	加算支給支援金		合計金額
		住宅の再建方法	金額	
全壊	1,000	建設・購入	2,000	3,000
		補修	1,000	2,000
		賃借(公営を除く)	500	1,500
半壊	500	建設・購入	1,000	1,500
		補修	800	1,300
		補修（注１）	300	800
		賃借（公営を除く）	500	1,000
		賃借(公営を除く)（注１）	250	750
床上浸水	50	―	―	50

（　世帯人数が１人の場合は、全壊・半壊にあっては、各該当欄の金額の３／４の額、床上浸水にあっては、各該当欄の金額が３７千円　）

（注１）・・・被災者生活再建支援法に基づく支援と併給する場合の金額

3　災害復興住宅融資(建設)

（1）支援の種類：貸付（融資）

・ 自然現象により生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を建設する場合に受けられる融資。
・ 融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はない。
※店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約２分の１以上必要
・ 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。
・ この融資は、融資の日から３年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

構造等	融資限度額（※１）	返済期間（※２）
建設資金	２，７００万円	３５年
整地資金	３，７００万円	

※１　高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限。

※２　高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員が亡くなるまで。元金据置期間は設定できない。

（2）対象者

自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設する方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方

（3）問合先：独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫

4　災害復興住宅融資（購入）

（1）支援の種類：貸付（融資）

①自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けている者が、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資。

②融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はない。

※店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約２分の１以上必要

③融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

④この融資は、融資の日から３年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

融資限度額（※１）	返済期間（※２）
３，７００万円	３５年

※１　高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。

※２　高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。

（2）対象者

自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を購入する者で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた者

（3）問合先：独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫

5　災害復興住宅融資(補修)

（1）支援の内容：貸付（融資）

・　自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地域団体から、「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を補修する場合にうけられる融資。

・　融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

・　この融資は、融資の日から１年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長できる

融資限度額（※１）	返済期間（※２）
１，２００万円	２０年

※１　高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限。

※２　高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員が亡くなるまで。元金据置期間は設定できない。

（2）対象者

自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補修する者で、「罹災証明書」の交付を受けた者

（3）問合先：独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫

6　住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げを含む）
支援の内容	１　地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けた返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けて返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するもの。 ２　支援内容の概要 ・返済金の払込みの据置：被災の程度に応じて１～３年間 ・払込猶予期間中の金利の引き下げ：被災の程度に応じて０．５～１．５％の金利引き下げ（ただし、引下げ後の金利が０％を下回る場合は０.０１％まで引下げ） ※フラット３５（買取型）の場合は０.５％引下げた金利 ・返済期間の延長：被災の程度に応じて１～３年 ３　支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まる。 ※詳細については、住宅金融支援機構又は取扱金融機関に確認のこと。
対象者	以下のいずれかに該当する事業者 ①商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方 ②融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 ③債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方
問合先	独立行政法人住宅金融支援機構

7　生活福祉資金制度による貸付(福祉費（住宅の補修等）)

（１）支援の種類：貸付（融資）

①災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸付ける。

②貸付限度額

貸付限度額	２５０万円以内
貸付利率	・連帯保証人を立てた場合：無利子 ・連帯保証人を立てない場合：年１．５％ ※高齢者は連帯借受人または連帯保証人が原則必要
据置期間	貸付日から６月以内
償還期間	据置期間経過後７年以内

（２）対象者

①低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯(日常生活上療養または介護を要する高齢者のいる世帯)。

②災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外。

（３）問合先：市町村社会福祉協議会、都道府県社会福祉協議会

8　母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金

（１）支援の種類：貸付（融資）

①災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸付ける。

②貸付限度額等

貸付限度額	２００万円以内
貸付利率	・連帯保証人がいる場合：無利子 ・連帯保証人がいない場合：年１．０％
据置期間	６か月
償還期間	７年

（２）対象者

住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流失、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯

（３）問合先：都道府県、市町の福祉事務所

9　公営住宅への入居

支援の種類	現物支給・現物貸与
支援の内容	１　低所得の被災者は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができる。 ２　公営住宅の家賃は収入に応じて設定されるが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがある。
対象者	１　以下の要件を満たす者 住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな者。 ※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については､公営住宅を整備する地法公共団体(都道府県、市町村)で別に定める場合がある。
問合先	都道府県、市町村

10　特定優良賃貸住宅等への入居

支援の種類	現物支給・現物貸与.
支援の内容	被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができる。
対象者	以下の要件を満たす方が対象 ①災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事等が認めるもの（４８万７千円以下で当該都道府県知事等が定める額以下の所得のある者（１５万８千円

	に満たない所得のある者にあっては、所得の上昇が見込まれる者）に限る）
問合先	都道府県、市町村

11　住宅の応急修理（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	1　災害救助法に基づく住宅の応急修理は、住宅が半壊（半焼）若しくは、準半壊（損壊割合が１０％以上２０％未満）の住家被害を受け、自ら修理する資力がない世帯又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。 2　応急修理は、都道府県又は市町村が業者に委託して実施。 3　修理限度額は１世帯あたり（令和５年４月基準）。 （ア）（イ）に掲げる世帯以外の世帯：７０万６千円以内 （イ）半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯：34万3千円以内 ※同じ住宅に２以上の世帯が同居している場合は１世帯とみなされる。
対象者	災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方 ・罹災証明に「全壊、大規模半壊、半壊及び準半壊」と記載されている方。 ※応急修理期間における応急仮設住宅の使用については応急修理が１ヵ月を超えると見込まれる方であって、自宅が半壊以上の損壊を受け、他の住まいの確保が困難な方に対して、令和２年７月豪雨から、応急仮設住宅の入居が可能となった。 （入居期限は災害の発生の日から原則６か月）
問合先	都道府県、災害救助法が適用された市町村

12　応急仮設住宅の供与（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	1　県又は市町村が建設した応急仮設住宅に入居可能。 2　県又は市町村が借り上げた民間賃貸住宅や公営住宅等に入居可能。 （住宅の応急修理との併用不可）
問合先	都道府県、災害救助法が適用された市町村

13　宅地防災工事融資

（１）支援の種類：貸付（融資）

地方公共団体から、宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含む）の工事のための費用を融資します。

融資限度額	１，１９０万円
償還期間	２０年以内

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。

（２）対象者

宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、勧告又は改善命令を受けた者

（３）問合先：独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫

14　地すべり等関連住宅融資

（1）支援の種類：貸付（融資）

地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資する。

融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがある。

地すべり関連住宅	地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋
土砂災害関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋
密集市街地関連住宅	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋

※融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

	融資限度額	返済期間
土地所得資金なし	２，７００万円	35 年
土地取得資金あり	３，７００万円	

※いずれの場合も、特例加算額５２０万円の利用が可能。特例加算額の返済期間は、併せて利用する融資の返済期間と同一となる。

（2）対象者

関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた者。

（3）問合先：独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫

(参考)罹災証明書とは

罹災証明書は、災害対策基本法第 90 条の 2 の規定に基づき、市町村が住家等の被害等の状況を調査し、被災者へ交付する「災害による被害の程度を証明する書面」であり、各種の被災者支援制度の適用を受ける際に必要とされるものである。

罹災証明書により証明される住家の被害の程度としては、「全壊」、「半壊」等があり、「災害の被害認定基準について」(平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知)等に基づき被害程度の認定が行われる。

1　被害認定基準

住家全壊 （全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のもの
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床または天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住宅の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。
準半壊	住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。

2　問合先：市町村

第３節　農林漁業・中小企業・自営業への支援

１　天災融資制度（国が実施する災害支援金）

（１）支援の種類：融資

①天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。

●天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

項　目		①又は②のうちどちらか低い金額		
		①損失額の%	②万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	５５	５００	２，５００
	一般農業者	４５	２００	２，０００
林業者		４５	２００	２，０００
漁業	漁具購入資金	８０	５，０００	５，０００
	漁船建造・取得資金	８０	５００	２，５００
	水産動植物養殖資金	５０	５００	２，５００
	一般漁業者	５０	２００	２，０００
被害組合		８０	単　協　２，５００ 連合会　５，０００	

（２）被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和される。

●激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

項　目		①又は②のうちどちらか低い金額		
		①損失額の%	②万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	８０	６００	２，５００
	一般農業者	６０	２５０	２，０００
林業者		６０	２５０	２，０００
漁業	漁具購入資金	８０	５，０００	５，０００
	漁船建造・取得資金	８０	６００	２，５００
	水産動植物養殖資金	６０	６００	２，５００
	一般漁業者	６０	２５０	２，０００
被害組合		８０	単　協　２，５００ 連合会　５，０００	

①貸付利率、償還期限

資格者	貸付利率	償還期限
（ア）被害農林漁業者で、損失額が３０%未満の者 （激甚災適用の場合）	６．５%以内	３年、４年、５年以内 ４年、５年、６年以内
（イ）被害農林漁業者で、損失額が３０%以上の者 （激甚災適用の場合）	５．５%以内	５年、６年以内 ６年、７年以内
（ウ）特別被害農林漁業者 （激甚災適用の場合）	３．０%以内	６年以内 ７年以内

（３）対象者

次の基準に該当すると市長の認定を受けた方

(ア)被害農林漁業者	(イ)特別被害農林漁業者
１　農作物等の減収量が平年収穫量の３０%以上でかつ損失額が平均農業収入の１０%以上 ２　樹体の損失額が３０%以上	左のうち損失額が５０%以上
１　林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の１０%以上 ２　林業施設の損失額が５０%以上	左のうち損失額が５０%以上 左のうち損失額が７０%以上
１　水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の１０%以上 ２　水産施設の損失額が５０%以上	左のうち損失額が５０%以上 左のうち損失額が７０%以上

（４）問合先：農政課・林業水産課

２　農林漁業者に対する資金貸付（常時対応可能）

<table>
<tr><td>支援の種類</td><td>融資</td></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。
１　株式会社日本政策金融公庫
<table>
<tr><th>資金名</th><th>資金の使い途</th><th>貸付限度額</th><th>償還期間</th></tr>
<tr><td>農林漁業セーフティネット資金</td><td>災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資</td><td>一般：６００万円
特認：年間経営費の１２分の６又は年間粗収益の１２分の６のいずれか低い額</td><td>１０年以内（うち３年以内の据置可能）</td></tr>
<tr><td>農林漁業施設資金</td><td>災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資</td><td>一般
・負担する額の８０%又は１施設あたり３００万円のいずれか低い額

特認
・負担する額の８０%又は１施設あたり６００万円のいずれか低い額

漁船
・総トン数２０トン未満の漁船：負担する額の８０%又は１隻当たり１千万円のいずれか低い額
・総トン数２０トン以上の漁船：負担する額の８０%又は１隻あたり４.５億円～１１億円のいずれか低い額</td><td>１５年以内（うち３年以内の据置可能）</td></tr>
<tr><td>農業基盤整備資金</td><td>農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資</td><td>負担する額の１００%</td><td>２５年以内（うち１０年以内の据置可能）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

	農業経営基盤強化資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	個人３億円、法人１０億円	２５年以内（うち１０年以内の据置可能）
	経営体育成強化資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	①負担する額の８０％ ②個人１.５億円、法人５億円	２５年以内（うち３年以内据置可能）
	林業基盤整備資金	森林、林道等の復旧のための資金を融資	①復旧造林 負担する額の８０％（計画森林は負担する額の９０％） ②樹苗養成施設 負担する額の８０％ ③林道 負担する額の８０％	①復旧造林 ３０年以内（うち２０年以内の据置可能）※別途特認要件あり ②樹苗養成施設 １５年以内（うち５年以内の据置可能） ③林道 ２０年以内（うち３年以内の据置可能）※別途特認要件あり
	漁業基盤整備資金	漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資	負担する額の８０％	２０年以内（うち３年以内の据置可能）

２　農協・漁協等

資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
農業近代化資金	災害により被災した農業施設等の復旧ための資金を融資(認定農業者､集落営農組織のみ)	①個人１,８００万円 ②法人２億円	１５年以内(うち７年以内の据置可能)
農業経営負担軽減支援資金	既往債務の負担を軽減するための負債整理資金を融資	営農負債の残高	１５年以内(うち３年以内の据置可能)
漁業近代化資金	災害により被災した漁船､漁業用施設等の復旧のための資金を融資	１,８００万円～３.６億円	１５年以内(うち３年以内の据置可能)

●上記のほかにも農林漁業者に対する長期・低利の資金の貸付を行っているので、各種貸付事業の詳細については下記問合先まで。

対象者	農林漁業者
問合先	株式会社日本政策金融公庫、農協・漁協等

3　災害復旧貸付

（1） 支援の種類　貸付（融資）
（2） 制度の内容
・災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、日本政策金融公庫、沖縄開発金融公庫が事業復旧のため運転資金及び設備資金を融資。
・災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において受付
・日本政策金融公庫の災害復旧貸付の貸し付け限度額等は次のとおり。

○国民生活事業

貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に３千万円を加えた額
償還期間	１０年以内（うち２年以内の据置可能）

○中小企業事業

貸付限度額	別枠で１億５千万円以内
償還期間	設備資金１５年以内（うち２年以内の据置可能）

（3）対象者：中小企業経営者、中小企業協同組合
（4）問合先：株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫

4　高度化事業（災害復旧貸付）

（1）支援の種類：貸付（融資）
　大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する場合、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構が必要な資金の一部の貸付を行う。

貸付割合	９０%以内
償還期間	２０年以内（うち３年以内の据置可能）
貸付利率	無利子

（2）対象者
　事業協同組合等であって、共同で施設等の復旧のために土地、建物、構築物、設備の復旧を行う場合
（3）問合先：県、独立行政法人中小企業基盤整備機構

5　小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）

支援の種類	貸付（融資）
支援の内容	1　商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受ける小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。 2　貸付限度額：２，０００万円 3　貸付金利：令和５年４月３日現在１．０８％
対象者	1　小規模事業者 常時使用する従業員が２０人以下（商業・サービス業（宿泊・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む方は５人以下）の法人・個人事業主 2　商工会・商工会議所の経営指導を受けている等の要件を満たす者。
問合先	最寄りの商工会・商工会議所・県商工会連合会

6　生活衛生改善貸付

支援の種類	貸付（融資）
支援の内容	1　生活衛生同業組合、組合が設立されていない場合は、都道府県生活衛生営業指導センター（以下、「生活衛生同業組合等」という。）の実施する経営指導を受ける生活衛生関係営業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。 2　貸付限度額：２，０００万円 3　貸付金利：令和５年６月１日現在１．０９％
対象者	1　小規模事業者 常時使用する従業員が５人以下（旅館業及び興行場営業の場合は２０人以下）の生活衛生関係の事業を営む法人・個人事業主 2　生活衛生同業組合等の経営指導を受けている等の要件を満たす者。
問合先	最寄りの生活衛生同業組合、組合が設立されていない場合は、都道府県生活衛生営業指導センター

7　セーフティネット保証４号

支援の種類	信用保証
支援の内容	自然災害等の突発的事由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う。
対象者	・　指定地域において１年間以上継続して事業を行っていること。 ・　災害の発生に起因して、当該災害の影響をうけた後、原則として１ヵ月の売上高等が前年同月に比して２０％以上減少しており、かつ、その後２か月を含む３か月間の売上高等が前年同期に比して２０％以上減少することが見込まれること。 ※融資額の全額を保証（１００％）し、保証料率は１．０％以内 ※無担保８千万円、最大で２億８千万円まで一般保証とは別枠で利用できる
問合先	各都道府県等の信用保証協会

8　災害関係保証

支援の種類	信用保証
支援の内容	金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証を行う。
対象者	災害により営業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊・火災等の直接的な被害を受けた者 ※融資額の全額を保証（１００％） ※無担保８千万円、最大で２億８千万円まで一般保証とは別枠で利用できる
問合先	各都道府県等の信用保証協会

9　職場適応訓練費の支給

支援の種類	給付
支援の内容	1　職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給する。また、訓練生に対して訓練手当などを支給する。 2　事業者は、訓練費として職場適応訓練生１人につき２４，０００円／月（重度の障がい者２５，０００円／月）が支給される。短期の職場適応訓練については、９６０円／日（重度の障がい者１，０００円／日)。 3　訓練期間は、6か月（中小企業及び重度の障がい者に係る訓練等１年）以内。短期の職場適応訓練については、２週間（重度の障がい者に係る訓練４週間）以内。
対象者	激甚な災害を受けた地域において就業していて、災害により離職を余儀なく

	された者などであって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行う。 イ　職場適応訓練を行う設備があること ロ　指導員としての適当な従業員がいること ハ　労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に加入し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること 二　労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること ホ　職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること
問合先	公共職業安定所又は都道府県労働局

南海トラフ地震防災対策推進計画　資料

９２　避難指示の対象自治区（南海トラフ）

校区	浸水想定地域を含む自治区		浸水想定地域に隣接する自治区	
	自治区名	自主防災組織名	自治区名	自主防災組織名
金池	金池町4丁目	金池町4丁目防災会	金池町1･2･3丁目	金池町1･2･3･要自主防災会
	元町	元町防災会	金池町5丁目	金池町5丁目防災会
	大手町1丁目	大手町1丁目防災会		
	府内町1丁目	府内町1･2丁目自主防災会		
荷揚	荷揚町	荷揚町防災会	末広町1丁目	末広町1丁目防災会
	都町1･2丁目	都町1･2丁目防災会		
	都町3･4丁目	都町3･4丁目防災会		
	城崎町	城崎町自治会防災会		
	中央町	中央町自主防災会		
	高砂･寿町	高砂･寿町防災会		
	府内町2･3丁目	安心ネット府内防災会		
長浜	長浜町1丁目	長浜町1丁目防災会	長浜町3丁目	長浜町3丁目防災会
	長浜町2丁目	長浜町二丁目防災会	錦町1丁目	錦町1丁目防災会
	錦町3丁目	錦町3丁目防災会		
	舞鶴町	舞鶴町防災会		
	大手町2･3丁目	大手町2･3丁目防災会		
中島	中島中央	中島中央自主防災会		
	中島西	中島西自主防災会		
	千代町	千代町自主防災会		
	住吉町	住吉町自主防災会		
	新川町	新川町自主防災会		
	新川西	新川西自主防災会		
	芦崎	芦崎防災会		
	浜町東	浜町東防災会		
	浜町北	浜町北防災会		
住吉	中島東	中島東自主防災会		
	豊町1丁目	豊町1丁目防災会		
	豊町2丁目	豊町2丁目町内会自主防災会		
	碩田町	碩田町防災会		
	泉町	泉町防災会		
	弁天	弁天･豊海町自主防災会		
春日	勢家町1丁目	勢家町一丁目町内防災会	西春日町	西春日町防災会
	勢家町2丁目	勢家町2丁目自主防災会	中春日町	中春日町防災会
	勢家町3丁目	勢家町3丁目防災会	王子西南町	王子西南町防災会
	勢家町4丁目	勢家町4丁目防災会	王子中町東	王子中町東防災会
	東春日町	東春日町自主防災会	南生石東	南生石東自主防災会
	王子北町	王子北町防災会	南生石西	南生石西自治会自主防災会
	王子中町西	王子中西自主防災会		
	王子町	王子町自治会自主防災会		
	王子西町	王子西町自治会防災会		
	東生石	東生石防災会		
	西生石	西生石自治会自主防災会		
	浜の市	浜の市防災会		
	生石港町	生石港町防災会		

校区	浸水想定地域を含む自治区		浸水想定地域に隣接する自治区	
	自治区名	自主防災組織名	自治区名	自主防災組織名
大道			新町	新町防災会
			末広町2丁目	末広町2丁目防災会
八幡	御幸	御幸町防災会	大久保	大久保区防災会
	田ノ浦	田ノ浦区防災会	下白木	下白木地区防災会
			鳴川	鳴川防災会
滝尾	北下郡上	北下郡防災会		
	北下郡下			
津留	今津留	今津留地区防災会	岩田町1丁目	岩田町1丁目防災会
	中津留	中津留地区防災会	岩田町2丁目	岩田町2丁目防災会
	花津留	花津留町内会防災会	岩田町3丁目	岩田町3丁目防災会
	東浜1丁目	東浜1丁目防災会	裏川団地	裏川団地防災会
	東浜2丁目	東浜二丁目防災会		
	大州浜	大州浜防災会		
	西新地	西新地防災会		
	大津町1丁目	大津町1丁目自治区防災会		
	大津町2丁目	大津町2丁目町内会防災会		
	大津町3丁目	大津町3丁目防災会		
	南津留	南津留自治会防災会		
	東津留	東津留地区防災会		
	古ケ鶴	古ケ鶴防災会		
東大分	萩原1丁目	萩原1丁目自主防災会	南萩原	南萩原区自主防災会
	萩原2丁目	萩原2丁目自主防災会	牧上	牧上区自主防災会
	萩原3丁目	萩原3丁目自主防災会	牧三丁目	牧3丁目自主防災会
	萩原4丁目	萩原4丁目自治会防災会		
	牧一丁目	牧1丁目自主防災会		
	牧二丁目	牧2丁目自主防災会		
日岡	新貝	新貝自治区防災会		
	高松	高松自治区防災会		
	新高松東	新高松東区防災会		
	新高松西	新高松西区防災会		
	花高松	花高松自治区防災会		
	西原	西原自治区自主防災会		
	向原東	向原東自治区防災会		
	向原西	向原西自治区防災会		
桃園	寺崎	寺崎防災会	岡	岡防災会
	三川上東	三川上東防災会	仲西	仲西防災会
	三川上西	三川上西自主防災会	山津	山津自主防災会
	三川下東	三川下東自治区防災会		
	三川下西	三川下西自治区防災会		
鶴崎	山川	山川自治会防災会	寺司一	寺司1区自治防災会
	寺司二	寺司二自治会自主防災会		
	下鶴崎一	下鶴崎1区自治会防災会		
	下鶴崎二	下鶴崎2区自治会防災会		
	小中島	小中島自治会防災会		
	徳島	徳島自治会防災会		
	乙津	乙津自治会防災組織		

校区	浸水想定地域を含む自治区		浸水想定地域に隣接する自治区	
	自治区名	自主防災組織名	自治区名	自主防災組織名
三佐	海原	海原自治会防災会		
	三佐二	三佐二区自治会防災会		
	三佐三	三佐三区防災会		
	三佐四	三佐四区自治会防災会		
	家島	家島地区防災会		
大在西	下志村	下志村防災会	上志村	上志村自治区防災会
	北	北区防災会	角子原	角子原自治区防災会
大在	横田	横田自治区防災会	大在浜	大在浜自治区防災会
	政所	政所区防災会	平野	平野自治区防災会
	汐見	汐見自治区防災会		
	横塚	横塚防災会		
坂ノ市	上市	上市自主防災会	東本町	東本町自主防災会
	駅通り	駅通り自主防災会	東上野東部	東上野区自主防災会
	倉掛	倉掛自主防災会	東上野西部	
	浜中	浜中防災会	細八丸	細区防災会
	市西	市西防災会		
	久原上津	久原防災会		
	久原松崎			
	久原内久原			
	東上野中央	東上野区自主防災会		
	細東部	細区防災会		
	細西部			
小佐井	里中	里中防災会		
	王ノ瀬	王ノ瀬自治区防災会		
本神崎	馬場	馬場区防災会	東上	こうざき連合防災会
	中山	こうざき連合防災会	湊	
	小猫			
	中			
	東下			
	駅	駅自主防災会		
	中の原	中の原防災会		
	大平	大平区防災会		
木佐上			木佐上1	木佐上連合区防災会
			木佐上5	
大志生木	大志生木1	大志生木連合防災会	大志生木3	大志生木連合防災会
	大志生木2		大志生木4	
	小志生木	小志生木防災会		

校区	浸水想定地域を含む自治区		浸水想定地域に隣接する自治区	
	自治区名	自主防災組織名	自治区名	自主防災組織名
関	辛幸1	辛幸1区防災会	辻	辻区防災会
	古宮	古宮区防災会	白木奥	白木奥区防災会
	日鉱住宅	日鉱住宅防災会	佐賀関H25住宅	佐賀関上浦自主防災会
	金山	佐賀関上浦自主防災会		
	田尻			
	本町			
	鮮浜			
	真砂	須賀連合区防災会		
	御幸			
	黒砂			
	福水	福水区防災会		
	大黒	大黒区防災会		
	小黒	小黒区防災会		
	幸の浦	幸の浦区防災会		
	田中1	田中連合区自主防災会		
	田中2			
	田中3			
	神山	神山区防災会		
	東町	東町防災会		
	迫	迫区防災会		
	西町	西町区自主防災会		
	古屋敷	古屋敷防災会		
	西脇	西脇区防災会		
	小浜	小浜区防災会		
	秋の江	秋の江区防災会		
	汐見	汐見区防災会		
	白木浜	白木浜区防災会		
	玉井	玉井区防災会		
	室生	室生区防災会		
一尺屋	田ノ浦東	一尺屋田ノ浦防災会		
	田ノ浦西			
	早出	一尺屋上浦防災会		
	笠方			
	浜方			
	下河原			
	中江川			
	江川			
	東上	一尺屋下浦防災会		
	東下			
	中上			
	中下			
	西上			
	西下			

応援協定等

93　災害時応援協定等一覧

（令和5年3月31日現在）

番号	協定名	締結先	締結年月日	担当課
1	九州市長会における災害時相互支援プラン	九州市長会	平成29年5月11日	防災危機管理課
2	中核市災害相互応援協定	中核市	平成9年12月22日	防災危機管理課
3	大分県及び市町村相互間の災害時応援協定	大分県及び県内市町村	平成10年5月18日	防災危機管理課
4	大分市における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局	平成23年7月19日	防災危機管理課
5	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	石油基地自治体協議会加盟団体（56市町）	平成23年7月12日	防災危機管理課
6	大分市と宝塚市との災害相互応援に関する協定	兵庫県宝塚市	平成24年11月5日	防災危機管理課
7	災害時における一時的な滞在施設に関する協定	レンブラントホテル大分	平成25年2月7日	防災危機管理課
8	飯田市及び大分市の災害時相互応援に関する協定	長野県飯田市	平成26年1月23日	防災危機管理課
9	災害時におけるLPガスの供給等に関する協定	大分市LPガス防災協議会	平成26年5月23日	防災危機管理課
10	特設公衆電話の設置等に関する協定	西日本電信電話株式会社	平成28年12月20日	防災危機管理課
11	災害に係る協力体制に関する協定	大分大学	平成29年3月8日	防災危機管理課
12	災害に係る協力体制に関する協定	日本文理大学	平成29年3月8日	防災危機管理課
13	災害に係る協力体制に関する協定	大分工業高等専門学校	平成29年3月8日	防災危機管理課
14	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	九州救助犬協会、大分県	平成26年1月10日	防災危機管理課
15	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成31年1月1日	防災危機管理課
16	災害発生時における大分市と大分市関係郵便局の協力に関する協定	大分市内郵便局	平成31年3月18日	防災危機管理課
17	電気自動車を軸とした地域課題解決に関する包括連携協定	日産自動車株式会社外2社	令和元年10月25日	防災危機管理課
18	電気自動車を軸とした地域課題解決に関する包括連携協定覚書	日産自動車株式会社外2社	令和元年10月25日	防災危機管理課
19	災害時における地域支援のための協力に関する協定	大分ケーブルテレコム	令和2年3月26日	防災危機管理課
20	災害時における給電車両等の貸与に関する協定	大分県オールトヨタ	令和4年6月10日	防災危機管理課
21	災害時等における施設の駐車場の一時使用に関する協定	大分市遊技業防犯組合　外３組合	令和3年5月31日	防災危機管理課
22	災害時等における施設の駐車場の一時使用に関する協定	株式会社トキハ	令和3年6月10日	防災危機管理課
23	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	㈱ナガワ	令和3年11月19日	防災危機管理課
24	災害時における天幕等資機材の供給に関する協定	太陽工業株式会社	令和3年10月1日	防災危機管理課
25	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	日立建機日本株式会社	令和4年6月10日	防災危機管理課
26	災害時における物資輸送等に関する協定	九州福山通運株式会社	令和5年2月27日	防災危機管理課
27	大分市とイオン株式会社との地域貢献協定	イオン株式会社	平成24年10月5日	企画課
28	大分市とKDDI株式会社との地域活性化を目的とした連携に関する協定	KDDI株式会社	平成30年12月20日	企画課
29	大分市と大塚製薬株式会社との包括連携協定	大塚製薬株式会社	令和4年2月18日	企画課
30	災害時における緊急放送の要請に関する協定（ケーブル各社）	ケーブルテレビ3社	平成18年2月1日	広聴広報課
31	災害時における緊急放送の要請に関する協定（エフエム大分）	エフエム大分	平成18年3月27日	広聴広報課
32	災害時における大分市鶴崎市民行政センターの使用に関する協定	門司税関大分税関支署	平成30年8月28日	管財課
33	災害時における大分市鶴崎市民行政センターの使用に関する覚書	門司税関大分税関支署	令和元年6月12日	鶴崎支所
34	災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社ベンディング大分支店	令和4年7月22日	管財課
35	災害時に要配慮者の避難施設として民間社会福祉施設等に受入れる事に関する協定	市内社会福祉法人等	平成19年6月25日	長寿福祉課
36	災害時に要配慮者等の避難施設として受入れることに関する協定	大分センチュリーホテル	平成28年12月16日	長寿福祉課
37	大分市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	大分市社会福祉協議会	令和3年6月30日	指導監査課
38	集団災害時における医薬品等の調達に関する協定	大分県医薬品卸業協会	平成10年7月9日	保健総務課
39	集団災害時における医療機器等の調達に関する協定	大分県医療機器協会	令和3年8月4日	保健総務課
40	災害時の医療救護活動に関する協定	大分市連合医師会	平成26年3月24日	保健総務課
41	災害時の医療救護活動に関する協定	大分市歯科医療関係協議会	平成26年3月24日	保健総務課
42	災害時の医療救護活動に関する協定	大分市薬剤師会	平成26年3月24日	保健総務課
43	災害時の医療救護活動に関する協定	大分県看護協会	平成26年3月24日	保健総務課
44	集団災害時における救急医療体制図			保健総務課
45	「大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定」に関する実施細目	大分県産業廃棄物協会	平成27年2月19日	ごみ減量推進課
46	災害時における大分市佐野清掃センターの使用に関する協定	大分県大分東警察署	平成25年3月27日	清掃施設課
47	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	大分県民生活協同組合	平成9年2月7日	商工労政課
48	災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定	トキハ外3社	平成9年2月7日	商工労政課
49	災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定（県漁協）	大分県漁業協同組合	平成19年3月26日	商工労政課
50	災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定（九州乳業）	九州乳業	平成19年3月26日	商工労政課
51	災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定（農協）	全国農業協同組合連合会大分県本部	平成19年3月26日	商工労政課
52	災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定	赤帽大分県軽自動車運送協同組合	平成21年3月30日	契約監理課
53	災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定	大分県パン協同組合	平成24年3月29日	商工労政課
54	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成29年2月10日	商工労政課
55	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社新鮮マーケット	令和2年2月7日	商工労政課
56	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社ナフコ	令和2年10月28日	商工労政課
57	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	王子コンテナー株式会社　九州北工場	令和3年2月19日	商工労政課
58	災害並びに事故発生時における支援活動に関する協定	大分県漁業協同組合	平成25年3月27日	林業水産課

番号	協定名	締結先	締結年月日	担当課
59	災害並びに事故発生時における支援活動等に関する協定	大分県漁港建設協会	平成25年3月27日	林業水産課
60	農業集落排水施設災害対策応援に関する協定	一般社団法人　地域環境資源センター	平成31年3月1日	生産振興課
61	災害時における大分市農業集落排水管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人　日本下水道管路管理業協会	平成31年3月1日	生産振興課
62	災害支援等に関する協定	大分県土地改良事業団体連合会	平成31年3月1日	生産振興課
63	集団災害時における応急復旧工事等についての協定	大分県建設業協会大分支部	平成18年6月1日	土木管理課
64	集団災害時における応急復旧工事等に関する協定	大分県造園建設業協会中支部	平成25年5月24日	土木管理課
65	非常災害時の電力復旧に必要な道路啓開に関する覚書	九州電力送配電	平成30年2月1日	土木管理課
66	災害時の応急対策に関する協定	大分市電気工事協同組合	平成22年3月26日	建築課
67	豪雨時における仮設ポンプ設置業務に関する協定	企業46社	平成27年6月1日	河川・みなと振興課
68	災害時におけるシェアサイクルの使用等に関する協定	株式会社ドコモ・バイクシェア	令和2年9月1日	都市交通対策課
69	災害時における帰宅困難者の一時的な滞在施設及び被災建築物応急危険度判定士等の活動拠点としての提供に関する協定	大分中央ビル株式会社外2社	平成31年2月19日	開発建築指導課
70	日本水道協会大分県支部水道災害等応援要綱	日本水道協会大分県支部会員市町村	平成8年4月19日	上下水道局総務課
71	水道における給水異常や災害発生時の給水支援等に関する協定	大分県薬剤師会	平成23年4月1日	上下水道局総務課
72	大分市水道局と大分市管工事協同組合との災害時の応急活動の協力に関する協定	大分市管工事協同組合	平成26年1月28日	上下水道局総務課
73	災害時等の応援業務に関する協定	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社	平成29年4月1日	上下水道局総務課
74	九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール	各県及び九州地区県庁所在市並びに北九州市	平成8年1月	上下水道局総務課
75	災害時における下水道管路施設及び排水設備の復旧に関する協定	大分市管工事協同組合	平成26年3月24日	上下水道局総務課
76	災害時における大分市上下水道管路台帳総合システムの復旧に関する協定	国際航業株式会社大分営業所	令和4年11月14日	上下水道局総務課
77	大分市上下水道局・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	平成28年3月23日	上下水道局総務課
78	大分市下水道管路施設保全災害支援協定	企業5社	平成29年5月16日	上下水道局総務課
79	自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定	日本下水道施設業協会及び企業14社	平成29年12月20日	上下水道局総務課
80	災害時における大分市下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	日本下水道管路管理業協会	平成29年12月20日	上下水道局総務課
81	災害時における大分市下水道施設の技術支援協力に関する協定	全国上下水道コンサルタント協会九州支部	平成29年12月20日	上下水道局総務課
82	災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定	日本下水道施設管理業協会	平成29年12月20日	上下水道局総務課
83	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	企業3社	平成30年3月20日	上下水道局総務課
84	日本水道協会九州地方支部　災害時における相互応援に関する協定	日本水道協会九州地方支部	平成30年11月1日	上下水道局総務課
85	大分川水系治水協定	国土交通省九州地方整備局外5団体	令和2年5月29日	上下水道局総務課
86	大分県常備消防相互応援協定	県内市町村	昭和51年3月31日	消防局
87	大分海上保安部と大分市消防局との船舶火災に関する業務協定	大分海上保安部	平成28年3月30日	消防局
88	大分県防災ヘリコプター応援協定	大分県及び県内消防本部等	平成9年5月30日	消防局
89	高速自動車道等における消防相互応援協定	県内高速道路所在市等	平成27年3月1日	消防局
90	大分県消防団相互応援協定	県内市町村	平成25年3月31日	消防局
91	災害時における道路情報等の提供の要請に関する協定	大分市タクシー協会	平成27年2月20日	消防局
92	災害時における消防用水及び生活用水の供給に関する協定	大分中央生コンクリート協同組合	平成30年3月29日	消防局
93	災害時における消防活動の協力に関する協定	大分県建設業協会大分支部	平成30年3月29日	消防局
94	災害時等における無人機による情報収集活動等に関する協定	イームズジャパン株式会社	平成31年2月14日	消防局
95	災害時における水上バイク等の協力に関する協定	一般社団法人ウォーターリスクマネジメント協会大分支部	令和元年6月17日	消防局
96	災害時における水上バイク等の協力に関する協定	マリーナ大分外7名	令和元年6月17日	消防局

（１）　九州市長会における災害時相互支援プラン

九州市長会における災害時の相互支援体制について

平成２９年５月１１日
九州市長会総会申合せ

平成２８年熊本地震への対応を教訓に，災害時における相互支援の体制をさらに効果的なものとするため，九州で大規模災害が発生した場合の各市相互間における災害支援の実施については，次の事項を基本とする。

なお，平成２５年５月１６日の九州市長会総会にて申合せした「九州市長会における災害時の相互支援体制について」は廃止する。

１　九州で大規模災害が発生した場合の災害支援の実施については，九州の各市が一体となり，九州市長会として迅速かつ効果的な支援を行うとともに，九州地方知事会など広域支援の枠組みとも連携し，災害支援に取り組むものとする。

２　発災時における九州市長会防災部会本部の設置，リエゾン（情報連絡員）隊及び即応支援班の派遣，広域支援の枠組みと連携した本格的な支援の実施など，九州市長会における災害支援等の具体的な行動計画については，別紙「九州市長会における災害時相互支援プラン」に定めることとする。

３　「九州市長会における災害時相互支援プラン」の内容については，九州市長会防災部会において，適宜見直しを検討し，改訂が必要な場合は九州市長会総会に諮るものとする。

４　上記の申合せ事項のほか，相互災害支援に関し必要な事項は，九州市長会防災部会による協議内容を踏まえ，会長が定めるものとする。

九州市長会における災害時相互支援プラン

【平成２９年５月１１日】

１　プランの目的

このプランは，平成２８年熊本地震への対応を教訓に，災害時における相互支援の体制をさらに効果的なものとし，九州圏内の各市が連携を図り，九州市長会として一体となって被災地支援に取り組むための必要な事項について定めることを目的とする。

２　プランの適用

このプランは，福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県（以下「九州内」という。）で以下の災害が発生した場合に適用する。

①　震度６弱以上の地震が発生したとき

②　震度６弱以上の地震に相当する災害が発生した場合で，九州市長会会長（以下「会長」という。）が九州市長会としての支援が必要と認めるとき

九州市長会防災部会会長（以下「部会長」という。）は，このプランが適用された場合，速やかに九州市長会防災部会本部（以下「防災部会本部」という。）を設置し，各市の市長にプランの適用を通知するとともに，被災地の状況を把握する。

３　防災部会本部

①　防災部会本部の本部長（以下「本部長」という。）は，部会長が務める。

②　防災部会本部は，原則として九州市長会防災部会事務局（以下「事務局」という。）に置き，事務局及び本部長市の職員により構成する。

③　防災部会本部の役割は，下記のとおりとする。

ア　被災地情報の集約及び会長との連絡調整

イ　被災県，国の災害対策本部，関係省庁，九州地方知事会，全国市長会及び指定都市市長会等との連絡調整

ウ　九州内の各市との連絡調整

エ　支援先市町村の選定や即応支援班の派遣に関する調整

オ　報道機関等への情報提供

４　リエゾン（情報連絡員）隊の派遣

このプランが適用された場合，防災部会本部と被災地近隣の防災部会構成市は速やかにリエゾン隊（3名程度/1班）を被災県庁等へ１班ずつ派遣する。

リエゾン隊の役割については，　被災地の情報収集及び関係機関との連絡調整とする。

５　支援の決定

九州市長会による即応支援班を派遣する市（以下「即応支援班派遣市」という。）及び派遣先市町村については，被災県庁等に派遣したリエゾン隊等からの報告をもとに，本部長が即応支援班派遣市の市長と調整を行い，決定する。

6　即応支援班の派遣

①　本部長は，九州市長会構成市全市に即応支援班派遣の決定内容を報告するとともに，即応支援班派遣市に対して即応支援班の派遣を要請する。

②　即応支援班支援内容は，物資搬送を中心とした避難所支援，被災地の情報収集とする。

③　派遣する即応支援班の班数については，災害規模に応じて本部長が決定する。

④　即応支援班は，被災地の状況等について防災部会本部に報告するものとする。

7　広域支援への移行

九州地方知事会や指定都市市長会等による広域支援の本格化に伴い，本部長は九州地方知事会会長や指定都市市長会会長等と調整し，各市においては九州地方知事会や指定都市市長会等の支援の枠組みの中で，円滑な支援の実施に努めるものとする。

8　防災部会本部の解散

被災地の復旧状況や他の広域的な支援の状況に応じ，会長は本部長と協議の上，当該本部の解散を決定し，本部長は各市の市長に通知する。なお，当該決定後に各市が独自の支援を継続することを妨げない。

9　事務局が被災した場合の対応

部会長は，事務局が被災し，事務局に防災部会本部の設置ができない場合は，会長に報告するものとする。会長は，部会長と協議の上，防災部会構成市の中から事務局に代わって防災部会本部を設置する市を決定するものとする。なお，その際の本部長は防災部会本部設置市の市長が務めるものとする。

10　他の災害支援の枠組みとの関係

①　このプランに基づく支援に当たっては、国の広域支援や九州地方知事会及び指定都市市長会等の支援の枠組みと積極的かつ柔軟に連携・協力しながら行うものとする。

②　このプランは，各市の定める個別の災害時の応援協定等による各市の支援の実施を妨げない。

11　経費負担

各市が被災市町村に対して実施した支援の経費の負担は，法令の定めによるほか，派遣される職員の人件費を除き，原則として被災市町村の負担とし，支援市と支援先市町村との協議により定めるものとする。ただし，４の規定によるリエゾン隊の旅費は、九州市長会の負担とする。

12　公務災害補償

①　このプランに基づき各市から派遣された職員が，公務上負傷し，疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償については，派遣した市が行う。通勤にかかる災害についても同様とする。

②　このプランに基づき各市から派遣された職員が，公務上第三者に損害を与えた場合において，その損害が公務中に生じたものについては，派遣した市が賠償する。

13　平時からの連携強化

①　各市は，あらかじめこのプランの実施に関する連絡担当部局を定め，事務局に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

②　事務局は，前項による報告を受けた場合は，その状況をとりまとめ，速やかに各市に通知するものとする。

③　事務局は，九州市長会構成市の備蓄リストを集約するものとする。

④　事務局は，このプランによる支援の実効性を高めるため，平時から九州地方知事会，指定都市市長会等と情報交換や必要な調整を行うなど，連携関係の構築に努めるものとする。

14　研修，訓練等の実施及び受援計画策定の推進

九州市長会は，発災時におけるこのプランによる円滑な支援を確保するため，必要に応じて研修や情報伝達訓練等を実施するとともに，各市における受援計画の策定など発災時における支援の円滑な受入れに資する取組の促進に努めるものとする。

15　委任

このプランの実施に関し必要な事項でプランに定めのない事項については，部会長が別に定める。

大規模災害時の広域応援・受援に関する覚書

九州地方知事会（以下「甲」という。）と九州市長会（以下「乙」という。）は、平成２８年熊本地震の教訓を活かし、今後起こりうる大規模災害に備えるため、防災先進地域「九州」を築くことを目指して、相互に連携した広域応援活動と受援体制整備の実施について、次のとおり覚書を締結する。

１．緊密な連携による迅速かつ切れ目のない被災地支援

（１）　甲及び乙は、大規模災害が発生した際は、双方の強みを活かしながら緊密に連携し、迅速かつ切れ目のない被災地支援を行う。

（２）　乙の構成市は、甲の構成県が九州・山口９県災害時応援協定第７条に基づき、カウンターパート方式を基本として被災県に対する応援を行う際に、九州各県から要請があった場合には、応援職員を被災市町村へ派遣する。

（３）　乙は、大規模災害時に被災県庁にリエゾンを派遣して情報収集を行うとともに、構成市からなる即応支援班を被災地へ派遣し、物的支援などのプッシュ型支援を行う。

２．的確な受援体制の確立

（１）　甲の構成県は、市町村が受援計画を策定するために必要な支援を行う。

（２）　乙は、構成市に対し、受援計画の策定を働きかける。

３．防災対応能力の強化に向けた人材の育成

（１）　甲の構成県は、優れた危機対応能力を有する人材の育成や、防災訓練等をより積極的に実施する。

（２）　乙は、優れた危機対応能力を有する人材の育成や、防災訓練等を実施するとともに、構成市に対して、九州各県主催の研修等への積極的な参加を働きかける。

この覚書の成立を証するため、本書２通を作成し、双方記名押印の上、甲・乙各１通を保有する。

平成２９年　５月１５日

九州地方知事会

会　長　　広　瀬　勝　貞

九州市長会

会　長　　森　　博　幸

（２）　中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供

(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4)　救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣

(5)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

２　被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第２条　応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第５条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１項第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

(3)　前条第１項第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容

(4)　応援場所及び応援場所への経路

(5)　応援の期間

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

２　激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第５条　協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第６条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年１回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（会議）

第７条　この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

（事務局）

第８条　この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

（雑則）

第９条　この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

（その他）

第１０条　この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条第２項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第１１条　この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第１２条　この協定は、令和２年４月１日から効力を発生するものとする。

令和２年４月１日

水　戸　市　　水戸市長　　高　橋　　靖

吹　田　市　　吹田市長　　後　藤　圭　二

函館市	函館市長	工藤壽樹
旭川市	旭川市長	西川将人
青森市	青森市長	小野寺晃彦
八戸市	八戸市長	小林眞
秋田市	秋田市長	穂積志
山形市	山形市長	佐藤孝弘
福島市	福島市長	木幡浩
郡山市	郡山市長	品川萬里
いわき市	いわき市長	清水敏男
盛岡市	盛岡市長	谷藤裕明
宇都宮市	宇都宮市長	佐藤栄一
越谷市	越谷市長	高橋努
川越市	川越市長	川合善明
川口市	川口市長	奥ノ木信夫
船橋市	船橋市長	松戸徹
横須賀市	横須賀市長	上地克明
柏市	柏市長	秋山浩保
前橋市	前橋市長	山本龍
高崎市	高崎市長	富岡賢治
八王子市	八王子市長	石森孝志
富山市	富山市長	森雅志
金沢市	金沢市長	山野之義
福井市	福井市長	東村新一
甲府市	甲府市長	樋口雄一
長野市	長野市長	加藤久雄
岐阜市	岐阜市長	柴橋正直
豊橋市	豊橋市長	佐原光一
岡崎市	岡崎市長	内田康宏
高槻市	高槻市長	濱田剛史
枚方市	枚方市長	伏見隆
八尾市	八尾市長	大松桂右
寝屋川市	寝屋川市長	広瀬慶輔
東大阪市	東大阪市長	野田義和
姫路市	姫路市長	清元秀泰
和歌山市	和歌山市長	尾花正啓
大津市	大津市長	佐藤健司

豊中市	豊中市長	長内繁樹
明石市	明石市長	泉房穂
西宮市	西宮市長	石井登志郎
奈良市	奈良市長	仲川元庸
尼崎市	尼崎市長	稲村和美
鳥取市	鳥取市長	深澤義彦
松江市	松江市長	松浦正敬
倉敷市	倉敷市長	伊東香織
呉市	呉市長	新原芳明
福山市	福山市長	枝広直幹
下関市	下関市長	前田晋太郎
高松市	高松市長	大西秀人
松山市	松山市長	野志克仁
高知市	高知市長	岡崎誠也
長崎市	長崎市長	田上富久
佐世保市	佐世保市長	朝長則男
大分市	大分市長	佐藤樹一郎
宮崎市	宮崎市長	戸敷正
鹿児島市	鹿児島市長	森博幸
久留米市	久留米市長	大久保勉
那覇市	那覇市長	城間幹子

協定締結権者

豊田市	豊田市長	太田稔彦

（２）－２　中核市災害相互応援協定実施細目

（趣旨）

第１条　中核市災害相互応援協定第１１条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（経費等の負担）

第２条　協定第１条第１号から第３号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

(1)　協定第１条第１号及び第２号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費

(2)　協定第１条第３号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

２　協定第１条第４号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1)　応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請市の負担とする。

(2)　応援職員が応援業務により負傷し、疫病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

(3)　応援職員が応援業務中第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。

(4)　前３号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

３　応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

４　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

５　応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

（経費の請求）

第３条　前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長に宛てて行うものとする。

２　自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

（連絡担当部局）

第４条　協定第５条の規定により協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

（その他）

第５条　この実施細目により難い事項及び実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

（実施細目の発効）

第６条　この実施細目は、令和２年４月１日から効力を発生するものとする。

令和２年４月１日

水戸市	水戸市長	高橋　靖
吹田市	吹田市長	後藤圭二
函館市	函館市長	工藤壽樹
旭川市	旭川市長	西川将人
青森市	青森市長	小野寺晃彦
八戸市	八戸市長	小林　眞
秋田市	秋田市長	穂積　志
山形市	山形市長	佐藤孝弘
福島市	福島市長	木幡　浩
郡山市	郡山市長	品川萬里
いわき市	いわき市長	清水敏男
盛岡市	盛岡市長	谷藤裕明
宇都宮市	宇都宮市長	佐藤栄一
越谷市	越谷市長	高橋　努
川越市	川越市長	川合善明
川口市	川口市長	奥ノ木信夫
船橋市	船橋市長	松戸　徹
横須賀市	横須賀市長	上地克明
柏市	柏市長	秋山浩保
前橋市	前橋市長	山本　龍
高崎市	高崎市長	富岡賢治
八王子市	八王子市長	石森孝志
富山市	富山市長	森　雅志
金沢市	金沢市長	山野之義
福井市	福井市長	東村新一
甲府市	甲府市長	樋口雄一

長野市	長野市長	加藤久雄
岐阜市	岐阜市長	柴橋正直
豊橋市	豊橋市長	佐原光一
岡崎市	岡崎市長	内田康宏
高槻市	高槻市長	濱田剛史
枚方市	枚方市長	伏見隆
八尾市	八尾市長	大松桂右
寝屋川市	寝屋川市長	広瀬慶輔
東大阪市	東大阪市長	野田義和
姫路市	姫路市長	清元秀泰
和歌山市	和歌山市長	尾花正啓
大津市	大津市長	佐藤健司
豊中市	豊中市長	長内繁樹
明石市	明石市長	泉房穂
西宮市	西宮市長	石井登志郎
奈良市	奈良市長	仲川元庸
尼崎市	尼崎市長	稲村和美
鳥取市	鳥取市長	深澤義彦
松江市	松江市長	松浦正敬
倉敷市	倉敷市長	伊東香織
呉市	呉市長	新原芳明
福山市	福山市長	枝広直幹
下関市	下関市長	前田晋太郎
高松市	高松市長	大西秀人
松山市	松山市長	野志克仁
高知市	高知市長	岡崎誠也
長崎市	長崎市長	田上富久
佐世保市	佐世保市長	朝長則男
大分市	大分市長	佐藤樹一郎
宮崎市	宮崎市長	戸敷正
鹿児島市	鹿児島市長	森博幸
久留米市	久留米市長	大久保勉
那覇市	那覇市長	城間幹子

協定締結権者

豊田市	豊田市長	太田稔彦

（３）　大分県及び市町村相互間の災害時応援協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）に基づく災害時の応援に関し、大分県（以下「県」という。）及び大分県内の市町村（以下「市町村」という。）は、次のとおり「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、法第67条第１項及び第68条第１項の規定による応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　この協定に基づく応援は、次により行うものとする。

(1)　災害応急措置に必要な職員の派遣

(2)　食料、飲料水及びその他の生活必需品の提供

(3)　避難及び収容のための施設の提供

(4)　救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供

(5)　救助及び救援活動に必要な車両、舟艇、ヘリコプター及びその他の資機材の提供

(6)　ごみ及びし尿処理のための車両及び施設の提供

(7)　火葬場の提供

(8)　その他被災市町村の長から特に要請のあったもの

（応援要請の手続き）

第３条　被災市町村の長は、知事及び他の市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を要請するものとする。

(1)　災害の状況

(2)　応援の内容

(3)　応援の期間

(4)　応援の場所

(5)　その他必要な事項

２　被災市町村の長は、前項の規定により個別に要請するいとまがないときは、知事に対して一括して応援の要請を依頼することができるものとする。この場合、知事は、速やかに応援要請先の市町村の長に対し、要請内容を伝達するものとする。

３　前２項の規定による要請は、電話、ＦＡＸ等（以下「　電話等」という。）により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

（応援の実施）

第４条　前条第１項の規定により要請を受けた知事及び市町村の長は、被災市町村の長に対し、応援内容を電話等により連絡し、直ちに応援を実施するものとする。

２　前条第２項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、知事に対し、応援内容を電話等により連絡し、直ちに応援を実施するものとする。

３　知事は、前項の連絡を受けたときは、応援内容を取りまとめ、被災市町村の長に通知するものとする。

（自主応援）

第５条　知事及び市町村の長は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災市町村の長が第３条に規定する要請を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要請を待たず、第２条の応援を実施することができるものとする。この場合には、同条の要請があったものとみなす。

（応援費用の負担区分）

第６条　応援に要した費用は、被災市町村が負担するものとする。

２　前項の費用は、被災市町村の長の求めがあったときは、応援を実施した県及び市町村が一時繰替え支弁するものとする。

３　前２項の規定によりがたい場合は、被災市町村と応援を実施した県及び市町村の間で協議して定めるものとする。

（県の役割）

第７条　県は、県及び市町村の防災力その他の防災情報を収集し、市町村に提供するなど、応援体制の整備に努めるものとする。

（他の協定との関係）

第８条　この協定は、災害対策基本法及び消防組織法（昭和22年法律第226号）等に基づき締結している、他の相互応援協定を排除するものではない。

（その他）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項については、県及び市町村が協議して別に定めるものとする。

（適　用）

第10条　この協定は、平成10年５月18日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には大分県知事及び各市町村長を記名、押印して、本書59通を作成し、各１通を保有するものとする。

平成10年５月18日

（３）－２　大分県及び市町村相互間の災害時応援協定実施要領

（趣　旨）

第１条　この要領は、大分県及び市町村相互間の災害時応援協定（以下「協定」という。）第９条に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（県及び市町村の連絡体制）

第２条　県及び市町村は、協定第３条から５条までの規定に基づく応援の要請及び実施等を迅速かつ円滑に行うため、総合的な連絡窓口を定めるとともに、内部連絡体制を整備するものとする。

２　市町村は、毎年４月１日現在の総合的な連絡窓口を４月末日までに県に報告するものとする。なお、変更が生じたときは、随時県に報告するものとする。

（応援要請の内容）

第３条　協定第３条第１項に基づく応援要請は、別表１により行うものとする。

（派遣の期間及び形態）

第４条　協定第２条第１号の規定に基づく職員の派遣期間は、同一職員について１か月未満とし、派遣形態は、公務出張扱いとする。

（派遣職員の指揮）

第５条　派遣職員は、被災市町村の長の指揮のもとに行動するものとする。

（負担費用の基準）

第６条　協定第６条第１項の規定に基づき、被災市町村が負担すべき費用の基準は、次の各号に定めるところによる。

(1)　派遣職員の応援に係る旅費及び諸手当（額の算定については、派遣した県及び市町村が定める規程による。）

(2)　食料、飲料水及びその他の生活必需品の購入費及び運搬費

(3)　施設の使用料（被災者が負担すべきものは除く。）

(4)　資機材及び物資の購入費、燃料費、運搬費及び修繕費

(5)　車両、舟艇、ヘリコプターの燃料費、運搬費及び修繕費

(6)　その他応援を実施した市町村が当該応援に要した費用

（派遣職員の公務災害補償等）

第７条　派遣職員が、応援業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は、障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによるものとする。

２　派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災市町村が賠償責任を負うものとする。ただし、応援のための往路復路の途中において生じたものについては、応援を実施した市町村が賠償責任を負うものとする。

（防災力の調査等）

第８条　市町村は、毎年４月１日現在の防災力（調査項目は別表２のとおり）を調査し、４月末日までに県に報告するものとする。

２　県は、この協定に基づき、応援に必要な防災力の調査等を行い、毎年５月末日までに市町村に提供するものとする。

３　市町村は、自己の防災力に大きな変更が生じたときは、随時、県に報告するものとする。

附　則

この要領は、平成 10 年５月 18 日から施行する。

（４）　大分市における大規模な災害時の応援に関する協定

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と大分市長（以下「市長」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第７７条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）

第１条　応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

（１）所管施設の被害状況の把握

（２）情報連絡網の構築

（３）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣

（４）災害応急措置

（５）その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第２条　大分市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と大分市は相互に連絡するものとする。なお、市長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を大分市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、市長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第３条　局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第４条　市長は、大分市内の所管施設に大規模な災害が発生、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局大分河川国道事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙－１の文書にて応援要請を提出するものとする。

２　局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、市長（市長からの指示を受けた大分市の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙－２の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第５条　大分市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要し、かつ応援要請に時間を要する場合は、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙－３の文書により応援内容を市長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

（経費の負担）

第６条　第１条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

（１）災害初動時に第１条（１）、（２）及び（３）の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

（２）第１条（４）及び（５）の応援を行う場合

原則として大分市の負担とするが、第１条（４）の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地方整備局の負担とする。

①　大規模な災害と認められる場合

②　国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合

③　被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）

④　広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

（平常時の連絡）

第７条　九州地方整備局企画部防災課と大分市防災危機管理課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

（その他）

第８条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と市長とが協議して定めるものとする。

２　この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、大分市においては防災危機管理課長とする。

（運用）

第９条　この協定書は、平成２３年７月１９日から適用する。

平成２３年７月１９日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目１０番７号
国土交通省九州地方整備局長
中　嶋　　章　雅

大分県大分市荷揚町２－３１
大　分　市　長
釘　　宮　　磐

（5）石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

（目的）

第１条　この協定は、石油基地自治体協議会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）が、その地域においてコンビナート事故、地震その他住民の安全を脅かす危機事象により被災し、被災団体独自では、十分な応急措置ができない場合に、友愛精神及び大規模かつ広域的な災害に対する互いのノウハウに基づき、相互に応援協力し、被災団体への災害対応を行うことを目的とする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、以下のとおりとする。

⑴災害への対応に必要な物資の提供

⑵災害への対応に必要な人員の派遣

⑶負傷者等の医療機関への受入れ

⑷被災者の一時的な受入れ

⑸前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（応援の単位）

第３条　災害の規模、時間的経過に応じてスムーズな応援を行うため、加盟団体を別表のとおり５つのブロックに分ける。

（応援の要請）

第４条　被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、第９条第１項に定めるブロック幹事団体に応援を要請する。

⑴被災の状況

⑵第２条第１号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路等

⑶第２条第２号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする人員の職種、人数、期間、活動内容、派遣場所及び経路等

⑷第２条第３号に定める応援を要請する場合は、受入れを必要とする人数及び診療科目

⑸第２条第４号に定める受入れを要請する場合は、受入れを必要とする人数

⑹前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

２　前項の要請は、電話、電信等で行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

３　ブロック幹事団体は、第１項に定める応援の要請があったときは、応援団体及び応援項目を決定し、被災団体及び代表幹事団体に通知する。

４　前項の場合において、広域被災等によりブロック内で応援ができないとき及びブロック内の応援を実施したにもかかわらず更に応援が必要なときは、ブロック幹事は第９条第１項に定める代表幹事に応援を要請する。

５　代表幹事は、前項に定める応援の要請があったときは、被災団体が所属するブロックの直近のブロック幹事団体に応援を要請する。この場合、直近のブロックが２つある場合は、代表幹事団体とそれぞれのブロック幹事団体が、協議して応援ブロックを決定する。

６　前項の決定による応援の実施にもかかわらず、更に応援が必要なときは、代表幹事団体は全てのブロック幹事団体に応援を要請する。

７　前２項に規定する応援の実施にあたっては、本条第３項の規定を準用する。

（応援の実施）

第５条　応援を要請された団体は、可能な範囲で応援を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要した経費の負担は、原則として応援を要請した団体の負担とするが、被災の状況により応援を実施した団体と応援を受けた団体が協議して定める。

（情報及び資料等の交換）

第７条　加盟団体は、この協定が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換及び地域防災計画その他関係資料等の交換を行うものとする。また、各ブロックにおいても同様とする。

（連絡担当部局）

第８条　加盟団体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報を交換する。

（代表幹事団体等）

第９条　本協定の円滑な遂行のため加盟団体の中から代表幹事団体及び副幹事団体をそれぞれ１団体ずつ選出する。また、第３条に定めるブロックからブロック幹事団体及びブロック副幹事団体を１団体選出する。

２　前項に定める幹事の任期は、それぞれ１年とする。

（代表幹事団体等の選出）

第10条　代表幹事団体は、第３条に定めるブロックの輪番とし、輪番について

は、別途協議する。また、前条に定めるブロック幹事団体が代表幹事団体に就任する。

2　副幹事団体は、前項に定める輪番において、代表幹事団体の次のブロックのブロック幹事が就任する。

3　ブロック幹事団体及びブロック副幹事団体は、各ブロックの加盟団体の互選とする。

（代表幹事団体等の所掌事務）

第11条　代表幹事団体は、次の事務を所掌する。

⑴第４条第５項及び第６項に定める応援の要請、取りまとめ及び取りまとめ結果の被災団体が属するブロック幹事への通知

⑵被災団体から要請のあった事項に係る調整

⑶ブロック幹事が行う活動の支援

⑷第８条に定める連絡担当部局の取りまとめ

⑸新たに加入する団体及び離脱する団体の受付

2　副幹事団体は、代表幹事団体が上記の所掌事務を処理することが困難なときは、これを代行する。

3　ブロック幹事は、次の事務を所掌する。

⑴　第４条第３項に定める応援の調整並びに被災団体及び代表幹事団体への通知

⑵　第４条第４項に定める応援の要請

⑶　第４条第７項において準用される調整及び代表幹事団体への通知

4　ブロック副幹事団体は、ブロック幹事団体が上記の所掌事務を処理することができないときは、これを代行する。

（通信連絡体制の整備）

第12条　加盟団体は、災害時における通信連絡手段の確保に努めるものとする。

（他の協定等との関係）

第13条　この協定は、各加盟団体が個別に災害時の相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

（協定に関する協議）

第14条　この協定に定めるもののほか、協定の実施に関して必要な事項は、加盟団体が協議して定める。

指定ブロック　　別表（第３条関係）

ブロック	都　道　府　県	市　　町
①	北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県	室蘭市、釧路市、苫小牧市、伊達市、石狩市、北斗市、青森市、八戸市、秋田市、男鹿市、久慈市、酒田市、仙台市、塩竈市、多賀城市
②	茨城県、千葉県、神奈川県	北茨城市、千葉市、市川市、船橋市、市原市、袖ケ浦市、横浜市、横須賀市
③	新潟県、富山県、石川県、愛知県、三重県	新潟市、富山市、金沢市、半田市、碧南市、東海市、知多市、四日市市
④	大阪府、和歌山県、岡山県、香川県、愛媛県	堺市、泉大津市、松原市、高石市、海南市、有田市、倉敷市、玉野市、坂出市、松山市
⑤	広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	大竹市、下関市、宇部市、周南市、防府市、岩国市、山陽小野田市、和木町、北九州市、中間市、唐津市、大分市、八代市、鹿児島市、うるま市

この協定を証するため、協定者が記名押印の上、各自１通を保有する。
この協定は、平成 23 年７月 12 日から効力を生ずる。

平成 23 年７月 12 日

室蘭市長
青山　剛

釧路市長
蝦名大也

秋田市長
穂積　志

男鹿市長
渡部幸男

苫小牧市長
岩倉博文

伊達市長
菊谷秀吉

久慈市長
山内隆文

酒田市長
阿部寿一

石狩市長
田岡克介

北斗市長
高谷寿峰

仙台市長
奥山恵美子

塩竈市長
佐藤　昭

青森市長
鹿内　博

八戸市長
小林　眞

多賀城市長
菊地健次郎

北茨城市長
豊田　稔

千葉市長
熊谷俊人

市川市長
大久保　博

船橋市長
藤代孝七

市原市長
佐久間隆義

東海市長
鈴木淳雄

知多市長
加藤　功

袖ケ浦市長
出口　清

横浜市長
林　文子

四日市市長
田中俊行

堺　市長
竹山修身

横須賀市長
吉田雄人

新潟市長
篠田　昭

泉大津市長
神谷　昇

松原市長
澤井宏文

富山市長
森　雅志

金沢市長
山野之義

高石市長
阪口伸六

海南市長
神出政巳

半田市長
榊原純夫

碧南市長
禰冝田政信

有田市長
望月良男

倉敷市長
伊東香織

玉野市長
黒田　晋

坂出市長
綾　宏

和木町長
古木哲夫

北九州市長
北橋健治

松山市長
野志克仁

大竹市長
入山欣郎

中間市長
松下俊男

唐津市長
坂井俊之

下関市長
中尾友昭

宇部市長
久保田后子

大分市長
釘宮　磐

八代市長
福島和敏

周南市長
木村健一郎

防府市長
松浦正人

鹿児島市長
森　博幸

うるま市長
島袋俊夫

岩国市長
福田良彦

山陽小野田市長
白井博文

（６）大分市と宝塚市との災害相互応援に関する協定

大分市と宝塚市（以下「両市という。」）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災都市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請に応え、被災していない都市が友愛的精神に基づき、応援協力し、被災都市の災害応急対策及び復旧対策等を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は次のとおりとする。

（１）　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（３）　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（４）　応急措置を実施するために必要な職員の派遣

（５）　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第２条　応援を要請しようとする被災都市は、次の事項を明らかにし、第５条に定める連絡担当部局を通じて、文書により応援を要請するものとする。ただし、急を要するときは、口頭により応援を要請し、後日速やかに文書を送付することができるものとする。

（１）　被害の状況

（２）　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

（３）　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職種別人員数及び業務内容

（４）　応援を必要とする場所及び当該場所への経路

（５）　応援を必要とする期間

（６）　前各号に掲げるもののほか、応援の要請に関し必要と認める事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された都市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じるよう努めるものとする。

２　両市は、前条の規定にかかわらず、激甚な災害により、被災都市との連絡がとれない場合において、自らの判断により、応援活動を実施することができる。

（応援経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、原則として応援を要請した都市の負担とする。

２　前項の規定により難いときは、同項の規定にかかわらず、両市が別途協議して定める。

（連絡担当部局）

第５条　両市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料等の交換）

第６条　両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の資料を相互に交換するものとする。

（平常時における相互協力）

第７条　両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時から相互に協力し、防災体制の整備充実を図るものとする。

（他の協定との関係）

第８条　この協定は、両市が災害対策基本法及び消防組織法等に基づき締結した他の協定を排除するものではない。

（協議）

第９条　この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第10条　この協定は、平成２４年１１月５日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、両市署名押印の上、各自１通を保有する。

平成２４年１１月５日

大分市長　　宝塚市長

（７）　災害時における一時的な滞在施設に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と株式会社レンブラントホテル大分（以下「乙」という。）は、大規模災害時における市民等の生命、身体を守るための一時的な滞在施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）
第１条　乙は、その所有する２階３階バンケットルームなどを公共福祉の立場から無償で甲に使用させるものとする。

２　建物の使用範囲についてはその都度甲乙協議をして定めるものとする。

（施設使用目的等）
第２条　甲は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により帰宅が困難となった者のほか、家屋の倒壊、焼失、浸水等の被害を受けた市民が一時的に使用する施設として使用物件を使用するものとする。

２　一時滞在施設の提供期間は、おおむね３日間とし、収容人数については、既に利用している方を優先として1,000人を上限とする。

（協力の要請）
第３条　甲は、使用物件を一時的に滞在する施設として使用する必要があると認めたときには乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした応援要請（様式第１号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、事後に要請書を提出するものとする。
（１）要請の理由
（２）要請内容
（３）指示事項その他必要な事項

（所有権移転等の場合の措置）
第４条　乙は、使用物件の現状を変更し、または所有権その他の財産権を移転しようとする場合には事前に文書をもって甲に通知するものとする。

（現状復旧）
第５条　甲は、乙の施設を使用した後は、現状復旧しなければならない。

２　乙において現状復旧した場合は、その費用は甲が負担する。

（有効期限）
第６条　この協定は、締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

２　甲または乙は、この協定の有効期限満了前に正当な理由によって、この協定を解除しようとするときは３０日前までに解除の申入れをしなければならない。

（疑義の解決）
第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成25年２月７日

甲　大分市荷揚町２番３１号
　　大分市長

乙　大分市田室町９－２０
　　株式会社レンブラントホテル大分
　　代表取締役

（８）　飯田市及び大分市の災害時相互応援に関する協定

飯田市及び大分市（以下「両市と総称する。」）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた場合に、その被害を受けた都市（以下「被災都市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合において、被災都市の要請に応え、相互に応援することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、両市の区域内において災害が発生した場合に、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）その他法令の規定に基づくもののほか、両市が相互に行う応援（以下「応援」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

（１）　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
（２）　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
（３）　救援及び救助活動に必要な車両等の提供
（４）　応急措置を実施するために必要な職員の派遣
（５）　前各号に掲げるもののほか、被災都市から特に要請があった事項

（応援の要請の手続）

第３条　応援を受けようとする被災都市は、次に掲げる事項を可能な限り明らかにし、第６条に定める連絡担当部局を通じて、文書により応援を要請するものとする。ただし、急を要するときは、口頭により応援を要請し、後日速やかに文書を送付することができるものとする。

（１）　災害による被害の状況
（２）　譲与又は貸付けを受けたい物資、機材又は車両の品目、規格及び数量等
（３）　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を受けたい職員の職種別人員数及び業務内容
（４）　応援を必要とする場所及び当該場所への経路
（５）　応援を必要とする期間
（６）　前各号に掲げるもののほか、応援の要請に関し必要と認める事項

（応援の実施）

第４条　前条の規定による要請（以下「要請」という。）を受けた市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じるよう努めるものとする。

２　両市は要請に応じることとした場合は、過剰な負担とならないと認める範囲内において、応援を実施する。

３　前２項の規定にかかわらず、両市は、要請がない場合であっても、激甚な災害により、被災都市との連絡がとれないときその他応援を行う必要があると認めるときは、応援を実施することができる。

４　要請を受けた市が応援を実施できない場合は、速やかに被災都市にその旨を通知しなければならない。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、法令の規定に基づき、要請を行った市が負担するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、前条第３項の規定による応援に要した経費は、応援を実施した市が負担するものとする。

３　前２項に掲げるもののほか、応援に要する経費について必要な事項は、その都度両市が協議して定める。

（連絡担当部局）

第６条　両市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料等の交換）

第７条　両市は、応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の資料を相互に交換するものとする。

（平常時における相互協力）

第８条　両市は、応援が円滑に行われるよう、平常時から相互に連携し、防災体制の整備充実を図るものとする。

（協議）

第９条　この協定に定められた事項の実施に関し、この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、両市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、両市署名押印の上、各自１通を保有する。

平成２６年１月２３日

大分市
大分市長

飯田市
飯田市長

（９）　災害時におけるＬＰガスの供給等に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と大分市ＬＰガス防災協議会（以下「乙」という。）とは、大分市地域防災計画に基づき、次のとおり協定を締結する。

（総　則）
第１条　この協定は、大規模な地震・火災・風水害等重大な災害や事故が発生した場合（以下「災害時」という。）における都市機能回復のための復旧工事のほか応急対応に対する甲と乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時において、指定避難所等へのＬＰガス供給や復旧工事などの応急対応を実施する必要があると認めたときは、乙に出動を要請することができる。

（応急対応の体制）
第３条　乙は、応急対応を円滑に実施するため、会員事業者の担当する区域等をあらかじめ定め、出動体制を整えておかなければならない。ただし、災害の状況などによりやむを得ない事情が発生した場合は、担当する区域等を変更することができるものとする。

２　乙は、前項の規定により担当する区域等を決定し、又は変更したときは、当該決定し、又は変更した区域について直ちに甲に通知するものとする。

（業務の要請等）
第４条　甲は、災害の状況に応じて、乙に対して業務内容及び日時場所を指定して、資機材、労力等（以下「資機材等」という。）の提供を災害時協力要請書（別紙）により要請するほか、応急対応のための必要な助言を求めるものとする。ただし、災害時協力要請書については、緊急を要する場合は電話等で要請した後、提出するものとする。

２　甲に前項の要請をすることが不可能な事態が生じた場合は、乙は、本協定の主旨に基づいて、乙の判断により応急対応等を実施できるものとする。

３　乙は、前項の規定に基づき応急対応等を実施した場合は、応急対応等の終了後、甲に結果を報告するものとする。

（資機材等の提供）
第５条　乙は、甲の要請があったときは、優先して、甲に対し、ＬＰガスの供給や復旧工事などの応急対応を実施するために必要な資機材等を提供するものとする。

（経費負担）
第６条　甲の要請に基づき、乙が実施した応急対応等に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　前項の経費は、平常時における適正な価格等を基準に、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（労災補償）
第７条　甲からの支援要請に応じて業務に従事した者が、そのために死亡、負傷、疾病又は身体障害等を被った場合の労働災害補償については、乙は労働者災害補償保険法の適用を受けられる手続きをするよう会員等へ周知するものとする。

（平常時の連携）
第８条　甲及び乙は、平常時より連携し、情報共有体制の構築を図るものとする。

（協定の有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）
第10条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙双方署名押印のうえ、各自その1通を保管する。

平成２６年５月２３日

甲　大分市
　　大分市長

乙　大分市ＬＰガス防災協議会
　　会長

（10）　特設公衆電話の設置等に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置、利用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害発生時において、甲乙協力の下、特設公衆電話を設置し、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第２条　本協定書に規定する「災害発生時」とは、大規模な自然災害等の発生により広域停電が発生し、若しくは同様の事象の発生により社会の混乱が発生していること又はそれらが発生するおそれのあることをいう。

２　本協定書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上で定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第３条　甲は、本協定に基づき、災害発生時に即座に特設公衆電話の利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管し、及び管理するものとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第４条　甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する通信設備（屋外配線、保安器、屋内配線、モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に特設公衆電話の利用が可能な状態となるよう維持に努めるものとする。

２　乙が設置する通信設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告するものとする。この場合において、当該修復に係る費用は、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第５条　特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定し、設置場所、回線数等の必要な情報は、別紙に定める「避難所特設公衆電話一覧表」により甲乙互いに保管するものとする。

２　前項の情報の保管に当たっては、甲乙互いに情報管理責任者を定め、その氏名等を別に定める様式により相互に通知するものとする。

３　特設公衆電話の設置に係る費用については、前条第１項に規定する特設公衆電話の配備に必要な設備にあっては甲が負担し、同項に規定する通信設備にあっては乙が負担するものとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第６条　甲は、特設公衆電話の設置された場所の移転、廃止等を行う場合又は新たな設置場所を設ける場合は、速やかにその旨を書面をもって乙に報告しなければならない。

（定期試験の実施）

第７条　甲及び乙は、年に１回を目安として、災害発生時に特設公衆電話を速やかに設置できるよう、接続試験等の実施に努めるものとする。

（故障発見時の扱い）

第８条　甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第９条　特設公衆電話の開設については、甲乙協議の上決定するものとし、甲は、特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信の確保に努めるものとする。ただし、特設公衆電話の設置場所において大規模災害が発生し、甲と乙で連絡が取れない場合は、甲の判断により開設することができるものとし、甲は乙に対し速やかに開設した場所の報告を行うものとする。

（特設公衆電話の利用）

第１０条　特設公衆電話を開設した場合において、甲は、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

２　特設公衆電話の利用に関する費用は、乙が負担する。ただし、甲が第１２条の規定に反して目的外利用を行った場合は、この限りでない。

（特設公衆電話の利用の終了）

第１１条　特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うものとする。

（目的外利用の禁止）

第１２条　甲は、第７条に規定する定期試験及び第９条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

２　乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査するものとする。

３　甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した利用料は、甲が負担するものとする。

４　前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

（協議事項）

第１３条　本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上定めるものとする。

本協定を証するため，本書２通を作成し，甲乙署名押印の上，各自がその１通を保有する。

平成２８年１２月２０日

甲　大分市荷揚町２番３１号
大分市長

乙　大分市長浜町３丁目１５番７号
西日本電信電話株式会社
大分支店長

（11）　災害に係る協力体制に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と国立大学法人大分大学（以下「乙」という。）は、災害に係る協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大分市内で災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定するものをいう。

（協力要請等）

第３条　甲及び乙は、第１条に規定する目的を達成するため、相互に協力を要請し、この協定に従い、可能な限り協力に努めるものとする。

２　甲及び乙は、それぞれの職員のうちから連絡責任者を指名し、当該職員を通じて協力の要請を行うものとする。

３　協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要すると認められる場合は、口頭等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力内容）

第４条　前条に規定する協力の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　災害時における救援物資の集積、配送等の拠点として、乙の施設を提供すること。

⑵　災害時における救助要員の活動拠点として、乙の施設を提供すること。

⑶　災害時における乙の学生ボランティアの募集及び活動支援

⑷　防災に関する研究及び情報の提供

⑸　その他災害に関し相互に協力が必要と認められる事項

（施設の提供等）

第５条　前条第１号及び第２号に規定する施設の提供は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　乙の提供する施設は、大分大学旦野原キャンパス（大分市大字旦野原７００番地）内の施設における乙の指定する場所とする。

⑵　乙から提供された施設の使用上の責任は、甲が負うものとする。

⑶　甲は、乙が早期に教育・研究活動を再開できるよう配慮するとともに、施設の利用を終了した場合は、当該施設の原状回復を行い、速やかに引き渡すものとする。

（学生ボランティア）

第６条　甲は、災害による被害が甚大なときは、第４条第３号の規定により、乙に対し学生ボランティアの募集及び活動支援を要請し、乙はこれに協力するものとする。

（防災に関する研究及び情報の提供）

第７条　甲及び乙は、災害時に想定される課題解決を図るため、第４条第４号の規定により、防災に関する研究及び情報の提供に関し、相互に協力するものとする。

２　乙は、学生に対し、甲が実施する防災講話等を活用の上、防災意識の向上に努めるものとする。

（費用）

第８条　第４条第１号及び第２号に規定する施設の提供及び設備の利用に係る費用は、無償とする。

２　第４条の協力に要した費用であって市長が必要と認めるものは、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の１か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定終了の意思表示がないときは、この協定の有効期間を１年延長するものとし、以降この例による。

（協議）

第１０条　この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この書面を２通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自１通を保有する。

平成２９年　３月　８日

甲　　大分市荷揚町２番３１号
　　大分市長　佐藤　樹一郎

乙　　大分市大字旦野原７００番地
　　国立大学法人　大分大学長　北野　正剛

(12)　災害に係る協力体制に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と学校法人文理学園日本文理大学（以下「乙」という。）は、災害に係る協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、大分市内で災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）
第２条　この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定めるものをいう。

（協力要請等）
第３条　甲及び乙は、第１条に掲げる目的を達成するため、相互に協力を要請し、この協定の内容に従って可能な限り協力に努めるものとする。
２　甲及び乙は、それぞれ職員のうちから連絡責任者を定め、当該職員を通じて協力の要請を行うものとする。
３　協力の要請を行う場合は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力内容）
第４条　前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。
⑴　災害時における救助要員の活動拠点としての乙の施設の一部（以下「対象施設」という。）の提供
⑵　災害時における救援物資の配送等の拠点しての対象施設の提供
⑶　災害時における乙の学生ボランティアの募集及び活動支援
⑷　災害時における一時的避難施設としての対象施設の提供
⑸　防災に関する研究及び情報の提供
⑹　その他災害に関し相互に協力が必要と認められる事項

（対象施設の提供等）
第５条　前条第１号及び第２号に規定する協力の内容に関する事項は、次のとおりとする。
⑴　対象施設は、乙内施設の乙の指定する場所とする。
⑵　対象施設の管理及び対象施設の使用に伴う苦情紛争等は、甲の責任において行う。
⑶　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、対象施設の利用を終了した場合は、当該施設の原状回復を行い、速やかに引き渡すものとする。

（学生ボランティア）
第６条　甲は、災害による被害が甚大なときは、第４条第３号の規定により、乙に対し学生ボランティアの募集及び活動支援を要請し、乙はこれに協力するものとする。

（一時的避難施設としての対象施設の提供）
第７条　第４条第４号の規定により、一時的避難施設として利用する対象施設は、乙内施設の乙の指定する場所とする。
２　対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した苦情紛争等は、甲の責任において行う。
３　一時的避難施設として利用する期間は、甲が指定避難所を設置するまでの間を原則とし、当該対象施設の利用を終了したときは原状回復を行い引き渡すものとする。

（防災に関する研究及び情報の提供）
第８条　甲及び乙は、災害時に想定される課題解決を図るため、第４条第５号の規定により、防災に関する研究及び情報の提供に関し協力するものとする。
２　乙は、学生に対し携帯電話での大分市防災メールの登録等、積極的な緊急情報の取得を促し、甲が実施する防災講話等を活用し、防災意識の向上に努めるものとする。

（費用）
第９条　第４条第１号、第２号及び第４号に規定する施設の提供及び設備の利用に係る費用は、無償とする。ただし、当該施設及び設備の利用に係る光熱水費等の諸費用は、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。
２　第４条の協力に要した費用であって市長が必要と認めるものは、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の１ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による協定終了の意思表示がないときには、この協定の有効期間を１年延長するものとし、以降この例による。

（協議）
第１１条　この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この書面を２通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自１通を保有する。

平成２９年　３月　８日

甲　　大分市荷揚町２番３１号
大分市長　佐藤　樹一郎

乙　　大分市一木１７２７
学校法人　文理学園
日本文理大学長　平居 孝之

（13）　災害に係る協力体制に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と独立行政法人国立高等専門学校機構大分工業高等専門学校（以下「乙」という。）は、災害に係る協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大分市内で災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定めるものをいう。

（協力要請等）

第３条　甲及び乙は、第１条に掲げる目的を達成するため、相互に協力を要請し、この協定の内容に従って可能な限り協力に努めるものとする。

２　甲及び乙は、それぞれ職員のうちから連絡責任者を定め、当該職員を通じて協力の要請を行うものとする。

３　協力の要請を行う場合は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力内容）

第４条　前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

⑴　災害時における救援物資の集積、配送等の拠点としての乙の施設の一部（以下「対象施設」という。）の提供

⑵　災害時における救助要員の活動拠点としての対象施設の提供

⑶　災害時における乙の学生ボランティアの募集及び活動支援

⑷　防災に関する研究及び情報の提供

⑸　その他災害に関し相互に協力が必要と認められる事項

（対象施設の提供等）

第５条　前条第１号及び第２号に規定する協力の内容に関する事項は、次のとおりとする。

⑴　対象施設は、乙内施設の乙の指定する場所とする。

⑵　対象施設の管理は、甲の責任において行う。

⑶　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、対象施設の利用を終了した場合は、当該施設の原状回復を行い、速やかに引き渡すものとする。

（学生ボランティア）

第６条　甲は、災害による被害が甚大なときは、第４条第３号の規定により、乙に対し学生ボランティアの募集及び活動支援を要請し、乙はこれに協力するものとする。

（防災に関する研究及び情報の提供）

第７条　甲及び乙は、災害時に想定される課題解決を図るため、第４条第４号の規定により、防災に関する研究及び情報の提供に関し協力するものとする。

２　乙は、学生に対し携帯電話での大分市防災メールの登録等、積極的な緊急情報の取得を促し、甲が実施する防災講話等を活用し、防災意識の向上に努めるものとする。

（費用）

第８条　第４条第１号及び第２号に規定する対象施設の提供及び設備の利用に係る費用は、無償とする。

２　第４条の協力に要した費用であって市長が必要と認めるものは、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の１ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による協定終了の意思表示がないときには、この協定の有効期間を１年延長するものとし、以降この例による。

（協議）

第１０条　この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この書面を２通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自１通を保有する。

平成２９年　３月　８日

甲　　大分市荷揚町２番３１号
大分市長　佐藤　樹一郎

乙　　大分市大字牧１６６６番地
独立行政法人国立高等専門学校機構
大分工業高等専門学校長
古　川　明　徳

（14）　災害時における災害救助犬の出動に関する協定

災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

大分県（以下「甲」という。）、大分県内市町村（別記に掲げる市町村をいう。以下「乙」という。）及び特定非営利活動法人九州救助犬協会（以下「丙」という。）は、大分県内において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害その他県民生活に重大な影響をもたらす事象が発生した場合、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するための災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）
第１条　甲又は乙は、捜索活動のため必要があると認めるときは、丙に対して、災害救助犬の出動を要請する。

（出動）
第２条　丙は、前条による要請を受けたときは、特別な理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数及び出動人員は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲又は乙と丙が協議のうえ決定する。

（捜索活動の実施）
第３条　丙は、出動した災害現場においては、甲又は乙の指定した現場指揮者の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

（費用の負担）
第４条　第２条の規定に基づく出動に要する経費は、要請を行った甲又は乙の負担とする。

（損害補償）
第５条　この協定に基づく出動又は活動に伴って丙の出動人員又は災害救助犬に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、丙の責任において行うものとする。

（訓練の参加）
第６条　丙は、この協定による捜索活動が円滑に行われるよう、甲又は乙が行う訓練への参加に努めるものとする。

（有効期間）
第７条　この協定は、締結日からその効力を適用するものとし、甲、乙又は丙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（実施細目）
第８条　この協定の実施に必要な事項は、甲、乙及び丙が協議のうえ別に定める。

（その他）
第９条　この協定に定めがない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２６年　１月１０日

甲　大分県大分市大手町三丁目１番１号
　　大分県知事　広瀬　勝貞

乙　別記に掲げる市町村
　　受任者
　　大分県大分市大手町三丁目１番１号
　　大分県知事　広瀬　勝貞

丙　熊本県熊本市南高江２丁目１１－７３
　　特定非営利活動法人　九州救助犬協会
　　理事長　村上　寅美

（別記）

大分市	別府市	中津市	日田市	佐伯市	臼杵市	
津久見市	竹田市	豊後高田市	杵築市	宇佐市	豊後大野市	
由布市	国東市	姫島村	日出町	九重町	玖珠町	

（14）－２　災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目

災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、災害時における災害救助犬の出動に関する協定書（以下「協定」という。）第８条の規定に基づき、大分県（以下「甲」という。）、大分県内市町村（別記に掲げる市町村をいう。以下「乙」という。）及び特定非営利活動法人九州救助犬協会（以下「丙」という。）との協定の実施に必要な事項を定める。

（出動要請）

第２条　甲又は乙は、協定第１条の規定により丙に出動要請を行うときは、様式１により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。ただし、文書をもって連絡するいとまがないときは、口頭で連絡し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（１）災害の状況及び出動を要請する理由
（２）出動を要請する期間
（３）出動を希望する区域
（４）現場指揮者の所属、職・氏名及び連絡先
（５）その他捜索活動に必要な事項

（出動）

第３条　丙は、協定第１条の出動要請を受け、出動体制が整ったときは、速やかに様式２により次の各号に掲げる事項を、要請を行った甲又は乙に連絡するものとする。ただし、文書をもって連絡するいとまがないときは、口頭で連絡し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（１）出動責任者の氏名、連絡先
（２）出動人員及び災害救助犬の頭数
（３）出動時間及び現場到着予定時間
（４）その他必要な事項

（捜索活動状況の報告）

第４条　丙は、捜索活動を終了したときは、要請を行った甲又は乙に対して、様式３により、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（１）捜索活動に従事した人員、災害救助犬の頭数及び出動車両等
（２）活動内容及び活動時間
（３）その他必要な事項

（費用の請求及び支払い）

第５条　丙は、業務の終了後、要請を行った甲又は乙に対して当該業務に係る費用の実費を請求するものとする。

２　甲又は乙は、丙から前項の請求があったときは、業務内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（連携活動等）

第６条　甲、乙及び丙は、協定第６条の規定による訓練等を通じて、円滑な救助活動が実施できるように努めるものとする。

２　甲、乙及び丙は、緊急時の連絡等必要な事項を確認し、変更があった場合はその内容を速やかに相手方に通知するものとする。

（協議）

第７条　この実施細目に定めのない事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

この実施細目に定める事項を確認するため、本書を３通作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２６年　１月１０日

甲　大分県大分市大手町三丁目１番１号
大分県知事　広瀬　勝貞

乙　別記に掲げる市町村
受任者
大分県大分市大手町三丁目１番１号
大分県知事　広瀬　勝貞

丙　熊本県熊本市南高江２丁目１１－７３
特定非営利活動法人　九州救助犬協会
理事長　村上　寅美

（別記）

大分市	別府市	中津市	日田市	佐伯市	臼杵市
津久見市	竹田市	豊後高田市	杵築市	宇佐市	豊後大野市
由布市	国東市	姫島村	日出町	九重町	玖珠町

（様式１）

第　　号
平成　　年　　月　　日

団体名
代表者　　殿

（大分県知事・市町村長名）　印

「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に係る出動要請書

災害時における災害救助犬の出動に関する協定第１条により、出動を要請します。

災害の状況及び出動を要請する理由		
出動を要請する期間		
出動を希望する区域		
現場指揮者の所属、職、氏名及び連絡先	所　属	
	職	
	氏　名	
	連絡先	
その他必要な事項		

（様式２）

第　　号
平成　　年　　月　　日

（大分県知事・市町村長名）　殿

住　所
団体名
代表者　　印

「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に係る出動体制

災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目第３条により、出動体制を連絡します。

出動責任者	氏　名	
	連絡先	
出　動　人　員		
災害救助犬の頭数		
出　動　時　間		
現場到着予定時間		
その他必要な事項		

（様式３）

平成　　年　　月　　日

（大分県知事・市町村長名）　殿

住　所
団体名
代表者

「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に係る活動報告書

災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目第４条により、災害救助犬の出動に関わる活動内容を、次のとおり報告します。

活動年月日	出動部隊	活動時間	活動内容
年　月　日	救助犬　　頭 指導手　　人 車輌　　台	時　分 ～　　時間　分 時　分	
年　月　日	救助犬　　頭 指導手　　人 車輌　　台	時　分 ～　　時間　分 時　分	
年　月　日	救助犬　　頭 指導手　　人 車輌　　台	時　分 ～　　時間　分 時　分	
年　月　日	救助犬　　頭 指導手　　人 車輌　　台	時　分 ～　　時間　分 時　分	

※　活動時間欄は、捜索活動開始から捜索活動終了時間とする。

（15）　災害に係る情報発信等に関する協定

大分市（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第１条　本協定は、大分市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民等に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第２条　本協定における取組みの内容は次の各号の中から、甲および乙の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

⑴　乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

⑵　甲が、大分市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

⑶　甲が発令する避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

⑷　甲が、災害発生時の大分市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

⑸　甲が、大分市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

２　甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

３　第１項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第３条　前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第４条　乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第５条　本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第６条　本協定の有効期間は、本協定締結日から１年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条　本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成３１年　１月　１日

甲：大分県大分市荷揚町２番３１号

大分市長　　佐藤　樹一郎

乙：東京都千代田区紀尾井町１番３号

ヤフー株式会社

代表取締役　　川邊　健太郎

(16) 災害発生時における大分市と大分市関係郵便局の協力に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と大分市関係郵便局（以下「乙」という。）は、大分市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）
第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力要請）
第２条　甲及び乙は、大分市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。
(1) 緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除
ウ　被災地あて救助用郵便物等の料金免除
エ　被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項(注)
(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
(注) 被災者に対するお客さま確認シート（配達先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）
第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）
第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。
２　前項の規程により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）
第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）
第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）
第７条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。
甲　大分市防災危機管理課　課長
乙　日本郵便株式会社　大分中央郵便局　総務部長

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、締結日から平成３２年３月３１日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自１通を保有する。

平成３１年３月１８日

甲　住所　大分市荷揚町２番３１号
大分市
代表　大分市長　　佐藤　樹一郎

乙　大分市内郵便局（郵便局一覧のとおり）
代表　日本郵便株式会社　大分中央郵便局長
加冷　直人

（17）　電気自動車を軸とした地域課題解決に関する包括連携協定

大分市（以下「甲」という。）、日産自動車株式会社（以下「乙」という。）並びに大分日産自動車株式会社及び日産プリンス大分販売株式会社（以下両社を併せて「丙」という。）は、甲が目指す「笑顔が輝き夢と魅力あふれる未来創造都市」の実現並びに乙及び丙が目指す持続可能な社会の実現に向けた「ゼロ・エミッション」、「ゼロ・フェイタリティ」の取組において相互に連携し、次のとおり協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、電気自動車の普及を促進することにより、温室効果ガスの削減、災害対策の強化及び交通弱者対策等の地域課題の解決に取り組むことを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

(1) 環境対策に関すること。

(2) 防災・災害対策に関すること。

(3) 安全対策に関すること。

(4) 交通弱者対策に関すること。

(5) その他、地域の活性化及び行政サービス等に関すること。

２　甲、乙及び丙は、前項に掲げる連携事項を効果的に実施するため、具体的な取組の実施に関し、別途覚書を取り交わすものとする。

３　甲、乙及び丙は、連携した取組によって得られた成果を発信する。ただし、プレスリリースその他の対外発表を行う場合においては、あらかじめ相互に合意を得るものとする。

（法的義務等）

第３条　本協定は、甲、乙及び丙が前条第１項に掲げる連携事項を確認することを目的とし、同項に掲げる連携事項の全部又は一部の実施に関して、相互に何らの法的義務を負わせるものではない。

２　甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ本協定の当事者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（協定期間及び更新）

第４条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の１月前までに、甲、乙及び丙のいずれも本協定を終了又は変更する意思表示を行わないときは、本協定の期間を更に１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第５条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各自１通を保有する。

令和元年１０月２５日

甲　大分市荷揚町２番３１号
大分市
大分市長

乙　横浜市西区高島一丁目１番１号
日産自動車株式会社
常務執行役員

丙　大分市大字古国府字上新田１１４３番地
大分日産自動車株式会社
代表取締役社長

大分市大字羽屋２６７番地
日産プリンス大分販売株式会社
代表取締役社長

（18）　電気自動車を軸とした地域課題解決に関する包括連携協定覚書

令和元年１０月２５日
大分市
日産自動車株式会社
大分日産自動車株式会社
日産プリンス大分販売株式会社

大分市（以下「甲」という。）と日産自動車株式会社（以下「乙」という。）並びに大分日産自動車株式会社及び日産プリンス大分販売株式会社（以下両社を併せて「丙」という。）は、令和元年１０月２５日に締結した「電気自動車を軸とした地域課題解決に関する包括連携協定書」（以下「協定書」という。）第２条第２項に基づき、次のとおり覚書を締結する。

第１章　電気自動車の普及促進

（広報活動）
第１条　甲、乙及び丙は、平常時において電気自動車の普及促進及び災害時に活用できる電気自動車からの電力供給について、広報活動に努めるものとする。
２　甲、乙及び丙は、協定書に係るプレスリリースその他外部への公表等は、あらかじめ他の当事者と公表内容等について協議するものとする。

（電気自動車等の情報提供）
第２条　乙及び丙は、電気自動車等の普及促進に資する情報及び災害時に給電業務が遂行可能な電気自動車等に関する情報を、適宜、甲に提供するものとする。

（電気自動車の展示等）
第３条　丙は、甲が主催するイベントにおいて、電気自動車の普及を目的とした電気自動車の展示及び実演による電気自動車からの電力供給を行う場合は、必要に応じて協力を行うものとする。
２　前項の協力内容は、イベントの都度、甲、乙及び丙が別途協議して定める。
３　電気自動車及び電気自動車から外部に給電するための機器は、甲の負担とする。ただし、甲において電気自動車を準備できない場合、又は電気自動車を複数台必要とする場合で、丙の承諾があった場合は、丙の負担にて電気自動車を提供するものとする。
４　第１項の協力に必要なパンフレット等の資料及び説明員は、乙又は丙が準備するものとする。

第２章　災害時における電気自動車の活用

（趣旨）
第４条　この章は、大分市内で災害が発生した場合等に、甲が乙及び丙の協力を得て、甲の指定する避難所において、電気自動車を避難所が停電した際の非常用電源として活用し、避難所の運営を円滑に行うことができるよう、基本的な事項を定めるものとする。

（電気自動車の貸与要請）
第５条　甲は、災害等が発生し、避難所が開設された場合において、乙又は丙に対し、電気自動車の貸与に関する協力依頼書（第１号様式）を提供することにより電気自動車の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力）
第６条　丙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において電気自動車を貸与するように努めるものとする。
２　貸与期間は、原則として１週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害状況及び避難所の閉鎖時期等を勘案の上、甲及び丙の双方が協議して貸与期間を延長することができる。

（電気自動車の貸与実施）
第７条　丙は、丙の指定する日時及び場所で電気自動車を甲に無償で貸与するものとする。
２　丙は、原則として給電業務のために電気自動車を甲に使用させるものとする。

（供給電力）
第８条　丙は、電気自動車の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。
２　貸与時点において電気自動車に充電されている電力は、丙が無償で提供する。
３　貸与中における充電に係る費用については、原則として甲が負担するものとする。

（電気自動車の移動）
第９条　電気自動車による丙の営業所（丙による電気自動車の保管管理場所）等から甲の避難所間までの移動は、甲の責任において行い、原則として甲が行うものとする。

（管理）
第１０条　甲は、丙より貸与された電気自動車を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、管理方法その他の取扱いは、甲と丙の協議により取り決める。

（故障等の対応）
第１１条　甲が電気自動車を貸与されている間に、貸与された電気自動車に故障又は紛失等があった場合は、直ちに丙に通知するものとし、その対応について甲と丙間で協議するものとする。ただし、不可抗力、その他甲の責によらない故障又は紛失等については、甲は責任を負わないものとする。

（返却）
第１２条　甲は、丙より貸与された電気自動車を貸与時の原状に復し（通常損耗を除く。）丙に返却するものとする。
２　返却方法については、甲と丙が双方協議して決めることとする。

（技術的支援）
第１３条　甲は、乙及び丙に対して電気自動車等の操作に係る助言及び支援を求めることができる。

（連絡調整者）
第１４条　本覚書に定める業務に関わる連絡調整は、次に掲げる者とする。
(1) 甲の指定する者
【平常時】
大分市 総務部 防災局 防災危機管理課 課長
【災害時における車両提供等】
大分市 財務部 管財課 車両担当班 グループリーダー
(2) 乙の指定する者
日産自動車株式会社 日本営業本部九州リージョナルオフィス
エリア パフォーマンス マネージャー（大分県担当）
(3) 丙の指定する者
大分日産自動車株式会社 総務部 部長
日産プリンス大分販売株式会社 管理部 次長

第３章　一般条項

（定期協議）
第１５条　協定書及び本覚書に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年１回以上、協議を行うものとする。

（協定期間）
第１６条　本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、本覚書の有効期間が満了する日の１月前までに、甲、乙及び丙のいずれも本覚書を終了又は変更する意思表示を行わないときは、本覚書の期間を更に１年間更新するものとし、以後も同様とする。
２　前項の定めにかかわらず、協定書が満了又は当事者間の解約により終了した場合は、当該終了日をもって、本覚書も失効するものとする。

（協議）
第１７条　本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書４通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和元年１０月２５日

甲　大分市荷揚町２番３１号
大分市
大分市長　　佐藤　樹一郎

乙　横浜市西区高島一丁目１番１号
日産自動車株式会社
常務執行役員　　伊藤　由紀夫

丙　大分市大字古国府字上新田１１４３番地
大分日産自動車株式会社
代表取締役社長　　橋本　仁

大分市大字羽屋２６７番地
日産プリンス大分販売株式会社
代表取締役社長　　岩島　達郎

第１号様式（第５条関係）

年　　月　　日

殿

大分市長

電気自動車の貸与に関する協力依頼書

年　　月　　日　　時頃発生の災害「　　」により、貴社の電気自動車を避難場所に貸与いただき、電力供給に協力してくださるよう依頼します。

１．使用場所　　住　　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

避難場所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．貸与台数　　日産リーフ：　　台

３．連絡先　　担　　当：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（19）　災害時における地域支援のための協力に関する協定

大分市（以下「甲」という。）及び大分ケーブルテレコム株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における地域支援のための協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、大分市の区域内で災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者及び避難者に対する支援等の地域支援に係る体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）
第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。

（協力要請）
第３条　甲及び乙は、第１条の体制の充実のため、相互に協力を要請し、可能な限り協力するものとする。
２　甲及び乙は、それぞれ第８条に規定する連絡責任者を通じて協力の要請を行うものとする。
３　協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力事項）
第４条　協力の内容は、次に掲げるものとする。
⑴　災害時における乙の社員及び関係者による人的支援
⑵　災害時における乙の保有車両の貸出及び救護物資等の運搬
⑶　その他災害に関し相互に協力が必要と認められること。

（安全の確保）
第５条　前条に掲げる事項が実施される場合においては、甲は、乙の社員等の安全の確保に十分配慮するものとする。

（災害補償）
第６条　甲からの協力の要請に基づく業務に従事した乙の社員等が、負傷し、疾病にかかり、傷害を負い、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）及びその他の法令によるものとする。

（費用）
第７条　甲からの協力の要請に基づく乙の活動等に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、当該経費の内容について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（連絡責任者）
第８条　この協定に基づき生じる業務に関する連絡責任者は、次に掲げる者とする。
⑴　甲の指定する者　大分市総務部防災局防災危機管理課課長
⑵　乙の指定する者　大分ケーブルテレコム株式会社管理本部長

（平常時の活動）
第９条　甲及び乙は、この協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時においても、次に掲げる事項について相互に連携を行うものとする。
⑴　甲の行う防災に関する啓発活動
⑵　甲及び乙の行う防災訓練等への参加
⑶　その他相互に協力が必要と認められる事項

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（協定期間及び更新）
第１１条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の１月前までに、甲及び乙のいずれもがこの協定を終了し、又は変更する意思表示を行わないときは、この協定の期間を更に１年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この書面を２通作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年３月２６日

甲　大分市荷揚町２番３１号
　　大分市
　　大分市長

乙　大分市松が丘３丁目１番１２号
　　大分ケーブルテレコム株式会社
　　代表取締役社長

（20）　災害時における給電車両等の貸与に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と大分トヨタ自動車株式会社、大分トヨペット株式会社、トヨタカローラ大分株式会社、ネッツトヨタ大分株式会社、ネッツトヨタ東九州株式会社、株式会社トヨタレンタリース大分（以下「乙」という。）及びトヨタＬ＆Ｆ大分株式会社（以下「丙」という。）並びにトヨタモビリティパーツ株式会社九州北部統括支社（以下「丁という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大分市内において災害が発生した場合に、甲、乙、丙、丁が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力及びフォークリフトでの物資の搬入等並びに可搬型給電機等の貸与について必要な事項を定める。

（貸与可能な車両等の種類）

第２条　甲が乙に対して貸与の要請をすることのできる車両は、次に掲げるものとする。

（１）燃料電池自動車

（２）電気自動車

（３）プラグイン・ハイブリッド自動車

（４）ハイブリッド自動車

２　甲が丙に対して貸与の要請をすることのできる車両は、フォークリフトとする。

３　甲が丁に対して貸与の要請をすることができる機材は、可搬型給電機及び発電機とする。

（協力の要請と協力内容）

第３条　甲は、災害時における応急対策のため、前条第１項各号に掲げる車両及びフォークリフト並びに可搬型給電機等（以下「給電車両等」という。）を必要とする場合は、乙、丙、丁に書面（様式第１号）で貸与の要請をするものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

２　乙、丙、丁は、前項の規定により要請があったときは、可能な範囲で、保有する給電車両等を甲に貸与するよう努めるものとする。この場合において、丙は、併せてオペレーターの派遣に努めるものとする。

３　乙、丙、丁は、災害による停電が発生した場合は、甲より要請がないときであっても、販売店店舗等において、可能な範囲で近隣住民への給電協力に努めるものとする。

４　乙は、災害により飲料水が不足する場合は、販売店店舗等において保存水を備蓄している場合は、可能な範囲で近隣住民へ提供するものとする。

（給電車両等の引渡し）

第４条　給電車両等を貸与する場合は、乙、丙、丁が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。ただし、乙、丙、丁による給電車両等の運搬が不可能な場合は、甲、乙、丙、丁で協議し、引渡しの方法を決定するものとする。

２　乙、丙、丁は、給電車両等を引き渡した場合は、甲に対して速やかに書面（様式第２号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第５条　給電車両等の貸与期間は、原則として災害発生から３日間程度とする。ただし、災害の規模に応じて甲が延長を希望する場合は、甲、乙、丙、丁で協議し貸与期間を延長することができるものとする。

（給電車両等の返却）

第６条　甲は、乙、丙、丁より貸与された給電車両等を貸与時の現状に復し（通常摩耗を除く。）返却するものとする。

２　給電車両等の返却方法については、甲、乙、丙、丁で協議し決定するものとする。

（費用負担）

第７条　この協定の定めるところにより、甲が貸与を受ける給電車両等の使用料は、無償とする。（但し、株式会社トヨタレンタリース大分から甲へ費用負担の申し入れがあった場合はこの限りではない。）

２　貸与時点において給電車両等に充電されている電力及びガソリンは、乙、丙、丁が無償で提供するものとする。

３　貸与中に給油等を行う場合の費用については、甲が負担するものとする。

（補償）

第８条　給電車両等の貸与期間中に生じた損害の補償については、次のとおり取り扱うものとする。

（１）事故により、第三者に与えた物的損害又は人的損害については、その損害の帰責事由がある者が、補償責任を負うものとする。ただし、責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙、丙、丁で協議し、その賠償に当たるものとする。

（２）自動車保険が適用される場合の取扱いは、第９条の規定による。

（車両保険の扱い）

第９条　乙及び丙は、第２条第１項各号に掲げる給電車両の貸与に当たっては乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入し、フォークリフトの貸与に当たっては丙の負担により任意保険に加入し、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙又は丙にその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

２　前項の保険の適用を受ける際にかかる費用については、全て乙又は丙の負担とする。ただし、甲の故意若しくは重過失によって保険の適用を受けるに至った場合又はそれらにより保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

（使用上の留意事項）

第１０条　甲は、貸与を受けた給電車両等を次のとおり使用するものとする。

（１）原則として、大分市内で使用する。

（２）フォークリフトは、公道での使用は不可とする。

（連絡責任者）

第１１条　甲、乙、丙、丁は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面（様式第３号）により報告するものとする。この場合において、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

（故障等の対応）

第１２条　貸与期間中に給電車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が発生した場合には、速やかに甲、乙、丙、丁で対応を協議する。

（訓練等）
第１３条　乙、丙、丁は、この協定に基づく支援が円滑に行われるよう、必要に応じて甲が行う防災訓練等に参加するものとする。
２　前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙、丙、丁の負担とする。
（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙、丙、丁が協議の上、定めるものとする。
（協定期間）
第１５条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和５年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の２月前までに、甲、乙、丙、丁のいずれからも、書面によってこの協定を終了し、又は変更する意思表示が行われないときは、この協定を更に１年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書９通を作成し、甲、乙、丙、丁がそれぞれ押印の上、各自１通を保有するものとする。

附　則

令和３年３月２５日に締結した「災害時における給電車両及びフォークリフトの貸与」に関する協定」は、本協定の成立した時をもって消滅する。

令和４年６月１０日

甲　大分市荷揚町２番３１号
大分市
大分市長　　佐藤　樹一郎

乙　大分市大字宮崎字ロノ坪１４２７番地１
大分トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長　　三宮　邦雄

大分市王子南町８番２１号
大分トヨペット株式会社
代表取締役社長　　片岡　　潔

大分市大字大分４６７８番地２
トヨタカローラ大分株式会社
代表取締役社長　　林　新太郎

大分市三佐１丁目２番２３号
ネッツトヨタ大分株式会社
代表取締役社長　　那賀　圭介

大分市大字宮崎字ロノ坪１４２７番地１
ネッツトヨタ東九州株式会社
代表取締役社長　　渋谷　久志

大分市中春日町１６番１７号
株式会社トヨタレンタリース大分
代表取締役社長　　曽根田　淳

丙　大分市花高松３丁目１０－６
トヨタＬ＆Ｆ大分株式会社
代表取締役社長　　小野　和人

丁　大分市春日浦８３４番地１９３
トヨタモビリティパーツ株式会社　九州北部統括支社
第三営業ブロック長　　神田　一宏

（21）　災害時等における施設の駐車場の一時使用に関する協定書

大分市（以下「甲」という。）と大分市遊技業防犯組合、高城遊技業組合、大分南遊技業防犯組合及び大分東遊技業組合（以下「乙」という。）は、災害時等における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大分市内で災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙の組合員が所有する施設の駐車場を甲が近隣住民等の車両の避難地として一時使用する場合における必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害）

第２条　この協定の対象とする災害とは、次に掲げるものとする。

（１）風水害

（２）土砂災害

（３）前各号に掲げるもののほか甲が乙による支援協力が必要と判断したもの

（支援協力の内容）

第３条　乙は、乙の組合員が所有する施設の特性、災害時の被災状況等を考慮した上で、次に掲げる内容について甲に支援協力を行うものとする。

（１）乙の組合員が所有する施設の駐車場の一部又は全部を、近隣住民等の車両の避難地として提供すること。

（２）前号の支援協力に付随して、乙の組合員が所有する施設のトイレを、営業時間内に限り、避難者に利用させること。

（避難地）

第４条　乙が避難地として指定する乙の組合員が所有する施設の駐車場は、別表のとおりとする。

２　乙は、避難地として指定する乙の組合員が所有する施設の駐車場に変更がある場合は、遅滞なく甲に報告するものとする。

（支援協力の要請）

第５条　甲は、災害時等において、災害応急対策のため必要があると判断したときは、乙に対して支援協力の要請をすることができるものとし、乙は、可能な限り甲に協力するものとする。

２　前項の要請は、支援協力要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により行うことができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

３　乙は、第１項の要請を待たずに必要な支援を行うことができるものとする。

（使用期間）

第６条　甲が第４条第１項の規定により乙が指定する避難地を一時使用する期間は、甲が乙に対して支援協力の要請を行ったときから、災害が収束するまでの間とし、２日間を超える場合は、甲乙協議して決定するものとする。

（施設等の使用方法等）

第７条　甲が第３条の規定により乙の組合員が所有する施設の駐車場及びトイレを使用する場合におけるその使用方法等は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（避難地の使用等に係る留意事項の周知）

第８条　甲は、第４条第１項の規定により乙が指定する避難地の使用等に関し、市民等に対して次に掲げる事項の周知に努める。

（１）当該避難地は、避難をする者の滞在等を目的としたものではないこと。

（２）全ての避難車両の確実な収容が保障されるものではないこと。

（３）当該避難地内で起きる事故及び盗難等について、甲乙は一切の責任を負わないこと。

（４）当該避難地を使用する者が事故等により乙所有施設に損害を与えた場合は、使用者が被害弁償を行うものとすること。

（費用負担）

第９条　この協定の定めるところにより乙の組合員が所有する施設の駐車場及びトイレを使用する場合の使用料は、無償とする。

（連絡調整）

第１０条　甲及び乙は、それぞれ職員のうちから連絡責任者を定め、年度当初に互いに通知するものとする。

（使用中の事故等に対する責任）

第１１条　乙は、近隣住民等が車両を避難させた際に発生した事故及び駐車中の盗難等に対する責任を一切負わないものとする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から１年間この協定は更新され、その後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協定の終了を希望する日の１か月前までに相手方に書面により申し出ることにより、この協定を終了することができる。

この協定の締結を証するため本書　５　通を作成し、甲乙が記名押印の上、各１通を保有する。

令和　３年　５月３１日

甲　大分市荷揚町２番３１号
大分市
大分市長

乙　大分市府内町　２　丁目５－１
大分市遊技業防犯組合
組合長

大分市高松１－２－４
高城遊技業組合
組合長

由布市挾間町鬼崎２１０－１
大分南遊技業防犯組合
組合長

大分市大字宮河内１０４３－１
大分東遊技業組合
組合長

（22）　災害時等における施設の駐車場の一時使用に関する協定書

大分市（以下「甲」という。）と株式会社トキハ（以下「乙」という。）は、災害時等における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　　この協定は、大分市内で災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙所有施設の駐車場を甲が近隣住民等の車両の避難地として一時使用する場合における必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害）

第２条　この協定の対象とする災害とは、次に掲げるものとする。

（１）風水害

（２）土砂災害

（３）前各号に掲げるもののほか甲が乙による支援協力が必要と判断したもの

（支援協力の内容）

第３条　乙は、乙所有施設の特性、災害時の被災状況等を考慮した上で、次に掲げる内容について甲に支援協力を行うものとする。

（１）乙所有施設の駐車場の一部を、近隣住民等の車両の避難地として提供すること。

（２）前号の支援協力に付随して、乙所有施設のトイレを使用者に利用させること。

（避難地）

第４条　乙が避難地として指定する乙所有施設の駐車場は、トキハわさだタウンの立体駐車場とし、付随して利用するトイレは同立体駐車場６階のトイレとする。

２　乙は、避難地として指定する乙所有施設の駐車場に変更がある場合は、遅滞なく甲に報告するものとする。

（支援協力の要請）

第５条 甲は、災害時等において、災害応急対策のため必要があると判断したときは、乙に対して支援協力の要請をすることができるものとし、乙は、可能な限り甲に協力するものとする。

２　前項の要請は、支援協力要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により行うことができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

３　乙は、第１項の要請を待たずに必要な支援を行うことができるものとする。

（使用期間）

第６条　甲が第４条第１項の規定により乙が指定する避難地を一時使用する期間は、甲が乙に対して支援協力の要請を行ったときから、災害が収束するまでの間とし、２日間を超える場合は、甲乙協議して決定するものとする。

（施設等の使用方法等）

第７条　甲が第３条の規定により乙所有施設の駐車場及びトイレを使用する場合におけるその使用方法等は、甲乙が協議の上、別途定めるものとする。

（避難地の使用等に係る留意事項の周知）

第８条　　甲は、第４条第１項の規定により乙が指定する避難地の使用等に関し、市民等に対して次に掲げる事項の周知に努める。

（１）当該避難地は、避難をする者の滞在等を目的としたものではないこと。

（２）全ての避難車両の確実な収容が保障されるものではないこと。

（３）当該避難地内で起きる事故及び盗難等について、甲乙は、一切の責任を負わないこと。

（４）当該避難地を使用する者が事故等により乙所有施設に損害を与えた場合は、使用者が被害弁償を行うものとすること。

（費用負担）

第９条　この協定の定めるところにより乙所有施設の駐車場及びトイレを使用する場合の使用料は、無償とする。

（連絡調整）

第１０条　甲及び乙の担当部署及び連絡先は以下の通りとする。

	部署名	連絡先
甲	大分市役所総務部防災局 防災危機管理課	Tel：０９７－５３７－５６６４ Fax：０９７－５３３－０２５２
乙	トキハわさだタウン 運営部業務課 (休日及び夜間)安全管理室	Tel：０９７－５８６－１１１１ Fax：０９７－５４２－７０００ Tel：０９７－５８６－１７１７

（使用中の事故等に対する責任）

第１１条　乙は、近隣住民等が車両を避難させた際に発生した事故及び駐車中の盗難等に対する責任を一切負わないものとする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から１年間この協定は更新され、その後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協定の終了を希望する日の１か月前までに相手方に書面により申し出ることにより、この協定を終了することができる。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

令　和　　年　　月　　日

甲　　大分市荷揚町２番３１号
大分市
大分市長　　佐藤　樹一郎

乙　　大分市府内町２丁目１番４号
株式会社トキハ
代表取締役社長　　池辺　克城

（23）　災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と株式会社ナガワ（以下「乙」という。）とは、災害時における乙の保有する仮設ハウス等のレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大分市区域内において地震、風水害その他の異常な自然現象又は大規模な火事その他の大規模な事故等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲と乙が相互に協力して市民生活の早期安定を図ることを目的として、機材の提供に関する必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発効）

第２条　この協定に定める協力事項は、原則として甲が災害対策本部等を設置し、乙に対して次条第２項に規定する要請を行ったときをもって発効する。

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時等において機材を必要とするときは、乙に対し、その保有している機材又は調達可能な機材の提供について協力を要請することができる。

２　前項の規定による要請（以下「要請」という。）は、原則として機材提供に関する要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話その他の方法で行うものとし、事後速やかに当該様式を乙に提出するものとする。

（機材の品目）

第４条　甲が乙に要請をする品目は、仮設ハウス、仮設トイレ、発電機、バックホー、水中ポンプ、ストーブ等、乙が機材として保有しており、又は調達できる物とする。ただし、大分県が災害協定に基づき一般社団法人プレハブ建築協会に発注する応急仮設住宅を除く。

２　乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目について、平時から提供可能な体制を保持するとともに、甲に情報提供を行うものとする。

（協力の実施）

第５条　乙は、要請を受けたときは、保有機材の優先提供及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

（連絡担当者の報告）

第６条　要請に係る手続等を円滑に行うため、甲乙は、連絡担当者を定め、相互に連絡担当者届（別記様式）により報告するものとする。

２　甲乙は、連絡担当者に変更があった場合は、その都度文書で報告するものとする。

（機材の運搬及び引渡し）

第７条　乙は、要請を受けたときは、甲の指定する場所に機材を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

２　甲は、乙が要請に基づき機材を運搬する際には、乙の車両が緊急車両又は優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担及び価格の決定）

第８条　乙が提供した機材及びその運搬に係る費用については、甲が負担する。

２　前項の費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

３　甲は、前項の規定により額を決定した第１項の費用について乙から請求があったときは、遅滞なくその支払いを行うものとする。

（善管義務等）

第９条　機材の所有権は、乙に帰属するものとし、甲は、善良な管理者の注意をもって機材を使用し、及び管理するものとする。

２　乙は、甲に提供した機材の破損、毀損、滅失等（以下「破損等」という。）に備え、乙を被保険者とする動産総合保険に加入するものとする。

３　甲が機材の提供を受けている間に発生した破損等に係る機材の修理及び補償並びに損失の補てんに関する費用は、前項の保険で対応する。ただし、当該保険で対応できない場合又は当該保険では費用が不足する場合は、原則として甲がその賄うことのできない費用を負担するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、有効期限の満了日の１月前までに、甲乙のいずれからも文書による意思表示がないときは、当該有効期間の満了日の翌日から起算して１年間延長するものとし、以降もまた同様とする。

（雑則）

第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について生じた疑義は、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和３年（２０２１年）１１月１９日

甲　　大分県大分市荷揚町２番３１号
　　大分市
　　大分市長

乙　　東京都千代田区丸の内１－４－１
　　株式会社ナガワ
　　代表取締役社長

（24）　災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書

大分市（以下「甲」という。）と太陽工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における天幕等資機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に規定する災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）に規定する武力攻撃災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲乙が協力して、天幕等資機材（以下「物資」という。）を防災拠点等へ供給するために必要となる事項を定めるものとする。

（要請）

第２条 甲は、災害時等における物資の確保を図るため必要があると認めるときは、乙に対し、調達可能な物資の供給を要請することができる。

２　前項の規定による要請（以下「要請」という。）は、原則として別記第１号様式により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話その他の方法で行うものとし、事後速やかに当該様式を乙に提出するものとする。

（物資の種類）

第３条　要請を行う物資は、別表「天幕等資機材一覧表」に掲げる品目のうち、乙が災害時等において調達可能なものとする。

（物資の供給）

第４条　乙は、要請を受けたときは、速やかに物資の供給を実施するよう努めるものとする。

２ 物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者（以下「乙等」という。）が行うものとする。ただし、乙等による運搬が困難な場合は、甲乙協議の上、その方法を決定するものとする。

３ 乙は、甲に物資の供給を実施したときは、別記第２号様式によりその実施状況を甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第５条　物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとする。ただし、甲が指定する場所における引渡しが困難な場合は、甲乙協議の上、引渡し場所を決定するものとする。

（費用の負担）

第６条　甲は、第４条の規定により乙が供給した物資の代金及び運搬等に係る経費（以下「費用」という。）を負担するものとする。

２　費用の額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

３ 甲は、前項の規定により額を決定した費用について乙から請求があったときは、遅滞なくその支払いを行うものとする。

（連絡担当者の報告）

第７条　要請に係る手続等を円滑に行うため、甲乙は、連絡担当者を定め、相互に別記第３号様式により報告するものとする。

２　甲乙は、連絡担当者に変更があった場合は、その都度文書で報告するものとする。

（車両の通行）

第８条　甲は、乙等が要請に基づき物資を運搬する際には、乙等の車両が緊急車両又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（平時の活動）

第９条　甲乙は、この協定に基づく物資の供給が災害時等において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、有効期間の満了日の１月前までに、甲乙のいずれからも文書による意思表示がないときは、当該有効期間の満了日の翌日から起算して１年間延長するものとし、以降もまた同様とする。

（雑則）

第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について生じた疑義は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年（２０２１年）１０月　１日

甲　大分県大分市荷揚町２番３１号
大分市
大分市長　佐 藤　樹 一 郎

乙　大阪府大阪市淀川区木川東４丁目８－４
太陽工業株式会社
代表取締役社長　荒 木　秀 文

（25）　災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

大分市（以下「甲」という。）と日立建機日本株式会社九州支社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、大分市域で地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲と乙が相互に連携し、被災者の応急救助等を円滑に実施することを目的として、乙が保有する発電機や投光器、空調機器等のレンタル機材（以下「機材」という。）の提供について必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時等において、乙に対し機材の提供を要請することができる。この場合において、乙は、当該要請に対し乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

２　前項の規定による要請（以下「要請」という。）は、原則として要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請をし、事後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

３　甲と乙は、機材の提供に関し、本協定に定めがない事項について、必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

（機材の引渡し及び運搬）

第３条　機材の引渡し場所は、甲が指定する。

２　引渡し場所までの機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

３　機材の引渡しは、乙が当該機材を要請書の写しを提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡す方法により行う。ただし、やむを得ない事情により要請書の写しを提示できない場合は、あらかじめ甲乙間にて確認した身分証の提示をもってこれに代えることができる。なお、当該甲の職員又は甲の指定する者による当該保有機材の確認及び受領をもって当該引渡しの完了とする。

（費用負担）

第４条　機材の提供に係る賃貸借料及び要請に基づいて乙が行った運搬等の費用（以下、左記の賃借料及び運搬等の費用を総称して「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

２　前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払）

第５条　費用の支払時期については、甲が機材の提供を受けた後、甲乙協議の上決定する。

２　前項の規定による決定に従い、乙は甲に請求書等を送付し、甲は当該請求書を受理した後、速やかに費用を支払うものとする。

（善管義務等）

第６条　機材の所有権は乙に帰属するものとし、甲は、善良な管理者の注意をもって機材を使用し、及び管理するものとする。

２　甲は、乙が甲に提供した機材の破損、毀損、滅失等（以下「破損等」という。）に備え、乙を被保険者とする乙の総合補償制度に加入するものとする。

３　甲が機材の提供を受けている間に発生した破損等に係る機材の修理及び補償並びに損失の補てんに関する費用のうち、前項の総合補償制度の対象となる費用については、総合保証制度による補てんを優先し、対応するものとする。

（連絡責任者等）

第７条　要請に係る手続等を円滑に行うため、甲と乙は、連絡責任者を定め、相互に連絡責任者届（様式第２号）により報告するものとする。

２　甲と乙は、連絡責任者に変更があった場合は、その都度文書で報告するものとする。

３　甲と乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報交換を行うとともに、相互連携を図るための訓練を適時に行うよう努めるものとする。

（履行義務の免除）

第８条　乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて本協定に係る乙の履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

（有効期間）

第９条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和５年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の１箇月前までに甲乙いずれからも本協定解除の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（雑則）

第１０条　本協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和４年　６月　１０日

甲　大分市荷揚町２番３１号
大分市
大分市長　佐藤　樹一郎

乙　福岡県糟屋郡新宮町緑ケ浜二丁目１番１号
日立建機日本株式会社　九州支社
支社長　松村　孝一

（26）災害時における物資輸送等に関する協定書

大分市（以下「甲」という。）と九州福山通運株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資輸送等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時の物資輸送等に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項に関し定めるものとする。

（業務の内容）

第２条　甲が乙に対し、協力を要請する業務は次のとおりとする。

（１）甲が管理する物資輸送拠点施設から甲が指定する避難所等への防災備蓄物資の配送業務

（２）甲が管理する物資輸送拠点施設の運営補助等業務

（３）前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする業務

２　前項第２号に掲げる業務の詳細は、別に定めるものとする。

３　甲は、第１項の規定による要請（以下「要請」という。）をした場合は、乙の輸送業務の継続に配慮するよう次のとおり努めるものとする。

（１）乙が物資輸送に使用する車両に対する緊急通行車両確認標章等の速やかな発行

（２）乙の車両への燃料の優先供給

（３）り災状況に係る情報の提供

（４）前各号に掲げるもののほか、乙が必要とする事項

（要請の手続等）

第３条　要請は、要請書（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請を行うものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

２　乙は、要請を受けたときは、速やかに甲に協力するよう努めるものとする。ただし、乙が被災し協力が困難となった場合は、この限りでない。

（物資輸送の継続）

第４条　乙は、甲への協力に使用する車両が故障したことその他の理由により物資輸送を中断したときは、速やかに代替の車両を手配し、物資輸送を継続するよう努めるものとする。ただし、代替の車両の手配ができない場合は、甲に速やかに報告の上、指示を受けるものとする。

（報告）

第５条　乙は、要請業務終了後、速やかに報告書（様式第２号）を甲に提出するものとする。

（費用等の負担）

第６条　乙が要請に要した費用については、甲の負担とする。

２　要請により生じた損害の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

３　前２項の費用等の支払方法等については、甲乙協議の上、決定するものとする。なお、第１項の費用については、原則として貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）に基づき乙が国土交通大臣に届け出た運賃によるものとする。

（連絡体制）

第７条　甲及び乙は、要請に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者名簿（様式第３号）を作成し、相互に交換するものとする。

２　甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（平常時の活動）

第８条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に行うため、平素から情報交換、甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（協定期間）

第９条　この協定の有効期間は、令和６年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の３か月前までに文書をもって相手方に対して協定終了の申し出をしない限り、１年間同内容で効力を継続するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　５年　２月　２７日

甲　大分市荷揚町２番３１号

大分市

大分市長　　佐藤　樹一郎

乙　福岡県福岡市博多区榎田１丁目５番８号

九州福山通運株式会社

代表取締役社長　　八田　弘明

（27）　大分市とイオン株式会社との地域貢献協定

大分市（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）とは、地域貢献に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図ることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動（以下「連携事項」という。）を推進し、地域貢献することを目的とする。

（連帯事項）

第２条 甲及び乙は、次に掲げる連携事項に取り組むものとする。

（1）　IC カード等の活用に関すること
（2）　地産地消・農商工連携の推進、市産品オリジナル商品の開発と販売に関すること
（3）　観光振興に関すること
（4）　地域防災に関すること
（5）　地域の安全・安心に関すること
（6）　健康推進・食育に関すること
（7）　高齢者・障がい者の支援に関すること
（8）　子ども・青少年の育成に関すること
（9）　環境保全及び緑化推進に関すること
（10）　市政情報 PR・発信に関すること
（11）　その他の地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること

２　甲及び乙は、前項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

３　乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。その場合、原則として、当該関係会社を当事者に加える契約により、各当事者の責任範囲を定めるものとする。

（協定内容の変更）

第３条　甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第４条　本協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する１ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から１年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第５条　本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２４年１０月５日

甲：大分県大分市荷揚町２番３１号
　　大分市長　　釘宮　磐

乙：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
　　イオン株式会社
　　代表執行役社長　　岡田　元也

（28）　大分市とKDDI株式会社との地域活性化を目的とした連携に関する協定

大分市（以下「甲」という。）とＫＤＤＩ株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地域の一層の活性化を図るため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、甲及び乙が相互連携と協働による活動を推進し、双方の資源（乙のＩｏＴ及びＬＴＥ、５Ｇ等のＩＣＴ技術を含む）を有効に活用することにより、甲の地域活性化を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第２条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次の各号に定める事項について、相互に連携して取り組むことが可能な案件の検討及び推進に努めるものとする。

（１）　ＩＣＴ技術を活用した災害対策に関する事項

（２）　ＩＣＴ技術を活用した1次産業の活性化・効率化に関する事項

（３）　その他甲及び乙が認める地域の活性化及び市民サービスの向上に関する事項

２ 甲及び乙は、第１条に定める目的の達成に向けた前項各号に定める事項にかかる相互の連携の検討にあたり、法令の範囲内において、甲においては地元企業及びその他関係者の、乙においてはグループ会社及び事業提携先の、それぞれが有する情報資産及び人的資源の活用に努めるものとする。なお甲及び乙は、本協定が、甲及び乙に対し情報資産及び人的資源の提供を何ら義務付けるものではないことを予め相互に確認する。

３ 本協定の履行について甲及び乙が要した諸費用は、各当事者の自己負担とする。

（個別の協議）

第３条 甲及び乙は、本協定に基づき、前条各号の事項について、連携及び協力して実施することに合意したときは、当該事項の具体的な取り組み内容および実施方法（費用負担等を含む。）に関して協議し、書面による合意（以下「正式契約」という。）の上、別途取り決めるものとする。なお、甲及び乙は正式契約の締結について何らの義務を負うものではないことを予め了承し確認する。

（有効期限）

第４条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間が満了する日の１箇月前までに、甲及び乙より別段の書面による通知が無い場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（秘密保持義務）

第５条 甲及び乙（本条において以下「受領者」という。）は、本協定に基づく連携及び協力を実施するに当たり、相手方（本条において以下「開示者」という。）から提供を受け又は知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）について、本協定の期間中はもとより本協定の終了後も秘密を厳守し、本協定の履行以外の目的に利用し、又は如何なる第三者に対してもこれを開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合又は法令により開示を義務付けられた場合は、この限りでない。

２ 本条にいう「秘密情報」には、以下の各号に該当する情報は含まれないものとする。

（１）開示の時点で公知のもの、又は開示の後に、受領者の責に帰せざる事由により公知となったもの。

（２）開示の時点で、受領者が既に保有していたもの。

（３）開示者から開示された秘密情報によらず受領者が独自に開発したもの。

（４）受領者が正当な権限を有する第三者から適法に入手したもの。

３ 甲及び乙は、その役職員（いずれも退職者を含む。以下同じ。）に対し、第１項の秘密保持義務を負わせるものとし、その役職員がこれに違反したときは、自己が違反したものとみなす。

４ 本条の規定は、本協定終了後５年間、有効に存続するものとする。

（協定の見直し）

第６条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上書面による合意にてこれを定めるものとする。

（その他）

第７条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等を生じた場合は、甲乙協議して、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その１通を保有するものとする。

平成３０年１２月２０日

甲：大分県大分市荷場町２番３１号
大分市長　佐藤　樹一郎

乙：福岡県福岡市博多区博多駅前１－２－５
紙与博多ビル６階
ＫＤＤＩ株式会社
理事　九州総支社長　三井　智

(29)　大分市と大塚製薬株式会社との包括連携協定

大分市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（福岡支店扱い：以下「乙」という。）は、相互に連携・協働し、一層の地域活性化を図るため次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、相互に協力し、次条に定める活動を推進することにより、一層の地域活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第２条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

⑴ 市民の健康づくり・維持増進に関する事項
⑵ 市民の熱中症対策やその啓発に関する事項
⑶ 防災及び災害時における支援に関する事項
⑷ スポーツの振興に関する事項
⑸ その他前条の目的達成に必要と認める事項

（具体的な取組等）

第３条 前条各号に定める分野における具体的な取組の内容については、甲乙協議の上別途書面に定めるものとする。

２　甲は乙に、前項の具体的な取組に関する計画及び実績について報告を求めることができることとし、乙はこれに従うよう努めるものとする。

（守秘義務）

第４条 甲及び乙は、本協定に基づく取組により知り得た秘密を相手方の承諾を得ずに漏らしてはならない。

２　前項の義務は、理由のいかんを問わず本協定が終了した後も継続するものとする。

（有効期間）

第５条 本協定の有効期間は、締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する１か月前までに、甲及び乙のいずれからも特段の申出がない場合は、さらに１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第６条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、書面により本協定の内容の変更又は解除を行うことができるものとする。

（疑議の決定）

第７条 本協定に定めていない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の内容を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれが署名の上、各自１通を保有するものとする。

令和４年２月１８日

甲　大分県大分市荷揚町２番３１号
大分市
大分市長
佐藤樹一郎

乙　福岡市博多区奈良屋町１３番地１３号
大塚製薬株式会社
福岡支店
支店長
望月泰人

（30）　災害時における緊急放送の要請に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と大分ケーブルテレコム株式会社、大分ケーブルネットワーク株式会社及び佐賀関テレビ株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における緊急放送（以下「災害緊急放送」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害時に市民に対し、災害に関する情報（以下「災害情報」という。）の適切な提供を行うことにより、被害の軽減を図るとともに市民生活の安全を確保するために、甲が乙に災害緊急放送を要請することに関し必要な事項を定めるものとする。

（放送基準）
第２条　災害緊急放送は、次の各号のいずれかに該当するときに実施するものとする。
（１）甲において災害警戒本部、災害対策本部が設置され、市民に対し緊急に災害情報を伝達する必要があるとき。
（２）大規模な火災、事故その他重大な災害の発生により、市民に対し緊急に災害情報を伝達しなければ市内の被害が増大し、市民が混乱に陥るおそれがあるとき。

（放送）
第３条　乙は、前条各号に規定する場合において、甲からの要請により災害緊急放送を実施するものとする。
２　災害緊急放送は乙の所有する放送設備を使用し、乙の自主放送チャンネルにおいて放送するものとする。
３　災害緊急放送の際に放送する災害情報に関連する映像は、乙が判断し放送するものとする。

（運用）
第４条　災害緊急放送の運用は、次の各号に定める手順により実施する。
（１）　甲はファクシミリ、電話又は電子メールにより、乙に災害緊急放送の要請である旨を明示して災害情報の概要を伝達する。
（２）　乙は、災害緊急放送の要請を受けたときは、乙の自主チャンネルにおいて他の番組に優先してこれを放送し、それ以降においても状況に応じて適時繰り返し放送を行う。

（費用負担）
第５条　災害緊急放送に係る費用は乙の負担とする。

（補則）
第６条　この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（効力発生日）
第７条　この協定は、平成１８年２月１日から効力を生じるものとする。
この協定の成立を証するため、本書４通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成１８年２月１日

（甲）
大分市荷揚町２番31号
大分市 市長　釘宮　磐

（乙）
大分市大字上宗方1630番地の１３
大分ケーブルテレコム株式会社　代表取締役　佐藤　英生
大分市大字小池原1107番地の１
大分ケーブルネットワーク株式会社 代表取締役　青柳　栄治
大分市大字関２２６８－１－１
佐賀関テレビ株式会社 代表取締役　岡本　代一

（31）　災害時における緊急放送の要請に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と株式会社エフエム大分（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における緊急放送（以下「災害緊急放送」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時に市民に対し、災害に関する情報（以下「災害情報」という。）の適切な提供を行うことにより、被害の軽減を図るとともに市民生活の安全を確保するために、甲が乙に災害緊急放送を要請することに関し必要な事項を定めるものとする。

（放送基準）

第２条　災害緊急放送は、次の各号のいずれかに該当するときに実施するものとする。

（１）甲において災害警戒本部、災害対策本部が設置され、市民に対し緊急に情報を伝達する必要があるとき。

（２）大規模な火災、事故その他重大な災害の発生により、市民に対し緊急に災害情報を伝達しなければ市内の被害が増大し、市民が混乱に陥るおそれがあるとき。

（放送）

第３条　乙は、前条各号に規定する場合において、甲からの要請により災害緊急放送を実施するものとする。

２　災害緊急放送は乙の所有する放送設備を使用し放送するものとする。

（運用）

第４条　災害緊急放送の運用は、次の各号に定める手順により実施する。

（１）　甲はファクシミリ、電話又は電子メールにより、乙に災害緊急放送の要請である旨を明示して災害情報の概要を伝達する。

（２）　乙は、災害緊急放送の要請を受けたときは、速やかにこれを放送し、それ以降においても状況に応じて適時繰り返し放送を行う。

（費用負担）

第５条　災害緊急放送に係る費用は乙の負担とする。

（補則）

第６条　この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（効力発生日）

第７条　この協定は、平成１８年３月２７日から効力を生じるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成１８年３月２７日

甲　大分市荷揚町２番31号
　　大　分　市
　　大 分 市 長　　釘宮　磐

乙　大分市東春日町１７－１９
　　株式会社エフエム大分
　　代表取締役社長　松井　保夫

（32）　災害時における大分市鶴崎行政センターの使用に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と門司税関大分税関支署（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における代替事務所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、乙が入居する大分港湾合同庁舎が災害等により使用不能となった場合、甲の管理する庁舎（以下「施設」という。）の一部を、代替事務所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（利用できる施設の名称）
第２条　乙は、甲の管理する次の施設の一部を利用できるものとする。
施設名　　大分市鶴崎市民行政センター
所在地　　大分市東鶴崎１丁目２番３号

（代替事務所の開設）
第３条　乙は、災害時において代替事務所を開設する必要が生じた場合、甲の指定した場所に開設することができる。

（開設の通知）
第４条 乙は、前条の規定に基づき代替事務所を開設する場合、甲へ事前に口頭で通知し、開設後速やかに代替事務所開設届を提出するものとする。

（代替事務所の管理）
第５条　代替事務所の管理運営は、乙の責任において行うものとする。
２ 乙は、代替事務所の管理運営について甲に協力を求めることができるものとする。

（費用負担）
第６条　乙は、代替事務所開設後の管理運営に係る費用については、別途甲と協議するものとする。

（開設期間）
第７条　代替事務所の開設期間は、災害発生の日から３０日以内とする。ただし、状況により期間を延長する場合は、甲乙協議のうえ、期間延長を行うことができる。

（代替事務所解消の努力）
第８条　乙は、早期に通常業務を再開できるよう配慮するとともに、代替事務所の早期解消に努めるものとする。

（代替事務所の閉鎖）
第９条　乙は、代替事務所を閉鎖するときは、甲に代替事務所使用閉鎖届を提出するとともに、その施設を原状に復さなければならない。

（施設利用料）
第 10 条　乙が使用する施設利用料金は無償とする。

（協議）
第 11 条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（適用期間）
第 12 条　この協定は、平成３０年８月２８日から適用するが、特段の変更を要する事案が発生した場合又は甲乙いずれかによる解除の申し出がなされるまでは継続するものとし、その終期は設けないものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成３０年８月２８日

甲　大分県大分市荷揚町２番３１
号大分市
大分市長　　㊞

乙　大分県大分市大字海原字地浜９１６番５号
門司税関大分税関支署
大分税関支署長　　㊞

(33)　災害時における大分市鶴崎市民行政センターの使用に関する覚書

大分市（以下「甲」という。）と門司税関大分税関支署（以下「乙」という。）とは、平成３０年８月２８日に甲と乙との間で締結した災害時における大分市鶴崎市民行政センターの使用に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づく代替事務所の使用について、次のとおり覚書を交換する。

（代替事務所の仕様等）
第１条　代替事務所の仕様等は概ね次のとおりとする。
（１）面　積　　３０㎡程度
（２）什　器　　机３台・いす３脚程度
（３）その他　　水道・電気の利用が可能であること。
（開設届）
第２条　乙は、代替事務所の開設に際し、事前に甲へ口頭で通知するとともに、開設後速やかに代替事務所開設届（別紙様式１）を提出する。なお、甲の窓口は鶴崎支所とする。
（使用条件）
第３条　乙は、代替事務所の開設に際し、税関業務の執行に必要な資料・設備等を搬入、設置できるものとする。なお、開設後の代替事務所の使用時間や甲が管理するその他の施設の使用については、都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。
（延長届）
第４条　乙は、代替事務所の開設期間延長に際し、事前に甲と協議を行い了解を得るとともに、代替事務所開設期間延長届（別紙様式２）を提出する。
（閉鎖届）
第５条　乙は、代替事務所の閉鎖に際し、甲に代替事務所閉鎖届（別紙様式３）を提出する。なお、乙は、施設を現状に復するとともに、代替事務所開設後の管理運営に係る費用（水道・電気料金等）の精算について予め甲と協議し了解を得るものとする。施設利用料金は協定書第10条に基づき無償とする。

以上のとおり覚書を交換したことを証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和元年６月１２日

甲　大分県大分市荷揚町２番３１号
大　分　市
大　分　市　長　　佐　藤　　樹　一　郎

乙　大分県大分市大字海原字地浜９１６番５号
門司税関大分税関支署
大分税関支署長　　重　光　　郁

別紙様式１

代替事務所開設届

年　　月　　日

大　分　市　長　　様

届出者　大分市大字海原字地浜９１６番５号
門司税関大分税関支署長
㊞

災害時における大分市鶴崎市民行政センターの使用に関する協定書（平成３０年８月２８日付）第４条に基づき、以下の通り代替事務所を開設したいので届出いたします。

使用希望期間	使用責任者氏名	連絡先電話番号等	備考

別紙様式２

代替事務所開設期間延長届

年　月　日

大分市長　様

届出者　大分市大字海原字地浜９１６番５号
門司税関大分税関支署長
㊞

災害時における大分市鶴崎市民行政センターの使用に関する協定書（平成３０年８月２８日付）第７条に基づき、以下の通り代替事務所の開設期間を延長したいので届出いたします。

使用希望期間	使用責任者氏名	連絡先電話番号等	備考

別紙様式３

代替事務所閉鎖届

年　月　日

大分市長　様

届出者　大分市大字海原字地浜９１６番５号
門司税関大分税関支署長
㊞

災害時における大分市鶴崎市民行政センターの使用に関する協定書（平成３０年８月２８日付）第９条に基づき、代替事務所を閉鎖しますので以下の通り届出いたします。

閉鎖予定日	使用責任者氏名	連絡先電話番号等	備考

（34）　災害時における救援物資提供に関する協定

大分市長　佐藤　樹一郎（以下「甲」という。）とコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社　ベンディング大分支店 支店長　高尾　知樹（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　甲の管内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はその発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から乙に対して物資の提供について要請があったときは、乙は甲に対して次項以下の内容により協力するものとする。

２　乙は、前項の物資提供の要請があったときは、次の各号に定めるとおり対応するものとする。

（１）　乙が、甲の管内に設置した乙の災害対応型自動販売機（鍵式開放機能取付型。以下「自販機」という。）の機内在庫の商品のみを甲に無償で提供する。ただし、自販機からの機内在庫の商品の取り出しは、甲が乙から事前に預託された自販機の無料開放切替用の鍵（以下「切替専用鍵」という。）を使用して行うものとする。

（２）　前号に定めるもののほか、甲乙協議により決定した乙の商品（以下「乙商品」という。）を甲に優先的に安定供給を行う。ただし、この場合の乙商品は、有償にて提供する。

３　乙は、第１項の物資提供の要請があったときは、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等によりその供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講じるものとする。

４　乙の甲に対する第２項第２号の乙商品の引き渡し場所は、甲乙協議し決定するものとし、甲はその引き渡し場所において、乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ、乙から乙商品の引き渡しを受けるものとする。また、このときの乙商品の価格及び代金の支払方法については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（要請の手続き）

第３条　甲は、この協定に基づく乙に対する前条の物資提供の要請については、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（切替専用鍵の取り扱い）

第４条　甲は、切替専用鍵を善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとする。

２　甲は、切替専用鍵を複製してはならない。

３　甲は、切替専用鍵を紛失した場合は、直ちに乙にその旨を通知し、乙は、当該切替専用鍵及びシリンダーの交換を行うものとする。ただし、当該交換に要する費用は甲の負担とする。

（期間）

第５条　この協定の有効期間は、協定締結の日から３年間とする。

（協議）

第６条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和　4年　7月　22日

甲　大分市荷揚町２番３１号
　　大分市長　　佐藤　樹一郎　　㊞

乙　住所又は所在地　〒870-0319大分県大分市大分流通業務団地1-4-1
　　商　号又は名　称　コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社
　　代 表 者 氏 名　ベンディング大分支店
　　支店長　高　尾　知　樹　　㊞

（35）災害時に要配慮者の避難施設として民間社会福祉施設等に受入れることに関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模災害時（大規模な地震、風水害等の災害及び、台風の接近等をいう。以下同じ）において大分市災害対策本部から避難勧告、避難指示もしくは避難準備情報が発せられた地域の災害時要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、大分市（以下「甲」という。）が、○○○（以下「乙」という。）に対し、避難施設として乙の所有する社会福祉施設等への受入の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「要配慮者」とは、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者のうち、施設入所・入院に至らない程度の在宅の高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児及びこれらに準じる者をいう。

（施設の使用の要請及び受諾）

第３条　甲は、大規模災害時において、避難施設として社会福祉施設等を確保する必要があるときは、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

２　乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第４条　避難する施設は、次に掲げる施設とする。

（資料編　６４（２）を参照）

（手続等）

第５条　甲は、第３条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（１）要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）身元引受人の氏名、連絡先等

（３）使用する期間

（要配慮者の移送）

第６条　要配慮者の移送は、原則として要配慮者の家族等が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第７条　甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食糧等の必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第８条　乙は、要配慮者が受入れ期間に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

（受入れ可能人員等）

第９条　甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員等について協議するものとする。

（有効期限）

第１０条　この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（疑義の解決）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、各１通保有する。

年　　月　　日

甲　　大分市荷揚町２番３１号
大分市
市長名　　印

乙　　所在地
法人名
代表者名　　印

(36)　災害時に要配慮者等の避難施設として受入れることに関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模災害時（大規模な地震、風水害等の災害及び、台風の接近等をいう。以下同じ）において、大分市災害対策本部から避難勧告、避難指示もしくは避難準備情報が発せられた地域の災害時要配慮者が避難を余儀なくされた場合、及び帰宅困難者が生じた場合に、大分市（以下「甲」という。）が、株式会社大分センチュリーホテル（以下「乙」という。）に対し、避難施設として乙の所有する大分センチュリーホテルへの受入の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「要配慮者」とは、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者のうち、施設入所・入院に至らない程度の在宅の高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児及びこれらに準じる者をいう。また「帰宅困難者」とは、勤務先や外出先において災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者をいう。

（施設の使用の要請及び受諾等）

第３条　甲は、大規模災害時において、避難施設として宿泊施設等を確保する必要があるときは、乙に対し宿泊施設等の提供を要請するものとし、乙は、可能な限り宿泊施設等の提供について協力するものとする。

２　甲は前項の規定により、要配慮者に対する宿泊施設等の提供について乙に協力を要請する場合は、家族又は介護支援者の動向を求め、次に掲げる事項を明らかにし、乙に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（１）要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）同行する家族、介護支援者の住所、氏名、連絡先等

（３）使用期間

３　原則として、乙が提供する施設は、次のとおりとする。

宿泊施設等の利用者	提供する施設
要配慮者	居室（宿泊室、風呂、トイレ）
帰宅困難者	ロビー、宴会場、トイレ

４　受入れ人数が限度に達した場合は、乙は甲に連絡するものとする。

（施設提供の期間）

第４条　要配慮者の受入期間については乙が受入可能となった日から概ね７日間とし、帰宅困難者の受入期間については乙が受入可能となった日から概ね３日間とする。

（費用等）

第５条　この協定に基づく宿泊施設等の提供に係る費用は乙の負担とし、前条の施設提供の期間を超えた場合及びその他の費用の負担については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（物資の調達）

第６条　甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食糧等の必要な物資の調達に努めるものとする。

（補償の請求）

第７条　乙は、この協定に基づき提供した宿泊施設等の設備等に損害が生じたときは、損害を生じさせた者に対し補償の請求を行うものとする。

（個人情報の取扱い）

第８条　甲及び乙は、この協定の履行を通じて知り得る全ての個人情報に関し適切な管理を行うものとする。

（協定の期間）

第９条　この協定の有効期間は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（その他）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２８年１２月１６日

甲　大分市荷揚町２番３１号
大分市
大分市長　佐藤　樹一郎

乙　大分市府内町１丁目４番２８号
株式会社　大分センチュリーホテル
代表取締役　薬真寺　克尚

（37）大分市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書

大分市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　大分市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、大分市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、大規模な地震・火災・風水害等重大な災害（以下「集団災害」という。）の発生時における効果的なボランティア活動を推進するため、大分市地域防災計画に基づき設置するセンターの運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置等）
第２条　甲は、集団災害が発生し、ボランティア活動による救援活動を実施する必要があると判断したときは、甲乙協議のうえ、センターの設置を決定し、乙に対し、センターの設置を要請するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、乙は、甲に対し、センターの設置を提案し、甲乙協議のうえ、センターの設置を決定できるものとする。

３　センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（センターの設置場所）
第３条　センターの設置場所は、災害の状況を考慮し、甲が確保するものとする。

（センターの運営）
第４条　センターの運営は、乙が主体となり、外部からのボランティア、ボランティアコーディネーター、その他地域の各種団体等の協力のもとに行うものとする。

２　乙は、センターの円滑な運営が困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（連携及び協力）
第５条　甲及び乙は、センターの設置及び運営に関して相互に連携し、協力するものとする。

（センターの業務）
第６条　センターは次に掲げる業務を行うものとする。
（１）災害ボランティアの受入れ及び派遣等の調整に関すること。
（２）災害ボランティア活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
（３）大分市災害対策本部との連絡調整に関すること。
（４）その他災害ボランティア活動の支援に関すること。

（資機材等の確保）
第７条　甲及び乙は、相互に協力して、災害ボランティア活動に必要な資機材等を確保するものとする。

（費用負担）
第８条　センターの設置・運営に必要な費用については、原則として、甲が負担する。
２　乙は、前項の規定にかかわらず、大分県共同募金会及び中央共同募金会の災害支援制度等を活用し、センターの設置・運営に必要な費用の調達に努めるものとする。

（補償）
第９条　乙は、災害時のボランティア活動中の事故に備え、ボランティア活動開始時に、活動参加者をボランティア活動保険に加入させるものとする。

２　前項のボランティア活動保険の加入に係る費用については、甲が負担するものとする。

（報告）
第10条　甲は、乙に対し、センターの運営状況について報告を求めることができる。

（協定の有効期間）
第11条　この協定の有効期間は、協定締結の日から　１　年間とする。ただし、この協定の有効期間終了の　１　ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から　１　年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）
第12条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙双方署名押印のうえ、各自その１通を保管する。

令和３年６月３０日

甲　大分市長
佐藤　樹一郎

乙　社会福祉法人　大分市社会福祉協議会
会長
江藤　郁

（38）　集団災害時における医薬品等の調達に関する協定

（目　的）

第1条　大分市（以下「甲」という。）と大分県医薬品卸業協会（以下「乙」という。）とは、大分市地域防災計画に基づき、集団災害時における医薬品の調達の必要が生じた場合における必要事項を定め、もって災害救急医療活動の円滑化を図ることを目的とする。

（供給の要請）

第2条　大分市に集団災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が医薬品を必要とするときは、甲は、乙に対し、医薬品の供給について要請するものとする。

2　乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに甲の指定する場所に医薬品を供給するものとする。

（医薬品の経費）

第3条　乙が供給した医薬品に要した経費については、甲が負担するものとする。

（医薬品の価格の決定）

第4条　供給に要した甲が負担すべき医薬品の価格は、甲、乙両者協議のうえ適正価格をもって決定するものとする。

（報　告）

第5条　この協定の万全な実行を図るため、甲は、乙に対してその在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（雑　則）

第6条　この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（適用期日）

第7条　この協定は、平成10年7月9日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成10年7月9日

大分市荷揚町2番31号
甲　大分市
大分市長　**木下敬之助**

大分市大道町3丁目23番地
乙　大分県医薬品卸業協会
会長　**吉村恭彰**

（39）　集団災害時における医療機器等の調達に関する協定

（目　的）

第１条　大分市（以下「甲」という。）と大分県医療機器協会（以下「乙」という。）とは、大分市地域防災計画に基づき、集団災害時における医療機器、衛生材料等（以下「医療機器等」という。）の調達の必要が生じた場合における必要事項を定め、もって災害救急医療活動の円滑化を図ることを目的とする。

（供給の要請）

第２条　大分市内に集団災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が医療機器等を必要とするときは、甲は、乙に対し、医療機器等の供給について要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに甲の指定する場所に医療機器等を供給するものとする。

（医療機器等の経費）

第３条　乙が供給した医療機器等に要した経費については、甲が負担するものとする。

（医療機器等の価格の決定）

第４条　供給に要した甲が負担すべき医療機器等の価格は、甲、乙両者協議のうえ適正価格をもって決定するものとする。

（報　告）

第５条　この協定の万全な実行を図るため、甲は、乙に対してその在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（雑　則）

第６条　この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（適用期日）

第７条　この協定は、令和３年８月４日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各１通を保有する。

令和３年８月４日

大分市荷揚町２番３１号
甲　大分市
大分市長　佐藤　樹一郎

大分市賀来北２丁目１３番１０号
乙　大分県医療機器協会
理事長　田中　新二

（40）　災害時の医療救護活動に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と一般社団法人大分市連合医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、大分市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　甲は、災害時において、医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙に対し、医療助産救護班（以下「医療班」という。）の派遣協力を要請するものとする。
２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、原則として勤務地を考慮した医療班を速やかに編成し、歯科医療救護班、薬剤師班及び看護師班と連携・協力し、甲が設置する救護所を拠点として医療救護活動を実施するものとする。
（要請によらない医療班の派遣）
第３条　乙は、緊急その他やむを得ない理由により、甲の要請によらないで医療救護活動を行う必要があると判断したときは、前条の規定にかかわらず自ら医療班を派遣することができる。
２　前項の規定により乙が医療班を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。
３　前項の承認を得た場合は、第１項の規定による派遣は、甲の要請に基づくものとみなすものとする。
（医療班の活動内容）
第４条　医療班は、次の各号に掲げる業務を実施する。
（１）傷病者に対する応急処置及び治療
（２）後方医療機関への転送の要否の判断
（３）助産
（４）死亡の確認及び検案
（５）その他医療救護活動において必要な業務
（指揮命令）
第５条　医療班に対する指揮命令は、甲が指定する者が行うものとする。
（医薬品等の供給）
第６条　医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療用資機材は、乙が携行するものとし、不足する場合は甲が調達するものとする。
（医療費）
第７条　救護所における医療費は、原則として無料とする。
２　後方医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。
（費用弁償）
第８条　甲の要請に基づき、乙が実施した医療救護活動のために要した費用については、甲が負担するものとする。
２　前項に定める費用弁償は、平常時における適正な価格等を基準に、甲乙誠意を持って協議の上、定めるものとする。
（災害補償）
第９条　医療救護活動中に医療班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年１２月２１日大分市条例第３７号）の規定に準じ、別途甲乙誠意を持って協議して決定するものとする。
（訓練）
第１０条　乙は、甲から要請を受けたときは、甲が実施する訓練に参加協力するものとする。
（医事紛争の処理）
第１１条　この協定により、実施した医療救護活動において、患者との間に医事紛争が生じたときは、甲と乙は緊密なる連携のもと速やかに原因を調査し、適切な措置を講じるものとする。
（災害救助法との関係）
第１２条　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された場合は、その適用の間、災害救助法の定めるところによる。
（協定期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の１月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら意思表示のないときは、有効期間終了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。
（その他）
第１４条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、双方各１通を保有するものとする。

なお、大分市と一般社団法人大分市医師会、一般社団法人大分郡市医師会、一般社団法人大分東医師会が平成７年５月３１日に締結した「集団災害時における救急医療活動についての協定書」については、本締結をもって廃止とする。

平成２６年３月２４日

甲　大分市荷揚町２番３１号
　　大分市長　　釘　宮　　磐

乙　大分市大字荏隈字庄の原１７９０番地１
　　一般社団法人　大分市連合医師会
　　会　長　　半　澤　一　邦

（41）　災害時の医療救護活動に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と大分市歯科医療関係協議会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大分市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において、医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙に対し、歯科医療救護班（以下「歯科医療班」という。）の派遣協力を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、原則として勤務地を考慮した歯科医療班を速やかに編成し、医療助産救護班、薬剤師班及び看護師班と連携・協力し、甲が設置する救護所を拠点として医療救護活動を実施するものとする。

（要請によらない歯科医療班の派遣）

第３条　乙は、緊急その他やむを得ない理由により、甲の要請によらないで医療救護活動を行う必要があると判断したときは、前条の規定にかかわらず自ら歯科医療班を派遣することができる。

２　前項の規定により乙が歯科医療班を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

３　前項の承認を得た場合は、第１項の規定による派遣は、甲の要請に基づくものとみなすものとする。

（歯科医療班の活動内容）

第４条　歯科医療班は、次の各号に掲げる業務を実施する。

（１）歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置及び歯科医療・歯科保健活動

（２）歯科医療を必要とする傷病者の受入医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

（３）災害時における死体の個別判別、検案等への協力

（４）その他医療救護活動において必要な業務

（指揮命令）

第５条　歯科医療班に対する指揮命令は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品等の供給）

第６条　医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療用資機材は、乙が携行するものとし、不足する場合は甲が調達するものとする。

（医療費）

第７条　救護所における医療費は、原則として無料とする。

２　収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第８条　甲の要請に基づき、乙が実施した医療救護活動のために要した費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に定める費用弁償は、平常時における適正な価格等を基準に、甲乙誠意を持って協議の上、定めるものとする。

（災害補償）

第９条　医療救護活動中に歯科医療班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年１２月２１日大分市条例第３７号）の規定に準じ、別途甲乙誠意を持って協議して決定するものとする。

（訓練）

第１０条　乙は、甲から要請を受けたときは、甲が実施する訓練に参加協力するものとする。

（医事紛争の処理）

第１１条　この協定により、実施した医療救護活動において、患者との間に医事紛争が生じたときは、甲と乙は緊密なる連携のもと速やかに原因を調査し、適切な措置を講じるものとする。

（災害救助法との関係）

第１２条　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された場合は、その適用の間、災害救助法の定めるところによる。

（協定期間）

第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の１月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら意思表示のないときは、有効期間終了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第１４条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、双方各１通を保有するものとする。

平成２６年3月２４日

甲　大分市荷揚町２番３１号
　　大分市長　　釘　宮　　磐

乙　大分市王子新町６番１号
　　大分市歯科医療関係協議会
　　会　長　　小　幡　洋　一

（42）　災害時の医療救護活動に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と公益社団法人大分市薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大分市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において、医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙に対し、薬剤師班の派遣協力を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、原則として勤務地を考慮した薬剤師班を速やかに編成し、医療助産救護班、歯科医療救護班及び看護師班と連携・協力し、甲が設置する救護所を拠点として医療救護活動を実施するものとする。

（要請によらない薬剤師班の派遣）

第３条　乙は、緊急その他やむを得ない理由により、甲の要請によらないで医療救護活動を行う必要があると判断したときは、前条の規定にかかわらず自ら薬剤師班を派遣することができる。

２　前項の規定により乙が薬剤師班を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

３　前項の承認を得た場合は、第１項の規定による派遣は、甲の要請に基づくものとみなすものとする。

（薬剤師班の活動内容）

第４条　薬剤師班は、次の各号に掲げる業務を実施する。

（１）傷病者に対する調剤及び服用指導

（２）医薬品、衛生材料、医療用資機材（以下「医薬品等」という。）の仕分け、管理

（３）その他医療救護活動において必要な業務

（指揮命令）

第５条　薬剤師班に対する指揮命令は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品等の供給）

第６条　医療救護活動に必要な医薬品等は、乙が携行するものとし、不足する場合は甲が調達するものとする。

（調剤費）

第７条　救護所における調剤費は、原則として無料とする。

（費用弁償）

第８条　甲の要請に基づき、乙が実施した医療救護活動のために要した費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に定める費用弁償は、平常時における適正な価格等を基準に、甲乙誠意を持って協議の上、定めるものとする。

（災害補償）

第９条　医療救護活動中に薬剤師班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年１２月２１日大分市条例第３７号）の規定に準じ、別途甲乙誠意を持って協議して決定するものとする。

（訓練）

第１０条　乙は、甲から要請を受けたときは、甲が実施する訓練に参加協力するものとする。

（医事紛争の処理）

第１１条　この協定により、実施した医療救護活動において、患者との間に医事紛争が生じたときは、甲と乙は緊密なる連携のもと速やかに原因を調査し、適切な措置を講じるものとする。

（災害救助法との関係）

第１２条　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された場合は、その適用の間、災害救助法の定めるところによる。

（協定期間）

第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の１月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら意思表示のないときは、有効期間終了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第１４条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、双方各１通を保有するものとする。

平成２６年３月２４日

甲　大分市荷揚町２番３１号
　　大分市長　　釘　宮　　磐
乙　大分市金池南１丁目１５番３号
　　公益社団法人　大分市薬剤師会
　　会　長　　永　冨　　茂

（43）　災害時の医療救護活動に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と公益社団法人大分県看護協会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大分市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において、医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙に対し、看護師班の派遣協力を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに看護師班を編成し、医療助産救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班と連携・協力し、甲が設置する救護所を拠点として医療救護活動を実施するものとする。

（要請によらない看護師班の派遣）

第３条　乙は、緊急その他やむを得ない理由により、甲の要請によらないで医療救護活動を行う必要があると判断したときは、前条の規定にかかわらず自ら看護師班を派遣することができる。

２　前項の規定により乙が看護師班を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

３　前項の承認を得た場合は、第１項の規定による派遣は、甲の要請に基づくものとみなすものとする。

（看護師班の活動内容）

第４条　看護師班は、次の各号に掲げる業務を実施する。

（１）傷病者に対する看護、診療補助及び保健指導

（２）救護所の衛生管理

（３）その他医療救護活動において必要な業務

（指揮命令）

第５条　看護師班に対する指揮命令は、甲が指定する者が行うものとする。

（衛生材料等の供給）

第６条　医療救護活動に必要な衛生材料等は、乙が携行するものとし、不足する場合は甲が調達するものとする。

（費用弁償）

第７条　甲の要請に基づき、乙が実施した医療救護活動のために要した費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に定める費用弁償は、平常時における適正な価格等を基準に、甲乙誠意を持って協議の上、定めるものとする。

（災害補償）

第８条　医療救護活動中に看護師班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年１２月２１日大分市条例第３７号）の規定に準じ、別途甲乙誠意を持って協議して決定するものとする。

（訓練）

第９条　乙は、甲から要請を受けたときは、甲が実施する訓練に参加協力するものとする。

（医事紛争の処理）

第１０条　この協定により、実施した医療救護活動において、患者との間に医事紛争が生じたときは、甲と乙は緊密なる連携のもと速やかに原因を調査し、適切な措置を講じるものとする。

（災害救助法との関係）

第１１条　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された場合は、その適用の間、災害救助法の定めるところによる。

（協定期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の１月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら意思表示のないときは、有効期間終了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第１３条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、双方各１通を保有するものとする。

平成２６年３月２４日

甲　大分市荷揚町２番３１号
大分市長　　釘　宮　　磐

乙　大分市大字豊饒３１０番地の４
公益社団法人　大分県看護協会
会　長　　松　原　啓　子

(44) 集団災害時における救急医療体制図

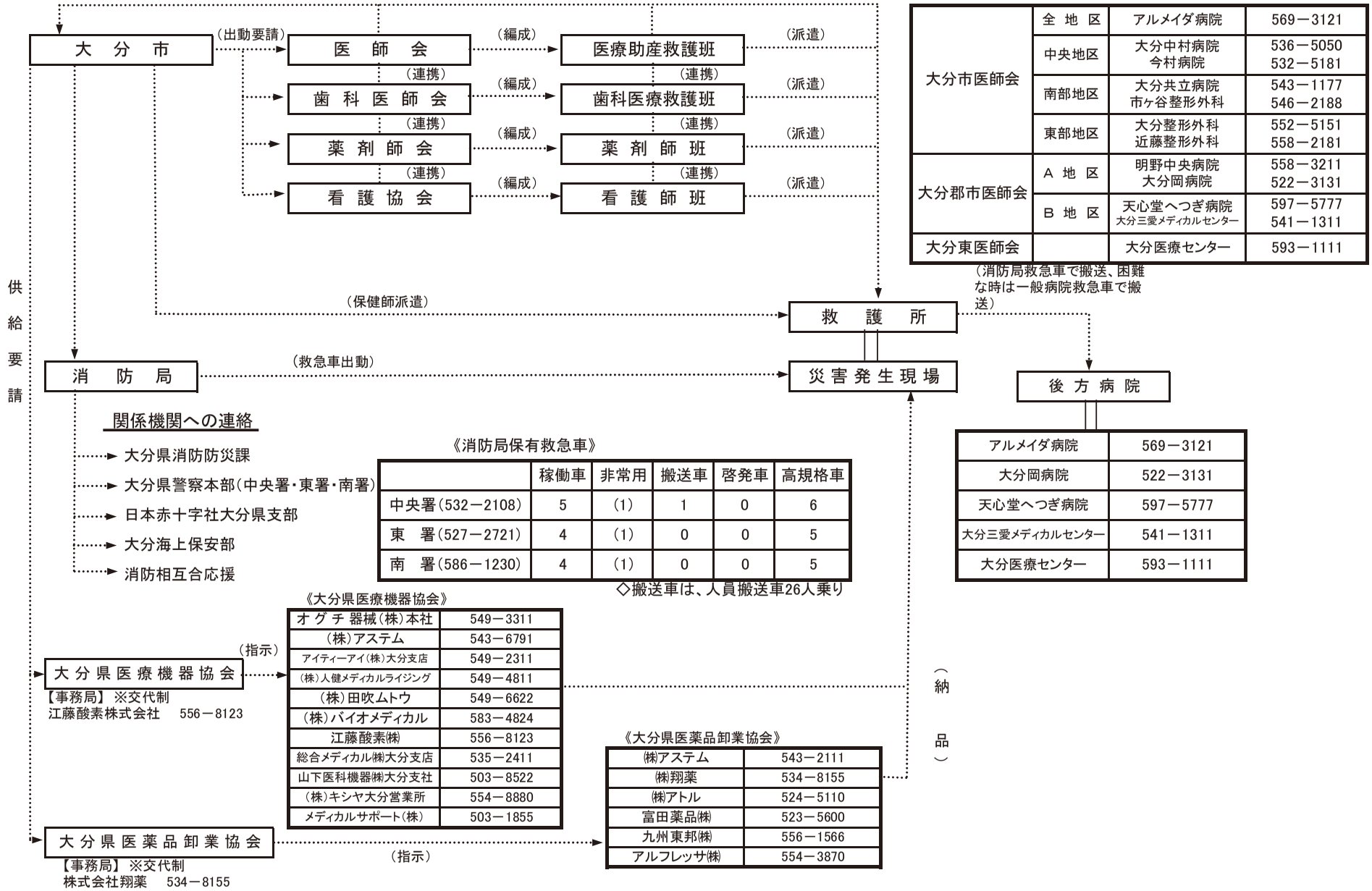

	稼働車	非常用	搬送車	啓発車	高規格車
中央署(532－2108)	5	(1)	1	0	6
東　署(527－2721)	4	(1)	0	0	5
南　署(586－1230)	4	(1)	0	0	5

（45）　「大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定」に関する実施細目

大分市（以下「甲」という。）と一般社団法人大分県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、平成２３年１２月１日に大分県と乙との間で締結した大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定書（以下「基本協定書」という。）を円滑に実施するため、乙が応援を行う場合における細目について、次のとおり定める。

（目的）

第１条　基本協定書に基づき、災害時に大量に発生した廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定め、災害が発生した地区の生活環境保全及び速やかな復旧を支援することを目的とする。

（趣旨）

第２条　この実施細目における趣旨は、基本協定書第１条のとおりとする。

（連絡窓口）

第３条　この実施細目に係る甲乙の連絡窓口は、次に掲げるとおりとする。

（１）甲の連絡窓口　　大分市　環境部　清掃管理課

（２）乙の連絡窓口　　一般社団法人　大分県産業廃棄物協会事務局

（協力の要請）

第４条　甲は、基本協定書第２条の規定により、乙との連携を図るために災害対策本部会議及び防災訓練への参加を乙へ要請することができる。

（協力の要請手続）

第５条　甲は、基本協定書第２条第２項の規定により、大分県に対して協力の要請を行った場合は、その旨を乙に対して連絡するものとする。

２　前項の連絡は原則として文書（ファクシミリを含む。）によるものとする。

（災害廃棄物処理等の実施）

第６条　甲は、基本協定書第３条の規定による災害廃棄物の処理等の実施が円滑にできるよう、その詳細について、事前に甲乙協議を行うものとする。

（一般廃棄物の処分業等の許可の取扱い）

第７条　甲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和４６年厚生省令第３５条）第２条第１号及び第２条の３第１号の規定により一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可を要しない乙の会員に対しても、災害廃棄物の処理等を委託することができる。

（実績報告等）

第８条　乙の会員の災害廃棄物の処理等については、適正処理の確保及び処理実績の確認手段としてマニフェストを使用し、乙はその実績を取りまとめ、甲へ報告するものとする。

（費用）

第９条　基本協定書第６条の規定により乙の会員が行った災害廃棄物の処理等に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

２　前項の費用の額は、甲の積算方法によることを基本とする。

（専用ステッカー等の配布）

第１０条　乙は、乙の会員が基本協定書第３条の規定により災害廃棄物処理等を実施する場合、それに供する収集運搬車両、重機等が明確に識別できるよう、専用ステッカー等を作成し、乙の会員へ配布するものとする。

（災害状況等の情報提供）

第１１条　甲は、交通網の被害状況等の情報を乙に提供するものとする。

（災害廃棄物仮置場の選定等）

第１２条　甲は、災害廃棄物の処理等を円滑に行うため、災害廃棄物の受入れが可能な乙の会員の所在地を、乙の会員の同意に基づき災害廃棄物仮置場として事前に選定することができる。

２　甲は、前項の規定により選定された災害廃棄物仮置場に関する情報を大分市地域防災計画（震災対策編）第３章第８節清掃計画（大分市災害廃棄物処理計画を含む）に記載するものとする。

３　甲は、その選定箇所の廃棄物の取扱いや管理のため、乙の会員の中から災害廃棄物仮置場責任者を置くことができる。

（災害現場等への職員派遣）

第１３条　甲は、災害廃棄物の取扱い及び管理について指示を行うため、災害現場及び災害廃棄物仮置場へ、甲の職員を派遣するものとする。

（処理方法等への提案及び助言）

第１４条　乙は、甲からの要請に基づき、業務の経験を活かし、災害廃棄物の処理方法等についての提案及び助言を行うことができる。

（疑義）

第１５条　この実施細目について疑義が生じたとき、又はこの実施細目に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この実施細目を証するため、本書２通を作成し、甲、乙署名（記名）押印の上、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　大分市荷揚町２番３１号
　　大分市

　　大分市長

乙　大分市府内町一丁目６番３６号
　　一般社団法人　大分県産業廃棄物協会

　　会　　長

（46）　災害時における大分市佐野清掃センターの使用に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と大分東警察署（以下「乙」という。）とは、災害時における大分市佐野清掃センターの使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、大分市域内で大規模な地震、火災、風水害等重大な災害（以下「大規模災害」という。）が発生し、乙が管理する庁舎で警察業務を遂行することが困難である場合において、乙の要請により甲の管理する施設を、業務遂行の拠点として乙が使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用施設）
第２条　乙が使用を要請できる施設は、大分市佐野清掃センターの一部とする。

（協力要請の範囲）
第３条　乙は、施設の使用のほか、行政財産の用途及び目的を妨げない限度において、次の協力を求めることができる。
（１）乙が管理する業務に必要な資機材及び車両を搬入すること。
（２）必要に応じて、甲が管理する資機材等を使用すること。

（使用の手続き）
第４条　乙は、施設の使用を要請する場合は、第８条に定める連絡担当部局に文書により要請するものとする。ただし、急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書を送付することとする。

２　甲は、施設の損壊等正当な理由がない限り、使用を拒んではならない。

（経費の負担）
第５条　甲は、無償で乙に施設を使用させるものとする。

（原状回復義務）
第６条　乙は、使用を終了した後は、施設を原状に回復しなければならない。　この際、災害対応等のため、乙がやむを得ず破損したことが明らかな箇所の復旧に要する費用については、乙が負担するものとする。

（報告）
第７条　甲は、乙に対し、施設の使用状況について報告を求めることができる。

（連絡担当部局）
第８条　甲及び乙は、あらかじめ連絡担当部局を定め、大規模災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（平常時における相互協力）
第９条　甲及び乙は、この協定に基づく施設の使用が円滑に行われるよう、平常時から相互に協力し、防災体制の整備充実を図るものとする。

（協定の有効期間）
第10条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間終了の１ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとする。

（その他）
第11条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙双方署名押印のうえ、各自その１通を保管する。

平成２５年３月２７日

甲　大分市長　　乙　大分県大分東警察署長

（47）　災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

（趣　旨）

第1条　この協定は、大分市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、大分市（以下「甲」という。）と大分県民生活協同組合（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の被災市民の応急生活物資の確保を図るため、その供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が大分市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第3条　災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品に供給について協力を要請することができる。

2　前項の要請は、商工部長が行うものとする。ただし商工部長から乙へ要請することが不可能となった場合には、支所対策部長が直接乙に要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）

第4条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

第5条　甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表１のとおり指定する。

（応急生活物資の要請手続等）

第６条　甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2　甲から乙への要請等の経路は別表２のとおりとする。

3　甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第７条　応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費　用）

第８条　第４条及び第７条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2　前項に規定する費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第９条　乙は、他の生活協同組合との間での連携を強化し、災害時における生協間相互支援の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（生活物資の安定供給）

第10条　乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

（その他必要な支援）

第11条　この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（法令の遵守）

第12条　この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令等を遵守するものとする。

（協　議）

第13条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

（雑　則）

第14条　この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

第15条　この協定は平成９年２月７日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し当事者記名押印のうえ各１通を保有する。

平成９年２月７日

大分市荷揚町２番31号
甲　大　分　市
代表者　大分市長　　**木　下　敬　之　助**

大分市大道町３丁目23番地
乙　大分県民生活協同組合
理事長　　**横　山　薫　子**

（48）　災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定

平成９年２月７日

大分市荷揚町２番31号
甲　大　分　市
大分市長　**木　下　敬　之　助**

大分市府内町２丁目１番４号
乙　株式会社　トキハ
代表取締役社長　**下　川　　明**

大分市明野東１丁目１番１号
株式会社　トキハインダストリー
代表取締役社長　**渡　邉　正　光**

大分市東春日町13番11号
株式会社　大分丸食
代表取締役社長　**野　村　正　明**

大分市高城西町28番１号
九州ジャスコ株式会社　高城店
店　長　**中　村　英　二**

（趣　旨）

第1条　この協定は、大分市内に地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合において、大分市（以下「甲」という。）が、株式会社トキハ、株式会社トキハインダストリー、株式会社大分丸食、九州ジャスコ株式会社高城店（以下「乙」という。）に食糧等物資の供給に関する協力を要請する手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条　大分市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が食糧等物資を必要とするときは、甲は乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（要請手続）

第4条　乙に対する甲の要請手続きは、文書をもって商工部が行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、口頭でもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（運　搬）

第5条　運搬は、甲及び甲の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じて甲は、乙に対して運搬の協力を求めることができるものとし、運搬中に不可抗力による事故にあった場合は、その責任は甲が負うこととする。

（商品の価格等及び支払い）

第6条　前条の規定により乙が提供した食糧等物資の価格及び乙が運搬等の協力を行った場合の経費については、甲が負担するものとし、甲は、遅滞なくその支払いを行うものとする。

（商品の価格等の決定）

第7条　協力に要した甲が負担すべき商品の価格等は、前条の規定により保有商品の優先供給及び搬出後、乙の提出する「出荷確認書」等にもとづき、甲、乙両者協議のうえ災害発生時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（報　告）

第8条　この協定の万全な実行をはかるため、甲は、乙に対してその在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（雑　則）

第9条　この協定の実施に関して必要な事項は、甲及び乙の両者が協議して定める。

第10条　この協定は、平成９年２月７日から適用する。この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各１通を保有する。

（49）　災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定

（趣　旨）

第１条　この協定は、大分市内に地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合において、大分市（以下「甲」という。）が、大分県漁業協同組合（以下「乙」という。）に食糧等物資の供給に関する協力を要請する手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　大分市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が食糧等物資を必要とするときは、甲は乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（要請手続）

第４条　乙に対する甲の要請手続きは、文書をもって商工部が行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は口頭でもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（運　搬）

第５条　運搬は、甲及び甲の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じて甲は、乙に対して運搬の協力を求めることができるものとし、運搬中に不可抗力による事故にあった場合は、その責任は甲が負うこととする。

（商品の価格等及び支払い）

第６条　前条の規定により乙が提供した食糧等物資の価格及び乙が運搬等の協力を行った場合の経費については、甲が負担するものとし、甲は、遅滞なくその支払いを行うものとする。

（商品の価格等の決定）

第７条　協力に要した甲が負担すべき商品の価格等は、前条の規定により保有商品の優先供給及び搬出後、乙の提出する「出荷確認書」等にもとづき、甲、乙両者協議のうえ災害発生時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（報　告）

第８条　この協定の万全な実行をはかるため、甲は、乙に対してその在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（雑　則）

第９条　この協定の実施に関して必要な事項は、甲及び乙の両者が協議して定める。

第 10 条　この協定は、協定の日から適用する。この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各１通を保有する。

平成 19 年　3 月 26 日

大分市荷揚町２番３１号
甲　大　分　市
大分市長　　釘　宮　　磐

大分市府内町３丁目５番７号
乙　大分県漁業協同組合
代表理事組合長　　山　本　　勇

(50)　災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定

(趣　旨)

第１条　この協定は、大分市内に地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合において、大分市（以下「甲」という。）が、九州乳業株式会社(以下「乙」という。）に食糧等物資の供給に関する協力を要請する手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第２条　大分市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が食糧等物資を必要とするときは、甲は乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。ただし、必要品目については事前に協議するものとする。

(協力の実施)

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。ただし、災害時には乙も何等かの影響を受けていることが想定されるため、優先順位等については乙の意見を尊重するものとする。

(要請手続)

第４条　乙に対する甲の要請手続きは、文書をもって商工部が行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は口頭でもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(運　搬)

第５条　運搬は、甲及び甲の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じて甲は、乙に対して運搬の協力を求めることができるものとし、運搬中に不可抗力による事故にあった場合は、その責任は甲が負うこととする。ただし、乙は直接的な運搬手段をもっていないため、乙が使用している運版業者には、甲が指定するか、協力を要請するものとする。また、乙の職員を使用するときは業務に差し支えないよう配慮するものとする。

(商品の価格等及び支払い)

第６条　前条の規定により乙が提供した食糧等物資の価格及び乙が運搬等の協力を行った場合の経費については、甲が負担するものとし、甲は、遅滞なくその支払いを行うものとする。

(商品の価格等の決定)

第７条　協力に要した甲が負担すべき商品の価格等は、前条の規定により保有商品の優先供給及び搬出後、乙の提出する「出荷確認書」等にもとづき、甲、乙両者協議のうえ災害発生時直前における適正価格をもって決定するものとする。

(報　告)

第８条　この協定の万全な実行をはかるため、甲は、乙に対してその在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

(雑　則)

第９条　この協定の実施に関して必要な事項は、甲及び乙の両者が協議して定める。

第10条　この協定は、協定の日から適用する。この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各１通を保有する。

平成１９年　３月２６日

大分市荷揚町２番３１号
甲　大　分　市
大分市長　　釘　宮　　磐

大分市大字廻栖野３２３１番地
乙　九州乳業株式会社
代表取締役専務　　伊　東　　竹　彦

(51)　災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定

(趣　旨)

第１条　この協定は、大分市内に地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合において、大分市（以下「甲」という。）が、全国農業協同組合連合会大分県本部(以下「乙」という。）に食糧等物資の供給に関する協力を要請する手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第２条　大分市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が食糧等物資を必要とするときは、甲は乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(協力の実施)

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(要請手続)

第４条　乙に対する甲の要請手続きは、文書をもって商工部が行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は口頭でもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(運　搬)

第５条　運搬は、甲及び甲の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じて甲は、乙に対して運搬の協力を求めることができるものとし、運搬中に不可抗力による事故にあった場合は、その責任は甲が負うこととする。

(商品の価格等及び支払い)

第６条　前条の規定により乙が提供した食糧等物資の価格及び乙が運搬等の協力を行った場合の経費については、甲が負担するものとし、甲は、遅滞なくその支払いを行うものとする。

(商品の価格等の決定)

第７条　協力に要した甲が負担すべき商品の価格等は、前条の規定により保有商品の優先供給及び搬出後、乙の提出する「出荷確認書」等にもとづき、甲、乙両者協議のうえ災害発生時直前における適正価格をもって決定するものとする。

(報　告)

第８条　この協定の万全な実行をはかるため、甲は、乙に対してその在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

(雑　則)

第９条　この協定の実施に関して必要な事項は、甲及び乙の両者が協議して定める。

第 10 条　この協定は、協定の日から適用する。この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各１通を保有する。

平成１９年　３月２６日

大分市荷揚町２番３１号
甲　大　分　市
大分市長　　釘　宮　　磐

大分市古国府１２２０番地
乙　全国農業協同組合連合会大分県本部
県本部長　　高　倉　　一　男

(52)　災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定

（趣　旨）

第１条　この協定は、大分市内に地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合において、大分市（以下「甲」という。）が赤帽大分県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）に軽自動車による輸送や、輸送業務に関連した災害情報の提供及び収集について協力を要請する手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　大分市内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、甲は乙に協力を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして文書により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後文書を提出するものとする。

（１）災害の状況及び応援を必要とする理由

（２）応援を必要とする車両数及び人員

（３）応援を必要とする場所

（４）応援を必要とする期間及び活動内容

（５）その他必要となる事項

（協力の実施）

第３条　乙は前条による甲の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

（報　告）

第４条　　乙は前条の規定に基づき協力した場合は、速やかに甲に文書により、次の事項を報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は電話等により報告し、事後文書を提出するものとする。

（１）　応援に従事した車両数及び従事者名簿

（２）　応援先、期間及び走行距離

（３）　その他必要事項

（経費の負担）

第５条　軽自動車輸送の協力に要した経費は、甲が負担する。

なお、甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

（連絡責任者）

第６条　この協定の実施に関する連絡責任者を、甲乙ともにおくものとする。

（災害時の情報提供等）

第７条　乙は、輸送活動中に発見又は知り得た災害情報を甲に提供するとともに、情報収集に協力するものとする。

（協議事項）

第８条　　この協定の実施についての必要な事項は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（効　力）

第９条　この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２１年　３月３０日

大分市荷揚町２番３１号

甲　　大　分　市

大分市長

大分市大字羽屋字花園７９８番地の１

乙　　赤帽大分県軽自動車運送協同組合

代表理事

（53）　災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定

（趣　旨）

第１条 この協定は、大分市内に地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合において、大分市（以下「甲」という。）が、大分県パン協同組合（以下「乙」という。）に食糧等物資の供給に関する協力を要請する手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　大分市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が食糧等物資を必要とするときは、甲は乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（要請手続）

第４条　乙に対する甲の要請手続きは、文書をもって商工農政部が行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、口頭でもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（運　搬）

第５条　運搬は、甲及び甲の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じて甲は、乙に対して運搬の協力を求めることができるものとし、運搬中に不可抗力による事故にあった場合は、その責任は甲が負うこととする。

（商品の価格等及び支払い）

第６条　前条の規定により乙が提供した食糧等物資の価格及び乙が運搬等の協力を行った場合の経費については、甲が負担するものとし、甲は、遅滞なくその支払いを行うものとする。

（商品の価格等の決定）

第７条　協力に要した甲が負担すべき商品の価格等は、前条の規定により保有商品の優先供給及び搬出後、乙の提出する「出荷確認書」等にもとづき、甲、乙両者協議のうえ災害発生時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（報　告）

第８条　この協定の万全な実行をはかるため、甲は、乙に対してその在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（雑　則）

第９条　この協定の実施に関して必要な事項は、甲及び乙の両者が協議して定める。

（効　力）

第10条　この協定は平成２４年　３月２９日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２４年　３月２９日

大分市荷揚町２番３１号
甲　大　分　市
大分市長　　釘　宮　　磐

大分市南春日町１２番５号
乙　大分県パン協同組合
理事長　　安　部　宗　武

(54)　災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

（趣　旨）

第1条　この協定は、大分市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、大分市（以下「甲」という。）とＮＰＯ法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の被災市民の応急生活物資の確保を図るため、その供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が大分市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第3条　災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の調達可能な商品の供給について協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）

第4条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、調達可能な商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

第5条　甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表１のとおり指定する。

（応急生活物資の要請手続等）

第６条　甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

２　甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第７条　応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費　用）

第８条　第４条及び第７条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が調達可能な商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（生活物資の安定供給）

第９条　乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

（その他必要な支援）

第10条　この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（協　議）

第11条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

（雑　則）

第12条　この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

第13条　この協定は平成２９年　２月　１０日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し当事者記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２９年２月１０日

甲　　大分市荷揚町２番31号
大 分 市

大分市長　　佐藤　樹一郎

乙　　新潟県新潟市南区清水４５０１－１
ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター

理事長　　捧　　雄一郎

（別表１）災害時応急生活物資

分　類	品　　種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール、
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウエットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、 バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ、
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク、
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ、
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ、
トイレ関係等	救急ミニトイレ

（１）品目は上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

（55）　災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

（趣　旨）
第１条　この協定は、大分市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、大分市（以下「甲」という。）と株式会社新鮮マーケット（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の被災市民の応急生活物資の確保を図るため、その供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）
第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が大分市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）
第３条　災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）
第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）
第５条　甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表１のとおり指定する。

（応急生活物資の要請手続等）
第６条　甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。
２　甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）
第７条　応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費　用）
第８条　第４条及び第７条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（生活物資の安定供給）
第９条　乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

（その他必要な支援）
第10条　この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（効　力）
第11条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。
２　前項の有効期間が満了する日の１ヵ月前までに甲又は乙いずれからも異議の申し出がない場合は、この協定の効力を更に１年間延長するものとし、以降この例による。

（協　議）
第12条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

（雑　則）
第13条　この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し当事者記名押印のうえ各１通を保有する。

令和２年２月７日

甲　大分市荷揚町２番３１号

大 分 市

大　分　市　長

乙　大分市大分流通業務団地２丁目２番２号

株式会社　新鮮マーケット

代表取締役社長

（別表１）災害時応急生活物資

分　類	品　　種
⑴食料品	米、パン類（食パン、菓子パン、調理パン）、弁当、めん類 レトルト食品（ごはん、おかず類）、缶詰、 インスタント食品（ラーメン等）、果物、野菜、肉、魚等
⑵飲料品	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
⑶日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウエットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、 バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ

（１）品目は上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

(56)　災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

（趣　旨）
第１条　この協定は、大分市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、大分市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の被災市民の応急生活物資の確保を図るため、その供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）
第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が大分市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）
第３条　災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）
第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）
第５条　甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表１のとおり指定する。

（応急生活物資の要請手続等）
第６条　甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。
２　甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）
第７条　応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費　用）
第８条　第４条及び第７条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（生活物資の安定供給）
第９条　乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

（その他必要な支援）
第10条　この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（協　議）
第11条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

（雑　則）
第12条　この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

（効　力）
第13条　この協定は令和２年１０月２８日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し当事者記名押印のうえ各１通を保有する。

令和２年１０月２８日

甲　大分県大分市荷揚町２番３１号

大分市

大分市長　　佐 藤　樹 一 郎

乙　福岡県北九州市小倉北区魚町２丁目６番１０号

株式会社ナフコ

代表取締役　　石 田　卓 巳

（別表 1）災害時応急生活物資

分　類	品　　種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鍬、チェーンソー、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、下着、紙おむつ（大人用・子供用）、ちり紙、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、マッチ、ローソク
食料品、飲料品	インスタント食品（ラーメン等）、缶詰、飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ、湯たんぽ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

（1）品目は上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

（57）　災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

（趣　旨）
第１条　この協定は、大分市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、大分市（以下「甲」という。）と王子コンテナー株式会社九州北工場（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の被災市民の応急生活物資の確保を図るため、その供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）
第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が大分市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）
第３条　災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）
第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）
第５条　甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表１のとおり指定する。

（応急生活物資の要請手続等）
第６条　甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。
２　甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）
第７条　応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費　用）
第８条　第４条及び第７条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（損害への対応）
第９条　この協定に基づく業務を実施する際、乙に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

（生活物資の安定供給）
第10条　乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

（その他必要な支援）
第11条　この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（協　議）
第12条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

（雑　則）
第13条　この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

（効　力）
第14条　この協定は令和３年２月１９日から適用する。
２　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の３０日前までに甲又は乙から相手方に対し、この協定を変更又は終了させる旨の文書による意思表示がない場合は、協定期間は引き続き１年間延長するものとし、以後において期間が満了するときも同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し当事者記名押印のうえ各１通を保有する。

令和３年２月１９日

甲　大分県大分市荷揚町２番３１号
大分市
大分市長　　佐　藤　樹　一　郎

乙　佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田１７６０
王子コンテナー株式会社　九州北工場
常務執行役員工場長　　皆　川　直　裕

（別表 1）災害時応急生活物資

分　類	品　　種
日用品等	段ボールベッド、段ボールパーテーション、簡易トイレ、 その他紙製品

（1）品目は上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

（58）　災害並びに事故発生時における支援活動に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と大分県漁業協同組合（以下「乙」という。）は、台風、地震、津波等による災害並びに油類流出等の事故が発生した場合若しくは予報等の情報により危険と判断した場合における甲の災害並びに事故対応等に対する乙の組織的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　　この協定は、乙の社会貢献活動の一環として乙に所属する組合員等からの被災情報提供や保有する資材、作業船、技術者等の緊急出動等による組織的な支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害並びに事故対応等を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　　この協定は、次に揚げる災害並びに事故等により、甲の所管する漁港区域内で被災若しくは危険と判断した場合、甲が緊急に災害並びに事故対応等を図る上で乙に支援を要請した場合に適用する。

（１）大地震、大津波が発生した場合
（２）大規模な台風、豪雨、その他異常な自然現象が発生した場合
（３）油類流出等の事故により海洋汚染が発生した場合
（４）その他、漁業活動若しくは近隣住民の生活に支障をきたす場合
（５）災害の恐れがある場合

（支援活動）

第３条　　この協定に基づき乙が行う支援業務は、次のとおりとする。

なお、支援業務の実施にあたっては、従事者の安全確保を優先するものとする。

（１）漁港施設等の被災情報の収集及び報告並びに危険箇所の表示
（２）障害物、漂流物及びゴミの撤去並びに緊急災害対策
（３）油類流出等による海洋汚染の拡大を防止する緊急事故対策
（４）その他甲から要請のあった支援業務
（５）災害の恐れがある場合の周知活動

（乙の支援体制）

第４条　　乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ次の体制を整備するものとする。

（１）安全管理責任者を置き、組合員を含めた組織的な支援体制を整備し、事前にその内容を甲に報告しておくものとする。
（２）緊急出動等が可能な資材及び作業船のリスト並びに組合員等内部の指揮系統図を整備する。

（支援活動の要請及び報告）

第５条　　災害並びに事故発生時の支援活動内容及び要請は次のとおりとする。

（１）甲が、緊急の作業等を実施する必要があると認めたときは、乙に対し緊急事故対策要請を行い、乙は迅速に対応すること。
（２）甲の管理する漁港施設の被災状況について、被災状況報告書（別紙様式１）により甲へ報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後遅滞なく文書を発行するものとする。

（費用の負担）

第６条　　前条の情報提供及び支援活動は、無償を基本とする。

２　　緊急の作業等に係るオイル吸着マット等の物資は甲が支給するものとする。

（補償）

第７条　　甲からの支援要請に応じて業務に従事した者が、そのために死亡、負傷、疾病、又は身体障害等を被った場合の補償については、各自加入保険での対応とし、乙はその旨を組合員等従事者へ周知するものとする。

（協定期間）

第８条　　この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。ただし、期間満了日の１月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により期間満了日の翌日から１年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

（協　議）

第９条　　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙が記名捺印の上、各自１通を保有する。

平成２５年　　月　　日

甲　大分市荷揚町２番３１号
　　大分市
　　大分市長　　釘　宮　　磐　　印

乙　大分市府内町３丁目５番７号
　　大分県漁業協同組合
　　代表理事組合長　　山　本　　勇　　印

(59)　災害並びに事故発生時における支援活動等に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と大分県漁港建設協会（以下「乙」という。）は、台風、地震、津波等による災害並びに油類流出等の事故が発生した場合における甲の災害並びに事故対応に対する乙の組織的な支援活動等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　　この協定は、乙の社会貢献活動の一環として乙に所属する会員等からの被災情報提供や保有する資材、作業船、技術者等の緊急出動等による組織的な支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害並びに事故対応を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　　この協定は、次に揚げる災害並びに事故等により、甲の所管する漁港区域内で被災若しくは危険と判断した場合、甲が緊急に災害並びに事故対応を図る上で乙に支援を要請した場合に適用する。

（１）大地震、大津波が発生した場合
（２）大規模な台風、豪雨、その他異常な自然現象が発生した場合
（３）油類流出等の事故により海洋汚染が発生した場合
（４）その他、漁業活動若しくは近隣住民の生活に支障をきたす場合

（支援活動）

第３条　　この協定に基づき乙が行う支援業務は、次のとおりとする。

なお、支援業務の実施にあたっては、従事者の安全確保を優先するものとする。

（１）漁港施設等の被災情報の収集及び報告並びに危険箇所の表示
（２）障害物、漂流物及びゴミの撤去並びに緊急災害対策
（３）油類流出等による海洋汚染の拡大を防止する緊急事故対策
（４）その他甲から要請のあった支援業務

（乙の支援体制）

第４条　　乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ次の体制を整備するものとする。

（１）幹事会社及び副幹事会社を置き、組織的な支援体制を整備し、事前にその内容を甲に報告しておくものとする。
（２）幹事会社のうち１社を代表幹事会社に選任する。
（３）緊急出動等が可能な資材及び作業船のリスト並びに会員等内部の指揮系統図を整備する。

（支援活動の要請及び報告）

第５条　　災害並びに事故発生時の支援活動の要請及び報告は次のとおりとする。

（１）甲は、漁港施設の被災情報等を収集する必要があると認めたときは、代表幹事会社に連絡をし、幹事会社又は副幹事会社は、被災状況報告書（別紙様式１）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後遅滞なく文書を発行するものとする。
（２）甲が、緊急の作業等を実施する必要があると認めたときは、緊急作業出動要請書(別紙様式２)により、代表幹事会社に出動要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後遅滞なく文書を発行するものとする。
（３）前各号の要請において、通信不能等及び特に緊急を要する場合は、幹事会社又は副幹事会社に直接要請することができるものとする。
（４）第２号及び第３号の出動要請に基づき、緊急の作業等を実施した場合は、幹事会社又は副幹事会社は、作業終了後、緊急作業完了届（別紙様式３）により甲に報告する。

（費用の負担）

第６条　　前条第１号の情報提供等の支援活動は、無償を基本とする。

２　　前条第４号の緊急の作業等に係る費用については、速やかに甲と出動した会員等との間で請負契約を締結し、清算するものとする。

（労災補償）

第７条　　甲からの支援要請に応じて業務に従事した者が、そのために死亡、負傷、疾病、又は身体障害等を被った場合の労働災害補償については、乙は労働者災害補償保険法の適用を受けられる手続きをするよう会員等へ周知するものとする。

（協定期間）

第８条　　この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。ただし、期間満了日の１月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により期間満了日の翌日から１年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

（協　議）

第９条　　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙が記名捺印の上、各自１通を保有する。

平成２５年　　月　　日

大分市荷揚町２番３１号
甲　　大分市
大分市長　　釘　宮　　磐　　印

大分市東春日町６番１号
乙　　大分県漁港建設協会
会　長　　堤　　俊　之　　印

（60）　農業集落排水施設災害対策応援に関する協定

（協定開始年月日：平成19年 2月23日
最終改正年月日：平成28年 4月27日）

（趣旨）

第１条　本協定は、協定参加者である地方自治体の農業集落排水施設が自然災害により被害を受けた場合に、他の協定参加者が人員の派遣、必要な諸資機材の調達等を行い、災害対策の応援を行うことを取り決めたものである。

（協定参加者）

第２条　本協定の参加者は、一般社団法人地域環境資源センター（以下「センター」という。）の会員である、都道府県、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、全国土地改良事業団体連合会及びセンターのうち、この協定の趣旨に賛同した者とする。

（重要事項の変更）

第３条　運営会議が必要と認めた本協定に関する重要な事項の変更等については、協定参加者の２分の１以上の同意を要するものとする。

（運営会議）

第４条　本協定に基づく業務を行うため、運営会議を設け、毎年度一回以上開催する。

２　会議員は、センター理事長及び専務理事、並びにセンター理事のうち協定参加者等とする。

３　会議長は、センター理事長とする。

４　運営会議は、次の事項を議決する。

（１）業務の執行に関すること

（２）本協定に関する重要な事項以外の変更

（３）その他運営会議で必要と認める事項

５　会議長は、次の職務を行う。

（１）運営会議の議長

（２）協定への新規参加の承認

（３）その他業務の円滑な実施に必要な事項の処理

（４）（２）、（３）についての運営会議への報告

（災害対策支援本部）

第５条　センター会員が管理する農業集落排水施設が自然災害により被災した場合に、センターとしてこれに対処するために設置される災害対策支援本部は、被災地との情報連絡及び運営会議との情報交換等を行い、災害対策応援に関する協定の円滑化及び初動体制の構築に努めるものとする。

（事務局）

第６条　運営会議の事務及び災害対策の応援に係る事務を処理するため、事務局をセンターに置く。

２　事務局は、災害協定窓口リスト等、必要に応じて資料を作成するとともに、運営会議で議決された本協定に関する重要事項以外の変更や必要な事項については、協定参加者に遅滞なく報告するものとする。

３　次条に掲げる災害対策の応援の要請があったときには、応援に係る所要の業務を行うほか、第８条に定める中央応援本部が設置された場合にあっては、その事務を行うものとする。

（応援の要請）

第７条　被災市町村又は被災市町村が所在する都道府県が、本協定による災害対策の応援を受けたいときには、事務局に要請するものとする。この場合に、被災市町村は原則として都道府県を経由して要請するものとする。

（中央応援本部の設置）

第８条　前条の要請を受けた事務局は、運営会議の会議長にその旨の報告を行い、会議長が広域的な応援体制が必要と認めた場合には、中央応援本部を設置し、災害対策支援本部をその指揮下に置くものとする。

２　中央応援本部の構成員はセンター理事長のほか、東京及びその近隣の運営会議の会議員とし、あらかじめ会議長が指名しておくものとする。

３　中央応援本部はセンター理事長を本部長として運営するものとするが、農林水産省農村振興局整備部地域整備課長及びその他必要と認める者の指導助言を求めることができる。

（中央応援本部の業務）

第９条　中央応援本部は、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県と密接な連絡調整を行い、以下に掲げる業務を行う。

（１）情報収集、整理、広報等

（２）先遣隊の派遣

（３）応急対策、災害調査、本格復旧、設計、査定等の応援計画の策定

（４）応援部隊の編成、資機材の調達

（５）その他の応援

（応援の求め）

第１０条　中央応援本部が、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県、本協定の参加者等の意向を確認し調整した上、前条の業務を具体化し、職員の派遣又は所有若しくは管理する資機材の提供を求めることとなった場合においては、求められた本協定の参加者は、極力、これに協力するものとする。

（センター賛助員の協力）

第１１条　中央応援本部が、第７条に掲げる要請に応じる場合において、必要があるときには、センター理事長は、センター賛助員の協力を得られるようにするものとする。

（費用負担）

第１２条　応援者が要した費用は、応援者と被応援者との間で災害の応援に係る費用負担について別途に協定を交わしている場合には、それによるものとし、その他の場合にあっては両者で協議するものとする。

趣　　意　　書

我が国は、地震をはじめ、津波、台風等による風水害、豪雪害など自然災害を受けやすい国土にあり、公共施設も、毎年、全国各地で大きな被害を受け、地域社会に多大な影響を与えております。とりわけ、地域社会の維持安定に欠かせないライフラインの一つである農業集落排水施設が甚大な被害を受け、それが長引くときにあっては、地域に与える打撃は大きく、地域社会の安寧が損なわれる事態が招来することも懸念されます。

このため、災害を受けた場合に、迅速に対応し、早急に復旧を果たす重要性は言を待ちませんが、被災が甚大なときには被災自治体のみでは対応できうるものではなく、近隣地域のみならず、広域的、全国的な支援・応援を受けることとなるかと存じます。とりわけ、生活排水の処理を主に農業集落排水施設により行っている農村地域あっては、地方自治体の規模が小さく、被災自治体のみの対応には限度があります。

しかしながら、他の機関に応援を依頼しても、即座に対応する準備態勢がなければ、応援の実行には相当な期間を要することになります。特に、農業集落排水施設に関する技術は一部で非常に専門的な部分があることから、必要な技術者の確保が、尚更、困難なものになるかと存じます。

このため、農業集落排水施設の整備及び維持管理に携わっている者の集まりである地域資源循環技術センターの会員に参加を募り、農業集落排水施設が被災した場合に互いに支援し応援しあうことを企図し、「農業集落排水施設災害対策応援に関する協定」を発起したものであります。どうか趣旨に賛同され参加して頂きたくご案内申し上げます。

平成１８年１０月２６日

発　起　人

兵庫県朝来市

市長　　井　上　英　俊

新潟県土地改良事業団体連合会

会長　　磯　部　忠三郎

（社）地域資源循環技術センター

理事長　　田　中　忠　次

追記

趣意書に賛同され、別添の農業集落排水施設災害対策応援に関する協定に参加される方は、本協定文をご理解の上、別紙の参加申込書に署名及び押印をして、参加申込書を当センター宛に返送して下さい。

なお、この場合に、本協定の施行当初の運営会議(本協定の第４条に定める運営会議をいう。)の会議員は、平成１９年２月又は３月に開催予定である当センターの理事会の開催時点での理事及び監事（当センターの会員でない理事は含まない。）のうち、会議員となることに同意して頂いた者とすることとしたいのでご了承下さい。

※ 平成23年4月1日より、地域資源循環技術センター（JARUS）と農村環境整備センター（acles）が合併し、地域環境資源センターとなりました。

参　加　申　込　書

平成３１年　３月　１日

農業集落排水施設災害対策応援に関する協定
運営会議長　　田　中　　忠　次　　殿

所在地　大分市荷揚町２番３１号
団体名　大分市
代表者　大分市長　佐藤　樹一郎

農業集落排水施設災害対策応援に関する協定の趣旨に賛同し、
本協定に参加いたします。

(61)　災害時における大分市農業集落排水管路施設の復旧支援協力に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する農業集落排水管路施設（以下「協定管路施設」という。）が被災したときに、乙が行う復旧支援協力に関して以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙が行う復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第２条　甲は、乙に対し、復旧支援協力として次の業務の実施を要請することができる。

（１）被災した協定管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）

（２）その他甲乙間で協議の上必要とされる業務

２　前項の要請に関する甲の連絡窓口は大分市農林水産部生産振興課とし、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会九州支部とする。

３　甲の乙に対する要請は内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

４　乙は、必要な人員、機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第３条　甲の要請に基づき乙が実施した業務にかかる費用は、甲の負担とする。

（報告）

第４条　乙は、甲の要請に基づき実施した業務が終了したときは、すみやかに書面をもって甲に報告を行うものとする。

２　乙は、災害時の支援に備えて、毎年３月３１日現在における支援協力が可能な会社並びに提供可能な車輌等の機器及び人員を甲に報告するものとする。

（農業集落排水台帳データの提供）

第５条　甲は、協定管路施設の調査に必要な農業集落排水施設台帳の図面等をＰＤＦ等の電子データとして、乙に提供するものとする。

２　乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

３　甲は、農業集落排水施設台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

（農業集落排水施設台帳データの開示）

第６条　乙は、甲から要請があったときは、出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

２　出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを要請に基づく業務以外に使用してはならない。

３　前２項の規定は、甲と乙の合同訓練を実施する場合も準用する。

（他の団体等との協力）

第７条　甲が他の団体等に復旧支援の要請をした場合は、乙は、甲の指示に基づき他の団体等と協力して復旧支援協力を行うものとする。

（協定期間）

第８条　この協定の期間は、協定締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第９条　本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議の上決定するものとする。

２　甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成３１年　３月　１日

甲　大分市荷揚町２番３１号

大分市長　佐藤樹一郎

乙　東京都千代田区岩本町２丁目５番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会　長　　長谷川　健司

（受任者）
福岡市早良区内野４丁目１４番８号　(株)カプード内
公益社団法人日本下水道管路管理業協会九州支部

九州支部長　橋本恒幸

災害支援等に関する協定

大　　分　　市

大分県土地改良事業団体連合会

（62）　災害支援等に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と大分県土地改良事業団体連合会（以下「乙」という。）とは、甲が行う農業農村整備に係る災害支援等に対する乙の技術的及び事務的な支援（以下「支援等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の甲に対する支援等に関して基本的な事項を定め、支援等に係る業務の円滑な実施を図ることを目的とする。

（対象）

第２条　甲は、次に掲げる場合に乙に支援等の要請を行うものとする。

一　地震、津波、豪雨、落雷等による災害が発生した場合

二　その他甲が緊急に乙の支援等を要する事態が発生した場合

２　甲は、次に掲げる事業において乙に支援等の要請を行うものとする。

一　農地・農業用施設の災害復旧支援

二　農業集落排水施設の災害復旧支援

三　農業農村整備事業に関する発注者支援

（支援等の内容）

第３条　次の各号に掲げる事業において乙が行う支援等は、当該各号に定めるものとする。

一　農地・農業用施設の災害復旧支援に関する基本的業務

イ　被災直後の被害額調査補助

ロ　災害復旧事業申請地区の調査とりまとめ補助

ハ　災害復旧事業査定設計書作成のための事務補助

ニ　災害査定受検及び朱入れの補助

ホ　災害復旧事業に伴う実施設計書作成

ヘ　災害復旧事業に伴う監督、検査補助

二　農業集落排水施設の災害復旧支援に関する基本的業務

イ　被害状況及び内容の調査

ロ　緊急措置、応急復旧及び本復旧に係る検討

ハ　被災証明に関する資料の作成

ニ　災害復旧事業査定設計書作成のための事務補助

ホ　災害査定受検及び朱入れの補助
ヘ　災害復旧事業に伴う実施設計書作成
ト　災害復旧事業に伴う監督、検査補助
三　農業農村整備事業の発注者支援に関する基本的業務
イ　設計、積算補助（設計図書、積算書の作成）
ロ　技術審査補助（技術資料の審査業務）
ハ　監督補助（工事の監督、工事施工中の段階確認、施工状況・施工体制の評価）
ニ　検査補助（中間及び完成時の検査、施工者・担当技術者の評価）

２　前項に掲げる支援等以外の支援等が必要となった場合は、甲乙協議のうえ、追加することができるものとする。

（支援等の要請の方法）
第４条　甲は、乙に支援等を要請する場合には、支援等の内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

（支援等の実施）
第５条　乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じ可能な範囲内において、甲が指定する場所及び指定する期間に、乙の職員を派遣するものとする。
２　乙が派遣する職員については、甲が指定する資格を有した職員とする。

（経費の負担）
第６条　支援等に要する経費の負担については、期間及び従事する業務内容に応じて、甲乙が別途協議し定めるものとする。

（報告）
第７条　乙は、甲の要請により行った支援等に係る業務が終了したときは、速やかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。
２　乙は、派遣した職員の勤務状況等について、必要に応じ、甲に報告を求めることができるものとする。

（他の団体等との協力）
第８条　甲が他の団体等に支援等の要請をした場合は、乙は、甲の指示に基づき他の団体等と協力し、支援等を行うものとする。

（事務局）
第９条　この協定に関する甲乙の事務局は次のとおりとする。
一　甲　大分市農林水産部生産振興課
二　乙　大分県土地改良事業団体連合会

（協定の有効期間）
第１０条　この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成３１年　３月　１日

甲　大分市荷揚町２番３１号
大分市長　佐藤樹一郎

乙　大分市城崎町２丁目２番２５号
大分県土地改良事業団体連合会
会　長　義経賢二

(63)　集団災害時における応急復旧工事等についての協定

大分市（以下「甲」という。）と社団法人大分県建設業協会大分支部（以下「乙」という。）とは、大分市地域防災計画に基づき次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第1条　この協定は、大規模な地震・火災・風水害等重大な災害（以下「集団災害」という。）発生時における機能回復のための応急復旧工事等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条　甲は、集団災害時における応急復旧工事等を実施する必要があると認めたときは、乙に出動を要請することができる。

（応急復旧工事等施行者）

第3条　乙は、応急復旧工事等を円滑に実施するため、加盟業者の工事施行区間又は区域をあらかじめ定めておかなければならない。

ただし、災害の状況その他によりやむを得ない事情が発生したときは、工事施行区間又は区域を変更することができるものとする。

2　乙は、前項の規定により工事施行区間及び区域を決定し、又は変更したときは、直ちに甲に通知するものとする。

（業務の指示等）

第4条　甲は、災害の実情に応じて、乙に対して業務内容、日時場所を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」）という。）の提供を求めるものとする。

2　前項の指示が不可能な事態が生じた場合は、乙は、本協定の主旨に基づいて応急復旧工事等を実施できるものとする。

3　乙は、前項の規定に基づき応急復旧工事等を実施した場合は、当該応急復旧工事等終了後、甲に報告するものとする。

（建設資機材等の提供）

第5条　乙は、甲の要請があったときは、甲に対し最優先して、建設資機材等を提供するものとする。

（経費負担）

第6条　第４条又は第５条の規定に基づき、乙が実施した応急復旧工事等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2　前項の積算単価は、災害査定設計歩掛表又は県が定める設計単価表によるものとし、乙と協議の上、支払うものとする。

（災害補償）

第7条　甲の要請により応急復旧工事等に従事した者が、当該応急復旧工事等により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、大分市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大分市条例第36号）の例により、甲が災害補償を行うものとする。

（協定の有効期間）

第8条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前１ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第9条　この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、双方記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成18年6月1日

大分市荷揚町２番31号
甲　大　分　市
代表者　大分市長　　釘　宮　　磐

大分市荷揚町４番28号
乙　社団法人　大分県建設業協会大分支部
支部長　　利　光　正　臣

（64）　集団災害時における応急復旧工事等に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と一般社団法人大分県造園建設業協会　中支部（以下「乙」という。）とは、大分市地域防災計画に基づき、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、大規模な地震・火災・風水害等重大な災害（以下「集団災害」という。）発生時における都市機能回復のための応急復旧工事等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）

第２条　甲は、集団災害時における応急復旧工事等を実施する必要があると認めたときは、乙に出動を要請することができる。

（応急復旧工事等施行者）

第３条　乙は応急復旧工事等を円滑に実施するため、加盟業者の工事施行区間又は区域をあらかじめ定めておかなければならない。ただし、災害の状況などによりやむを得ない事情が発生した場合は、工事施行区間又は区域を変更することができるものとする。

２　乙は、前項の規定により工事施行区間及び区域を決定し、又は変更したときは、当該工事施行区間及び区域について直ちに甲に通知するものとする。

（業務の指示等）

第４条　甲は災害の状況に応じて、乙に対して業務内容及び日時場所を指定して、資機材、労力等（以下「資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

２　前項の指示をすることが不可能な事態が生じた場合は、乙は、本協定の主旨に基づいて、乙の判断により応急復旧工事等を実施できるものとする。

３　乙は、前項の規定に基づき応急復旧工事等を実施した場合は、終了後、甲に報告するものとする。

（経費負担）

第５条　甲の要請に基づき、乙が実施した応急復旧工事等に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　前項の経費は、平常時における適正な価格等を基準に、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（労災補償）

第６条　甲からの支援要請に応じて業務に従事した者が、そのために死亡、負傷、疾病、又は身体障害等を被った場合の労働災害補償については、乙は労働者災害補償保険法の適用を受けられる手続きをするよう会員等へ周知するものとする。

（協定の有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間終了の１ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙双方署名押印のうえ、各自その１通を保管する。

平成２５年　５月２４日

甲　大分市長　　**釘　宮　　磐**

乙　一般社団法人
大分県造園建設業協会中支部長　　**渡　邉　　周　平**

(65)　非常災害時の電力復旧に必要な道路啓開に関する覚書（九州電力送配電）

大分市（以下「甲」という。）並びに九州電力株式会社　大分配電事業所（以下「乙」という。）及び佐伯配電事業所（以下「丙」という。）は、非常災害発生時の倒木等の影響において、甲が管理する道路の道路啓開に関して次のとおり覚書を締結する。

1　目　　的

甲、乙及び丙は、台風、風雪及び地震（津波災害を除く。）等による非常災害発生時には、被災情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、電力の早期復旧を目的とした倒木処理の道路啓開など、双方の対策本部（対策部）が緊密な連携を保ち、対応にあたるものとする。

2　道路啓開

(1) 倒木時の道路啓開

・甲が管轄する道路において、倒木等により乙又は丙の復旧に支障が生じる場合、乙又は丙は甲へ速やかに連絡し、甲により道路啓開を行う。
・この場合において乙又は丙の電線等設備への掛かり木がある時は、乙又は丙により電気的安全対策を施した上で処理する。
・乙又は丙がやむを得ず倒木を処理する場合は、電力復旧に必要な工事車両が通行するための範囲を最低限の処理とし、処理後の倒木は通行に支障のない場所へ残置する。残置した倒木は、後日甲により処理する。
・倒木処理に要する費用は、倒木を通行に支障のない場所へ残置する費用は乙又は丙が、残置された倒木を処理する費用は甲が、それぞれ負担する。

(2)　電柱倒壊及び電線垂れ下がり時の道路啓開

・乙又は丙の設備により甲が管轄する道路の交通に支障が発生し、又は発生する恐れがある場合、原則として乙又は丙が電線等の撤去及び電柱の移動を行う。
・迅速な道路啓開を行う上でやむを得ない場合、甲は乙又は丙に対して通電の有無の確認を依頼し、作業の安全を確認した上で、電線等及び電柱の仮移動を行うことができる。
・啓開路線付近の被害が少ない場合、電力供給の継続を住民等から要求されることがあるため、必要に応じて、乙又は丙は道路啓開の指定道路区間を迂回する代替回線を確保するために必要な協議を甲と行う。

3　管轄エリア

管轄エリア		事業所
大分市		大分配電事業所
	吉野地区	佐伯配電事業所

4　連絡体制

甲（社会基盤対策部　窓口）		乙・丙
市道	土木建築部土木管理課 TEL 097-537-5992 FAX 097-536-5896	大分配電事業所（吉野地区を除く） 支援班（託送業務グループ） TEL 097-535-2341 FAX 097-537-8224 佐伯配電事業所（吉野地区のみ） 復旧班（設備保全グループ） TEL 0972-22-0271 FAX 0972-24-2113
農道	農林水産部生産振興課 TEL 097-537-5629 FAX 097-536-0299	
林道	農林水産部林業水産課 TEL 097-537-5783 FAX 097-533-5123	

5　そ の 他

・その他非常災害時の災害復旧に関する情報連絡体制、復旧要員の受入れ等については、別途定める「大分市地域防災計画（風水害等対策編）」に準ずる。
・この覚書の有効期間は、覚書締結の日から1年間とする。ただし、この覚書の有効期間終了の１ヶ月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から１年間この覚書を更新するものとし、その後も同様とする。
・この覚書に定めのない事項又は、定める事項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙により協議の上決定するものとする。
・この覚書の証として、本書３通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保有する。

平成３０年２月１日

甲　　大分市荷揚町２番３１号

大分市長　　佐藤　樹一郎

乙　　大分市金池町二丁目３番４号
九州電力株式会社　大分配電事業所

所　　長　　金高　仁

丙　　佐伯市駅前二丁目６番５３号
九州電力株式会社　佐伯配電事業所

所　　長　　麻生　和宏

（66）　災害時の応急対策に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と大分市電気工事協同組合（以下「乙」という。）とは、大分市内において、災害時の大分市の指定する避難所及び大分市が管理する公共施設等（以下「避難所等」という。）において停電等が発生した場合の応急処置の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、大分市内で発生した災害時における避難所等において停電等が発生し使用不能となった場合、甲が応急対策を実施するために必要な人員及び資機材等の提供について、乙の協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（市の要請）

第２条　甲は、避難所等において停電等が発生し復旧のための応急対策が必要な場合、乙に対して作業に必要な人員の出動及び資機材の調達（以下「出動等」という。）を要請することができる。

（要請事項の措置）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとり、その結果を甲に連絡するものとする。

（要請の方法）

第４条　甲は、第２条の規定により乙に出動等を要請する場合は、電話等により被害状況、必要資機材、必要場所、作業内容等を連絡するものとする。

（応急対策の実施方法）

第５条　乙は、甲が派遣する職員の指示に従い、作業の実施、資機材の調達等の応急対策を行うものとする。ただし、甲の職員が派遣されていないときは、乙は、電話等で甲の指示を仰ぎ応急対策を実施するものとする。

（状況報告）

第６条　乙は、応急対策に着手したときは、状況を速やかに甲に報告するものとする。又、必要に応じて作業の進捗状況等も適時報告するものとする。

（経費負担）

第７条　乙が実施した応急対策について要した経費については、原則として乙が負担する。ただし、特別な事情がある場合には甲乙協議により負担割合を決定する。

（災害補償）

第８条　乙は、当該作業に従事する者が作業中に災害に遭った場合は、労働者災害補償保険法に基づき、乙が責任を持って対応するものとする。

（組織の変更）

第９条　甲乙ともに組織の変更が生じた場合には、速やかに書面にて届出ることとする。

（有効期限）

第１０条　本協定書は、締結の日より１年間とする。ただし、甲と乙のいずれからも改正又は廃止等の意思表示がない場合は継続されるものとする。

（協議事項）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し必要な事項は、両者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、両者記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

平成２２年３月２６日

甲　大分市荷揚町２番３１号
大分市長　釘宮　　磐

乙　大分市大字片島４４０番２
大分市電気工事協同組合
理事長　　松木　年廣

（67）　豪雨時における仮設ポンプ設置業務に関する協定

大分市長　佐藤　樹一郎（以下「甲」という。）と、○○○○○○○○○（以下「乙」という。）とは、豪雨時における浸水被害の軽減のため、仮設ポンプの設置業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、浸水地区における業務の実施に必要な資材及び労力等（以下「資材等」という。）を確保し、もって豪雨時における浸水被害の拡大を防止することを目的とする。

（業務の実施場所）

第２条　業務の実施場所は、○○地区とする。

２　前項の規定にかかわらず、乙は、甲が特に必要があると認め、前項に規定する場所以外の場所に出動を要請されたときは、これに応じるよう努めるものとする。

（業務の実施体制）

第３条　甲は、浸水被害が予想されるときは、乙に資材等の準備及び出動を要請するものとする。

２　乙は、現場責任者を定め、その氏名及び緊急連絡先を甲に通知するものとする。

３　乙は、準備の要請を受けたときは、直ちに資材等を準備し、甲より指示があるまで待機するものとする。

４　乙は、出動の要請を受けたときは、直ちに浸水地区へ出動し、浸水状況を甲に報告するものとする。なお、甲より指示があるまで待機し、浸水状況に変化が生じたときは、甲に報告するものとする。

５　甲は、前項の報告をもとに仮設ポンプの設置及び運転を指示するものとする。ただし、緊急を要するときは、乙は、甲の指示が無くとも仮設ポンプの設置及び運転をすることができるものとする。

６　乙は、仮設ポンプを設置し、運転を開始したのちに浸水状況に変化が生じたときは、甲に報告するものとする。

７　甲は、気象状況並びに第４項及び前項の報告を踏まえ、業務の終了について乙に指示するものとする。

（保険の加入）

第４条　乙は、第三者に与えた損害を填補する保険（請負業者賠償責任保険等）に加入しなければならない。

（費用の負担）

第５条　乙が資材等の準備及び、業務に要した費用については、原則として甲が負担するものとする。

（労災補償・損害補償）

第６条　業務の実施に際し、乙及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

２　業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合、または資材等の損害が生じた場合には、その処置について甲、乙協議して対処するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成２８年３月３１日までとする。

２　本協定の有効期間満了時において、協定を継続しないときは、相手方に対し、本協定の有効期間満了の２か月前までに通知するものとする。ただし、この通知がなされないときは、本協定は同一の内容で１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２７年６月１日

甲　大分市長　佐藤　樹一郎

乙　大分市○○○○○○○○○
　　○○○○○
　　○○○○○○○

※下記の４６社と締結（令和５年 12 月時点）

㈲篠原興業、新陽工事㈱、㈱敷島組、㈲和優建設工業、三浦国土建設㈱、㈱ｼﾞｮｰﾅﾝ、敷総合建設㈱、㈲九州管通、㈱佐伯建設、㈲MSA、三枝工業㈱、利光建設工業㈱、㈲福大建設、㈲石樹工苑建設、ﾆｭｰﾃｸﾉﾌｧｰｽﾄ㈱、ﾅｶﾉｽ建設工業㈱、㈱TAXCEL、㈱豊樹園、㈲大分環境ｸﾘｰﾅｰ、信栄工産㈲、㈱ｵｰ･ｴﾑ・ｹｲ、㈱ﾅﾅﾓﾘ、九環緑地建設、㈱ﾗﾝﾄﾞｽｹｰﾌﾟ別大、㈱小出建設、中島技建工業㈲、ｻﾝｵｰﾄﾞｳ㈱、柴田建設㈱、大栄建設工業㈱、㈲環境ｸﾘｴｰﾄ、後藤総合工業㈱、大分ﾍﾟｲﾌﾞﾒﾝﾄ㈱、東和安全産業㈱、大分ｱｽﾘｰﾄﾞ㈱、㈲優大建設、新和運輸㈲、㈱ﾋﾛｾ、㈲秋吉建設、共栄建設㈱、㈱安東建設、㈲河建工業、高原建設㈱、首藤土木㈲、㈱都造園土木、㈱星野建設工業、㈱草野建設工業

(68)　災害時におけるシェアサイクルの使用等に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と株式会社ドコモ・バイクシェア（以下「乙」という。）との間において、令和２年３月３１日付けで締結した大分市シェアサイクル普及促進事業に関する基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき実施するシェアサイクル事業に係る災害時におけるシェアサイクルの使用等に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う災害応急対策業務の円滑な遂行を図るため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　本協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。

（カードの事前配布）

第３条　乙は、甲に対し、事業者専用ICカード（以下「本カード」という。）10枚を事前配布する。

（協力の要請）

第４条　甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項の協力を要請することができる。

⑴　本カードを用いたシェアサイクル（シェアサイクルに付属するバッテリーを含む。）の使用

⑵　その他甲乙が協議し、協議が整った事項

２　前項の規定による要請は、電話等により口頭をもって行い、後日書面により処理するものとする。

３　乙は、サイクルシェアリングシステム用設備の障害等により、シェアサイクルの全部又は一部の機能が提供できない場合、シェアサイクルの安全な提供が難しい場合等第１項各号に掲げる事項の協力が難しいと判断した場合は、同項による要請に応じないものとする。

（費用負担）

第５条　前条第１項の規定によるシェアサイクルの使用等に係る費用は、無償とする。ただし、甲の故意又は過失に起因する自転車その他設備の故障の修理、メンテナンス等に係る費用は、甲が負担するものとする。

（目的外利用の禁止）

第６条　甲は、本カードを災害応急対策業務以外の目的で使用しないものとする。

（管理運営）

第７条　シェアサイクルの管理運営は、乙の責任において行う。

２　甲は、乙が行う管理運営に協力するものとする。

３　甲は、本カードの保有状況について、毎年度書面にて乙に通知するものとする。

４　本協定に定めのないシェアサイクルの利用条件については、乙が定める利用規約等によるものとする。

（連絡責任者）

第８条　本協定に基づき生じる業務に関する連絡責任者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職にある者とする。

⑴　甲　大分市都市計画部都市交通対策課長

⑵　乙　株式会社ドコモ・バイクシェア法人営業課長

（有効期間）

第９条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から基本協定の有効期間満了の日までとする。ただし、基本協定が更新された場合は、引き続き同一条件をもって基本協定と同じ期間更新されるものとする。

（協議）

第１０条　本協定の内容に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自その１通を保有する。

令和２年９月１日

甲　大分県大分市荷揚町２番３１号
　　大分市
　　大分市長 佐藤　樹一郎

乙　東京都港区虎ノ門三丁目８番８号
　　株式会社ドコモ・バイクシェア
　　代表取締役社長　堀　清敬

（69）　災害時における帰宅困難者の一時的な滞在施設及び被災建築物応急危険度判定士等の活動拠点としての提供に関する協定

大分市（以下「甲」という。）、大分中央ビル株式会社（以下「乙」という。）、横萬ビル株式会社（以下「丙」という。）及び合資会社横萬金物店（以下「丁」という。）は、帰宅困難者の一時的な滞在施設（以下「一時滞在施設」という。）並びに被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）の活動拠点として、大分中央ビル及び横萬ビルの一部を提供すること等に関し、協定を締結するものとする。

（提供）

第１条　乙、丙及び丁は、一時滞在施設及び判定士の活動拠点として、大分中央ビル及び横萬ビルの一部を甲に提供するものとする。

（施設使用等）

第２条　乙、丙及び丁は、食糧１，０００食分及び毛布１００枚を保管するスペースを常時確保するものとする。

２　乙、丙及び丁は、帰宅困難者及び判定士に対し便所等を提供するものとする。

３　乙、丙及び丁は、帰宅困難者が一時的な滞在をする上で必要なスペース（最大１，０００人の帰宅困難者が滞在できるスペースとする。）を大分中央ビル・横萬ビルの内部に確保するものとする。なお、当該スペースについては、別図１に定める範囲を基本とする。

４　乙、丙及び丁は、判定士が被災建築物応急危険度判定業務及び被災宅地危険度判定業務（以下「判定業務」という。）を行う上で必要なスペース（最大１００人の判定士が判定業務を行うことができるスペースとする。）を大分中央ビル・横萬ビルの内部に確保するものとする。なお、当該スペースについては、別図２に定める範囲を基本とする。

（施設提供の期間）

第３条　一時滞在施設としての受入期間は、災害発生日より概ね３日間とする。

２　判定士の活動拠点としての受入期間は、地震発生日より概ね３０日間とする。

（一時滞在施設の開設に係る協力要請等）

第４条　甲は、大規模な災害（市内において震度５強以上を観測した場合又は大分市災害対策本部が設置された場合に限る。）の影響で公共交通等の運行が停止したこと等により多くの帰宅困難者が生じ、指定避難所等の収容状況を勘案した上で、一時滞在施設を確保する必要があると認めたときは、乙、丙及び丁に対し次に掲げる事項を明らかにした応援要請書１（様式第１号）により提供を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、事後に応援要請書１を提出するものとする。

⑴　要請の理由

⑵　要請の内容

⑶　指示事項その他の必要な事項

２　乙、丙及び丁は、前項の規定による要請を受けたときは、建築物の被害状況を確認し、受入れを行うことができる場合は、可能な範囲で速やかに一時滞在施設を開設するものとする。

３　乙、丙及び丁は、前項の規定により一時滞在施設を開設した場合であっても、特別な事情により支障がある場合は、甲乙丙丁協議の上、受入れを拒否することができる。

（判定士の活動拠点の開設に係る協力要請等）

第５条　甲は、大規模な地震により判定業務を行う場合に、判定士の活動拠点を確保する必要があると認めたときは、乙、丙及び丁に対し次に掲げる事項を明らかにした応援要請書２（様式第２号）により提供を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、事後に応援要請書２を提出するものとする。

⑴　要請の理由

⑵　要請の内容

⑶　指示事項その他の必要な事項

２　乙、丙及び丁は、前項の規定による要請を受けたときは、建築物の被害状況を確認し、受入れを行うことができる場合は、可能な範囲で速やかに判定士の活動拠点を開設するものとする。

３　乙、丙及び丁は、前項の規定により判定士の活動拠点を開設した場合であっても、特別な事情により支障がある場合は、甲乙丙丁協議の上、受入れを拒否することができる。

（建築設備等の設置）

第６条　乙、丙及び丁は、帰宅困難者及び判定士に飲料水等を提供するため、受水槽等を設置し、その維持管理を行うものとする。ただし、飲料水等を別途確保できる場合は、この限りではない。

２　乙、丙及び丁は、一時滞在施設及び判定士の活動拠点に係る必要最低限の電源（夜間照明及び非常用コンセントをいう。）を確保するため、自家用発電機を設置し、その維持管理を行うものとする。ただし、一時滞在施設及び判定士の活動拠点に係る必要最低限の電源に相当する機能を別途確保できる場合は、この限りではない。

３　乙、丙及び丁は、甲との連携を図り、被害状況、公共交通機関等の状況等に関する情報の提供を行うための館内放送設備等を設置し、その維持管理を行うものとする。

（物資の調達）

第７条　甲は、帰宅困難者及び判定士に係る毛布、帰宅困難者に係る食糧等の必要な物資を調達するものとする。

２　乙、丙及び丁は、判定業務に必要な長机、椅子等を確保するものとする。

（物資等の提供）

第８条　乙、丙及び丁は、食糧１，０００食分、毛布１００枚等を帰宅困難者に対し提供するものとする。

２　乙、丙及び丁は、帰宅困難者が一時的な滞在をする上で必要なスペース（最大１，０００人の帰宅困難者が滞在できるスペースとする。）を一時滞在施設として提供するものとする。

３　乙、丙及び丁は、判定士が判定業務を行う上で必要なスペース（最大１００人の判定士が判定業務を行うことができるスペースとする。）を判定士の活動拠点として甲に提供するものとする。

４　乙、丙及び丁は、帰宅困難者及び判定士に対し飲料水を提供するものとする。

５　乙、丙及び丁は、帰宅困難者及び判定士に対し電源（夜間照明及び非常用コンセントをいう。）を提供するものとする。

６　乙、丙及び丁は、甲との連携を図り、帰宅困難者に対し、被害状況、公共交通機関等の状況等に関する情報を館内放送設備等により提供するものとする。

７　乙、丙及び丁は、甲に対し、判定業務に必要な長机、椅子等を提供するものとする。

８　乙、丙及び丁は、帰宅困難者及び判定士に対し着替えを行うスペースを提供するものとする。

（費用）

第９条　施設の提供及び設備の利用に係る費用は、無償とする。ただし前条第４項、第５項に規定する飲料水の提供等に係る費用については、甲が負担するものとする（提供した物資等が証明できるものに限る。）。

（施設提供訓練の実施）

第１０条　乙、丙及び丁は、本協定に係る事務を円滑に実施するため、年に１回テナントを含めた訓練を実施するものとする。

（事故の責任）

第１１条　乙、丙及び丁が施設を提供した際に発生した事故等に対する責任（人的被害に限る。）は、甲が負うものとする。ただし、乙、丙及び丁の責に帰すべき事由による事故等については、この限りではない。

（効力発生日）

第１２条　この協定は、締結の日から効力を有するものとする。

（協定の解除）

第１３条　甲、乙、丙及び丁は、この協定を正当な理由によって解除しようとするときは、解除しようとする日の３０日前までに解除の申入れをしなければならない。

（所有権移転等の場合の措置）

第１４条　乙、丙及び丁は、使用物件の現状を変更し、又は所有権その他の財産権を移転しようとする場合には、事前に文書により甲に通知しなければならない。

（疑義の解決）

第１５条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙丁が協議して定める。

この協定の締結を証するため本書４通を作成し、各自記名押印の上、それぞれ１通を保有するものとする。

平成３１年　２月１９日

大分市荷揚町２番３１号
大分市長　　佐藤　樹一郎
大分市大字豊饒２８５番地の１
大分中央ビル株式会社
代表取締役　　光延　宏一
大分市中島西二丁目５番１３号
横萬ビル株式会社
代表取締役　　首藤　哲男
大分市中島西二丁目５番１３号
合資会社横萬金物店
代表社員　　首藤　哲男

（70）　日本水道協会大分県支部水道災害等応援要綱

（趣 旨）

第１条 この要綱は、日本水道協会大分県支部（以下「県支部」という。）の会員の市町村（以下「曇」という。）が、災害等（地震その他の自然災害、施設事故、渇水及び水質事故をいう。以下同じ。）により被害を生じ、又は生じるおそれがある場合において、県支部内の被災事業体が速やかに給水能力を回復できるよう会員相互間で行う応急給水と施設の応急復旧のための相互応援（以下「応援活動」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務処理）

第２条 応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22 年法律第118 号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。また、会員が応援活動中において災害救助法その他の法律で定める救助が行われることになったときは、速やかに法律で定める事務処理に切り替えるよう努めなければならない。

（連絡責任者）

第３条 各会員は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害等が発生したときは、速やかに必要な情報を県支部長を通じて相互に交換するものとする。

２　前項に規定する各会員の連絡責任者は、別表１のとおりとする。

（相互応援体制）

第４条 災害等が発生した場合において、被害を受けた会員（以下「被災会員」という。）以外の会員は、被災会員に対する応援活動について、全面的に協力するものとする。

（応援活動の要請）

第５条 被災会員は、県支部長を通じて会員に対し、必要な応援活動を要請することができる。

２　前項の要請をするときは、次の事項を文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、事後文書を提出するものとする。

（１）被害の状況及び要請理由

（２）必要とする資機材等の品名及び数量

（３）必要とする職員の職種別人員

（４）応援場所及び応援場所への経路

（５）応援の期間

（６）前各号に掲げるもののほか必要な事項

３　県支部長は、会員による応援活動が困難であると認められるときは、日本水道協会九州地方支部へ必要な応援活動を要請することができる。

（応援活動）

第６条 応援活動は、原則として被災会員の応急給水及び応急復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

２　応援活動の内容は、概ね次のとおりとする。

（１）応急給水作業

（２）応急復旧作業

（３）応急給水・復旧に必要な資機材等の提供

（４）技術的支援（施設の復旧等に係る技術的助言に関する支援等）

（５）工事事業者の斡旋

３ 前項各号に掲げるもの以外の応援活動について、被災会員から要請があったときは、各会員は応援能力の範囲内で配慮するものとする。

（応援職員の派遣）

第７条 応援を求められた会員が、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）を派遣するときは、災害等の状況に応じて給水用具、作業用具、食料、衣類、日用品その他必要なものを携行させるものとする。

（応急給水作業）

第８条 応急給水作業の応援期間は、原則として２０日以内とする。

（応急復旧作業）

第９条 応急復旧作業の応援期間は、被災会員と応援会員とが被災状況を勘案し、協議して定める期間とする。

（応急復旧資機材の提供）

第 10 条 各会員は、被災会員から応急復旧資機材の提供について要請があったときは、応援能力の範囲内で提供するものとする。

（損害の賠償）

第 11 条 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、被災会員の負担とする。

２　応援職員が第６条第２項第１号及び第２号に規定する応援活動中、第三者に損害を与えた場合においては被災会員が、被災地への往復途中に生じたものについては応援会員がその賠償の責に任ずる。

（応援経費の負担）

第 12 条 この要綱に基づく応援活動に要した費用については、応援職員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除き、原則として、被災会員が負担するものとする。ただし、関係水道事業者の協議により、これと異なる定めをした場合は、この限りでない。

（救援体制の報告）

第 13 条 各会員は、別表１の内容について毎年４月１日現在で報告書を作成し、４月末日までに県支部長に提出するものとする。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、相互応援に関し必要な事項は県支部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成８年４月１９日から施行し、平成８年４月１９日から適用する。

この要綱は、平成２４年４月２５日から適用する。

この要綱は、令和３年４月２１日から適用する。

この要綱は、令和４年５月１３日から適用する。

別表第１

非常災害時の連絡先一覧表

会員名	連絡部課名	担当者	緊急連絡先
大分市	上下水道局総務課	課 長	
別府市	上下水道局総務課	課 長	
宇佐市	上下水道課	課 長	
臼杵市	水道事業所 上下水道管理課	課 長	
杵築市	上下水道課	課 長	
国東市	上下水道課	課 長	
佐伯市	営業課	課 長	
竹田市	上下水道課	課 長	
津久見市	上下水道課	課 長	
中津市	総務経営課	課 長	
日田市	上下水道局施設工務課	課 長	
豊後大野市	上下水道課	課 長	
豊後高田市	上下水道課	課 長	
由布市	水道課	課 長	
玖珠町	建設水道課	課 長	
九重町	建設課	課 長	
日出町	上下水道課	課 長	
姫島村	生活環境課	課 長	

（71）　水道における給水異常や災害発生時の給水支援等に関する協定

大分市水道事業管理者 渕野 善之（以下「発注者」という。）と公益社団法人大分県薬剤師会 会長 安東 哲也（以下「受注者」という。）とは、発注者の経営する水道事業等において緊急に必要とされる水質検査及び受注者の所有する給水車による給水支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、発注者の経営する水道事業等において、水源等の汚染事故や災害等により供給する水の安全性が確保できないと判断される場合や給水量が不足する場合に、発注者の要請に基づいて受注者が行う臨時の水質検査及び受注者の所有する給水車による給水支援に関する手続き等を定め、もって、事業の円滑な推進と地域住民の飲用水の安全及び利便性の確保を図ることを目的とする。

（緊急水質検査の対象）
第２条　この協定の緊急水質検査の対象となるのは、水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがあると判断される事態に至った場合とし、おおむね次の各号に掲げる事態に至った場合とする。
(1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
(2) 水源に異常があったとき。
(3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
(4) 浄水過程に異常があったとき。
(5) 配水管など水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
(6) その他特に必要があると認められるとき。

（緊急水質検査の要請）
第３条　発注者は、前条の事態が発生し、緊急水質検査が必要と判断した場合には、直ちに受注者に連絡し、検査を要請することができるものとする。
2　受注者は、発注者から検査の要請を受けたときは、特別な理由がある場合を除き、その要請を受け入れるものとする。
3　受注者は、発注者の要請を受け入れた場合は、速やかに検査体制を整え、現地へ急行するものとする。ただし、状況によっては発注者が受注者に検体を持ち込むものとする。

（緊急水質検査の検査項目）
第４条　緊急水質検査は、原則として、水道法に基づく水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる全ての項目について行うものとするが、状況に応じて、項目の追加または省略を行うことができるものとする。

（緊急給水支援の対象）
第５条　この協定の緊急給水支援の対象となるのは、おおむね次の各号に掲げる事態に至った場合とする。
(1) 第２条に規定する緊急水質検査を実施する事態となり、水道水の給水が停止又は不足する状況が生じたとき。
(2) 災害等により給水異常が発生し、飲料水の給水が停止又は不足する状況が生じたとき。

（緊急給水支援の要請）
第６条　発注者は、前条の事態が発生し、緊急給水支援が必要と判断した場合には、受注者に現地の状況及び受注者が行うべき活動について詳細に説明し、出動を要請することができる。ただし、緊急給水支援については、受注者が別に大分県と締結する「緊急給水車による支援活動に関する契約」に基づく要請を優先するものとする。
2　受注者は、発注者から緊急給水支援の要請を受けたときは、特別な理由がある場合を除き、その要請を受け入れるものとする。
3　受注者は、現地の状況等により発注者の要請どおりの活動ができない事態に至った場合には、その都度、発注者に連絡して調整するものとする。

（経費の負担）
第７条　緊急水質検査に要する費用は、特別な場合を除き、原則として受注者の負担とする。
2　緊急給水支援に要する費用は、特別な場合を除き、原則として受注者の負担とする。ただし、現地における飲料水の確保に要する費用は発注者の負担とする。

（協定の期間）
第８条　この協定の期間は、平成２４年４月２日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに、発注者、受注者いずれかから異議の申し出がない限り、この協定を１年間延長するものとし、以降もこの例によるものとする。

（秘密を守る義務）
第９条　受注者は、実施した業務において知ることのできた内容を第三者に漏らしてはならない。

（協議）
第10条　この協定に関して疑義を生じたとき、またはこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、その都度、発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

平成２４年４月２日

発注者　大分市城崎町１丁目５番２０号
大分市水道局
大分市水道事業管理者　渕 野　善 之

受注者　大分市大字豊饒字光屋 441-1
公益社団法人大分県薬剤師会
会 長　安 東　哲 也

（72）　大分市水道局と大分市管工事協同組合との災害時の応急活動の協力に関する協定

大分市水道局（以下「甲」という。）と大分市管工事協同組合（以下「乙」という。）とは、地震その他の災害等が市内に発生し、又は発生するおそれがある場合における水道の応急給水、応急復旧（以下「応急活動」という。）の対応について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲のみでは応急活動を実施することが困難であるときは、乙に対し、その協力を要請することができるものとする。

２　乙は甲から前項規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先してこれに協力するものとする。

（要請手続）

第２条　前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、必要とする人員及び機材等について、乙に対して連絡することをもって行うものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに人員及び機材等を出動させ、甲の行う応急活動に協力するものとする。

（指揮）

第４条　応急活動に係る現場指揮及び連絡調整については、甲が行うものとする。

（費用の負担）

第５条　乙がこの協定に基づく応急活動のために要した経費については、原則として甲が負担するものとする。

２　前項の積算単価は、水道局が定める設計単価によるものとし、乙と協議の上、支払うものとする。

（体制確立）

第６条　乙は、甲と協議の上、応急活動の体制確立のため、最大限の人員及び機材等について、毎年甲に文書で提出するものとする。

（労災補償・損害補償）

第７条　応急活動について、乙の組合員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

２　応急活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲・乙協議の上、対処するものとする。

（協議）

第８条　この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めない事項については、必要に応じて、甲・乙の協議の上、決定するものとする。

（他都市の災害）

第９条　他都市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他都市へ応援するときは、この協定の例により甲・乙の協議の上、実施するものとする。

（適用）

第１０条　この協定は、平成２６年２月１日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲・乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２６年１月２８日

大分市城崎町１丁目５番２０号
甲　大分市水道局
大分市水道事業管理者　　神　矢　壽　久

大分市大州浜１丁目３番５号
乙　大分市管工事協同組合
代表理事　　小　野　泰　男

（73）　災害時等の応援業務に関する協定

大分市水道局（以下、「甲」という。）とヴェオリア・ジェネッツ株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、事故等により水道施設の被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時等」という。）における応援業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（応援要請）

第１条　甲は、災害時等において応急措置等行う必要が生じた場合は、乙に次の各号に掲げる事項を明らかにした文書をもって、応援を要請できるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により応援を要請できるものとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（1）　災害の状況

（2）　必要とする人員

（3）　応援業務の内容

（4）　応援業務の実施場所

（5）　応援の期間

（6）　前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

２　甲は、甲が主催または後援する防災訓練において、甲が必要と認めるときは、乙と協議のうえ、その協力を要請することができる。

（応援の実施）

第２条　乙は、前条の応援の要請を受けたときは、速やかに応援業務に対応するための体制を整え、甲が行う応急措置等に協力するものとする。

２　前項の規定による応援業務を行うにあたり、乙は、甲の指示に従うものとする。

（応援業務の内容）

第３条　乙が行う応援業務の内容は、次の各号に掲げる業務のうち、災害時等の状況に応じて甲が必要と認める業務とする。

（1）　電話及び窓口対応

（2）　広報

（3）　応急給水

（4）　前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める業務

（連絡責任者）

第４条　災害時等の情報伝達及び応援業務に関する連絡・調整を正確かつ迅速に行うため、甲乙それぞれに連絡責任者を定めるものとする。

（経費の負担）

第５条　この協定に基づき、災害時等に乙が行った応援業務に要した経費については、原則として甲が負担するものとする。

２　前項に規定する経費は、甲乙の協議により積算した額に基づき、乙が請求するものとする。

（労災補償）

第６条　乙の職員が応援業務の実施に伴い負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（損害賠償）

第７条　乙が応援業務従事中に第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ対処するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保持する。

平成２９年４月１日

甲　大分市城崎町１丁目５番20号
大分市水道局
大分市水道事業管理者　　三重野　小二郎

乙　大分市北鶴崎２丁目７番11号
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社　大分事業所
所長　　篠　原　信　成

（74）　九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール

大規模地震等により下水道施設が被災した際、被災自治体単独では対応が困難な場合、下水道施設の復旧に対応するための相互支援は、基本的に「下水道事業における災害時支援に関するルール」（以下「全国ルール」という。）により行うが、これを補完する事項等を「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール」として策定し、活用するものである。

1　ブロック内体制

1）　本ルールの円滑な運用を図るため、ブロック連絡会議幹事及びブロック連絡会議副幹事を置く。

ブロック連絡会議幹事を九州・山口ブロックの連絡窓口とし、他ブロックとのすべての連絡はこの連絡窓口を通すものとする。

幹事県が被災した場合には、副幹事県を連絡窓口とする。幹事県、副幹事県が被災した場合には、次年度の副幹事県が代行する。

2）　災害時の支援の指揮、総括を行う場として、下水道対策本部を設置し、下水道対策本部長、下水道対策本部員を置く。被災県下水道担当課長は下水道対策本部長を務めるものとする。

下水道対策本部の組織は別表１のとおりとする。

3）　政令指定都市が被災団体に含まれる場合、当該市に対する支援は原則として「下水道災害時における大都市間の連絡・体制に関するルール」により支援するが、必要に応じて本ルールを適用する。

4）　ブロック連絡会議幹事及びブロック連絡会議副幹事とその任期は、別に定める「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール運営要領」による。

5）　ブロック連絡会議構成員は予め連絡窓口を定め、すべての連絡はこの窓口を通して行うものとする。

6）　ブロック連絡会議構成員は年度当初ただちに毎年４月１日現在の代表者名及び連絡先等をブロック連絡会議幹事に報告する。（別表２）

7）　ブロック連絡会議構成員は、毎年４月１日現在の支援に提供可能な資機材車両等のリストを作成し、ブロック連絡会議幹事に提出する。なお、各県の下水道担当課長は、県内の下水道事業を実施している市町村分も合わせて報告する。（別表３）

8）　ブロック連絡会議幹事は１の６）、７）により提出されたリストを取りまとめ、ブロック連絡会議構成員に配布する。

2　平常時の活動

1）　ブロック連絡会議副幹事は毎年１回ブロック連絡会議構成員を召集し連絡会議を開催する。詳細は「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール運営要領」による。

2）　毎年２回ブロック連絡会議構成員による情報連絡訓練を行う。第１回目の簡易情報連絡訓練を年度当初にブロック連絡会議幹事が行い、第２回目をブロック連絡会議後に次年度副幹事県が行う。

3）　各県の下水道担当課長は、県内の下水道事業を実施している市町村に対し、支援を受ける際に必要な下水道台帳を複数整備し、複数箇所に保管するよう指導する。

4）　各県の下水道担当課長は、県内の下水道事業を実施している市町村に対し、災害が発生した場合に迅速な支援対応を行うことが出来るよう、提供可能な資機材車両等について、あらかじめ把握するよう指導する。

3　下水道対策本部の設置

1）　震度６弱以上の地震が下水道実施市町村で発生した場合、被災県下水道担当課長は下水道対策本部を設置する。

2）　震度５強以下の地震またはその他の大規模災害が発生した場合においても、４の手続きにより被災自治体からの要請があった場合等、被災県下水道担当課長は必要に応じて下水道対策本部を設置する。

3）　下水道対策本部長は速やかに被害の状況を把握し、国土交通省と総合調整の上、下水道対策本部員の招集が必要と判断された場合は、下水道対策本部員の招集および支援調整隊の設置を行うことができる。

4）　下水道対策本部長は、下水道対策本部設置の旨を別表４に記載の一次連絡先・被災自治体に報告し、ブロック連絡会議幹事は下水道対策本部設置の旨を被災ブロック以外のブロック連絡会議幹事に報告する。

5）　上記３）４）の連絡は別表４の連絡系統により行う。

4　支援の要請

被災自治体が被災県下水道担当課長に支援を要請するに当たっては、「被災状況の概要」、「支援希望の内容」等を添えて要請する。（別表５参照）

5　下水道対策本部の業務

1）　被災ブロック内支援の場合、「全国ルール」第８条第１項と同一とする。

2）　被災ブロック以外の広域支援の場合、「全国ルール」第８条第２項と同一とする。

6　支援体制の確立

1）　下水道対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、ブロック内県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。その際は、ブロック連絡会議幹事を連絡窓口とすることが出来る。

2）　支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告するものとする。

3）　支援活動初期における被災団体の実態を考慮し、被災自治体による宿泊施設等の調整がうまく整うまでの間、支援部隊は必要な食料・飲料水・寝具等の物資を用意して「自己完結型」支援活動を行う。

4）　支援に従事する職員は、所属する自治体又は団体を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにする。

7　他のブロックへの対応

他のブロックに設置された下水道対策本部から広域支援依頼を受けたブロック連絡会議幹事は、下水道対策本部の要請のもとで、支援部隊を編成する。

8　被災自治体の任務

被災自治体は、支援各団体の先遣隊の誘導、調査班等の活動の支援、活動の拠点となる施設等の調整を可能な限り行う。また、支援を受けた各団体に対して後日必要な手続きをとる。

9　費用負担等

支援活動に関わる諸経費及び二次災害等の経費負担は、「九州・山口９県災害時応援協定」による。なお、この協定に含まれない経費が生じた場合については、関係者で別途協議して定める。

また、民間団体の支援に係る経費は、原則として要請した自治体の負担とする。

10　下水道対策本部の解散

下水道対策本部長は下水道対策本部を解散した場合、その旨を別表４の連絡系統により連絡する。

11　相互協力

各団体は災害発生の際、友愛の精神に基づき相互に救援協力し、被災自治体の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行することが出来るよう、日常的なコミュニケーションを密にし、意志の疎通を図っておくよう心がける。

また、各県は「全国ルール」「九州・山口９県災害時応援協定」及び本ルールの内容を管下の下水道事業を実施している市町村に周知し、被災時に円滑な運営が出来るよう心がける。

12　その他

前各号に定めるもののほか、必要な事項は連絡会議で協議の上、定める。

（75）　災害時における下水道管路施設及び排水設備の復旧に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と大分市管工事協同組合（以下「乙」という。）とは、地震その他の災害等が市内に発生し、又は発生するおそれがある場合において、下水道管路施設(大分市公共下水道条例（昭和43年条例第37号）第２条第13号に規定する取付管及び同条第14号に規定する取付ますに限る。以下同じ。）及び排水設備（同条第６号に規定する排水設備をいう。以下同じ。）の復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲のみでは下水道管路施設の復旧が困難又は乙と協力することにより排水設備の速やかな復旧が可能となると判断したときは、乙に対し協力を要請することができる。

２　乙は前項の規定による要請（以下「協力要請」という。）を受けたときは、他の業務に優先してこれに協力するものとする。

（協力の内容）

第２条　甲が乙に対して協力を要請する業務の内容は次の各号に定めるところによる。

(1)　下水道管路施設の復旧に係る業務（以下「管路復旧業務」という。）

ア　下水道管路施設の被害状況を調査すること。

イ　下水道管路施設の応急措置を実施すること。

(2)　排水設備の復旧に係る業務（以下「排水設備復旧業務」という。）

ア　排水設備の復旧等に関する相談に対応するための窓口（以下「相談窓口」という。）を設置すること。

イ　乙が相談窓口で受け付けた相談に対応し、第７条第３項第２号に定める費用の負担を相談者に明示した上、甲の管理する下水道管路施設に接続する排水設備の被害状況の調査及び応急復旧工事を実施すること。

（要請手続）

第３条　協力要請は、甲が乙に対して連絡することをもって行うものとする。

２　協力要請は、原則として文書により行う。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、口頭又は電話で行い、後日速やかに文書により処理する。

３　甲は、乙に対し管路復旧業務の協力要請を行うときは、災害の状況、場所、活動内容、必要とする人員及び資機材等について伝達するものとする。

（管路復旧業務の実施）

第４条　乙は、管路復旧業務の協力要請を受けたときは、速やかに人員及び資機材等を出動させ、甲の行う管路復旧業務に協力するものとする。

（指揮）

第５条　管路復旧業務における現場指揮及び連絡調整については、甲が行うものとする。

（排水設備復旧業務の実施）

第６条　乙は、甲から排水設備復旧業務の協力要請があったときは、直ちに相談窓口を開設する。

２　乙は、相談窓口における相談事案に関して、調査又は応急復旧工事が必要と判断したときは、乙に属する組合員を出動させ、これらを実施させることができる。

（費用の負担）

第７条　乙が管路復旧業務に要した経費については、原則として甲が負担するものとする。

２　前項の積算単価は、甲が定める設計単価によるものとし、乙と協議の上、支払うものとする。

３　排水設備復旧業務の実施に要した費用の負担は、次のとおりとする。

(1)　相談窓口の設置に係る費用は、乙が負担する。

(2)　第２条第２号イの応急復旧工事に要する費用は、応急復旧工事が行われた当該排水設備の設置者又は使用者が負担する。

（体制確立）

第８条　乙は、甲との協議の上、管路復旧業務又は排水設備復旧業務に対応するための連絡体制、最大限の人員及び資機材等について、毎年甲に文書で提出するものとする。

（労災補償・損害補償）

第９条　管路復旧業務又は排水設備復旧業務について、乙の組合員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

２　管路復旧業務により、第三者に損害を与えた場合は、甲と乙とが協議の上、対処するものとする。

（協議）

第１０条　この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めない事項については、必要に応じて、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

（適用）

第１１条　この協定は、平成２６年４月１日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２６年３月２４日

大分市荷揚町２番３１号
甲　大分市長

大分市大州浜１丁目３番５号
乙　大分市管工事協同組合
代表理事

（76）災害時における大分市上下水道管路台帳総合システムの復旧に関する協定書

大分市上下水道局（以下「甲」という。）と国際航業株式会社　大分営業所（以下「乙」という。）とは、地震その他の災害等が市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、大分市上下水道管路台帳総合システム（以下「管路台帳システム」という。）の復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　甲は、災害時において、管路台帳システムの機能が損なわれ、又はその目的を十分に果たすことができなくなり、通常の保守管理手段等ではその解決を図ることができないと判断したときは、乙に対し管路台帳システムの機能を早急に復旧するための協力を要請することができる。

２　乙は、前項の規定による要請（以下「協力要請」という。）を受けたときは、できる限り速やかに協力するものとする。

（協力の内容）

第２条　甲が乙に対して協力要請をする業務の内容は、管路台帳システムのソフトウェア及びデータ等の復旧（以下「復旧業務」という。）に関するものとする。

（要請手続）

第３条　協力要請は、甲が乙に対して連絡することをもって行うものとする。

２　協力要請は、原則として文書により行う。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、電話その他の方法により要請し、後日速やかに文書により処理する。

３　甲は、乙に対し復旧業務の協力要請を行うときは、管路台帳システムの被災の状況、場所、復旧内容、必要とする人員及び機器等について連絡するものとする。

（復旧業務の実施）

第４条　乙は、復旧業務の協力要請を受けたときは、速やかに人員及び機器等を出動させ、甲が要請する復旧業務に協力するものとする。

（費用の負担）

第５条　乙が復旧業務に要した経費については、原則として甲が負担するものとする。

２　前項の経費の算定は、甲が定める設計単価によるものとし、その額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（労災補償・損害補償）

第６条　乙の従業員が復旧業務上の事由により負傷、疾病、死亡したときは、乙の労災保険により補償するものとする。

２　復旧業務により、第三者に損害を与えたときは、甲乙協議の上対処するものとする。

（協議）

第７条　この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、締結日から令和９年１２月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１ケ月前までに、甲と乙いずれからも書面による本協定終了の意思表示がないときには、この協定の有効期間を１年延長するものとし、以降この例による。

（解約）

第９条　この協定を解約する場合は、甲と乙のいずれか一方が解約日１ケ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（適用）

第１０条　この協定は、令和５年１月１日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和４年１１月１４日

甲　大分市城崎町１丁目５番２０号

大分市上下水道事業管理者　西田　充男

乙　大分市都町一丁目１番１号　太陽生命ビル７Ｆ

国際航業株式会社　大分営業所

所　長　　緒方　訓一

（77）　大分市上下水道局・日本下水道事業団災害支援協定

大分市上下水道局（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第１条　この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

２　この協定は、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１５条の２に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第２条　この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

一　暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象

二　その他甲と乙の協議により定めるもの

２　この協定の対象となる下水道施設は、別記に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第３条　乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

一　災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）

二　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和２６年政令第１０７号）第５条第１項の規定による災害報告に必要な資料の作成

三　協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事

四　災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会

五　前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第４条　甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

２　前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第５条　乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、乙は、国土交通省又は大分県から災害支援の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うことができる。

（災害支援の完了の報告）

第６条　乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第７条　甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第３条第１号及び第２号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

２　乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

３　甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

（廃止）

第８条　甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

２　甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（事務局）

第９条　この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

一　甲の事務局　大分市上下水道局　上下水道部　総務課

二　乙の事務局　日本下水道事業団　九州総合事務所　施工管理課

（協定の有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和７年９月３０日までとする。

（現況届の提出）

第１１条　甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。

２　甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。

３　前二項に定める現況届は、様式によるものとする。

（その他）

第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々１通を保有する。

令和４年１０月１日

甲　大分県大分市城崎町１丁目５番２０号

大分市上下水道事業管理者　　西　田　充　男

乙　東京都文京区湯島二丁目３１番２７号

日本下水道事業団

理事長　　森　岡　泰　裕

別記

＜大分市：協定下水道施設＞

① 水資源再生センター

	名　　称	処理区	所　在　地
1	弁　天　水資源再生センター	中央	弁天四丁目１番１号
2	宮　崎　水資源再生センター	植田	大字宮崎 35 番地
3	原　川　水資源再生センター	東部	向原沖３丁目１番 31 号
4	大　在　水資源再生センター	大在	大字志村 2500 番地の１
5	松　岡　水資源再生センター	南部	大字松岡 1878 番地の１

② 汚水中継ポンプ場

	名　　称	処理区	所在地
1	小野鶴　汚水中継ポンプ場	植田	大字小野鶴
2	小中島　汚水中継ポンプ場	大在	大字家島
3	判　田　汚水中継ポンプ場	南部	大字下判田
4	南　部　汚水中継ポンプ場	中央	大字大分
5	高　田　汚水中継ポンプ場	大在	大字関園
6	戸　次　汚水中継ポンプ場	南部	大字下戸次

③ 雨水排水ポンプ場

	名　　称	処理区	所在地
1	元　町　雨水排水ポンプ場	中部	大字大分堀ノ口
2	津　留　雨水排水ポンプ場	津留	西新地
3	堂　園　雨水排水ポンプ場	高田	大字関園
4	関　門　雨水排水ポンプ場	高田	大字関園
5	弁　天　雨水排水ポンプ場	中部	弁天水資源再生センター内
6	皆　春　雨水排水ポンプ場	東部	大字乙津

様式

令和　　年　　月　　日

日本下水道事業団　理事長　　殿

災害支援協定に係る現況届

大分市・日本下水道事業団災害支援協定第11条に基づき現況届を提出します。

市町村名				
担当部署名				
担当者役職及び氏名①				
担当者役職及び氏名②				
災害時緊急連絡先	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
維持管理委託先	業者名			
	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
対象施設名				
		ルート図	一般平面図	水位関係図
	最新図面作成年月日			
		設備フロー図	施設平面図	断面図
	最新図面作成年月日			
留意事項				

※1　ご担当者様は2名以上ご登録願います。

※2　災害時緊急連絡先が複数ある場合は「,」で区切ってご記入願います。

※3　維持管理委託先がない場合は、「維持管理委託先」欄をご記入いただく必要はありません。維持管理委託先が複数ある場合は、行を増やしてご記入願います。

※4　「対象施設名」欄は、対象施設ごとに対象施設名及び最新の図面の作成年月日を記載してください。また、施設が複数ある場合は別紙を作成するか、行を増やしてご記入願います。

※5　「留意事項」欄は、災害支援時に留意すべきことがあればご記入願います。

（78）　大分市下水道管路施設保全災害支援協定

大分市（以下「甲」という。）と、○○○（以下「乙」という。）とは、災害時における下水道管路施設の保全及び下水再生水の運搬（以下「災害支援」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第１条　この協定は、災害支援の円滑な実施により、災害時における下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって公衆衛生環境及び公共用水域の水質を保全すること、並びに被災者に清潔なトイレ環境を提供することを目的とする。

（対象）

第２条　この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

一　暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他異常な自然現象

二　その他甲と乙の協議により定めるもの

（災害支援の内容）

第３条　災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

一　下水道管路施設の調査及び点検

二　下水道管路施設の清掃

三　指定避難所のトイレや管路排水の用に供するための下水再生水の運搬

四　その他甲と乙の協議により定めるもの

（災害支援の要請の方法）

第４条　甲は、文書により乙に災害支援の要請を行うものとする。ただし、文書によることが出来ない場合には、電子メール又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

２　前項ただし書き場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第５条　乙は前条の規定による要請があった時は、その人員等に応じて可能な範囲で、第３条に規定する災害支援を行うものとする。

（災害支援の完了の報告）

第６条　乙は、要請を受けた災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第７条　甲は、乙が行った災害支援に要した費用を負担するものとする。

２　前項の費用は、甲が定める設計単価によるものとし、乙と協議の上、支払うものとする。

（労災補償・損害補償）

第８条　災害支援に従事する者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

２　災害支援により、第三者に損害を与えた場合は、甲と乙が協議の上、対処するものとする。

（廃止）

第９条　甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

２　甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成３０年３月３１日までとする。

２　本協定の有効期間満了時において、協定を継続しないときは、相手方に対し、本協定の有効期間満了の２か月前までに通知するものとする。ただし、この通知がなされないときは、本協定は同一の内容で１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２９年　５月１６日

甲　大分市長　佐藤　樹一郎

乙　○○○

※下記の５社と締結
ニューテクノファースト　株式会社
有限会社　九州管通
株式会社　大分クリーン産業
有限会社　大分環境クリーナー
豊和産業　株式会社

（79）　自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本下水道施設業協会（以下「乙」という。）とは、自然災害発生時における下水道機械・電気設備復旧のための緊急工事（以下「緊急工事」という。）に関し、次の通り協定を締結する。

（目　的）
第１条　本協定は、甲が管理する下水道機械・電気設備の緊急工事を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）
第２条　甲は、緊急工事を実施する必要があると認めたときは、乙に必要な協力を要請することができる。
２　乙は、前項の要請があったときは、その要請の趣旨に従い甲に協力するものとする。

（会員との協定）
第３条　甲は、緊急工事を円滑に実施するために、乙の会員と、甲乙協議のうえ別途定めた協定を予め締結しておくものとする。

（有効期間）
第４条　本協定の有効期間は、本協定締結日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。但し、期間満了の 30 日前までに甲又は乙の一方から協定を終了させる意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から起算して１年間本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（補　則）
第５条　本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 29 年 12 月 20 日

甲　大分市荷揚町２番 31 号
大分市長　佐藤　樹一郎

乙　東京都中央区新川二丁目６番 16 号
一般社団法人 日本下水道施設業協会
会　長　松木　晴雄

（79）－２　自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事の請負に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本下水道施設業協会員である○○（以下「乙」という。）とは、自然災害発生時における下水道機械・電気設備復旧のための緊急工事（以下「緊急工事」という。）の請負に関し、次の通り協定を締結する。

（目　的）
第１条　本協定は、甲が管理する下水道機械・電気設備の被害等の早期復旧のため、緊急工事を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急工事の範囲）
第２条　緊急工事の範囲は、下水道機械・電気設備における被災等の調査、復旧計画、応急及び復旧工事とする。

（緊急工事の依頼）
第３条　甲は、乙に電話等の通信手段により緊急工事の依頼をすることができるものとし、乙が同意した場合、甲は、速やかに依頼内容を書面で乙に通知するものとする。
２　乙は、前項による依頼に同意したときは、速やかに緊急工事に着手するものとする。

（工事請負契約の締結）
第４条　乙が前条による依頼通知の書面を受領したときは、甲は、甲乙合意した概算契約金額により、速やかに緊急工事指示書を乙に通知し、後日、工事請負契約を乙と締結するものとする。

（有効期間）
第５条　本協定の有効期間は、本協定締結日から平成 30 年３月 31 日までとする。但し、期間満了の30日前までに甲又は乙の一方から協定を終了させる意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から起算して１年間本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（補　則）
第６条　本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 29 年 12 月 20 日

甲　大分市荷揚町２番 31 号
大　分　市　長　佐藤　樹一郎

乙　　○○　○○

※下記の１４社と締結
㈱ＩＨＩ環境エンジニアリング　㈱石垣　九州支店　㈱クボタ　九州支店
月島機械㈱　福岡支店　㈱鶴見製作所　九州支店　東芝インフラシステムズ㈱　九州支店
㈱日立製作所　九州支店　前澤工業㈱　九州支店　三菱化工機㈱　環境営業部
三菱電機㈱　九州支店　㈱明電舎　九州支店　メタウォーター㈱　九州営業所
㈱安川電機　九州支店　新明和工業㈱流体事業部営業本部　九州支店

（80）　災害時における大分市下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１５条の２の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第２条　甲は、乙に対し災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（１）被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）

（２）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

２　前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は大分市下水道部下水道施設課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会九州支部とする。

３　甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

４　乙は、前３項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第３条　この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第４条　乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

２　乙は、毎年３月３１日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輌等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第５条　甲は、協定下水道施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をＰＤＦ等の電子データとして、乙に提供するものとする。

２　乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

３　甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

（下水道台帳データの開示）

第６条　乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

２　支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

３　甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第１項及び第２項を準用する。

（広域被災）

第７条　甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

（協定期間）

第８条　この協定の期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第９条　本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

２　甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２９年１２月２０日

甲　大分市荷揚町２番３１号

大分市長　佐藤　樹一郎　㊞

乙　東京都千代田区岩本町２丁目５番11号

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会　長　長谷川　健司　㊞

（81）　災害時における大分市下水道施設の技術支援協力に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会九州支部（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害により甲の管理する下水道施設が被災した場合又は被災すると明らかに予見された場合（以下「災害時」という。）における被災調査及び災害復旧業務に係る技術支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における乙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被災した下水道施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（技術支援の範囲）

第２条　支援協力の範囲は、災害時における被害状況の調査、応急復旧、災害査定資料作成などに関して甲が要請する業務とする。

（復旧支援協力の要請）

第３条　甲は、災害時に乙の支援が必要であると認めるときは、乙に対して書面にて技術支援協力を要請する。ただし、書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、その場合は要請後速やかに書面を提出するものとする。

２　乙は、前項に基づき甲より要請があった場合は、技術支援の内容について甲と協議を行い、速やかに乙を構成する会員（以下「会員」という。）の中から、支援可能な会員を甲に書面にて通知する。

３　甲は、前項により通知された会員の中から技術支援協力を依頼する会員（以下「業務実施者」という。）を決定し、業務実施者に対して書面により通知する。ただし、書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、その場合は要請後速やかに書面を提出するものとする。

（業務委託契約の締結）

第４条　甲と業務実施者は業務内容を協議の上、速やかに業務委託契約を締結する。

（業務の実施）

第５条　業務実施者は、要請された業務（以下「支援業務」という。）を速やかに遂行しなければならない。

（報告）

第６条　業務実施者は、支援業務が終了したときは、速やかに甲に書面をもって報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第７条　業務実施者は、支援業務の終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲に請求し、甲は、業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払うものとする。

（情報共有）

第８条　甲、乙は連絡先を相互に確認する。なお、連絡先に変更があった場合は速やかに報告するものとする。

（労務災害）

第９条　技術支援協力において、労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用するものとする。

（損害補償）

第１０条　技術支援協力の実施に伴い、甲及び業務実施者の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合には、その措置について甲と業務実施者は協議の上決定するものとする。

（協定期間）

第１１条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第１２条　本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

２　甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２９年１２月２０日

甲　大分市荷揚町２番３１号

大分市長　佐藤　樹一郎　㊞

乙　北九州市八幡東区西本町二丁目５番５号

一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会九州支部

支部長　松尾　禎泰　㊞

(82)　災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本下水道施設管理業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により、甲の管理する水資源再生センター、ポンプ場、マンホールポンプ場（以下「下水道施設」という。）が被災した時に行う復旧支援協力に関して、以下のとおり協定を締結する。

（目　的）
第１条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、被災した下水道施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（復旧支援の要請）
第２条 甲は、乙に対し、被災した下水道施設の復旧に関して、支援を要請するものとする。
２　前項の規定による復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は大分市下水道部下水道施設課とし、乙の連絡窓口は一般社団法人日本下水道施設管理業協会九州支部とする。
３　乙の支援協力は、原則として、甲と包括維持管理業務委託契約を締結している乙の会員会社（以下「受託事業者」という。）が行うものとする。ただし、受託事業者が被災等により対応困難な場合には、甲の求めに応じて、乙は支援協力可能な乙の会員会社（以下「協力事業者」という。）に支援協力を要請するものとする。
４　甲の乙に対する復旧支援協力の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で要請することができるものとし、その場合は事後において書面を提出するものとする。
５　乙は、甲から要請があった場合には、特段の事由がない限り、必要な人員、機材等をもって要請された内容を遂行しなければならない。
６　乙は、災害により電話等の通信手段が使用できない状況において、甲からの要請がない時点でも被害の発生を確認したとき、又は被害の発生が推測されるときは、被災した下水道施設に受託事業者が参集するよう努めるものとする。

（支援内容）
第３条 この協定に基づき乙が行う復旧支援の内容は、次のとおりとする。
（１）被災した下水道施設の応急復旧のために必要な業務
（２）その他緊急的な措置等が必要な業務及び工事

（費用）
第４条 この協定に基づき受託事業者又は協力事業者（以下「支援事業者」という。）が復旧支援に要した費用は、甲の負担とする。
２　前項の費用については、支援事業者の見積りを参考に甲の積算により算出するものとする。
３　この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務等にかかる費用については、甲と支援事業者が別に契約を締結し、この業務委託契約書に基づく支援事業者からの請求に応じて、甲は所定の手続きにより費用を支払うものとする。
（報告）
第５条 支援事業者は、この協定に基づく甲からの要請により行った支援活動が終了したときは、速やかに甲に対し、書面により報告するものとする。
２　乙は、毎年４月末までに当該年の４月１日現在における災害時の支援に備えて支援協力が可能な受託事業者並びに提供可能な機材及び人員を、甲に報告するものとする。

（広域被災）
第６条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合においても、受託事業者は可能な限り甲の要請に応じるために必要な措置をとるよう努めるものとする。

（協定期間）
第７条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）
第８条　この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２９年１２月２０日

甲　大分市荷揚町２番３１号
大分市長　佐藤　樹一郎

乙　東京都中央区八丁堀三丁目２５番９号
一般社団法人　日本下水道施設管理業協会
会　長　服部　博光

(83)　災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合、又は発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）における乙の保有する水中ポンプ、発動発電機その他のレンタル機材（以下「保有機材」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）
第１条　この協定は、災害時において甲又は甲の契約する事業者（以下「業務実施者」という。）に対し、乙が保有機材を迅速に提供することにより、被災施設の各種機能の確保や早期復旧に資することを目的とする。

（保有機材提供の要請）
第２条　甲又は業務実施者は、災害時において保有機材を必要とするときは、乙に対し保有機材の優先的な提供を要請するものとする。
２　前項の要請は、甲又は業務実施者より電話により要請するものとし、連絡後速やかに甲又は業務実施者と乙との間で契約を取り交わすものとする。

（保有機材提供の実施）
第３条　乙は、前条の規定による要請があった時は、速やかに保有機材の提供を行うものとする。

（保有機材の引渡し）
第４条　提供する保有機材の引渡し場所については、甲又は業務実施者と乙との協議の上で決定するものとする。

（費用の負担）
第５条　甲又は業務実施者は、乙が行った保有機材の提供に要した費用を負担するものとする。
２　前項の費用は、甲又は業務実施者と乙との協議の上、決定するものとする。

（廃止）
第６条　甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。
２　甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成３０年３月３１日までとする。
２　本協定の有効期間満了時において協定を継続しないときは、相手方に対し、本協定の有効期間満了の２か月前までに通知するものとする。ただし、この通知がなされないときは、本協定は同一の内容で１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）
第８条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成３０年　３月２０日

甲　大分市荷揚町２番３１号
大分市長　佐藤　樹一郎

乙　○○○

※下記の３社と協定を締結
㈱アクティオ大分営業所
㈱夏空
太陽建機レンタル㈱大分南支店

（84）　日本水道協会九州地方支部　災害時における相互応援に関する協定

公益社団法人　日本水道協会　九州地方支部（以下「地方支部」という。）は、水道事業における災害対策の重要性に鑑み、災害が発生した際、友愛的精神に基づいて会員相互が円滑かつ迅速な応援活動を図り、また、恒久の相互応援の基礎とするため、飲料水の供給、施設の応援復旧等に必要な物資の提供その他の必要な事項について、この協定を締結する。

第１章　総　則

（相互応援の考え方）
第１条　相互応援の一般事項（応援要請、応援本部の設置、費用負担等）、平常時の相互応援の準備、災害時における応急活動等については、公益社団法人　日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）の「地震等緊急時対応の手引き」に基づく相互応援を基本とする。

（用語）
第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害及び渇水等により生ずる被害をいう。

第２章　平常時の取組み

（地方支部長の役割）
第３条　日本水道協会九州地方支部長（以下「地方支部長」という。）は、この協定の円滑な実施を図るため、平常時において日本水道協会福岡県支部長、佐賀県支部長、長崎県支部長、熊本県支部長、大分県支部長、宮崎県支部長、鹿児島県支部長及び沖縄県支部長（以下「県支部長」という。）との情報交換及び連絡調整を行う。

（県支部長の役割）
第４条　県支部長は、この協定の円滑な実施を図るため、平常時において日本水道協会福岡県支部、佐賀県支部、長崎県支部、熊本県支部、大分県支部、宮崎県支部、鹿児島県支部及び沖縄県支部（以下「県支部」という。）の各県支部内の日本水道協会の会員（以下「会員」という。）並びに地方支部長との情報交換及び連絡調整を行う。

（連絡担当部課等の指定）
第５条　地方支部長及び県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者（以下「連絡担当部課等」という。）を定める。

（連絡担当部課等に関する情報の交換）
第６条　県支部長は、連絡担当部課等に関する情報を、毎年６月末日までに様式１により、地方支部長に報告する。
２　地方支部長は、提出された情報を集約し、県支部長へ提供する。
３　県支部長は、第１項の規定により提出した内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。

（物資等に関する情報の交換）
第７条　地方支部長及び県支部長は、災害発生時における必要物資の相互融通及び相互応援の円滑な実施を図るため、各自の防災関係物資の備蓄状況及び災害発生直後に応援活動に従事できる職員について、それぞれ調査し、その結果を相互に交換するものとする。
２　県支部長は、前項の規定による調査の結果を、次の各号に掲げる項目ごとに、毎年６月末日までに当該各号に掲げる様式により、地方支部長に報告する。
(1)　防災関係物資の備蓄状況　様式２
(2)　災害発生直後に応援活動に従事できる職員　様式３
３　地方支部長は、提出された情報を集約し、県支部長へ提供する。
４　県支部長は、第２項の規定により提出した内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。

（物資の相互補完体制）
第８条　地方支部長及び県支部長は、防災関係物資の備蓄体制を拡充するため、災害発生時における必要物資を相互に補完できる体制の確立に努める。

（調達可能な物資の調査）
第９条　地方支部長及び県支部長は、常に、災害発生時において調達できる物資に関する調査の実施に努める。

（物資の規格の統一等）
第 10 条　防災関係物資については、必要に応じて規格の統一化及び備蓄に努める。

（施設管理等に関する情報の交換）
第 11 条　地方支部長及び県支部長は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、各自の防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換するものとする。
２　県支部長は、会員の水道事業に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を把握するよう努める。
３　前２項の規定により交換又は把握すべき情報は、次の各号に掲げるものとする。
(1)　水道施設位置図（浄・配水場、工事事務所、営業所等）
(2)　応急給水予定場所を表示した図面
(3)　使用資機材の規格
(4)　その他必要な図書

（応急対策マニュアル等の把握）
第 12 条　県支部長は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、会員の地域防災計画（法第２条第 10 号に規定する地域防災計画をいう。）に基づく応急対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの把握に努める。

第３章　災害発生時の取組み

（災害発生時における応援活動体制等）
第 13 条　災害発生時における相互応援の円滑な実施を図るため、応援活動等に関する体制及びその設置基準を、別表１のとおり定める。

（地方支部長の役割）
第 14 条　地方支部長は、災害を受けた会員が属する県支部長（以下「被災県支部長」という。）と連携し、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行うものとする。
(1)　地方支部内会員の被災状況の把握
(2)　災害の状況及び応援要請に関する県支部長との連絡調整
(3)　応援本部の設置

(4)　応援本部員の派遣
(5)　国、県、日本水道協会本部その他関係機関との連絡調整
(6)　その他災害発生時において必要な業務

（被災県支部長の役割）
第15条　被災県支部長は、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行うものとする。
(1)　県支部内会員の被災状況の把握
(2)　災害の状況及び応援要請に関する地方支部長との連絡調整
(3)　応援本部の設置
(4)　応援本部員の派遣
(5)　その他災害発生時において必要な業務

（応援幹事支部長の指定及び役割）
第16条　災害発生時において地方支部長又は被災県支部長の業務に支障をきたす場合に、地方支部長又は被災県支部長を補佐する応援幹事支部長を、別表２のとおり定める。
２　応援幹事支部長は、地方支部長と連携し、必要に応じて、前２条に掲げる業務を補佐する。

（連絡担当部課等間の情報交換）
第17条　地方支部長及び県支部長は、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、連絡担当部課等を通じ、速やかに必要な情報を相互に交換する。

（被害状況の早期把握）
第18条　被災県支部長は、災害の発生後、直ちに会員の被災状況を把握するよう努め、地方支部長に報告する。

（応援要請の実施）
第19条　被災県支部長は、災害を受けた会員から応援要請があり、当該県支部内での対応が困難と認めるときは、地方支部長に対し、他の県支部への応援要請を行うことができる。
２　被災県支部長が災害を受け、前項の規定による被災県支部長の応援要請が困難と認められるときは、応援幹事支部長が、応援要請を代行することができる。
３　前２項の規定による応援要請を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。
(1)　災害の状況
(2)　必要とする応援活動の内容
(3)　必要とする物資の品目及び数量
(4)　必要とする応援要員
(5)　応援活動の場所及びその場所への経路
(6)　応援活動の期間
(7)　その他応援活動に必要な事項
４　第１項又は第２項の規定による応援要請は、口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに文書を送付する。

（応援要請への対応）
第20条　前条の規定による応援要請を受けた地方支部長は、国、県、日本水道協会本部その他関係機関と調整の上、他の県支部長に対して応援要請を行う。
２　前項の規定により応援要請を受けた県支部長は、できる限りこれに応じ、救援に努める。
３　地方支部長は、地方支部内での対応が困難と認めるときは、日本水道協会本部に対して応援要請を行う。

（応援本部の設置）
第21条　地方支部長及び被災県支部長は、災害を受けた会員の市町村（以下「被災市町村」という。）に法第23条の２の規定による災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、国、県、日本水道協会本部その他関係機関と協議の上、応援活動に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができる。
２　前項の規定による応援本部は、被災市町村の依頼により、次の各号に掲げる業務を行う。
(1)　被災市町村との情報交換及び連絡調整
(2)　国、県、日本水道協会本部その他関係機関との情報交換及び連絡調整
(3)　応援受入体制の支援
(4)　その他応援活動に必要な業務
３　地方支部長及び被災県支部長は協議のうえ、前項各号に掲げる業務の総括を行う者を決定する。
４　第１項の規定により応援本部を設置した場合、被災市町村の依頼に基づき地方支部長、被災県支部長又は応援幹事支部長等は、応援本部員を派遣し、円滑な応援活動の実施に努める。

（応援本部の解散）
第22条　被災市町村に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、被災市町村の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐ。
２　前条第４項の規定により派遣された応援本部員は、前項の規定による引継ぎがあった場合において、災害対策本部から引き続き協力の要請があったときは、できる限りこれに応じる。

第４章　補　則

（協議）
第23条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

附　則
１　この協定は、平成30年11月１日から適用する。

この協定の成立を証するため本書９通を作成し、各都市記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成30年11月１日

日本水道協会九州地方支部長
福岡市長　　髙島　宗一郎

日本水道協会福岡県支部長
北九州市長　北橋　健治

日本水道協会佐賀県支部長
佐賀市長　　秀島　敏行

日本水道協会長崎県支部長
長崎市長　　田上　富久

日本水道協会熊本県支部長
熊本市長　　大西　一史

日本水道協会大分県支部長
大分市長　　佐藤　樹一郎

日本水道協会宮崎県支部長
宮崎市長　　戸敷　正

日本水道協会鹿児島県支部長
鹿児島市長　森　博幸

日本水道協会沖縄県支部長
那覇市長　　城間　幹子

（85）　大分川水系治水協定

一級河川大分川水系において、河川管理者である国土交通省並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年 12 月 12 日　既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

記

１．洪水調節機能強化の基本的な方針

・既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード･ソフト面の対応が必要である。
・既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、２．に基づき、事前放流等を実施する。
・この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙の通りである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
・この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
・時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該水位低下により確保可能な容量は別紙の通り）。
・河川管理者である国土交通省九州地方整備局は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

２．事前放流の実施方針

・河川管理者である国土交通省九州地方整備局は、気象庁から大分川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
・九州地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、（３）に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

（１）事前放流の実施判断の条件

・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。
　国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

（２）事前放流の量（水位低下量）の考え方

・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。
　基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流のガイドライン」に示される方法により設定したもの。
・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

（３）事前放流のルールの策定

・事前放流については、操作規則･施設管理規程･操作規程等に基づき、その開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則･施設管理規程･操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

３．緊急時の連絡体制の構築

・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

４．情報共有のあり方

・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

情報	方法
既存ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値）	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示･閲覧）
事前放流を実施するにあたっての気象情報（降雨予測手法等）	ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報（降雨予測手法等（GSM･MSM 等））のいずれを利用しているかについて、九州地方整備局（河川管理者）へ情報提供(集約)
既存ダムの下流の河川水位	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示･閲覧）
避難に係る準備･勧告･指示の発令状況	各者が、大分県の防災情報サイト等を利用（掲示･閲覧）

５．事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

・事前放流の実施後、２．（２）に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など）を提供し、関係者間の水

利用の調整が円滑に行われるよう努める。

６．洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

・効果的な事前放流（限られた期間にできる限りの放流をすること）を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

７．その他

・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書７通を作成し、各者は記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和２年５月２９日

国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所長

大分県農林水産部長

大分県土木建築部長

大分市長

由布市長

大分県企業局長

九州電力（株）エネルギーサービス事業統括本部
水力発電本部長

別紙

ダム	洪水調節容量 （万 m3）	洪水調節可能容量※ （万 m3）	基準降雨量 （mm）
ななせダム	1,430.0	155.5	252
芹川ダム	750.0	100.0	207
篠原ダム	0	98.1	208
若杉ダム	0	56.7	248

※水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む

別紙

ダム	水位を低下させた状態とする貯水位運用を行う期間	水位を低下させた状態により確保可能な容量 （万m3）

参考

各ダムの降雨継続時間

ダム名	降雨継続時間（hr）
ななせダム	6
芹川ダム	6
篠原ダム	6
若杉ダム	6

（86）　大分県常備消防相互応援協定

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号。以下「法」という。）第３９条の規定に基づき、消防本部を置く市及び一部事務組合の長（以下「市長等」という。）は、常備消防の広域的な相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、法第１条に規定する災害の発生に際し、相互に応援して効率的な消防活動を行い、被害を最小限に防止することを目的とする。

（応援出動）

第２条　応援出動は、災害の発生に際し、発生地の市長等の要請に基づいて行うものとする。ただし、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合には、災害を覚知した市長等が自主的に応援出動することができる。

２　市長等は、的確かつ迅速な応援出動が行えるよう、態勢の整備に努めるものとする。

（応援要請の方法）

第３条　応援の要請は、その管轄区域内に災害の発生した市長等（以下「受援側市長等」という。）から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援する市長等（以下「応援側市長等」という。）に対して行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（１）災害の種類、発生日時及び場所

（２）必要とする車両、人員及び資機材

（３）活動内容及び集結場所

（４）その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第４条　前条の規定により、応援要請を受けた応援側市長等は、管轄区域の警防、救急業務等に支障のない範囲で応援隊を派遣するものとする。

２　応援側市長等は、応援隊を派遣したときは出発時刻、出動人員、機械器具等の数量、到着予定時刻等を、派遣し難いときはその旨を、遅滞なく受援側市長等に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第５条　応援隊は、法第４７条第１項の規定に基づき、受援側市長等の指揮の下に行動するものとする。

（費用の負担）

第６条　応援要請に要した費用のうち、経常的経費については原則として応援側の負担とし、その他の経費については当事者の協議により決定する。

（雑　則）

第７条　この協定に定めるもののほか、相互応援の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この協定は、平成２４年４月１日から適用する。

２　この協定の適用前に改正前の協定の規定によりされた応援出動等の行為でこの協定の適用の日以降も継続する行為については、この協定の規定によりされた行為とみなす。

この協定の締結を証するため、本協定書を１４通作成し、協定者は記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２４年３月３０日

大分市長	釘宮　磐
別府市長	浜田　博
中津市長	新貝正勝
佐伯市長	西嶋泰義
臼杵市長	中野五郎
津久見市長	吉本幸司
竹田市長	首藤勝次
豊後高田市長	永松博文
宇佐市長	是永修治
豊後大野市長	橋本祐輔
由布市長	首藤奉文
国東市長	三河明史
日田玖珠広域消防組合　管理者	原田啓介
杵築速見消防組合　管理者	八坂恭介

（87）　大分海上保安部と大分市消防局との船舶火災に関する業務協定

（目的）

第１条　この協定は、領海内における船舶（消防法「昭和２３年法律第１８６号」第２条の規定による「舟」を含む。以下同じ）の火災について海上保安庁と消防庁との覚書（昭和４３年３月２９日締結）に基づき、大分海上保安部（以下「甲」という。）と大分市消防局（以下「乙」という。）との間に業務協定を締結し、円滑な消火活動を行うことを目的とする。

（消火活動の担任区分）

第２条　次に掲げる船舶の消火活動は、主として乙が担任し、甲はこれに協力するものとする。

（１）　ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶

（２）　河川、湖沼における船舶

２　前項各号以外の船舶の消火活動は、主として甲が担任し、乙はこれに担当するものとする。

（消火活動の協力）

第３条　乙の担当にかかる船舶の消火活動のため、乙から要請があった場合において甲が協力するものとする。

（１）　巡視船艇による消火活動、海上輸送及び警戒

（２）　船舶火災のため、船舶又は陸上施設への延焼のおそれがある場合における火災船舶、又は延焼のおそれのある船舶を他の安全な場所に移動することが、消火上有効と認められる場合の巡視船艇による当該船舶の曳航

（３）　その他船舶の火災の消火活動に必要な事項

２　甲の担任にかかる船舶の消火活動のため、甲から要請のあった場合において乙が協力する事項は、次のとおりとする。

（１）　消火活動に必要な場合における甲の指定する場所への消防車等の出動

（２）　船舶又は流出油による火災に対して、陸上からの消火活動が有効であると認めた場合における消防車等の出動

（３）　その他船舶火災の消火活動の消火活動に必要な事項

３　第１項の消火活動のため派遣された甲の職員は、火災現場の乙の上席職員と協議のうえ、有効な消火活動を行うものとする。

４　第２項の消火活動のため派遣された乙の職員は、甲の上席職員と協議のうえ、有効な消火活動を実施するものとする。

（調査等の協力）

第４条　船舶の火災原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、それぞれの担任区分により行うものとする。

２　乙から前項の調査のための協力の要請があったときは、甲はこれに協力するものとする。

３　乙が第１項の調査の結果、放火又は失火の犯罪のおそれがあると認めた場合は、直ちに甲に通報するとともに必要な証拠を集めて、その保全に努めるものとし、放火又は失火の犯罪のおそれのない場合は、当該調査の内容を甲に通報するものとする。

４　甲から犯罪捜査のための協力の要請のあった場合は、乙はこれに協力するものとする。

５　前項の場合のほか、甲から第１項の調査のための協力の要請があったときは、乙はこれに協力するものとする。

６　甲は、第１項の調査の内容を乙に通報するものとする。

（火災時の相互通報）

第５条　甲又は乙が、船舶火災を覚知したときは、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

（単独消火）

第６条　甲又は乙が単独で船舶火災の消火に従事したときは、相互にすみやかにそのてん末を連絡するものとする。

（情報等の交換）

第７条　法令に定めのあるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

（費用の負担）

第８条　船舶火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、そのつど甲、乙が協議のうえ定めるものとする。

（大型タンカー等の事故対策）

第９条　大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、甲及び乙は、地方防災会議の港湾防災計画に基づき、おおむねの事項につき連絡調整を行うものとする。

（１）　情報及び資料の交換

（２）　消火活動要領の作成

（３）　必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその計画実施の推進

（連絡担当）

第１０条　甲は、警備救難課を、乙は、警防課をこの協定に基づく連絡担当部署とする。

（連携協力）

第１１条　甲及び乙は、この協定に定めるもののほか、その他災害においても、相互の業務を理解し、連携に努めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から５年間とする。ただし、期間満了の日の３カ月前までに相互に何らかの意思表示がないときは、５年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）
第１３条　この協定の定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、記名押印して甲、乙各１通を保有するものとする。

附　　則

１　この協定は、昭和４４年　７月　１日から実施する。
２　大分海上保安部と大分市との船舶消防に関する業務協定（昭和２５年４月１日締結）は廃止する。
３　この協定は、昭和６２年　２月　１日から実施する。
４　この協定は、平成２８年　３月３０日から実施する。

平成２８年３月３０日

大分海上保安部長　東城　　英雄

大 分 市 消 防 局 長　奈良　　浩二

(88)　大分県防災ヘリコプター応援協定

（目　的）

第１条　この協定は、大分県下の消防本部を置く市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「一部事務組合等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、大分県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、大分県と一部事務組合等が必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第２条　本協定に基づき一部事務組合等が防災ヘリの応援を求めることができる区域は、一部事務組合等を構成する市町村の区域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第１条に規定する災害をいう。

（応援要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、災害が発生した一部事務組合等の長が、別に定める大分県防災ヘリコプター緊急運航要請（平成９年２月３日施行。事項において「要領」という。）第４条の緊急運航の要請基準に該当し防災ヘリの活動が必要と判断した場合に、大分県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

１　事項の応援要請は、要領第５条の規定により行うものとする。

（防災航空隊の派遣）

第５条　知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

２　知事は、前条の規定による応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに応援要請を行った一部事務組合等（以下「要請一部事務組合等」という。）の長に通報するものとする。

（防災航空隊への現場指揮）

第６条　前条第１項の規定により応援を行う場合において、災害現場における防災航空隊への指揮は、要請一部事務組合等の長を定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この現場において、防災ヘリに搭乗している運航指揮者が防災ヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨を現場の最高責任者に通告するものとする。

（消防活動に従事する場合の措置）

第７条　第４条の応援要請に基づき、防災航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請一部事務組合等の長から航空隊員を派遣している一部事務組合等の長に対し、大分県常備消防相互応援協定（昭和51年３月31日施行。以下「相互応援協定」という。）第３条の規定に基づく応援要請がなされたものとみなす。

（経費負担）

第８条　この協定に基づく応援に要する運航経費は、大分県が負担するものとする。前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は相互応援協定第５条の規定にかかわらず大分県が負担するものとする。

（その他）

第９条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項は、大分県及び一部事務組合等が協議して定めるものとする。

（適　用）

第10条　この協定は、平成９年６月１日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書16通を作成し、各自それぞれ１通を所持する。

平成９年５月30日

大分県知事	平松　守彦	中津下毛地域広域市町村圏事務組合	
大分市長	木下　敬之助	管理者	鈴木　一郎
別府市長	井上　信幸	竹田広域消防組合	
臼杵市長	後藤　國利	管理者	阿南　馨
津久見市長	岩崎　泰也	宇佐地域消防組合	
佐賀関町長	赤瀬　孝夫	管理者	佐瀬　裕
大野郡東部消防組合		杵築速見消防組合	
管理者	神品　文彦	管理者	石田　徳
佐伯地域広域市町村圏事務組合		大分地域消防組合	
管理者	佐藤　佑一	管理者	川野　秀夫
日田玖珠広域市町村圏事務組合			
理事長	大石　昭忠		
高田地域消防組合			
管理者	倉田　安雄		
東国東地域広域市町村圏事務組合			
管理者	藤井　康長		

高速自動車道等における消防相互応援協定

平成２７年３月１日　締結

大　分　市
別　府　市
日田玖珠広域消防組合
宇　佐　市
杵築速見消防組合
由　布　市
臼　杵　市
津　久　見　市
佐　伯　市
中　津　市

（89）　高速自動車道等における消防相互応援協定

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条の規定に基づいて、大分市、別府市、日田玖珠広域消防組合、宇佐市、杵築速見消防組合、由布市、臼杵市、津久見市、佐伯市、中津市（以下「協定市等」という。）は、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

（目　的）

第１条　この協定は、大分自動車道のうち日田ＩＣ～大分米良ＩＣ間、東九州自動車道のうち、大分米良ＩＣ～蒲江波当津ＩＣ間、宇佐 IC～中津 IC 間、及び宇佐別府道路並びに日出バイパス（速見ＩＣ～日出ＩＣ間）、（以下「高速自動車道等」という。）において、火災、事故等で、消防業務を必要とする災害（以下「災害」という。）が発生した場合に協定市等相互間の消防力を活用して、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応　援）

第２条　協定市等は、災害が発生した協定市等の長の応援要請に基づいて、消防隊等の派遣を行なうものとする。

（費用負担）

第３条　応援に要した費用の負担については、別に定める。

（補　則）

第４条　この協定は、協定市等の協議により改定することができる。

２　この協定の実施に関し必要な事項は、協定市等の協議により定める。

附　則

１　この協定は、宇佐ＩＣから中津ＩＣ間の供用開始日から効力を生じる。

平成２０年６月２８日締結の高速自動車道等における消防相互応援協定書は、同日をもって廃止する。

２　この協定の締結を証するため、本書１０通を作成し、記名押印の上各１通を保管する。

（90）　大分県消防団相互応援協定

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号。以下「法」という。）第３９条の規定に基づき、市町村長は大分県内の消防団の広域的な相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、法第１条に規定する災害の発生に際し、消防団が相互に応援して消防活動を行い、被害を最小限に防止することを目的とする。

（応援出動）

第２条　応援出動は、境界付近の火災や大規模災害等において、管内の消防力及び管外の常備消防の応援をもっても消防力が不足する場合、又は当該消防団の応援により効率的な対応ができる場合に行うものとする。

２　前項の出動は、発生地の市町村長の要請に基づいて行うものとする。ただし、境界等において当該災害の規模等に照らし緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合には、災害を覚知した市町村長が自主的に応援隊を派遣することができる。

（応援要請の方法）

第３条　応援の要請は、その管轄区域内に災害の発生した市町村長（以下「受援側市町村長」という。）から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援する市町村長（以下「応援側市町村長」という。）に対して行い、事後速やかに出動要請書（別記様式１）を提出するものとする。

（１）災害の種類、発生日時及び場所

（２）必要とする車両、人員及び資機材

（３）活動内容及び集結場所

（４）その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第４条　前条の規定により、応援要請を受けた応援側市町村長は、管轄区域に支障のない範囲で応援隊を派遣するものとする。

２　応援側市町村長は、応援隊を派遣したときは出発時刻、出動人員、機械器具等の数量、到着予定時刻等を、派遣し難いときはその旨を、遅滞なく受援側市町村長に通報するものとする。

３　応援側市町村長は、応援隊を派遣したときは、事後速やかに出動通知書（別記様式２）を提出するものとする。

（応援隊の指揮）

第５条　応援隊は、法第４７条第１項の規定に基づき、受援側市町村長の指揮の下に行動するものとする。

（費用の負担）

第６条　応援要請に要した費用の負担は、次によるものとする。

（１）応援側の負担する経費

ア　応援出動に要した燃料費

イ　応援出動した隊員の被服損料及び旅費その他の手当

ウ　応援出動した隊員の公務災害補償費及び消防賞じゅつ金

エ　応援出動に際し破損した機械器具等の修理に要する経費

（２）受援側の負担する経費

ア　応援が長時間にわたるときの応援隊の燃料補給、給食等に要する経費

（３）その他の経費負担

ア　人身事故、家屋損壊等に対する負担

（ア）応援隊が出動中に一般人を死傷させたときは、応援側と受援側で協議し、関係者との折衝に当たるほか、これに要する補償費を負担する。

（イ）応援隊が自隊の所属する市町村の管内で、家屋等を損壊したときのこれに要する補修費等は、応援側の負担とする。

（ウ）応援隊が受援側市町村の管内で家屋等を損壊したときのこれに要する補修費等は、受援側の負担とする。

（エ）応援隊が前記（イ）及び（ウ）のいずれにも属さない地域において、家屋等を損壊したときのこれに要する補修費等は、応援側と受援側が折半で負担するものとする。

イ　その他、特に多額の費用を要したとき、又は事故等の状況から判断して、この定めによらないことが適当と認められるときは、当事者において協議して経費を負担するものとする。

（常備消防との協力）

第７条　消防団は、被災地における地元消防本部及び消防団と協力して対応するものとする。

（雑　則）

第８条　この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度当事者の協議により決定するとともに、必要に応じて別途実施細目を定めるものとする。

附　則

１　この協定は、平成２５年　４月　１日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を１８通作成し、協定者は記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２５年　３月３１日

大分市長	釘　宮　　磐
別府市長	浜　田　　博
中津市長	新　貝　正　勝
日田市長	原　田　啓　介
佐伯市長	西　嶋　泰　義
臼杵市長	中　野　五　郎
津久見市長	吉　本　幸　司
竹田市長	首　藤　勝　次
豊後高田市長	永　松　博　文
杵築市長	八　坂　恭　介
宇佐市長	是　永　修　治
豊後大野市長	橋　本　祐　輔
由布市長	首　藤　奉　文
国東市長	三　河　明　史
姫島村長	藤　本　昭　夫
日出町長	工　藤　義　見
九重町長	坂　本　和　昭
玖珠町長	朝　倉　浩　平

（91）　災害時における道路情報等の提供の要請に関する協定

（趣　旨）

第１条　この協定は、大分市内における地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、大分市（以下「甲」という。）が大分市タクシー協会（以下「乙」という。）に道路情報等の提供を要請する際の手続等について必要な事項を定めるものとする。

（道路情報等）

第２条　道路情報等とは、乙が業務中に把握した冠水等による緊急車両の通行又は消防活動及び救急活動に支障を及ぼすおそれのある障害の発生状況、災害の発生状況その他乙が甲に提供すべきと判断した情報とする。

（道路情報等の提供の要請）

第３条　乙は、甲からの道路情報等の提供の要請に応じ、その保有する道路情報等の提供を積極的に行うよう努めるものとする。

２　前項に規定する道路情報等の提供の要請は、基本的に口頭により行うものとする。ただし、甲が乙の指定する配車センターに地震情報、防災気象情報等の提供をした場合にあっては、当該提供により、道路情報等の提供の要請があったものとみなすものとする。

（道路情報等の提供の方法）

第４条　乙による道路情報等の提供は、甲が指定する電話回線を用いて、基本的に口頭により行うものとする。ただし、災害の発生状況に係る情報は、緊急電話回線にて連絡するものとする。

（経費負担）

第５条　道路情報等の提供に要する電話回線の利用料金は、甲が負担する。ただし、道路情報等の提供以外の協力に要した経費については、原則として乙が負担するものとする。

（協議事項）

第６条　この協定書に規定するものの他、道路情報等の共有について必要な事項は、甲乙協議の上これを定めるものとする。

（効力）

第７条　この協定は、協定を締結した日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２７年２月２０日

甲　大　分　市
大分市荷揚町2番31号

大分市長

乙　大分市タクシー協会
大分市古国府1395番地5

会　長

（92）　災害時における消防用水及び生活用水の供給に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と大分中央生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における消防用水及び生活用水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大分市内で発生した火災、地震等の災害（以下「災害」という。）において、甲が乙に対し行う消防用水及び生活用水の供給の協力の要請（以下「協力要請」という。）について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第２条　甲は、乙に対し、災害時における火災鎮圧及び被災者支援のため、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

(1) 消火活動等を継続するための消防用水の供給

(2) 指定避難所等への生活用水（飲料水を除く。）の供給

(3) その他乙の協力を必要とする事項

（協力要請の方法）

第３条　協力要請の方法は、電話又はＦＡＸによるものとする。この場合において、甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1) 災害の発生場所及び状況

(2) 消防用水及び生活用水の輸送場所

(3) 責任者及び連絡先

（協力要請の拒否）

第４条　乙は、次に掲げる場合は、協力要請を拒否することができる。

(1) 甲に指定された場所への出動が危険であると判断した場合

(2) 業務上協力要請に応じることのできない場合

（実施及び報告）

第５条　乙は、協力要請を受諾したときは、甲に指定された場所に出動し、消防用水及び生活用水の供給を行うものとする。

２　乙は、協力要請に基づき消防用水、生活用水の供給等を行ったときは、速やかに当該活動の内容その他必要な事項を書面により甲に報告するものとする。

（経費負担）

第６条　協力要請に基づく乙の活動に要する経費は、甲が負担する。この場合において、当該経費の内容等について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるもととする。

（災害補償）

第７条　当該業務に従事した者に対する災害補償は、消防団員等公務災害補償等責任共済基金法又は労働者災害補償保険法の定めるところによるものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、甲又は乙から有効期間満了の１カ月前までに、それぞれ相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ各１通を保管する。

平成 30 年 3 月 29 日

甲　大分市荷揚町２番 31 号
大分市

大分市長

乙　大分市大在北３丁目 356
大分中央生コンクリート協同組合

理事長

(93)　災害時における消防活動の協力に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と大分県建設業協会大分支部（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、大分市で発生した災害における甲の消防活動に際し甲が乙に対し行う人員、車両、資機材等の協力の要請（以下「協力要請」という。）に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第 2 条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

(1) 消火活動に支障となる焼き堆積物等の除去
(2) 救助活動に支障となる障害物等の除去
(3) 危険要因となる物質等の除去
(4) 消火活動を円滑にするための外壁開口部の設定
(5) その他乙の協力を必要とする事項

（協力要請の方法）

第 3 条　協力要請の方法は、電話又はＦＡＸによるものとする。この場合において、甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1) 災害の発生場所及び状況
(2) 必要とする人員、車両、資機材等
(3) 現場最高責任者及び連絡先

（協力要請の拒否）

第 4 条　乙は、次に掲げる場合は、協力要請を拒否することができるものとする。

(1) 当該消防活動について危険と判断した場合
(2) 業務上協力要請に応じることのできない場合

（実施及び報告）

第 5 条　乙は、協力要請を受諾したときは、災害現場に出動し、甲の現場最高責任者と協議の上、消防活動に協力するものとする。

2　乙は、協力要請に基づき消防活動に従事したときは、速やかに当該消防活動の内容その他必要な事項を書面により甲に報告するものとする。

（経費負担）

第 6 条 協力要請に基づく乙の消防活動に要する経費は、甲が負担する。この場合において、当該経費の内容等について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

（災害補償）

第 7 条 当該消防活動に従事した者に対する災害補償は、消防団員等公務災害補償等責任共済基金法又は労働者災害補償保険法の定めるところによるものとする。

（協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、甲又は乙から有効期間満了の１カ月前までに、それぞれ相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ各１通を保管する。

平成 30 年 3 月 29 日

甲　大分市荷揚町２番 31 号
大分市
大分市長　佐藤樹一郎

乙　大分市荷揚町４番 28 号
大分県建設業協会大分支部
支部長　利光正臣

(94)　災害時等における無人機による情報収集活動等に関する協定

大分市（以下「甲」という。）とイームズジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における無人航空機、無人車両、無人艇、無人艦等（以下「無人機」という。）による情報収集及び当該情報の提供（以下「活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条 この協定は、大分市内で発生した災害等（以下「災害等」という。）において、無人機に関する必要な操縦技術等を有する乙との連携により、災害等の現場の映像や画像等の情報を収集し、災害等の状況を迅速に把握することを目的とする。

（協力事項）
第２条 乙の協力内容は、次に掲げるとおりとする。
⑴ 災害等の状況を把握するために必要な活動に関する事項
⑵ その他必要と認められる事項

（協力要請の方法）
第３条 甲は、活動の必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請するものとし、乙は、可能な限り、当該要請に応じるものとする。
２　甲が乙に対して協力の要請を行う場合は、災害協力要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はファクシミリ等により行うことができるものとする。この場合において、甲は事後速やかに当該要請書を乙に提出するものとする。

（協力要請の拒否）
第４条 乙は、次に掲げる場合は、甲からの協力要請を拒否することができるものとする。
⑴ 活動において危険であると判断した場合
⑵ 業務上応じることのできない場合

（活動に関する協議）
第５条 乙は、活動に関して甲と協議した上で、当該活動を実施するものとする。

（安全の確保等）
第６条 甲は、甲からの要請を受けて協力する乙の構成員に対し、安全の確保に十分配慮するものとする。
なお、甲は、乙の構成員の現場活動に同行するなど、安全の確保に努めるものとする。

（活動報告）
第７条 乙は、災害等における活動を完了したときは、速やかにその実施した活動内容を甲に報告するものとする。

（著作権の帰属）
第８条 撮影した成果品の著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８ 号）第１７ 条第１項に規定する著作権をいう。）は、甲に帰属するものとする。この協定を廃止した後も同様とする。

（秘密保持）
第９条 甲及び乙は、活動の実施に当たり業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。この協定を廃止した後も同様とする。

（経費負担）
第１０条 甲からの協力要請に基づく乙の活動に要する経費は、甲が負担する。この場合において、当該経費の内容等について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

（災害補償）
第１１条 活動に従事した者が事故により損害を生じた場合は、乙の責任において処理するものとする。

（損害の負担）
第１２条 活動の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたとき、又は使用する無人機に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なく書面により報告し、当該損害は、乙が負担するものとする。
ただし、明らかに乙の責に帰さない原因により、第三者に損害を及ぼしたとき、又は使用する無人機に損害が生じたときの負担は、甲乙協議の上定めるものとする。

（連絡責任者）
第１３条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者選任届（様式第２号）により連絡責任者を定め、平時及び緊急時における連絡先を明らかにし、相互に確認するものとする。
２　甲及び乙は、前項の届出の内容に変更があったときは、速やかに届け出るものとする。

（訓練等への参加）
第１４条 乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練等への参加に努めるものとする。
なお、航空法（昭和２７年法律第２３１号）に基づく許可の申請等必要な手続は、乙が行うものとする。
２ 訓練等に参加する際に発生する費用は、乙が負担するものとする。

（協定の有効期間）
第１５条 この協定の有効期間は、締結日から平成３２年３月３１日までとする。ただし、協定期間満了３ヵ月前までに、甲又は乙いずれかが協定の廃止又は変更の申出がないときは、本協定の有効期間満了の日の翌日から１年間更新し、以降も同様とする。

（その他）
第１６条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成３１年２月１４日

甲　大分市荷揚町２番３１号
大分市

大分市長　佐藤樹一郎

乙　大分市大在北三丁目１番３２号
イームズジャパン株式会社

代表取締役　溝部弘元

（95）　災害時における水上バイク等の協力に関する協定

大分市（以下「甲」という。）及び一般社団法人ウォーターリスクマネジメント協会大分支部（以下「乙」という。）は、水害及び水難事故（以下「災害」という。）時において、乙が水上バイク等で行う救助等の活動（以下「活動」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する

（目的）

第１条　この協定は、大分市内で発生した災害時において、水上バイク等に関する必要な運転技術等を有する乙との連携により、活動について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力事項）

第２条　乙の協力内容は、次に揚げるとおりとする。

（1）浸水区域における救助活動に関する事項

（2）浸水区域における救助資機材の搬送に関する事項

（3）河川における救助活動に関する事項

（4）前３号に定めるもののほか甲が必要と認める事項

（協力要請の方法）

第３条　甲は、活動の必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請するものとし、乙は可能な限り、当該要請に応じるものとする。

２ 甲が乙に対して、協力要請を行う場合は、災害協力要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はファクシミリ等により行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後速やかに災害協力要請書を乙に提出するものとする。

（協力要請の拒否）

第４条　乙は、次に揚げる場合は、甲からの協力要請を拒否することができるものとする。

（1）　当該活動において危険であると判断した場合

（2）　業務上応じることのできない場合

（活動に関する事項）

第５条　乙は、活動に関して甲と協議した上で、甲の管理の下で活動を実施するものとする。

（安全の確保等）

第６条　甲は、甲からの要請を受けて協力する乙に対し、安全の確保に十分配慮するものとする。

なお、甲は、乙の活動に同行又は同乗するなど、安全の確保に努めるものとする。

（活動報告）

第７条　乙は、災害時における活動を完了したときは、速やかにその実施した活動の内容を甲に報告するものとする。

（災害補償）

第８条　この協定に基づく活動に際して、事故等により、乙の活動に従事する者に損害が生じた場合は、甲の責任において処理するものとする。

（経費の負担）

第９条　この協定に基づき実施した活動に要した費用は、乙が負担するものとする。

ただし、特異な事象が生じた場合は甲乙間の協議により、費用負担について決定するものとする。

（連絡責任者）

第１０条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者選任届（様式第２号）により連絡責任者を定め、平時及び緊急時における連絡先を明らかにし、相互に確認するものとする。

２　甲及び乙は、前項の届出の内容に変更があったときは、速やかに届け出るものとする。

（訓練等への参加）

第１１条　乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練等への参加に努めるものとする。

なお、 訓練等に参加する際に発生する費用は、乙が負担するものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、締結日から令和２年３月３１日までとする。ただし、協定期間満了３ヵ月前までに、甲又は乙のいずれかから協定の廃止又は変更の申出がないときは、この協定の有効期間満了の日の翌日から１年間更新し、以降も同様とする。

（その他）

第１３条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲乙間の協議により定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙の署名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和元年６月１７日

甲　　大分市荷揚町２番３１号
大分市

大分市長

乙　　大分市大字三芳３４６番地の１
一般社団法人ウォーターリスクマネジメント協会大分支部

支部長

（96）　災害時における水上バイク等の協力に関する協定

大分市（以下「甲」という。）、個人事業者であるマリーナ大分こと小野栄一（以下「乙」という。）及び別記に掲げる者（以下「丙」という。）は、水害及び水難事故（以下「災害」という。）時において、乙及び丙が水上バイク等で行う救助等の活動（以下「活動」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大分市内で発生した災害時において、水上バイク等に関する必要な運転技術等を有する乙及び丙との連携により、活動について、甲が乙及び丙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力事項）

第２条　乙及び丙の協力内容は、次に揚げるとおりとする。

（1）浸水区域における救助活動に関する事項

（2）浸水区域における救助資機材の搬送に関する事項

（3）河川における救助活動に関する事項

（4）前３号に定めるもののほか甲が必要と認める事項

（協力要請の方法）

第３条　甲は、活動の必要があると認めるときは、乙及び丙に対し、協力を要請するものとし、乙及び丙は可能な限り、当該要請に応じるものとする。

２　甲が乙及び丙に対して、協力要請を行う場合は、災害協力要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はファクシミリ等により行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後速やかに災害協力要請書を乙及び丙に提出するものとする。

（協力要請の拒否）

第４条　乙及び丙は、次に揚げる場合は、甲からの協力要請を拒否することができるものとする。

（1）　当該活動において危険であると判断した場合

（2）　業務上応じることのできない場合

（活動に関する事項）

第５条　乙及び丙は、活動に関して甲と協議した上で、甲の管理の下で活動を実施するものとする。

（安全の確保等）

第６条　甲は、甲からの要請を受けて協力する乙及び丙に対し、安全の確保に十分配慮するものとする。

なお、甲は、乙及び丙の活動に同行又は同乗するなど、安全の確保に努めるものとする。

（活動報告）

第７条　乙及び丙は、災害時における活動を完了したときは、速やかにその実施した活動の内容を甲に報告するものとする。

（災害補償）

第８条　この協定に基づく活動に際して、事故等により、乙及び丙の活動に従事する者に損害が生じた場合は、甲の責任において処理するものとする。

（経費の負担）

第９条　この協定に基づき実施した活動に要した費用は、乙及び丙が負担するものとする。

ただし、特異な事象が生じた場合は、甲乙丙間の協議により、費用負担について決定するものとする。

（連絡責任者）

第１０条　甲、乙及び丙は、あらかじめ連絡責任者選任届（様式第２号）により連絡責任者を定め、平時及び緊急時における連絡先を明らかにし、相互に確認するものとする。

２　甲、乙及び丙は、前項の届出の内容に変更があったときは、速やかに届け出るものとする。

（訓練等への参加）

第１１条　乙及び丙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練等への参加に努めるものとする。

なお、訓練等に参加する際に発生する費用は、乙及び丙が負担するものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、締結日から令和２年３月３１日までとする。ただし、協定期間満了３ヵ月前までに、甲、乙又は丙のいずれかから協定の廃止又は変更の申出がないときは、この協定の有効期間満了の日の翌日から１年間更新し、以降も同様とする。

（その他）

第１３条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲乙丙間の協議により定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙及び丙の署名押印の上、甲乙その１通を保有するものとする。

令和元年６月１７日

甲　　大分市荷揚町２番３１号
大分市

大分市長

乙　　大分市生石港町２丁目１２－３６
マリーナ大分

代表

丙　　別記に掲げる者
受任者
大分市生石港町２丁目１２－３６
マリーナ大分

代表

（別記）大分市　　大分市　　大分市

大分市　　大分市　　大分市　　大分市

参考資料

９４　大　分　市　防　災　会　議　条　例

［昭和38年7月1日
条　例　第　93　号］

改正　昭和59年10月13日条例第26号　昭和60年12月24日条例第28号
平成 2 年 3 月 29 日条例第 9 号　平成 4 年 3 月 27 日条例第 3 号
平成 6 年 6 月 27 日条例第 8 号　平成 8 年 9 月 27 日条例代 21 号
平成 9 年 3 月 31 日条例第 3 号　平成11年12月15日条例第37号
平成23年9月28日条例第20号　平成24年9月21日条例第36号

（趣　旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき大分市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について定めるものとする。

（定　義）

第２条　この条例において災害、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災計画の用語の意義は、法第2条各号に定められたところによる。

（所掌事務）

第３条　防災会議は、次の各号に掲げる業務をつかさどる。

(1)　大分市地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。

(2)　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく法令の規定による事務

（会長及び委員）

第４条　防災会議は、会長及び委員50人以内をもって組織する。

2　会長は、市長をもって充てる。

3　会長は、会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)　指定地方行政機関の職員

(2)　自衛隊に所属する者

(3)　大分県知事の部内の職員

(4)　大分県警察の警察官

(5)　市長の部内の職員

(6)　大分市教育委員会教育長

(7)　大分市消防局長及び大分市消防団長

(8)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員

(9)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

(10)　その他市長が必要と認める者

6　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7　委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第5条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、自衛隊に所属する者、大分県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第6条　この条例の施行について必要な事項は、会長が防災会義にはかって定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和59年条例第26号）抄

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和60年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成2年条例第9号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附　則（平成4年条例第3号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附　則（平成6年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成8年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成9年条例第3号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附　則（平成11年条例第37号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附　則(平成23年条例第20号)

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2　この条例の施行の際現に選任されている改正前の第４条第５項に規定する委員（同項第７号に規定

９５　大分市防災会議運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、大分市防災会議条例（昭和38年大分市条例第93号。以下「条例」という。）第６条の規定に基づき、大分市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長代理）

第２条　会長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

（異動等の報告）

第３条　条例第４条第５項第１号及び第３号から第６号までに規定する委員に異動等があったときは、後任者はその役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

（会議の招集）

第４条　会議は、会長が招集する。

２　前項の規定による招集は、委員に対して会議の日時、場所及び課題を告知することにより行う。

（会議）

第５条　会議は、委員の総数の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

２　会議は、会長がその議長となる。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の公開）

第６条　会議の公開は、大分市審議会等の会議の公開に関する規程（平成22年大分市告示第197号）に基づき行うものとする。

（会議録）

第７条　会長は、会議が終了した後において、次に掲げる事項を内容とした会議録を速やかに作成するものとする。

⑴　会議の日時及び場所

⑵　出席者の職名及び氏名

⑶　会議に付した案件及び議事の経過

⑷　議決した事項

⑸　その他参考事項

（会長の専決処分）

第８条　会議が成立しないとき、又は会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は会議が処理すべき事務のうち、次に掲げるものについて専決処分することができる。

⑴　災害対策に係る市の組織に関する事項

⑵　緊急事態の発生により、早急に決定を要する事項

⑶　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の改正並びに防災基本計画、大分県地域防災計画その他国及び県の関係計画等の修正に伴う事項

⑷　その他軽易な事項

２　会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、委員に対してその旨を報告しなければなら

ない。この場合において、書面により報告することを妨げない。

（幹事）

第9条　防災会議に幹事若干人を置くことができる。

2　幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3　幹事は、防災会議の所掌事務に参画する。

（事務局）

第10条　防災会議の事務を処理させるため、事務局を総務部防災局防災危機管理課に置く。

（雑則）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項はそのつど会長が定めるものとする。

附　則

この要綱は、議決の日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和61年1月20日から施行する。

附　則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成22年9月9日から施行する。

附　則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

９６　大分市防災会議委員

令和6年3月31日現在

1 会長　大分市長

2 委員（４７名）

（1）指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者（５名）

機関名	職名	機関所在地	連絡先
大分地方気象台	次長	長浜町３丁目１番３８号	532-0667
九州地方整備局 大分河川国道事務所	事務所長	西大道１丁目１番７１号	544-4167
大分海上保安部	大分海上保安部長	大字海原９１６番地の５ 大分港湾合同庁舎	521-0114
九州運輸局 大分運輸支局	次長	大州浜１丁目１番４５号	558-2235
九州農政局 大分県拠点	総括農政業務管理官	中島西１丁目２番２８号	532-6131

（2）自衛隊に所属する者のうちから市長が任命する者（１名）

機関名	職名	機関所在地	連絡先
陸上自衛隊 第４１普通科連隊	第４中隊長	別府市大字鶴見 ４５４８番地の１４３	0977-22-4311 (内線440)

（3）大分県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者（２名）

機関名	職名	機関所在地	連絡先
大分県	中部振興局長	府内町３丁目１０番１号	506-5724
〃	大分土木事務所長	向原西１丁目４番２号	558-2142

（4）大分県警察の警察官のうちから市長が任命する者（３名）

機関名	職名	機関所在地	連絡先
大分中央警察署	署長	荷揚町５番６号	533-2131
大分東警察署	〃	大字鶴崎２２００番地の８	527-2131
大分南警察署	〃	大字横瀬２２１２番地の１	542-2131

（5）市長がその部内の職員のうちから指名する者（２０名）

機関名	職名	機関所在地	連絡先
大分市	副市長	荷揚町２番３１号	(内線　1002)
〃	副市長	〃	(内線　1003)
〃	上下水道事業管理者	城崎町１丁目５番２０号	538-1211
〃	総務部長	荷揚町２番３１号	(内線　1100)
〃	企画部長	〃	(内線　1040)
〃	福祉保健部長	〃	(内線　1400)
〃	環境部長	〃	(内線　1500)
〃	財務部長	〃	(内線　1999)
〃	大分市保健所長	〃	(内線　*010-200)
〃	市民部長	〃	(内線　1300)
〃	都市計画部長	〃	(内線　1800)
〃	土木建築部長	〃	(内線　1700)
大分市教育委員会	教育部長	荷揚町２番３１号	(内線　2001)

大分市上下水道局	上下水道部長	城崎町１丁目５番２０号	(内線　50-200)
〃	福祉保健課参事補	荷揚町２番３１号	(内線　1496)
〃	契約監理課参事補	〃	(内線　1166)
〃	保健総務課参事	〃	(内線　*101-211)
	教育総務課参事補	〃	(内線　2041)
〃	市民協働推進課政策監	〃	(内線　1309)
〃	男女共同参画センター所長	〃	(内線　1075)

（６）大分市教育委員会教育長（１名）

機関名	職名	機関所在地	連絡先
大分市教育委員会	教育長	荷揚町２番３１号	(内線　2000)

（７）大分市消防局長及び大分市消防団長（２名）

機関名	職名	機関所在地	連絡先
大分市消防局	局長	舞鶴町１丁目１番１号	532-2187
大分市消防団	団長	〃	532-2187

（８）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者（１１名）

機関名	職名	機関所在地	連絡先
日本赤十字社大分県支部	事務局長	千代町２丁目３番３１号	534-2237
日本放送協会大分放送局	副局長	高砂町２番３６号	533-2801
九州旅客鉄道㈱大分支社	副支社長	要町１番１号	510-5012
西日本電信電話㈱大分支店	設備部長	長浜町３丁目１５番１０号	513-4898
九州電力送配電㈱大分配電事業所	所長	金池町２丁目３番４号	537-8215
㈱大分放送	常務取締役報道局長	今津留３丁目１番１号	553-2525
㈱テレビ大分	コンテンツプロデュース局長	春日浦８４３番地の２５	537-5521
大分瓦斯㈱大分営業所	所長	新川西１組	534-2211
㈱エフエム大分	コンテンツ企画部ゼネラルプロ	府内町３丁目８番８号ハニカムプラザ４Ｆ	534-8888
大分朝日放送㈱	ニュース情報センター副部長	新川西１２組	538-8501
一般社団法人大分県ＬＰガス協会	大分市ＬＰガス防災協議会　会長	西新地１丁目９番５号	558-5483

（９）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者（１名）

機関名	職名	機関所在地	連絡先
南春日町防災会	会長		

(10) その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する者（１名）

機関名	職名	機関所在地	連絡先
社会法人大分市社会福祉協議会	常務理事	金池南１丁目５番１号（ホルトホール内）	547-8154

９７　大分市災害対策本部条例

昭和38年3月10日
条例第39号

改正　平成11年12月15日条例第37号

（目的）

第1条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、大分市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部所属職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4　部長は部の事務を掌理する。

（雑則）

第4条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成11年条例第37号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附　則(平成24年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

９８　大分市災害対策本部規程

（趣旨）

第１条　この規程は、大分市災害対策本部条例（昭和38年大分市条例第39号。以下「条例」という。）第４条の規定に基づき、大分市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（本部の設置）

第２条　本部は、本市の地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めたときに設置する。

２　本部は、大分市荷揚複合公共施設内に置く。

（本部の所掌事務）

第３条　本部は、次に掲げる事務を処理する。

(1)　災害情報及び被害報告を収集し、これに基づく適切な措置を関係機関に対して行うこと。

(2)　救助その他緊急措置に関する労務、施設、物資等に関する計画を樹立し、実施すること。

(3)　被害の防止及び応急復旧に必要な対策を樹立し、実施すること。

（組織）

第４条　条例第３条第１項の規定により、本部に次の部を置く。

総合統括部

被災者救援部

災害廃棄物対策部

物資支援部

保健医療部

地域対策部

児童・生徒対策部

住宅対策部

社会基盤対策部

上下水道対策部

消防対策部

議会対策部

２　総合統括部に総合情報室を置く。

３　部（総合統括部を除く。）及び総合情報室に別表第１に掲げる班を置く。

（平24災対本部訓令15・全改、平26災対本部訓令１・平28災対本部訓令１・平29災対本部訓令１・平30災対本部訓令１・一部改正）

（副本部長）

第５条　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

（平18災対本部訓令１・平19災対本部訓令１・平24災対本部訓令15・一部改正）

（本部員）

第６条　災害対策本部員として、総合統括部に統括者、副統括者及び災害対策監を、部に部長及び副部長を、室及び班に室長及び室員並びに班長及び班員を置く。

２　統括者は総務部担当副市長（副市長を２人以上置かないときにあっては、副市長）を、副統括者は総務部担当外副市長（副市長を２人以上置くときに限る。）、教育長、上下水道事業管理者及び消防局長をもって充てる。

３　災害対策監は、総務部防災局長をもって充て、総合統括部長を補佐する。

４　部長、副部長、室長及び班長は、それぞれ別表第１に掲げる職にある者をもって充てる。

５　室員及び班員は、それぞれ別表第１に掲げる構成課等の職員のうちから室長又は班長が指名する者をもって充てる。

６　部長は、本部長の命を受け、別表第２に掲げる分掌事務を掌理する。

７　副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、部長の職務を代理する。

８　室長及び班長は、部長の命を受け、分掌事務を処理する。

９　室員及び班員は、上司の命を受け、分掌事務に従事する。

（平24災対本部訓令15・平26災対本部訓令１・平29災対本部訓令２・平30災対本部訓令１・一部改正）

（本部付対策部員）

第７条　部に本部付対策部員を置く。

２　本部付対策部員は、部長が指名する。

３　本部付対策部員は、各部所管の被害状況、応急対策の実施状況その他災害活動に必要な情報の取りまとめ及び本部長の指令等を所属の部に伝達する事務に従事する。

（平30災対本部訓令１・一部改正）

（本部会議）

第８条　本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び部長をもって組織し、本部長が招集

する。

２　本部会議は、災害対策に関する重要事項について協議する。

（平24災対本部訓令15・一部改正）

（現地本部）

第９条　本部長は、一定の区域だけに災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、当該区域の支所又は現地に現地対策本部（以下「現地本部」という。）を設けることができる。

２　現地本部の組織その他必要な事項は、その都度本部長が定める。

（その他必要な事項）

第10条　この規程に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

（注）別表１（第４条、第６条関係）・・・大分市災害対策本部組織表（資料編３１参照）
別表２（第６条関係）　・・・大分市災害対策本部事務分掌表（資料編第３２（１）参照）

９９　防　災　関　係　機　関　一　覧　表

(1) 市

機　関　名	所　在　地	防災事務担当部課	連　絡担当係	電話番号	備　考
大　分　市	荷揚町2番31号	総務部防災局 防災危機管理課		534-6111(代) 534-6119(夜) 537-5664(直)	内線 1126 1119
大分市災害対策本部 (臨時設置)	〃	〃	〃	534-6111(代) 537-5709(直)	内線 4210～4219 4226～4231
大分市水防本部 (臨時設置)	〃	土木建築部 河川・みなと振興課	庶務 港湾係	534-6111(代) 537-5632	内線 1740 〃 1744
大分市鶴崎支所	東鶴崎1丁目2番3号		地域 担当班	527-2111(代)	
大分市大南支所	大字中戸次5115番地の1		地域 担当班	597-1000(代)	
大分市稙田支所	大字玉沢743番地の2		地域 担当班	541-1234(代)	
大分市大在支所	政所1丁目4番3号		地域 担当班	592-0511(代)	
大分市坂ノ市支所	坂ノ市南3丁目5番33号		地域 担当班	592-1700(代)	
大分市佐賀関支所	大字佐賀関1407番地の27		地域 担当班	575-1111(代)	
大分市野津原支所	大字野津原800番地		地域 担当班	588-1111(代)	
大分市明野支所	明野東1丁目1番1号		地域 担当班	558-1255(代)	
大分市消防局	舞鶴町1丁目1番1号	警防課	警防 担当班	532-2199 (ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)	
大分市中央消防署	〃		庶務施設 担当班	532-2108	
大分市東消防署	東鶴崎1丁目1番26号		〃	527-2721	
大分市南消防署	大字市51番地の1		〃	586-1230	

(2) 県

大　分　県	大手町3丁目1番1号	防災対策 企画課	防災 対策班	536-1111(代) 534-1711(直)	
(臨時設置) 大分県災害対策本部	〃	本部員室	総務 対策部	536-1111(代) 538-2502(臨)	内線 2502～2521
(常設) 大分県水防本部	〃	総括班		536-1111(代)	内線 4590 〃 4598
大分県中部振興局	府内町3丁目10番1号	総務部	総務 第一班	536-1111(代) 506-5724(直)	

機関名	所在地	防災事務担当部課	連絡担当係	電話番号	備考
大分土木事務所	向原西1丁目4番2号	企画調査課		558－2142(代)	

(3) 警　察

大分県警察本部	大手町3丁目1番1号	警備第二課		536－2131(代)	内線　5771～5773 5785
大分中央警察署	荷揚町5番6号	警備課		533－2131(代)	内線　460 465
大分東警察署	大字鶴崎2200番地の8	〃		527－2131(代)	内線　460 461
大分南警察署	大字横瀬2212番地の1	〃		542－2131(代)	内線　460 461

(4) 指定地方行政機関

国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所	西大道1丁目1番71号	地域防災調整官		546－4167	内線　304
大分地方気象台	長浜町3丁目1番38号			532－2247	
大分海上保安部	大字海原916番地の5 大分港湾合同庁舎	警備救難課	救難係	521-0114 521-0115	内線　5763
九州運輸局 大分運輸支局	大州浜1丁目1番45号	総務企画部門		558－2235	
九州農政局 大分県拠点	中島西1丁目2番28号	地方参事官室		532-6131(代)	内線　212 214
九州財務局 大分財務事務所	新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎	総務課		532－7107	内線　11
九州森林管理局 大分森林管理署	王子北町3番46号	〃		532－9281	
大分労働局	東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階	総務部 総務課		536－3211	内線　103

(5) 自衛隊

自衛隊 大分地方協力本部	新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎	総務課	総務班	536－6271 536－6272	
陸上自衛隊 第41普通科連隊	別府市大字鶴見 4548番地の143	第4中隊		0977-22-4311	内線　440

(6) 指定公共機関

機関名	所在地	防災事務担当部課	連絡担当係	電話番号	備考
独立行政法人 国立病院機構 大分医療センター	横田2丁目11番45号	管理課		593－1111	
日本赤十字社 大分県支部	千代町2丁目3番31号	事業推進課	事業推進課	534－2236	
日本放送協会 大分放送局	高砂町2番36号	放送部 ニュース (報道)		533－2808	
九州旅客鉄道㈱ 大分支社	要町1番1号	安全推進室		538－0290	
日本郵便株式会社 九州支社 大分中央郵便局	府内町3丁目4番18号	総務課		532－2400(直) 532－2200(夜)	
西日本電信電話㈱ 大分支店	長浜町3丁目15番7号	設備部	企画担当	513－4898	
九州電力送配電㈱ 大分配電事業所	金池町2丁目3番4号	配電 グループ			
日本通運㈱ 大分支店	金池町2丁目11番1号	安全衛生課		535－1113(直)	

(7)指定地方公共機関

㈱大分放送	今津留3丁目1番1号	報道局 報道部		553－2525	
㈱テレビ大分	春日浦843番地の25	報道制作局 報道部		537－5521(代)	
(有)大分合同新聞社	府内町3丁目9番15号	総務部		536－2121(代) 538－9600(直)	
大分市医師会	大字宮崎1315番地	事務局		568－5780(直)	
大分郡市医師会	大字荏隈1790番地1	〃		546－1163	
大分東医師会	大在中央1丁目12番1号メゾン芦刈1F	〃		592-3142	
㈱エフエム大分	府内町3丁目8番8号 ハニカムプラザ4F	放送部		534-8888(代)	
大分朝日放送㈱	新川西12組	報道部		538－8855(直)	

機　関　名	所　在　地	防災事務担当部課	連絡担当係	電話番号	備　考
大分瓦斯㈱ 大分営業所	新川西1組	施設課 営業課		534-2211(代)	
一般社団法人 大分県ＬＰガス協会	西新地1丁目9番5号	大分市LPガス防災協議会		558-5483	
大分バス㈱	金池町2丁目12-1	総務課		534-6167(直)	
大分交通㈱	新川西8組の3	管理部 総務課		532－4948	

１００　大分市同報系防災行政無線管理運用規程

（趣旨）

第１条　この規定は、電波法（昭和 25 年法律 131 号。以下「法」という。）その他関係法令に定めるもののほか、大分市が地域防災計画及び国民保護計画に基づく災害対策に係る行政事務に関して開設する同報系防災行政無線局の適正な管理、運用を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる

（１）「無線局」とは、電波法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。

（２）「同報系」とは、同報通信方式により親局からの情報を拡声子局を通じて、一斉に伝達する通信系統をいう。

（３）「親局」とは、同報系の通信の運用を総合的に管理及び統制し、並びに同報通信その他の通信を行うため設置する無線局をいう。

（４）「中継局」とは、通信の中継を行う無線局をいう。

（５）「子局」とは、屋外拡声子局及び再送信子局の総称をいう。

（６）「屋外拡声子局」とは、親局からの情報を受信し、当該局からの情報を拡声装置から放送する屋外に設置する無線局をいう。

（７）「再送信子局」とは、親局からの情報を受信し、当該局からの情報を他の子局に向けて送信する無線局をいう。

（８）「無線従事者」とは、無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

（無線局の構成、子局呼出名称及び設置場所）

第３条　無線局の構成、子局呼出名称及び設置場所は、別表第１及び別表第２のとおりとする。

（組織等）

第４条　無線局に、総括管理者、管理責任者及び通信取扱責任者を置く。

２　無線局の管理、運用の業務を統括し、管理責任者を指揮監督するため、総括管理者を置き、総務部防災局長をもって充てる。

３　無線局の管理、運用の業務を行うとともに次項に定める通信取扱責任者及び無線従事者を指揮監督するため、管理責任者を置き、総務部防災局防災危機管理課長をもって充てる。

４　無線従事者の無線設備の操作を監督し、無線局の適正な運用を行うため、親局に通信取扱責任者を置き、法第四十条第一項第四号の資格を有する職員のうち、管理責任者の指名する者をもってこれに充てる。

（総括管理者等の任務）

第５条　総括管理者は、無線局の管理及び運用の業務を総括する。

２　管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を行うとともに通信取扱責任者及び無線従事者を指揮監督する。

３　通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線設備の操作指導および無線局の管理及び運用の業務を行う。

４　無線従事者は、通信取扱責任者の指示のもとに、電波関係法令を遵守し、法令に基づいた無線設備の操作を行う。

５　無線従事者は、無線局の運用に携わる大分市職員とする。

（運用時間）

第６条　無線局は、常時開局し、運用するものとする。

（放送の優先順位等）

第７条　同報系防災行政無線の通信による放送（以下「放送」という。）は、次の各号に掲げる順序により、優先順位をつけ放送するものとする。

(1)　弾道ミサイル情報等の国民保護情報及び緊急地震速報等の自然災害情報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急放送
(2)　市民の生命、財産等にかかわる緊急かつ重要なもの
(3)　本市行政に係る周知連絡に関する放送

２　放送は必要に応じ随時行うものとし、行政情報等の放送を行う際には３日前までに管理責任者に届出るものとする。ただし、放送内容が放送する必要がないと認められるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（通信訓練）

第８条　総括管理者は、緊急時に的確な対応を行うため、通信訓練を年１回以上実施するものとする。

（無線設備の保守点検）

第９条　管理責任者及び通信取扱責任者は、無線設備について、年に１回以上整備点検を行い、その機能が十分発揮できるよう維持管理に努めなければならない。

２　通信取扱責任者は、無線設備に故障、破損等が生じた場合は、直ちに管理責任者に届け出なければならない。

（提出書類）

第１０条　総括管理者は、無線従事者を選任又は解任したときは遅滞なく九州総合通信局長に届出をする。

（研修）

第１１条　総括管理者は、毎年１回以上、通信担当者等に対し法及び関係法令、運用方法及び無線機の取扱要領等についての研修を行うものとする。

第１２条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成 30 年４月１日から施行する。

別表第１
同報系防災行政無線局の構成

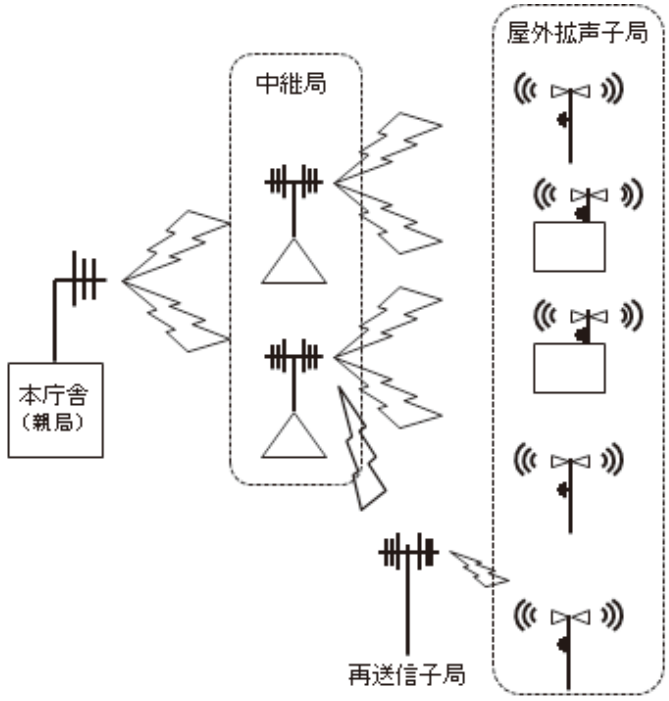

別表第２

種　別	名　称	設置場所
親局	ぼうさいおおいたし	荷揚町 2-31
中継局	ぼうさいおおいたしさがのせきちゅうけい	大字佐賀関字浦河内 2857-3
	ぼうさいおおいたしおおいたひがしちゅうけい	下戸次字夜明城 6293-7
再送信子局	ぼうさいおおいたしこうざきぎょこう	馬場 429-23
屋外拡声子局	下浦１	大字一尺屋 2473-6
	下浦２	大字一尺屋 2992-78
	上浦	大字一尺屋 2037 番地
	田ノ浦	大字一尺屋 523-3 地先、 大字一尺屋塩矢倉 799 番 7
	室生	大字白木字室生 3 ノ 3570 番
	玉井	大字白木 2555-4
	白木１	大字白木 1238-1
	白木２	大字白木 945-5 地先
	秋ノ江	大字白木 290 番地の 8
	秋ノ江２	大字白木 343-64
	佐賀関漁協	大字佐賀関 2016 番地の 4
	田中	大字佐賀関 1603-7
	田中体育館	大字佐賀関 2609-3
	幸ノ浦	大字佐賀関 5355-6
	小黒	大字佐賀関 4352-5
	黒ヶ浜	大字佐賀関字大黒 4280 番
	福水	大字佐賀関 3951-3
	佐賀関支所	大字佐賀関 1407 番地の 27
	黒砂	大字佐賀関 3353 番
	佐賀関中学校	大字佐賀関 2 の 115 番地の 2
	辛幸	大字志生木字辛幸 3670 番 6
	志生木	大字志生木字中村 2968 番 1
	小志生木地区	大字小志生木 2380 先
	大志生木小学校	大字志生木 207 番地の 1
	大志生木地区	大字志生木字中須賀 65 番 2

	大平 （道の駅佐賀関 第二駐車場）	大字大平古幸谷 963 番
	こうざき小学校	大字神崎 945 番地の 2
	神崎漁港	大字馬場 432-7
	神崎漁港２	大字馬場 432-7
	市営馬場住宅	大字馬場 669 番地
	細（ポケットパーク）	大字細 154-3
	久原東公園	久原中央 4 丁目 4
	坂ノ市小学校	坂ノ市中央 5 丁目 8 番 1 号
	市営日吉原住宅	浜中 219 番地
	横塚ファミリー公園	横塚 2 丁目 336
	横塚公園	横塚 1 丁目 178
	久保公園	汐見 2 丁目 443
	浜ふれあい公園	大在浜 1 丁目 218
	大在小学校	横田 1 丁目 15 番 58 号
	大在西小学校	角子原 1 丁目 4 番 41 号
	東部清掃事業所	青崎 1 丁目 7 番 17 号
	鶴崎支所	東鶴崎 1 丁目 2 番 3 号
	家島西公園	大字家島字中船入 608-5
	家島南公園	大字家島字渡場 248-2　外
	三佐遠見児童公園	大字三佐字遠見 2216
	遠見地区（ポケットパーク）	大字三佐 1880 番地
	松原緑地	大字三佐字浜新地 1429　外
	三佐小学校	三佐 5 丁目 6 番 8 号
	アポロ公園	三川上 3 丁目 2
	東公園	三川下 3 丁目 4
	原川水資源再生センター	向原沖 3 丁目 1 番 31 号
	向原公園	向原沖 2 丁目 1
	吉祥公園	花高松 3 丁目 3
	日岡公園	向原西 1 丁目 2-1
	日岡公園北側	向原西 1 丁目 2-1
	西原公園	松原 2 丁目 6
	日吉公園	高松東３丁目２
	桃園公園	寺崎町２丁目８

	新貝平和公園	原新町 155
	東部公民館	日吉町 3 番 1 号
	萩原中央公園	萩原 4 丁目 182
	萩原西公園	萩原 1 丁目 312
	平和市民公園	東浜 2 丁目 187　外
	津留小学校	東津留 1 丁目 4 番 1 号
	大洲緑地（愛鳥の森）	大洲浜 1 丁目 117
	大空児童公園	大津町 3 丁目 18
	大洲園処理場	西新地 1 丁目 7 番 3 号
	長浜小学校	長浜町 2 丁目 6 番 25 号
	コンパルホール	府内町 1 丁目 5 番 38 号
	碩田学園	碩田町 2 丁目 5 番 60 号
	公設卸売市場	豊海 3 丁目 2 番 1 号
	本庁舎	荷揚町 2 番 31 号
	えびす公園	大字勢家字春日浦 843-77
	春日町小学校	西春日町 1 番 48 号
	さくら公園	大字生石字久保田 410-1
	王子町	王子町 11 番
	かんたん港園	生石 5 丁目 8 番
	八幡小学校	大字生石 82 番地の 1
	白木地区	神崎下白木 4 組
	田ノ浦ビーチ	大字神崎字浜 4253　外
	おさる館	大字神崎字ウト 3078-40
	稙田支所	大字玉沢 743 番地の 2
	大南支所	大字中戸次 5115 番地の 1
	野津原支所	大字野津原 800 番地
	明野支所（中央消防明野出張所）	明野南 1 丁目 1 番 10 号

１０１　大分市 IP 無線管理運用規程

（趣旨）

第１条　この規定は、大分市における IP 無線の適切かつ円滑な運用を図るため、管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、IP 無線とは携帯電話のデータ回線を利用した無線通信システムの総体をいう。

（無線機の設置場所）

第３条　無線機の設置場所は、無線機管理台帳（別表１）のとおりとする。

（組織等）

第４条　IP 無線の管理および運用にあたり、総括管理者、副総括管理者、管理責任者及び管理者を置く。

２　総括管理者は、大分市総務部長をもって充てる。

３　副総括管理者は、大分市総務部防災局長をもって充てる。

４　管理責任者は、大分市防災危機管理課長をもって充てる。

５　管理者は、別表１中管理者の欄に掲げる者をもって充てる。

（総括管理者等の任務）

第５条　総括管理者は、IP 無線の管理及び運用の業務を総括する。

２　副総括管理者は、総括管理者を補佐し、総括管理者に事故があるとき、又は総括管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

３　管理責任者は、総括管理者の命を受け、IP 無線の管理及び運用の業務を行うとともに管理者及び通信取扱者を指揮監督する。

４　管理者は、管理責任者の指示のもとに、IP 無線機及び付属品等の管理、運用及び保全を行う。

（通信の原則）

第６条　通話は、簡潔明瞭に行うものとし、目的に反することに利用してはならない。

（通信の種類）

第７条　通話の種類は、次のとおりとする。

（１）　一斉通話　　全端末に対し、通話を行うこと。

（２）　グループ通話　　別表１に規定する通話グループに対し、通話を行うこと。

（３）　個別通話　　端末相互間で通話を行うこと。

（４）　強制通話　　相手端末の通話を強制終了させ、通話を行うこと。

（秘密の保持）

第８条　業務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（運用時間）
第９条　IP 無線は、常時運用するものとする。
（非常時における通信体制）
第１０条　総括管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「緊急時」という。）においては、IP 無線が完全に機能し、通話が円滑に行えるよう通信取扱者の待機その他の必要な措置を講ずるものとする。
（通話訓練）
第１１条　総括管理者は、緊急時に的確な対応を行うため、定期的な通信訓練を実施するものとする。
（無線機の管理）
第１２条　管理責任者及び管理者は、無線機について、その機能が十分発揮できるよう維持管理に努めなければならない。
２　管理責任者は、無線機管理台帳（別表１）を作成し、無線設備の良好な管理を行わなければならない。
３　管理者は、無線機に故障、破損等が生じた場合は、直ちに管理責任者に届け出なければならない。
（災害関係諸機関との連絡）
第１３条　総括管理者は、災害関係諸機関と連絡を密にし、円滑な通信の運用に努めるものとする。
（その他）
第１４条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則
この規定は、令和４年６月１日から施行する。

別表１―省略

する委員を除く。）並びにこの条例の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される改正後の第４条第５項第２号及び第９号に規定する委員の任期は、同条第６項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

附　則（平成２４年条例第３６号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

２　この条例の施行の日以後最初に委嘱される改正後の第４条第５項第９号に規定する委員の任期は、同条第６項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

最近の大分市地域防災計画修正履歴	
昭和６１年　３月修正	平成２２年　３月修正
昭和６２年　３月修正	平成２３年　２月修正
平成　元年　３月修正	平成２４年　３月修正
平成　３年　３月修正	平成２５年　８月修正
平成　５年　３月修正	平成２７年　３月修正
平成　６年　６月修正	平成２８年　３月修正
平成　９年　３月修正	平成２９年　３月修正
平成１０年　７月修正	平成３０年　３月修正
平成１３年　３月修正	令和　２年　３月修正
平成１４年　４月修正	令和　３年　３月修正
平成１６年１２月修正	令和　４年　３月修正
平成１８年　３月修正	令和　５年　３月修正
平成１９年　３月修正	令和　６年　３月修正
平成２０年　３月修正	

大分市地域防災計画

（令和６年３月修正）

発　　行　　大分市防災会議

担当部局　　大分市防災会議事務局
（大分市総務部防災局防災危機管理課）

ＴＥＬ：５３４－６１１１